

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第15回）

《衆議院副議長就任》

○横路 副議長に就任したのは、ちょうど小泉さんの郵政選挙の後なんです。その直前に前原誠司さんが民主党の代表になりました。自民党が圧倒的多数を取ったので、衆議院の副議長も取るんじゃないかと言われていたんですが、一応、議長は自民で、河野議長はまだ期間が短いから、引き続きやりましょうということになったようです。私のところに、前原さんから副議長と言われまして、全然想定なんかしていなかったのでびっくりしまして、一応、私もそのときに新政局懇談会という党内のグループを作って会長をやっていたものですから¹、ちょっとそっちに相談して、横路さん、こういうときだからやった方がいいよと言われまして、了承したということで、副議長に就任したわけです。

副議長というのは、議長に何かあったときに議長の職務を代行するということは決められているんですが、あと、そのほかのことは

¹これは自民党寄りの政治姿勢をとる鳩山代表と対立を深めていた横路氏が、2001年11月の自衛隊派遣の国会承認をめぐる党議拘束を破って反対票を投じたことを契機に、次期代表選を見据え、事実上の「横路派」を立ち上げたものである。財界さっぽろ編集局『リアルタイム「北海道の50年」政治編 1960年代～2010年代』（財界さっぽろ、2013年）209～212頁、板垣英憲『民主党派閥抗争史——民主党の行方』（共栄書房、2008年）16～41頁。

何も、どこにも決められていません。要するに、議長を補佐して、円満な議会運営に当たるということが中心であろうかと思えます。

副議長に就任してから河野議長に、政治活動というのはどのぐらいやっていいんですかと聞いたたら、政治家なんだから講演会なんかに行つて話したりするのは自由だ、ただ、やはり政局絡みのことに關しては、影響も大きいから、それは慎重に、話をするのは避けた方がいいよと言われまして、あとは自由ですよ言われたんです。

河野議長とは、軍縮議連と日中議連で一緒でしたので、よく人柄を知っていました。また、私が最初に当選してから²、3年目ぐらいかな、産経新聞で、「政治改革はオレたちにまかせろ！」という題の対談を二人でやっています²、それからずっとよく知っておりますので、河野議長を支えてやっていこうと思いました。

副議長は中立公平が必要だろうということで、民主党内のいろいろな活動は、誰に言われたわけでもないですが、自分でちょっと避けるところは避けた方がいいなといって、その新政局懇談会の運営も赤松広隆さんたちに任せました。ただ、必要な勉強会にはもちろん顔を出していました。

²2009年政権交代時までの民主党内集団の利益派閥化や、所属グループ・当選回数に基づく平等主義的な党内役職配分のあり方について、濱本真輔「民主党における役職配分の制度化」上神貴佳・堤英敬編著『民主党の組織と政策——結党から政権交代まで』（東洋経済新報社、2011年）29～69頁も参照。

²昭和50年1月3日サンケイ新聞掲載。

ということ、副議長に就任しまして、初めて議長席に座って、よく議席というのが、広く見えるんですね。誰がやじを飛ばしているとか、誰がよく席を立ててあちこちうろついているかというのがよく分かるんですよ。

最初に座ったときに本当にびっくりしたのは、離席が多いということですね。席を離れて、退場したり、あちこち行ったり来たりしている。行ったり来たりしているのが一番多いのは、元文部大臣が多かったですね、名前はちよつと言えませんが、そんなことで、これもまたちよつとひどいかなと思いました。

副議長になるとSPがついたので、これは大変だなと思って、ついた直後は、例えば買物に行くとか映画を見に行くというのも、一旦宿舎に帰って、帰ったらSPが離れますから、それから一人で出ていたんですね。あるとき、それがばれてしまつて、ともかく一人で出歩いて何かあった場合には責任は我々にあるんだから、それはちよつとやめてもらいたいと言われて、私も、誰もそんなこと、心配はないと思いましたが、そういうようにして、SPの人とほとんど朝から晩までつき合っていました。

副議長になると、副議長公邸があつて、そこに入るんですよ。この副議長公邸というのは長州藩の木戸孝允の屋敷跡なんです。渡部恒三さんという福島出身の副議長は、よく、俺はどうとう長州を征服した、こう言っている話がよく分かりました。会津と長州というのは、会津藩とはもう本当に、例の戊辰戦争を含めて大変な関係

でしたから³。

この副議長公邸の隣が乃木神社なんです。乃木さんの住まいと神社があつて、結婚式になると雅楽がばあつと聞こえてくるわけです。副議長公邸は結構居心地がいいものですから、私はほとんど議員会館には来ないで、毎日公邸の方に通っていました。

公邸の中の副議長室は庭の方に向けて机を置いてありまして、その庭の中に、古い、立派な山桜の木があるんです。これがちらほら散つてくると、結婚式を挙げると雅楽が聞こえてくるでしょう。音楽が聞こえて花が散るなんという非常にいい風情の中で、副議長時代は非常に、資料整理とか勉強がよくできました。もちろん、職務は職務でしっかりやっておりました。

ただ、国会議員とのつき合いが少し狭くなつたかな。専ら、議院運営委員会とか国対との関係のメンバーとつき合うようになって、一般的なつき合いはちよつと薄くなつたかなと思います。

○赤坂 政治家としてのキャリアの中で副議長や議長に就任するということが持つ意味合いというんですか、それが各政党の中で、首相を目指して切つ張つた者として、ある程度公平な審議というもの、中立公平な立場を意識して議事運営に携わる立場というのは、少しニュアンスが違うかもしれせん。副議長、そして議長への道を歩まれ出すということについて、お受けされるときにどういう御印象をお持ちだったのか。それを断るといふ選択肢もありませんでしたらどうか。

³ 第2回記録も参照。

○横路 断るという選択肢はあったと思いますよ。しかし、別に私は何かそういうのを目指してやってきたわけでもありませんし、多分、議長、副議長というのは、それを目指してやるという人は余りいないんじゃないかと思います。

たまたま、一つは民主党ができて、1998年の参議院である意味での与野党逆転ができて、そして、例えば両院合同会議で議論を進めてくるというような状況の中で、あのときはもう3分の2以上取ったですからね、小泉政権は。圧倒的多数だったわけですから。そんな中で、じゃ、私ももう大分このとき年ですから、2005年だと、1941年だから64歳か。まあまあ、そういうことですから、国会全体のことを眺めてみる、国会全体のことを考える、国会全体の方向性について議論する（という道を選ぶことも不自然なことではありませんでした）。

河野さんが議長だったということもあつたと思います。河野さんと一緒に、民主主義のベースであるところの国会の機能について、若い頃、それこそ対談したときに、国会改革は俺たちに任せよみたいなテーマの対談をやっていたこともありまして、そんなことも思い出しながら、仲間もいいんじゃないかと言うので、副議長を引き受けたということでした。決して何かそんな議長を目指してやってきたわけじゃありませんが、たまたまそういうことになったということです。

⁴ 『衆議院先例集〔平成29年度〕』の柱65「議長、副議長が党籍を離脱する。」を参照。帝国議会期には議長・副議長が党籍離脱をするこ

○赤坂 逆に、副議長、そして議長の道を歩まれるということが、例えば将来の首相を目指すという道にとって障害になるというふうにはお考えになられませんでしたか。

○横路 それは全然、何とも考えなかつたですね。頭の中になかつたですよ。

○赤坂 また、副議長への就任に伴って、民主党のいろいろな活動から少し距離を置かれたというお話でしたが、私ちよつと不勉強な人ですけれども、かつて、議長等の党籍離脱というお話もあつたやに思います⁴。横路先生が副議長、そして議長をされたときというのは、こういった各党派から中立な立場を保つための仕組みについては、どのようなものがあつたのでしょうか。

○横路 会派の離脱ですね。党籍は離脱していません。河野さんもたしか、自民党籍を持ったままでした。私も、副議長の時も民主体籍を持つていましたから代表選挙に投票してました。

○赤坂 なるほど。会派を離脱する。では、民主党員では当然あるわけですけれども、国会の中では……

○横路 そうです。民主党会派には入っていないので、無所属会派になるんですよ。具体的には、会派に拘束されないということですよ。

○赤坂 それから、副議長にはSPがつくというお話でした。SPがどういった形で警備につくのか、例えば議会の中まで入ってくる

とが例であり、国会になってからも、議長・副議長が「院内において党籍すなわち所属会派を離脱」したことは少なくない、とされる。

のかとか、その辺り、簡単に教えていただければ幸いです。

○横路 SPの人は一人ですよ、ついているの。

○赤坂 議長も一人ですか。

○横路 議長にも一人、副議長にも一人。一人、特定の人間ですから。人事で交代する、何年か一人なんですから。私は何人いたのかな、結局は。副議長と議長をやりましたからね、結構たくさんのSPの人にお世話になりました。

○山口 二人でいて、一人ずつ交代でやっていたんですね。

○横路 ああ、二人でやっていたかな。そうか、交代だったのね。1回に二人のSPがいて、交代で、いずれにしてもつくんです。だから二人のSPがいたから、副議長、議長を合わせて四組八人。

そのときによって違うわけですよ、交代だから。でも、1日は大体同じ人がやるんです。朝来て、あとどこに行くとかはみんな一緒です。

会議の中に入っていたつけ。いいよというところは入ったのか。

○山口 会議は入っていないです。

○横路 会議は入っていなかった。あとは、映画を見に行くときは一緒に見に行っていました。

○赤坂 夜に外出されることも当然あるかと思うんですけども、そういうときも交代で一人のSPの人がずつついて回るわけですか。

○横路 そうですね、ついていますね。だから、余り夜は遅くならないように〔配慮しました〕。

○赤坂 そうなりますね。ずっと待っていないといけないということになるわけですね。

○横路 それから、札幌へ行くときもついてきますから、北海道でもずっと一緒にあります。

○赤坂 飛行機も、例えば隣の席に乗って。

○横路 隣ではないんですけども、そばに乗っています。

○赤坂 ちなみに、議長や副議長になった場合は、通常の国会議員と空港とかでの待遇が違ったりしますでしょうか。

○横路 いや、そんなことはないですよ。

ただ、議員が自分で注文すれば、控室があつて、そこから案内していく。だから、議長るときはそうされましたね。

副議長るときはあつたかな、どうだったか。空港の中は余りあれだよな。でも、大体、議長、副議長るときは控室のようなどころに行つたね。

○但野 公務のときと公務でないときとでちょっと違うと思ひますので。

○横路 公務と、そうか、それで何か違つたか。

○但野 お一人で札幌へ帰られるときと、公務でどこかへ行かれるというときと、ちょっと対応が違うと思います。

○横路 対応が違つていたということのようです。

○築山 公務だと貴賓室に御案内されていた感じですね、VIPルームの方に。

○赤坂 分かりました。では、後で少し補つていただくということ

で、思い出されることがあったらお願いします。

○横路 はい。海外などへ行つたときも一緒です。

○小石川 副議長公邸につきまして、お話を聞くと、当時は議員宿舎に住まわれて、公邸自体には住まわれていなかったのでしょうか。

○横路 ええ。副議長公邸は二階に住む場所があるんですけども、私は利用しなかったですね。1回も泊まったことはありません。あそこにはずっと住んでいた人もいたようです。

○小石川 それはどのような理由なのですか。

○横路 どのような理由というか、自分で食事を食べていたもので。宿舎には食堂がありますし、公邸にはそういう食堂はありませんので。食事には食堂に行くのでも、赤坂の議員宿舎の方が周辺にたくさんありますから、便利なのです。

○小石川 なるほど。では、公邸はオフィスのような形で使われていたのでしょうか。

○横路 そうです。

○小石川 ちなみに、公邸を使う業務というのは、例えばレセプション等があるかと思いますが、ほかに何かあるのでしょうか。

○横路 主にお客さんを迎えることですね。海外からのお客さんを迎えて、会って懇談するとか、夕食会をやるとかいうことです。いいところですよ、あそこは。議長公邸より副議長公邸の方が落ち着いて、なかなかいい雰囲気です。

○原口 今、小石川先生よりもお話がありました。例えば、副議長公邸で民主党の議員さんたちと懇談会とかそういうことはされ

ていたのでしょうか。

○横路 やつたことはあると思いますよ、何も民主党ばかりじゃなくて。それ以外のNGOやNPOの人たちを招いて夕食会をやったこともあります。

○原口 副議長になられたときに、議院事務局から秘書課の職員さんがついたらと思うんですけども…。

○横路 もちろん事務局の人も、私の秘書の人ももちろんいますし、公邸にいる警備の人もいますし、公邸の事務を扱っている方もいますし、あそこは、割と小ぢんまりとしていましたけれども、皆さんそろっていましたよ。

○原口 例えばですけども、戦前ですと議長付とか副議長付の書記官、事務局の職員がついていたわけなんですけれども、先生が副議長になられたときに、事務局の職員さんが専属でつく、ということはありませんでしたでしょうか。

○横路 もちろん専属でついています。衆議院の方の人事で来られて、大変すばらしい人だったので、私は副議長から議長になるときも、替えないでその人にやってもらいました。

○原口 あと、先ほどお話の中で、議長席からは議員の様子がよく見えるというお話がありました。実際、議長がいる中で副議長が議長席に座って議事を運営するというのは、具体的にどういふ場合でしょうか。

○横路 例えば本会議の代表質問で、ずっと続きますでしょう。そして、代表質問だから、自民党と民主党なんかの第一党のときは議

長が座っているんだな。河野議長のとときは、2時間以上かかりそうなきは交代するということなのです。別に決まっているわけじゃなくて、その会議のときにここで交代しますということを経験が始まる前にもちろん言われているわけです。だから、初めは議席に座っていて、それを抜け出していったという感じですね。

《国会の役割》

○横路 副議長になって、国会というのは一体どういう役割を果たすべきかということを、ちょっと考えてみました。

私は、知事になる前は専ら質問で、質問するのが楽しいと言ったら叱られるかもしれませんが、いろいろなことを経験しながら、やはり国民のためになることはということで、国会の議論に熱中、集中していました。

それから、知事になりましたして今度は行政の立場になって、初めて行政と議会という関係ですね。しかも、議会はいつも自民党が多数でしたからね。その多数の議会とどうするかということで、これも、1回目はお互いに知りませんから、ぎくしゃくしているいろいろなことがありました。だんだんお互いを知るようになって、やはり運営も何となくうまくいくものなんです。そのときは、向こう側のトップの人間との信頼関係ができるようになっていくんだなというようにことを知りまして、行政と議会というように関係を目を向けることができるようになったわけです。

知事を辞めてから議会に戻って、新しい政権を目指そうというこ

とで民主党を作って、しかもその直後に参議院の選挙があり、1998年だと思えますが、自民党が少数派になってしまつて、参議院で与野党の逆転が起きたんですね。金融国会のときで、あのときは、自民党が我々の金融関係の案を丸のみすることになりました。野中さんが官房長官で、小沢さんが総理大臣だったと思います。そういうようなこともありまして、参議院の大きい力〔を実感し〕、そのときに、やはりある程度、今度は衆議院だなという感じが非常に強くありました。

これはまた後の福田さんと小沢さんの連立の話になるんですけども、国会で与野党逆転したときに連立という話はやはり出てくるわけですね。この小沢さんのときには自民党は成功したわけですよ。多数になるために連立を組んだわけです。その相手が、まず小沢さんだったわけです。野中さんが官房長官で、「悪魔にひれ伏してでも」とか言って、その言葉が後で有名になりましたが、そうやって手を結んでいった。そのバックがあつたので、小沢さんが民主党の党首のときの福田さんとのいろいろな問題、これは後々の話になりますけれども、あるんだなというように思っております。

国会というのは、やはりまず主権在民ですから、民主主義の一番の基本のベースなんです。民主主義の一番のベースというのは何かと云ったら、国民の声を聞くこと。国民が何を求めているのか、今、日本の現状はどうなのか、世界はどうなっているのかということとを調べて、それをちゃんと政治に反映させていくというために国会というのは開かれているわけですから、やはり開かれた国会でな

きやいけない。知る権利と情報の公開は、民主主義の一番のベースのところですよ。

私は、行政と議会というのが、いろいろな対立、協働の関係にあるわけですけども、議員間での議員同士の議論の仕組みというのは、これは最初に国会に出てきたときから思っているんですが、全くなくて、我々が議論するのは、いつも行政と議論しているわけですね。行政と議論していつて、ある程度は、これは将来こうだなと思っただものは、そのうち何年か後に政府が取り入れて政策化していくというようなことを繰り返してきたんじゃないかと思えます。

だから、やはり国会というのは主権在民のベースであるということが一つ。そして同時に、立法機能として、そのために法律を作るということになりますから、法律は政府提案もあるし議員立法もあるということになるわけで、民主党を立ち上げた後の1997年以降、97年、98年、99年、我々、議員立法というのを中心にやりましたから、議員立法でわあっと増えています。ところが、これは、その後、民主党政権になって、ぐっと下がっちゃうんですね。

⁵ 第20回記録を参照。

⁶ 土井たか子・鯨岡兵輔(述)『「国会改革」を語る』(自由民主党東京都衆議院比例区第一支部、1997年)、及び赤坂幸一・中澤俊輔・牧原出(編著)『議会政治と55年体制——衆議院事務総長の回想』(信山社、2012年)350頁以下を参照。土井・鯨岡両氏の私的研究会「国会改革に関する私的研究会」の「国会改革への一つの提言(第1次提言)」・「議員立法の活性化に関する一つの提言(第2次提言)」と、それ

それはまた後でお話ししましょう⁵。

そういうことで、議員立法のあり方についていろいろ調べたら、土井たか子さんと鯨岡兵輔さんが議長、副議長のとときに、議員立法を促進しようということで、発議の要件を緩和するとか、あるいは会派の承諾を廃止するとか、あるいは、もつと立法補佐機能を強化しようとかいうようなことをいろいろ提案されていたんですね。この後に我々は政権を目指して、議員立法を、これらの提案をベースにしながら頑張ったということです。

もちろん、立法の補佐機能としては衆議院の事務局や調査室がありますし、あるいは国立国会図書館もありますし、議院法制局もあるわけですし、そういうところの強化をどうするのかということも課題だなと。

それから、行政のチェックということになれば、やはり国政調査権になるわけです。国政調査権というのは憲法で決められているわけですよ、証人の出頭とか証言とか、記録の要求や何か。しかし、委員会の採決が必要ですから、どうしても多数派が採決に反対すれば行使できない⁷。

に対する研究会参加者自身のコメントとして、上田章「国会改革への一つの提言」白鷗法学2号(1994年)143頁以下、及び上田章・五十嵐敬喜『議会と議員立法——議員立法についての元衆議院法制局長との〈対論〉』(公人の友社、1997年)も参照。なお、2008年段階の民主党議員による議員提出法律案について、板垣・前掲『民主党派閥抗争史』204〜208頁も参照。

⁷ 少数派権としての議会調査権の制度設計及び運用の必要性について

国政調査権というのは、どちらかというと、むしろ少数派にしっかりと与えなければ行政のチェックの役割はできないんじゃないかというところから、国会でも議論があつて、少数派の権利としての予備的調査制度だとか、あるいは党首討論というのもそういうものとして作られたんだろうと思つておりました。

そんなようなことを思いながら、これからの国会運営をどうするかということでは仕事が始まったわけなんです。

《国会審議の問題点》

○横路 衆議院〔本会議〕は、御承知のように、火曜、木曜、金曜の午後1時からです。参議院は、月曜、水曜、金曜の午前10時からですね。まず議院運営委員会が開かれる前にその理事会が開かれ、ついで議院運営委員会が開かれて、その委員会には議長と副議長と両方出席する。場所は、議長室があつて副議長室との間に議長応接

は、クリスチャン・ヴァルトホフ「近年のドイツにおける議会法の展開——『加重された大連立qualifizierte Große Koalition』を踏まえて」法政研究82巻4号(2016年)331-44頁、及び赤坂幸一「議会少数派権の確立を」(毎日新聞2018年2月26日朝刊)を参照。

8 赤坂幸一・奈良岡聰智(編著)『国会運営の裏方たち——衆議院事務局の戦後史』(信山社、2011年)423頁の衆議院構内図を参照。
9 2021年7月16日、立憲民主、共産、国民民主、社民の野党4党は、政府の新型コロナウイルスへの対策や東京五輪・パラリンピックを巡る対応などを国会で質疑する必要があるとして、憲法第53条に基づき、臨時国会の召集を求めたが、政府は閉会中審査で対応するとし、これに応じない構えを見せていた。

室(議長サロン)があつて⁸、専らそこで議運が行われたわけです。

国会は、常会が150日で、あと臨時会と特別会です。

臨時会のことは今ちょうど話題になっていきますから、ちょっと話をしますが、憲法53条で、国会の方から、4分の1以上だったかな、議員の要求があれば国会を開かなければいけないという規定があるわけですね。しかしながら、4分の1以上の要求があつたのに臨時会が開かれなかった、安倍政権のときに約3ヶ月放置したということについての那覇地裁の判決が、2020年の6月に出ています。これは(単なる政治的責務ではなく)法的義務だというように言われている¹⁰。今回も要求が出ているんだよね。

政府の方は、臨時会の召集は高度に政治的な行為であつて、裁判所は判断する権限を持たないと(主張しています)。どうしていつも行政はこういうことを言うのか。ここは非常に問題ですよ、司法権が及ばないという言い方というのは。大体、こんな考え方が余り

10 那覇地判令和2・6・10判時2473号93頁は、次のように指摘している。「憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集については、議院の総議員の4分の1以上の要求がある場合において、内閣が憲法上の要請に基づき行う必要があるものであつて、これは単なる政治的義務と解されるものではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務と考えられる。また、憲法53条後段は、議院の総議員の4分の1以上の要求があつた場合に内閣に臨時会の召集を義務付けるものの、その召集時期については何ら定めを置いていないが、召集の要求がされてから合理的期間内に臨時会を召集する義務があると解される」。この点については、岡山地判令和3・4・13裁判所ウェブサイトも同旨。

通らないということにはなっているんだと思うんですけども¹¹。そんなことを言ったら、違憲審査制度はもう骨抜きになってしまうわけです。

判決は、「司法審査の対象とする必要性が高い」ということを言うております¹²。少数意見の尊重ということと、行政権力行使のチェックという二つの目的からいえば、やはりこれは、召集要求に速やかに応ずるのが当然の話であって、この政府の主張は通らないと思います。

ということで、国会でいいますと、一つは臨時会が、政治的にい

¹¹ 裁判所は、昭和35年大法院判決の統治行為論を建前としては維持しつつも、「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為」（いわゆる「統治行為」）の概念を狭く限定することを通じて、統治行為論に基づく司法審査権の否定を限定的に解している。

一般に、統治行為の具体例としては次のものが挙げられる（入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（第一法規出版、1976年）687頁、706―709頁）。

- ① 内閣・国会の組織に関する基本的事項（内閣総理大臣・国务大臣の任命〔憲67、6①、68〕等）
 - ② 内閣・国会の運営に関する基本的事項（閣議の構成・閣議決定〔内閣4〕、国事行為に関する内閣の助言と承認〔憲7〕等）
 - ③ 内閣・国会の相互交渉に関する事項（国会の召集・衆議院の解散〔憲7、69〕）
 - ④ 国家全体の運命に関する重要事項（外交問題や、自衛隊法上の防衛出動命令〔自衛隊76〕等）
- これらのうち、政治部門の裁量や自律権論で司法権行使の限定を導ける場合は、あえて統治行為論という憲法上の根拠の曖昧なグラウンド

ろいろ問題が起きたときにちょっと問題になり得る。あとは特別会が衆議院解散による総選挙の後に開かれます。

それから、国会は会期中で開かれています。だから、会期中議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。閉会中審査の議決のない場合には廃案になってしまうんですね。だから、いつも会期末の攻防と言われて、野党の武器にもなるし、逆に言うと野党側の不満の要因にもなっているわけです。

つまり、いつも参議院の方からは、この法律、会期末に近い今頃送ってよこすなんて、もうちょっと早くちゃんと送ってよこせとい

セオリーを持ち出すまでもなく、例えば前述の入江俊郎の区別についていえば、①内閣・国会の組織に関する基本的事項や②内閣・国会の運営に関する基本的事項は、自律権論で説明すべきことが指摘されている（佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂、2020年）698頁）。

¹² 前述の那覇地裁判決に曰く、「憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集決定は、『議院の総議員の4分の1以上の要求』という同条の規定する要件を満たした場合には、内閣が臨時会の召集決定を行う憲法上の義務を負うものであり、仮に内閣がこの義務を履行しない場合（不当に召集が遅延した場合を含む）には、憲法53条後段の趣旨すなわち少数派の国会議員による国会の召集要求の途を開け、少数派の国会議員の意見を国会に反映させるといふ趣旨が没却されるおそれがあるのであって、そのような事態が生じる場合には、議院内閣制の下における国会と内閣との均衡・抑制関係ないし協働関係が損なわれるおそれがあるといふべきであるから、司法審査の対象とする必要性が高いといふべきである」と。

う、審議時間を確保したいという要求があります。これはもちろん非常に真面目な要求です。

それから、参議院で先議しよう。何も衆議院からばかり審議をして参議院に送るのではなくて、参議院でどんどん先に審議をやるんじゃないか、そして衆議院に送りましょう、そうすると会期末の攻防ということは余りなくなるんじゃないですかということ¹³。

そして、会期制度の廃止の議論もありました。これは両論がありますが、実は、これは議長の話なのでそのときにお話ししますが、2012年の8月だったと思います、平田参議院議長と相談して、会期の今の状況をやめてしまおうという案を作りまして、提案したことがあります。

要するに、熟議の国会とよく言われますが、それが十分行われているかどうか。もっと自由に修正したり削除したりするようなことができないんだらうかというのを考えまして、今はどうなっているかという、私が議員になった頃の方がそういう点は自由だったなと思います。大体、委員会の開会に先立って、発言の時間とか発言の内容、採決のときまで決めてしまっている場合が時によってあるんですね。だから、ものすごく短くなっているんです。

ずっと前にお話ししましたが、私が初めて入った内閣委員会では、

¹³ 例えば「参議院の将来像に関する意見書」(平成12年4月26日参議院の将来像を考える有識者懇談会)は、いわゆる基本法の参議院先議や、地方分権・地方自治制度に関する参議院の優先的審議権の導入を提案している。

20数本の法律案がいつもかかるんですけれども、それは、ともかく委員会のメンバーの質問が終わったら採決していく。どういう順番でやるかというのは理事会で決めますけれども、この次の質疑は何々だよというだけで、そして希望者を募るわけです。希望者を募って、それで時間はとって大体の時間を言って、そうしたらいつ頃になりますねというやり方なんです¹⁴。

今は違って、全体の質疑時間を決めちゃって、各党割り振りをして、そして決めてしまうという感じですよ。2日でやるなら2日とか、1日でやるのか、そんなことになったんですね。

いつからこういうことになったのかというのを調べてみると、どうも細川政権のときに自民党のつるしにあったようなんですね。国会の用語というのは、時々、つるしだとか分からぬ言葉があります。要するに、本会議での趣旨説明及びこれに対する質疑を省略していきなり委員会にかけるといふんじゃないかと、全て一つ一つ本会議で議論してから委員会に付託しろということになるわけですよ。これをやられたら、法案そのものの審議はものすごく遅れてしまうわけですよ、一件一件やっていたのでは。

そこで、与野党の国対で話をして、じゃ、この法案とこの法案ぐらいは委員会に直接かけるようにして、本会議でやるのはこれとこ

https://www.sangin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1478400.pdf

¹⁴ 第4回記録を参照。

れとこれぐらいにしようじゃないかというような話をする。だんだんそういう調整が働いていって、今のような国会運営の姿になっているんですね。

どうして議論にならないのかというと、自民党が事前審査をやっているわけですよ。官僚の説明を事前に聞いて、議案についてもいろいろ評価もし、直すところも直し、そうして手続を取ってから国会にかけるわけですから、そうやって国会に出された法律は、あとは通すだけということになってしまいうわけで、そういう運営にずっとなってきたわけです¹⁵。

しかし、これにはもちろん、若手の中からは、自民党の中からも批判が出ていて¹⁶、もうちょっと我々もしっかり議論に参加したいし、国会で議論して修正するところは、議論を聞いていて、やはりこれぐらい直した方がいいなとか、この規定はちょっと危ないなとか、やはり党派を超えて考えるものというのはあるんだから、それがちゃんと、あつたらそのようにしていくような運営をすべきではないかという意見が、与党の方からも、若手の議員から何度か出ています。

しかし、今でも実態は余り変わらないで来てしまっておりまして、紛糾したときには、議院運営委員会の中の議論というよりは、各党の幹事長、国対委員長が出てきて始末をつける、こういうことになっているわけです。

¹⁵ 例えば参照、奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流——事前審査制の史的検証』（吉田書店、2015年）。

《社会保障改革と両院合同会議》

○横路 そういうことで、基本的に今までの国会運営なども考えながら副議長としての仕事が始まったわけですが、皆さんのところに「副議長時代の主要行事（一覧）」（後掲）というペーパーが行っていると思います。大体こういう方向に沿って話をしていきたいと思っております。

まず、小泉政権のときの話で、一つ、これもちょっと私からいうと残念な思いがあるのは、社会保障の両院合同会議の話なんです。これは、小泉さんの解散で途中で終わっちゃったんですよ、8回ほどやって。

2004年5月に、自民党と民主党と公明党の三党合意で、年金の一元化問題を含めた社会保障制度の全般の見直しについてやっていこうという合意ができます。というのは、年金問題には非常にいろいろな問題がありまして、民主党の方は、国民年金は空洞化しているし、年金制度の抜本改革のためにも年金の一元化、それに対して自民党の方は、もうちょっと広く社会保障全体の給付と負担の問題など、これは税と負担の問題なんです、そういうような問題なども含めてやろうじゃないかというように議論がずっとありましたのを、何とかそれを、一つお互いにしっかり議論してまとめていこうじゃないかということになりました。

そして、2004年5月、6月になりますか、年金制度改革関連

¹⁶ 大山礼子「国会改革の作法」法学83巻3号（2020年）28頁以下（特に30頁以下）を参照。

法案について、この与野党の合意を受けて、「政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする」というのを法案の附則第3条でもって修正したんです。つまり、社会保障制度全体の一体的見直しの議論、公的年金の一元化、この二つの議論が、対立するものではないんですけれども、その二つの議論が流れていったわけです。

そういうことで、2005年の4月に両院合同会議ということで決議が行われました、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」として、議論に必要な論点を国民に提示して、あらゆる観点からの議論を尽くして、社会保障制度なканずく年金制度改革について、全力を傾注しなければならぬということ、メンバー35人で、会長は与謝野さん、代理が仙谷さんです。トとして、8回開催しているわけです。テーマは、公的年金制度の必要性、国民年金の位置づけ、国民皆年金の意義、国民年金と生活保護の関係といったようなテーマで議論しました。

私もメンバーで、この8回に参加して議論をしています。大体、

¹⁷ 「国会法の一部を改正する法律」（平成23年法律第111号）により、東北大地震に伴う原発事故の国政調査を行うため、国会に「両議院の議院運営委員会の合同協議会」が置かれ、同じく国会に設置された有識者からなる「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（平成23年法律第112号に基づき設置）の人選や、同調査会の要請に基づく国政調査の実施がその任務とされた。

論点も、例えば、両院合同会議で、4項目の討議終了というような形で、第5回から第8回までの主な論点の整理などもやっているわけですよ。これが急な解散でそのままになったものですから、せっかく論点の整理をしているもの、これは暫定的なんです。更に最終的に論点整理をして、やっていこうじゃないかというように私は思っていたんです。

大体、この合同会議が、各党の社会保障の問題をやっている主要メンバーはみんな入っているんです。ここでは割と自由に、本当に議論してきているんですよ。それが、小泉政権が大勝したわけです。その後、何でもこれが続けないんだというのと当たってみましたが、どうも自民党は、いや、民主党が反対しているから駄目なんだと言いますし、民主党は、消えた年金の問題や何かいろいろな問題があるので、ちゃんとそこも含めてやらなきゃ駄目だみたいな話がありました。これは終わっちゃっているんです。非常に残念な思いをいたしました。

こういう合同会議というのは、その後、いわゆる原発事故の調査をやるときに初めてこの手法を使ってやるわけですが¹⁷、もっとこの両院合同会議の制度、仕組みというのを使った方がいいんじゃない

その法制上の特質・問題点については、岡田裕二「国会原発事故調査委員会設置の経緯と法制上の課題」法律のひろば65巻4号（2012年）24〜32頁、及び宮本剛志「原発事故に対する立法的対応——『東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法』及び『国会法の一部を改正する法律』の検討」法学研究論集36号（2012年）115頁以下を参照。

いかなど、私はそう思いました。せっかくいろいろと熱心にやられた結果がそのまま眠っているのは、非常に残念なことだなと思っています。

これは、事務局にはちゃんとまとまった論点整理があるんじゃないかと思うんですけどもね。そういうのを表に出して議論すべきかなというように思っております。

○赤坂 こういった両院合同会議は単発の決議に基づくもので、恒久化されなかったわけですが、それはなぜでしょうか。あわせて、両院の話なので、この運営の仕方ですね。各議院の中じゃなくて両院が合同するので、どういうふうに運営するのか、事務局のサポートの仕方もどのように行われるのかという点について、教えていただければと思います。

○横路 ちょっと、その細かいところまでは私も分からないんですが、この場合は、一応、両院合同会議の要綱というのが決められておりまして、どうやるかという運営の仕方についても、合同会議の運営は、会長、会長代理及び幹事の協議によって行う。なお、原則として、幹事会の合意に基づき、運営・議論を進める。合同会議の運営は、政府に対する資料要求など、国会法に基づく委員会運営に準じたものとし、合同会議は公開とするというようなことが、「年

金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱¹⁸。」というものに規定されていまして、その要綱に基づいてやっております。

大本は何かというと、国会で決議をしています。両院合同会議に対する、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案というのがあって¹⁹、その決議に基づいて、この要綱ができて、それでやっているということになりまして、一応、運営の、衆議院と参議院と両方なんですけれども、会長が与謝野さんで、仙谷さんが代理ということになっています。幹事が、衆議院からと参議院からで、自民党の方が、長勢甚遠さん、丹羽雄哉さん、柳澤伯夫さん、そして参議院の武見敬三さん。民主党は、枝野幸男さん、城島正光さん。参議院議員の小川敏夫さん、そして公明党の衆議院議員の坂口力さんが幹事になっていますから、参議院は、そういう意味でいうと、幹事は少ないですね〔武見・小川の両氏のみ〕。

メンバーも、参議院の方が少ないですね。合同会議の各党派の割当ては、自民13、民主12、公明6、共産2、社民2というように、両院において各党派を代表する35人の合同会議ということで、そういう決め方をして運営しているということですね。だから、毎回、幹事会を開いてやったんだと思います。

¹⁸。「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱」、

<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-seido-doko-H17.4.1kaigyokou.pdf>

¹⁹。「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議（衆議院）」、

https://www.shugin.go.jp/internet/iddb_annai.nsf/html/status/ugoki/h17ugoki/05nenkin/nenkin.htm

○赤坂 国会改革について議論されるときに、しばしば自由討議が引き合いに出されますが、議院内閣制のシステムとうまく適合しないといえますか、接合しないので廃れていくことが多いということなんです²⁰、今回のこの両院合同会議の記録²¹を見ると、その自由討議という形で行われたようになっていきます。

これは、ただ、それぞれの人が自分の立場を表明し合うというものだったのか、それとも、もう少し、それを基にお互いで自由に討議し合うという形のものだったのか、その辺りはいかがでしょうか。

○横路 お互い、ある人の名前を挙げて、その意見についてはこういうことを聞きたいとかいうようなこともやっていますので、ある程度、相互にやりとりする形で議論してきていると思います。

ただ、これは範囲が非常に広いですから、絞り込んでいって、そして、集中してやるということにしていく過程がずっとできています。ですから、あと一押しでもってそこまでいけるのにといい、あの解散・総選挙がなければもうちょっと進んだと思います。解散・総選挙で党派の関係も変わってしまいましたからね。また、消えた年金問題とか、いろいろな、特に新しい問題がまた出てきましたので、そういうようなことがあって継続することにならなかったんだと思います。

²⁰ 例えば参照、大山礼子「審議手続」岩波講座現代の法3『政治過程と法』（岩波書店、1997年）200頁以下、同「国会改革と議院内閣制」一橋論叢115巻1号（1996年）129頁以下。

²¹

私は非常にこれは残念に思っています、あのときもうちょっとこの論点整理をしっかりと行って、今度は論点について絞り込んだ議論をする。これは、絞り込んだ議論には必ずしもなっていません。一応、こういう方向でというので、4点ぐらいに、先ほど申し上げたようにまとめてはいるんですけどもね。

《議長・副議長職と天皇》

○横路 次に皇室関係のことにちょっと触れておきたいと思えます。

皆さんも御承知でしょうが、天皇陛下が出席される行事や式典で、衆議院の議長、副議長関係でちょっとお話しすると、まず、新年祝賀の儀が元日に行われます。このときは夫婦で出席をして、衆議院議長が衆議院一同を代表して御挨拶をいたします。参議院の議長もやるかな²²。

それから、1月上旬には講書始、学者や研究者などを呼んできてお話を聞く会がありまして、中旬には歌会始というのがありまして、これに私は出席をしておりました。

それから、1月下旬には通常国会の開会式がありました。このことは後で述べますけれども、開会式のときには、天皇陛下を中央玄

https://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0143_1.htm

²² 参議院議長や首相からも挨拶を申し上げるのが例である。

関でお迎えをして、ずっと階段を一番上まで御案内して、御休所に天皇陛下を御案内して、それから議場に案内をする。そして、衆議院の議長が式辞を述べて、天皇陛下のおことばがあったら、そのおことばを受け取るというような感じになっています。それが、通常国会など、国会の開会式ですね。

それから、春分の日、秋分の日、春季、秋季皇霊祭の儀というのがありまして、これに参列をいたします。これには天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下、更にそのほかの皇室の方が出席されて拝礼をされるということになっております。

それから、国会役員等の拝謁、お茶の会というのがあります。これは、国会議員の委員長等をやっている人たちがお招きを受ける、お昼です。それから、園遊会が春と秋にありまして、これにも、これは夫婦で大体招待をされます。それから、日本国際賞というのがありまして、その授賞式とか、みどりの式典、そのほか植樹祭と海づくり大会というのが行われます。

あと、議長としての仕事としては、通常国会の会期終了後に、審議の経過を天皇陛下に御報告というかお話を申し上げる機会がございます。あと、全国戦没者追悼式ですね、8月15日。また新嘗祭がありまして、これは夜の行事になります。あと、天皇誕生日の祝賀の儀が、これも夫婦で招待されて、議長が大体乾杯をするということになっております。皇后陛下の誕生日にも衆参の議長、副議

長は出席をいたします。

そのほか、例えば日本国憲法60周年記念式典²³とか天皇在位20周年記念式典、議会開設120周年記念式典、東日本大震災の追悼式だとかいうような機会がありますし、議長の就任と退任のときは御挨拶にお伺いをする。総理大臣の指名のとき、内閣総理大臣の指名について結果の御報告と任命式に列席をする。それから、国賓が来たときに歓迎式典と晩さん会に出席をするというようなことが、主に天皇陛下の参加される行事で、それに伴って、議長、副議長も出るということです。

○赤坂 通常会の会期終了後に、議長は天皇に対して会期中の審議内容を御報告されるということでしたが、実際はどれぐらいの時間、陛下への説明や、やり取りというのがあるのでしょうか。

○横路 あれば二人だけの話なんですよ、ほかは誰も入っていない。時間は、何か制限があったつけ。30分ぐらいかな。その時々によるな。結構長いこと話をしていましたよ。報告して、天皇陛下からもお尋ねがあつてお答えするというようなことでやりますから。

○赤坂 この御説明する内容というんですか、これは、例えば秘書の方が準備して、それに手を入れるということなんでしょうか²⁴。

○横路 何が問題かということは自分で判断して、大体は事務所の中では共有できるんです、今国会、何を天皇陛下に話した方がいい

²³ この式典への天皇の出席は確認できなかった。

²⁴ 赤坂幸一・中澤俊輔・牧原出(編著)前掲書197頁によれば、審

のかというの。もちろん天皇陛下の御関心のあるような問題もあるわけですから、そういうようなことについてまとめて報告する。それから、同時に、もちろん大事なこと、国政、外交上の大事なところの議論したことをお話しするわけですから、結構、時間は取ったと思います。10分、20分の話じゃないですよ。

○赤坂 陛下からの御質問も、一つや二つではなくていろいろある…。

○横路 一つや二つじゃありませんよ。

○赤坂 その内容については、しかし、お二人のお話ですの外には出さないということですね。

○横路 はい、そういうことです。それを外に出して問題になった人もいますからね²⁵。

《皇室に関する思い出》

○横路 私人のところでお話すると、皇室の皆さんとは、最初は、知事のときに園遊会にお招きをいただいたんです。園遊会には、天皇陛下から声をかけられるのは三人か四人、いつもいるんですけども、それを選ぶのが新聞記者なんですね。それで、1983年の春に北海道知事に当選して、秋に園遊会に呼ばれて行ったんですが、ちょうど冷害があったひどいときで、冷害の話をお話しながらお声をかけて御心配をいただきました²⁶。そのときには、皇太子妃

の美智子妃殿下からおめでとうございますと言われて、少しびっくりいたしました。

あのときに、中曽根首相なのかな、皇室の皆さんの後に総理がついてきたんですね。あれはいつもやっていたかな、どうかかなと思うんだけど、そのときはともかく中曽根総理が、天皇陛下御夫妻、皇太子殿下御夫妻の後かな、もう少し皇室が続いた後かな、に私の顔を見て、知事はどうだいと言うから、ちょうど解散の話が出ていたものですから、知事になってよかったのは解散の心配をしないですよと云ったら、みんな大笑いになりました。それが園遊会の話です。

それから、国民体育大会で、最初に、上皇陛下が皇太子殿下のとき、釧路に参りまして、そのとき、たしか、みんなが、「頭を下げたまま」でお出迎えに出た人が足しか見えなかったというのでクレームが出まして、宮内庁に申し上げて、あれは拍手で迎えるのは駄目なんですかと言ったら、その次から拍手に変わりました。

それから、豊かな海づくり大会というのが湧別でありまして、これも、前の晩に、この豊かな海づくり大会はレセプションがあるんですね、立食で。このときに来た釧路の漁業協同組合の人たちから、いい毛ガニが入ったからこれを是非両陛下に食べていただきたいと言って、どうされるのかなと思っただけですけど、ともかくおつきの人にお渡ししたんですよ。これ、おいしいですから食べてください

²⁵ 同前196〜198頁も参照。

²⁶ 横路孝弘『民主リベラルの旗の下で』（北海道新聞社、2019年）

と言って。もし切ったりなんかがあれたら、もちろん調理の人間はホテルにおりますから言ってお渡しました。翌日、みんな、おつきの人から、おいしかったとお礼を言ってくれたんですね。でも、両陛下は一言もカニの話はされなかったんです。急にさしあげたものの安全を確認することができなかったからだと思います。あたったりしたら大変ですから。

それから、印象的なのは、南西沖地震で来られて、これは前にもお話ししましたが、一つは、記録をちゃんと取っておいて後のために役立たせてくださいと言われたことと、避難している学校の体育館に行かれて、ひざまずいて一人一人挨拶を、向こうの目線と同じくしてお話をされた。非常に激励をいただいたというのはものすごく印象的でした²⁷。

議長の話もちよっと含めてお話ししますが、大変なのは、2010年に、議長になった後の3月27日に、赤坂の議員宿舎で大腿骨を骨折したんですね。そのときは、妻と娘がいて、三人でどこかよつと遊びに行こうとあって、私が先に下りていてひっくり返ったんですね。

どうしてかといったら、1週間前に段差のところでひっくり返っているんですよ。どこが折れたのかといったら、昔々、中学2年生のときに、足を、左大腿骨を骨折して、それを昔の技術で針金で結んであったんですね。そのところが、同じところが折れているんです。だから、大体、段差でひっくり返ったときに「すでに痛めてい

て」、それから1週間たっているんですけれどもね。

でも、宿舎の中で転んだというのは幸いだったんです。あれは東京駅から新幹線に乗ってどこかに遊びに行く予定でしたから、そうしたらそれこそ大変ですよ、駅のさなかだとか外の道路だとかで転んでいたら。

それから、すぐ救急車で病院に運ばれて、3時間ほどかかりましたが、手術をしました。昔は全身ギブスをはめていたんです。今はもう完全にギブスはなし。そして、チタンを骨の中に通してですね。

それで、あれはたしか土曜日だったんだな、入院した3月27日は。そして、次の火曜日の本会議は出られなかったんですが、その次の本会議は出ていますので、すぐ、手術した次の次の日ぐらいからリハビリテーションだと歩かされましてね。

そして、どうやって「議長席に」行ったかというところ、後ろからです。段があるのでスロープを使って、そのスロープを監視の人たちに押し上げてもらって、上まで押し上げてもらったんです。立つことはできるわけですよ、もう既にチタンが入っていますから。

八代英太さんが参議院議員になったときに参議院の方でどうしたかというところ、階段が、3段か4段のところ、5段のところとか10段とかあるんですよ。それに合わせたスロープを作っていたんですね。それを衆議院で借りてきて利用させてもらったということになりました。その後、手すりを作ってもらいました。

これで大変だったのは、7月になってだから、もう大分、3か月

²⁷ 横路・前掲書79頁。詳細については第8回記録を参照。

経っているんですが、国会の開会式があつて、「天皇陛下を」先導して上まで上がるというのは、これはもう頑張つて上まで上がりました、つえをついて。

それから、開会式的时候は、天皇陛下が壇上でおことばをお話として、そのおことばを受け取つて、階段を、2段か3段なんですけど、後ろ向きで下りてくるというところがあるわけです。前に、衆議院議長が誰か病気になつた人は、それができないからといって辞めた人（福永健司氏（1985年1月24日辞職）もいたんですよ²⁸）。

辞めざるを得ないのかな、どうなのかなと思いましたが、いや、できるのなら別に辞める必要はないんじゃないですかというので、宿舍の中の階段で、後ろ向きに下りる練習を大分しました。

それで、女房が、モーニングの右側のところに輪っかを作つてくれたんですよ。それにつえを差して両手が自由になる。立つのは問題なかったですから、それでおことばを受け取つて、受け取つたのをちよつと巻いて、そして、つえをついて一段一段下りてきた。

後でみんなの話だと、天皇陛下は心配そうにじいっと見ていたぞというので、本当に申し訳なかったなと思いましたが、そんなことが副議長、議長のときにいろいろとございました²⁹。

《宮中行事と皇室経済会議》

○横路 皇室関係の行事について少しお話してみると、講書始、

²⁸ 赤坂幸一・中澤俊輔・牧原出（編著）前掲書、188頁を参照。

²⁹ 横路孝弘『民主リベラルの旗の下で』（北海道新聞社、2019年）

歌会始、これは、いろいろな立場のいろいろな人たちが来てお話をされます。それは、もう全く、分野も、歴史や文化の件が多いんですが、政治の話や経済のお話もありまして、私もそのとき、話をするのは、まあ、1月のスタートだなと思つてお話をしています。

割と印象に残っているのは、2009年のときに伊丹敬之さんという、これは一橋の名誉教授の人で、当時は東京理科大学の教授ですが、「日本企業の人本主義システム」というお話をされたんですね。資本主義じゃなくて人本主義。

それは何かというと、日本の企業は、ともかく人を大事にした、まず働く人を大事にした。だから、今でも中小企業の中でも、従業員の給料は少し上げてやっても自分は抑えるとか、そういう人たちも結構たくさんいるんですよ。それから、地域の人のつながり。地域の中で企業も生きていて、そういう感じのコミュニケーションも非常にいいですよ。

それからもう一つは、企業をやっているいろいろなつき合いがある、その長いつき合いを大事にした。例えば、ある品物を作る部品が、今までよりこつちが安くてこつちがいいよといって話を持ってきても、つき合いを大事にしたんだというような話を彼はされまして、だから、こういう人本主義を日本の経営者や何かがみんな守つてやっていたら日本経済も心配はありません、というようなお話だったんです³⁰。

77〜79頁も参照。

³⁰ ご進講の全文については、以下を参照。

2009年というと、小泉〔純一郎・首相〕、竹中〔平蔵・内閣府特命担当大臣（経済財政政策）〕さんの後なんですよ。小泉、竹中さんは、ともかく、金持ちが優遇されたらお金が流れて下に下りていくというような話をした人です。話がまるで違うんですよ、この人本主義とは違うんですよね。まさか、そのことは直接何にも触れませんでしたよ。政治のことは全く触れないで、日本の今までの企業の経営というものはこういうものでしたという話だったんですが、私は勝手に、ああ、これは小泉・竹中路線の批判だと思って聞いておりました。

それから、歌会始でも、全国から応募して受かってきた人たちが、ずっと、歌会始が大体こういうような感じでやっている、その後ろの方に並んで座っておられて、自分の歌のときは立って聞いておられました。そして最後に、天皇陛下始め皇室の皆さんの、天皇陛下は最後ですけれども、皇太子殿下、妃殿下も含めて皇室の皆さんの歌が詠まれます。

この講書始と歌会始は、やはり新年で、今年もしっかりやっていかなきゃいけないという気持ちになるような雰囲気があって、私にとっても非常に印象的でした。

それから、皇室経済会議。皇室経済会議は、一回私も出ました。副議長になった直後の10月6日に、宮内庁の特別会議室でやりました。そのときの会議の目的は、皇女の清子内親王殿下が御結婚されるということで、その身分を離れる際に支出する一時金の認定に

ついてということで会議がございました。

中身は省略しますが、その皇室経済会議の議長は小泉さんなんです。小泉総理大臣で、議長が座って、議長の右隣が衆議院議長の河野さん、左隣が扇〔千景・参議院議長〕さん。河野さんがいて、私がいて、扇さんがいて、角田〔義一・参議院副議長〕さんがいて、そして谷垣〔禎二〕財務大臣と宮内庁長官の羽毛田〔信吾〕さんと会計検査院長の森下〔伸昭〕さん、このメンバーですね。八人でもって、小泉さんが音頭を取って審議をしました。

皇室経済会議で審議する中身は、内廷費と皇族費の定額変更、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定、独立の生計を営む親王の妃がその夫を失って独立の生計を営むことの認定、皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額の認定で、今回はその最後のものにあたります。

これも初めての経験でしたが、これはちゃんと法律があって、皇室経済法でもって規定されていきました。

○赤坂 皇室経済会議の実際の運営についてですけども、どこがどういうふうにも実質的に決めて、そして、事前にどういう説明があり、サポートがあり、当日の会議を迎えるのかという辺り、実際の運営の在り方について教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○横路 これは、私はそんな詳しいところまではあれですね。話の概略を受けて、それで出席して、別に何か特に物を言うような話で

もありませんでした。御結婚に対応してどうするかという話ですから。

○赤坂 もう決まった内容が示されるわけですね。

○横路 そうです。決められている内容がはつきり、先ほどもお話ししたように、御結婚に伴う一時金の支出金額について認定するということです。

○赤坂 その御説明というのは、いつ、どこから受けられましたか。

○横路 そのときにあったですよ、その場所で。

○赤坂 実際に、その場で直接。

○横路 ええ。それは議長の方からそういう説明があって、会議の目的について。

○赤坂 じゃ、事前に中身についてすり合わせがあるとか、そういうものではなかったのでしょうか。

○横路 どういう中身にするかというのは、何か連絡が来ているよね。

○但野 事前に説明が来ています。

○横路 事前に説明が来ているよね。事前に説明を受けているんです。

○赤坂 なるほど。問題があればそこで先に出しておくという、やはりそういうことなんですね。

○横路 そうなんでしょうけれどもね。問題になって議論になったことはあるのかな。どうなんですかね。

もう少し出せという議論を誰かしたことがあるというのは、話を

ちらっと聞いたことがあるかもしれない。低過ぎる、もう少しという話です。

《新嘗祭と宮中晩さん会》

○横路 それから、宮中の晩さんというか夕さんというのがありまして、これは、議長と副議長、なったときと辞めたときに、両陛下からお招きをいただいて食事をするということになっています。御所に呼ばれて行って食事をするということで、だから、副議長になったときに議長と一緒に、それから副議長を辞めるときと議長になったときと、議長、副議長とで呼ばれてやるといのがそれぞれございます。

それから、新嘗祭は、これは夜ですね。総理大臣、最高裁長官も含めて皆さんずっとこっちに座っていて、座っている場所からは何がどう行われているかというのほとんど見えません。座っている場所は幄舎というところですが、春分の日と秋分の日行事もここで行います。この新嘗祭神嘉殿の儀というのもそこで行うわけですね。

夕方から始まりまして、大体2時間ぐらいですか。その庭には4か所で薪をたいておられまして、あと、雅楽があるということもあって、座ったら右手の方に正面があって、天皇陛下などがそこにお参りされるのをこっちでずっと座って〔見て〕いるということ、これは2回あるんです。夕方の6時頃から座って8時頃までのと、もう一つは、午後の11時から翌1時ぐらいまでやるのがあるんです。

すね。両方出ることなんですが、初めだけでもいいですよというところで私は初めだけ出ていましたが、江田五月さんは両方顔を出していたようでした。

この行事が行われる宮中三殿というのは、半蔵門の方から入ったそばにあるんです。そして、その年に獲れたお米、あれは春に場所が指定されて、それで造ったお酒、お酒とかどぶろくかな、みたいなのがでて、それをいただくんですね。新嘗祭神嘉殿の儀というのが終わった後で、そういう直会があります、新酒の白酒と黒酒という、まあ、どぶろくです、こういう器に入って、そして大体9時ぐらいには散会するというものです。それから、これは議長のとさになりませんが、平成21年、2009年の11月に天皇在位20年の式典があったんです。そのときに、私は議長で出席したんですが、びっくりしたのは、私の後ろの方に、両陛下がお心をお寄せされている各分野の代表の人、こういう方が七、八人いたんですけど、知っているのは、国際協力ということで中村哲さんと、芸能関係ということで池内淳子さんが出ていました。あと、沖繩の人（本村つる氏）と、農業の人が二人で、それは私は名前を知らない人でした（伊藤容一郎、穴井進の両氏）³¹。

中村哲さんに、その日の夜、立食のパーティーがあったときに聞いてみたら、ペシヤワール会で、初めは医師としてパキスタンに行

³¹ その他に、障害者スポーツの分野で河合純一氏、また平成世代の代表として中村美里氏が紹介されている。

³² 横路・前掲『民主リベラルの旗の下で』79〜80頁も参照。

って、それからアフガニスタンの方に行って井戸掘りをしたりあるいは用水路を造ったりして、荒れた土地を緑に変えたという人で、最期は数年前（2019年12月4日）に銃撃で亡くなられてしまいましたけれども。天皇在位20年のときに、ああ、両陛下は特にこういう人に心を寄せていたんだなという思いを非常に強くいたしました³²。

それからもう一つは、宮中の晩さん会で国賓の方、私のときも国賓の方で随分やっただけでも、オランダ国王（ウィレム・アレクサンダー、His Majesty King Willem-Alexander, 1967-）のとき、これは2014年ですから、もう私は議長も辞めまして、前議長として、このときも夫妻でお招きをいただいて出席していますが、オランダ国王の御挨拶ですね。

オランダ国王が日本に来るに当たっては、事前にオランダ外務省で日本人の記者を集めて会見をしているんです。それが（新聞に）小さく載りました³³。それは何かといたら、従軍慰安婦の問題について、オランダ政府は犠牲者がいるということをちゃんと認めているんですよ、だから誤解のないように、というような話があったんです。それは、従軍慰安婦なんというのはインチキだという話がまだあったからなんです。

それで、どういう御挨拶をオランダ国王がされたかというのと、「第

³³ 2014年10月5日付朝日新聞朝刊記事「『強制売春、何の疑いもない』オランダ外相発言 インドネシア慰安婦」。

二次世界大戦で我が国の民間人や兵士が体験したことを我々は忘れません。忘れることはできません。戦争の傷跡は、今なお、多くの人々の人生に影を落としており、犠牲者の悲しみは今も続いています。捕えられ、労働を強いられ、誇りを傷つけられた記憶が、多くの人々の生活に傷跡を残しました。「和解の土台となるのは、互いに背負ってきた苦痛を認識することです。」というような挨拶をされたんですね。

残念ながら、新聞記者は余りこういうことを書かないですよ。インドネシアに日本軍が行ったときに、オランダの人たちを収容所に集めて入れたんですね。そこに日本軍の兵士が行って、30人、40人、駆り出して、従軍慰安婦にしちゃったわけですよ。だから、これはBC級戦犯で死刑になった人もいます³⁴、その後、オランダ政府が公的に調べた報告書も出ています³⁵。それには、従軍慰安婦はこうだったということがありますから。

これは、今でも、従軍慰安婦なんて、兵隊はそんなことをやった³⁴ 本文とは別の視点から、バタビアBC級戦犯で唯一死刑になった岡田慶治の手記を活字化したものとして、田中秀雄編『スマラン慰安所事件の真実——BC級戦犯岡田慶治の獄中手記』（芙蓉書房出版、2018年）がある。³⁵ その邦訳として、「日本占領下オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告」季刊戦争責任研究第4号（1994年）所収を参照。同報告書の記載をオランダ公文書館での原典調査により部分的に検証したレポートとして、山本まゆみ、ウィリアム・ブラッドリー・ホートン（William Bradley

わけじゃないんだ、本人も、好きな連中がやったんだみたいな話があつて、喜んでいたりとかいうような話をする人がいるんですよ。全然そんなことはないんで、このオランダ国王の宮中晩さん会での挨拶というのは、私は非常に説得力のある話であつたなというふうに思っております³⁶。もちろん天皇陛下も、戦争時代のことになつと触れておられます。

《偽メール事件》

○横路 私の副議長時代に、民主党では、偽メール事件というのがありました。

これは、ライブドアの堀江貴文さんが逮捕されて、彼は、小泉郵政選挙のときに無所属で出馬して、小泉さんも、それから、幹事長が武部勤さんという北海道の人で、これも応援に入っていたんです。そういうのが背景で、永田（寿康、1969〜2009）君という若い民主党議員が、2006年2月16日の衆議院の予算委員

Horton)「日本占領下インドネシアにおける慰安婦——オランダ公文書館調査報告」(https://www.awf.or.jp/pdf/0062_p107_141.pdf)も参照。スマランでの従軍慰安婦とされる本人による回想として、ジャン・ラフIIオハーン（渡辺洋美・倉沢愛子訳）『オランダ人「慰安婦」ジャンの物語』（木犀社、1999年）、オランダ対日道義補償財団職員である著者によるノンフィクションとして、マルゲリート・ハーマー（村岡崇光訳）『折られた花——日本軍「慰安婦」とされたオランダ人女性たちの声』（新教出版社、2013年）を参照。³⁶ 横路・前掲『民主リベラルの旗の下で』112〜113頁も参照。

会で、堀江さんから武部さんの次男に選挙コンサルタントの費用として3千万の振り込みをするように指示をしたという社内メールですね、それを暴露して、議論になったということなんです。

私は、それを見ておって、ああ、これは駄目だなと思ったのは、すぐその日のうちに、これはガセネタだと小泉さんが断言したんですね。それからもう一つは、東京地検が、そういうことは全く把握していないと発表したんですよ。

大体、捜査当局が、こんな国会の議論についてコメントするということとはあり得ないことなんです。だから、相当情報を前から取っていてコメントを出しているから危ないぞということ、私は、三井〔辨雄、1942〜2021〕さんという当時の民主党の議運だったメンバー、これも北海道出身の人なんです、彼に危ないぞというように注意したのを覚えています。これは危ないな、絶対危ない。大体、総理大臣がすぐその日に否定するということは、やはりおかしいよと。

それから2、3日たって、どうもいろいろな動きがあやふやで、やはり証拠が必ずしも十分じゃないと。どうしたのかと言ったら、同僚議員の紹介だったけれども、特にお金の受渡しに関する何らかの証拠を全然持っていない、それが明らかでないというようなことで、まず、やはり専門家の意見を聞いたりなんかしろと言ったら、一応、仙谷さんと枝野さんの話は聞いているんですね、質問する前に。同じことを言われているわけですよ。振り込まれたというその

お金の流れを絶対確認してから質問しろよと言われてるのに、突入したんですね。

このときは前原さんが代表で、野田佳彦さんが国対委員長だったんです。野田さんも、すっかりその話に乗ってしまったんですね。そういう中でもって、その開いた次の日に、集中審議を2月17日にやっているわけですよ。そこでもっていろいろと批判されていって、そこから本人はやはりいろいろぐらつき始めているというので、これは永田さんだけの問題にすればそれでよかったんですよ、党の方はさっと引いて。

ところが、党首討論にまで前原さんが持ち込んで、もうその頃から外に向かって、これは大変だ大変だと言ってしまったということ、野田国対委員長や何か、党首討論が2月22日、だから、16日に質問して、22日の党首討論をやって、もう28日で間違いましたということになったということなんです。

残念なのは、やはり、個人の問題を党の問題にしてしまったということですね。これで前原さんが降りて、小沢さんが出てきたわけです。小泉さんのときの話ですから、小沢さんが、だから、その後、安倍さん、福田さんというように流れていくんですね、対決の流れがね。そういうようなことになっておりました³⁷。

結局、国会のいろいろなことについて慣れていなかったということもあるし、非常に残念な問題だったと思いますね。

前に、皆さんから沖縄密約問題のときに、確証はあったんですか

³⁷ 伊藤惇夫『民主党』（新潮新書、2008年）96〜99頁も参照。

という御質問がありましたけれども、あのときも、もちろん本物かどうかということは非常にチェックしましたし、電文そのものだった、もらってから、これは本物かというのはチェックしました。

毎日新聞の記事があつて、あれに政府の反論は全くなかつたんですね。だから、ああ、これは政府ももう認めているんだなと思いましたが。あれだけ大きなことを書かれているし、何の反論も出てこないし、自民党の議員の反論も出てこないということで。本人の話を聞いて、19世紀の法律というのは探したら出てきたということも非常に大きかつたと思いますし、電報については、一緒に活動していたある新聞記者が、外務省の電文、秘密電文をたくさん持つてきて見せてくれました、ああ、これと全く形も同じですねということで、確認して質問したということなんです。

やはり、今回の場合は、お金がかかつていた問題ですから、その流れが真実かどうかというのが一番のポイントですよ。お金が実際に渡されたのかどうか。その確証の調査もほとんどやられていない。銀行がどこかと言って何回かやり取りして、初めてどこの銀行だというようなことを言う程度だったので、やはり証拠不十分のままやったなと思いました。

本人はなかなか優秀な男だったのに、この事件が与えた影響というのは、それなりに大きいものがあつたと思います。

ただ、偽メールはうそということなんですが、じゃ、国会においてその答弁をした大臣や行政官はどういう責任を問われるのかという問題もあるわけです。大臣や何かはうその答弁しても、これ

はその人間を不信任ということにするだけです、国会における発言については。

また行政官の場合はどうなるかというと、国会法だと、証人として呼んで調べるといふことと、あとは、行政の方が行政処分するかどうかということなんです。国会として責任の取りようというのはどうもないんですけれども、実際は、最近はその答弁、偽の報告書、報告書の改ざんとたくさんあり、民主主義の根幹に関わる問題になっているのを、こういう、行政の中の処分だけで済ませていいののか、国会としても何とかそれを追及する方はないのかなと思います。

偽メール事件を見ながら、そんなことを考えておりました。これはこの程度の話でございます。

《衆議院事務局改革》

○横路 衆議院の副議長時代には、国会改革の問題で、衆議院の事務局の改革と国会議員の互助年金の話がありますので、最後にそれをお話しさせてもらいたいと思います。

国会改革は、一つは小泉内閣の改革の流れなんです。小泉内閣が、内閣の指導体制の強化で官邸の強化ということをいいながら、同時に、小泉・竹中ラインで財政支出の改革、その中に無駄をなくすと。無駄をなくすといふことの中で、衆議院の職員や国会議員はどうも優遇され過ぎていふのではないか、国会議員の給与と議員年金を変え、それから、衆議院の今の事務局体制も少し待遇が良過ぎるんじゃないかといふような議論が生まれて、それで始まってい

ったんです。

事務局の方は、2005年の議運の庶務小委員会というところで衆議院事務局諸問題について懇談ということで、その後、2006年になって、衆議院事務局等の改革に関する小委員会を作って、小委員会の中間報告を取りまとめ、その報告が6月にありました。私が副議長になってからです。そこで、いろいろな問題、主に、定員をどうするか、組織の改編、議員専用バス、特別給料表の適用者の給与の見直し、立法補佐機能の充実強化というようなことが行われました。

そこで、業務の合理化も行ってアウトソーシングも行うというようなことをやりました、一つは速記者の養成所を廃止するか、それから、赤坂の議員宿舎ができた後、議員宿舎の統廃合を行って高輪と青山議員宿舎をやめるとか、そういうような中身を出しました。あと、議員の専用バスといって、宿舎からバスが出ていたんですよ、朝と晩と。そのうちの利用者の少ない朝の第三便と夕方の便は次国会から廃止することになりました。

私はよくこの議員バスを利用していました。ただ、朝に会議があると8時からなのですから、この議員バスは間に合わないのです、そのときは自分で行っていましたけれども、あとは大体バスを使っております。

運転手さんについては、退職者の補充については、当面30人程度に達するまでの間、外部委託を進めるとよそに頼んだんです。あれは今もやっているのかな。外部委託の運転手さんで本当に大丈夫

かという議論があったんですね。中でいろいろと話をしている、その話が外に漏れていかないのか、誰と誰が会ったというような話なども、状況、政局によつては大事なことがあるのが外に漏れないだろうかといういろいろな議論がありました。実際、そうやって外部にも委託しています。

それから、リストラも行ったんですね。職員の定数減、何人だったかな、リストラも行いました。

それから、あと、ただ、プラスのこともやっています、プラスのことというのは、例えば、調査局に対して行政府から出向してきている人がいたわけですね。これは国立国会図書館にもそうなんだけれども、いろいろなところに来られています、それが、じゃ、立法府と行政府との関係で、我々の情報が全部抜けるじゃないかみたいな話なども一方にあって、これはできるだけ制限していいこう、減らしていいこうというようになりました。これは非常にいい点じゃないかなと思います。

そして、調査局の機能・専門性を強めるということで、委員会審議に対する情報提供など、前と比べて非常によくなりました。いろいろな議案の審議についても、資料提供が事前に本当によく出ています、あれだったらすぐ、1年生議員だつてうまく使えば質問ができるようなぐらい、資料などもありますから調べ方も分かっていますよね。

そんな意味では、情報提供の拡充を図ったり、政府の対処状況、例えば政省令、これがどうなっているのか、実際にどんな具合にな

っているのか。委員会で法律を通した後、何か問題にでもならない限り、ほとんど、政省令の議論なんかは余りやることはありませんから。それとか、委員会の決議や附帯決議がありますよね。これも、一体どうなっているのかというようなことを常時調査する。これは大変すばらしいことですよ。

そういうようになりまし、調査局と法制局と国立国会図書館という、いわば立法作業を補佐する機能が今の国会にありますので、これを強化するというプラスの点もありました。

○赤坂 事務局改革の関係で、調査局への政府からの出向者を抑制するという話があったかと思いますが、その前提として、調査局と常任委員会調査室とがどういう関係にあるのかについて、御教示いただけませんか。

○横路 調査室は調査室。調査局は全体の統括をしているのかな。

○但野 常任委員会調査室と、調査局は予備的調査のためにできた組織です。

○横路 調査局は予備的調査のためにできた組織だそうです。調査室というのは各常任委員会に附属してそれぞれあるんですね、各委員会ごとにありますから。だから、直接関係というのは余りないよな。

調査室と調査局、調査局の下に調査室があるわけじゃないでしょう。

³⁸ 専門員と常任委員会調査室長との関係、予備的調査が発令された場合の各調査室長の調査局長の指揮命令系統下への組み込みなど、制度

○但野 そこはちょっと複雑なんですけれども。形式上は、調査局長がいて、その下に各専門員というのがおりますので。

○横路 その専門員というのは、調査室専門員という意味ね。

○但野 そうです。今までの国政調査と、予備的調査という新しいのができたのをうまくブリッジをかけるような形で組織を作ったということ、かなりテクニカルな部分があると思います。

○赤坂 では、先ほど、審議資料を一年生議員でもうまく使えば、調査局から出てくるとおっしゃったのは、これは調査室のお話ですか。

○横路 はい、調査室です。常任委員会ごとに国会の審議が始まる前にできる調査室資料というのが、非常にこの頃充実していますよ。

○赤坂 政府出向者の抑制というのも、直接には調査室のお話ということですね。

○横路 そうです、調査室ですね³⁹。

《国会議員互助年金の廃止》

○横路 それから、国会の互助年金の話。

これは、いろいろ問題になったときに、要するに、各党の代表、共産党まで含めた各党の国対委員長が衆参の議長に対して、国会議員の互助年金に対する調査会を是非作ってほしい、調査会でいろいろと検討してもらいたいと各政党が持ち込んで頼み込んだんです。

の詳細や技術的な側面については、赤坂ほか・前掲『議会政治と55年体制』387～393頁を参照。

よ。頼み込んだので、座長に中島忠能さんという前の人事院総裁を含めて、民間の人、京都大学の石眞先生なんかも入っていますが、国会議員の互助年金等に関する調査会というのができて、2005年の1月に調査会の答申が出されるわけです。その答申に対して各党の意見もずつと出されてきまして、その結果どうなったかということ、廃止することを決めたいわけです。

ただ、自民党、公明党の最初の案は少し自民党の中からのクレームがつかままして、一応、今まで払っていたOBの人たちと、それから10年以上経過した国会議員については、辞めるときに一時金をもらうか年金をもらうかの選択肢があるというような案が、最終的に自民党と公明党の案として出てきたんです。

元々は、調査会の方の答申では、国の負担額が大きということが問題とされていたんですね。それを普通の人と同じように下げようじゃないかということで、給付を削減して、そして議員の負担は増やすということで、国庫負担の割合を50%にするというのが有識者会議の答申だったわけです。それで年金は続けますよという話ですね。年金は続けるけれども給付は減りますよ、負担が増えますよ、しかし、それでもそういうことでやってくださいと。

なぜそういう結論を出したかということ、やはり国会議員というのは金持ちだけじゃなくて幅広くいろいろな人が仕事ができるようにするために、辞めた後のこともちゃんとしなきゃ駄目だということが一つ。それから、議員の独立かつ公正な職務を遂行するためだということで、例えば15年、20年やって、年金も何もなくて、

国民年金でやりなさいと言われてたら、いや、少しためておかなきゃ心配だななんということを議員が考えたら問題も起きますよ、だから、そういう問題が起きないでちゃんと国民のことを考えて仕事ができる環境整備として議員年金制度というのは残しましょうと。しかし、今まではちよっと国庫負担率が高かったから、それを低く、ほかと横並びにするようにいたしましたというのがある識者会議の答申で、これはある意味でいうと妥当な話だったと思うんです。

それに対して、これは小泉政権の選挙の前後になるんですね。答申があったのは2005年の1月だから、選挙の前なんです。選挙の前に答申が出て、いろいろな議論が始まって、その途中で解散・総選挙になって、そして小泉さんがまた出てきて、彼が号令をかけたんですね。2005年の9月だから、選挙が終わった後ですよ。要するに、議員年金の廃止を早急に検討するようにと自民党でやって、既得権を廃止する姿勢、小泉改革を更に進めるといいうように、小泉さんは高らかにラッパを吹いたわけです。

これに例えば民主党の若手なんかも乗っかって、それで一気に、全てチャラにして廃案ということになったんだから、河野さん、議長は怒りますよね。各党からみんなに頼まれて、わざわざ有識者会議を作って、そのできた答申について、それは中身をいろいろ議論するのはいいけれども、しかし、そんなおかしな答申じゃない答申を、それを全部やめて廃止してしまうということにするというのは本当にけしからぬというふうに、河野さんはものすごく怒られるんです。

これは、少し後になって私が議長のとときに、民主党の議員から、あの議員年金の廃止は何とか少し元に戻らないか、せめてあの答申の線ぐらいにできないだろうかと言ってきたことがあるんですよ。廃止のとき先頭に立っていたある男がですよ。河野議長、こんな声がありますよと言ったら、そんなこと絶対けしからぬと言って河野さんは怒っていましたし、もちろん、それを誰も、じゃ、取り上げてやろうという声がなかったから、それで終わりになって今まで来ていますが、やはり困っていますよね。年金がないわけですから、15年、20年やった人たち。

あの法案が成立するときまでに〔支給要件に〕達していた人は、その後辞めたときに選択肢があるんです。だから、議員年金制度というのはまだ、完全になくなるのは、あのととき一番若かった議員が、40歳で要件を満たしていた議員がいて、その人が国会議員を辞めてから年金をもらって、それが、年金を受け取る人がいなくなっています。議員年金制度は完全になくなるというようになっています。

これは冷静に考えればいいものを、何かかっとなって、こういうところがあるんだよね。それ、無駄をなくそう、既得権を廃止しろ、そして外は外で、議員はけしからぬというような、そういう話になっちゃって、一気にいっちゃったという話ですよ。火をつけたのは小泉さんです。

そういうことでございまして、だから、このときの国会の中の、それこそ議会制度協議会で随分議論したんですよ。その結果ですからね。そういう議論の中でもって、わざわざ、各党ですよ、共産党

まで入っているんですよ。公明党、民主党、自民党、みんなでもって、何とか、議長、やってくださいと衆議院と参議院の議長のところにお願ひに行って、衆参の議長が相談して作った有識者会議が出した答申、誠に妥当な、筋が通っているものですよ。しかし、形としては議員年金というのは残りましたから、その残ったということだけでたたかれてしまったということなんです。

これは、ともかく、国会制度や何かのときにも、日本というのはこういう風潮、何か一気にわあっと燃え上がってしまうというのが、非常に大きな問題かなというように思いますね。もうちょっと冷静に見詰めて、何が必要で何が必要でないのかというのを本当にやらないと大変だと思えます。

あのとときに外国人の、フィンランド出身の国会議員がいたんだよ、神奈川選出の。彼が言っていたのね。年金制度がなくなると、じゃ、どうするんだ、議員に金もうけしろとかというのかとかというぐらいに、ツルネン・マルテイさんだったかな、あの方がそういう発言をしていました。まさにそういうことだったと思います。

【第15回関係資料】

○社会保障改革と両院合同会議

・副議長時代の主要行事（一覽）（衆議院事務局作成）

・衆議院事務局『平成17年衆議院の動き』「第1 平成17年の国会の動き 2 国会の主な動き（1）概況」

- ・ https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ugoki/h17ugoki/01kokai/kokai.htm#01-02-01
- ・ 衆議院事務局『平成17年衆議院の動き』「第5年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ugoki/h17ugoki/05nenkin/nenkin.htm
- ・ 社会保障の在り方に関する懇談会「今後の社会保障の在り方について」(首相官邸ウェブサイト)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyou/dai18/18siryousu.pdf>
- ・ 日本年金機構ウェブサイト「年金記録問題とは？」
<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkirou/torikumi/sonota/kini-cam/20150601-05.html>
- ・ 横路孝弘「活動記録 2007年6月 今月のメッセージ」
- ・ 日本年金機構ウェブサイト「未統合記録(5、095万件)の解明状況(令和5年9月時点)」
<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkirou/torikumi/torikumi/mijokyo/20150501.files/00000291543ecbUY2Wvn.pdf>
- ・ 日本年金機構ウェブサイト「年金時効特例法について」
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/kyotsu/joho/20140627.files/nenkinjikou.pdf>
- ・ 平成17年2月23日 衆議院厚生労働委員会議録
<https://kaigi.ndl.go.jp/text/116204260X00220050223>

- ・ 平成17年4月8日 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議 第1号
<https://kaigi.ndl.go.jp/text/116224980X00120050408>
- ・ 平成17年7月29日 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議 第8号
<https://kaigi.ndl.go.jp/#/detail?minId=116224980X00820050729>

○議長・副議長職と天皇

- ・ 「副議長としての宮中関係行事」(衆議院事務局作成)
- ・ 内閣府大臣官房「天皇陛下御在位20年記念式典記録」(2010年3月)
<https://www.kantei.go.jp/jp/gozai20/index.html>
- ・ 宮内庁ウェブサイト「天皇后両陛下御結婚満50年祝賀行事一覧」
<https://www.kunaicho.go.jp/50years/gyoji-h210410.html>

○新嘗祭と宮中晩さん会

- ・ 宮内庁ウェブサイト「国賓 オランダ国王陛下及び王妃陛下のための宮中晩餐 天皇陛下のおことは・国王のご答辞」
<https://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/okotoba/okotoba-h26e.html>

- ・「日本占領下蘭領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府調査報告」解説 吉見義明・翻訳 安原桂子 季刊 戦争責任研究 第4号（1994年夏季号）

○偽メール事件

- ・「当時の出来事（民主党代表選挙において小沢一郎議員が当選）」（衆議院事務局作成）

○国会議員互助年金の廃止

- ・参議院ウェブサイト：国会議員の互助年金等に関する調査会の概要及び同答申

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/160/1607100.pdf

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/170120.html>

- ・「国会議員互助年金法を廃止する法律案経緯」（横路孝弘事務所作成）
- ・衆議院事務局『平成17年衆議院の動き』「第6 衆議院改革の動き 2 国会議員の互助年金等に関する問題」
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ugoki/h17ugoki/06syukai/syukai.htm#06-02-01
- ・衆議院事務局『平成18年衆議院の動き』「第4 衆議院改革の動き 2 国会議員の互助年金等に関する問題」

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ugoki/h18ugoki/04syukai/syukai.htm#04-02-01

- ・国会議員互助年金法廃止（衆議院事務局作成、本人メモ入り）
- ・「国会議員互助年金問題についての最近の経過」（横路孝弘事務所作成）

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第16回）

《副議長在職時の事項》

○横路 副議長時代について、まず小泉政権のところ、最初の頃のお話を少ししました。これから安倍政権になるわけですね。安倍政権というところ、やはり憲法改正国民投票法案と教育基本法の改正の問題、それから、このときに消えた年金の問題があって、参議院選挙になって、そこで野党逆転で、江田さんが参議院の議長になるわけですね。

そこで政権は福田（康夫、1936）さんに替わります。そのときに、小沢（一郎、1942）さんが大連立構想というか、福田、小沢の会談があって、これは参議院が変わったからどうしたらいいかということ。多分、小沢さんは98年当時の連立を思い出したに違いないし、自民党も思い出したに違いないというところ。その話があって、「しかし」これが壊れてしまって、その後、どっちかというと、小沢民主党は反福田色を非常に強くして抵抗路線に移っていききました。それがいわゆるねじれ国会ということになって、これに生ずる問題は、両院協議会の問題、あるいは参議院における問責決議とか、いろいろあります。

それに、あと、BC級戦犯と、海外に行った北欧、ベトナム・カンボジア、それからキューバとポーランドというような話が入ってくるところで、大体副議長の話というように考えておまして、今

日は、だから、憲法改正の国民投票法案や教育基本法のところから話に入っていくなと思っていました。

次は、ねじれ国会中心にいろいろとお話をして、2回目の私の代表選挙の問題とか、もう一度、先生の方から出された質問票を整理して、落ちているところを拾ってお話したいというふうにして、落ちているところを拾って話をしていこうか。

○赤坂 では、今のお話に沿う形で進めていただければと思います。外交行事その他も次回という形で進めようか。

○横路 ただ、教育基本法の話をしますと教育の問題になりますが、実は、北欧、フィンランドなどを訪問したときに感じたことが教育の非常に大きな問題です。それから、ポーランドに行くと、ドイツとポーランドの教科書対話というふうなものも関連してきます。

これを一遍に話すわけにはいきませんが、教育基本法の話の後にちよつと北欧の話だけ入れたいと思います。

《憲法改正国民投票法の制定》

○横路 安倍首相が辞めたときに、最初の1年間の成果は何かと言われて、彼の答えは、憲法改正国民投票法案の制定と教育基本法の改正を実現したことだ、と言っておりました。

この二つをベースにして、2回目の安倍政権以降の様々な政策が展開されていくんですね。ですから、やはりこの二つの点は非常に大事なポイントだと思っております。

憲法改正といえますか、憲法問題についての議論というのは、憲

法調査会が2000年にできるわけですね。参議院にもできるんですが、衆議院は中山太郎さんという外務大臣をやられた方が会長で、これに、例えば枝野、仙谷さんなどが民主党としては一緒に活動してきたということです。

この報告書は御覧になったと思いますが、当時の議論を大体網羅した形で整理されていると考えていいと思います。

2005年4月15日の報告書では、憲法改正手続法の早急な整備を求める意見が多数意見とされたということになりました。その後、衆議院解散になるんですね、小泉郵政解散・選挙で（2005年9月）。ここで3分の2という多数を取るわけですよ。そして、（2006年9月には）安倍さんが総理になり、一気に進んでいくんですね。

憲法改正の問題が、余りそれまで直接この国民投票法案という形に具体化するような議論にならなかったのは、一つは、歴代の自民党の総理大臣が、自分の内閣では憲法改正は考えないということを中心に表明してきたわけですよ。変えると言ったのは安倍さんぐらいなのです。それからもう一つは、国民が日常生活を送る、あるいは経済活動をやる際に、今の憲法が何か障害になっていたのかといったら、障害になったことはなかったですからね。

後でお話しますが、「参議院」憲法調査会の方のまとめでも、国民の中に憲法は定着した、こうまとめられています。そういうこともあって改正の議論はなかったわけですが、安倍さんの登場で弾みが

出てくるわけですね。

安倍さんの発言を、国会における委員会の発言やあるいは著書を通じて、憲法についてどう考えているのかを見てみますと、要するに、憲法と教育基本法という、占領下にできた戦後の枠組み、骨格を21世紀にふさわしいものに変えるんだということで、「戦後レジームからの脱却」ということを主張されるわけですよ。

「戦後レジームからの脱却」というのは何だといったら、彼に言わせると、根本的に破壊しかないんだと。大体、憲法や教育基本法や安全保障から目をそらして、いわば国の誇りを否定して、既得権にぬくぬくと安住する姿勢に挑戦しようというんだという、何か分らない話ですが、ともかく本人はそういうことで、戦後レジーム、GHQの主導で形成された日本の骨格を変えるんだと主張しています³⁹。

じゃ、彼は憲法をどのように変えようとしているのかというと、どうもはつきりしませんで、本人は、最初はまず私学の助成のところを変えようと言ってみたり、その後は憲法の改正の要件、3分の2を2分の1にしようという発言をしたりで、根本的な議論というのは、安倍さんのいろいろな著書や国会の発言からは余り出てきません。

³⁹ 安倍晋三「今こそ『戦後体制』の脱却を」歴史通10号（2011

年）69頁以下。

時に憲法改正ということを彼は非常に強く主張しておりまして⁴⁰、そういうことが、安全保障の様々な議論の中から、安倍さんの気持ちとしてそういう発言になってきたんじゃないかと思えます。

彼に言わせると、みつともない憲法だと言っていますが、何がみつともないかという点、それはGHQが作ったからだ、こういう話なんです。しかし、今の憲法も、憲法調査会の中では、もう憲法制定の過程を議論するのはやめよう、それはもう国民の中に定着しているんだからということ、これは落ち着いているんですね、その制定過程についての議論は。

そして、この辺のところは、皆さんも御存じのとおり、国会での議論、政府の方もGHQの案を変えたり、それを提案して改正したりしたというようなことを、後でちょっとお話ししたいと思います。

安倍さんが嫌う戦後レジームとは何かということを考えてみると、一つは、やはり天皇主権から国民主権に変わったという点です。それから、戦争の放棄という点についても、確かにそれは戦後レジームであって、戦前は、明治、大正、昭和と通じて15回も海外に出兵し、4回も、日清、日露、日中、太平洋と戦争を行ったわけですね⁴¹。

それから、基本的人権の尊重。これが大体、戦後の一番今の憲法の骨格だと言われているものでしょう。安倍さんは戦後レジームの

解体、脱却と言って一まとめにしていますが。

そして、基本的人権について言えば、特高警察の廃止とか治安維持法の廃止などを行って、個人の人権を尊重する社会に変わってきただけです。男女の平等が進められたのもそうですし、財閥の解体とか軍需産業の禁止とか、農地解放、自作農の創設といったようなことが、かなり大きかったんじゃないかと思えます。

こういうものの否定、脱却を目指してか、一体どこがどう駄目なのかということについて、ただ占領軍の押しつけだということだけでは済まされない中身になっているわけですので、その辺のところは、どうもこの国民投票法案がこの時期に出てきた背景というのは、安倍さんのかなり個人的な気持ちが大きかったのではないかと思えます。

憲法調査会のまとめを見てみますと、一つは、今私が言った憲法の三大原則、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義というのは、「戦後半世紀以上の年月を経て、我が国に定着しており、これを今後も維持すべきであるとするのが共通の認識となっている」というのが憲法調査会のまとめの一つです⁴²。

それから二つ目は、現行憲法の果たしてきた役割。「現行憲法は基本的に優れた憲法であり、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与してきたと高く評価する意見が共通であった⁴³」と。これも

⁴⁰ 同前72頁も参照。

⁴¹ 「出兵や言論統制やテロなどに関する歴史」(横路孝弘事務所作成、2017年3月16日)も参照。

⁴² 『参議院憲法調査会報告書』(2005年4月)225頁。『衆議院憲法調査会報告書』(2005年4月)230頁も同趣旨。

⁴³ 前掲『参議院憲法調査会報告書』225頁。

共通なんですね。

そして、基本的人権の重要性。憲法三大原則の一つである基本的人権の重要性を評価し維持することについて共通の認識があるということ、安倍さんが戦後日本の社会からの脱却ということ、脱却してどういふ社会に行くかというのには必ずしもつきりはないんですが、しかし、その脱却しようという戦後社会の原理というものは、憲法調査会のまとめでも、大方これはこれでいいんじゃないかということになっているわけですね。これが、非常に大事な点ではないかと思えます。

〔日本国憲法の制定においては〕旧帝国憲法の修正ということ、質的に審議が行われました。初めは、GHQの案について政府が受け止めて、一院制のGHQ案を二院制に変えるなどの修正を行って帝国議会に提出されました。帝国議会では熱心に議論されて、いくつかの大事な修正を加えています。例えば、憲法1条の主権在民を明らかにするとか憲法9条とかですね。

実は、帝国議会における議事録は、外に発表に出たのはかなり後になってからです⁴⁴。私が国会議員になってから後に、表にこれが出てきたんですね。それを見ると、意外とちゃんと議論していて、削るところ、直すところというのを見ると、帝国議会の審議というのはしっかりとっているなと思えました。

⁴⁴ 制憲議会たる第90回帝国議会の本会議録を編集したものととして、清水伸編著『逐条日本国憲法審議録（全4巻）』（有斐閣、1962）1963年）及び村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録…枢密院帝国憲

前文は、もちろん、戦争における反省の上からきて、民主主義社会と平和的な社会を作るということを目標に明確にし、それから、1条では、国民が主権者であるということ、それを明確に直しています。それから、9条でも、いわゆる武力の行使あるいは武力の威嚇というのは、他国との間の紛争を解決する手段というのが最初の案だったわけです。それを、そうじゃなくて、国際紛争を解決する手段というように幅をぐっと広げたんですね。9条のこのところの改正も大きな意味があります。

それから、よく言われますが、憲法の25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と日本の戦後の社会保障の根本のところを明記した。それから、26条で、教育について、小学生までの義務教育を中学生まで延ばして無償にしたということなど、帝国議会ではしっかりと議論が行われて、今の憲法ができていると私は思っています、安倍さんの意見はどうも納得することができません。

特に、明治憲法を変えて、何故今の憲法を作ったのか、もちろん、ポツダム宣言を受諾したというのは非常に大きいんですが、帝国憲法改正案委員会の第9回会議録を見ますと、芦田均さんが委員長なんですね。

この芦田均さんは質問の中で、ポツダム宣言に言及されたけれども法改正案審査委員会議事録（国書刊行会、1986年）、非公開で行われた特別委員会小委員会の記録として、『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』（衆議院事務局、1995年）を参照。

も、今回新しい憲法を作るのはポツダム宣言だけなのかということ
を問いとして発して、「動機というのは何か、ポツダム宣言より以上
にもっともつと深いところにあると思う」と。

「この議事堂の窓から眺めてみましても、我々の目に映るものは
何であるか。満目蕭条たる焼け野原であります。そこに横たわって
いる数十万の死体、灰じんの中のバラック、朝晩乾くいとまなき孤
児と寡婦の涙、その中から新しき日本の憲章は生まれ出ずべき必然
の運命にあったと、内閣はお考えにならないだろうか。独り日本
ばかりじゃない。戦に勝ったイギリスでも、ウクライナの平野にも、
揚子江の柳の陰にも、同様な悲嘆の叫びが聞かれているのである。
この人類の悲嘆と社会の荒廃とを静かに見詰めて、我々はそこに人
類共通の根本問題が横たわっておることを知り得ると思います。こ
の人類共通の熱望たる戦争の放棄と、より高き文化を求める欲求と、
よりよき生活への願望とが、敗戦を契機として大変革への道を余儀
なくさせたものであることは疑いを入れないところだと思ふ。そこ
で憲法改正の根柢をいかように考えるか、政府の見解を」という趣
旨の質問をしているんですね。

金森徳次郎さんが答弁をして、それはもつとも、おっしゃるとお
りですという話をしています。

つまり、あのとときの日本人の気持ちは、あれだけの戦争で犠牲者
を出して、アジアの人々にも犠牲を出した、そういうことの反省の
上から、新しい日本をどうするかというときに、やはり、あのととき
の帝国議会の議員の熱情というのは非常に強いものがあります。安

倍さん、このときの議事録などは読んでいるんでしょうか。

私は、そんな意味で、この憲法改正の国民投票法案、それについ
てのいろいろな議論を見て、やはり歴史というものをよく知らなき
ゃいけないということですね。歴史をしつかり振り返るということ
が大事だと思います。

そこで出てきた憲法改正国民投票法案ですが、先ほどお話しした
ように、憲法改正を行う前段として、投票法を作成することになりまし
て、この法案にはいろいろな問題がたくさんあります。

これはもう既に明らかになっていることですが、例えば、
投票はどういうように行われるのか。賛成、反対のいずれかを丸で
囲む方法で、その合計の過半数が賛成ならば承認、反対なら否定と
なります。じゃ、白票の扱いはどうなるか。法律では無効になって
しまうということになっているわけですよ、今も。

しかし、白票だつて、投票所に行つて投票したわけですから、総
投票数に入れるべきであつて、やはりその過半数が賛成ということ
でなければ、憲法という基本のところを変えるところにはなら
ないんじゃないかということですね。これはやはりポイントの一つ
で、最近の議論の中でもこれがこのままになっているのが大変残念
だと思つています。

それから、投票は一括か、個別かということについては、基本的
には個別だということになっている。この点はよいのですが、関係
する事項はまとめて発議するということができるようになつてし
まっているの、そこはやはり問題が出てきます。

例えば、自衛軍の設立と海外での武力行使の容認というものが一つになって出てくると、自衛軍、自衛隊は認めるけれども、しかし、海外派遣、集団的自衛権の行使は反対だというような人は判断をどうするんだろうと。やはり迷うようなことが出てきます。特に最近では、いろいろな法律案そのものを一緒にまとめちゃってやるような手法が横行している中で、より個別的な事項にしっかりと整理しなきゃいけないと思います。

それから、国会に国民投票広報協議会が設けられて、改正案の内容と賛否の意見などを載せた公報〔国民投票公報〕を作ることになっています。問題は、この協議会は、両院から10人ずつ、しかも議員の比率で選ばれるんですね。一方的な公報にならないんだろうかと心配します。

また、マスコミの報道や広報について規制はありますかということについて言えば、投票14日前からテレビ、ラジオによる広告は禁止されるが、それ以前は自由だと。そうすると、お金を持っている者にテレビコマースシャルを買い占められる可能性が高いのではないか、一方的なことになりかねないですねというのは、最初の国民投票法案のときのいろいろな問題でした。

国民は自由に憲法改正に賛成、反対の運動ができるんですかということについては、公務員や教育者は自らの地位を利用して賛否を呼びかけるという事は禁止しています。罰則はないけれども懲戒などの行政処分の対象になります。これも大きな問題ですよ。どんなことが駄目なのか。例えば、大学の先生が反対の集会で講演を

した場合にはどうなるのか。対象になるのか、ならないのか、そういうことも不明です。そうすると、悪くすると、憲法を教えることもできなくなるんじゃないだろうかなどと私は心配をしています。しかしこの法案は、「2007年」4月13日に衆議院で、それから5月に参議院で、一遍にばあんと可決されてしまっんですね。

最近では、イギリスがEUについての国民投票を行いましたよね。あの国民投票を少し参考にすべきじゃないかと議論されています。あそこは政治広報を禁止しています。それから、いろいろな広報主体をどうするかというと、届出した団体をベースにしながら、お金の集め方から使い方まで規制しています。このイギリスにおける国民投票の仕方などを参考にしながら、もっとしっかりと詰める必要があると思います。

今私が言ったことは、最初の国民投票法案について言われたことですが、今回のいろいろな議論を見ても、どうもその辺のところは余り整備されていない。投票の年齢を20歳から18歳に下げるというような幾つかの点は変わりましたがけれども、基本の問題はまだ変わっていないと思います。

いずれにしても、これからこの国民投票法案が具体化していくようなことになりかねない、そんな点も大きな問題かと思っています。

《憲法秩序のとらえ方》

○赤坂 いま、主に安倍氏を批判する形で、憲法問題の捉え方についてのお話がありました。ただ、憲法問題と言っても、憲法典だけ

から憲法秩序ができていくわけではなくて、もちろん憲法典に基本的なことが書いてあるわけですが、特に日本国憲法はすごく短くて、各条文にも概括的なことしか書いていません。ですから、むしろ、それをどう肉づけして、どう運用していくのかということが重要になります。

憲法秩序と言っても、人間の営みから生まれてきたものなので、どこか手直しする必要が、必ず何かしら出てくると思うのですが、その場合の議論の手順としては、通常は、運用で何とかならないか、あるいは法制度の改正を試みる。それでうまくいかないものがあれば思い切って憲法典自体にも手を入れる必要が出てくるかもしれない、あるいは、憲法典に入れることで通常の政治プロセスから取り上げて変えにくい状態にする必要があるなど、いろいろな理由から、場合によっては憲法典自体の変更も必要になるかもしれません。そういうことで、一応フラットに検討するわけですが、先生の基本的なお考えとして、現在の憲法秩序において、とりわけ憲法典について、手を入れるべき部分はどこにあるとお考えでしょうか。あるいはそもそもないとお考えなのか、その辺り、簡単でいいのでお聞かせいただければと思います。

○横路 日本の憲法は、今お話があったように、非常に短い憲法ですね、文章からいったら。世界で5、6番目ぐらいに短い憲法です。

そして同時に、法律に委任している事項が結構あります。例えば、国会議員の資格だとか、地方自治なんかのところも含めてですね。ですから、かなり運用の幅がある憲法だと思っています。今のところ

ろ、憲法をどうしても変えなければいけない理由はないと私は思っています。

例えば緊急事態法とよく言うでしょう、災害についてどうかと。ところが、災害対策基本法をはじめ法制度は整備されていて、何か問題が起きると、例えばこの前の東日本大震災の場合には、放置された自動車についても処理に困ったというような問題がありました。そうすると、ちゃんと後で改正するんですよ、落ち着いた後、対応できるように。

だから、地震の後で、緊急事態のときに、例えば、市町村長に何か困ったことはありませんかと言ったら、いやいや、何も国が出てきてやることはない、我々に任せてくれればいいんだ、ただし、認められている運用について知らないことなどがあつた、もうちょっとうまく運用すればできたことはたくさんあるんだというのが、市町村長に聞いた結果なんです。

だから、よく言われる緊急事態のようなものでも、実はかなり今の制度の中で、例えば国民保護法とか災害対策基本法、警察法そのほかの規定そのものの中で随分運用実績を積んでいる。そのときの経験、ちよつと障害になつた、地域で困つたことは、法律を改正すること、運用を変えることで対処できるということ、憲法の骨格を直さなければいけないということは、私は今までのところでは特にないと思っています。

○赤坂 憲法制度を考える場合、例えば政治プロセスにおける多数派を統制するための仕組みは、一般の法制度に任せているとどうし

ても多数派の都合の良い仕組みや運用になってしまいますので、憲法典レベルで何らかの仕組みを制度化することが意味を持ちます⁴⁵。例えば前回、予備的調査の話がありましたが、少数派調査権を法律制度で設けるだけではなくて、諸外国のように憲法典に取り入れるべきだという議論には説得力がありますが、では、憲法改正のための議論や草案準備作業をする場が、具体的に設けられるのかというと、必ずしもそうはならず、今はその必要はない、というような議論になるのですね。それはどうしてでしょうか。

○横路 憲法を変えなければできないということと今幾つか挙げられました、要するに、例えば両院協議会などもそうなんですが、与野党でちゃんと話をするという民主主義の基本のところなんです。そこは、憲法をいじくったからって解決できる話じゃないんです。必要があれば国会法を変えればよいのです。やればよい話ができないというときに、じゃ、変えてやろうといったって、変えれば何か本当に変わっちゃうのかというと、そんなことにはなりませんよ、それは。

話はちよつと横にそれますが、例えば、北朝鮮が脅威だ、それは今の憲法で対応できないというのを、じゃ、憲法を改正したら北朝鮮に対して何か対応できるのかということになるわけです。それと

同じですよ。

例えば少数派の国政調査権の話だって、これは確かに国政調査権の行使にあたり、国会の委員会の議決がされており、過半数の賛成を得ることが必要です。しかし、もつと民主主義の基本に立ち返って、そしてお互いが話してちゃんと進めるようにしましょうということが「必要であつて」、やはり、日本の場合はまだ民主主義が十分じゃないということなんです。じゃ、法律を変える、憲法を変えることによってそれが本当に充実していくのかというのは、私は、ずつと国会を見てきて、いや、そうじゃなくて、お互い話をすれば済むことじゃないかというようなものが随分たくさんありまして、どうもそれが憲法改正論へと飛躍しているようになっていって仕方がありません。国会の委員会の議決を3分の1ないし4分の1の賛成で可能にすればよいわけで、憲法を改正する必要はありません。これから何か事態が大きく変わって、こういう問題が、それはもうどうしても改正せざるを得ないような問題が出てくるかもしれない。しかし、今のところ、そういうものはないんじゃないかと。そんなのはお互いちゃんと民主主義の原則に従ってやればよい話、それが国会という場でできていない、そういうことだと思っております。

⁴⁵ 政党活動における「公正な競争」条件の整備を説く論考として、浜谷惇「連立政権与党における政策調整・決定の仕組みと手法の変容——13年の検証」市民がつくる政策調査会編『検証 連立政権 転形期の政策決定システム』（2007年）62頁以下も参照。同論考は、国会

の慣例・慣習によって与党に有利な競争条件が設定されていることに注意を促すが、公正な競争条件の整備は、このような慣例・慣例の変革を必要とすると同時に、憲法典レベルで公正な競争条件を設定することの重要性をも示唆している。

○赤坂 その論法でいけば、お互い話し合えばうまく動くんだつたら、憲法典も法制度も特にいじる必要はなくて運用でいけるわけですし、他方で話し合いがうまくいかないときも、そもそも憲法典も法律もいじるべきでない、民主主義のあり方自体、運用を改善すべきだというわけで、結局、憲法典は一切変えるべきでないという硬直的な議論に帰着することにもなりそうですが、これには世代の違いその他いろいろあるかもしれません。

○横路 それは、またこれからいろいろと場面が出てくると思います。

《自民党憲法改正草案》

○横路 それで、自民党の、今出されている憲法改正案（2018年3月に公表された自由民主党の改憲4項目に関する憲法改正素案）なんですけれども、一つは、憲法9条の2ということで、いわば3項の加憲の問題がありますね⁴⁶。

この加憲で、じゃ、9条の1項と2項はどうなるのということは

⁴⁶。条文素案は次の通り。

第9条の2

（第1項）前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

（第2項）自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

余り議論をされていないんですが、少なくともアメリカの憲法の加憲という形を取れば、あれは、つまり、憲法の歴史的な意味を国民の前に明らかにするということ、削除はしないわけですよ。奴隷制度にしても、禁酒法や何かにしても。残したままそれに加えることによって、前のは効力を失われてしまうことになるわけでしょう、加憲というのは。今回の加憲は、そういう意味合いを持っているのかどうか。

自民党の皆さんや何かに聞いてみると、ともかく9条2項の「国の交戦権は、これを認めない。」というのが一番ネックだと彼らは考えているわけです。

実際、今、自衛隊に対して制度的に枠をはめているのはこの規定なんですよね。海外に出て、大分、集団的自衛権で、あと、いろいろな後方支援、いろいろな紛争に対して自衛隊を派遣することができようになっていきます。しかし、そのときに、後方支援だけでもって武力行使はできないよという、交戦権のこの規定がやはり非常に利いているわけですね⁴⁷。

（※第9条全体を維持した上で、その次に追加）

⁴⁷ なお、憲法9条2項の排斥する交戦権 (the right of belligerency) の意味につき、憲法制定議会以来の政府解釈は、①戦いを交える権利（開戦権ないし戦争権）のことではなく、②交戦者として戦時国際法上認められる権利（敵性船舶の拿捕、中立国船舶の臨検、相手国の領土の占領および占領地行政権など）の総称である、という趣旨で一貫している（佐藤達夫法制局長官答弁・1954年5月25日参院内閣委）。横路氏の前提とする交戦権理解は、このうちの①の趣旨であるものと思

これに対して、3項をつけ加えることで一体どんなことになるのかということについて、私はちょっと心配しています。3項ができたから、1項、2項は、特に2項はその意味を失っているんだというような解釈ができないわけでもないんでしようから、その辺のところは問題の一つだと思います。

それから、9条の2の中では、「国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとること」ができるとなっています。

現在の憲法の下では自衛権行使の3要件というのがあって、日本に対する急迫不正の侵害があるときに、ほかに手段がないときに、それに対して反撃する必要最小限度の軍事力は行使できるという、その必要最小限度というのがなくなっているわけですね。必要な自衛力ということになりました。

今の憲法の解釈の下でも、例えば、核兵器を持つことも使用することもできるというのが法制局長官の答弁でしたけれども、こうやって変えてしまうと、ますます、全く自由になってしまいうわけですわね。

なお、その後、交戦権なくしていかにして自衛活動が可能かという国会質疑が現れ、政府は②の意味における交戦権は全面的に放棄されているという解釈を維持しつつ、必要最小限度の自衛権の行使に伴う「相手国兵力の殺傷及び破壊等」は自衛権の行使に当然に伴う実力行使であって——伝統的な交戦権②とは異なるものの——「自衛行動権」「自衛のための交戦権」「限界のある交戦権」等であるとして、實際上、伝統的な交戦権の一部を、自衛権の行使という観点から限定的に容認している。

4。現在までの政府解釈の前提となっている自衛力論（自衛のための必

ね⁴⁸。

全く自由になってどうなるかという点、先ほど言った自衛権行使3要件があるから、実は専守防衛なんだという原則があるわけですが、専守防衛という原則があるから、他国に脅威を与えない、他国の紛争に軍事介入しないという原則がある。これは集団的自衛権の行使ということ認めることで大分崩れてはきていますけれどもね。崩れてきてはいますけれども、しかし、まだ今の憲法9条の持っている力というのはあるわけですよ。財政的なチェックを受けるのも、必要最小限度かどうかというのが財政チェックの一つの柱でしたからね。そこが、前の大蔵省が自衛隊をチェックする場合の一つのポイントだったわけですね。

したがって、この「必要な自衛の措置をとる」ということで必要最小限度というのがなくなることの意味合いは、実はみんなが考えている以上にやはり大きな問題があるんだということをお私に強調しておきたいと思います。

要最小限度の実力論、大村清一防衛庁長官答弁・1954年12月22日衆院予算委)によれば、①憲法9条1項は国際紛争を解決する手段としての武力行使を禁止しているが、これは独立国に固有の自衛権(及び自衛権行使としての武力抗争)まで放棄したものではない。②第2項は「前項の目的を達するために」陸海空軍その他の戦力は保持しないというのであるから(芦田修正)、第1項が自衛権を認めている以上、この自衛権を行使するために必要な最小限度の実力(自衛力)をわが国がもつのは当然であり、9条2項の禁止する「戦力」には当たらない。そして、③自衛隊は自衛のために「必要な最小限度」の存在である、というものである。

それから、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために」ということで、「国」というのが特に入ってきています。

国ということになると、例えば、集団的自衛権の行使の議論のときに、中東の石油輸入が止まったら、あれは日本国家の一大事だから自衛隊の派遣ができるというような議論になっていったわけです。戦前の日本も、満蒙こそは日本の生命線ということで、日本の国民というのは、満蒙という地域そのもの、それそのものが日本の生命線なんだという話になりましたから、この表現も、どういうことを考えて作られたのかはちょっと分かりませんが、少し心配、気になる点だなと思っていまして、この9条の2はやはり非常に問題が大きいと思います。「国民の安全を保つために」という記述も気になります。日本の国民はいまや世界中にいます。その安全ということにもなりかねません。

それから、緊急事態の対応についての条文と規定なんですけれども、これは災害ということにしています。

⁴、自由民主党の憲法改正草案全文（2012年4月27日）については、次のURLを参照。
https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/130250_1.pdf

このテーマに関する横路氏の見解について、同氏の講演「日本国憲法九条のできた背景とその意義」『横路孝弘 講演・対談集NO9』（横路孝弘東京後援会、2005年）41頁以下、同「憲法と私たちの未来——戦争の反省からできた日本国憲法」『横路孝弘 講演・対談集NO10 憲法を生かした、安心な21世紀をめざして』（横路孝弘東京後援会、2007年）41頁以下も参照。

元々の自民党の改正案は、災害ばかりじゃなくて、戦争や内乱も緊急事態の想定になっていますよね。自民党の改正案の方です。改正案の方の後ろの方の規定に追加しているのがあります〔第九章「緊急事態」⁴〕。自民党の今回のやつは、大規模災害によって国会の機能を確保できない場合に、内閣の権限を一時的に強化して法律と同じ効力の緊急政令を制定できるようにしようということが主に中心になっています。緊急政令を取る⁵。

これも私が非常に気になるのは何かというと、ヒトラーが出てきて、当時のワイマール憲法の48条の2項という規定があるんです。これは国民の権利をはっきりさせた規定で、その規定に対して大変問題の多いところがありまして、「公共の安寧秩序に著しい障害が生じ、またそのおそれがあるときは、大統領は、公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置を取ることができ、必要な場合には武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、大統領は一時的に、人身の自由、住居の不可侵、信書・郵便・電信電話

⁵ 0 条文素案は次の通り。
第73条の2

（第1項）大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

（第2項）内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

（※内閣の事務を定める第73条の次に追加）

の秘密、意見表明等の自由、集会の自由、結社の自由及び所有権の保障に定められている基本権の全部又は一部を停止することができる」という規定があつて、この当時、首相になったヒトラーが大統領を説得してこの規定を発動しちゃうわけですね。それによつて、ヒトラーは政権をずっと取つていくわけです。

もちろん、そういう歴史的な背景がありますから、規定を書くときには自民党も気を遣つていて、「国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。」と書いてあり、速やかに国会の承認を求めなければいけないという規定も置いてあります。置いてあるけれども、やはり気になるわけですし、つまり、国会が機能しないような状態という中でもつて、内閣がどんどん法律に代わつて政令を發布することができる。「法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、」と言いますが、じゃ、その中身は一体どういうことになるのかということになりますと、やはりそれは基本的人権に関わることについての政令や何かになるんでしょう。移動の禁止だとか、何かあるか分かりませんが、

⁵¹ 前掲「出兵及び言論統制やテロなどに関する歴史」も参照。

⁵² 条文素案はそれぞれ次の通り。

第47条

両議院の議員の選挙については、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙については、広域の地方公共団体のそれぞれ区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なく

いろいろな発言についての問題が、表現の自由がやはり規制されるということになるんじゃないかと思つています。

元々、緊急事態法制について議論になつたんですね、戦後、今の憲法を審議したときに、金森徳次郎さんが答弁に立つて、緊急事態法制というのは、それは行政にとつてはこんな便利なものはありません、しかし、問題は、民主政治の基本にとつてはやはりいかがなものかという答弁をして、彼は、緊急事態法制を導入しろというのが今の憲法制定の過程のときにも、しっかりした意見を述べているわけですね。それはやはり、緊急事態法制というのは、考えてみなければ、いろいろな大きな問題があるなと思つています。

戦前も、関東大震災のときに戒厳令を出しまして、そのときに、朝鮮人だとか、あるいは無政府主義者と言われるような人たちが虐殺されるといふような事件も起きています⁵¹。何かのきっかけとデマゴギーがあれば、今のような情報社会で、非常に問題があると思つています。

あとの規定は、教育とそれから参議院の合区解消に関する条文⁵²。

とも1人を選挙すべきものとすることができる。

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第26条

(第1、2項は現行のまま)

(第3項) 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的

これは、憲法に規定しなくても解決できる問題ですし、教育については、今の規定で何の問題もないと思っています。なぜあるかという、これは維新の会対策だと言われています。維新の会の憲法改正案の中には教育についての規定が入っているからなんです⁵³。そういうようなことで、今目指している自民党の憲法改正案そのものも、中身は相当曖昧であって、特に、今回コロナでもっていろいろできなかったことがあるから、それをやろうじゃないかというお話がありますが、それもやはり要注意でして、一体、本当にどういことができればよかったのか、本当にそれは今の法律の中ではできないのかというようなことを、我々はきちんと議論しなければいけないと思っています。

《権利保障と緊急事態規定》

○横路 自民党の憲法改正案の基本的な立場は、これからの憲法改正論で必ず議論になるところです。何が一体問題なのかというと、「2012年の」自民党の憲法改正案をちょっと読んでみると、まず前文のところに、自民党の改正案は「日本国は、」と始まるんですね。日本国というのは「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない」⁵³、2016年3月24日の日本維新の会の憲法改正原案第26条は次の通り（棒線部が改正箇所）。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その適性に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有し、経済的理由によつて教育を受ける機会

象徴である天皇を戴く国家である」と。今の現行憲法は「日本国民は、」で始まるんですね。この違いがあるんですよ。

つまり、国家が第一で、国家があつての国民だというのをベースにして考えるか、国民を第一にして、国民があつての国なんだというように考えるのかというのが、後の規定全体に影響を及ぼしています。教育基本法の改正のところも基本はそうなんですよ。

どうも自民党の皆さんの議論を見ていると、国家のために、国のためにという流れが非常に強いんじゃないかと思います。

現行憲法は、やはりあれだけの戦争をやった後ですから、前文は戦争の反省から始まっています。それを改正する場合、なぜ今の憲法前文では駄目なのかを主張すべきところなんです。ところが、自民党の憲法改正草案を見ると、どうもそうではなくて、教育基本法とも共通する、「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、」といううぐたり、こういうようなところに、どうも自民党の考えが出てくるのではないかと思います。

大体、天皇は日本国の元首であるとしていますが（改正草案第1条）、その結果、運用が今の皇室との関係でどういう具合に変わっていくのかというのは、まだはつきりしていません。しかし、そこが奪われない。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

3 法律に定める学校における教育は、すべて公の性質を有するものであり、幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とする。」

主権在民とどういふ具合に調整されるのか。元首になった場合には、国際会議、国際社会のいろいろな場に誰が出ていってどうするのかといういろいろな問題が出てきますが、そこは曖昧にされたまま、元首ということになっています⁵⁴。

それから、改正草案「第二章 安全保障」では、現行憲法9条2項の交戦権を削っています。そして、国防軍というものを規定しています〔第9条の2〕。そして、国防軍は何のためにあるかといったら、国際社会の平和と安全と同時に公の秩序を守るということで、国内の治安維持に国防軍が果たす役割を明確にしています。

国民の権利義務のところでは、公共の福祉のためにこれを使うというのが現行憲法12条ですが、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と非常に大きく表現が変わっています。

公共の福祉論というのは、個人の権利と権利がぶつかったときに、どういふ具合に考えるかというわけですね。デモをしたりすることと交通の権利、そういう表現の自由と通行の権利がぶつかったとき

⁵⁴ 現在は、対外的な関係では、天皇が元首であるように見える形式を取るにとどめられている。佐藤幸治ほか『注解法律学全集1 憲法I』（青林書院、1994年）118～132頁（樋口陽一執筆）。赤坂幸一編著『初期日本国憲法改正論議資料』（柏書房、2014年）の解説「萍憲法研究会の憲法論議——もう一つの『憲法遺言』」41～42頁も参照。

⁵⁵ ただし、公共の福祉を根拠とする基本権の制限が、人権相互の矛盾・衝突の調整原理としてのみでは捉えられないことにつき、曾我部真裕

にどうするのかということですよ。これは、地方のいろいろな条例なんかで制定することになっていますが、そういう権利と権利のぶつかり合いなわけですよ⁵⁵。

ところが、「公益及び公の秩序」というと、これは、公益というのは何ですか。個人と個人じゃないんですよ。だから、個人と自治体とか、個人と政府とかという関係になってしまいます。ですから、「公益及び公の秩序に反してはならない」というのは、やはり個人に対する規制をかける基本になり得る、憲法上の規制になってしまふという意味で、これは非常に大きな表現です。

それから、憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される。」という現行規定が、「全て国民は、人として尊重される。」というように、「個人」という具体的なものから「人」という漠然としたものに変わっていています⁵⁶。

基本的人権を、一人一人の人間が生まれながらに持つということとは全然認めておらず、やはり国家中心の中で、その中に住んでいる人なんだというような感じになっているところ、この考え

ほか編『憲法論点教室（第2版）』（日本評論社、2020年）79～85頁を参照。あわせて、樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』（岩波書店、2013年）109～111頁も参照。

⁵⁶ 「個人」が具体的で「人」が抽象的であるというよりは、身分制のくびきを取り払った抽象的な「個人」であって初めて、「人権」の主体たりうる、という点が重要であろう。樋口・前掲『いま、「憲法改正」をどう考えるか』26～31頁、及び106～109頁。

方が、その後の表現の自由、そのほかに関する規定の中のどこにもこの規定が制限として入っていません。

特に、憲法21条は、表現の自由の基本を定めています。「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」というのが現行規定なんですが、自民党の案は、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」と書いてあります。

この規定も、政治結社は駄目だとか、その団体の活動を禁止するとか、いろいろなことに波及していく規定です⁵⁷。さっきの13条と併せて、これが一番ひどい規定です。

あと、気になるのは改正草案の24条で、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ。」何も憲法に書かなくなつて、このとおりですよ。ところが、国連の人権宣言の中には、そういう家族に対する公的な支援ということも明記しているんですね。だって、そういうのが必要な家族、家庭というのは、現に日本の社会の中にたくさん存在しているわけですから。しかし、この規定でどうするかというのは、社会保障の前にまず自助だという考え方です——自助、公助、共助

⁵⁷ 同前99頁も参照。

⁵⁸ 確立した政府統一見解によれば、現行憲法66条2項の「文民」とは、次の①・②でない者を指すとされる。

① 旧陸海軍の職業軍人の経歴を有する者であつて、軍国主義的思想

という言い方をすれば。そういうものの表れではないかと思つて、批判的に見ております。

勤労者の団結権の28条も、「公務員に関する」制約規定が入つてきていますね。

こんなことも気になります。憲法36条、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」というのは、「絶対に」という言葉が取れているんですね。何で「絶対に」というのを取つたのかというのはよく分かりません。

あるいは「国会」の規定の63条に、内閣総理大臣は、「答弁・説明を求められた場合の出席義務について」「職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。」と言つて、出席できない範囲を広げているんですね。これもどういう狙いなんでしょうか。

いろいろあります。例えば「内閣」ですと66条2項、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」というのが、「現役の人であつてはならない。」に変わりましたよね。つまり、OBならいいということでしょう。ということで、やはり戦争の反省からできた規定がここでも変えられていっています⁵⁸。

そういうようなことで、一つ一つ言っていると切りがありませんが、いろいろな規定でたくさん問題があります。

に深く染まつていふと考えられるもの

② 自衛官の職にある者

したがつて、政府統一見解を前提とする限り、現在にあつても、自衛官OBは「文民」である。

一番問題なのは、改正草案の第9章「緊急事態」、98条、99条、特に99条ですね。これが、法律の定めるところによって、内閣が法律と同一の効力を持てる政令を制定できるほか、財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示ができる、また何人も、法律の定めるところにより、宣言に係る事態について国民の生命、身体、財産を守るために行われる措置に対して発せられる指示に従わなければならないという規定があつて、この辺がやはり心配なところですよ。

それから、改正草案第100条で「憲法改正の発議に必要な各議院の総議員の」 「3分の2」という要件をカットしています。

これも非常に大きな問題なのは、現行憲法の97条をカットしちゃっているんですね。97条の「最高法規」というのは、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」これは日本国憲法の中核部分ですよ。ドイツ憲法の中では、憲法を変えてはいけない条項がある。多分、変えてはいけない条項のここが一番大きな柱の一つですよ。これをカットしちゃっている。

それから、改正草案の102条1項、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」憲法というのは、立憲主義からいえば、それは国民が憲法を守るんじゃないやなくて、憲法が国民を守るんだ、つまり、憲法に携わっている権力者は国民を守らなければいけないとい

うのが立憲主義の基本的な考え方ですが、この規定を受けて、どういう具合に法律が制定されて、どういう具合に運用されていくのかということを考えてみれば、いろいろな問題点が浮かんでくると思います。

少し長くなって恐縮でございましたけれども、自民党のいわゆる憲法改正案というのも、すなわち改憲4項目という今出されているものだけじゃなくて、その基になっている憲法改正案というのもよく見て、一体どんな方向にこの日本の社会を導こうとしているのかということですね。これは私もこのヒアリングの最後にお話したいと思いますが、最近の様々な政策、動きを見ると、やはり、我々は、もう一度よく日本の歴史を見直して、守るべきものをしっかりと守っていかなければいけない、こんな思いになっています。

○赤坂 今のお話の位置づけは、そういった自民党の基本的なDNAないし考え方というものが、これからお話になる教育基本法や年金、社会保険庁の問題といったものの背後にある、そういうお話でしょうか。

○横路 おっしゃるとおりです。

その後、特に2012年以後の第2次安倍政権のいろいろな政策はその表れで、共謀罪の話から集団的自衛権の行使に伴う特定秘密保護法を含めた話というのは、非常に大きな問題だと思つています。また教育基本法のところでお話しますが、道徳の教科書なんか見ていると、びっくりするような記述がたくさん出てきて、その基本は何かというと、やはり国家第一なのか国民第一なのかということ

ろがベースになっていると思います。

《旧教育基本法の位置づけ》

○横路 教育基本法は、教育改革国民会議というのが、これは小淵内閣から森内閣かな。森内閣は、森さんが文教族の一人でもありませんので、教育基本法についても見直せというような提言が2000年に出まして、中央教育審議会を経て、2003年に新しい答申が出まして、2006年4月に教育基本法の改正の閣議決定が行われたわけです。これは小泉政権のときですが、その直後に安倍政権に替わりまして、教育基本法の改正を審議する特別委員会が2006年9月にできました。そして、教育基本法があったという間に、2006年11月に衆議院、12月には参議院で可決されて改正された。

この教育基本法の改正に併せて、学校教育法と、地方教育行政の組織運営に関する法律というのと、教育職員免許法及び教育公務員特例法というのが改正されるという流れになっています。

その中身なんですが、これも、安倍さんは、あるいは自民党の皆さんは、一体、戦後の教育基本法のどこに問題があると考えたのかということですね。戦後の教育基本法がGHQの下で作られた、だから日本の文化や伝統が受け入れられていないんだという議論をしているんですが、これも議論としてはおかしいのであって、教育基本法の制定のときは、安倍能成さんが文部大臣だったんですね。

⁵、以上につき、引用部分を含め、宇沢弘文「教育基本法の原点に戻っ

この内閣は、1945年に日本が敗戦になって、10月に幣原喜重郎さんが総理大臣になります。幣原喜重郎さんは、憲法9条、戦争放棄の規定を挿入した人なんですね。確かにGHQはアメリカの教育使節団を日本に派遣しました。そのときの安倍能成文部大臣の演説が、戦後の教育基本法の制定がどういふものかということを示しています。

「始むべからざる戦争を始め、継続すべからざる戦争を継続して、今日の悲惨を招くに至ったのは、歪んだ日本の教育にその一因がある。日本の教育改革が絶対に必要であることは天下の世論である。その改革の方向は、単に軍国主義、過激国家主義を払拭するのみならず、なぜ軍国主義、過激国家主義に軽々しく染まったか、その基礎を深く反省しなければならぬ。その反省には、日本的なものとか、アメリカ的なものとかという区別はあり得ないわけで、真の人類的な、高邁な理想に基づいて進まなければならぬ。日本は、過去における占領政策において極めて多くの失敗をした。朝鮮において、満州において、支那において、南方においてもしかりである。それは、その国の伝統と実情を無視し、自分勝手な政策を力をもって強いたからだ。私は米国に対して、衷心より、日本の犯した失敗を、米国が日本に対して繰り返さないことを祈る」と、代表団を迎えて演説したんですね。満場大拍手で、団長さん以下、壇上に上がって握手したというんですよ。⁵。

この後の文部大臣が田中耕太郎、高橋誠一郎、森戸辰男、下条康て根本的な教育改革を」エコノミスト2005年8月23日号80頁

鷹、高瀬莊太郎、天野貞祐といくんですね。あと、南原繁、芦田均、森戸辰男という人たちが30数回議論したと言っています。でも、そのとき担当した文部省の役人の発言によると、GHQからの圧力なんて何もありませんでした。それは、この人たちが必死になつて議論したわけですよ。

それは何かというと、やはり戦争に対する反省です。教育に対する国家的介入がもたらした悲劇、一元的な価値観、一方的な観念を植え付けた教育が過去に招いた惨禍を思い起こすということ、教育内容に対する権力介入、とりわけ戦前の教育における過度の国家的な介入と統制の反省が必要だと。

田中耕太郎さんでさえ、教育は国家の奴隷だった、それは、日本の軍国主義、ファシズム、共産主義国家、みんな同じだ、やはり教育は一人一人の人格の形成を目指すものであって⁶⁰、国家の奴隷ではないということを発言しています。

もう改正されてしまいましたけれども、戦後にできた教育基本法以下を参照。

⁶⁰もつとも、田中耕太郎が主導して教育基本法第1条に結実した「人格の完成」とは、カトリック哲学者ジャック・マリタンの人格概念を基礎とし、個別性・個人という次元で人格を捉えるのではなく、神への信仰を通じて全体性を希求し、それを通じて完成に至る、という理念に基づくものであった。牧原出『田中耕太郎』（中公新書、2022年）154～156頁、稲垣良典『人格 ペルソナの哲学』（創文社、2009年）31～36頁〔講談社学術文庫版『人格（ペルソナ）の哲学』（2022年）〕、小谷由美「戦後教育思想史における田中耕太郎の教育目的論——『教育基本法の理論』の考察を中心に」日本女子大学人間社会研

というの、何も、日本の伝統や文化を無視したものでは全くないわけですよ。それが、今言ったような人たちが中心になって作った教育基本法の制定の経緯なわけですよ。

ところが、安倍さんなんかの議論、自民党の議論もそうですが、「今こそ『戦後体制』の脱却を」ということで、「いまの教育現場では、『国家とは人権を押しつぶし、人の生命を危うくするものであって、個人や市民と対立する存在である』と教えている⁶¹」。こんなことは全然どこにも教えてはいませんがね。「自由と民主主義を担保しているのが国家であること、自由や民主主義を維持するためには、それを担保している国を守る義務を負っているということをちゃんと教えてこなかったことに大きな間違いがある」「これまでは個人中心の教育でしたから、個々の損得を価値の基本にしてきた。」と安倍さんは言うんですよ。

逆に言えば、損得を超える価値を認めてこなかった、それは家族とか郷土に対する思いかもしれない、そこから一歩進んで、損得を

究科紀要20号（2014年）17頁以下を参照。

⁶¹同様の趣旨は、第2次大戦後の教育のあり方と関連づけて、次のようにも語られている。「戦後日本は、六十年前の戦争の原因と敗戦の理由をひたすら国家主義に求めてきた。その結果、戦後の日本人の心性のどこかに、国家⇨悪という方程式がビルトインされてしまった。だから、国家的見地からの発想がなかなかできない。いやむしろ忌避するよな傾向が強い。戦後教育の蹉跎のひとつである」。安倍晋三『新しい国へ——美しい国へ 完全版』（文春新書、2013年）204頁。

そのため、国に対し誇りを持たない高校生が過半数を占めており、義務教育に大胆な構造改革が必要である、とする（同208～209頁）。

超えて国のために尽くす、損得を超える価値を教えなければ、国家を考えるとところまでは行き着かないと言っているわけですよ⁶²。

しかし、教育基本法を見たって、どこにもそんな損得なんということを書いているわけじゃありません。ちゃんと、「自他の敬愛と協力を重んずるとともに、」と教育基本法の第2条に書いてあるとおりです。

こういうようなところに彼が思いつくのはどういうことなのか、僕はよく分かりません。周りの人間の影響だと思っただけですけどね。彼は中川昭一さんなんかと「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」というのを作ったんです。彼に言わせると、従軍慰安婦問題も日本軍による強制連行も論理によって打ち砕いた、日本軍による強制連行の事実はないことを明らかにしたというんですが⁶³、実際は、オランダ政府の報告書を見ると、ちゃんとそこでもって、インドネシアにおいて、オランダ人の収容所に日本の軍隊が来て、何十人も連れて行って慰安婦にしたという話だとか、この前もお話した、オランダ国王の宮中の晩さん会のとときの御挨拶の中で戦争に触れて、人々の誇りや尊厳を傷つけたというようなことを言われていますが、まさにそのことですよ⁶⁴。

日本の文化といい、伝統文化といい、日本の規範という言葉を使われるんですね。安倍さんもそうですし、文部大臣なんかもそういうふうに使われている人たちが多くいますよ。じゃ、一体、日本の

規範とか文化って何だろうかと考えてみると、日本の国は自然に囲まれているんですよ、四季の識別がはっきりしていて。自然からいろいろな恩恵を受けています。しかし同時に、自然はやはり恐ろしいものなんです。地震もあれば津波もあれば台風もある中で、噴火もあるし、日本人は、恩恵も受けているけれども、やはり自然というのは危険なものがあるんだということで、それを十分受け止めて、畏敬の念を持って自然とともに生きてきた国民なんです。

昔から、勤勉で真面目に働いて努力して、そしてみんな協力して平等でというのは、農業がベースになっているから、みんな協力していかなきゃやっていけないわけです。みんな努力しなきゃいけないんです。朝起きてから、本当に夜まで働いてきた。誠実にやってきたんじゃないんですか。

そういうのを駄目だと言いだしたのは誰なんです。竹中さんや小泉さんのバブルのときの発言の中に、汗水流してお金を稼ぐのは時代遅れだ、頭を使って投機、投資でもってもうかるようにしなきゃいけないなんて言っていて、自己責任でしょう、競争でしょう、こういうようなことに変えていったわけですよ、人の考え方というのを。日本には悪平等が蔓延している、結果平等の大きな弊害があるというようなことを（言っています）。

だから、本当に、日本の文化というものは何なのか、伝統、規範は何なのかということも、どうも余りよく分からないまま議論され

⁶² 以上につき、安倍・前掲「今こそ『戦後体制』の脱却を」参照。

⁶³ 同前76頁。

⁶⁴ 第15回記録を参照。

ているように思います。

今の社会の中というのは問題がたくさんありますよ。現場の今の問題とか学校の先生の問題か何か、たくさんありますよ。そのたくさんある問題も、どうするのかというときに、教育基本法を変えるだけでいいんですか、変えてどうするんですか、国家第一、国民第二になっいいんですか、本当は教育こそ国民第一でなきゃいけないんじゃないですかということなんです。

憲法審査会の人たちが海外に視察に行ったでしょう。ドイツとかどこかで愛国心を教えていますかと尋ねたら、全然教えていませんと言われたというのが報告書に載っています。北欧諸国なんかもそうです。

愛国心を教えるよりも、友達と仲よく、協力してやろうとかということを教えることで、地域社会を大事にしていく気持ちが生まれ、自然を大事にする気持ちが生まれて、それが日本社会の一番の基本なんだと思います。

《教育基本法の全部改正》

○横路 では教育基本法のどこを変えたのか。これも一々お話しする時間がないので、「改正前後の教育基本法の比較」という文書（全10頁）を送ってあると思います。

前の教育基本法は前文で、憲法と教育基本法を一体として位置づ

⁶⁵。この文言自体は削除されている。他方で、第2条に「真理を求め、態度を養い」、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる

けていますよ。それが今度の場合はなくなってしまっ、また「平和を希求する人間の育成」というのがなくなって、代わりに「公共の精神を尊び」、「伝統を継承し」、「がつけ加えられています。

教育の目的のところでも、「真理と正義を愛し」、「はまだあるんですが⁶⁵、「個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」というところが削除されているんですね。「個人の価値をたつとび、」というところがカットされているんですよ。

「平和を希求する」と「個人の価値をたつとび、」というところが消えているんですね。

それから、教育の方針のところでは「自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」がなくなっている⁶⁶。

「自他の敬愛と協力」というのは、自分と他人です。他人を尊敬し、他人と協力していこうということです。だから、個人の損得だけを教えてきたというのは、全くの間違いもいいところだと思います。

そして、「伝統と文化を尊重し」、「我が国と郷土を愛する」という言葉が、この教育の目標の5項目めに入ってくるわけです。

あと、義務教育として行われる目標の中に新設されたのが、「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」こういうのは具体的にどうなる

とともに」といった表現がある。

⁶⁶。前注の通り、「自他の敬愛と協力を重んずる」との表現はある。

のかなということになりますね。

それから、以前は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とあつたのが、「不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、」云々というように、法律で規制すればいろいろなことが可能なように、その余地を残す内容になっています。

学校教育法の方はどういう具合になったかというところ、一つは、幼稚園から大学までの各学校種の目的、目標を見直せということ、規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参加する態度、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することの普及。それから、副校長その他の新しい立場の設置で、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭がそれぞれ命を受けて校務をつかさどるとされていまして、一般教員の上にとつと何か組織ができて上がっています。

それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正というものは、文科相による地方の教育委員会への是正、改善の指示、地方自治法の是正の要求を行う規定が設けられています。

⁶ 2021年8月23日、文部科学省の中央教育審議会の小委員会において、小中高校などの教員免許の期限を10年とし講習の受講を義務付ける「教員免許更新制」を廃止する方針が決まり、2022年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、同年7月1日から教員免許更新制は廃止さ

それから、教員免許更新制。10年間の有効期間で、講習を受けて、修了したら更新される。これは最近なくなりました^{6,7}。やった結果、忙しい教員を更に忙しくしているのやめようということ。教育基本法とそれに伴う改正で、文科相を中心とした地方の教育委員会、また学校の校長を中心とした上から下への階層的組織、そういう組織に教育を変えたんですね。それが、教員の自主性を妨げてきたのではないかと思います。

私の父からは、よく、戦後の職員会議でもって、今までは校長からの通知を受けるだけだった学校の運営を、教員みんなで議論して決めるようにしようじゃないかというのが戦後の最初の議論だった、その議論の中から労働組合ができていったんだよという話を聞いたことがあるんですけども、これを見ると、また昔と同じように、校長どころか更にその上からの指示がずっと下まで行くようなものに変えちゃった。

教育基本法の改正と同時に、教育三法、学校教育法、地方教育行政の組織運営に関する法律、それから教員免許更新制。これが、だから、できてから10年はたっているわけですよ。

れることとなった。なお、その背景として、「多忙化する教員の負担になる上、内容が実践的でないなどの指摘が相次いでいた」という。2021年8月23日付日本経済新聞記事「教員免許更新制、23年度にも廃止 指導力の向上なお課題」も参照。

《教育と道徳》

○横路 いろいろと変わった教育基本法の道徳は、小学校に導入されたのが1958年です。これは教科外の活動で、教科書はなかったんですね。2018年に検定教科書を使うようになり、成績の評価もするようになっていきます。郷土を愛する気持ちがあるかないかとかですね。

これはもう教科書検定があるわけですね。修正前の題材には、「ちようびのさんぼみち」というのがあって、

よい においが して くる パンやさん。

「あつ、けんたさん。」

「あれ、たけおさん。」

パンやさんは、おなじ 一ねんせいの

おともだちの いえでした。

おいしそうな パンを かって、おみやげです。

というのに対して、我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つという点に足りない点があるという指摘を受けて、いい匂いがするのは和菓子屋さんが変わったんですね⁶⁸。

確かに、パンはポルトガルから入ってきたわけですけども、しかし、例えばクリームパンとかあんパンは世界にはなく、日本のものですよ。〔他方、〕和菓子というのは、唐の時代にお茶と一緒に

入ってきたんですね。中国のお菓子が元になっていて、お茶が普及すると同時に和菓子が普及していったわけです。

文化というのはそういうものです。どんなことでも世界的にいろいろと交流があつて、いろいろなものが入ってきて、いろいろなものが出ていっているわけですよ。日本のものもあちこちに今もう普及していつているし、野菜でも何でも、世界あちこちの野菜なんかが入ってきているじゃないですか。

僕が教科書を見ていて本当にひどいなと思ったのは、特攻隊に關連してこういう記述をした教科書があるんですね。「人間一人一人の命は地球より重いというのが本当なのか、よく考えてみよう、一人一人の命より大切なものがあるのではないか、国家の方が大切なのではないか」という問いかけをして、特攻隊の話のところ問いかけを入れてる教科書が採用されているんですよ、有名な教科書ですけれども。こういうことを子供に考えさせて、今、どういうことなんだろうかと。

特攻隊というのは、私の父親の弟が20歳前で特攻隊に行つて、真っ白になつて帰つてきて、95歳まで元気だったんですね。私がいくら特攻隊の話聞いても、全然一言も教えてくれませんでした。亡くなる5、6年ぐらい前からしゃべり始めたんですね。いろいろなところに呼ばれて行つて、しゃべっていたようです。

特攻隊をテーマにして、一人一人の命と国家というのを考えさせるといふような教育、もちろん答えとして、国家が大事だといふ答

⁶⁸ 2017年3月25日付日本経済新聞記事「道徳教科書、事細かに

注文 パン屋を和菓子屋に…」を参照。

えをさせたいんでしよう。先生が一体どういう指導をするのか。いや、やはり一人一人の命が大事だと教えるのか、いや、国家が大事ではないか、国家あつての国民じゃないのかと教えるのか。教師によつて違つてきますよ、これは。しかし、こういう教科書を使うかわらないかによつても違つてきますよね。

そういうように道徳の教科書があちこちでいろいろな問題を起こしています。

笑ひ話は、北方領土は日本の領土ですと書いたのに検定が入りまして、固有の領土と書け、日本の固有の領土だと。その頃、たまたま北方領土返還の集会に行ったら、固有の領土という言葉が消えているんですよ。

安倍さんがプーチンとの話の中で、北方領土についてのいろいろな歴史経緯、経過について、我々が主張してきた歴史的な日本の領土で日本の固有の領土なんだと主張したところ、向こうから戦争の結果でないかと言われて、彼は四島から二島〔返還論〕に変わったでしょう。二島に変わったときに、北方領土返還の集会のスローガンが変わったわけです。検定の方はそんなことは知らないで、固有の領土というように変えさせましたですね。これなどは漫画みたいな話です。

あと、私がよく考えるのは、教育勅語について、たくさんの政治

家の人たちが、文部科学大臣も含めて、日本が道義国家を目指すという教育勅語の精神は取り戻すべきだ、全く誤っているというのでは違うと思うと〔発言しています〕。下村〔博文、1954〕さんは、教育勅語の本身そのものは今日でも通用する普遍的なものがある、この点に着目して学校で教材として使うのは差し支えない、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」、これはもう変わらざる原則だと言うんですね。

僕は、そういうことを言う人に、本当なんですかと。戦前、父母に孝行はいいけれども、「夫婦は相和し」は、奥さんには離婚の権限もなかったし、相続の権限もなかったんじゃないですか、「兄弟相和し」は、全ては長男が権限を持っていて、弟には何の権限もなかったんじゃないですかと言うんですけれども、特に最後の、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」というところが日本を戦争に導いた一つのベースになり、戦後の教育改革のときに、田中耕太郎や何かも、みんな一緒にそう考えて変えたんじゃないかということを言いたいんですがね。

西園寺公望さんが文部大臣のときに、教育勅語は国民教育の思想的基礎として神聖化されてしまった、余りにも国家中心主義だということ、国際社会において日本国民の果たしている役割に触れていないことを危ぶんで変えようとしたんですね⁶。また内村鑑三が

⁶、竹越熊三郎「西園寺公と新教育勅語煥発の問題——竹越三又の『人
民読本』』（昭和36年8月10日、竹越熊三郎関係文書17）、及び難
波知希「西園寺公望による教育勅語補正計画——日清戦後の『新道徳』

に着目して」東京大学大学院教育学研究科紀要60号（2021年）4
03〜412頁を参照。西園寺が竹越に起草させた第2次教育勅語案
は、立命館史資料センターの「西園寺公望関係資料」デジタルアーカイ

教育勅語の拝礼を拒否したということが1891年にありました⁷⁰。

教育勅語排除に関する衆議院の決議、参議院の決議⁷¹というのがわざわざ出たのも、やはり教育というのは本当に長く人の心に残るものですから、そういうのが権力に携わって運営している人たちの気持ちからなかなか抜けなかったということだと思っんですね。教育というのは本当に大事なところだと思っんです。

《副議長の立場と政治活動》

○横路 教育基本法の改正問題のときに、菅直人さんらが、本会議場で安倍さんに対する内閣不信任を提出したのですが、タウンミーティングのやらせというのがあって、安倍さんは官房長官として、それを担当していた責任者だというのがその第一の理由です⁷²。やらせをやり、そしてお金も払ったというんでしょう、そのやらせを頼んだ人に。

教育の問題では、いろいろな意見を聞けばいいんですよ。いろいろな意見を聞くということを、今の行政や政治家も怖がっているんですね。国民の様々な意見を聞きたくてタウンミーティングをやる

「ブ」で翻刻と共に閲覧することができる。

⁷⁰ 1891年1月9日、第一高等学校における教育勅語奉読式において内村が教育勅語の宸署に最敬礼しなかったことが世間から非難された事件。古賀敬太「内村鑑三とその時代(1)——不敬事件」国際研究論叢…大阪国際大学紀要35巻1号(2021年)21頁以下を参照。

わけでしょう。誰でもいいから、言いたい人は来てくださいとって、その意見を聞けばいいじゃないですか。そういうことが今できなくなっていますよね。これは本当に異常なことだと思っんです。

だから、副議長として、教育基本法や憲法のときに、議論ができないからいらいらして、議事録を取り寄せ、本会議の皆さんの議論などを聞いていたんですけれどもね。本当に日本の国の一番の根幹のところですよ。この根幹のところについて、私自身も含めて、もつと実態、現実というものを、憲法のいろいろな運用の面もそうですが、教育の現場について見ていく必要があるんじゃないかと痛感しました。

○赤坂 今お話しいただいた副議長時代の様々な出来事、自民党の改憲案のことも含め、国民投票法案や教育基本法の改正といった事柄について、副議長時代の横路先生御自身は、どういう関わり合いないし実践的な活動をしていらっしたんでしょうか。

以前のお話で、副議長になって会派は離脱するけれども、党籍を離脱するわけではないので、民主党の中での積極的な活動もあり得るかと思っんですが、そうではなく、中立公正な立場を重視して、会派を離れて、一民主党の構成員、国会議員としての発言も控えら

⁷¹ 「教育勅語等排除に関する決議」(第2回国会衆議院本会議第67号、1948年6月19日)、「教育勅語等の失効確認に関する決議」(第2回国会参議院本会議第51号、1948年6月19日)

⁷² 「第165回国会 衆議院本会議録」第23号、2006年12月15日、<https://kokkai.ndl.go.jp/text/116505254X02320061215>。

れたりするのでしょうか。

○横路 私は、今反省しているのは、もう少し大っぴらに活動した方がよかったのかなと思います。若い人などにいろいろアドバイスなどはしていますが、会合に出かけていってどんどん発言するというのは、やはり控えていました。その際の発言が国会の紛糾の元になつては困るということで、特に、割と緊迫した国会運営が続いていましたので、そういうようなことを考えていました。

副議長、議長のととき共々、国会の中における活動は、ちょっと外から眺めている感じの方が強かったかなと思います。教育基本法や何かのときには、みんなにハツパをかけることはできても、その中に飛び込んでいって一緒にやるといようなことは、やはりしなかったですね⁷³。

○赤坂 それは、議事堂を出て、例えば民主党本部での活動についてもやはり控えめになる、ということでしょうか。

○横路 本部にはほとんど行ったことがないんじゃないですかね、副議長、議長のとときは。

○赤坂 それは、行かないようにされていたということですか。

○横路 そうだったと思うんですが。人に会うときは別にどこでも会えるわけですから、何も本部に行かなくてもいいわけです。公邸に呼んだり、宿舎でも会えますし。もちろん、いろいろな人に会

ってハツパをかけたたりなんかはしていましたけれども。

それから、議長のとときは、何の問題かな、何か勉強会をやつて、いろいろな人を集めてやつたりはしていましたけれども、ともかく、副議長のとときはそういう感じだったですね。

だから、自分で飛び込んで教育基本法の議論をする、憲法の国民投票法案について議論するというようなことは余りなくて、まあ、問題点をまとめてみんなに配つたりはしていました。Q&Aみたいなものをたくさん作っているんです。それを、親しい若い人たちに渡したり、あるいは、質問ももうちょっとこういう具合にやつた方がいいと質問の伝授までしたことがあります。しかし、それはそういう立場なんであつて、みんなと一緒にわいわい、侃侃諤諤議論したということではなかったと思います。

○原口 横路先生が教育基本法の問題等で活動を控えていらつしやつたところとは、「河野」議長との関係もあつたりしたんでしょうか。議長が、例えば活動するのはやめておこうとか、「あるいは」いろいろな暗黙の了解で……

○横路 いやいや、そんなことはありません。別にそういうことで相談したこともありませんが。最初にいろいろとお話は聞きましたけれどもね。そういうような活動については、全く自由でしたし、私も自分の判断で行動したことです。

⁷³ なお横路氏は、衆議院副議長への就任挨拶において、憲法改正を急ぐ議論に対し、憲法を安易に改正すべきではないという特定の政治的立場から憲法問題以外の課題・政策に取り組むべきことを主張してお

り、本文との関係で興味を惹く。よこみち孝弘ネットワーク通信27号(2005年10月14日)を参照。

《フィンランドの教育政策》

○横路 今回の日本の子供たちや教育がどうなっているのかというと、例えばフィンランドに行ってびっくりしたのは、高校生に将来何になりたいかと言ったら、学校の先生というのが8割だったんです。今、日本の学校の先生に、もう一度生まれ変わったときにまた学校の先生をやりますかと尋ねると、またやりたいというのは半分もいないんです。子供たちに、学校の先生になりたいというのも余りないでしょう。

本当に今の状況というのは、学校現場も、例えば少し前の資料ですが、1993年から2010年の17年間で、不登校児童生徒の割合が大体2倍になっているんですね。学校内の暴力行為の件数も小学校1・8倍、中学校1・4倍、日本語指導が必要な外国人の児童は1・5倍から1・8倍、通級による指導を受けている児童生徒は、小学校が4・7倍、中学が14・8倍です。要保護及び準要保護の子供たちというのは、要保護が8万7千から14万8千、準要保護が68万から140万⁷⁴。子供の置かれている状況、いろいろな環境が、全てずっと厳しくなっているんですね。

そして、今の子供たちに、今の状況は幸せですかというと、各国調査で一番低いですよ。孤独を感じる子供の割合というのは、○

ECDの中で、28か国調べた中で一番大きいという。

将来就きたい仕事というと、アメリカは医者やスポーツ選手や歌手、中国は経営者や公務員、韓国は教師や経営者、デザイナー。日本は営業、販売のサービスだということですね。サラリーマンの営業だって、本当は厳しいんですよ。日本の場合は、偉くなるということとは、責任は重くなるし、自分の時間がなくなるという考えがあるんですよ。ところが、他のアメリカや中国、韓国は、自分の能力が発揮できるし、周りに尊敬されるとかいうように考えているんですよ。日本の子供たちは夢と希望を持って、自信を失っていますね。自己責任論で全ておまえの責任だと言われて、言われた方はその気になるんですけどね、全て自分の責任だという具合に。

日本の教師が気の毒なのは、勤務時間は世界で一番長いんですよ、小学校も中学校も。しかし授業時間は一番短い方なんです。じゃ、何に時間を取られているかというと、部活動の課外指導、それからいろいろな書類の作成に時間を取られているんです。だから、授業時間は短いけれども拘束時間は長い⁷⁵。

フィンランドなんかに行ったら、2時か3時に学校の先生はもう家に帰っているんですよ。だから、夕方みんな家族そろって食事をする機会が平日もある。

⁷⁴ 文部科学省生涯学習政策局「放課後等の教育支援に関する資料（平成25年11月）」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/008/siryoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/12/1342231_04_01.pdf)を参照。

⁷⁵ 文部科学省「我が国の教員の現状と課題－TALIS 2018結果より－」
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/06/19/1418199_1.pdf)

だから、教育の問題については、そういう今の学校の先生の置かれてあるデータ、それから子供の状況、こういうものを学校現場に即して見なければならぬ。いじめなんかも、今の文部科学省は、悪いのは子供と家庭だと言っているんだそうです。学校や地域を外しているんだ。子供と家庭にいじめの責任を負わせている。そして、今のいじめ対策では、場合によっては退学させることもできるようなになっていきます。

たまたま、北欧に行ったときと教育基本法（の改正）とが同じ時期だったんですよ。北欧に行ったのは、2005年の暮れ、10月か11月だったと思います⁷⁶。

この副議長時代の北欧親善訪問についてですが、その目的は何かといったら、一つは、日本でちょうど教育基本法の改正の問題が出てきて、フィンランドの教育はOECDの学習到達度調査でトップであったということで、日本も高いけれどもフィンランドも高いので、その理由は何かということ、もう一つは、国民負担率が日本の2倍近い、しかも競争力が高い、世界経済フォーラム（ダボス会議）の国際競争力ランキングで当時1位だった、この二つ。この二つをちよつと行って調べよう、みんなの意見を聞こうと言って、フィンランド、デンマーク、スウェーデンを11月14日から11月22日まで回ってきたわけです⁷⁷。

⁷⁶ 教育問題を含む北欧視察の成果については、『衆議院副議長 北欧諸国親善訪問議員団報告書』（2006年1月、横路孝弘氏提供）に詳しい。

フィンランドについては、まず教育省を訪問して、小学校から大学まで無料ですよ。その無料というのは、もうあらゆるものが無料なんです、本当に。ノート、鉛筆の果てに至るまで無料ということですよ。

そして、大きな特徴は、学習理解が不十分な子供への補習授業、この支援教育が充実しているということなんです。この到達度調査を見て、後で比較して気がついたんですが、日本の場合も大体トップクラスなんです。ただ、できていない子供というのは10%から15%ぐらいいるんですね、日本の場合も。フィンランドでも同じ層の子供がいるわけですが、その引上げに力を入れていたんですね。その補習授業は、先生のOBとか父母とかが来てボランティアでやっているそうです。

それから、六・三・三制ですよ。六・三・三というか、9年です、義務教育というのは。この六・三を入れたのは日本なんです。日本のことを勉強して、日本がすばらしいというので日本を学ぼうというって入れたことの一つが教育制度だそうです。

そして、その9年の後に、10年制度というのがあるんですね。9年で卒業するのにまだちよつと自信がないという子供は、もう1年学校で教育が受けられるんです、親と子供が承諾すると。その子供たちを社会は決して差別しないんですね。9年かかって卒業した

⁷⁷ 出発前の横路氏の問題意識については、神野直彦との対談「国民の声を生かせる政治を」前掲『横路孝弘 講演・対談集NO9』9頁以下を参照。

者、10年かかって卒業したといっても差別がないというところに成り立っているわけです。

学校の先生は大体大学院の修士課程を修了しています。非常に先生の質が高いんですね。それから、図書館の利用率が多分世界で一番と言われているぐらい図書館を利用しています。だから、高校生の希望で、教員になりたいというのが1番だったというわけですね。

そして、仕事は、帰宅ラッシュが大体午後3時半から5時ぐらいとあって、夜8時ぐらいに外に出ても、明かりがついているビルは余りないんですよ。これが北欧社会の特徴です⁷⁸。まして、夜10時、12時に明かりがついているなんということはないですよ。夕食は、家族そろって、大体週5回はそうでしょう。日本の調査だと大体週に1回か2回です。

本の読み聞かせは父親の役割だそうです。教育に対する支出のGDP比も、日本より大体4倍近く。つまり、非常にお金をかけています。個人の負担は少ないです。

日本の場合の教育にかけたお金というのは、公と私を合わせると結構高いんですが、公のウェイトは低くて、私のウェイトが非常に高いんですよ。学習塾に行ったり、何かお稽古事をさせるとかいうようなことで。そういうことができない子供との間に格差が開いていっているんですね。

フィンランドでは授業時間は短く、割とテストも、序列リストもないようですし、宿題もほとんどないということです。

⁷⁸ 同前22頁も参照。

学習はグループ学習だそうです。25人クラスで、四、五人のグループによって、一人が学習リーダーになって教育を受けるという感じですね。戦後、私が小学校に入った頃の、小学校3年生のときはグループ学習でした。北海道は七、八人だったと思います。一人グループの責任者がいて、それで、何をやるのもその中でもっていろいろと助け合うというようなことをやっていました。

それから、もちろん生涯教育も非常に盛んです。

フィンランドの教育当局が挙げた、どうしてPISA（前出のOECDの学習到達度調査）の成績がいいのかという理由ですが、一つは、地方分権が徹底している。教育が総体的に無償で受けることができる。中央政府は支援的助言を行い、裁量は地方に付与されている。全学校段階において、互いに学び合う、つまりグループ学習が実践されている。それから、個人への学習支援と生徒への福祉が確立しているということ。いろいろな支援があるということ、それによって、日本の場合だったら、給食費だとか、どこか遠足に行く場合の負担の費用、修学旅行なんかの場合、そういうのがありませんけれども、給食から鉛筆の果てまで、みんな無料で提供するということでした。

彼らの場合、このPISAというのは、知識というよりも生きる力を測定するものなんです。だから、物を考えて解決する力ということなんですが、前にお話ししたように⁷⁹、札幌農学校にマサチューセッツ州からクラーク博士が来たときの教頭さんが日本に来て

⁷⁹ 第8回記録を参照。

言ったことが二つあって、一つは、我々の国は国民が第一なのにこの国は国が第一だと言ったことと、みんな非常によく勉強して知識はすばらしい、しかし、卒業した後の発展はアメリカの方が圧倒的に子供たちは伸びる、それは何かというと、知識だけじゃなくて、考える力、物を解決する力が日本の学生はアメリカの学生より劣っている、だから、世の中に出た後の発展はアメリカの教育の方がいいんだという話を、副校長がしゃべっている記録が残っています。これは明治の初めの話ですよ。それがフィンランドに行ったら同じことを言われました。ああ、そうなのかと思ったですね。テストもなく、序列リストもないということですね。

日本への示唆は何かというと、少人数指導で、保護者や企業と連携した授業実践などをやって、世界トップの生きる力を優先して、教育内容に関する教員の裁量、履修内容についての生徒の裁量がそれぞれ大きい、その中で、教員は指導ではなく支援という姿勢で子供の教育をしているということ言われました。

フィンランドは、教育省の事務次官（マルック・リンナ（Markku Linna, 1942-））から話を聞いて、質問に非常によく答えてくれました。

確かに、いろいろと、ついていけない子供もいるけれども、卒業した後どうするかということで、いろいろな職業指導とかアドバイザーだとか、そういうバックアップ体制があるんですね、子供をほ

っておかないで。そういう体制がすばらしいと思いました⁸⁰。

フィンランドは、教育省の後、一つ行っただのが男女平等オンブズマン。やはり、女性の社会進出、男女平等ということが進んでいる。教育分野についても、女性の社会進出が非常にすばらしいんだと。

またリッポネン国会議長（Pavo Tapio Lipponen, 1941-）からは、北欧社会の発展の秘訣について、教育内容の充実と研究開発への投資、それから関係者間のコンセンサスを得るオープンなシステムの重要性について指摘がありました。のみならず、公共部門への信頼性が高いと。汚職や何かが非常に少ないんですね。教員に対しても、学校に対しても、政府に対しても、地方自治体に対しても、非常に国民の信頼度が高いんですね⁸¹。

皆さんのところにお渡しした資料「国際指標から見た日本のすがた」、これは私のスタッフが非常に協力して作ってくれたものなのです。少し前のもので、2012年改訂版になっていきますけれども、この中に、北欧社会とアメリカ型社会と日本社会というのを比較したものが中にあります。これを見ると、日本社会の持っている問題点が非常によく分かります。この資料は非常に貴重な資料ですので、是非御覧いただければと思います。その中でも、ジェンダーの問題がかなり大きなウェイトを占めているということですね。

それからフィンランドの福祉センター。教育と福祉というのはやはり一体なんです、面白いのは、仙台と提携しているんですね。

⁸⁰ 前掲『衆議院副議長 北欧諸国親善訪問議員団報告書』17～21頁を参照。

⁸¹ 同前4～11頁。

フィンランド健康福祉センターが、仙台で、フィンランド型健康福祉コンセプトに基づく「仙台フィンランド健康福祉センター」を2005年に開所しているということで、この内容や何かについても、いろいろと話を聞きました。報告書の中にその報告がされており、すので、是非見ていただければと思います⁸²。

結局、フィンランドの場合も、経済発展のベースはやはり教育が中心にあるんだということで、教育に大変なお金を使ってやっているということでは。

リッポネン議長によると、日本の教育と高い技術力、経済成長で日本を見習えといった時代があつて、教育制度は六・三・三制に変わったという話をしていましたので、それは確認はしていませんけれども、そのとおりだと思ふんですね。だから、世界各国のいろいろな例も学びながらやっていかなきゃいけないと思います。

北欧では、フィンランドのほかにも、デンマークで洋上の風力発電を見ました。あそこで面白いのは、洋上発電所20基のうち10基は市民がお金を出して「協同組合の区分所有者として」参加しているんですね。8500人が出資していると言いましたかね。そうやって、つまり、風力発電で、電気の方も自分たちが出資してやるということなんですね。こういう市民参加のやり方も面白いと思います。

日本の場合、風力発電や太陽光発電は、農地利用の問題とか、いろいろ実質的な制限、制約が非常に大きくなって、もっと伸びてい

いのに、どうも伸びが余りよくない。経済産業省が抑えているからそうなっているんだと思いますが、こういう市民参加のやり方も非常に参考になると思いました。

デンマークにはまた、高齢者委員会というのがあつて、高齢者政策というのは各市町村が主体なんですけれども、政策決定前には必ずその意見を聞かなきゃいけない、高齢者の集まった組織ですよね。これはきちっと法律で位置づけられている組織です、一般の高齢者が「60歳以上の住民の選挙で5名が選ばれて」参加しているんですが。その意見を聞いて行うというようなことで、デンマークも、最近あちこちで非常に力を持ってきているということです。

【第16回関係資料】

○憲法改正国民投票の制定

- ・「出兵及び言論統制やテロなどに関する歴史」(横路孝弘事務所作成、2017年3月16日)
- ・最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会「硬性憲法としての改正手続に関する基礎的資料」(2003(平成15)年4月)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpo_u/chosa/shukenshi024.pdf/\\$File/shukenshi024.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpo_u/chosa/shukenshi024.pdf/$File/shukenshi024.pdf)

⁸² 同前26～29頁。ただし、(福祉と一体的なものとしての)教育

に関する記述は認められなかった。

○自民党憲法改正草案

- ・「憲法改正論資料」（横路孝弘氏作成）

○権利保障と緊急事態規定

- ・「戦争への道が共謀罪」（横路孝弘氏作成）

○旧教育基本法の位置づけ

- ・文部科学省「学校現場が抱える問題の状況について」（中央教育審議会（第81回）配付資料1―5、3頁）（国立国会図書館アーカイブ）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11117507/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijyoku/_icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733_5.pdf

- ・横路孝弘事務所作成「子どもと教育の現状と政権の3年」
- ・「先生たちの基本データ」（横路孝弘氏作成）
- ・横路孝弘『国際指標から見た日本のすがた 2012年改訂版』15～22頁

○教育基本法の全部改正

- ・文部科学省「改正前後の教育基本法の比較」

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf

- ・文部科学省「教育三法の改正について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaisei/07101705/001.pdf

- ・文部科学省「教育基本法の改正に関する経緯」

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/004.pdf

- ・「教育基本法の特別委員会における審査の概要」（横路孝弘事務所作成）

- ・「教育基本法・教育基本法改正案・（民主党）日本国教育基本法案対照表」

<http://www.stop-ner.jp/060524taisho.pdf>

○教育と道徳

- ・小堀桂一郎『「衰亡」に陥る前に教育の再建を』正論（2003年11月号）

○副議長の立場と政治活動

- ・横路孝弘連合講演会 ネットワーク通信No. 31（2007年1月1日号）

○フィンランドの教育政策

- ・衆議院副議長北欧諸国親善訪問議員団報告書（平成18年1月）

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第17回）

《東欧歴訪と教科書問題》

○横路 一応、準備してきたのは、ドイツ・ポーランドの教科書問題、それから年金の問題、その後安倍政権が終わりを告げ、参議院選挙で与野党が逆転し、福田内閣になりまして、連立の問題があったというところで、ねじれ国会に入っていくという順番で用意しているんですが、よろしいでしょうか。

○赤坂 そのとおりまいりたいと思います。ドイツ、ポーランドの歴史教科書対話の辺りから、よろしくお願いいたします。

○横路 東ヨーロッパを訪問したのは2008年なんですが、主な目的は教科書対話問題が一つと、それから、ポーランドでアウシュビッツの収容所を見てみたいということで、大体その周辺の国に行くことになっていますので、一つはチェコ、これもドイツとの関係がどうなっているかという点、それからもう一つ、スロベニアに行きました。

スロベニアは旧ユーゴの一つですよね。クロアチア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボというふうに分かれてしまっているもので、どこに行こうかなといったら、まあ、スロベニアが一番政治的にも安定しているし、スロベニアに行った方がいいんじゃないかという勧めもあって、スロベニアに行ってきました。確かに非常にきれいなところで、旧ユーゴスラビア

から独立した国としては、落ち着いて、安定している様子をうかがうことができました。

ほかとの関係を聞きますと、当時としては、セルビアとボスニア・ヘルツェゴビナとの間にだけ協定が結ばれていて、お互い交流をしている。ちょうど当時、コソボが独立を決めたところで、あそこはなかなか気になるところですが、そういうことでスロベニアを訪問しました。

チェコは、ドイツとの関係でいうと、1997年の1月にチェコ・ドイツ和解宣言というのができたんですね。それで未来基金というのを作って、その中でチェコ・ドイツ討論フォーラムというのをずっとそれ以後やってきているんですけども、チェコの人の話を聞くと、この和解宣言の中身が教科書に反映されているとは残念ながら言えない状況だということ、主に14世紀ですか、ボヘミア王により、ドイツから入植者をチェコに受け入れたんですね。それが、戦後、ドイツ系の住民の財産を没収して、みんな追い出したんです。この問題がベースになっていて、一応、和解宣言はしたものの、国民にまでそれが行き渡っていないということで、教科書問題というのは、そういう国民感情をどうやって歴史的な事実に即してみんなが理解していくことになるのかという、大変大きな問題なんだろうなと思います。

ポーランドでも、教科書の問題というのは、昔から国際社会の中で、やはりこのままじゃいけないという感じはあったようでして、国際連盟の下で1925年にカサレス決議が行われて、他国を根本

的に誤解させるような悪い印象を青少年に与える教科書の文章と
いうのは削除又は修正するとうい合意ができていたんです。

こういのがベースになって、しかし、第2次世界大戦があつて、
それが終わつた後、ユネスコができます。ユネスコがこの問題につ
いて非常に積極的でした、自国に都合のいいように記述されがちな
歴史教科書について、互いに相手国の歴史教科書について議論しチ
ェックすべきだとい議論がユネスコの中にできまして、最初にド
イツが、1951年にゲオルク・エッカート国際教科書研究所
〔Georg Eckert Institute for International Textbook Research (GEI)〕
といのをつくりまして、世界中の教科書を集めたのです。もう1
6万冊とこの当時言われていました。そこで、国際関係については
やはり国際協調を基準にしなければいけない。そのために子供に教
える教科書が大切なのです。

特に、私は、バートランド・ラッセル〔Bertrand Russell, 1872-1970〕
イギリスの哲学者の発言で、これは非常に大事だと思つたのは、
子供たちは、自分たちの国が行つた戦争はことごとく自衛のための
戦争で、外国人が入つてきた戦争は侵略戦争だと思つるように導かれ
る、また予期に反して自国が他国を征服するようときは、文明を
広めるために、福音の光をとすために、高い道徳やいろいろな倫
理観といったものを、そういう高邁なことを広めるために戦争をし

たんだと信じるように教育されるとういバートランド・ラッセルの
言葉があります⁸³。

ユネスコは、戦争は人の心の中でできるので、人の心の中に平和
のとりでを作らなければいけないとうのがベースで、このユネス
コが非常に積極的に国際平和のための教育の重要性とういことを
主張してきたわけですね。それを受けて、ユネスコ第1回の総会(1
946年11月〜12月)で「教科書及び教材の改善に関する9か条
の綱領」といものが採択されて、様々な努力が行われてきました。

それを受けて、ドイツが、先ほど言つたようなことで、世界中の
教科書を集めて研究すると同時に、ほかの国民の文化に対する理解
が不足する場合は、政治的な誤りや、狭いナショナリズムにつなが
るおそれがあるとういことで、フランス、イギリス、北欧諸国との
間に教科書対話を始めたわけですね。そういう意味では、ドイツが非
常に先進的になつて始めたわけですね。

ポーランドの場合は、1972年から両国のユネスコ国内委員会
が中心になつて始めています。これは、政府からの政治的な独立を
保障するとういことで、政治は排除して、ユネスコが中心になつて
やる。

このとき、ポーランドはソ連のいわば体制下にあつたわけですね。
それから、ドイツは、東ドイツ、西ドイツと分かれていました。特
にドイツは、教育は地方分権になつているんですね。そういう背景

⁸³ Bertrand Russell, Education and the social order, George
Allen and Unwin, 1932, p. 137. 邦訳『バートランド・ラッセル

著(鈴木祥蔵訳)『教育と社会体制』(明治図書出版、1960年)が
ある。

があったけれども、ともかくここで、一つはブランド（Wiljly Brandt, オスト・ホルティーク 1913-1992）の有名な東方外交ということもありまして、共同教科書勧告及び補助教材ということを始め、1976年に26項目の、これは古代から現代に至るまでのものを整理した、そういう教科書勧告を行うようになったわけですね。

しかし、背景としては、先ほど言いましたように、ポーランドはソ連の影響下にあり、ドイツの方は東西ドイツだということと、地方分権がありましたから、ドイツの社会民主党の方はこの路線でいいんですが、やはり、保守のキリスト教民主同盟の方は必ずしも積極的ではなかったということですね。

一つ問題になったのは、ドイツはポーランドを占領したわけですが、プロイセン時代にポーランド分割に加わったりして、特に東プロイセンと言われたところはドイツ人の植民地と言われるようなところだったんですね。第二次大戦の後で、ポーランドはそのドイツ人を強制的に移住させたわけですね、戦争が終わった直後ぐらいからずっと。教科書の評価を見るとポーランドの方が追い出したということになっているわけなんですけれども、そういうところをめぐって、いろいろとお互い、昔からの歴史の中で、話を進めなければいけないところがあった。それを、二つの国は本当に何十年にわたって努力してきたわけですね。

教師向けハンドブックなども、1989年から始めて、2001年に共同教科書勧告の改訂版というのができるんですが、これは、

背景に何かあるかということ、ポーランドがようやく、1989年に独立するというか、ソ連から離れた形になるわけですね。そして、1990年には東西ドイツが統一する。そこで、改めて、ポーランドとドイツの間で、国境に関する、オーデル・ナイセの川の国境問題も解決するわけですね。

そういうことを背景にして、共同教科書勧告の改訂版を作っているというのには、実は、それまでの中で、余りお互いこの議論をしていなかったところがあるわけです。例えば、第2次大戦の原因はどうなのか、それから、ドイツとソビエトの間のモロトフ・リッペン・トロツプ秘密協定という、ポーランド分割協定ですね、こういう問題とか、それから、ポーランドの中にもポーランドの国内軍があつて、これが反ナチとそれから反ソ連で戦った軍隊が存在していたんですね、その記述が全くないとか、ワルシャワ蜂起の記述がドイツの教科書には書かれていないとか、あるいは、1945年のドイツ人の追放問題、国境問題というような、どちらかというと今まで避けられてきた問題というのがあつたわけですね。

それを、東西ドイツの統一、ポーランドのある意味での自立を背景にして、そこら辺も含めてまたやっていこうじゃないかということとで、これについてはドイツの国内でも賛否両論があつたようなんですけれども、2006年に共同の歴史教科書を作成しようということとで、2008年からポーランド・ドイツ共同歴史教科書作成のプロジェクトというのがスタートしていくわけですね。⁸⁴

⁸⁴ 当該プロジェクトの具体的な計画目標について、『横路孝弘活動記

録（2005-09）』（横路孝弘氏提供）124～125頁も参照。

こうというのが、私が訪問したときには既に40年近くかかっているんですね。その後もずっと続けてやってきているということです。

ポーランド側の説明では、歴史上の事実には議論の余地はないけれども、歴史の解釈は様々であって、それぞれの見方を持っている、しかし、議論や共通の資料に接することを通じて共通の歴史認識が醸成されてくるんだということ、お互いの教科書ができれば相手の国のこともよく分かるようになり、その相手の国の歴史を通して自分の国の歴史もよく知ることができるようになるんだということが教科書問題をやってきた大きな成果だ、このようにポーランドの人たちは言うておられました。

そして、ドイツ以外に、リトアニア、ウクライナ、ソ連ともやろうということですが、ソ連とはなかなか、例のカティンの森事件というのがありますよね。ポーランド人の将校がソ連軍に殺されてしまった。そういう問題があるものですから、結局そのままやらなくなくなってしまっている。リトアニアとだけは進めてやっているような話がありました。ウクライナともうまくいっていないという話でして、なかなか教科書の問題は、それぞれの国のお互いの関係、お互い加害者であり、お互い被害者であるという側面が、やはり長い歴史の中でいろいろあるわけですから、それが差し障りになっていくんだなと思いました。

しかし、こうやって努力しているということ、それをドイツが中

心になって進めてきて、今度はポーランドも、じゃ、自分たちでもって周辺の国とやろうかというように、広まってきたことはたしかです。

それで、何でそういう問題意識を持っていったかということ、日本と韓国、そして日本と中国との教科書問題なんです。

韓国との間でいうと、1995年11月、日本は村山首相、韓国は金泳三大統領でしたが、民間による共同歴史研究をしようという合意がなされ⁸⁵、その後、1997年7月に日韓歴史研究促進に関する共同委員会が発足したんですね。

しかし、それはなかなかうまくいかないで、そのうちに、文部省の教科書検定をめぐって中国、韓国からいろいろクレームがたくさん来るようになって、小泉さんと金大中のときに、歴史専門家による共同研究会がスタートしまして、第6回まで全体会議をやって、報告書の内容を確認して、共同研究は発表されているわけですね。しかし、それはそのままになってしまっていて、その後も文科省の検定にはいろいろなクレームがついています。

それから、日中の間でも、2005年の日中外相会談で日中の歴史共同研究をしようということ、2006年から4回にわたって古代・中近世史、近現代史ということをやって、2010年に報告書ができています⁸⁶。

だから、結局はどうすればいいのか。やはり何といっても、そこ

⁸⁵ 1995年11月16日朝日新聞1面「日韓共同歴史研究を支援 外相会談で合意」。

⁸⁶ 外務省「日中歴史共同研究（概要）」。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishu_kk.html

でいろいろな意見交換をしたとき、事実は確定した方がいいんですけど、歴史的事実は、どう見るかは別様にして。その事実のための資料の提供はお互いに出す。資料は出して、事実を確定する。解釈は自由だけれども、ベースは、少なくとも歴史家の間では共通の認識を持てるようなものというのは、中国と韓国との間でできないだろうか。今までせっかくの報告書が、いろいろやった挙げ句、韓国との間にも中国との間にもあるのに、これがなかなかできていない。

韓国とでいうと、日韓併合した1910年から終戦の1945年までの歴史が、どうも対立するんですよ。それ以前の歴史のところは、そんなに、お互いに意見の違いというのはないようなんです。やはり現代が問題なんですけど、歴史的な事実を積み重ねて、それを資料によってちゃんと確定できるような作業を行っていかないと、いつまでたってもこの繰り返しでもってやっているようじゃ、どうしようもないなと思います。

ただ、竹島とか尖閣列島の問題がありますから取り扱いが難しいですが、これだって、事実を積み重ねて資料に基づいて確認するということできれば、ドイツとポーランドはそれをやったんですね。そこが非常に問題のあるところじゃないかなと思います。

いづれにしても、中国と韓国というのは隣の国で、百年たっても千年たっても隣の国なんです。やはり過去の歴史についてはつきりと確定しないと、お互いの国民的感情というのは最悪です。日本の韓国を見る見方、中国を見る見方、中国の日本を見る見方、韓

国の日本を見る見方、どんな世論調査を見てもプラスに大きく出ることはないんです。それは何なのかということ、やはり教科書だという気がします。

中国が、また最近、愛国教育を始めたということなので、非常に心配しています。日本側も、ともかく率直に、何でもアメリカの言うことを聞いて対中国政策や何かをやるんじゃないかと、日本独自の努力の積み重ねが必要かなと、教科書問題に感じます⁸⁷。

《親善訪問の実際》

○赤坂 教科書問題それ自体も大変興味深いのですが、今回のご訪問は、先生が教科書問題に特に御関心があるということで訪問先が選定されるという動きだったのでしょうか。

○横路 そうです。一つは教科書問題と、あとはアウシュビッツ。○赤坂 そのほかに、毎年、北欧諸国を始め、あちらこちら訪問されていらっしゃるわけなんですけれども、こういった訪問先は、先方からの招待の有無など、いろいろな要素を踏まえて決まってくるのだと思うのですけれども、副議長時代のそれぞれの訪問先は、先生が何か解決すべき政策課題があつて行きたいということでは選ばれたのでしょうか。

○横路 そうです。

一つは、ベトナムとカンボジアは、キューバもそうなんですけど、北朝鮮、ベトナム、キューバというのは個人的に非常に関心があり

⁸⁷ 横路孝弘「小泉内閣について」『横路孝弘 講演・対談集NO5』

(横路孝弘東京後援会、2011年) 52頁以下も参照。

まして、旧ソ連圏で、一体その後の変わりようというのは、北朝鮮も訪問していますので、あれは民主党を作った直後に一、二度行っていますでしょう、どんな様子なのかということを見たいというのの一つですよね。

それから、ベトナムとカンボジアには日本のODAがたくさん出されているんです。これらの国の予算の一割とか二割を占めているわけですよ。そのODAというのは一体どういう役割を果たしているのかということがもう一つですね。

それから、アウシュビッツと同じように、カンボジアではいろいろと、空襲、空爆による不発弾とか、それから地雷だとかいうようなものの処理、処理というか、それで多くの人が亡くなっている、けが人や何かが出ていて、地域で村の活動もできないようなところがあるんだという話なども聞いていましたので、併せてそれも見に行く。

これは、一つは、戦争と平和というテーマです、私の頭の中では。それからもう一つは、東西対立、旧ソ連圏というのはどういうものであったのかということですね。これが、私の個人的な思いからいうと、そういうような思いで、ベトナム、カンボジア、それからキューバなどの中米諸国、それから東欧諸国と、あともう一つは北欧諸国に行ったわけです。

。横路氏によれば、「議会間交流の枠組みには、衆参それぞれの公式招聘のほか、友好議員連盟を通じた交流、世界の議会人によるIPU会議や、アジア地域ではAPPEC加盟国の議会人を中心に組織されたA

○赤坂 これまでの議員生活の中で各地を訪問して来られたわけですが、副議長として行かれる場合とは、どういう違いがありましたでしょうか。

○横路 副議長で行く場合には、やはり公的な議会間交流ということとです。招待しているところ、招待を受けているところ、どっちかというところ、招待を受けていて行っていないところの方が多いいんですよ。招待して来ていただいているところもたくさんあります。例えばイランなんかも議長に来ていただいて長崎を見てもらっているんですが、あそこも一度本当は行ってみたいという思いのあった、紛争地域的な要素もありますからね。

国際政治上の課題になっているところを選ぶということも非常に大きな要素ですし、議員間の交流が余りないところも少しやらなきゃいけないというのが、例えば、コストリカは議員が連続当選できないんですね。一期限りで、次は辞めて、その次は出られるということになっているんです。ですから、なかなか議員間交流が進まないということも行ってみて分かりましたけれども、そういうようなところなどが公式の議会間交流でまず一つはあるということです。ここに個人やグループで行くものとの大きな違いがあります。議員間で行きますから、ちゃんと向こうの議会、それから向こうの政府の関係、それから自分が知りたいことも出して日程を組みま

PPF、アセアン+3を基盤とするAIPAなど様々なものが存在する。『横路孝弘活動記録(2005-09)』(横路孝弘氏提供) 197頁。

す。

個人で行く場合は、個人で好きなように行って、もちろん役所の方に頼んで何かしてもらおうということもありますが、中国や韓国なんかの場合はそうでしたけれども、向こう側の招待を受けて、相手のスケジュールに合わせて行くようなケースが多かったわけです。

○赤坂 いただいた副議長訪問団の報告書は全て拝読させていただきましたのですが、大変充実したもので、こういうのは個人で行った場合にはここまでのもは作成されない、これは議会交流として行かれたからなんですか。

○横路 そうです。本当にいい資料もたくさん入っていますし、今でも使える資料もあの報告書の中にはできていますよ。

副議長班やその後の議長班のスタッフがしつかりしていたので、ああいうのができたんだと思いますし、それから、訪問する方で、向こうの大使館の方でも資料を用意しているところもあるし、余り出ていないところもありますが、ああいうのを見ると大使館の力も分かるわけですね。

○赤坂 この実務交流と公式訪問との関係について、報告書の中には、公式議会間交流として行ったかたけれども準公式的な扱いになって、しかしながらほぼ公式交流としての扱いであった、という記述もあります。この実務交流と公式訪問の中身を見ると、相手方というのはほとんど変わらないようにも見受けられます。

○横路 そうです。変わりません。

○赤坂 具体的な違いはどこにあるのでしょうか。

○横路 まあ、それは、相手の方の対応と、こっちの大使館の対応についてですが、大体は、みんなしつかり目的達成できるようにスタンバイはしてくれていますので。

あと、それをどうやって活かすかということが問題なんですけど、ほかの人たちも、ちゃんと委員会の交流で行く場合も報告書を作っています。それは、例えば、北欧に内閣委員長のときに行った報告書も皆さんのところに行っているんじゃないかと思います。

○赤坂 次に、訪問のときの外務省や衆議院事務局等からの支えといますか、スタッフ業務についてなんですけれども、これはどの程度までを先生方が実際に主導して作成したり、内容を決めたりしていらっしゃるのか、それとも、例えば訪問先の国が決まったら、外務省の方から、あるいは調査室などから、相手国の政治課題や経済状況についての調査が上がってきて、それに基づいていろいろ質問を考えたりされるのか、その辺りの実際のプロセスはどうなっていますでしょうか。

○横路 まず、訪問の目的は自分で明確にしなきゃいけません。それで、自分で明確にした後は、今度は外務省からその国の政治経済状況の説明を受けます。外務省はそのときの調査結果を持ってきて、どういう事項が日本との関係で問題になっているかというのをちゃんと出してくれます。それは、こちらから要求すれば、要求に応じたものが出てきます。

例えばコストリカというのは、アリアス〔Oscar Rafael de Jesús

Arias Sánchez, 1940.) という大統領が中米のいろいろな紛争について仲介の労を取って、ノーベル平和賞をもらっている(1987年)。コスタリカは「軍隊のない国」と言われている国なんです。その結果グアテマラ、エルサルバドルなどの内戦を収めて、そしてどうなっているのかと関心を持って行って見たら⁸⁾、両方の人たちが国会で議員になっていまして、お互いに、しかし、仲よくやっていますよ。

そういうように、自分で目的を決めて、そして目的に沿って、行く国のは全部ちゃんと説明を受けて行くようにしています。

○赤坂 もう一点、派遣議員団の質問内容といえますか、先方とのやり取りの内容を拝見させていただきますと、例えば投資環境の整備の問題、これはベトナムやカンボジアですけれども、それから原発の問題、法人税制、教育政策、男女平等などなど、先ほどの教科書問題を含めて、実に幅広く、また具体的なデータを挙げてのやり取りが行なわれています。

ということは、事前に質問内容等を作成して、ある程度やり取りをして、応答内容がある程度固まってから伺われるということなんでしょうか。それとも、現場である程度こなしてから、後で報告書の段階で補完されているのでしょうか。

○横路 後で補完をするといったって、補完のしようがないわけですから、そんなことやりませんよ。

例えば、キューバへ行ったときのキューバの方の説明というのもの、

⁸⁾ なお、コスタリカ訪問は、横路氏が弁護士事務所の同僚から勧めら

2時間ぐらい予定超過して、ものすごい、最初の日ですよ、後でキューバのときにお話ししますが、全般にわたる説明をしてくるわけですよ、経済問題を含めて。だから、こっちの方も、それはもう日頃、諸問題を蓄積しているかしていかないかの話なんです。だから訪問者によって違うと思いますよ、こちらの方も。

いろいろな問題、向こうが出してきた問題に、日本の今はこうだよと説明しながら聞いていくことができたわけで、それは長い間政治活動をやって、地方自治体でもやっていましたから、そういうような対応になったのではないかなと思います。

ただ、外国の訪問でも、訪問した後で知って、ああ、もうちょっとちゃんと調べていけばよかったと思ったような反省はあるんですよ。

ちょっとベトナムのときにそのお話をしたいと思いますが、全然知らないで行って、あそこは戦争のときに餓死者が多いんですよ、その餓死者を葬った慰霊碑があるんですね。責任は日本軍にあるんです。その話を私は知りませんが、ベトナムの首脳が来たときに、河野議長が(参議院)本会議場の挨拶の中でちょっと一言触れたんです。それで、調べてみたらそうだったと。ベトナムに行くときにそういう話をしませんで、ベトナム側も、ベトナム戦争の後に日本にものごい応援してもらっているものですから、そういうことを本当に政治家に言っていないんです。一言も。

というような話はベトナムのときにいたしますが、やはり、ああ、
れたこともあつて実現に至ったものだという。

もうちょっとちゃんと調べていけばよかったという思いで、反省することはやはりありますよ、後で知って。

○赤坂　ところで、訪問議員団の報告書は平成22年以降、全部公開されるようになっていますが、先生が行かれた頃は、公開はしない扱いになっていたのでしょうか。

○横路　それはちょっと、私はよく知らないんだけど、対談した中身なんかはコピーを取って渡しています。別に、そんな秘密な人かないよ。

○赤坂　今回の訪問議員団の報告書も含め、このオーラルの成果を全体として体系的に資料として残して、いろいろな人が見られるとよいと思いますし、その一環として、せっかくの訪問議員団の成果が全体として国民からアクセスできるような形になることが望ましいと考えます。

○小石川　親善訪問議員団につきまして、このときは横路先生が団長としてイニシアティブを取られているかと考えますが、ほかの衆議院議員の方が一緒に同行されています。このときに同行する議員は、自ら手を挙げて行くような感じでしょうか。それとも、例えば横路先生が誘うという形になるのでしょうか。

○横路　一つは、議院運営委員会の方のメンバー、大体一緒に行っているのはそのメンバーが多いですね。あとは、どうなのかな、誘ったのもあるのかな。

。平成22年に議院運営委員会理事会で海外派遣議員団が派遣報告書を議院運営委員会に提出し、その報告書は原則公開とする等につい

一応、あれは各党には呼びかけるんだと思いますよ、訪問するの希望者とは言って。そして、各党も、海外へ出るのが割と回数や何か制限されているから、どの団に行くかという選択だったと思うんですね。それで、私の団は評判が余りよくなくてですね。勉強ばかりだという、何かそういう評判になっていまして、手を挙げるのは、いや、もちろんいきましたよ、勉強熱心な人は一緒に行きましたから、自民党も何もそんなの関係なしに。

内閣委員会の委員長ときは内閣委員会の中からですから、これはもうみんな手を挙げて、あるいは各党でもって、それぞれ持っている海外枠みたいなものがあって、どこで使うかというのはそれぞれの政党ですから、まあ、そうやって決めたんだと思います。個々のケースについてどうやってやったのかというのは、ちょっと忘れましたけれども。

《「消えた年金」問題》

○赤坂　続きまして、「消えた年金」の問題、そこから政権交代への話をお願いします。

○横路　やはり年金問題が、参議院選挙で自民党が負けた最大の要素だと思います。

一つは、その前の小泉政権が、郵政民営化選挙で3分の2の圧倒的多数を取ったでしょう。そのことについての不安が、年金問題のての申合せが行われた。

議論を通じて、国民の皆さんの中にオーバーラップしていったと思うんですね。それが、3分の2の衆議院における自民党の大勝利、その直後の参議院選挙での逆転、こういうことがなぜ起きたのかという背景は、私はそこに一つあるんだと思っております。消えた年金の問題は非常に大きいと思います。

年金の問題は、一つは長妻（昭、1960〜）さんなんです。長妻さんが、2004年、何を最初にやっていたかというところ、年金の保険料が年金の支給以外に使われているとあって、グリーンピアという大規模な年金保養施設、これは北海道の大沼にもあるんですが、これがものすごい赤字だったわけですね^{9,1}。あと、職員専用のゴルフの練習場を造ったりとか、お金を本当にじゃぶじゃぶ使っていたわけですよ。それを長妻さんがどんどん質問していたわけですね。そのときに、国民から、そんなことよりもっと大事なことがある、保険料を払ったのに年金がもらえていないんだという投書が来て、調べていったところがスタートなんです。

私も、ちょうど2005年に、年金の質問をしておりました^{9,2}。国民年金は元々自営業者の人たちが中心だったんですね。だから保険料は高いんですよ、定額で。これは20%ぐらいにその当時はなっていました。あとは、パート労働とか、フルタイムの労働の人たちもいますが、それ以外の人たち。パート労働では年金の保険料

を払うのが大変だということになって、未納がどんどん増えていったんですね。未納が増えると、ずっと未納をためておくわけにもいきませんから、未納の保険料に対しては、保険料の不納欠損額として、そのまま放棄してしまう措置が取られています。時効で不納欠損額としているのが大体1兆円近かったんですね。

それから、厚生年金は経営者側に自己負担があるものですから、なかなか対象者を増やさない。対象者を増やさないと、働いている人でも対象にならない人は国民年金に行く。国民年金のその赤字の部分はどうするかといったら、厚生年金から埋めているという構造だったわけですね。

それで、この年金の問題を質問したのが2005年です。そういう問題があって、これらの国民年金、厚生年金、あと共済年金、これは役所もみんな違ってくるわけですよ。共済年金になったら、それぞれの役所が担当することになるわけでしょう、総務省だとか財務省だとか。そんなようなことで、この年金問題というのを議論しているときに、長妻さんの質問によってだんだん明らかになってきたわけですね。

国民年金の何が問題かというところ、引越して住所が変わると新しい年金番号がつくんですよ。それから、結婚なんかすると、またそれで変わってしまうんですね、年金番号がつくわけですよ。厚生

^{9,1} 地価の下落で約3700億円の赤字を出した。日本経済新聞2014年6月3日付「GPIFとは 世界最大の年金基金」も参照。

^{9,2} 「第162回国会 年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関

する両院合同会議」第2号、2005年4月14日、
<https://kokkai.ndl.go.jp/text/116224980X00220050414>。

年金の場合は、本社から地方の工場に行けば、それでもって年金番号が変わる。転職してもそうです、年金番号が変わるということ、年金番号がどんどん増えちゃって、どうしようもなくなっちゃったわけですね⁹³。

そこで、1997年、だから長妻さんが質問するはるか前に、基礎年金番号導入時に、今加入している制度以外に公的年金に加入したことがあるかどうかというように進めてきたわけですね。

長妻さんが質問するのは大体これから10年ぐらいたっているわけですが、彼が質問して、とうとう社会保険庁が明らかにしたのが、2006年6月16日の厚生労働委員会で、65歳以上の年金受給者のうち、基礎年金番号にまだ統合をされていない未統合の記録が2300万件あるという事実がそこで明らかになったわけですね。2300万件もありますよと。

それで、さらに、12月になって、予備的調査制度を利用して社会保険庁に資料の提出を求めたところ、5千万件の未統合があるというのが分かったわけですね。これが2007年2月に明らかになったんです。だから、ちょうど安倍政権のさなか、真ただ中ですね。

元々、番号の照会をやって、3億件あったんですね、3億件のう

ち、2億5千万件は基礎年金番号に集約されたんです。そして、どれだけになったかといったら、1億ちょっとになったんですね。それで、残った5千万件。じゃ、その5千万件をどうするのかということ、そういうのが公になりますと、国民からは随分いろいろな声が出てきたわけです。

加入者本人は納付したと主張しているけれども、その記録が社保庁にない、そして、社保庁はそれは認めないで拒否しているという人。あるいは、受給漏れがあったということが判明したんだけれども、時効で消滅しちゃったという人もいるわけですよ。もらえないでいるうちに時効になっちゃった。本来はもらえたはずじゃないか、おかしい、ということになったわけですね。こういう問題なども出てきました。

いろいろ調べていくと、例えば、加入者本人は納付したと主張しているけれども、その記録が社保庁にない、社保庁は拒否した人について、年金記録相談の特別強化体制をとったところ、平成18年8月から平成18年12月末までに受け付けた約100万件の途中経過として、86件については、社会保険庁及び市町村側の資料は確認できなかったが、被保険者等が保有していた資料に基づき国民年金の被保険者記録を訂正した事例があったとのことでした⁹⁴。それから、本人が気がついていないけれども記録が誤っているとい

⁹³ 日本年金機構「記録のもれが多く発見されるパターン例」も参照。
<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinjokoku/forikumi/sonota/kini-cam/20150601-05.files/0000009880OnzusK6XWO.pdf>

⁹⁴ 「国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査についての報告書」（平成19年2月14日）

うような、消えている被害者がいるわけですね。

そういうことなどがいろいろ問題になっていって、どうするかというと、社保庁のコンピューターに対する入力漏れを調べるには、手書きのデータ。手書きのデータというのはどこにあるかというのと、社保庁にあるもの、あるいは市町村にあるもの。また、引越しを何回もしたら、そのたびに、その役所に行って調べるか、その管轄をしている社保庁で調べるか。社保庁のコンピューターのデータと台帳、市町村の台帳。これは大変な作業になるわけですよ。

それで、10年たってもまだ解決していないのが5千万件もあったということになって、大問題になったわけですね、消えた年金と。これは長妻さんが中心になって、本当にみんなで協力をしたわけですから、予備的調査なども使って⁹⁵、とうとう社保庁を追い詰めたわけです。

どうしてこんな問題が起きたのかといったら、やはり社会保険庁の体制が問題だったということになるわけですよ。社会保険庁をどうするか、これは、解体して新しい組織を作るということになりました⁹⁶。じゃ、社会保険庁に勤めている人はどうするのかということになったら、懲戒処分を受けた者は駄目ということになったん

⁹⁵ 前注の報告書を参照。

⁹⁶ 厚生労働省の外局たる社会保険庁を廃止し、公的年金の運用業務にあたる公法人たる日本年金機構、及び政府管掌の健康保険事業については公法人たる全国健康保険協会が、それぞれ設立された(前者は2007年10月、後者は2008年10月)。いずれも非公務員型の公的新法人とされ、社会保険庁職員の処遇が問題となった。

ですね⁹⁷。

それはどうするかというのが大問題になりました、なかなか問題が解決しないうちに政権交代となり、当の長妻氏が、あれは自分で希望したようですが、厚生労働大臣になりました、そういう問題に対応しなきゃいけなくなりましたね。結局は、社保庁の労働組合、つまり自治労と話をして、自治労の方も、ある程度は非正規で雇用してもらおう、ある程度は自分たちが面倒を見ようということで決着をつけたりしたようなものもあるわけです。

ともかく、年金ですからね。実際受け取る年金よりも少ない額で支給されていたということになったら、みんな怒るわけです。しかも、調べるといったってなかなか大変で、一人では分からないということになって。

結局、最終的ではないけれども、舛添(要一、1948〜)大臣のときに、その5千万件のうち、更に詳しく、基礎年金への移行が、統合済みのものが310万件、死亡などで一定の解明をされちゃったというのが1240万件、コンピューターの名寄せ作業で被保険者の特定ができ、ねんきん特別便を送付したというのは1100万件、まだまだ今後解明を要するというのは2445万件あって、一

⁹⁷ 例えば、与党年金制度改革協議会「社会保険庁改革の推進について」(2006(平成18)年12月14日)では、年金新法人の職員について、社会保険庁を退職したのち、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用すべきこと、また外部からの採用も積極的に行い、従来の職場体質を一掃すべきことなどが取りまとめられている。

番最近のデータは、皆さんのところに1枚の紙を送っておきました⁹⁸、あんな状況になっていきます。なかなか、最後はやはり見つけるのは難しいのもあると思うんですね。

ただ、問題は、ちゃんとした記入がされていないのがあるんですね、生年月日が落ちていたりとか。それから、昔のことですから、データをコンピュータに入れるときの字を間違えたとか、そのやり方を間違えてしまったとかいうような人たちなどがあって、そういう意味でいうと、社保庁自身がしっかりした体制になっていなかったと思われるような年金の記載、記入するときのミスというのも結構たくさん出てきました。

救済するために一つ行ったのは、年金時効撤廃法案ということで、泣き寝入りしていた人、25万人ぐらい救済したのかな。つまり、本当は年金を受け取るのがあるのに、気がついていないうちに時効になって消えちゃったというやつですよ。1年未満のやつはみんな救済したんですね。2年未満の空白の人は、ほかのところをちゃんと納めているかどうかとか、あるいは親族の人たちがどういう措置を取っているかというのを調べて認めたんです。時効によって権限が与えられなかった人に対して救済したわけです⁹⁹。

⁹⁸ 「未統合記録（5095万件）の解明状況」（令和3年3月時点、日本年金機構HPに掲載されていた資料）。令和5年9月時点のデータについては次のURLを参照。

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkiniroku/torikumi/torikumijokyo/20150501.files/0000291543ecbUY2Wvn.pdf>

⁹⁹ 社会保障庁改革及び年金記録問題への対処については、「平成19

まあ、探するのが本当に大変だったわけですね。まだまだ本人が被害者だというのを気づいていない人もたくさんいらっしゃいます。ですから、社会保障庁の問題は、その管理体制も含めて、国民が大きなしわ寄せを受けたということで、この消えた年金問題が、参議院選挙で与野党が逆転した、その大きな要素だったんじゃないかと思えます。

○赤坂 このことが原因となって、公文書管理の在り方についても……

○横路 はい、そつちも響いていっています。それは、後で、福田さんのときにお話しします。

福田内閣の大きな成果は公文書の管理のことと消費者庁ですが、やはり大事なのは公文書管理の問題で、こういう年金の問題など、記録がしっかりしていないという問題をあの人は取り上げたというところで、非常に大きいことだったと思います。しかし、その後の政権はさっぱりそれを受け止めないでいたというのは残念なことです。

あと、5千万件のうち、4千万件が厚生年金なんです、1千万件が国民年金なわけです、統合、整理されていない記録は。だから、年衆議院の動き」を参照。

https://www.shugin.go.jp/internet/idx_annai.nsf/html/statics/ugoki/h19ugoki/01kokai/kokai.htm#01-02-02

また、厚生労働省の作成した資料「社会保障庁改革等の経緯」も合わせて参照されたい。<https://www.mhlw.go.jp/shingij/2008/11/dl/s1112-8j.pdf>

中には、給料から引かれているのに、会社の方が全然手続を取っていないというような、ひどいケースもありました。会社にとって自己負担部分もあるから大変だというので、働いている人からはちゃんとお金を取っておきながら、そのままにしておったなんというひどいケース中にはあったようです。

○赤坂 社会保険庁の改革にあたって、民主党からは、これを国税庁と統合し、新たに内閣府の外局として歳入庁を設置すべき旨の対案が提出されています。この歳入庁設置構想についてはどのようにお考えだったでしょうか。また、この構想について、横路先生はどのような関与をされたでしょうか。

○横路 私はその構想については何ら関与していませんし、良くわかりません。

《江田五月・参議院議長》

○赤坂 今お話しいただいた「消えた年金」問題は、2004年あたりから話が出て、実際に燃え盛ったのが2007年、第1次安倍内閣の頃で、この疑惑がなかなか払拭できないまま参院選に突入した結果、自民党の大敗につながります。それによって生じたねじれ国会の運営等のお話も含めて、そのあたりのご印象をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○横路 参議院選挙をそういうことでやって、与党が負けて野党が第一党になりましたので、まず参議院の議長につき、江田五月さんが議長になったんですね。

このとき、実は、小沢さんから私のところに電話がかかってきて、本当は、興石（東、1936）さんが参議院の会長なんですよ、会長だから彼を議長にということなんだけれども、しかし、彼が議長になったら参議院をまとめる人がいなくなるので、何とか参議院の会長を継続してやってもらえないだろうか、私のところに電話が来たから、そんなことは本人に直接言ってくださいよ、興石さんを連れていきますからと言って、赤坂の議員宿舎の隣に小沢さんの事務所があるビルがあるんです、そこに興石さんを連れていったわけですよ。

そうしたら、ともかく、ここで参議院が変わったから次は衆議院だ、それで政権だと。今、一番大事なときなので、あなたは参議院の会長として党内のまとめ、自民党ともパイプを持ってやっているので、あなた、やってくれないかと。本当は議長なんだけれども何とか頼むと、手をつけて頭を下げたわけです。興石さんはあいう人だから、分かりましたと言って、引き続き民主党の参院議員会長を務められました（2013年）。その結果、江田さんが参議院の議長になったという、背景にそんなことがございました。

江田さんのことをちょっと触れてもいいですか。

僕が東大に入ったときにすぐ駆けつけてきたのが江田さんで、社会主義青年同盟という社会党の青年組織があつて活動しているの、是非それに入ってくれという話を彼からいただきました。私もそういうことに関心が非常に強い方でしたから、分かったよということであつて、いろいろな活動をしていました。読書会で、

エンゲルスの『空想より科学へ』とか、レーニンの『何をなすべきか』とか、ローザ・ルクセンブルク。そして、ビラまきと寮回りみたいなことをやっていたんですね、勉強もちゃんとやっていましたけれども。

それで、あるとき、江田さんが〔東大法学部の〕自治会の委員長選挙に立候補するということになって、当選しちゃったわけです。それで、私もやむなく常任委員会委員というのになりました、専ら自治会室に詰めるようになったんです。その自治会室の隣が学友会室で、そこに彼女（後に夫人となる由美子氏）がいたわけですね。それで仲よくなったんですが。

江田さんは、自治会の委員長のとときに大学管理法の問題でストライキを行いました、退学になりました。退学になって、ユーゴスラビアに行ったんですね。1年か2年行っていたんだと思います。もちろん、その後復学しまして、本郷に進んだときに、司法試験の勉強会、お互いこうなったらやはり法律家を目指してやろうということ、江橋崇という法政大学の名誉教授をやっている人がいますが、大体、彼の自宅で、江田、江橋、それから中島義雄という、その後大蔵省に行って主計局次長になった人なんですけれども、それと小泉征一郎というのと一緒に、そこで司法試験の勉強をして¹⁰⁰、合格して、私は弁護士で、江田さんは裁判官になって、1年間オック

¹⁰⁰ 第1回記録も参照。

¹⁰¹ オックスフォード大学への留学の経緯については、江田五月『出発のためのメモランダム』（毎日新聞社、1978年）167頁以下を

スフォードかどこか、イギリスに留学したんだと思います¹⁰¹。非常に優秀だったんですね。

1965年に司法試験に合格した後、結婚して、虎ノ門共済会館で結婚の披露宴をやったときに、江田さんが司会をやってくれました。その頃撮った写真が出てきた。江田さんの奥さんと僕の家内と小泉の奥さんと三組で飯を食っている写真が出てきました。

そうやって、彼は裁判官として東京とか千葉とかあちこち回っているうちに、1977年に江田三郎先生が亡くなって、亡くなったというのがテレビでやっていたから、新橋の近くの東京慈恵医大にすぐ駆けつけたわけです。そうしたら、そのときに、周りの人が後を誰がやるとか言って話をして。江田五月さんの弟〔拓也氏〕がいるんですね。弟がやるかというような話をしていたけれども、僕は、それはしかしやはりやるならあなたじゃないかな、という話をしていたんです。彼は、選挙の前に体調を崩して入院もしたりしたんですが、結局、社会市民連合で参議院選挙に出て、もちろん当選したわけですね¹⁰²。

その後、私は1983年に知事になりました。活動している政党はざっと別々だったわけですよ、時々会って話をしたりなんかはしていたんですけれども。

結局、檜崎さんたちが民主党を離党した後、社会民主連合という

参照。

¹⁰² この間の経緯について、同前234頁以下を参照。

ことで、1978年から1994年まで、田英夫さんや菅直人なんかと一緒に江田さんは活動していたわけですね。そして、1983年に彼は衆議院に来るわけですよ。そして、93年の細川内閣で科学技術庁長官になったわけですね。

科学技術庁の長官のときは、幌延問題（高レベル放射性廃棄物処分問題）という前にお話ししたのがあったでしょう¹⁰³。だから、科学技術庁長官として会いたいと言うから、会ってもいいけれども、おつきなしの二人だけで会おうと言って、結局は酒を飲んで終わってしまったんです。何とかならぬかと言うから、何ともありませんと言って終わっただけですね。

彼は非常に人柄がよかったから、誰からも好かれていたんですよ。それに裁判官ということがあって、裁判官らしい裁判官、公平で物事を客観的に眺めることができるという評価を受けていたから、参議院の議長になるときも、そんなに党内で問題なく参議院の議長になったわけですね。

議長のと きも、彼は、彼のブログは割合と議会の内容の話も書いていたんですよ。私ならば絶対書かなかったような、各党とのいろいろなやり取りだとか内容についても彼はブログで報告していて、僕はそれはセーブしていました。それが通ったのは、やはり江田さんの人柄だと思います。

というように、その後時々会って話をしていましたけれども、結局、江田さんとは、僕が副議長になったのが2005年か

ら2009年で、その間、2007年から2009年までは私が副議長で江田さんが議長、それから2009年から2010年は二人で議長。二人で議長をやったことがあるんですね。一杯飲んだときに、結局、今頃おやじたちはどうしているかな、一杯飲んでいるだろうなみたいな話をしたことがあります。

江田さんが議長になって、私が議長になる前の副議長時代、これが後でお話しする国会の厳しい状況になったわけですね。

河野さんから一度、横路さんは江田さんと親しいんだからちょっと話をして、両方で話をする場を内々につくりたいんだけど彼にその意思があるかどうか、衆参の議長あるいは副議長も入れて話をするということは余りやったことがないので、と言うので、河野さんの意を受けて江田さんに話をしたわけですよ。そうしたら、彼はもう一も二もなく結構ですと言うので、これは2008年の1月ぐらいの話だったと思うな、その後でともかく何かあったら四者で集まってやりましょうねという話をそのとき決めたわけですね。

○赤坂 1月22日ですね。

○横路 1月ですね、1月の22日。

そういうこともありまして、河野さんも江田さんも、お二人とも非常に人柄がいい人でございましたが、なかなか国会の中は、これから後お話しする連立がちよつと崩れたことの影響もあって、対決姿勢になっちゃったわけですね。それで非常に両方の議長とも苦労したということがございます。

¹⁰³ 第9回記録を参照。

2010年に参議院議長を辞めた後、これは異例なことだと思いますが、菅内閣のとき、2011年の一月に法務大臣をやっておられます。

彼が病気だということを知りませんで、今回は突然の報で、本当にびっくり仰天いたしました¹⁰⁴。しかし、彼が果たした役割というものは、日本の当時の政治状況の中では非常に大きかったんじゃないかなと思います。

○赤坂 今お話に出てきた衆参の正副議長の四者協議、その中ではどういうことをお話になられたでしょうか。

○横路 一番大きくぶつかったのはあのときですね、例のつなぎ法案。つなぎ法案で大もめにもめたんです。

結局、両方で何をやるかといったら、もめたやつをどうやって解決して、ちゃんと必要な法律は成立させるようにするのかということなわけですよ。

当時の国会では、これは後の話にも関連しますが、与党は3分の2を持っている、野党の方は、参議院では多数で、参議院は力を持っているというときに、ぶつかり合うだけじゃなくて、本当はそこで法案の修正などが本来期待されていたはずなんです。それが全然できないんですね。

だから、両院の議長も、議長間だけで話をして進めたこともあるし、議長の思いでやっていたこともありますから、私は、細かいこ

とまで一つ一つお話を聞いているわけじゃないんですけども、しかし、そういう努力をしてもなかなかうまくいかなかったということなんだと思うんです。

国会の中は、国対があって、議運がありますね。国会の外には、党派があって、それぞれ、ここには幹事長、書記長というような力の力というのがありますでしょう。だから、国会がもめたときには、本当は国対委員長レベルでもって解決できればいいんですが、それがそこで収まり切らないときに、やはり議長が出て行って党の幹事長や書記長も呼んで話をするという、大体そんな姿なんです。それでなければ、大体は、議運の委員長を呼んで話をするとか、国対委員長を呼んで、あるいは国対委員長を集めて話をするというベースで解決できればいいわけです。それで解決できない問題になったときに議長にとっては大変問題なんです、失敗したら自分たちの責任にもなりかねませんし。両方が本当に完全にぶつかり合っている状況でしたからね。

ということがやはり大きな要素だったと思います。その背景は、やはり連立問題があるんです。

《大連立構想とその破綻》

○横路 というのも、福田さんと小沢さんが連立をめぐって会談をしたわけですね。結局、参議院で逆転したときに、小沢さんにとっ

¹⁰⁴ 江田五月氏は2021年7月28日死去、第17回インタビュー

は同年10月5日に行われた。

てもあるいは福田さんにとっても、1998年ですか、前の小沢さんの時代の、やはり過半数を取れなくて、例の金融問題について野党の修正を丸のみしたということもあって、あのとき、連立で解決したわけですね。

あのときの小沢さんには、このままぶつかって国会で法律が通らなくなるというのは困る、という思いがあったと思うんですね、ベースとしては。

前の連立のとき、小沢さんが国会の審議の在り方、議員同士の議論をベースにしていこうということとか、安保法制の基本原則を中心として、問題になっていった法案の対応とか、副大臣制の導入とか議員定数の削減だとか、国会改革と安全保障の問題を主張して、つまり小沢さんと小沢さんの自自連立をめぐる合意内容なのです。またその後、公明党も参加して、自自から自自公になりました。ここでも随分いろいろとめめたんですね。そういう過去のこともあって、小沢さんがどんな思いかというのは余り詳しく話を聞いたことはないんですが、ただ、ともかく何も決まらない状況は困るよということ——実は3分の2を持っていきますからそんなことにはならないんですね——そういうようなこともあったのではないかなと思います。

ただ、この連立について、小沢さんと福田さんとの間では、自民党筋からいえば、閣僚ポストまで決まったんだ、特に、テロ対策の

特別措置法ということと、自衛隊を国連の決議原則に基づいて海外に進出する恒久法で合意したということなんです。しかし、これは私と小沢さんとでしていた話とは全く違うんですね。僕の方は、自衛隊は専守防衛で海外に出さないということでしたから、別組織を作ってやるという話なので。

そういうような、自民党筋からどんどんいろいろな話も出されてきたわけですが、ともかく、持ち帰ったところ、「民主党の役員会で」満場一致で否決されたわけですね。岡田さんも反対し、ともかく出席者は大体反対したということで、それで彼は辞めると言い出したわけです。このとき、小沢代表の慰留に仙谷さんや枝野さんたちが反対したということで、この辺りから党内が少し、どうもいろいろと欠け始めたのかなと思います。

この後、自民党の方からどんどん情報も流れるということで、小沢さんはそれを否定していますが、どうも読売新聞の渡邊〔恒雄、1926〕さんが仲介したようなんですね¹⁰⁵、この後、小沢さんは福田政権にとって厳しい立場で臨んでいつているわけですね。

というのも、民主党の役員会では赤松さんから岡田さんからみんな大連立に反対したわけですが、それは、今やはり厳しく自民党と対決しなきゃ政権を取れない、今回の選挙で支持してくれた人たちのことをどう考えるんだ、そんな大連立という大政翼賛会みたいな放送。

¹⁰⁵ たとえば、「BS1スペシャル 独占告白 渡邊恒雄 戦後政治はこうして作られた 平成編」(NHK・BS1、2021年7月22日

ことをやっても政権は取れない、という非常に強い意見が党内から出たことも受けて、非常に強い姿勢で福田内閣に臨んでいったんですね。ですから、一つ一つ、総理大臣の指名から始まって、もう完全に、憲法に基づく対抗措置を次から次へと取っていくという、ねじれ国会の典型的な状況になっていったわけです。

確かに、国民生活や経済のことを考えると、連立というのも一つの手段、方法ではあるわけです。特に衆議院で与党が3分の2を取っていない場合、その後起きた事態を考えると、やはりどうしていくのかということを考えれば、連立というのも一つの方法なのかと思います。

ただし、その前に大事なことは何かというと、やはり、よく話し合って合意点を形成するというのが国会の役割ですから、そのために活動していくということが何ととっても大事だと思えますね。前にもお話したヨーロッパの連立で、シュミットさんは、ドイツの社民党と自由民主党とが大連立を組んで、その後もずっとドイツは連立のパターンで、今もどんな連立になるのかというのが議論されているような状況でしょう。そのときには指導者間の信頼関係が重要だ、というんですね。それからもう一つは、うまく妥協できる知恵が必要だと。さらに、参加する政党にもそれぞれにメリットがなきゃ駄目だというのが、連立の要件としてシュミットさんが挙げた点でした。これは確かにそのとおりでと思うんですね。

その後、徹底的に戦った結果、福田さんが辞めて麻生政権になり、

10。当時の横路氏の福田内閣観について、『横路孝弘活動記録(200

そして選挙をやって政権交代したわけですから、福田内閣のときの小沢さんの対決戦略は、確かにそれは正しかったのかもしれない。しかし、このときの福田さんは非常に真面目に対応したと思います。何とか信頼を取り戻そうと、与野党逆転の中で何をしたらいいのかということを一先懸命考えてやられて、それなりの成果も上がっていったわけなんですけれども、どうも何か対決の印象だけが残ってしまったような、福田内閣のときのねじれ国会の姿でした¹⁰⁶。

○赤坂 当時、大連立構想があった中で、2007年の10月末から11月にかけて、福田総理と小沢さんとの党首会談が行われたわけですが、先生御自身は、大連立構想の行く先をどう見ておられましたか。後に民主党は対立的・対決的な姿勢になっていきますが、当時はどう転ぶか分からないところだったわけで、民主党の中にもいろいろな考えがあったと思うんですけれども、先生御自身はその行く末をどのように予想していらっしゃったんでしょうか。

○横路 問題は内容なんですよね。小沢さんは誰にも説明していないし、内容を何にも話さないし、終わってから合意内容については何にも話をしていないんですよ。ただ、読売新聞の渡邊さんの話によると、憲法と社会保障制度に決着をつけるという話だった。それから、自民党から来た話では、一つはやはり自衛隊の海外派遣の問題が中心だったようですね。

だから、連立というのは、場合によっては必要な場合もあるし、やはりその中身によるんじゃないんでしょうか、どういう中身でや

5109)』(横路孝弘氏提供) 106〜107頁も参照。

るのか。

細川内閣が連立政権を組んだのは正しかったけれども、その中で気に入らないのは排除しようとしたから、羽田政権のときに失敗したわけですよ。外されたさきがけと社会党の方が、今度は自民党とくつついちゃったということですから。

細川政権のときのいわゆる鉄の三角形を崩すということでスタートしたのが最後まで徹底的にできなかったというのが、教訓としては残っています。その思いというのは、当時の民主党の役員会のメンバーの中には強かったと思いますよ。つまり、あの連立が失敗した要因というのは何かということですよ。

そして、その失敗した要因の中に、一・一ライン対さきがけという構図、構造があったから、また小沢かという話があって。そのときに菅直人が作ったという、「つくって壊し、壊してつくる小沢流」とかという川柳があるとかいって、あるいは「出て壊し、戻って壊す小沢流」、何かそういう川柳が飛び込んだ感じがあってですね。

小沢さんがどんな考えで、しかも、どういう中身で、あれは合意したから持ち帰ったんだと思うんですね。福田さんによると、参議院選挙であれだけ勝ったから党内は心配ないと説明したというのは、どうも事実のようですね、福田さんに対しては。そして、福田さんは国内状況を真面目に考えて連立を考えたとということなんだろうと思います。

しかし、一人で考えて行動したところに問題があったという点は、全くその通りだと思います。こうなったら独裁者になってしまいま

すものね。政権を作るのを一人の思いだけで、しかも話の中身もよく分からないで相手の党と約束してしまうというのは、やはり問題があります。

そのことで批判されたものですから、なおその後は、よし、じゃ、対決でやってやるぞと。彼は、自民党の方からいろいろ情報を流されたことに怒りを覚えて、それは事実じゃないんですと全面否定していましたからね。何が本当の姿なのかというのは、今も分かっています。

福田さんは非常に頑張ってやったんだと思いますよ。各党党首と会談をしたり、民主党の小沢さんにも会談を申し込んだり、丁寧に、協調的に彼はやろうとしたんだと思います。

ともあれ、福田首相はどうも突然辞めちゃうんですね。2008年の9月1日に突然辞任を表明しましたでしょう。

前の晩、G8の各国議長を招いての夕食会が総理公邸であったんです。私も呼ばれて行って、実に和やかに、福田さんを中心にして、各国の議長がみんな集まりました。それが2008年の8月31日かな。その前に内閣改造をしているわけでしょう。



〔G8下院議長を招いた総理公邸での夕食会〕

洞爺湖のサミットもあった。そしてG8の議長たちに公邸で御飯をごちそうして、次の日、辞任ですから。各国の議長連中も、一体何が起きたんだと大騒ぎでした。
どうしてそういうことになったのかということ、次に、ねじれ国会についてお話をさせていただきます。

《ねじれ国会の諸問題》

○赤坂 今、大連立政権と、その頓挫というところまでお話しただいたわけですが、その頓挫した結果、国会運営にとっていろいろな難題が降りかかってくることになり、それが副議長時代の横路先生を直撃することになりました。

○横路 ねじれ国会になって、しかし、一応、日本の憲法はこういうことも想定してできているんですね。憲法の規定に従って、まずは総理大臣の指名が行われ、それから法律の議決についても規定があります。

憲法の59条2項ですが、議決の不一致になったのは、法律案で17件。「衆議院と参議院の議決不一致¹⁰⁷」という資料をお配りしておりますけれども、これを見ると、やはり一つは法律。17件のうち、参議院の否決を受けて再可決した法案が11件。それから、参議院が否決したものとみなす、みなし規定ですね〔同4項〕、60日規定です、そのときに再可決したものが5件。それから、参議院

¹⁰⁷ 佐々木勝美「衆議院と参議院の議決不一致——第168回国会から第171回国会までの事例」衆議院調査局論究「Research Bureau」第6

号（2009年）248頁以下。

が修正した回付案に同意しないで衆議院が再可決したケースもあります。

法律案については両院協議会を開催することが可能なんです（同3項）、これは自民党が求めなかったですね、一件も求めなかったです。

ですから、この3分の2の「再可決の」ところで、本当は両院協議会で、今までの形だどうしようもないんですけれども、修正協議する可能性が本当になかったんだらうか、両院協議会の運営が問題として出てくるわけですね。

それから、みなし否決というのも、あれは継続審議で可決したらどうなるんですかね。議決しないとだって、継続審議にするという議決はするわけだ。そういう場合でも、みなし否決になるんでしょうか（それとも後会の継続審議で可決したら、可決扱いになるのでしょうか）。ちよつとこれはよく分からない、どうなのかなと思って¹⁰⁸。

それから、60日間で決められないとだって、審議が真面目に延々と続いている場合もあるわけですよ。議論が白熱して、与

¹⁰⁸ 実務上、この「議決しない」の意義は、法律案の内容についての終局議決（可決・否決・修正議決・衆議院回付案同意）を行わないことであると解釈されている。さもなくば、継続審議の議決を延々と続けることで、衆議院の再可決を回避することができることになってしまふ。したがって、継続審査の議決を行ったとしても「議決しない」状態は解消されない。参照、森本昭夫『逐条解説 国会法・議院規則 国会法編』（弘文堂、2019年）296頁。

党も含めて参加してやっているような、そういう場合はどうなるのか¹⁰⁹、みなし否決についても、ちよつといろいろと考えると、問題点はあるように思います。

それから、予算ですね。予算は15件。これは、両院協議会を開かなければいけないように憲法で決められています（第60条第2項）。しかし、これもほとんど全部、成案を得ずということで終わりになっています。

だから、成案を得ることが期待されているわけですよ。しかし、そうすると、予算や条約の修正はどうなるのか、という問題があります。

つまり、成案を得ると書いてあるんですから、衆議院と参議院で話をして、そして、これは両院協議会のいろいろな構成や何かは問題がありますけれども、ともかく協議して成案を得なさいというのが憲法の指示ですよ。その場合に、憲法は、修正することも可能だと。もちろんそうですね、修正可能だ。

じゃ、条約はどうなのか。条約の修正だって、相手がありますが、一応、日本側では国会でこうなったということは言えるんじゃない

¹⁰⁹ 参議院の棚上げを回避する衆議院優越制度の趣旨、および審議実態の認定の困難さ（真摯な審議が行われているか否かの判断・判断主体の問題）に鑑み、みなし否決の運用に際してこのような考慮要素を設定することは困難だと解される。なお、衆議院はみなし否決を行うことができるだけであり、みなし否決をしなくてはならないわけではない。参議院での審議実態の考慮は、この段階で衆議院が考慮することになる

かという気がしますが、どうなんでしょうか。

○赤坂 その場合は、国会の承認が得られないということで、新しい内容で、国会が承認した内容の条約締結を目指すよう交渉する責務というものが内閣に発生するという扱いになると思います¹¹⁰。

○横路 だから、できないことはないわけですよ、そういう形で。つまり、どこをどうするかということは、国会は、もう一度、政府に対して、相手の国と交渉しなさい、ここをこうしなさいということは言えるわけでしょう。修正できるかどうかというのは議論はあるところなんですけれどもね。いずれにしても、今回のねじれ国会の中で、やはりそういう問題があるんだなと思いました。

両院協議会については、後でまとめてお話ししたいと思います。

¹¹⁰ 実務上、国会承認の対象となるのは、条約本文ではなく、内閣による当該条約の締結の是非である（条約本文は付属資料に過ぎない）。法律案や予算と異なり、条約は相手国・機関が存在するので、たとえ国会が条約を修正すべき旨を議決したとしても、当該条約の内容を当然に変更することにはなり得ない。その場合、当該条約については承認を拒否し、内閣に、国会の議決に沿った再交渉を求めるという意味をもつことになる。

なお、国会承認条約については、わが国との関係で条約を確定的に成立させる時期を基準に、「事前に、時宜によつては事後に」国会承認を得る必要がある。文言からして事前承認が原則であると解され、実務でも、1961年を最後に、すべて事前承認手続がとられている。国会が事前承認を拒否した場合には、内閣は条約締結手続を進めることができず、当該条約はわが国との関係では不成立となる。

《参議院問責決議》

○横路 あと、たくさんありますね。例えば、ねじれを生じて問題になる一つは、参議院での問責決議です。大臣が問責を受けた場合、その大臣が責任者となる法案の審議が全て行われなくなるというのも、果たしてそうなんだろうか。副大臣が代わってやったって構わないわけですからね。

問責決議というのは、内容は色々ですが、辞めさせろということじゃなくて、注意しなさいよ、これからしっかりやりなさいよというのが問責決議の中身じゃないかと思うんですけれども、問責決議案を見ていると、大体、辞めろと書いてあるんですね。

それで、問責決議をやったらその委員会の審議を拒否するという場合もあると思いますが、それは専ら世論がそれを支持するかどうか

これに対し、すでに締結された条約について国会が事後承認を拒否した場合には、このような国内的事情を理由として条約を無効とするかが問題になる。わが国も加入するウィーン条約法条約は、「いずれの国も、条約に拘束されることについての同意が条約を締結する権能に関する国内法の規定に違反して表明されたという事実を、当該同意を無効にする根拠として援用することができない」（46条1項）とする一方、「違反が明白でありかつ基本的な重要性を有する国内法の規則にかかるものである場合は、この限りでない」（同ただし書）としている（2項も参照）。しかし、国会の事後承認の拒否をもって国内法の明白な違反と言いうるかは明らかではなく、実例もない。仮に、国会が事後承認を拒否した場合、国際法上は当該条約を有効なものとして扱うとしても、同条約を国内で執行することはできないものと解される。森本・前掲書300～301頁も参照。

かです。ああ、やはりこの人はひどいから審議拒否で頑張れというのか、いやいや、辞めろというのはひどいじゃないか、本人の反省があればいいんじゃないのか、いろいろあると思うんですが、それがどうもそうなっていないところ、今回の福田首相に対する問責決議、額賀（福志郎、1944）さんのとき以来ですよ、それ以前ももちろんあったわけですが、実際に可決されたのは、額賀さんの場合は監督責任と道義的責任と結果責任ということなんです、このときは自らけじめをつけて出処進退を明らかにしない、というのが決議の内容でした¹¹¹。

この問責決議案の中身は、政治的なスキャンダル、これは個人の責任が大きいものです。ひどいスキャンダルだったら、やはり責任を取るということになるのかもしれない。それから、大臣の憲法観などを中心として責任を問うもの、あるいは失政や国会軽視の責任を問うものなど、内容はいろいろです。自分は専門家ではない、素人なんだという発言をしたら、素人なら辞めてしまえという決議¹¹¹ 第143回（臨時国会）の参議院本会議（1998（平成10）年10月16日）で可決された防衛庁長官・額賀福志郎に対する問責決議の最終段落は、次のとおり。「我が国の財政事情が極めて厳しい状況にある今日、一切の無駄は許されない。それにもかかわらず、防衛庁が装備品の調達に関して何十億円、あるいは何百億円にのぼるかもしれない、払わなくてもよい国民の血税を無駄に払い、国に損害を与えたことは極めて重大である。たとえ、事実の発生が額賀福志郎防衛庁長官の就任前のものであったにしても、防衛庁の最高責任者としての監督責任、道義的責任、結果責任が問われるのは当然である。今回の一連の不

案になっっているものもありますしね¹¹²。余りにも無差別で、政治的に用いられている感じがしないわけでもありません¹¹³。

ただ、やはり問責決議の意味は大きいから、内閣総理大臣に対する問責決議があれば、結局は辞めていますものね。福田さんのときは、あれはわざわざ衆議院の方で信任決議を出したんです。参議院が不信任の問責決議で、それが可決された後に、衆議院で信任決議を出したというケースもありました¹¹⁴。

結局、参議院が問責をやった本当の中身は何なのかということを考えて、どう対応するかを考えなきゃいけないし、出す方も、余り政治的な手段として使うべき性格のものではないのかな、と思います。

本来は法的な効果がないもので、参議院の意見を示すという以外には政治的な効果も生じないと思うんですが、現実には大きな政治的効果が生じており、2009年9月から2012年12月までの間に、内閣総理大臣1件、国務大臣6件が可決されました。大体、

祥事にかんがみ、額賀福志郎防衛庁長官は出処進退を明確にし、みずからけじめをつけるべきことが、国民に対する責任を全うする唯一の方法であることを知るべきである¹¹²。

¹¹² 第179回（臨時）国会の参議院本会議（2011（平成23）年12月9日）で可決された防衛大臣一川保夫君問責決議を参照。

¹¹³ もとより、問責決議は法的責任を追究するためのものではなく、政治責任を政治的観点から追究するための仕組みである。

¹¹⁴ 福田首相は、結局3ヶ月後に内閣総辞職。麻生首相は問責決議案が可決されて7日後に衆院を解散している。

かけられた方はその後辞任するか交代しているということで、これを前例にしちゃったのはちょっとまずいんじゃないかなという気はしますけれどもね。

それがまず一つ、この問責決議が与野党逆転の中で生じている大きな問題です。

《国会同意人事》

○横路 それから、結構うまくやったのは同意案件です。

同意案件というのは、今までは、与党の方に政府がぼつと人事の案件を出して、それで済ませていたわけですね。新聞が抜くと、自民党がかつとなって怒って取りやめにしちゃったり、失礼なことをしておったんですが、多分、特に与党の方だと思えますけれども、同意案件については〔参議院で〕否決されたら終わりですから、これは大変だなと誰か気がついたのがあるに違いないですね。

それで、同意案件については、議院運営委員会両院合同代表者会議というものを作って、そこで、国会同意人事案件について候補者からの所信表明や議事録の公開について衆参両院の議院運営委員長が合意をしたというのが、2007年の10月から2008年の2月にかけてです。

ですから、同意案件については、参議院で否決されてもいいようにということ、処理する仕組みをちゃんと作ったわけですよ。そういう意味では、従来のやり方を変えたということ、しかも、所信表明や議事録の公開はかつてないことなので、これは与野党逆転

の結果生じた成果ではあるんですね。

しかし、日本銀行の総裁がもめにもめたんです。何で反対したのかというと、民主党の主張としては、日本銀行というのは従来、旧大蔵省の支配下にあった。大蔵省が監督権限や立入り権限を持って、総裁、副総裁の解任権まで持っていた。政治や行政はいつでも日銀トップを首にすることができたし、業務にも自由に口出しができたということ、今までも、実際は事前に総裁が大蔵大臣や総理と相談して、例えば政策金利の変更などについては事前に相談して決めていたというのがルールなんです。

ところが、1998年から、日銀には、中立性と独立性、総裁を途中で替えることはできないとか、いろいろな規定ができたわけですね。しかし、人事の方は、日銀の生え抜きと旧大蔵省の事務次官が交代でなるような、そんなような仕組みだったんです。

それで、それはやはりおかしいんじゃないかと。金融との分離もありましたし、たすきがけ人事、天下りというのを既得権とするやり方を変えらるということ、財政、金融の分離に逆行するんじゃないかということなどを理由に、民主党が、日本銀行の総裁、大蔵を辞めた武藤〔敏郎、1943〕さんの総裁任命に反対して、白川〔方明、1949〕さんをまず副総裁で同意して、最後は自民党も折れて総裁ということになったわけです〔2008年4月9日〕。

同意案件については、そうやって一応仕組みそのものが前よりはいい方向に変わったんじゃないかなと思います。

もう一つは、再就職等監視委員会というものもあるんですが、これ

は、人事に不同意だ、天下り反対ということで通したようですね。

《予備費の国会承諾》

○横路 それから、予備費の承諾という問題もあります。これは、参議院が承諾しなくても別にどうということはないということなんです¹¹⁵、ただ、予備費も、経済対策で例えば麻生政権のときに一兆円という予備費を計上したことがあるんですね。

予備費は事後の国会承諾が必要だということになっていますが、不承諾となった場合にどうなるのかというのは別に何も決まっていなくて、予備費として計上しているけれども、何に使うかという国会の議決はないわけですね¹¹⁶。それは、緊急の場合ということで災害対応などなんですが、実際には、イラクへの派遣だとか、インド洋の給油だとか、事前に国会の承諾なしに予備費ということ支出しているんですね。

これは国会の予算議決権の趣旨に反するんじゃないかということで、予備費に用途の制限はないんですけれども、今言ったような自衛隊の関係から、整備新幹線とか関西国際空港とかいうような公

¹¹⁵ 横路副議長時代の平成18年・平成19年には、それぞれ5件の予備費支出が参議院で不承諾となっているが（衆議院は承諾）、いずれも衆議院の議運において両院協議会を求めないことに協議決定したため、国会の承諾はなかった、という取扱いになっている。

¹¹⁶ 日本国憲法87条1項は、「予見し難い予算の不足」が生じたときは予備費から内閣の責任で支出すべきものとしている。この予備費は国会の議決により本予算の中に設けられるが、この議決は予備費の具

共事業の関係にもばかすか使っているので、どうもこの麻生政権の一兆円というのは、特に選挙対策じゃないかと言われるぐらいだったんですね。問題になって、議論になりました。

予備費についても、財政民主主義ということが戦後の財政の基本ですから、予備費に計上しておいて勝手にどんどん使うということ、まして国会の開会中にどんどん予備費を勝手に使うというのは、やはり緊急事態対応という点からいうとおかしいので、予備費の問題も、今回の参議院が不承諾、承諾しないということの結果、ようやく顕在化してきた問題かなと思います。

決算については、警告決議というのをやっただけですね。今までは、大体、一つの意見として、大体いいよというときに、しかしここだけは注意しろという感じなんです。反対した上に警告決議をやっただけですね、ここが特に明確におかしいというところ。

参議院の、ある意味でいうと、それが精いっぱいの内閣に対する警告決議という形なんです。これも参議院での与野党逆転に伴って表に出てきた問題なのかなと思います¹¹⁷。

体的な支出・用途についてまで承認するものではないから、内閣は具体的な予備費の支出について事後に国会の承諾を得なければならぬ（87条2項）。もっとも、国会の不承諾は、内閣の予備費支出を不当としてその政治的責任を問うにとどまり、既になされた支出の効力に影響を及ぼさない。

¹¹⁷ 横路副議長時代の平成18年・平成19年には、それぞれ参院で決算を是認しない旨の議決が行われている。なお、そもそも現在の実務

《ねじれ国会での法案審議》

○横路 ねじれ国会の中で、今まで以上に特に問題になってきたのは、やはり両院協議会です。両院協議会の在り方、これが、形はできていないのに機能していないというところがやはり問題なので、その後、議会制度協議会の中でも随分出されまして、両院協議会についての改正案などというのもできています。それはまた後でお話しします。

そういうような状況の中で、国会がどうしても動かなくなるといふことで、最初に出た問題がつなぎ法案。セーフティーネット法案というんですが、要するに、税制の問題で、3月末で切れるやつをあらかじめ想定して、延長する法律を作っておこうという話なんですね。

これは両院の議長が中心になって話をして、3月に失効するガソリン税ですね、暫定税率の期間を5月末まで、2か月間延長するということだったわけですが、与野党で調整して、あれは随分約束もそれぞれして、各党の幹事長が集まって文書を交わしています。

では、各議院で別々に審査し、個別事項についての違法・不当・警告の議決や、それ以外については是認(異議がない旨)の議決を行うだけで、国会としての意思表示は行われていない。

国会における決算の審議方式については、『平野貞夫衆議院事務局日記(第1巻)』(信山社、2013年)平成元年11月18日条、および『同(第5巻)』(信山社、2020年)平成3年11月18日条も参照。¹¹⁸この間の経緯と、衆参正副議長会談の模様について、『横路孝弘活動記録(2005-09)』(横路孝弘氏提供) 83〜84頁を参照。

そういうことで、セーフティーネット法案を1月29日に出して、30日に総務委員会と財金委員会で可決したんですね。それに対して与野党6党の幹事長会談をあっせんして、そのあっせんの中身は、予算及び歳入関連法案の徹底した審議を行った上で年度内に一定の結論を得る、税法について各党間で合意を得たものについては立法院で修正する、これらの内容について与野党間で明確な同意が得られた場合はいわゆるセーフティーネット法案を取り下げるといふことで、セーフティーネット法案が31日に撤回されたんです。更にそれがまたごたごたしたのかな。その後、更に両院議長が歳入法案について(「与野党幹事長・書記局長会談を」要請して、つなぎ法案に関する両院議長あっせんが行われることになりました。

この両院議長あっせんは2回ぐらいありまして、一つは、2008年1月30日のやつと¹¹⁸、3月にまたもめたときの3月28日の税法の処理についてということ¹¹⁹。

あと、このときに福田さんによって道路特定財源がようやく廃止¹¹⁹。2008年3月28日には、税法年度末処理についての各党合意が行われ、①道路特定財源に係わる国税・地方税を除き、3月末に期限を迎える各税を5月末まで延長するとともに、②これらについて衆議院総務委員会と財金委員会で委員長提案により直ちに審議・採決の上、参議院に送付し、参議院でも年度内に処理すること、③これについては、閣法とは異なり、憲法59条2項(衆議院による再可決規定)の適用はないこと、および④関税率法その他の日切れ法案については、年度内に参議院において処理すること、が取り決められた。

になるんですね¹²⁰。私が知事のとときに道路特定財源の問題を指摘してからも随分たちました。「実際に廃止されたのは」2009年でしょう。私が問題提起したのは多分1980年代のことですから、20年ぐらいかかっているんじゃないですか、道路特定財源が本当になくなるまでには。

ということ、この議長あつせんもいろいろと批判されたり意見もありましたけれども、何とか余り国民生活が混乱することのないようにということで、議長がやるときは大体各党の幹事長、書記局長を呼んで話をしているんですね。そこから国対に下ろしてもらって進めていくということ、

政権が替わると、今度は与党が野党になり、野党が与党になるわけです。私も初めはお互いを知っているからうまくいくかと思つたら、全然違つていて、自民党は民主党がやったことをそのまんま、民主党の方はまた自民党がやったことをそのまんまやるものですから、全然もう、しかも3分の2条項が使えない中ですから、ぐっちゃぐちゃになりました。

ということ、ねじれ国会のときは、結局、憲法上のいろいろな

¹²⁰ 福田内閣時の道路特定財源等に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定）の第2項において、次の通り決定された。

「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する。

その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。

一般財源化の法改正により、道路整備費の財源等の特例に関する法

制度をほとんど全部使って動かしたわけ、しかし、実質的には、法律は成立しましたし、予算や条約もみんな通りましたから、3分の2の力というのは圧倒的に多いわけで、強かったわけですね。

問題としては、例えば、議員立法が随分成立しました。これはやはり福田さんのときの協調路線だと思ふんですよ。私は福田内閣というのは非常に高く評価しているんです。これはもう、参議院が否決したら、あとは与党とすれば3分の2でやるしかないわけですから、そういう姿になるわけなんですよ。

問題は、そのときに両院協議会が機能しなかった。そこでもっと本来ならば修正できる法律もあったはずなんです。

しかし、それをカバーするかのようには議員立法がたくさん成立しました¹²¹。初めは小沢さん、議員立法は駄目だと言っていたんですが、例外を認めるとかいつて、次から次へと出てきて、例えば、被災者生活再建支援法とか、また肝炎対策基本法なんて、あれは長崎出身の女性の議員（福田衣里子、1980〜）が中心になつてやって、一人でみんな説得して、法律を作ってしまったもの、

ね。

律案における道路特定財源制度の規定は21年度から適用されないこととなる。」

¹²¹ なお、本文後出の肝炎対策基本法が議員立法で制定された背景には、衆参のねじれや両院協議会の機能不全という問題以上に、司法・行政による対応では被害者の一律救済が困難であるという問題に対処するために、当時の福田首相が、自民党総裁として、議員立法による解決を党に指示した、という経緯が重要である。

そんな意味では、福田内閣というのは、公文書館や道路特定財源や消費者庁というようなことで、これはもう全く正しい方向性を示しましたし、また協調路線だったと私は思っております。

野党の方も、もっと徹底した議論になればよかったです。どうもこうなっちゃうと、もう何か両院協議会は、自民党は、過ぎていく過程であって、こんなものは無駄だと思っているし、参議院の方は、何とかこれを活用しようといったって、もう仕組みがほとんど決まっている中で、北沢さんが両院協議会議長のとき、一人、一回頑張って一日延ばしたことがありますけれどもね。

やはり、両院協議会をどう改正し、整理していくのかというのが、この結果、非常に大きな問題になって、それはまだ今も問題として残っています。

○赤坂 両院議長あっせんの取りまとめプロセスについては、その部屋には、議長、副議長と幹事長、書記局長だけがいて、例えば事務方などは入らずに、政治サイドのみでやり取りが行われるのでしょうか¹²²。

○横路 いや、あれは議会の関係者が入っていますよ。それから、政党の方も入っているんじゃないかな。

あれは衆議院と参議院の間の部屋でやったよね。

〔○但野（衆議院事務局） 常任委員長室です。〕

○横路 常任委員長室か。衆議院と参議院の間にあるんですよ。そ

こでこんな感じでやっていて、後ろの方にやはり人がいるんですよ、何かあったときに資料を出せるような。政策スタッフだと思いますけれどもね。



〔両院議長あっせん〕

¹²² なお、平成天皇の退位特例法の検討を、衆参両院議長・副議長のもとに衆参全会派の代表が集まって行った経緯につき、大島理森「私の

履歴書（26）「天皇生前退位」日本経済新聞2023年9月27日も参照。

あるいは国会の方でいうと、かかっている委員会関連でいうと、常任委員会の調査室なんかも出ているよな。

〔〇但野 調査室は入っていないと思います。〕

○横路 調査室は入っていないんだ。国会の運営関係者。

○赤坂 そのときは、切った張ったの議論を幹事長や書記局長とそ
の場で直接されるのでしょうか。それとも、大分煮詰まってきた、
最終的にそういう手打ちの場といいますか、議長、副議長のところ
まで行ってそこで解決案を示すという場を設定する、そういう場を
設定することで解決に向けての糸口にするという活用の仕方なの
でしょうか。

○横路 やはり事前に調整していたと思いますよ。私は中の調整と
いうのはよく知りませんが、議長同士で話をして、それを各
党に伝えたんだと思います。例えば、江田さんは少なくとも興石さ
んにはいろいろと話をして、落としどころはこうだとか、河野さん
もどなたか自民党の中で力を持っている人に話をして、それは幹事
長に話したのかもしれませんが。

そういうことで、もちろんやらないと、いきなり出てきてといっ
ても。事前にちゃんと文書もできているから。

例えば、最初の議長あっせんは1月30日で、その日にサインし
ています。ただ、その前から協議していますからね。1月30日に
まとめているんですが、1月22日から与野党の協議が行われて、
つなぎ法案の取り扱いについては、そこで議論しているんです。2
2日の後にどんだん採決して行って、いざどうするかということに

なったわけですから、その方向性を出して、それに基づいて幹事長
がサインしているということです。

議長のあっせんは割と簡潔な文書にまとめられていますよ、議長
が出した文書そのものではなくて〔後掲資料を参照〕。

《両院協議会の運営改革案》

○赤坂 幾つか両院間の調整の仕組みについて御紹介いただきま
した。

例えば、国会同意人事に関連して、議院運営委員会で両院の合同
の代表者が出てきて会議をするという仕組みを作ったということ
でしたけれども、これは何らかの法制上の根拠を持って作ったのか、
それともアドホックな、特別にこういう状況だからということ、
申合せか何かで一旦設置して、このねじれ現象がなくなったらまた
廃止される、そういう性質のものでしたのでしょうか。

○横路 平成19年の第168回国会で、衆参両院議院運営委員長
が申合せを行い、同意人事については、両院議院運営委員会議事会
の代表メンバーから構成される合同会議を開催し、政府より人事案
の提示を受けることとしました。その後、平成25年の第183回
国会で、新たに両院議院運営委員長が申合せを行い、政府の情報管
理の徹底を求める等とした上で、各院の合同会議ではなく各院の議
院運営委員会議事会で提示を受けることとなりました。

○赤坂 今日のお話の中で、両院協議会の運営や人選の在り方につ
いて、うまく機能していないと。そこで、議員立法などで、実質的

にそれを補うような行き方に行ったというお話が最後の辺りにあったと思いますが、この辺りで、もしよろしければ、両院協議会の在り方、ひいては、広く両院制の在り方、これについての直接のご経験を踏まえたご提案とか問題点の指摘がございましたら、ここで伺いしたく存じます。

○横路 両院協議会については、いろいろと議会制度協議会でも問題になりました。2009年の6月12日に、「両院協議会の改革について」という、一応改正案みたいなものがまとめられているんですよね。平田（健二、1944）さんが議長のとときに、会期の問題と両院協議会の問題などを議論した際の、参議院の方から出された「両院協議会の改革について」という文書です。あと、両院協議会についてはいろいろ学者の意見なども聞いています。

この改正案のポイントは、ご承知のように、20人で各院10人ずつのを、まず、20人は少ないから40人、各院20人ずつにする。それから、賛成会派、反対会派というやり方（各議院で院議を構成した会派から協議委員を選ぶというやり方）をやめて、会派比例で選ぶということ。それから、成案の議決要件も、3分の2じゃなくて、多数決でもって決める。そして、場合によっては小委員会を設置することができるということで、結局、両院協議会の役割と運用を大きく拡大をして、中身を変えていこうというのが、一応、参議院の案ということでありましたが、法改正後の両院協議会の新たな

仕組みというのは大体同じような意見で、学者の意見もそうですが、今言ったようなところが両院協議会の運営改革のポイントになります。

それから、そのメンバーについても、問題になっているところの委員会の理事クラスがやるとか、あるいは大きい問題だったら幹事長や政策審議会会長みたいなメンバーを集めて協議会をやるように、柔軟性をもって運用しようというのが（改革案の）中身になっています。

ですから、これができれば、かなりまたそれで違ってくると思いますが、ベースはそのときも、結局、修正することについて、頭をどれほど柔軟にできるかということですね。

会派に比例してメンバーが出てくるということになれば、今よりはるかに実質的な討議ができるんじゃないかと思えますので、差し当たっては、両院協議会のこの改正だけはやっておいた方がいいと思います。

○赤坂 一般的な両院協議会の活用方策の提案は、いろいろ、政治レベルからも、あるいは憲法学の面からも出ているんですが、先生ご自身の直接の経験を踏まえて、こういうところが問題だというような形でご教示いただければ、大変ありがたく存じます。

○横路 両院協議会というのは、僕は全然出ることなしですから

^{1,2,3} 各議院の議長は両院協議会に出席して意見を述べることができ（国会法95条）、この場合を除き、両院協議会は傍聴を許さないこ

ととされている（国会法97条）。横路氏は、副議長時代・議長時代を通じて、国会法95条に基づく出席・発言権を行使しなかったことにな

要するに、こういうことで決まっているんだよと言って、簡単に、はい、成案得ずというので報告するだけの形になっていて、その実態というのは、自分で体験してやったということがないんです。憲法の規定に従って形だけ作っているという話で、ひどいじゃないかということ、学者を集めていろいろ話を聞いたりみんなの意見を聞いたりして、そして出てきたのが、さきほどの改革案のベースになっています。

《公文書管理法の意義》

○赤坂 福田内閣については、また、公文書管理の問題や、公務員制度の改革基本法、また先ほどの道路特定財源の話などについてご印象があるということでした。

○横路 特に公文書管理法ですね。これは2009年の7月1日に公布されましたが、福田さんが施政方針演説で法制化の検討ということを強調して、その結果、この法律ができたわけです。

要するに、公文書というのは、歴史的な事実をしっかり記録するということと、民主主義を支える非常に大事な国民共有の知的資源であるということで、行政が適正かつ効率的に運営されるようになる。

¹²⁴ 宇賀克也『情報公開と公文書管理』（有斐閣、2010年）13～14頁、および瀬畑源『公文書をつかう——公文書管理制度と歴史研究』（青弓社、2011年）256～274頁を参照。

なお、宮内庁関連文書の特珠な扱いについては瀬畑源「公文書と『昭和天皇実録』」古川隆久ほか編『「昭和天皇実録」講義』（吉川弘文館、

ることを目的としているんだということで、これはしっかり残していかなければいけない（公文書管理法第1条参照）ということです。

というのは、国立公文書館が1971年に設立されているわけです。しかし、公文書管理の体制は、文書の作成、保存、移管などの面でお整理が十分ではなく、公文書管理法第14条では「国の機関」として立法及び司法の公文書も移管の対象になっているけれども、それが進んでいない。立法と司法の資料が十分集められていませんよということ¹²⁴。それから、保存期間満了前に誤った廃棄などが多く見られることも問題だと。

公文書管理法、情報公開法、個人情報保護法の制定などによって公文書の管理運営が随分改定されてきたということで、公文書というものは文書の追跡の可能性がなければならない、それから、政府の文書管理に対する信用がやはり必要だとか、文書の作成義務を法定化しなければいけないし、文書管理の基準も明確化しなければいけない、というようなことがいろいろと議論されてきたわけです。

福田総理のときに問題化したのは、年金の記録ですね¹²⁵。それから、薬害肝炎の症例リストが放置されていた。そこで、各省ごとにばらばらだった公文書の作成管理の統一ルールを作らなければ2015年）184～198頁収録、また外務省関係文書については服部龍二『外交を記録し、公開する——なぜ公文書管理が重要なのか』（東京大学出版会、2020年）も参照。

¹²⁵ 榎澤幸広ほか編『公文書は誰のものか——公文書管理について考えるための入門書』（現代人文社、2019年）116～119頁。

いけない。それから、外部識者による公文書管理委員会を改定して、しつかりチェックする体制を取ろう。一定期間を経た重要な公文書の独立行政法人国立公文書館への移管をどうするか。国民への情報公開ルールもはつきりさせなければいけないということで、歴史的事実を記録し、民主主義の基本になるものとして、公文書管理法を作っていくということになりました。

先ほどもちよつと言いましたが、1999年に情報公開法が制定されました。それで、情報公開請求において文書不存在を理由とする不開示処分が多発して、文書保存期間満了前の廃棄、例えば海上自衛隊補給艦の船舶の日誌だとか、文書の未作成、文書の不適切な管理などが、情報公開法による請求によって明らかになってきたことが、公文書管理法の制定を福田さんが言った一つの背景にあるようです。その後、行政文書の管理に関するガイドラインが、2011年に制定されました（2017年に一部改定）。

東日本の大震災、自衛隊のイラク派遣の際の活動日誌、森友学園の文書の改ざん、桜を見る会の名簿というのは、その後出てきた。つまり、福田さんが頑張って作った法律も、どうもまだ運用で安定していない。どんどん、残す文書じゃないとかいつて捨ててしまうわけです。

¹²⁶。久保亨・瀬畑源『国家と秘密 隠される公文書』（集英社新書、2014年）84～90頁、および瀬畑源『公文書管理と民主主義』（岩波ブックレット、2019年）37～41頁を参照。なお、福田氏は官房長官時代・首相時代を通じて得た政策決定過程の諸資料を、その散逸

今回のコロナ禍でも、専門家部会の議事録を作成していないということがあって、どうして作成しないんだという、専門家が公表されることによって本当のことを言うのを躊躇するという、説明に足りない説明ですよ。そんなことなしに、どんどんしゃべって、それをどんどん公開することの方が大事じゃないかと思えます。

いずれにしても、この福田さんのときの公文書管理法によって、何をやらなければいけないのかということは明確になっているんですが、なかなか、国会における管理機能がうまく利用、履行されているのかというと、そうでもないという問題があります。裏をかきようなやり方をどこかでチェックしていかなきやいけません、その役割というのは国会にもあるわけですし、しっかりといかなければいけないと思えます。

しかし、いずれにしても、公文書の管理について一定のメスを入れて、その後のいろいろな問題提起にもつながっていきました。これは、福田さんとしては非常に考え抜かれた、福田内閣の成果ではないかと思っています¹²⁶。

○赤坂 民主党政権時に発生した2011年の東日本大震災では、対策に当たった政府の会議で議事録や議事概要が作成されていなかったという問題が、のちに判明しました。

を防ぐために自身で保管し、将来的には国立公文書館に寄託する意向である。総理専属の記録担当補佐官を設置すべきだというその構想も含めて、毎日新聞取材班編『公文書危機』（毎日新聞出版、2020年）100～112頁。

○横路 東日本大震災のときに、確かに、15の組織のうち10で議事録が未作成だったんですね¹²⁷。そこで、たしかあのときは、岡田さん（岡田克也副総理、公文書管理担当）かな、組織の出席者から聞き取りの調査をして、議事概要の作成を関係閣僚に求めて、その分は事後的に作ったという話がありまして、有事の際にどうかあるかということ、録音なら録音して事後の記録作成に役立てるべきではないかという意見も出てきました。

確かに、混乱しているときの対応というのは、録音を取っておいて、後でゆっくり、混乱が落ち着いてから起こして検証することなども必要ではないかと思うんですね。

普通は大体、会議の議事録を取るといったら、録音しておいて後で活字に起こすんだと思うんですけども、どうなんですか。このときは、わざわざ、有事の際は録音して、混乱の中でも事後的な記録作成に役立てるべきだというのが何か意見として出てきたようです。

○赤坂 そのときの話で、歴史的緊急事態というものが行政文書の管理に関するガイドラインの中に設けられて、今般の新型コロナウイルスの対策について初めてこの歴史的緊急事態の指定がされて

¹²⁷ そのうち、原子力災害対策本部、緊急災害対策本部、および被災者生活支援チームでは、議事録のみならず、議事概要も作成・保存されていなかったという。榎澤幸広ほか編・前掲『公文書は誰のものか』30頁。

¹²⁸ 令和2年3月10日付閣議了解「行政文書の管理における『歴史的緊急事態』について」により、新型コロナウイルスの蔓延状況が、行

¹²⁸、いろいろな重要な会議について記録が義務づけられたという話にそれがつながってくるということですね¹²⁹。

【第17回関係資料】

○東欧歴訪と教科書問題

・衆議院副議長東欧諸国親善訪問議員団報告書（平成20年9月）

○「消えた年金」問題

・「社会保険庁の改革について」（厚生労働省 第15回社会保険審議会 参考資料5-2）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0929-12i.html>

・「社会保険庁改革について」（社会保険庁 第16回社会保険事業運営評議会資料 参考資料1）※独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトに掲載

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou->

files/documents/2007/18557/20070222_6sankou1.pdf

政文書の管理に関するガイドライン第3項に規定する「歴史的緊急事態」に該当するものとされた。

¹²⁹ もっとも、議事録が公開される正式の会議では実質的な議論がおこなわれず、実際の意思決定は、会議録の作成されない事前の連絡会議で行われているとの指摘がある。毎日新聞取材班編・前掲『公文書危機』249～250頁。

○ねじれ国会での法案審議

- ・セーフティーネット法案の両院議長あつせん（平成20年1月30日）関係資料（衆議院事務局作成）
- ・平成20年1月31日付読売新聞「議長あつせん与野党合意」、同産経新聞「『リベラル』議長に気遣い」
- ・税法年度末処理についての各党合意（平成20年3月28日）
- ・平成20年3月11日共同通信「年度内採決確約できない あつせん『役割を終えた』 江田議長、税制法案で」、平成20年3月29日付産経新聞「与野党 責任転嫁の末」
- ・道路関連法案等の取扱いについて（政府・与党決定）（平成20年4月11日）
- ・自由民主党・公明党合意（平成20年4月28日）

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第18回）

《両院協議会改正問題の経緯》

○赤坂 まず、両院協議会の改正問題の補足からお願いします。

○横路 副議長の後半、2008年、2009年というのは、日本の国会の二院制について考えることの多いときでした。

二院制は、それぞれの院の勢力、多数派が異なるということを当然前提にしているわけでして、異なることによってむしろ多様な国民の意見が反映され、より民主的になることを期待しているんだと思います。そのための調整機関として、憲法は両院協議会を想定しているわけですね。

しかし、その両院協議会の現実の姿は、いろいろと整理も必要だし、両院それぞれの認識の共有も必要だということで、両院協議会を開催しながら、与野党ともども大体そういう認識に立っていく経緯、経過があったということを、今日はちょっとお話ししたいと思うんです。

駿河台大学の成田彦彦教授は、時々国会にも呼んでお話を聞いていますが、ねじれ国会への対応策としては、一つは、衆参で多数を占める連立を考えることだと。もう一つは、衆議院で3分の2を占める連立を組むことによって法案の再可決を可能にするという方法もありますね。あるいは衆議院で政府案を修正して参議院がそ

れに同意するか、あるいは参議院の修正をそのまま成立させるという方法もありますが、最後の二つの方法は問題も非常に多いということ、余り議論にはなっておりません。

結局は、両院協議会での合意をどうするかということに絞られていくわけですが、もう一つは、議員立法を提出して、そして政府案をかくぐって成立させるといふ方法もないわけじゃありませんし、福田内閣のときに、そうやって成立した法律もあります¹³⁰。

しかし問題は、両院協議会の合意案をどうするかということです。両院協議会の懇談部分の取扱いをずっと見ていきますと、まず、2009年の1月、平成20年度の第2次補正予算及びその議論の中で、まず、懇談部分の記録をちゃんと取るようにしたらどうか、また議論していることも議事録に残したらどうかという意見が出てきました。特に、平成21年の1月28日、2009年ですが、北沢俊美さんという参議院から出た協議委員議長の下で、協議会においても非常に熱心に成案を得るべく努力、協議が行われ、両院協議会の在り方については後日検討することにしたという発言がございました。衆参両院の議長に報告の際に、両院の協議委員議長より、その在り方についての検討と議事録の作成について発言がありまして、議事録の公開は、2009年の3月27日に衛藤征士郎さん——衛藤さんというのは私が議長のときの副議長なんです——この方からも、「本両院協議会の議事録は公開すること、また、両院協議会の在り方については、その開催方法、構成、人数、議事の進

¹³⁰ 肝炎対策基本法について、第17回記録を参照。

め方、採決の在り方等の運営、議事録の公開等について、これまでの在り方を踏まえつつ、建設的な方向で検討し、速やかに結論を得ること」ということで、これをまとめて発表し、さらに、本会議でこの旨の発言がされています。

同じことを、参議院の北沢さんが協議委員議長としてお話をされており。

これが3月で、5月の両院協議会では、浅尾慶一郎さんという両院協議会の議長が、「衆議院、参議院共に、両院協議会の在り方について各院の議長に今国会中にしかるべく結論を得るように努力をする場を設けるということを報告する」と報告しておられます。そして、そのことは、平成21年の5月13日に浅尾両院協議会議長から参議院本会議で発言されており¹³¹。

同じことで、その後の5月29日の参議院の方ですが、21年度の補正予算でも同じような結論が出されています。実はその後、7月13日に、衆参両院の議長が会談したときに、江田さんから、各院が別々に検討しても成果は得られにくく、両院議長の発案で両院にまたがる仕組みを作って検討を進める必要があるということ。両院議長は意見の一致を見た、という発言があったんですね。このまま進むかと思っていたときに、7月21日に衆議院が解散になりました、今度は民主党が衆議院で多数派になった。

こういう流れなんです。結局は、2008年の福田内閣の下ではいろいろありました。連立の公算がなくなりましたというこ

とで、福田さんは極めて協調的だったと私は思うんですが、小沢さんはどうも徹底抗戦というような形でもってぶつかってしまったんですね。

それで、2009年になって、これは多分麻生さんのときにあって、各党話し合いをしながら、だんだん両院協議会について改正して、こうという方向で話がまとまってきて、両院の議長、河野・江田の関係で両院にまたがる組織を作ってやろうじゃないか、こういうところまでいったところで解散になってしまったということなんです。

それから後の議長の話なんです。今から考えると、あの後にきちんと処理を、あの勢いでやればよかったというように思いますが、そのときは衆議院が多数派で参議院も多数派だったものから。

ところが、2010年になって参議院が過半数を取れなくなってしまつて、2011年の1月から、私と西岡議長の下でこれを何とかしようということで、動いたのですが、政権交代の直後がチャンスだったんですね。

例えば、方法としてはいろいろな方法がありました。小委員会を作って議論するという方法もあるし、あるいは両院をまたがる組織や、あるいは議運の中に組織を作ってやるとか、スタートしているべきだったのです。残念に思います。

¹³¹ 「第171回国会 参議院本会議」第23号、2009年5月1

3日、<https://kokkai.ndl.go.jp/text/117115254X02320090513>。

《両院協議会改正問題の論点》

○横路 両院協議会の改正について、この前もちょっとお話ししましたが、大体議論されてきたのは、今の両院の協議委員の数は、それぞれ選ぶということになっていて、数も決まっているわけですが、むしろ議員定数に比例した形で、衆議院と参議院の協議委員の数を2対1とすべきだというような意見もあります。

協議委員の構成についても、選挙は連記無記名投票から各会派の所属議員数の比例による選任へというふうに変えたらどうかとか、議決事項を3分の2から過半数に変えろとか、あるいは、両議院の議決事項を超えてできるように、成案を得る範囲・幅を広げたらどうかというような意見、それから、例えば参議院で否決した法律案について両院協議会を求めることは、今はやっていないわけですね、衆議院がやるという気になればできる。それを両院がいつでもできるようにするというようなこと。これらはいずれも法令の改正が必要なものです。

それから、運用においては、協議委員を、固定されるというよりも、むしろ幹事長だとか国対委員長だとか政調会長レベルだとか、あるいはその委員会、扱ったところの理事や何かを中心に、対応できるようなメンバーを集めて、本当に議論できるようにしたらどうかということが指摘されています。

そういうような指摘を含めてこれから本格的な議論をしていけば、ある程度の展望はできたのかなというように思いますが、選挙をやって民主党が衆議院で多数派になってしまっただけ、初めの頃は衆

参の矛盾がなくなりましたので、この議論も余り表に出ることにならなかつたのは、これは私たちの責任ですが、非常に残念なことだと思っております。

あと、問責決議の問題などもありますけれども、一応、この前のお話のことと、若干つけ加えるとしたら今のようなことでございませう。

○赤坂 先生御自身が考えるポジティブな改革案というのは何かございますか。今、いろいろな改革案があるというお話をいただいたんですが、それぞれメリット、デメリットはあろうかと思えます。特に先生の目から見て、こういった改革の方がいいと感じられたものがございましたら、お聞かせください。

○横路 まず、3分の2というのはおかしいですね。それぞれ衆議院も参議院も過半数で法律が成立しているわけですから。

それから、あとはやはり、メンバーを割と自由に選べるようにするのも大事な点だと思います。

小委員会を設置して調整する。つまり、両院協議会というのは、意見がぶつかったものを調整する組織として憲法が想定したわけですから、それが動くようにするために、小委員会を作って議論する、ということではあるはずなんです。

アメリカのナンシー・ペロシ [Nancy Patricia Pelosi, 1940-] さんが、政治的な対立が激しくなると、どうも上院と下院の意見というのは調整が難しくなるということを言っていましたけれども、そういうものを超えてやるのが国会の役割なので、そのために、例え

ばメンバーにも幹事長とか政調会長クラスを入れる、あるいは小委員会を作って運営をするというようなことが大事だと思います。

ただ、成案を得る幅を広げるというときに、条約や予算は最終的に衆議院の優越で成立することになっていきますけれども、「両院協議会での」修正がどうなのかという問題は一つちょっと残りますが、それは別にして、大体、主な点は、私の見るところ、今申し上げたようなことです。

○赤坂 一点確認ですが、メンバーを自由に選ぶことができた方がよいとおっしゃったのは、これは、会派比例という趣旨ではなくて、もっと自由に選出する、という趣旨でしょうか。

○横路 いえ、会派の中で選ぶ人間を「もっと自由に選ぶ、という趣旨」ですね。まあ合意が必要なんですけど、各党政調会長を出してやろうとかいうようにして、それぞれ衆議院、参議院が選ばばいいわけです。

○赤坂 あともう一つ、感想めいた話ですが、国会は衆議院と参議院から成る観念的な統一体であって、議事堂にありますけれども、実際に活動している組織としては衆議院と参議院です。こういった改革の話が出てくるときに、例えば「参議院の将来像に関する意見書」も参議院に絞って検討の俎上にのせて、両院の関係や、両院にまたがるような事項については検討からは外す、そうしないと衆議院の側からまた反対が来るということで、この衆参の関係、それ自体の改革の在り方を議論する場が設定されない限り、なかなか難しいのかなというふうにも思われます。

○横路 確かに、衆議院のことは衆議院、参議院は参議院ということとで、参議院でいろいろな学者の人をたくさん呼んで意見を聞いていますよね。ああいう資料というのは、じゃ、衆議院のメンバーは知っているかといったら、知っている人はごく少ないと思いますね。議院運営委員会のメンバーなんかは知っているかもしれないですが、それ以外じゃそんなに知っていないと思うんですね。

どうしても、こうした問題については国民の関心も余りそのところに焦点は合いませんし、政治家がもうちょっと自ら勉強して、みんなに広げていくということが必要じゃないかと思えます。

そのことは、G8下院議長会議の中でイタリアのフィーニ〔Gianfranco Fini, 1952-〕という議長が、二院制の趣旨について、複数の目から奥行きをもって眺めるんだという趣旨の話をしておられました。

誠にごもつともな、今先生が最後におっしゃった点も含めて、この辺のところ、なかなかこの両院協議会の問題は、政治の中で時々しか起きない現象なものですから、そのときだけの問題として扱われてしまって、これが憲法体制を支える大きな問題なんだという認識が、どうも政治家も国民もその辺が欠けているんじゃないかと思えます。

この第7回のG8下院議長会議の第1セッションは平和と軍縮の問題で、第2セッションが二院制という問題でした。その二院制

というところでの発言です¹³²。

両院協議会の問題は、議長になってからまた出てくるわけですよ。そして、結局どうするかというような議論が、例えば会期の問題や何かについても出てきて、提案などもしていますし、2011年に私と西岡議長でやって、これに衛藤副議長や参議院の副議長も含めて全部で動き出そうとしたときに、なかなかうまくいかなかったというところもございました。

○赤坂 もう一つお伺いですが、透明な形での決定という観点から、両院協議会の関係で言うと、議事録の公開の問題がございます。

確かに議事録が将来的に公開されると、審議の内容が後世の人々に明らかにになり、検証にとって大変便利ですので、いつかは公開されるのが望ましいのですが、逆に、公開されるということになると、本音の議論がなかなかできず、実質的な決定が議会外で行われ、議会では決定済みのフォーマルな発言しか行われないということになってしまいうリスクもあります。

そこで、諸外国では、切った張ったの議論をするところは一旦非公開にして、何年か後に公開するという運用になっているケースもあります。ちよっと仕組みは違うんですけども、ドイツの両院協議会は今のようになっています。

先生は、議事録を直ちに公開するような運用の方が透明性という観点から望ましいとお考えでしょうか。

¹³² 概要については衆議院HPを参照。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/ngoki

○横路 まあ、なかなか難しいところで、おっしゃるとおり、妥協を求めて議論するときには、その過程が明らかにできれば、それはそれでいいんですが、なかなか、バックの力もあってということになると、やはりある程度の権限を持った人がそこへ出て議論をしなければいけないということで、もちろんそれには、あるいは事前の話し合いも必要なのかもしれませんね。

おっしゃるとおり、どういう具合にしたらいいのかというのは、その懇談会の持ちよう、そのときの、どういうものを記録に残すかということ、それは細部までは決まっていなくて、ただともかく公開するということだけ決めていきますので。今やれば、賛成、反対の意見が出てきてということ、成案を得られなかったという話になるんだと思うんですが、それを超えて議論するというこの工夫は必要だと思えますね。

○原口 両院協議会の件でお尋ねなんですけど、横路先生は、これまでの議員生活で両院協議会のメンバーに選ばれたことはありますか。

○横路 ありません。

○原口 では、例えば社会党あるいは民主党の中で協議委員を選ぶプロセスに関与されたことはございますか。

○横路 関与したことはありません。大体議連のメンバーが中心でやっていたんじゃないかと思えます。

[/h20ugoki/09gityou/yobityo.htm](http://h20ugoki/09gityou/yobityo.htm)

○原口 それは、党というか執行部の方が、こういうメンバーが良
いといった優先順位をつけるなど、具体的な対応をしていたという
ことになるんでしょうか。

○横路 大体、両院協議会の議長をやった人を見てみると、やはり
それぞれの党内で、議会の運営についてかなり力を持ってやってき
ている人が多いですね、やっておられるメンバーは。あるいは国会
対策の関係のメンバーとか、そういう関係のメンバーだというよう
に思います。

《第7回G8下院議長会議》

○横路 関連して、第7回G8のお話をちよつとさせていただきます
す。

G8下院議長会議、これは2008年9月1日から9月2日まで
開かれました。広島で開催するに当たっては、河野議長は非常に苦
労されました、アメリカのナンシー・ペロシ議長と事前に会って、
了解を得た上での公表になりました。

ナンシー・ペロシ議長は、アメリカでいうと、大統領、副大統
領に次いでナンバーズリーなんです。こういう人の広島出席とい
うのは非常に大きな意義があったと思います。

G8というのは、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、
イギリス、アメリカなわけですが、私は、河野議長の御配慮で、9
月2日の日の第1セッション、第2セッションを一緒に傍聴させて
いただきました。

それから、その前の8月31日の夜に、皆さんが来られたという
ことで、福田総理が総理公邸で夕食会をやったんですね。このとき
私も一緒に出席させていただきまして、各国の代表の皆さんは、そ
の後もずっとやっておられましたので、私が議長になってカナダで
出席したときは、この中の四、五人が知っている顔ぶれでした。

夕食会は和やかに、福田さんもちろん出席されて皆さんと懇談
したのですが、その次の日、福田総理が辞任してしまったので皆さ
ん、「どうして辞めたのか」と大騒ぎでした。

2日朝、広島市の平和記念公園に行って献花をされて、それから、
平和記念資料館の視察をされて、あのと高橋昭博元館長による
被爆の話聞かれたんですね。その後の皆さんの感想は、核兵器が
こんなに残酷で、悲惨ですさまじいものとは知らなかった、参加し
てよかった、それから、広島に来てよかった、高橋さんの話は、非
常に強い印象を受けた、そして、平和や軍縮の問題を議論するには
これほどふさわしい場所はない、というものでした。

特に、ナンシー・ペロシさんは、高橋さんの話は非常によかつ
たし、是非子供や孫を連れてきて見せてやりたかったと言われたん
ですね。この人は、ちょうど当時、たしか大統領選挙の直前ぐらい
の話だったと思うんですが、オバマ大統領にももちろん話をされた
と思います。

次の年、2009年の4月に、チェコのプラハでオバマさんが、
核のない世界の実現、核のない世界についての演説をされたわけ
ですね。オバマさんも2016年5月に広島を訪問したということ

で、多分ナンシー・ペロシさんが来たことが非常に大きな影響を
持ったんだと思います。

私も、やはり来て見てもらうのが、そして話を聞いてもらうのが
何より大事だと、そのとき非常に強い印象を持ちまして、私も議長
のとき、日本へ招待した各国議長には、是非広島、長崎に行つて見
てもらおうようにお願いをして、大体お招きした人たち、広島が多い
んですが、長崎にも行っていただきました。

イランの議長（アリー・ラリジャニ）が長崎に行つてきて、帰つ
てきて、本当にひどい、ああいうけしからぬことをするアメリカと
何で仲良くしているんだという話がありまして、私は、長崎や広島
の人たちは、アメリカを憎むのではなくて、核兵器を憎み、戦争を
憎んで、そこをみんな一生懸命活動しているんですよというお話を
したことがあります。

このようにして、のちに議長になるとは思ってもみませんでした
けれども、G8下院議長会議を経験いたしました。

そして、非常に印象的なのは、河野議長が、その年の12月の2
8日かな、独りでハワイのアリゾナ記念館に行かれたんですね。つ
まり、ナンシー・ペロシさんが広島に来てくれて、みんなそれぞれ
、お互い加害者であり被害者ですから、それで河野さんはアリゾ
ナ記念館に行かれたということで、非常に強い印象を私は持ちまし
た。独りで行かれたんですね。もちろん向こうで慰霊のための献花
をなさったと聞いております。

それから、第1セッションの方では、核兵器をなくして平和な世

界を作るために具体的なスケジュールと工程表を作る提案とか、ま
たNPT体制を強化するためにNPT再検討会議の成功に向けて
協力していかうとか、クラスター爆弾の禁止問題や、あるいは当時
もめていたグルジア（ジョージア）情勢などについても議論されま
した。

第2セッションの二院制については、議会制度も千差万別だけ
ども、要するに、弊害もあるけれども、各国とも、二院制の持つ慎
重な審議、多様な民意を反映させ少数意見の保護を図るといったよ
い点はやはり皆さん評価されていました。

《韓国人BC級戦犯問題》

○赤坂 では、次のテーマに移ります。BC級戦犯の問題と、あと
は海外の御訪問のお話を伺いたいと思いますが、まずはBC級戦犯
の問題からお願います。

○横路 BC級戦犯の李鶴来さん。李鶴来さんのことを初めて知っ
たのは、実は2008年、私が副議長のときの8月17日に、NH
KのETV特集で「シリーズBC級戦犯 韓国・朝鮮人戦犯の悲劇」
という番組がありまして、それを見て、ああ、こういう問題がある
んだ、これはちょっと調べようというので、有光さんという方を
知りました。

有光さんは非常に大事な役割を果たした方で、一つは、シベリア
抑留者の問題をずっと調べて、これを世の中の問題までずっと押し
上げてきたわけですね。それともう一つは、このBC級の、李鶴来

さんの問題を、早稲田大学の内海愛子さんという教授とともに一生懸命頑張ってこられた方なんです。

そのとき初めて知って、しかもまたそのときに、民主党の中の、石毛鏡子さんとか円より子さん、大島章宏さんが、特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律という議員立法を提案していることも知ったんですね¹³³。

ただし、それはなかなか全体のものにならないで、彼らが奮闘していたということを知ったものですから、私はその後、河野議長に李鶴来さんを紹介しました。

そのとき同席したのは、泉健太さん、円よりさんたち、それに有光さんも立ち会って、河野議長に紹介をし、それから、私が議長のと きも、2009年12月に李鶴来さんと姜道元さんという遺族の方の代表、こういう人と会ってお話を聞きました。

また、2010年には下北沢の小劇場（OFF・OFFシアター）で李鶴来さん御夫妻と「ビンタン・ブサール」という題の劇を見、それから、のちの2018年には、新国立劇場で、やはり李鶴来さん夫婦と私どもの夫婦で「赤道の下のマクベス」という、シンガポールのチャンギ刑務所、これはオーストラリア人が収容された刑務所ですが、BC級戦犯の問題を調べて、李鶴来さんの問題も何とかしなきゃいけないというような気持ちになっていったわけです。

¹³³ 「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」「同概要」「同ポイント解説（2017年5月17日）」（いずれも横路孝弘氏提供）、李鶴来『韓国人元BC級戦犯の訴え——何のため

BC級戦犯の李鶴来さんは元々韓国で生まれて、日本政府によって捕虜の監視をする軍属として、それに従事させられました。彼は、捕虜収容所でもって泰緬鉄道に捕虜を送り込むという仕事をやっていたわけです。それで、戦争が終わった後に、BC級戦犯としてオーストラリアの軍事裁判で死刑の判決を受けるわけですね。しかし、そのときオーストラリアのある医師（軍医であるエドワード・ウエアリー・ダンロップ中佐）のおかげで減刑されて、戦争が終わった後に、シンガポールから横浜経由で巣鴨プリズンに収監されました。当時の日本の軍隊は、人がだんだんいなくなってきたので、朝鮮と台湾から若い人を徴集して、捕虜の業務に当たらせていました。

李鶴来さんは、サンフランシスコ平和条約が発効したのが1952年ですね、そのときに、政府から、朝鮮人は日本国籍を離脱したという通達があつて、なかなか保釈されなかったんですけれども、いろいろな運動を起こして、1955年には、そのとき会長として、韓国出身戦犯者「同進会」というのを作るわけです。

その同進会には70名集まったんですね。鳩山一郎首相に要請書を出して、早期釈放してくれ、それから、日本人の戦犯との差別待遇を撤廃せよと。日本人は早く釈放されるのに、朝鮮人、台湾人が残されていた。それから、出所後の生活を保障してほしい、亡くなった人の遺骨を送還してもらいたい、という要求を出して、鳩山一

に、誰のために』（梨の木舎、2016年）171〜177頁、および内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』（岩波書店、2015年）を参照。

郎さんとは面談もしているんですね。

それで、10月になって彼は仮釈放されて、池袋のアパートで暮らすことになるわけです。朝鮮人の戦犯が最後に全員保釈されたのは1957年になるわけですから、戦争が終わって、そして巣鴨に移ってから10年近く中にいたということですよ。

李鶴来さんたちの要求に対して、日本政府は、1965年の日韓基本条約で一切解決したんだと、一括解決済みを主張します。韓国の方は、1965年の請求権協定にいたる交渉過程を示す史料（日韓会談の議事録）を公開したのですが、韓国人BC級戦犯の問題は対象外だとして先送りされていたことが判明しました。ただ、韓国の中では、どうもあれは日本側に魂を売った人間だということ、なかなか相手にはされなかったんですが、日本国内で彼は頑張っているわけです。

その後、歴代30人の総理大臣に要請書を出しました。鳩山一郎さんのときから毎回、毎回出しているんですね。そして、1991年になって、ちがいが明かないので、東京地裁に裁判を起こします。このときやった今村嗣夫弁護士は司法研修所のとときのクラスメイトで、20期の平湯真人さんや小池健治さんといった弁護士が中心になってこの裁判をやっています。

東京地裁は請求棄却なわけですよ、1996年9月。しかし、「わが国の軍人軍属及びその遺族に対する援護措置に相当する措置を講ずることが望ましいこととは言ってもない」、しかし国の立法政策に属する問題だと。東京高裁も控訴棄却ですが、「適切な立法措置

が取られるのが望ましいことは明らかである」と。最高裁も上告棄却しますが、「立法院の裁量的判断に委ねられたものと解するのが相当である」ということで、初め、総理大臣や政治の方に話をして、駄目だから裁判をやった、裁判をやったら、これは国の立法政策の問題だということで、国会議員に対する働きかけが始まったんですね。国会の方で中心になったのは、先ほど言った石毛鏡子さんや大畠さん、泉健太さん、円より子さんでした。それから、日韓基本条約についても、BC級戦犯問題は別個の問題だと。そして、交渉の対象外だったということが明らかになりました。そういうこともあって、国会に議員立法を出したわけです。

この議員立法については、韓国がまず、なかなか認めてもらえなかったのが、2006年になって、盧武鉉政権のときに公式に（強制動員による）被害を認定して、駐日大使から認定証が交付されました。韓国における名誉回復措置が行われたんですね。

そして、民主党の方も、韓国の議員団、なかなか韓国の人たちの中にも認識がなかったです。私は、2010年の第3回世界議長会議のときにパク・ヒテ議長と懇談をしたんですが、そのときに、BC級戦犯の問題についても日韓の議員の議論が必要であるということを書いたことを覚えております。しかし、なかなかそのとき反応がありませんでした。この頃はまだ、BC級戦犯って一体何なんだというような感じだったんですね。

そして、2016年、これは額賀福志郎さんが会長のときに、日韓議員連盟が超党派で議員立法に取り組むことを決定し、そして、

日韓の合同総会で、共同声明の中に、韓国人B C級戦犯早期解決の訴えというのが2016年になってようやく出てきたわけですね¹³⁴。

だから、なかなかこの問題は、本当に、初めは本人たちでずっとやってきていて、総理大臣、政治に頼むんですが、裁判をやり、そして、やはり国会だということになって、非常に頑張ってきた。李鶴来さんというのは非常に温厚な人で、いつもしつかりとお話をしてくれる人でした。

彼らを支援した日本人もおりまして、一人お医者さんがいるんですよ。今井知文さんという人です。

韓国人B C級戦犯の人たちは生活もなかなか大変だったものですから、タクシー会社〔同進交通〕を作ろうとしました。そして、そ

¹³⁴ まず2016年11月4日の共同声明で早期解決について言及があり〔前掲「同ポイント解説（2017年5月17日）」にも収録されている〕、その後「第41回日韓・韓日議員連盟合同総会 共同声明」（2018年12月14日、横路孝弘氏提供）でも取り上げられた。また、以上の経緯については、「韓国人元B C級戦犯者・同進会会長 李鶴来さん（94歳）の年譜抄」（横路孝弘氏提供）に時系列での記載がある。
¹³⁵ この辺りの事実関係は必ずしも明瞭ではない。例えば、後掲の『李鶴来さん追悼文集』では、「減刑決定には、その裁判に証拠資料として提出されたダンロップの暫定陳述書が重要な役割を果たした」（田中利幸、29頁）、「ダンロップ氏が起訴状に署名しなかったため、死刑にならずにすんだ」（徐元喆、31頁）、「減刑の理由は説明されなかった。はつきりしたことは終にわかっていない。：オーストラリア国立公文

のタクシー会社を作るためにお金が足りないので、200万円ほどの元々巣鴨の戦犯者を支援していた今井知文さんが中心になって、家なんかを抵当に入れて200万円借りてタクシー会社を作るのを支援した人もいました。これは後ほど返しているんですけども、そういう努力をされた人なんです。

それから、彼が死刑から助かったのは、オーストラリアの捕虜収容所の方の責任者をやっていた人がいます。その人とは、李鶴来さんがオーストラリアに行つて、オーストラリア人捕虜が泰緬鉄道の労働者の大部分を占めているので、そこで集会に行つて、李鶴来さんが謝罪をして彼と和解したということなんですが、その人が李鶴来さんの死刑執行に判子をつかなかつたということがあって、減刑されて釈放されてきたというような歴史経過もあります¹³⁵。

書館で、李さんの裁判記録や告発状などを探し出して調べてみたが、ここにも減刑の理由や経緯を記した文書はなかった」（鎌倉英也、48頁）、ダンロップ氏が李氏に対する告発状にした「署名は、部下の捕虜らが告発した李さんの『罪状』を認め、最終的に上官として李さんを裁くに値する」という意思を表明したもので」ある（同、55頁）などであり、減刑の理由が不明確であるほか、またダンロップ氏が軍医として、工事に駆り出される捕虜の健康状態について判を押す役割にあったことと若干の混同がある可能性がある。

なお李・前掲『韓国人元B C級戦犯の訴え』84頁以下によれば、ダンロップ中佐は、戦犯処理委員会が促したにもかかわらず、李氏の起訴のための宣誓供述書に署名しなかったこと、それが大きな要因で、李氏が減刑になったことが記されている（起訴状ではなく起訴の前提になる宣誓供述書への署名拒否）。また、オーストラリアの軍事裁判部長が、

《BC級戦犯問題と歴史検証》

○横路 BC級戦犯そのものというのは、元々はポツダム宣言の第10項で、人道的な、捕虜などの虐待に対しては断固として処罰するという、ポツダム宣言の10項を日本が受けています。

(a)項というのは、国際軍事裁判所条例とか極東国際軍事裁判所条例の中で、戦争犯罪の類型として、Aというのは平和に対する罪、Bが通例の戦争犯罪、Cが人道に対する罪で、大体C項でやっているわけですね。

これでどれだけの人が、当時訴えられたかということ、戦後49か所の軍事法廷が設けられて、5700人がそこで対象になり、2244件です。戦犯裁判をやった国は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、オランダ、フィリピン、フランス、中華民国。やらなかったのは中華人民共和国です¹³⁶。

そして、朝鮮人や台湾人に対する日本の軍隊の行動は、同じ日本国民だからというので、それはBC級戦犯裁判の対象から外されて、全く裁判では問題になっておりません。朝鮮人は148名ですね。うち死刑が23名、それから台湾人が173名、うち死刑が21名

一度釈放になった者を再び死刑にするのは問題があり、長期拘禁刑に減刑するよう強く求める旨を勧告していたこと、日本人弁護士も人定手続の不備などを強く主張する嘆願書を判決後に提出していたことも指摘されており、これらの要因が複合的に作用して減刑につながったものと考えられる。

これに対して内海愛子は、同書の解説で、李が死刑判決を受けた決めの一つがダンロップの供述書だったこと、李の死刑判決に承認のサ

ということですが。厚生省や法務省の後ほど出てくるものとは若干数字がぶれてはいますけれども、これが一応、出典としては、法務省大臣官房〔司法法制調査部編〕の『戦争犯罪裁判概要』というもので出ています。もちろん無罪になった人も1000人ぐらいいます。

「私は貝になりたい」という昔の、フランキー堺演ずる田舎の町で床屋さんをやっているのが突然米軍に捕えられ、戦犯になって、最後は処刑されてしまうという話を見て、岡本愛彦さんという演出家やっていたんですが、結局、中には、上司が部下に押しつけて逃げたというようなケースもあり、あるいは名前だけやられた方が覚えていて、同じ名前だけでも違う人というので、全く人違いでやられた人もいるんですね。

死刑判決などが多かったのはどこかというと、一つはやはりオランダです。よく、従軍慰安婦の問題で、政府というか軍隊はそんなのに関与していないと言う人がいますが、インドネシアで、軍人がオランダ人を収容している施設に行って、2、30人連れて慰安婦にしたということございまして、これが死刑判決が多いですね¹³⁷。

インをしなかったことが20年に減刑された理由の一つであったこと、を指摘しているが(222頁)、死刑判決にダンロップ中佐の署名が必要であるとされる理由は判然としない。

¹³⁶ 各国におけるBC級戦犯裁判の全体像については、林博史『BC級戦犯裁判』(岩波新書、2005年)を参照。

¹³⁷ 第15回記録及び第16回記録も参照。

それからあと、シンガポールで中国人の虐殺をやったという記録があるんですね。ちなみに、これはまた後で、アフリカに行った帰りにシンガポールに寄って知ってはいましたが、本当に無差別的に殺しているんですね、日本軍も。そういう歴史などもあります。

このBC級戦犯も、しかも、台湾出身の方はその後、日本の中の台湾と関わりがある人たちが運動して、この人たちには給付金が出ているんです。韓国、朝鮮の出身者だけが出されないで、ほっぽり出されたということですね。

だから本当に、こういう人たちに対する、しかも今年、残念ながら、96歳、李鶴来さんは亡くなってしまいました、達成することができませんでした。これも民主党政権のときに何とかできなかったのかなど、今思えば、もう本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいです¹³⁸。

ただ、当時の、民主党政権の後の話になりますが、日韓議員連盟でも賛成、やろうということになったとき、総務省が、ここまで広げると、空襲の被害者からも要望が出ていて、それもやらなきゃいけないというので猛反対したらしいんですね¹³⁹。それに呼応した人たちが政府内にもおられて、どうもうまくいかなかったと。額賀

¹³⁸ 最近の現状を示す文書資料として、「韓国・朝鮮人元BC級戦犯者『同進会』を応援する会 通信(第43号)」(2020年6月3日発行、横路孝弘氏提供)を参照。
<https://kbcq.web.fc2.com/rippou/newsletter/newsno.43.pdf>

¹³⁹ もとより、日本国籍保持者についても、日本の戦後補償政策は軍

さんの後は、今回引退されました河村建夫先生が中心になって取りまとめ役をされていました。

BC級戦犯を見て思うのは、要するに、日本政府、日本は、自ら手で戦争責任の追及をやっていないんですね。東京裁判等に任せってしまった。戦後、幣原喜重郎内閣のときに戦争の検証をしようという動きがあったんですが、どういうわけかGHQから止められてしまっただけのままになっていますね¹⁴⁰。

だから私は、731部隊は、アメリカと交渉して、資料を渡すことによって逃げた事件ですが、南京事件とか、シンガポールの中国人の虐殺事件も、特攻や玉砕といった問題や、インパール作戦の問題——インパール作戦も、あの責任者の牟田口氏は、その後何の責任も、誰からも追及されないで、日本に帰ってきて平和に過ごして亡くなったということ、インパール作戦に従軍した軍人の中からものはものすごく批判がありますが——、ガダルカナルの問題とかですね。

A級戦犯で責任者の人たち、それからBC級で現場でやった下士官とか捕虜に当たった人たちがいますが、実は、大本営の作戦のいろいろな指導に当たった人間は、ほとんど誰も責任を問われていな

人・軍属の戦争犠牲者を主たる対象としており、空襲被害者は除外されていた点に注意が必要である。後掲『李鶴来さん追悼文集』83頁。

¹⁴⁰ この戦争調査会における検討の経緯については、井上寿一『戦争調査会 幻の政府文書を読み解く』(講談社現在新書、2017年)を参照。

い。しかも、どういうわけか、その後の自衛隊や戦後日本社会の中で、活動された方もたくさんおられます。

ともかく、起きたことの検証をちゃんとやって、そして同じことは繰り返さないことが重要で、これは今回のコロナの騒動なんかも見ていても思うんですけども、日本の社会、日本人というのは意外と忘れるのが早くて、検証しないで歴史を繰り返しているような点があつて、今からでもやはりちゃんと検証しなければいけない点がたくさんあると思います。

私は、平和問題を扱って、いろいろなときに起きた問題をできるだけ取り上げて議論していこうという姿勢でやってまいりましたが、このBC級戦犯の問題を扱って、本当にそこが日本としては足りなかったなという感じで、最近の安全保障をめぐる様々な議論を見てみると、心配になってたまりませんね。

○赤坂 この李鶴来さんは、日本政府に対して補償を求めているだけではなくて、韓国政府に対しても、補償問題を日本政府に対して働きかけなかったという不作為を主張して、韓国の憲法裁判所に係属していたのですが、この〔2021年の〕8月に5対4の僅差でその主張が退けられ、日本でも最高裁で1999年に上告棄却となり、大変気の毒な扱いになっています。

お話にあつたように、最高裁の方で、立法院による対応が望ましいという話になつたので、国会議員への働きかけが行われ、泉健太さんなどを中心に議員立法の話が出されたことがあつたんですが、この過程で、横路先生御自身はどのような関与をされましたか。

○横路 議員立法を出すまでの間は、ほとんどこの問題に私は関与していませんで、僕は2008年の報道からなんですけど、その前に直前に議員立法を出されているんです。

それで、NHKのテレビ番組を見てから、ああ、こういう問題があるんだというので調べていったら、すでに議員立法もあつてというので、それからの話なんです。

○赤坂 民主党の中の意思形成プロセスについて、いろいろな出身母体の方がいらつしやいますので、その中で、これは民主党としての議員立法の提案ですよ。

○横路 ええ、そうですね。議員立法の提案というのは党の方の了解も必要ですから、もちろんそういう作業をやられたんだと思います。中心になつたのは、石毛さんがこういう問題を非常に一生懸命やっておられて、先ほど言った大畠さんなんかを含めて、彼らも多分有光さんの活動が、きつとそういう人たちを説得しながらやっていたんじゃないかなと思います。大体同じメンバーがシベリア抑留者の問題もやっていますから。

○赤坂 こういった問題に特に関心がある数名のグループがコアとなつてこの問題を動かしていった……

○横路 そうですね。あと、そういうことをやるようになってからは、多分、議員に対して呼びかけをして、国会の中で集会を持ってきていると思うんです。それは政党内派を超えてやっていたと思いますよ。だから、私も出るようになったときには、もう既に、自民党から共産党まで含めて各党の議員が出ていましたから。

だから、こういうのは、何かのきっかけで李鶴来さんの訴えを聞いて、例えば最初の頃は、土井たか子さんや鳩山さんももちろん、菅直人さんなんかも中心になって動いていましたからね、それは私が副議長になってからだと思えますけれども。やはり、彼らが動き出したのも2009年とか2010年ぐらいだったと思います。

○赤坂 この話を御存じになってから後、先生の方からはどういふバックアップをされましたか。それとも、副議長という立場のゆえ、余りこういったものには関与できないのでしょうか。

○横路 いやいや、そんなことはないですよ。

これは、まず一つは、韓国の議員団が来るたびに話をして、ともかくこういう状況なんだから、しかも、名譽はもう回復しているんだということ、議員団が来るたびに必ずお話をしていました。だんだん彼らもそれで納得して、というようになったんですね。それから、いろいろな集会にも顔を出していましたでしょう。

この運動は、私が議長を辞めてからももちろん積極的に、特に自民党の幹部の皆さんに会ってお願いなどもしていました。

あと、李鶴来さんについては、「李鶴来さんの歩み¹⁴¹」とか、追悼文集¹⁴²が出ています。後者は結構厚いもので、多くの人が書いています。これは市販されていないんだ、今日は持ってこなかったけれども。

¹⁴¹ 前掲「韓国人元B C級戦犯者・同進会会長 李鶴来さん(94歳)の年譜抄」(横路孝弘氏提供)の2枚目がこれにあたる。

¹⁴² 李鶴来さん追悼文集編集委員会編『李鶴来さん追悼文集——不条

○赤坂 ありがとうございます。内部資料やパンフレット、その時々配られるチラシといったものは、すぐ失われてしまいますので、こういった機会に、できればまとめて取っておきたいと思えます。ちよつと広めに網を広げていただいて、取捨選択は後ですということにさせていただければと思います。

《ベトナム訪問》

○赤坂 次に、副議長の時代には、国内外の公式行事、とりわけ海外の御訪問で先方との政治的な関係を築くということが重要なお仕事でしたが、このうち、北欧・東欧諸国のお話はある程度いたっていたので、その他、ベトナム、カンボジア、キューバといったあたりのお話をお願いします。

○横路 まずベトナムとカンボジアですが、ここは2006年の7月25日から8月2日まで行きました。

まず、ベトナムですが、これは前にもお話しましたが、ベトナム、北朝鮮、キューバという、いわゆるソ連圏、東西対立のときの国で、それぞれどうなっているのかということが、ベトナムの場合の一つ。

それからもう一つは、ベトナム、カンボジアは、日本が最大の援助国ですが、日本からのODAなどがそれぞれ国家予算の1割から理を問いつけた生涯を偲ぶ』(韓国・朝鮮人元B C級戦犯者「同進会」を応援する会、2021年10月)。

2割を占めているそうで、ODAの有効性、一体どのように使われているんだらうか、現地はどう受け止めているのかということですね。

それからもう一つは、やはり戦争と平和という問題、ベトナム戦争とポル・ポト統治下の虐殺というようなことがその後どういうことになっているのかということですね。これをまず見ようというの目的で、この両国を訪問いたしました。

ホーチミンに夜遅く着いて、朝、外に出てびっくりしたのは、オートバイがあふれておりまして、子供を二人も三人も乗せて、もういっぱい、しかもヘルメットを全然つけていない。ベトナムは、市場へ行っても物があふれているし、本当にエネルギーいっぱいでした。

それで、まず最初に、チョーライ病院という、日本のODAで作られた病院を訪問したわけですね。ここは、病床が1700で、患者が2554人もいるというような、南部ベトナムの医療の中心地で、そこを訪問した。

これは日本のODAなんです、実は、ベトナム戦争というのは、1965年から始まって75年までとなっていますが、73年にはもうアメリカ軍は撤退したんですよ。戦争で荒廃してしまいましたから、もう1974年に、病院建設のための無償資金協力を日本がやっています。そのほか、1966年から1974年には技術協力、1993年から95年は医療機材というようなことですね。

ベトナムの例の双子（ベトちゃんドクちゃん）の問題など、日本政府、延べ68人の日本人の専門家がベトナムへ派遣されて、そし

てまた、チョーライ病院の医者も20人ほど日本へ呼んで研修をしていますし、国際医療センターとか京都大学、神戸大学、長崎大学、九州大学、国際医療福祉大学なども、このチョーライ病院と十の協力プロジェクトを結んで支援しているということで、皆さんはこのことについて非常に大きな感謝をしています。

日本は、日本・ベトナム共同イニシアティブとして、2003年に、両国首脳がベトナムの投資環境の整備をしようということで、44項目の行動計画と、それを細分化した105項目を明らかにしました。これは、私の「ベトナム及びカンボジア親善訪問議員団報告書」の中に詳細に書かれています。

要するに、日本政府を挙げて、ベトナムが日本からの技術などが欲しいという場合の、投資喚起をするための法制度の整備だとか、それから人材の育成というようなこと全般にわたって本当に応援をしたんですね。

単なるインフラ、道路とか港湾とかいうような整備ももちろんやったわけだけでも、そればかりじゃなくてそういう支援もやったから、ベトナムの人たちは非常に感謝をしているわけですね。それで経済も軌道に乗ってきたと。

ベトナムは、社会主義圏の中でも、消費財から何から幅広く生産していましたから、それが北朝鮮とは全く違うところで、一気に盛り上がっていったということが言えると思います。

あと、このチョーライ病院の中でも、最近非常に交通事故が増えて大変だという話があったので、向こうの要人と会うたびに、どう

してヘルメットを着けないんだと言っていましたら、女性は髪が乱れるからといってやらなかったらしいんですが、その後しばらくたってから、やはりみんな危ないというのでヘルメットをするようになったようです。

それから、もう一つは、戦争証跡博物館というのかな、ベトナム戦争終結後間もなく、1975年に開設されました。戦争犯罪や後遺症に関する研究、いろいろな記録や戦場の写真、沢田教一さんというのかな、ピュリッツァー賞をもらった、戦火を逃れて川を渡るあの親子というのがありますね、ああいう写真などがここにありました。やはり、枯れ葉作戦によって影響を受けた子供たちがたくさんいるんですね。

アメリカとベトナムは、戦争が終わった直後の1973年から、アメリカが求めて、遺骨の返還にベトナム政府が協力してきているんです。それに伴って、そのときから枯れ葉作戦の被害者の治療でアメリカ政府が全面的に協力することになったということです。遺骨の返還が2019年までに148回に及ぶということです。アメリカ兵も随分たくさん亡くなりましたが、すぐにそういう措置をベトナムとアメリカとの間でやっているのは感心しますね。

日本政府が遺骨収集に力を入れたといっても、特に玉砕した地域の遺骨なんか全然収集しないようなところもたくさんあって¹⁴³、そこがやはり違うんだな。靖国神社で魂が帰ってきているから遺骨

¹⁴³ 例えば硫黄島では、未だ1万団体以上の遺骨が地下に眠ったままになっていてという。酒井聡平『硫黄島上陸 友軍ハ地下ニ在リ』（講談

は、という考えがあったのかもしれないませんが、アメリカは、ともかく遺骨の収集を朝鮮半島でもベトナムでも一生懸命やっています。それから、あと、ベトナムでは外務次官に会いまして、いわゆる南シナ海、南沙諸島、西沙諸島のことについてお話を伺いしました。ちょうどベトナムとフィリピンと中国で石油資源の合同調査をやる、まず中国とフィリピンがやったところをベトナムも参加するようになったと。

南沙諸島は、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイで争っているところなんです。西沙諸島は中国、台湾とベトナムということなんですが、2002年に「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」というのができて、一応ASEANでもこの問題を扱っていますけれども、一体これからどうなっていくのか、その辺のところがか心配な点の一つですが、ベトナムの方は割と冷静に対応しているようでした。

ベトナムと日本ということについて、前にもお話ししましたけれども¹⁴⁴、2006年にズン首相が日本に来られ、参議院の本会議場で、受け入れた河野議長が挨拶されたんです。その中でさきの大戦に触れられて、多くの餓死者を出したということの責任を決して忘れてはならないと言ったんですね。

私は知りませんでしたので、調べてみたら、日中戦争のときの蒋介石ルート、支援物資を中国に送る、それを阻止するために、

社、2023年）。詳しくは第26回記録を参照。

¹⁴⁴ 第17回記録参照

まずコメの移動を取り締まったんですね。コメは南の方の国からハノイに送られてきたようなんですが、コメ作りをやめさせてジュートを作らせたというようなことで、多くのベトナム人が餓死したんですね。ベトナム政府は200万人と言っています。日本の見解でも20万から30万と言う人がいて、慰霊碑がハノイにあるというのをそのとき知りました。

その後、議長の人にベトナムの幹部と会ったときに、あのときの河野さんの演説を聞いて日本への信頼を非常に強く深めました、と言われました。

つまり、戦争中の日本軍のいろいろな事に対しては思いもあつたんだらうと思いますが、戦後、ベトナム戦争の後に日本が本当に支援をしてくれたということで、ベトナム側から戦時中の日本の行動について全然触れることはなかったんですね。そのなかったところを河野議長が参議院の本会議場でわざわざ話をしてくれたということに、ベトナムの幹部の人たちは非常に感激をして、信頼を寄せてくれたということです。

アジアやオーストラリアに行ったときの話は前にちよつとしたと思いますが¹⁴⁵、やはり、日本とそれぞれの国との戦争のことを日本の若い人たちはほとんど知らないんでしょう、シンガポールの中国人大虐殺だって。しかし、シンガポールで知らない人はいないんですから¹⁴⁶。そういうのはフィリピンでもありましたし、みんな

な、各地であるわけですよ。だから、それが全然記録として残っていないということ、これはやはり考え直さなきゃならない。このベトナムの話も本当にそう思いました。知っていれば、ハノイに行ったときにちゃんと慰霊碑に献花に行ったんですけども、知りませんでした。

戦争の後、被害者は忘れない、しかし加害者は忘れてしまう、とよく言われることが、本質をついているように思いました。

ベトナムとは現在、議員連盟、議会間交流を含めて、大変いい関係にございます。

《カンボジア訪問》

○横路 それから、次はカンボジアです¹⁴⁷。

カンボジアは、ODAの関係でいうと、アンコールワットの遺跡救済チームが1994年にできまして、アンコールの遺跡についての保守的な、それを修復する活動を行っています。中川武さんという早稲田大学の教授や上智大学が中心になっています。今まで延べ680人以上が行っています。バイヨン寺院とタ・プローム寺院のいろいろな活動をしている。こういうことは本当に大事な仕事だと、ODAの中でも思います。

それから、国立医療技術学校というのがありまして、これは、栄養士や検査技師、放射線技師といった人材が、内戦で失われたとい

¹⁴⁵ 第13回記録を参照。
¹⁴⁶ 第24回記録も参照。

¹⁴⁷ 第24回記録も参照。

うんです。ポル・ポト政権のときの虐殺と、その後、内戦がありま
すでしょう、その内戦で人材を失ったということで、初めはもう量
的確保の時代だった。日本には、それからだんだん、今度は質的な
確保のお願いをしたということで、2003年ぐらいから、日本
は医療技術者育成プロジェクトを作って、JICAなどが中心にな
って支援をしています。これも非常に喜ばれていることです。

それから、プノンペンのトゥールスレン博物館。ポル・ポト政権
下の1975年から1979年に、カンボジア全体では飢餓と処刑
で100万人から200万人が命を落とすとされます。

この博物館は、元々高校の校舎で、政治犯を収容した収容所を今
博物館にしているんですね。ここでも大体2万人ぐらい殺されたと
いうんですね。1700人の看守がいた。多くは、看守は10歳か
ら15歳です、看守がですよ。外国人も収容された。家族一人が処
刑されると残された家族も全員処刑されたというから、聞いていて
も、見ても、本当にひどい話でした。20人、30人が長い足かせ
をはめられて、一緒に生活させられていたということです。

1979年にベトナム軍がここに入っていったって、クメールルージュ
ユ、ポル・ポト派を追放することになるんですね。その後、ベトナ
ム軍と、このクメールルージュ、ポル・ポト派を含めて幾つもの派
での内戦が続きましたが、その内戦を収めるのに日本政府が結構大
きい役割を果たしているんです。

そういうことで、私が行ったのは不発弾処理現場です。カンボジ
アは、米軍による不発弾と、内戦によって、ポル・ポト派の内戦時

期に、クメールルージュの本部の置かれた西部を中心に地雷を敷設
したんですね。これは全くひどいものなんです。米軍による不発弾
というのは、ハノイを空爆に行って、ハノイが雲の下で見えなかつ
たら、帰りに適当に落として帰ってきたんですね。それがカンボジ
アの国内に落ちていて。

私は、現場に行つて処理するためのボタンを押させてもらったん
ですが、500ポンド爆弾で、B52から落とされたものだという
んですが、爆発すると4、500メートル範囲がみんな吹っ飛んで
しまうというようなものすごい爆弾です。それがあちこちで不発弾
としてあるわけですね。

カンボジアの人たちは、その破片というか、不発弾そのものを売
る。鉄か何かでしょう、お金になるものだから。それをやって爆発
して亡くなったりしている人もたくさんいるような現状だったん
ですね。

地雷については、JMAS（日本地雷処理を支援する会）が200
1年から活動しています。NGOですね。カンボジアの東南部で地
雷と不発弾の処理を行っています。カンボジアにもカンボジア地雷
処理センター、CMACというのがあって、そこを支援しながらや
っています。

2002年から2006年までに処理した不発弾が7万882
9個、地雷が4186個。不発弾から解放された村が938、68
万7172人です。不発弾の80%は米国製ですが、中にはソ連や
中国、それからイギリスなどの不発弾もありましたということです。

これはその現場で聞いた話ですね。

国連に対してカンボジアが報告した国内状況ですと、地雷の汚染地域3075か所、全市町村の46%、518万人が影響するということでした。

世界の地雷は国連によると1億個、アメリカだけでも6千万個ある。1997年に対人地雷禁止条約ができたわけなんです、2008年度地雷の被害者というのは75か国で5197人、2019年は5554人で、5年連続で5千人を上回る被害が世界でいろいろあるんですね。インドやリビア、ミャンマーなどに簡易地雷ができていて、爆発事故があるということで、今もカンボジアで日本の有志の人たちが不発弾や地雷の処理をやっています。

日本も、国連の禁止条約ができたから、たしか地雷はみんな処理をしたはずですが、各国みんな地雷を持っていました。

私も、大体1キロ離れたところからボタンを押したんですが、周りにずっとたくさん、子供たちやなんかいるんですよ。そこから入ったら駄目だよと、ちょっと遠くに離れて。終わったらすぐ駆けつけて、飛び散った破片を集めているわけですね。そして、それをお金に換えるというようなことが毎年の光景だったそうで、カンボジアで地雷をなくすにはあと100年はかかるということでした。

日本は、機械でもって地雷を見つける、機械だとか、それから地雷を発見する犬とか、何かネズミもいるそうですね、イギリスかどこかでやっている。地雷を発見する、そういうことを必死になっ

てやっております。

そのカンボジアですが、ポル・ポト派が倒されてから、カンボジアの和平・国民和解プロセスというのが、1990年、海部総理の時代に東京で会議が開かれます。それから、最高国民評議会の設置ということ、1991年にパリで協定を締結して内戦が終結するんですね。そして、93年から制憲議会選挙が実施されるんですよ。日本が投票する支援をしました。

残念なことは、その選挙が公正に行われるために派遣された人が、二人亡くなったわけですね。高田晴行さんと中田厚仁さん。いずれも1993年ですね。一人は文民警察官。一人は全くの文民です。国連のボランティアメンバーとして選挙監視に当たったのが中田さん。高田さんは、国際平和協力業務ということで文民警察官として行って、ポル・ポト派のゲリラに攻撃されて亡くなったということです。中田さんの場合は、ゲリラという説とそうでないという説もありまして、結論はどっちになったのかな。

いずれにしても、この選挙協力、日本がかなり努力して内戦を終結させて、国連のメンバーと一緒に選挙をやるようになって、それで人を派遣したわけですね。

私も高田さんの慰霊碑に行って献花、参拝をしてみましたけれども、こういう、アンコールワットの建設とか、それから医療の関係とか、あるいは今言ったような、平和への和解のプロセスというようなことについて日本が果たす役割は世界でも非常に評価されていますし、ここに重点を置いた活動を日本はやるべきだと思います。

JICAの青年海外協力隊があつちこつちで、ベトナムでもカンボジアでも私たちと懇談する場に出てこられまして、しかも北海道の人間が出てきました。まあ、僕が行ったから北海道の人を呼んだのかもしれないが、実際多いんですよ、北海道からのJICAへの、青年海外協力隊への参加というのは。

そういうことで、日本がやるべきことは、平和のためにも随分いろいろな方法、いろいろなやり方があつて、何が一番喜ばれているのかというのは、こういう現実を見ればはつきりしているんじゃないかなど。これから後お話しする中米の話でも、どういふところで日本が役割を果たしているのかということがよく分かります。

○赤坂 前回のやり取りの中で、副議長になられる前の時代の報告書も可能であれば御提供いただけるといふことであつたんですが、御無理のない範囲でご検討ください。

横路先生の報告書は大変充実していて、私は議会制度の観点から読むんですけども、大変勉強になりますので、もしよろしければ。

○横路 これはスタッフが非常によく資料を作ってくれたからですね。こういうのを見ると、大使館の対応もやはり違ってくるんですね。非常にいろいろなことを考えて準備しているところと、まあ、程度の差ですけれども。

僕が行ったところは、大体みんな、その国の問題をいろいろよく整理して出してくれました。

《キューバ訪問》

○赤坂 続きまして、キューバ、それから中米諸国のご訪問についても、ここでお伺いします。

○横路 キューバは、何と言つても、先ほど言ったように、ベトナム、北朝鮮と一体どういふ点が違って、どうなっているのかということに関心がありました。

北朝鮮に行ったときは、音もなく色もなく、人の活動している姿がなかったわけですけども、キューバは非常に明るく、楽しいのですね。人々が活動していきまして、夜も、音楽や踊りを見ながら酒を飲めるような、結構大きい、何と言いますか、広いところでみんなが大勢集まってやるような、そんなところもございました。

ただ、市場での物は、やはり食料が少なかつたですね。そのほかの中米の国、エルサルバドルやコスタリカの市場に比べると、キューバはやはりちょっと少なかつたかなと思います。

聞きたいことは、ソ連崩壊、社会主義圏崩壊の影響はどうかということと、これからのアメリカとの関係をどうするのかということ、また、中国の影響などについてお話を聞きたいという思いで行きました。

最初に、カブリサス〔Ricardo Cabrisas Ruiz, 1937〕という大臣で、これは国際経済担当大臣、駐日大使もやったことのある人なんです。非常に率直に話をしてくれまして、話が2時間超えるぐらいになりました。

そこで彼が言ったのは、やはり、91年のソ連崩壊が非常に大き

く、社会主義世界の崩壊の影響をまともに受けていると。中身を聞いたら、貿易相手の第2位が東ドイツなんですよ。1位は中米の国でした。国庫収入の7割が砂糖の輸出だったそうです。あるいはニッケル。今はそれが大幅に減って、観光とサービス産業が中心になっている。そして、問題はやはり食料の輸入依存度の高さで、これが一番の悩みだと。アメリカの経済制裁の影響もある。それから、対外債務の問題、これは日本もそうなんです。日本からのいろいろな援助、政府援助もあるし、民間からの援助もあって、それが債務として残っているわけですね。この処理の問題が非常にあるという。それらの問題について話してくれました。

その話を聞いて、私は、一つは、中国、ベトナムというのは今市場化が進んできて、食料なども、今までは国有でやっていた中国などの農業が、そこを変えたら非常に市場に物がたくさん出回って豊かになっているから、少し市場化を進めたらどうかというお話をしたんですが、中国、ベトナムとは環境が違うと言って、特に中国は8割が農村だけでも、キューバでは8割の人口が都市部にいるんだということ、農村部が、元々やはりパワーが少ないというか、弱いんですね。そういうことを説明されました。

あとは、アメリカの経済制裁があるということ、対外債務はできれば放棄してもらいたいという希望があり、こちらはそうはいかないよということ、ずっと交渉しているという話でした。

私の方から、農業の生産性をどう上げるのかということで、戦後の日本社会が、農協をつくり、農業改良普及員を派遣して指導した

ことを言うと、日本の議会も、農林水産委員会なんかも行っているんですね。その後、赤松さんが農林水産大臣のときにやはりキューバを訪問しています。ということ、この辺のところも日本との交流の可能性があります。

ロドリゲス外務大臣 (Bruno Rodriguez Parilla, 1958-) とは、キューバがいつも核などに関する日本の決議に賛成してくれていることが話題に出ました。いろいろ聞きましたら、ゲバラは1959年に、それからカストロは2003年に広島を訪問しているんですね。アジアの家という展示があるんですが、アジアの展示、その中にも必ず広島、長崎のことがしっかり展示されています。

私は、このときお土産に、中米各国に、広島、長崎の被爆者が描いた絵をまとめた画集を持って行って、みんなに渡してきました。

対米政策はどうなんだと言ったら、ブッシュ政権下ではヘルムズ・バートン法というのがあって、自動車や何かがキューバ産のニッケルを使っていたら輸入を禁止する、アメリカの技術が10%以上入っているものはキューバには輸出はできないとか、キューバに立ち寄った船舶はアメリカに半年間は寄港できないとか、なかなか厳しい制約があって、現政権下で二国間関係が好転するのは難しいと。

民主党政権に替わったらどうなのかと聞いたら、キューバ問題というのは、選挙のときにやはりアメリカ国内の特定の利益と関連してくると言うんですね。というのは、フロリダあたりにキューバから亡命した人間が多くて、これが共和党の支援の核の一つになって

いるんですね。選挙のときに、この人たちも一緒になって、せめぎ合いがあるんだそうです。それでなかなか大変だということなんです。オバマ大統領になってから少し緩和したんですね。アメリカからキューバの親や子供などへの送金は、少し緩めたみたいです。中国との関係は、胡錦濤さんが2004年にキューバを訪問して、ニッケルを輸出し、中国からは雑貨だとかバス、自動車などを輸入しているということで、貿易が拡大しています。

中米諸国もいろいろ、中国と台湾と両方、それぞれ国交を結んでいるところは違うんですね。コスタリカは台湾から中国に変えたんですね。エルサルバドルは台湾と国交を持っているということ、せめぎ合いがあの中米の中で行われているというような状況でございました。

行ってみたのは、バラデロ市というところがあって、本当にきれいな白砂の海岸に、ホテルが五十以上あるんですね。中にはアル・カポネの別荘なんというのも残っています。保存されて使われているというようなところでございました。

ハバナ市内では、ヘミングウェイ博物館がありまして、昔の自動車が走っているんですね。だから、自動車マニアは、キューバに行くと、ああ、あの車この車と、戦前からのいろいろな自動車がちゃんと町の中を動いているので、それを非常に楽しみにしてわざわざ行く人もいるぐらいだというように聞きました。

さっき言った白砂の海岸のところというところ、カナダとは週に五十便飛行機が飛んでいて、観光客がたくさん来ているようです。だか

ら、今は観光などのサービス産業が経済の中心になっていることのようにございます。

なかなか、キューバとアメリカ、経済制裁を解いてというのは、少し進みましたでしょう、たしかその後、お互い事務所を持つようになったんじゃないですかね。アメリカの、大使館なのか、大使館に準じた組織なのか、ちよつと今は曖昧ですが、たしかその後、少し改善が進められたというように思いますが、またその中でも問題が起きてトラブっているというような状況でございます。

○赤坂 キューバの報告書を拝読して関心を引いたのは、ちょうど日本で参議院選挙があった直後のキューバの訪問であったわけですが、当時、ブッシュ政権のキューバ経済制裁が強化されるようになった中で、御訪問ということで、訪問先では米国大統領の民主党候補者への期待が先方からいろいろ寄せられていて、あるいは、先方の共産党から日本の民主党議員団への公式訪問の招請が行われるなど、公式な副議長団というよりは、民主党議員としての横路さんへの期待があるといえますか、そこがクローズアップされている点で、他の副議長時代の訪問団とは少し違う特色があるのかなというふうにも見えます。他の外交チャンネルとの関係もふくめて、副議長団というもの、訪問の位置づけというのは、一体どういうものでしょうか。

○横路 副議長団というのは、一つは公式な議会の代表ですから、その形においては民主党というのは薄いわけです。

相手の方から見れば、民主党の出身者で、民主党に所属している

議員だということがあって、特にキューバは、これから日本の大使になるという人がずっと会談に同席していたんです。

出席者も結構日本に行つて、非常に日本との交流があるんですよ。というのも、日本が戦後の荒廃から立ち直つていったという意味では、ベトナムやなんかと同じような目で日本というのは見られているんです。そういうこともあって、例えば日本とアメリカとの関係がどうなっているのか、とかいうようなことで聞かれるから、そうすると、答えは民主党的になることはなるわけですよ。

《コスタリカ訪問》

○横路 次に、コスタリカに行つた理由は二つありまして、あそこでもアリアス財団を訪問するのが一つ。アリアス大統領は、中米の紛争を解決したということでもノーベル平和賞をもらい、その基金で財団をつくりました。それから、環境政策。排出ガスゼロというのを、当時、2021年までに達成するというので、非常に環境に力を入れていく国なので、その二つを是非視察したいと考えました。

コスタリカの面積は四国と九州ぐらいで狭いのですが、この狭い地域に世界の生物種の5%がいるんだそうです。アメリカはあんなに広いけれども生物種はそんなにいませんから、ここは本当に、そういう点では環境がいいところで、国土の4分の1が国立公園と自然保護区なようで、観光業界が重要で、国土の42%が農牧地、農業で、38%が熱帯雨林だそうです。

環境政策の柱は、生物多様性、野生生物保存、森林保護、水質保

全にあり、そのための法規制があります。森林を増やすことで環境保全を図るとというのが基本的な考え方で、実は、昔は森林が国土の75%あったそうですが、どんどん切り倒していったら、1986年には21%に減ったんだそうです。それが、1997年、10年かけて51%まで戻したというんですよ。

年間で、今年は500万本とか、国民一人当たり、面積に応じて1・25本植えるということをやつて、非常に、森林を増やすことで環境保全をするのがベースになっています。

国立公園や自然保護区には建物を建てることはできませんから、ホテルなどはありません。そのそばにホテルなどを造つて、案内人がついていなきや中に入れない、このような規制をしているんですが、観光客はたくさん集まってきたということでした。

2006年には、自然との共存で12のテーマ、気候変動とか、環境外交とか、環境教育も入ります、廃棄物の処理とかいうような「自然との共存」構想を出しました。

最初に、「ドブレス (Roberto Dobles Mora, 1947-)」という環境大臣から話を聞いたんです。これもまた時間をかけてたっぷり聞きました。

環境を守るためには、正確な数値による情報と分析が必要で、温暖化ガスの問題にしても気候変動の問題にしてもそれをやっている、とのこと。

なお、旅行に伴う排出ガスゼロというのがあるんですね。飛行機に乗った場合に、その飛行機の距離に応じて、排出したCO₂が

スに匹敵するお金を寄附しなきゃいけないというわけです。コスト
リカからアメリカですと、一回5ドルだそうです。コストリカから
日本の場合は40米ドル、大体4千円、乗った人は寄附をするん
です。その寄附を環境保全のために使うということで、フランスあた
りでもいろいろやってきたところですよ。飛行機はすぐ排出ガスを
出すんです。そのために、乗っている人は相応の負担をしようとい
うことのようにです。

学校のカリキュラムでも、持続的な環境教育をしっかりと行ってい
るということでした。

国立公園は、資格を持ったガイドがいて、そのガイドの案内だけ
で初めて中に入ることができるというようなエコツーリズムをや
っています。

それから、平和と人類発展のためのアリアス財団ですが、これは、
1987年8月に、中米首脳会議においてアリアス大統領が提案し
て、「中米における確固たる恒久的和平確立のための手順」、グアテ
マラ合意をしたんですね。エルサルバドルやグアテマラ、あの辺の
国はみんな内戦でひどかったわけですよ。それでノーベル平和賞をも
らったわけです。そのノーベル平和賞の賞金34万ドルで基金を設
立し、平和教育と軍縮とジェンダーという三つをテーマに様々な活
動をしています。

日本政府もアリアス財団の基金に2千万円ほど出しておりまし
て、草の根・人間の安全保障無償資金というやつがあるんですね。
これが中米や世界中で大変利用されています。

どういうことをやったかというところ、物事の解決を暴力に訴える習
慣を排除し、対話を通じた平和な社会と民主主義を確立させよう
というための教科書とDVD資料を作成しています。これは2万3千
人のコストリカの小中学生がみんな利用しているんですよ。他国でや
るだけでなく、これは日本でもちゃんとやればいいのになと思いま
すけれども、そういう支援もしています。

先ほどのアリアス財団のテーマである平和教育と軍縮について、
軍縮というのは武器の不拡散（を含みます）。これが中米の、多分
今も大きな問題の一つなんです。中米で各国が内戦をやっている
ときに、アメリカに逃げた子供などがたくさんいるわけですよ。

また、内戦のときにロシアとイスラエルから武器がたくさん入っ
ています。イスラエルからコロンビアに輸出されたということですよ。
ロシアからは内戦時に随分入ってきたと言われています。

そして、内戦で逃げ出した人たちは、アメリカに不法移民として
入国しています。教育も受けず、貧困の中で生活していたんですね。
これが、強制送還で本国に送り返されたわけです。そして、帰って
きたって受ける教育も仕事もないわけですから、結局、マラスとい
うストリート・ギャング団に入ってしまうということですよ。その数が、
1986年が2000人で、2003年には7万7000人にまで
増えているということですよ。この人たちの対応をどうするかというこ
とが中米各国共通の悩みだそうですね。

アメリカにとっては不法入国は困るというのがある。しかし、不
法入国した後、強制送還で送られた方も困っているわけです。これ

が中米ばかりじゃなくて、中南米とアメリカとの大きい問題の一つだということが分かりました。

安全な学校、安全なコミュニティーのプログラムというのも作っておりまして、学校に行つてその議論を見たんですが、そこでは、教育現場らの人間と政府の関係者と地域コミュニティーと企業、政府の関係者の中にたしか警察官も入っていたと思います。

基本的には、子供というよりも親のためのプログラムなんですね。もちろん子供のためのプログラムもありますが、親のためのプログラムなんです。親に反抗する子供や暴力を振るうような子供に対してどうしたらいいのかということをやっているわけです。

僕はそのときに、ああ、コスタリカでこういうことをやっているのかと。主に親が集まって、そこに、さっき言った現場の先生や警察官や、企業の人も参加して、地域の人も参加しているいろんな話し合いをするというようなこと、プログラムに応じて、子供との接し方とか子供への指導の仕方とか、そういうことを教えておりました。こういう保護者へのプログラムというのも、今はやはり日本の中の子供の問題としてはありますからね、こういうのもやはり少し考えなきゃいけないかなというように思いました。

生徒たちの教材とか教師用の手引とか、教師や父兄に対する啓発活動もやっています。

それから、公民教育もやっています。例えば、自由貿易協定について国民投票が行われるとしたら、学校で模擬投票をさせて、議論をさせたりしているんです。公民教育には、ちゃんと研修を受けた

公民教育の専門の先生が一人ずつ配置されているそうです。コスタリカの大使館で関係者を呼んでくれたとき、そういうお話を聞きました。公民教育を通じて、批判的な精神を備えた上で国の政治に参加できる市民になることを目指しています、ということ、市民としての倫理観や道徳観を含めて、公民教育という。

日本は、公民教育が、政治的中立性という何か訳の分からぬ名の下に排除されていますよね。アメリカなどでは、与野党含めて議論が、世論が二分されているような問題でも、教科書で、先生が、はい、Aという考え方はこっちのグループね、Bというのはこっちのグループね、いろいろ考えてと議論をさせたりしているんだそうです。そうすると、Aという考え方はやはりちょっと問題があつてBという考え方のこういうところがいいとか、Aという考え方はこういういいところがあるというのが、だんだん生徒も分かるようになりますね。そういう教育は日本はやっていないということですが、コスタリカに行つて、公民教育のあり方がとても参考になりました。それにしても、日本の、政治的中立性を害するといつて、憲法学者が行つて講演するのもそれに反するといつて排除するなんていうことがあると、本当に日本社会はどうなっているのか。しかもそれは神奈川県鎌倉ですよ。全くびっくりしました。しかもあれは、若手の、木村草太さんという憲法学者が排除されたりしています。

それで、アリアス大統領との会談では、核兵器の問題、中米統合〔が話題になりました〕。コスタリカは中国との外交関係を樹立した

んですね。それで、キューバとはどうですかと言ったら、キューバが民主主義国家になったらつき合いますと言って、それは拒否をしておりました。

あと、中米議会というのがあって、これはグアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズが参加しているのですが、中米5か国で、中米統合機構、中米も何かヨーロッパみたいに統合していこうという動きを、内戦を経験したグアテマラ、エルサルバドル、ニカラグアの3か国でやっているんですが、コスタリカはこれに参加しておらず、かなり否定的でした。過去にいろいろやって失敗した経験もあるようです。

○赤坂 コスタリカの訪問について、報告書の中で、弁護士事務所と同僚から勧められて訪問したという記述があったと思うんですが、これはどういった経緯でしょうか。

○横路 同じ事務所にいた上田文雄さんという、その後札幌市長をやった弁護士がしまして、彼が一度訪問しているんですね。それで、コスタリカに是非行ったらいよいよ。

それから、土井たか子さんも行っているんじゃないかな、コスタリカは軍隊、常備軍がないという話をしたので。本当に常備軍がないんで、警察権力だけでやっている国ですからね。

ほかに中南米で軍隊を持っていない国はありますよ。

《エルサルバドル訪問》

○横路 それからエルサルバドル。エルサルバドルは、行ったとき

には内戦が終結して15年だったんですね。行ったのは平成19年だから、2007年です。

夜、大使がみんなを呼んでくれて、ほとんど各党みんな来たんですね。そのときの政権党が、全体の84議席のうち34議席が政権党、旧ゲリラ部隊が政党を作って、これが32、そのほかの様々な政党が18というような状況でして、今はお互い協力し合ってやっているということでした。

日本からは、やはり草の根の無償援助で、43件の学校の建設、29件の水道。それから、2001年に大地震があったんですね。あの辺、やはり中米から南米にかけての太平洋の周りは本当に地震が多いですね、北も南もあっちこっちで起きていました。無償資金6・42億円を拠出しましたが、この草の根というのは、地域の要望に基づいて、あれはたしか、ある程度大使の判断でできるんだと思います、ちょっと曖昧ですが。

中米との議員交流はなかなか難しいんですよ。コスタリカは議員を1期しかできないんです。連続で議員できないんですよ。だから、2回当選というのは大勢の議員の中で一人だけでした。議長をやっているのは一人だけだったんですね。そういう制限があるので、議会間交流というのはなかなか難しいんです。

エルサルバドルは、河野議長のとときにサカ (Eliás Antonio Saca González, 1965-) という大統領が日本に来まして、そのとき私も同席しましたので、今回お目にかかって、日本・中米ビジネスフォーラムというのをやっています。そして、国連の平和構築委員会とい

うのがあるんですね。国連参加の地域の紛争を処理するためにどう国連は協力するかというのをやっています、議長が日本で、エルサルバドルが副議長なわけですよ。エルサルバドルも内戦があつて、その後選挙で議員を選ぶということになった経験があるから、それを生かすのが大変大事だ、という話をしました。

《グアテマラ訪問》

○横路 それから、グアテマラに行きました。

グアテマラは、ちょうど選挙中だったんですね。でも、モラレス〔Rubén Darío Morales Veliz, 1946〕議長が会ってくれました。和平協定ができてから10年、1960年から1996年の36年間も内戦をした国です。

今度も無償援助で、エル・パストーレスという女子小学校を草の根で作ったんですね。全校生徒が迎えてくねまして、生徒の代表がグアテマラの詩人ルディ・ソラレス・ガルベスの「マリンバ」という詩を朗読して聞かせてくれました。

子供たちとは、将来の夢は何とか、自分で大切に思うことは何としようような対話を若干やりました、みんな、学校の先生とかお医者さんになりたいとか、大切に思うのは先生や両親ですというようなことを答えていました。

このような、小学校の建設であるとか、水道を敷設するというような日本の草の根無償援助が、中米各国でも有効に使われていて、エルサルバドルかな、議会に行つて話をしたとき、みんな大使に非

常に感謝しておりましたし、パーティーにもぎやかで、それだけ日本のおもな頑張っているんだと思いました。

これもいろいろな資料がキューバ等の報告書の中に、特に、コストリカの気候変動についての資料、これは大使館がまとめてくれて、非常にしっかり整理した資料があります。

これが中米、初めて行つてまいりまして、2週間行つてきたのかな、非常に印象的な旅でした。

【第18回関係資料】

○韓国人BC級戦犯問題

- ・特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案及び同概要（第169回国会衆法第21号（未了））
- ・特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案ポイント解説（2017年5月17日）
- ・第41回日韓・韓日議員連盟合同総会 共同声明（横路孝弘氏提
供資料）
- ・韓国人元BC級戦犯者・同進会会長 李鶴来さん（94歳）の年譜抄（出典不明）
- ・横路孝弘事務所作成「BC級戦犯」（出典：「戦争犯罪裁判概要」
（司法法制調査部編、1973年））
- ・「赤道の下のマクベス」（新国立劇場 公演情報）

<https://www.nntc.jac.go.jp/play/machethonthequator/>

19年11月)

- ・韓国・朝鮮人元B C級戦犯者「同進会」を応援する会『「凶録」韓国・朝鮮人B C級戦犯者問題 長すぎる苦難の歩みといま』（韓国・朝鮮人元B C級戦犯者「同進会」同進会を応援する会、2014年）※写真パネル展の解説資料
- ・李鶴来さん追悼弁護団声明
- ・李鶴来さん追悼写真展ビラ
- ・韓国・朝鮮人「B C級戦犯者」の補償立法をすすめる会 代表 三木睦子・今村嗣夫・内海愛子「戦後補償立法の基本問題（内部資料）」40〜49、52・53頁（今村嗣夫弁護士からの提供資料）
- ・現代の理論 第5号（2015夏号）（2015年7月25日発行）
『特集』戦後70年が問うもの II 戦後補償法―『人権の感覚』に基づく解決を 条理にかなう歴史認識が必要 弁護士 今村嗣夫さんに聞く』（同）

<http://gendainoriron.jp/vol.05/feature/f07.php>

○ベトナム訪問

○カンボジア訪問

- ・ズン・ベトナム首相国会演説仮訳及び河野議長挨拶
- ・衆議院副議長ベトナム及びカンボジア親善訪問議員団報告書（平成18年9月）

○キューバ訪問以下

- ・衆議院副議長キューバ及び中米諸国親善訪問議員団報告書（平成

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第19回）

《政権交代と鳩山内閣の誕生》

○赤坂 本日は、麻生内閣から民主党へ政権交代する辺り、これを議長席からどのように見ていらっしやったのかということと、それから、政権交代の結果起きた政治プロセスの変化、あるいは民主党の政策アジェンダといったものについて、横路先生が直接体験されたことを中心にお話を伺いたいと思います。

○横路 今日の流れとしては、2009年の政権交代の9月から12月までの4か月、鳩山内閣がどういうことをやったのかということと、私も政策にも非常に関心がありましたので、鳩山内閣の政策、自分なりにいろいろと、資料をもらったり、関係者の話を聞いたりしてきておりますので、そういう方向でよろしく願います。

さて、まずこの2009年の総選挙ですが、麻生さんが解散した選挙ということになったわけですが、元々、前の解散からもう4年の任期が終わるところまで来ておりまして、ずっと解散、解散と言われていたんですね。だから、私の事務所なんかも、もう年が明けてから事務所の態勢を作って、実際、選挙態勢に入っていました。各地みんなそうだと思いますね。だから、そういう意味では十分態勢が取れての選挙だったということと、もう一つ、背景には、消えた年金問題などが大きな国民的な議論になっていました。

148 以下の経緯については、読売新聞政治部『自民崩壊の300日』

そのこともあって、非常に関心が強かったですね。特に、選挙を通じて民主党が訴えた、子ども手当と高校の授業料の無償化という問題は、どこの家庭の中でもこれは議論になったんですね。これはやはり、小泉内閣以来の格差拡大した結果が各家庭の、ある層に出てきて、そのことで家族の中で議論された結果じゃないかと思うんです。この前もちょっとお話ししましたが、街頭演説で、中学生や高校生、中には小学生まで、ちゃんと初めから最後まで話を聞くということはもう初めての経験でした。

8月の選挙というのまた、北海道にとってはありがたい話なんですよ。本州は、いつも暑いところを避けて12月の選挙ばかりなのに、久しぶりの8月選挙で、北海道は、もう天気はいいですから、各家の窓は開いているし、人もたくさん町に出ているという環境の中での選挙でした。

そういうことで、民主党はこのとき、308議席を獲得して、新人が143名だったんですね。

このときは鳩山さんが代表だったわけですが、2009年というのを考えてみますと、3月に東京地検が、当時代表であった小沢さんの事務所の自宅捜索を始めて、小沢さんのカネの問題が表に出てきたんですね。そして、連休明けに彼は辞めるわけですよ¹⁴⁸。

私は、小沢さんに、政倫審に出ちゃべった方がいいよ、これは早めにそういう対応をしておいた方がいいですよという話をして、本人は、初め分かったと言っていたんですが、連休が明けたらもう

（新潮社、2009年）106頁以下も参照。

出ないということになって、そして辞めてしまったということ、代表選挙が鳩山由紀夫さんと岡田克也さんの間で行われて、鳩山さんが当選し、岡田さんは幹事長へという体制で選挙になりました。

だから、あの3月の東京地検の特捜がなければ小沢代表で、小沢総理になっていた。仮定で考えてもしょうがありませんが、そういう状況の中で選挙でしたので、開票日は、テレビを見ると、鳩山さんに岡田さんに菅さんに小沢さんも出ていて、みんな非常に楽しそうな雰囲気はありましたが、しかし私は、これはもう大変だと思いましたね。ああいう演説を聞いていた子供の姿を思い出して、早急に対応しなければいけないことがたくさんあるな、と思っておりました。

こうして鳩山内閣が誕生して、全体の内閣と党の人事が決まっていくわけですが、私としては、次の内閣で厚生労働大臣を担当したんです〔第2次岡田『次の内閣』2004年9月〕。それで、介護保険の改正の問題などを扱ったし、知り合いも厚生労働省に随分たくさんおられますし、ますます高齢化時代で、社会保障全体、負担の問題も含めてこれから大変な時代になるから、やるなら厚生労働大臣とか、あるいは地方分権。

これも、いい答申が出て、しかし、最後になって、例の地方分権の推進委員会の方も、直轄公共事業の問題についてはどうもあやふやになってしまった。あんなこともありましたから、地方分権を進めたいなと考えていました。

厚生労働省の知り合いの人からは、長妻さんが来たら大変だから、

横路さんが厚生労働省に来てよなんという話もあったんです。ただ、その話について誰かに、私は厚生労働大臣をやりたいとか、そんな話をしたことはありません。

状況については、興石東さんや、たまに赤松広隆さんから話を聞いていたんですが、まず問題になったのは小沢さんをどうするかということだと、私も思いましたし、周りもみんなそう思っていました。

あのとき、小沢さんは代表代行だったんですね。つまり、小沢さんが辞めて、鳩山、岡田の選挙をやって鳩山になって、小沢代表代行（選挙担当）、岡田さんが幹事長、こういうことになったわけですから、この二人、鳩山さんとしては、小沢さんと岡田さんをどう処遇するかというのがやはり第一だったと思うんですね。周りもみんなそのように考えたと思います。

大体の意見は、参議院選挙がすぐだから、このまま代表代行としてやってもらおうという考えの人が党内的には多かったと思います。あるいは、無任所の副総理として入閣したらどうか。しかし、入閣ということになると、どうも本人のカネの問題があるから、すぐこれは国会で追及されるからまずいんじゃないかというので、入閣の話は消えたんですね。そうして幹事長という声が出てきて、最終的には幹事長ということになったんです。

まず、その前に、岡田さんが政権交代について300日プランとこのを立てていました。民主党が立ち上がってからずっと、選挙のたびに、政権プランというような形で政策提言はしてきたんです

ね。

その中で、アメリカでは、政権が替わって大統領が替わると、次の大統領が就任するまでの引継ぎの期間というのがあって、そこでもちゃんと、各省みんな引継ぎが行われていくわけですね。つまり、ある意味では移行過程があるわけですよ。岡田さんはそれに倣って、政権を取った場合には、まず政権移行チームを作ろうと。それで幹事長と官房長官を決めて、それからいろいろな人事に入っていくという構想で、岡田さんはこのときもそういう考えだったと思うんですね。

ところが、これに輿石さんが、そんな悠長なことをやっている時間はないよ、2段階に考えるなんというよりは、鳩山さんがしっかりと責任持ってやりなさいということを、彼が鳩山さんに、多分、8月30日〔投開票日〕の次の日ぐらいに言っているんですね。

鳩山さんも、最初はこの移行チームがいいと決めていたんですが、そう言われて、どうも考え直して、移行チームはやめるということで、その直後、9月3日の夜か、小沢さんと呼んで、幹事長に小沢さんということを決めて発表しちゃったんですね。

この点については、どうも輿石さんの話によると、輿石さんも、9月の初めに、1日か2日ごろに鳩山さんに電話して、誰が鳩山さんを支えたのか忘れてはいけないという話をしたらいいですよ。プレッシャーをかけたんですね。それで、どうも小沢さんを幹事長にと。まあ、岡田さんを幹事長にというのがある意味では自然な話

なんです。小沢さんの処遇に困って、そういうことになってスタートしたということです。

それで、大体9月の4、5日ぐらいにいろいろな人事が内定したり、新聞にも出るようになりまして、まず決まったのは、岡田さんは外務大臣として、つまり、小沢さんを決めた以上、岡田さんをどうするかということが優先になりますから、外務大臣に岡田さん。それで、官房長官平野博文さんということを発表したのが9月の5日だったと思います¹⁴⁹。

そして、9月6日ぐらいかな、輿石さんから電話がかかってきて、是非あなたに議長をやってほしいという話が来たんですね。私は、議長よりも、今までの経験を生かして厚生労働大臣か総務大臣をやりたいということとそのとき初めて言ったんです。大体、議長といったって、私より先輩の議員もおられますし、是非やりたいと言っておられる方もいるんじゃないんですか。それでも是非と言うものですから、ちょっと仲間と相談すると言ったら、いや、外に漏れたら困るから相談しないでほしいと言われて、しばし考えて、議長の大変さというのは分かっているけれども、今は衆参ともねじれはないから、ということもちらつと頭をよぎって、前のときのようにはお話をそのときしたんですね。

その後、多分、鳩山さんの了解を取って、9月の8日ぐらいに新聞に出てきたという経緯になっております。

まあ、議長の仕事というのは、徹底的に審議をするのが国会の使命で、「立憲政治の下に開かれる議会」というのは、打ち解けて国家全体のために懇談熟議すべきところであって、お互いに譲り合い、力を合わせて国家全体の利益を凶らなければいけない¹⁵⁰」という尾崎弔堂の言葉がありますが、まさにそういうことでやらないといけないということと、143名の新人が入ってきたんですね。新人が入ってきて、これから勉強してもらわないと駄目だと。国会に携わる人間は、質問するためにも、国民の声を国会に反映するという意味でも勉強してもらわないと駄目だと。そして、ともかく、消えた年金問題で失われた国民の信頼をどう取り戻すかというのがまず鳩山内閣の第一の仕事なんだということで、そういう熟議の国会へということ、議長としてスタートしました。

○赤坂 民主党への政権移行にしまして、岡田氏が2段階の移行プロセスを経ようとしたのに対して、輿石さんの方からもう少し急いでやれという話があったということでした。

これまで我が国は政権交代が恒常的に行われてこなかったもので、権力移行のルールがほとんどできていないのが特徴で、諸外国では、政権交代の際のルールが、コンベンションないし憲法習律という形で、どこまで前政権ができて、どうやって引き継いでいくのかとい

うようなことが、それ自体ルール化されています。



〔議長就任挨拶〕

¹⁵⁰ 尾崎弔堂〔尾崎行雄〕は、1947年の帝国議会衆議院に提出した「選挙改正決議案」にて、その趣旨として「第一、立憲政治は、この議会は——立憲政治によつて開かれたところの議会は、打ちつけて国家全体のために懇談熟議すべき場所でありませぬ。討論ではない。懇談熟

議、おのおのおのれの主張はあるけれども、それはごく穏やかに述べて、お互いに譲り、力を協せて国家全体の利益をはからなければならぬ」と述べている（「第92回帝国議会 衆議院本会議録」第17号、1947年3月13日）。

そこで、2009年と2012年を比較した場合、2009年の民主党への政権交代は、これまで与党経験がない民主党が前政権の政策を全面的に拒否するという形で進めようとして、紆余曲折があった。それに対して、2012年に自民党が再度政権を奪取する際には、野田政権との間の3党合意を継承して、その当事者たる谷垣氏を閣内に連れ込んで、民主党政権から安定的に政権移行を果たす、こういうことがあったのですが¹⁵¹、わが国で数少ない権力移行の過程を御覧になって、どういう制度整備が必要だと思われましたか。

○横路 これも前からいろいろと党内でも議論されていまして、あれはオーストラリアかな、政権移行して100日で何をやるか、それから6か月で何をやるかという決め方をしていたんですね。これが非常に大事で、すぐやるべきこと、それから、やるんだけれども手続を取るもの、例えば審議会を通さなきゃいけないものとかありますので、そういうもの、それから、これはやりたいけれどもちょっと今は無理だなというもの、継続せざるを得ないものというのをちゃんと分けて考えるという議論は前からしていたんですね、政権構想のとき、党内では。

それが政権を取る側の準備としては本当に大事なんです。そうすると、すぐやるものはどうするかということになり、そのための財源をどうするかという具体的な政策になっていくわけです。

岡田さんの300日プランや構想の中でも財源についてある程

¹⁵¹ 牧原出『「安倍一強」の謎』（朝日新書、2016年）62～63頁、及び同『権力移行』（NHK出版、2013年）第6章を参照。

度触れています。最初のうちは余り財源のことを議論していなかったマニフェストが、だんだん財源のことも考えるように変わってきているんですね。それは、そういう他国の例などを参考にしたものです。

ただ、移行チームを作ってやるというのも一つの考え方だったんですが、どのぐらいかかってやるのか。つまり、内閣を立ち上げる前にやってしまうのかどうかということで、これはやはり総理大臣は決めてからになるでしょう。総理大臣を決めて、じゃ、ほかの閣僚は決めないでやるのかとか、いろいろな議論が出てくるので、今先生がおっしゃったような問題があるんだと思います。

2012年のときは、元々の野田政権は、割と民自公政権、ややそういう色合いが強く、いろいろなこと、社会保障の問題と税の問題とか、自民党の方と話し合いをしながら、公明も巻き込んでずっと話を進めてきているという末での解散ですからね。それは前の段階とは全く違ってきます。

このような移行準備は本当に大切で、アメリカのある神学者〔Reinhold Niebuhr, 1892-1971〕の言葉で、「変えるべきことをしかり変えるだけの勇気を下さい、変えざるものを変えないという恩寵を下さい、変えるべきものと変えざるものをしっかりと判断する知恵を下さい」というあの言葉があります¹⁵²、そのことと、今申し上げた、すぐやるもの、それから、やるんだけれども時間をか

¹⁵² 横路孝弘『民主リベラルの旗の下で』（北海道新聞社、2019年）158～159頁も参照。

けてやるもの、それから、ちょっと諦めて継続するもの、同じことを言っているんだと思います。

やはり、そういう姿勢があれば普天間の問題も、今までの経緯、経過があつて、その中で、じゃ、何をどうしたらいいのかというのと、ともかく返還の問題は返還の問題で、いろいろな意見がある場合はなかなか調整に時間がかかるにしても、地位協定を表に出してやれば、沖縄県の中は割と意見もまとまったのではないかなと思つておりまして、その確認を閣僚の中でしっかりできなかった。どうも鳩山さんの思いだけがぼんぼん行っちゃって、沖縄の方はわあつとそれに乗ってくる、国の方は日米関係がなかなか厳しくなっていくという状況が生まれてしまったのではないかと思ひます。つまり引継ぎが大切ということです。形式的でなく実質的に何が一番問題なのか、どんな点が問題なのかの引継ぎです。上手くいったのは厚生労働省の新しいインフルエンザの問題でしょう。

○赤坂 さつきオーストラリアとおっしゃったのは、解散・総選挙から次の内閣が実際に発足するまでの間の官僚との接触ルールとか、そういったものがオーストラリアでは憲法慣習としてあるのですけれども、恐らくその辺りのことを念頭に置かれた話ですね。

○原口 関連して、鳩山内閣ができたときに、いわゆる横路グループなど、先生に政治的に近い立場の人の入閣はございましたでしょうか。

○横路 赤松広隆さんが入りましたよね〔農林水産大臣〕。

鳩山内閣の組閣は、非常にバランスの取れたものだったと思ひま

す。私が輿石さんに言ったのは、とにかく組閣に当たっては、やはりバランスの取れた、しかも有能な、今まで政策論争もはっきりやって、答弁もできる人間にしなきゃ駄目だということを強調していきまして、最初の組閣のメンバーは非常にいいメンバーじゃないでしょうか。

大きい役割を果たしたのは、やはり財務大臣の藤井裕久さんですよ、その後の予算の編成や何かを見ているとね。みんな非常に頑張りましたよ。国土交通大臣の前原誠司さんも頑張ったし、行政刷新を担当した仙谷由人さん、外務大臣の岡田克也さんも頑張った。みんな、あの4か月は非常にいい成果を上げていっていると思ひます。それはこれからお話ししていきたいと思ひます。

○原口 今先生がおっしゃったバランスの取れたというのは、民主党結成時以降から続く、それぞれの政治家の派閥といひますか、グループの流れというふうに解したらよろしいんですか。

○横路 そうですね。やはりそういうグループというのはありましたから、そのバランスが取れて。ただ、それだけでもって、力がないのになつたという人間はいなかったと思ひます。最初はみんな、やはりその中の精鋭が集まって組閣されたと思ひます。

《「内閣・与党の一元化」の内実》

○横路 政権交代直後、小沢さんと鳩山さんとの関係について、小沢さんの話だと、鳩山さんはこう言ったと言ひますね。自分は内閣で政策に責任を持つ、小沢さんは国会と党のことを頼みますよ、

人事も含めてお願いしますと言った、と言うわけですよ。鳩山さんは、そうではない、最後は私が判断すると言ったのだと言って、ちよつと食い違いがあるんですが、いずれにしても、政策は内閣、それから党と国会は小沢さんということになってしまつて、これが最後までいろいろな問題を引き起こすわけです。

法律を成立させるためには、それは国会をどう運営するかという話なんです。政策は政策で国会は国会だということになるはずがないんですね。だから、そこを分離したのは、確かに大きな間違いだつたと思います。

あと、菅さんから聞いたんですが、鳩山さんにそのとき言ったと言ふんです。つまり、国会対策や国会運営については内閣も関与しなきゃ駄目だ、関与しないと、それは結局、党の方で政策決定権を全部持つちゃうことになるよ。国会で潰せばいいわけですからね。だから、そんなことにならぬように、少なくとも国会運営については内閣の意見も反映されるような仕組みをどこかで作らなきゃ駄目だということを、菅さんも主張したというんですね。

小沢さんと菅さん、お二人からイギリスの例がよく出るんですけど、イギリスの場合は、議会対策の責任者が閣僚に入ります。菅さんは、国会対策は別にしても、政策は、党の方の政策調査会がそのまま国会の中の閣僚に入るんだという意見だつたんです。これを小沢さんが潰しちゃうわけですね、政策調査会をなくしちゃうわけですから。これも後でお話ししますが¹⁵³、非常に大きな問題で

した。

いろいろな国民の声を聞くというのも、内閣・与党の一元化といつたつて、内閣に対してもいろいろな意見が集まるわけでしょう。ところが、国会議員がもし政府、官に対して要請をした場合は、それを明らかにしろということをやするわけですよ。これは、小沢さんというよりも、内閣自身で決めてやっちゃっているわけですね〔「政・官の在り方」(閣僚懇談会申合せ・平成21年9月16日)〕。

そういうようなことがあつて、最初から、小沢さんを幹事長にし、そのときに、国会と党のことを全て、人事も含めて任せますよ、私(鳩山首相自身)は政策ですということがいわゆる一元化なんだと考へたところに、まず、スタートでの大きな間違いがあつたのではないかと思ひます。

国会の運営の指揮命令権は、結局、幹事長が国会対策委員長を通じて持つわけですよ。それによっていろいろな問題が出てきました。

《連立与党間の政策合意》

○横路 鳩山さんが最初にやられたことの一つは、連立政権の話です。社民党と国民新党との間で、これは参議院が、社会民主党が5議席で国民新党が4議席かな、すると、参議院の多数派になるわけなので、実は、選挙の直前の8月14日に3党共通政策、「衆議院選挙に当たつての共通政策」というのをこの3党でまとめているんで

す。それもあつたから、それをベースにして、これは岡田さんと、直嶋正行さんという参議院の政策審議会議長が窓口になって話をし、8月31日、投票の次の日に連立を確認して、9月9日に、亀井静香さんと福島みずほさんが入閣して連立政権でやるということとで、政策の合意が行われたわけです。

その政策合意の中身については、「連立政権樹立に当たつての政策合意」というのがあります。その政策合意の最初は何かというところ、「速やかなインフルエンザ対策、災害対策、緊急雇用対策」。災害対策としては、豪雨被害、地震被害、天候不順による被害に速やかに対応するというのがまず柱なわけですね。

これも後でお話ししますが¹⁵⁴、インフルエンザ対策というのは、麻生政権の、年明けて2009年になってから、メキシコ発の新しいインフルエンザがはやってくるわけですね。それに対応しなきゃ駄目だよと。特に、舛添さんが厚生労働大臣を当時やっていました、彼から民主党の関係者の方に、インフルエンザ対策は緊急を要するという話がしっかり伝えられていたんですね。したがって、この三党合意の筆頭に挙がっているわけです。

そして、この合意の中で、あとはマニフェストなどに基づいたものがあるんですが、外交と安全保障のところ、「主体的な外交戦略を構築し、緊密で対等な日米同盟関係をつくる。日米協力の推進によって未来志向の関係を築くこと、より強固な相互の信頼を醸成しつつ、沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提

起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む。」という文言があります。

普天間の基地を辺野古に移すなんて話はどこにも書いていないんです。これはマニフェストにも書いてありません。つまり、三党合意を形成したメンバーも、そこは非常に注意深く書いていた。そして、地位協定がむしろ問題なんだということの色濃く出しています。

この三党合意は、非常によく考えられた合意事項だと思います。これはやはり岡田さんが中心になったから、さすが岡田さんだなと思っていました。

《普天間基地の辺野古移設問題》

○横路 鳩山内閣がスタートしていくその最初で私がお話したのは、普天間基地の、つまり、鳩山政権の命取りになってしまった問題の経緯、経過です。

まず、彼は就任直後に訪米するわけです。訪米して、いわゆる地球温暖化対策を明確にします。中身は、1990年基準で2020年に25%を削減するというものだったと思いますが、それは後でまたお話しします¹⁵⁵。

もう一つは、オバマ大統領とも会談したんですね。問題は、オバマ大統領との会談は時間が余りない形だったからやむを得ないんですが、しかし、それにしても、普天間基地の移転問題というのは、

¹⁵⁴ 第20回記録を参照。

¹⁵⁵ 第20回記録を参照。

少なくとも内閣の中で、外務大臣や防衛大臣との間で意思統一をしつかりしないでアメリカに行つて大統領と会うということ自身が問題だったと思います。

鳩山さんは、どうも選挙演説の中で、沖縄の基地を沖縄以外へ移転する、「少なくとも沖縄県外」ということを繰り返していたんですね。しかし、実際に始まってみると、北澤さんはもう9月の本当に初めの段階で、岡田さんも10月になってから、なかなか県外移転は難しいよということなんです。

私は、鳩山さんの気持ちはよく分かるんです。沖縄へ行ってみて、あの現実を見て、米軍が罪を犯しても事故を起こしても逮捕できないような現実の中で、その原因になつて普天間基地が町の真ん中にある、ヘリコプター部隊を抱えてぶんぶん音がしている。あそこを離発着のそばの学校を借りて集会をやったときには、話が聞こえなくなるような状況でした。

それはもうよく分かるんですけども、しかし、何とかしたいという気持ちだけではなかなかうまくいかないのです、やはり外務大臣、防衛大臣と協議して意思を確認することが必要です。岡田克也さんも北澤俊美さんも、気持ちとしては、辺野古じゃない、別の移転場所があるんじゃないかという思いがあったわけです。

確かに、今は辺野古だつて、下がぬかるみというか、余り固い地盤に当たらないという問題で困難があります。また、あそこを埋め立てるのに南部の戦跡地の〔犠牲者の遺骨を含んだ〕土砂を使うということ、それも問題になっていきますでしょう。2800人ぐらい

亡くなった不明者がいるらしいです。それで、この土地を埋立てに使うなという要請が、全国のたぐさんの自治体から来ています。これはもう保革問わず、遺族を抱えている県もありますし、北海道もたくさんおられますから。

結局、普天間基地の問題は、あれを何とかしたいという気持ちは全くそのとおりなんですが、段取り踏んでやることと、それから当面の課題、つまり、オバマさんと会つて、地位協定の改定問題に本格的に取り組む中で普天間の問題を解決するというような、段階を踏んだやり方だったらよかったですのではないかと思います。

この問題の背景は幾つかあるんですが、一つは、1995年9月に沖縄の海兵隊員と海軍の兵隊3名が12歳の女子小学生に暴行を加えるわけですね。しかし、地位協定によつて三人の身柄が日本側に引き渡されなかったんです。この事件がきっかけで、米軍基地縮小の運動の非常に大きな声になったんですね。そして、1996年に那覇地裁で、犯人は懲役6年6か月から7年の実刑になっています。

この点について、村山内閣のときに、沖縄に関する特別行動委員会、SACO [Special Action Committee on Okinawa] というのができまして、村山さんから橋本さんに替わったときに、事件が起きたのは95年9月で、翌年の2月の日米会談で、クリントン大統領に橋本さんが粘つて、普天間基地の移設という問題を提起したんです。これは、初め想定していた話じゃなかったらしいんですが、橋本さんが頑張つて普天間の移転というのを認めさせたわけですね（19

96年4月)。ですから、そういう経緯、経過をちゃんと調べて議論して進めていけばよかったですと思います。ただ、私も鳩山さんの思いは非常によく分かります。

このSACOの中で、日米両国政府で、できるだけ米軍の施設・区域を整理統合して縮小していこう、あるいは運用方法を改善していこうということになりました。

当時、沖縄は日本の国土の1%ですが、米軍基地の75%が集中していました。だから、これは何とかしないといけないということで、1996年12月に、米軍基地の21%をこれから5年から7年でもって返還をする、普天間の移転に伴う代替ヘリポートを建設するということになって、日米の合意がそこでできるわけです¹⁵⁶。

地位協定の運用の改善なども議論されましたが¹⁵⁷、そういうことと動いている中に、2004年に普天間基地のヘリコプターの沖縄国際大学への墜落事件。さっきの少女に対する集団強姦事件、その海兵隊員がいたのも普天間、飛行機が落ちたのも普天間基地のヘリコプターということで、これまた大いに沖縄県民から声が上がっているんですね。

普天間の移転というのは、前のときに条件つき移設ということになって、それによってずっと作業が進められ、2006年4月に大體、辺野古移転でもって日米間で合意しているわけです。防衛庁長

¹⁵⁶ 『普天間飛行場に関するSACO最終報告』を参照。

https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/hutennm.html

官が額賀福志郎さんで、名護の市長〔島袋吉和氏〕はもうそれに合意しているわけですね。米軍の再編協議のSACOの最終報告、再編実施のための日米のロードマップというのも、日米で合意しました。この普天間の辺野古移転というのは、このような経緯、経過があるわけです。

他方、沖縄県の中では、県議会も反対派が多数派を取る。それから、衆議院選挙でも、2009年の政権交代の選挙でも、民主党と社民党と国民新党でもって議席を押さえるわけですね。それから、名護の市長選挙でも、これは2010年になりますけれども、反対派〔稲嶺進氏〕がなるというようなわけで、しかも、鳩山さんは、マスコミなどにも普天間基地の県外移転と話をされていたのです。

それで私も、官房長官に、みんなそれぞれいろいろなことを言っているようでは駄目だから、余りにもひどいから、どうするかというのあんたのところでしたっかりとめると。長い経緯、経過があるんだから、それを全く無視するのは難しいと思うよ、しかし、どうしてもやりたいというなら、ちゃんと合意して、政府を挙げてやらなきゃ駄目じゃないか、外務省や防衛省の官僚の連中も、どうも誰も賛成していないようじゃないかと言ったら、平野さんが、沖縄問題の対策本部を作ったんですね。

そして、沖縄基地問題検討委員会〔委員長は官房長官〕というのが

¹⁵⁷ 『SACO最終報告』を参照。

https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/final.html

できるんです。これは2009年12月28日に初会合が開かれています。「この委員会で移転先候補を」あちこち探し始めるわけですよ。

岡田外務大臣も、初めは、例えば嘉手納への統合案などを考えて、いろいろな意見が出てきます。アメリカがうんと言わないし、挙がったところでは地元が反対をするということなどもあって、最後は結局諦めるんですね。そして辞任するということにつながっていくわけです。

2009年の最後に基本政策閣僚委員会（連立与党3党の党首級会合、12月15日開催）で、移転先は当分決めない、現行経過に基づく移転の関連費用は2010年度予算に計上する、辺野古沿岸部の、現場の環境影響調査は継続してやる、移転先は与党3党で決める、日米の協議機関連設置をアメリカ側に申し入れるというようなことを2009年12月に言っている¹⁵⁸、それもあって、「基本政策閣僚委員会のもとに」この基地問題検討委員会ができるわけです¹⁵⁹。

¹⁵⁸ 「普天間移設先振り出し きょう政府方針決定 候補地、来年以降」（読売新聞2009年12月15日付記事）を参照。

¹⁵⁹ 鳩山政権における普天間基地変換問題の検討の経緯については、笹本浩・加地良太「鳩山連立政権における普天間飛行場移設問題——その経過と国会論議」立法と調査307号（2010年8月）23頁以下を参照。

¹⁶⁰ 沖縄国際大学への大型ヘリ墜落事故の直後、米軍はキャンパスや周辺道路を封鎖し、学長を含む大学関係者や日本政府関係者の立ち入りが禁じられ、沖縄県警の現場検証も拒否された。

¹⁶¹ 米軍当局が米軍関係者3名を基地内に拘束したので、沖縄県警が

ともかく、まず外務大臣、防衛大臣ともども、政府として一致するように、あるいはどういう方向でやるのかというやり方についても調整する、ということが全く行われなかったというのは信じられないことですが、これがもう完全に失敗の原因です。

まだ統一してちゃんとしてやっていたら、私は、むしろ地位協定の問題を表に出して、特に事故を起こしたときも、アメリカ軍が全面的に関わっちゃって、日本政府はあの事故に対して何の調査もできなかつたわけでしょう¹⁶⁰。それから、あの強姦事件だって、身柄を拘束して調べることが最初のうちは全然できない¹⁶¹。

この問題は、秘密協定があるということが後に、古本屋が見つけて、国会図書館がそれを買いました、これをオープンにするかしないかということでもめたのが、副議長時代の2008年にたしかありました¹⁶²。

それを見ると、完全に、刑事事件の捜査権というのは、地位協定に基づくという形になっていますけれども、問題は、日本政府の手逮捕状を取って身柄の引き渡しを求めたところ、日米地位協定では日本側が起訴するまで米軍側が身柄を拘束することが認められていることを理由に、起訴するまでの間は身柄の引き渡しを拒否された。

¹⁶² 『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料 檢察提要6』（法務省刑事局、1972年、国立国会図書館蔵）。なお、日米合同委員会は日米地位協定の実施に関する幅広い事項を協議するが、4000件ほどの合意事項のうち、その概要が公表されているのは約1000件、50項目程度であるという（1997年段階）。地位協定研究会『日米地位協定逐条批判』（新日本出版社、1997年）214（219頁）。

を離れているんですね。とても主権国家とは思えない状態です。

だから、この普天間問題の前に、まず、みんなが不満に思っている原因の一つは、事件・事故が起きて、その捜査も調査も全面的に日本政府ができないというところにベースがあるのだから、移転の問題もあるけれども、地位協定の問題を表に出してやったらいいんじゃないかと。地位協定はほかの国でもいろいろ問題になって、ドイツもイタリアも、韓国でさえ地位協定の改定をやっているのに、どうして日本でできないんだ、ということですね。

60年の安保改正のときに地位協定が作られまして、その3条で、基地の管理権、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができる」というように、米軍による基地の排他的管理権を認めているんですね。

そして、刑事事件でいうと、17条に、日本政府はアメリカに重要事件以外は裁判権を行使しないという秘密文書があったということ¹⁶³、東京の空だつて、今だつてまだ自由に飛べないじゃないですか。アメリカの管制下にありますでしょう（地位協定第6条）。これはやはりとても問題が多い。そのほか、騒音対策だとか環境問題、今回のコロナについてもそう、検疫の問題とかですね。

ほかの国は大体内法を適用しているのに、どうして日本政府は地位協定の改定をしないのか。運用改善と言いながら、いざ事件が起きたり事故が起きたりすると、決してその運用は変わっていない

というのが実態なんです。

地位協定の問題は今も、このコロナ禍の中でまた表に出てきます。沖縄や山口で、米軍の兵隊あるいは米軍施設の中で働いている人を通じての感染の拡大は、もうはつきりしているわけです。こういうところをしっかりとできない（地位協定第5条参照）というのは、本当に何で、どうしてそこまで日本政府は弱いんだろつかという感じがいたします。だから、今でも地位協定については、しっかりと対応策を考えていかなければいけないと思います。

○赤坂 日米地位協定については、民主党の中でも、2003年あたりから地位協定の改定要求8項目というのを発表してきましたが、これについて横路先生は関与されていなかったか。

○横路 関与というか、上原康助さんが民主党に参加されて、それで沖縄の人たちとの交流も深まって、ますます地位協定の持つ問題点が明らかに、しかも、1995年と2004年の問題もあり、あるいは、そのほか、度々騒音や環境問題について、立入調査もさっぱりできないという不安などが沖縄県からはずっと上がってきていました。

それは私も沖縄県の主張と立場を受け止めていましたから、議長になってから、6月の沖縄全戦没者追悼式の際にも地位協定の改定について挨拶をしたことがあります。

もちろん党内で、特に外交安全保障の中では、いつも沖縄問題といえれば地位協定という感じにみんな受け止めていまして、党内で反

¹⁶³ 日米合同委員会合意（第17条関係）「日米合同委員会刑事裁判管

対の議論はなかったと思います。

○赤坂 政権交代後には地位協定以外のところにむしろ焦点が当たってしまう形でこじれていったことについては、なぜでしょうか。

○横路 特に背景があったとは思いません。

ただ、私が地位協定の改定を挨拶の中でしゃべった後に、玄葉外務大臣が、いや、運用の改善でいいんじゃないですかと言うから、運用の改善といたって、今まで何が変わったのよ、全然変わっていないじゃないか、だから、基本のところはしっかりアメリカと議論しなきゃ駄目だと。議論の場はあるんですけども、そこで表に改定ということで出したことはないんですね。いつも運用の改善でごまかされてきているわけです。

そこに何かがあるのかなと思ったら、これはその後の話ですが、防衛庁は、自衛隊が海外に出て行って駐屯した場合のその先の国との協定で、同じような規定、つまり、何か問題を起こした場合には、その国の法律の適用から除外されるという趣旨の、地位協定と同じようなことを、自衛隊が海外派遣しているケースの中であつたような気がします。何かそのことを考えてやっただというのを聞いて、そんな話があつたんですかとびっくりしたことがあります。

ドイツもイタリアも韓国もみんな変えているのに、日本が地位協定を変えられないというのは、やはりこっち側の主張がしっかりしていないからじゃないですか。国を挙げての方針ということやらない限り駄目ですよ。

例えばアメリカが核兵器では先制攻撃をしないとときに、外

務省がアメリカに、そんなことを言ってもらっちゃ日本は困る、ということを言っているような状況ですから、これは駄目なんですよ。つまり、政府としての方針をちゃんと持ってやらないといけないわけですよ。

そこが非常に曖昧だということと、ともかく、日米関係については、本当に自己主張が弱いというのはそのとおりだと思います。

○小石川 普天間移設問題につきまして、当時の新聞報道などを見ますと、96年の民主党結党時の、いわゆる「常駐なき安保構想」との関連で報道されています。

最終的に、当時の鳩山首相は、常駐なき安保構想を封印すると2009年末に述べていますが、常駐なき安保の話には横路先生も関わっていらっしやいます。同件が民主党の中でどのように扱われていたかについてお話しただけかもしれませんか。

○横路 民主党ができたのは1996年ですよ。1998年以降にいろいろな勢力が一緒になりますでしょう。やはりそこでこの外交安全保障政策がかなり変わってきたと言っていると思います。

常駐なき安保というのは、結党に関わった高野孟さんなんか主張していて、実際に、海兵隊というのは、常駐しているというよりも、あちこち回っているんですよ。アメリカ国内に行ったり、オーストラリアとか韓国なんかも含めて。だから、海兵隊について言えば、何もずっといなくたって、いろいろな武器や何か、必要なものは備蓄しておいて、何かのときに使うようにすればいいじゃないかという議論で、大体みんな納得していたわけですよ。

ですから、当面は、例えば海兵隊について常時日本に在る必要はないんじゃないかというようなことで。98年のときも、小沢さんでさえも、海兵隊は必要ない、第7艦隊さえいればいいんだ、みたいな話をしていたこともあったと記憶しています。

そんな意味で、民主党に98年になっていろいろな勢力が入ってきて、外交安全保障と、それから、市民という言葉が党の中の文書から消えていくんですね。これが私にとっては非常に残念なことだと思っております。

96年のときは、たしか2015年を政権獲得目標にしたんですよ。『2015年——21世紀への序章』という本があって、それに基づいて、2015年だから大体20年先ですか。それより先に政権を取っちゃっていますね¹⁶⁴。

ということ、常駐なき安保というのは、今の状況はなかなかそれにほど遠いものがありますが、日本としてはそのことをしっかり主張していくことが必要じゃないかと思えます。

ただ、これの問題点は、じゃ、日本の自衛隊の自衛力、軍事力を高めなければいけないという議論になるとちょっと困る。そんな議論が必ず出てくるんですね。そういう問題を常駐なき安保論は抱えています。

《鳩山内閣の「基本方針」》

○横路 鳩山首相は、就任した直後に、9月16日付で「基本方針」

というのを出します。これが鳩山内閣の基本的な方向性です。それからもう一つ、「政・官の在り方」という、事務次官会議をやめた代わりについた閣僚懇談会の申合せ、これがやはり9月16日に出ています。それから、小沢さんの方からもこの頃ペーパーが出るんですが、取りあえず、これからお話しするのはこの二つ。

「基本方針」について、私は幾つかの点で問題だと思いました。何せ「基本方針」は、ともかく明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換するというわけですよ。大きくそれをばつと打ち出した。中身は何かといったら、国民主権と地域主権、自立と共生ということ、官僚依存の政治システムからの脱却、一口で言えばそういうことだろうと思えます。

前にもお話ししましたが、とりわけ戦争体制、1940年体制、そして占領期に物価統制令ができたときに、各業界をコントロールするために業界に団体を作らせて、そこに天下りをするという仕組みができたんですね。これがやはり、戦後の日本の政治やその在り方からいうと、いわば鉄の三角形がそこでできたわけですよ。政官業の関係ですね。

政官業の関係はどういうのかというと、例えば、官と業でいいますと、官の方から見ると、一つは、天下りするところ、場所ができる。それからもう一つは、自分たちの政策を実行するに当たって、いろいろと協力もできる。業の方からいうと、官の情報が取れる、それから便宜を図ってもらえる。

¹⁶⁴ 第111回記録を参照。

それから、官と政治ということになると、官の方は、国会で法律を通してもらわなきゃいけない。政治の方から見ると、地域のいろいろな要望、要求を実現するために官の力が必要だと。これをつなぎ得るのは許認可と補助金という仕組みなんです。

それから、政と業との関係でいうと、政治家の方も、業の方にサービスをすることによって票と金をもらう。業の方も、いろいろなサービスを受けることができるというようなことがいわば鉄の三角形なわけです。

これを砕いていこうというわけでしょう。その具体的な姿が、例えば事業仕分けや何かになって表れてくるわけですね。

いずれにしても、そういうところがあって、やはりそれには官僚組織、つまり国政の運営を官依存体制から政治主導へ変えていくんだ、こういうことだったと思うんですね。

その一環として、国家公務員制度の抜本的な改革という問題も入ってくるわけです。直轄公共事業の改革とか一括交付金制度の導入もそういったことを目指しているわけで、つまり、明治以来の日本の政治と行政のシステムは非常に歴史的な積み重ねを持ったもので、これは一朝一夕で直すわけではないけれども、今言ったような政官業の鉄のトライアングルをどこでどうやって砕いていくのかということは、鳩山内閣の一番大きな目標だったわけです。

ただ、これを強調すると官僚排除になってしまいますね。ややそういう流れを持った大臣もおったわけですが、しかし、それでは駄目なわけです。

私は、赤松さんに話を聞いたことがあるんですけども、彼が農林水産大臣に就任したときの事務次官が井出道雄さんで、麻生政権下で民主党の目玉政策であった農家の戸別所得補償方式をめぐってさんざん批判しておった人なんです。それで、彼が大臣になったときに事務次官を呼んで、今どう考えているんだと言ったら、弁明をして、これからは新しい大臣にお任せいたしますと、そこで話をついたというようなことを言っていました。そうしたら、その事務次官とずっと、官僚とも仲よくやった。官僚というのは、やはりどのように協力していくかということやらないと、情報だつて上がってきませんしね。

官僚の役割は、日本社会の中ではいろいろあった。特に、自民党の長期政権下では、政府と与党間の調整を官僚がやったわけです。それから、与党内部の調整、これも官僚がやるわけです。政党間の調整、野党と与党との調整なんかもそうです。省庁間の調整、各省庁に分かれているものの調整。あるいは各種業界団体との調整というようなことを、自民政権は官僚に委ねていたわけです。つまり、自動的というか、自主的にやってきたわけですね。

このシステムに代わる調整システムの準備なしに官僚を排除したらどうなるかという、指示待ちになってしまつて、自主的には何もやらなくなるということになるわけですし、情報が全然入ってこないということになってしまつてしまうんですね。これが非常に大きな問題です。

○赤坂 民主党政権の理念として「脱官僚」があつて、従来は、各

省でセクシヨナリズムが働きがちなところを内閣で何とか調整できないうか、そういう構造改革にとどまっていたところ、むしろ各省の内部で政務三役がリードして、官僚と対決して物事を決めていくという形になったというところに特徴があったんですが、横路先生は、このことを大変批判的に見ていらしたのでしょうか。

○横路 結局、官僚を排除するというのがおかしいんですね。官僚は、やはりうまく使う、どういう具合に使うか、ということなので。ただし、余り依存しちゃうのも問題です。自分たちも情報を取ることが必要で、例えばNGO、NPOから情報を取って官僚の情報とチェックを合うということがなければいけないわけで、今までは余りにも全てのこと、さっき言った調整も、いろいろな調整まで全て官僚がやっているのはおかしいじゃないかという話なんです。

だから、それをちゃんと正しく認識していれば余り変なことにはならなかったけれども、ひどいのはもう全く政務三役だけでやろうとした。その代わり、政務三役はみんな猛烈に勉強をしたようだけれどもね。遅くまで起きて勉強したようですが、官僚と接しては駄目だと思っちゃったんでしょう。

そうじゃなくて、役人をどうやって動かしていくか、が重要で、そんな、今まで官僚全体でやっていたことを、政務三役の数人でもってさっきの調整なんかできませんよ。政党間の調整だ、省庁との調整だ、何だかんだとやれるわけないんだから。

だから、そういう認識が、やはり統治能力として経験がない弱さ

が一部にあったというのとは事実だけれども、全体がそうだというわけではなかったと思います。

《政権交代後の第1次補正予算の見直し》

○横路 次は、予算に関連してですけども、まず、鳩山首相就任直後の9月に、麻生政権が編成した約14兆円の2009年度第1次補正予算につき、その執行見直しを閣僚に指示し、10月2日に報告せよということになりました。

これは財源を確保するためです。だから、削れるところを削れと言って見直しの方針も出しまして、地方公共団体向け以外の基金の事業、何々基金とか、それから、独立行政法人、国立大学法人などの施設整備費、それから役所による、エコカーを導入するとか、地上デジタルテレビなどを購入する費用。まあ細かいところまで目を配って、そういうのを削減しろという話ですね。これが最初の指示です。まあ、各大臣に、競争しなさいということですよ。

それから、9月末には2010年度の予算編成方針を出しまして、既に麻生政権のとき、概算要求は8月31日に出ているんです。それについて、マニフェストを反映させて10月15日までに新たに出し直せと。これも大変ですよ。1次補正は10月2日までに持ってこい、それから、2010年度予算そのものについては10月15日までに新たに出せ、こういう指示を出したわけですね。

これは、一言で言えば、いわゆる無駄の洗い出しです。もう一つは「コンクリートから人へ」の転換も予算ではつきりさせるとい

ことだと思えます。これを担当したのが仙谷さんです。行政改革の方を担当していましたから。

それで、1次補正の見直しは、無駄な事業の執行停止や、あるいは自主的な返納などを含めて2兆5169億円を確保したんですね。その中で、国土交通省が一番多くて8800億。

このときに、前原さんはなかなか着地点がいいなと思って見ていたんです。みんなで競い合って空港とか高速道路が乱立している。国幹会議、国土開発幹線自動車道建設会議というのがあって、そこで決められている。そこには各政党からも入っていますが、どうも、何も議論しないで、ほとんど官僚提案だけでぼんぼん決めている。こういう国幹会議は廃止すると。そして、全体的に予算を見直すということをやったわけです。

公共事業の根幹のところに手をつけた、第1次補正見直しの中でそういう意見も出てきたというのは、これはなかなかいいなと思いました。

ただ、仙谷さんからは、やった結果について各省で独自に発表するなど「指示があり」、発表を抑えたんですね。どうしてかといったら、もう一度見直して更に絞り上げるということで、最初は2兆5169億円、その後、積み増しをして2兆9259億円。約3兆円、この1次補正から財源を絞り出したんですね。

これは非常によかったんですが、この絞り出したお金をめぐって、第2次補正で使わない、このお金は子ども手当などの財源ではないかという議論と、景気対策もちゃんとやらなきゃならないからこれ

を使えという論争が起きました。これは、菅さんの国家戦略室からの意見とか、亀井さんの意見で、この2次補正をめぐっては、最後まで混乱が生じるということになりましたが、ともかく、まず1次補正の執行見直しは3兆円を絞り出したということで、一つの成果というか、やればできるということを国民の前に示したんだろうと思います。

《2010年度予算編成》

○横路　そして、10年度予算の編成について。

この10年度予算編成の方針については、現行のシーリングを廃止し、マニフェストを踏まえた要求は10月15日、全ての予算を組み替えて新たな財源を生み出す、既存予算をゼロベースで厳しく優先順位を見直して、できる限り積極的に議論してもらいたいというようなことで編成方針を出したわけです。そしてその後、さらに、「予算編成等の在り方の改革について」というのが10月23日に閣議決定で出てきます。

この来年度予算要求の中で、一つは税制の問題があるわけですね。税制改正は、政府と党と二つあったのが、政府税制調査会一本で「取りまとめる」ということで、これは藤井さんや菅さんや原口一博さんなど、総務相、財務相などと各省の副大臣が入ってやりました。自民党時代と違うのは、租税特別措置の見直しをしたんですね。171項目のうち59項目、金額にしたら1千億円と僅かですが、カットしたということで、この租税特別措置というものは、確かに

いろいろな問題があるので、これをやり玉に上げて、財務副大臣の峰崎直樹さんたちが中心になってやったんですが、これが一つの成果だったと思います。またNGO・NPOなどから要求が出ていた寄付税制を創設したことも、市民セクターを強化するうえで必要なことでした。大きな成果です。

そして、10月16日に各省の要求が出てきます。国土交通省は公共事業14%削減ということなんですが、各省はみんな増えています。麻生内閣のときは92兆円が要求額でしたからね。しかも、事項要求という、予算額は書かないで項目だけの要求になると97兆円、わあっと膨れ上がってしまったわけです。

結局、各省大臣も、マニフェストのいろいろなものを入れようとして、しかし、その代わりに何をカットするかというのは、政務三役だけでやって分るわけじゃないですね。それで結局は大きいものになってしまったということで、「予算編成等の在り方の改革について」という閣議決定をしたわけです。どういうように予算編成をしていくのかということが、ここで具体的に示されています。

最終的には、いろいろとみんなそれぞれに努力をして、一般会計は92兆2992億で、麻生さんのときよりちょっと増えました。4%ぐらいかな。公共事業は18%のカットです。カットしたのは、公共事業と防衛予算ですね。増えたのは、社会保障はもちろん増えました。文教予算、これは高校生の授業料無償化と、それから地方への配分、地方交付税を増やしましたので、地方交付税やなんか

も含めたら地方へが5・5%増えて、これは過去最大、17兆円を超えました。文教費も増えたということです。

こういう予算編成の中でも、いろいろと手が加えられています。例えば医療費なんかの場合も、診療報酬を増やしたんですが、主に、地方の病院、国公立病院などの勤務医の条件を変えようということに変えたんですね。

中央の医療関係の審議会は、今まで開業医の人たちが中心だったんですね。日本医師会のメンバーが三人ぐらい入っていたのを、二人は地方の医師会の代表にし、それから、一人は病院関係者を入れて、診療報酬では、歯科医師の診療が増えて、あと、病院関係の診療報酬が増えたということで、それで救急車の搬送がスムーズになったというのはどういう理由なのか分かりませんが、当時そんなことが言われました。公立病院をバックアップしたんですね。

なぜ歯科診療だけ上がったのかというと、これも小沢さん関連なんです。陳情を幹事長のところに一本化して、日本歯科医師会の方が、いや、今までの自民党の支持一本じゃなくて民主党も応援しますよと言って、あのと時行われた静岡の参議院選挙の補選か何かで応援したんですね。これはもう完全な小沢流ですよ。いかがかと思えますけれども、そういうことで、歯科医師の診療報酬が上がったというような話もありました。

政策は政府がやって、党は口を出さないはずだったのに、小沢さんは、12月17日に、「平成22年度国家予算与党3党重点要望

165」¹⁶⁵というのを出したんですね。マニフェストの中心の問題が全部この中に入っていました、障害者の問題、母子算の問題からあらゆるもの、これを3党の幹事長名で出したんですね。

だから、結局、党が政府の政策決定にも口を出して影響力を行使したということが言われています。

この要求項目は、幹事長室の細野豪志さん（副幹事長）と高嶋良充さん（筆頭副幹事長兼参議院幹事長）、参議院かな、の二人がいろいろと選別して、マニフェストに基づいて要求を整理し、3党で調整したものなんですが、大体妥当な中身がほとんどだと思います。それで決着したのもあるんですね。

ただ、例えば子ども手当については、これは所得制限を入れるという話だったかな。大体、子ども手当、農業の戸別所得補償方式、高校の実質無償化など、マニフェスト問題は、年度末の予算編成の中で加えられました。

あと、財源としては、行政刷新会議による事業仕分けの結果を踏まえて、このときは6900億円を歳出削減として、各省庁に、こうしてほしいという要請を出した。これは藤井さんからそういう指示を各省にやったということです。

ですから、仕分けした結果がどうなったのか、これもこれから仕分けの話はしますが、そんな意味で、この予算編成についても、無駄を削るということをベースにして具体的な作業が行われました。

¹⁶⁵ 「平成22年度国家予算与党3党重点要望」（民主党アーカイブ）
<http://archive.dpj.or.jp/news/files/yobo.pdf>

ただ、最後に、第2次補正予算編成でもって7兆1千億というのを出したんですが、亀井さんがその上乘せを強硬に主張して、結局最後は菅、亀井の大論争になって、1千億プラスして7兆2千億円の景気対策で第2次補正を次の通常国会に提出することに決まったという経過があって、そこは若干の混乱がございました。

○赤坂 個別のマニフェストの項目あるいは総括は改めてお伺いしますが¹⁶⁶、予算編成に際してマニフェストに掲げられた要求をどう位置づけるのか、場合によってはそれが原因で予算が膨張してしまったとか、あるいはマニフェストに書いてあるということで一時的な対応が見られたということが当時批判されたこともあったやに伺っています。マニフェストの使い方について、横路先生はどう御覧になっていらっしゃいましたか。

○横路 ちょっとその中身までは私も存じておりません。

ただ、問題は、予算要求は最初、ともかく事項要求というのがあって、予算の金額を入れないで項目だけ要求するというものを含めると、97兆にまで膨れ上がったんですね。そのまま最後の段階で、例の23日の通達を出して、そして更にどこを削るのかということをやって、92兆円に収めているわけです。だからほとんど、麻生政権のときの予算が92兆1千億ですから、それが増えて92兆4千億ぐらいになったのかな、そんなものですから。

確かに、マニフェストの項目で、もちろん入れられなかったこと

¹⁶⁶ 第20回記録を参照。

もあると思います。しかし、マニフェストを入れるので膨れ上がったのは間違いないです、97兆円になった中身というのは。だって、今までの概算要求だって、じゃ、何をつけ足すのといったら、それはマニフェストの新しい政策をやっているわけですから。

しかし、それを入れ込むためにこっちを削ろうと、97兆の中身、つまり既存の麻生政権が出したやつをどう削るかということ、事業仕分けもそうです。それから、各省も努力しようというので、国土交通省のように、前原さんが頑張って、公共事業を大幅にカットして、結局、92兆に抑えたということで、その中で、膨れ上がったのはマニフェストだけが要因ではなくて、それはいろいろな要因があるんだと思いますけれども、そこで事業仕分けというものが出てくるわけです。

《行政刷新会議と事業仕分け》

○横路 事業仕分けは、最初は政策シンクタンク「構想日本」の加藤秀樹さんが、政治家や市民、行政の担当者と個別の事業について議論して、必要なものを仕分けるということを地方自治体ですとやってこられたんですね。これを、民主党も政権交代前の2009年6月に、一つの事例として87の事業を抽出してやったわけです

¹⁶⁷ 大迫丈志「事業仕分けと行政事業レビュー」調査と情報-ISSUE BRIEF No.757、1頁によれば、2009年の政権交代直前に民主党が実施した事業仕分けは国土交通省・農林水産省の事業を対象に、2009年6月に行われている。

¹⁶⁷。その結果、17事業は廃止で、約20%削減可能だという結果が出たんですね。これをみんな頭の中に置いておいて、今回もこの事業仕分けをやる。それはやはり財源確保のためです、無駄をなくすということ。

それで、9月に体制づくりがスタートして、10月の初めに、まずセラの稲盛和夫さん、それから茂木友三郎さん、それから慶應大学の片山善博教授、それから草野忠義さんという連合の事務局長をやった人、それから、さっきの加藤秀樹さんが事務局長になって、政治家としては、議長が鳩山さんで、あと副が仙谷さんで、菅さん、藤井さんなども入って、そういう体制で事業仕分けを行うということを決めたわけです¹⁶⁸。事業仕分けを具体的にやるには、三つのワーキンググループを作って、200事業のうち、当面100事業からやっていこうということを決めました¹⁶⁹。

その3グループの中に、民間からももちろん入ります、それから、国会議員メンバー32人のうち14人が新人だったんですね。これに小沢さんがクレームをつけるわけです、俺に相談がなかったと言っ。最後は仙谷さんが行って頭を下げて認めてもらうんですが、しかし、新人は駄目だということ、人数は制限されました¹⁷⁰。政治家ももちろん、泉健太氏や蓮舫さんなども入っています。

¹⁶⁸ 「行政刷新会議の設置について」(平成21年9月18日閣議決定)。
¹⁶⁹ 「事業仕分け『不急』類似に応用」重視、まず100選定」(朝日新聞2009年11月3日付朝日新聞記事)を参照。
¹⁷⁰ 「事業仕分けチーム」「新人入団」に待った／民主党」(読売新聞

それで、この事業仕分けの対象については、各省と自治体というように重複する事業をまず対象にしよう。

それから、試験的なモデル事業というのがあります。これが具体的なケースだよというモデル事業を示して、各省が地方に対して、この事業はこうだからやりなさいというのをやっていたんですね、昔は。しかし、余り省からアイデアが出なくて、地方自治体のいい事業を政府が取り上げて、これはモデル事業で応援をして広げていく、というようなことをやっていました。

それから、広報やイベント関係、IT関係、独立行政法人や公益法人の基金の問題、特別会計、この辺のところは実は非常に問題があったんですね。こういうところを削減の対象にしましょう。

事業仕分けの評価基準は、妥当性・必要性、有効性・効率性、緊要性で、これは緊要性がないから今やる必要はないでしょうか、これらは重複で必要はないから効率的にどこか一本にまとめましょうとか、これは本当に今必要なのかどうかということ。緊要性と同時に妥当性や、こういうことをやって本当に有効なのか、目的達成できるのかというようにチェックすること、一言で言えば、無駄をなくす。現在の政策支出を全て見直すようなつもりでやりましょう、特別会計もゼロベースで見直そう、公務員制度も抜本的改革をしていこうじゃないかということで、考え方としては、既存の予算がそもそも必要なのかということですね。

2009年10月24日付記事)、「新人「仕分け人」ご破算 「小沢支配」政府にも 根回し不足で官房長官が謝罪」(同2009年10月2

それから、予算執行の実態。そのお金が具体的にどういう具合に使われているのか、誰のところに行っているのか、その効果がどうなんだということ。

それから、予算編成の透明性。この予算は、突然このとき入ってきて、誰かの力で入れた予算じゃないのかという透明性の問題。

それから、事業仕分けは公開で行う。何が論争の問題点なのかを明らかにして、予算の優先順位を国民にも見てもらう、これには各省の政務三役が一致して協力すると。

事業仕分けは、民間人と改革意欲のある官僚の力の活用ということでスタートしたわけで、メンバーとしては、枝野さんと仙谷さん。仙谷さんが元々の責任者で、この仕分けのトータル責任者は枝野さんです。

枝野さんがそのとき言ったのは、鳩山政権として政治的判断が必要な事項は事業仕分けにはなじまないねと。例えば原発関連の予算ですね。原発に関連した地方自治体の交付金や何かがあるでしょう。ああいうのを始めるともう收拾がつかなくなるから、そういうのはちょっと今回はやれませんか。

それから、誰でもが納得できる無駄を掃き出そうということで、11月9日に、仕分けの事業を449事業、216項目に整理しました。この選択には実は財務省がかなり大きな力を発揮したという

7日付記事)、および「小沢氏「仕分け人」は当選3回以上」(同2009年10月29日付記事)を参照。

ことですね¹⁷¹。財務省は自分たちで査定しているわけですから、査定したときにはね返されて悔しいというようなものも入ったんだと思いますよ。

予算のそういう使用実態を十分に精査しようと、11月11日から17日までが第1弾の前半、11月24日から27日が後半で、そのときの対象の中には診療報酬や地方交付税、思いやり予算、それから公共事業全体、こんな大きなものも入ったわけですね。

やり取りは公開されて、一番有名なものが、次世代スーパーコンピュータ開発、これは268億。「2番じゃ駄目なんですか」という蓮舫さんの発言が有名になりました。

最初に農道整備事業、これは大幅カットしたんです。農業の基盤整備事業における農道というのは、予算が非常に多いんですよ。これは知事のとくに話をしたような気もするんですけど¹⁷²、例えば、都市近郊のゴルフ場に行く道路というのは大体農道なんですね。農道は信号機がないから分かるんですよ、きれいに舗装されています。あれ、こんなところにといたら、大体行き先は、みんなゴルフ場があるというようなことで、つまり、基盤整備事業での農道の整備は余り地元負担がなくてできる。だから、最後は農道空港なんという構想も出て、実際ほとんど使われなかったと思いますが、十勝に農道空港をとという声もありましたね。

¹⁷¹ 事業仕分け第1弾（合計449事業）の対象には、①会計検査院等が過去に問題を指摘した事業、②評価者である国会議員が個別に取り上げたいと考えた事業、③政権交代前に民主党が実施した仕分けの

それから埋蔵金ですね。基金が大体6千億ぐらいあるんですね。それから、あとは天下りの財団、たとえばこども未来財団がベビシッターの派遣なんかをやっていたんですね。基金の運用益と国からの補助金で、補助金が9億8千万出て、9、10年度予算は300億円で、基金の運用益や何かです。そういうところの人件費は、年間で一人1200万から1600万、その人件費と管理費だけで5億円も使っているというので、こういうのは、事業を見直し、基金はもう国に返納しなさい、必要ならば必要な補助金だけ出しますよ、ということにしました。

1回目でもって、大体46事業、1500億円が、廃止や10年度予算見送りとなりました。15の基金、公益法人などが持つ基金7200億円を返納する。予算の削減と埋蔵金の活用で1兆円の財源をつくり上げたということですね。

それから、更に第2弾もやって、JICAの出張が、航空機、ビジネスクラスを使っているのはいかがかと。それから、APECの開催経費、ODAの無償資金協力、思いやり予算などが議論されまして、447事業、7400億円の削減と基金の8400億円の国庫返納で、これで1兆6千億円ということですから、この事業仕分けで結構なお金在那里で生み出されたわけですね。

どうも毎年同じように予算要求が来て、同じようにやってしまっ

対象事業と並んで、④財務省が推薦した事業、が挙げられている。大迫・前掲「事業仕分けと行政事業レビュー」2～3頁。

¹⁷² 第9回記録を参照。

ような事業をまとめて見直すというのは、内部でやるのは無理でしょう。だから外部からやる、しかも公開してやるというのはやはり効果がありますね¹⁷³。

ただし、これをやっていると、行政がだんだん、自分のやったことを今度はチェックすることになります、政権が続いていけばの話ですよ。それはどういうことになるのかなという議論も出ました。

あと議論が出たのは、特定分野の事業が政策目的に照らして本当に仕分けになじむかどうか、あるいは、政策目的の妥当性を評価しないで事業の有効性、効率性だけで評価することに意義があるのかという点については議論が出て¹⁷⁴、事業仕分けをやった結果、いろいろな問題も指摘されました。

この評価というのは多数決でやっていたわけですし、対象事業というと、全体から見たらやはり一部になりますし、しかも小さい事業が多くなってしまいうことが問題だということで、その後、それが本当に予算に反映されたのかどうか、後でチェックしたら、仕分けたのに、編成、名前を変えて別な形で予算が要求されていたとか、やはり問題が出てきたようです。

また、この事業仕分けをやった後、行政事業レビューというのを

¹⁷³ たとえば参照、高木麻美・三浦雅央「民主党による行財政改革―事業仕分け／行政事業レビューは何をもたらしたか（総点検：民主党政権の政策）」季刊政策・経営研究2013年第11号48～49頁。
¹⁷⁴ 同前49頁。

各省に適用してやっていこうということになったんですね。これは、2011年度に試行的にやってみたところ、やはり、予算が最終的にどこに渡って何に使われているのかといった実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるかどうかの検証を行うことの重要性が明らかになったということ、そのために予算監視・効率化チームというのが閣議決定できて¹⁷⁵、副大臣がリーダーになり、議員と外部からの有識者を入れて、全ての事業を対象に行うことになりました。一部は公開プロセスで行うということで、この行政事業レビューに発展していったということです。

事業仕分けは、いろいろな議論がありましたけれども、やはり、やるということは非常に大事なことで、地方でも行うことは、これからの非常に意味のあることだと思います。

今回の事業仕分けと行政事業レビューでやったいろいろな問題点がありますので、それをチェックした上で、これからもしっかりやっていかないといけないと思います。今やっているかどうかは、私は承知していません。

○赤坂 事業仕分けと、衣替えした後の行政事業レビューと、具体的な違いはどこにありますか。

¹⁷⁵ 「行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施について」（2011年6月7日閣議決定）。<https://www8.cao.go.jp/hyouka/ynuushikisha-14/14-sankou6-4.pdf>

○横路 これは、一部だけしか公開されないということですね¹⁷⁶。だから、どういふところを公開するのかというところ、もうちょっと公開の範囲を広げればいいと思うんですが、まあ、なかなかそれは大変なんでしょう。

つまり、透明性だとか、やはり、国民が納得するかどうかということ、いろいろと公開してやるのが一番だと思っただけですね。非公開でやるのを多くしていったら、ちゃんと本当にできているかどうかというのは疑問になってきますよね。そこが一番大きい点だと思います。

○赤坂 あと、そのレビューする人、これも事業仕分けと同じく政治家と民間有識者が担うのでしょうか、行政事業レビューにつきまして。

○横路 行政事業レビューは、やはり民間人と政治家が、外部の有識者は、半分が府省、半分が行政刷新会議（が指名する）と書いてあるので、リーダーが副大臣で、メンバーは、外部の有識者と、半分

¹⁷⁶ 2022年現在、各府省は所管事業の概要や目的、予算の支出先、執行率、成果目標と達成度などを「行政事業レビューシート」にまとめ、翌年度予算の概算要求までにホームページ上で公表する運用になっている。もともと、当該の所管府省による自己点検が基本とされ、外部有識者が点検・評価する事業は約2割（1000件）に限られ、しかも、外部有識者が公開の場で議論する「公開プロセス」を経るのは、それらのうち優先度の高い政策分野など60〜80事業に限られる。参照、「目標なき国の政策乱立 3割が成果検証できず」／「行政事業レビューシートとは 外部有識者交え総点検」（いずれも日本経済新聞2022年3月22日付記事）。

は省、省の役人が参加してやるというようになっていきます。

○赤坂 行政事業レビューは現在も続いています。御指摘のように、その一部だけが公開されています。ただ、その公開の範囲は、数的にはかつての事業仕分けと余り変わらないといえますか、公開されていないところでもたくさんの方が実は自主的に点検の対象になっているということなのかなと思っただけですが、もう少し非公開の面が強いという御指摘だと受け止めました¹⁷⁷。

【第19回関連資料】

○政権交代と鳩山内閣の誕生

・鳩山政権の顔ぶれ（民主党アーカイブ）

<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=17027>

¹⁷⁷ 手塚洋輔「事業仕分けの検証——『予算編成』としての限界と『行政改革』としての可能性」御厨貴編『政治主導の教訓——政権交代は何をもたらしたのか』（勁草書房、2012年）239〜262頁は、民主党政権下における事業仕分けの限界を予算編成の側面と行政改革の側面から分析し、前者の観点からは「説明責任なき査定」のあり方が、後者の観点からは行政刷新会議（及びその後継組織）の活性化や国家戦略局構想の具体化が問題となることを指摘する。

現行の行政事業レビュー制度を外観するものとして、日本経済新聞2023年5月3日「行政事業レビューシートとは 予算執行状況やムダ点検」も参照。

○連立与党間の政策合意

- ・三党連立政権合意書、政策合意（民主党アーカイブ）
<http://archive.dpj.or.jp/news/files/20090909gouei.pdf>

○普天間基地の辺野古移設問題

- ・日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会において合意された事項（沖縄県庁ウェブサイト）
<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/document/s/jc17.pdf>

- ・前泊博盛『日米地位協定』全文と解説』『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（創元社、2013年）335～384頁

○鳩山内閣の「基本方針」

- ・基本方針（鳩山内閣発足時）（国立国会図書館によるアーカイブ）
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042913/www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hatoyama/2009/0916siryou1.pdf>
- ・政・官の在り方（閣僚懇談会申合せ）（国立国会図書館によるアーカイブ）
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042913/www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hatoyama/2009/0916siryou2.pdf>

○2010年度予算編成

- ・「予算編成等の在り方の改革について」（閣議決定）（国立国会図書

館によるアーカイブ）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042913/www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1023yosanhensei.pdf>

- ・平成22年度国家予算与党三党重点要望（民主党アーカイブ）
<http://archive.dpj.or.jp/news/files/yobo.pdf>

- ・2009年12月12日付日経新聞「予算圧縮 掛け声倒れ 仕分け効果乏しく」

○行政刷新会議と事業仕分け

- ・行政刷新会議ワーキンググループ（WG）評価者名簿（第一弾～第三弾）等

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第20回）

《議長就任と議長公邸》

○赤坂 前回、議長御就任の際の話をいただいたんですが、そのときの支援者の方からの御反応、それからもう一つは、副議長公邸の話を以前伺いしましたが、議長公邸に入られたときの御印象や、議長公邸の機能について、補足でお伺いしたいと思います。

○横路 支援者からは、特に何か、大臣の方がよかったですか、議長でよかったですかということはお聞きなされたですね。みんなともかく、政権を取ったことで非常に雰囲気盛りが上がっていましたから。国会の運営が大変だね、責任が重いねということ、みんなから励まし、激励を受けたというようなことで、支持者の方もみんな、ある意味では緊張して、ちゃんと約束したことを実行しろよとか、いろいろな意見が来ましたけれども、おおむねそういう反応でした。

議長公邸は、副議長公邸から見ると少し広過ぎるという感じがありました。あそこは、年末年始は宿泊で使いました。元旦にいろいろな行事がありますので、暮れに妻にも来てもらって使いました。それはよくできた住まいだったと思います。

非常に広いところなので、裏がメキシコ大使館だというお話はしたと思いますけれども、まあ、いろいろなことがあって、ちょっと印象的なことを言うと、庭の真ん中に1本木が生えているところがありました。芝生の真ん中に。そこで、あるとき、がさがさごそご

そやっているわけですよ。そのうちどさつと、何かと思ったら、蛇が落ちてきたんですね。それで、カラスが2、3羽ぱつと飛び立っていったんですね。何かカラスと取っ組み合いをやっていたらしいんです。蛇はさつと、公邸のちょうど周りのところに石が軽く置いてあるようなところがあって、そこに逃げ込んだんですね。私は、用事があるものですから外に出て、帰ってきて、どうなったと言ったら、後で10羽ぐらいカラスが来てさらっていったと言っていますね。そんなことも公邸の庭ではありました。

動物も、あそこには何がすんでいたかな、アライグマはいなかったか、ハクビシンがすんでいたりするような広い庭でした。

あそこは、以前の議長のとくに桜の木を植えたりして、そんな意味での整備は整ってきているわけなんですけれども、公邸全体は、いろいろなお客さんが多いので、お客さんをお迎えするというのと、それから、人を呼んで、もちろん、夜の懇談夕食会ということもありますし、それから、前委員会という、前の国会議員の人を集める会合などが年に1回ないし2回開かれていまして、そのときは、あそこの中の広間を使ってやったりしています。

これは鳩山内閣の後のときなんですけど、海江田万里さんに頼まれて堤清二さんの講演会を企画したんですね。そうしたら、私の方も軽率だったんですが、海江田主催になっちゃって、ちょうど代表選挙で菅さんに対抗して小沢グループで誰を立てるかというようなときだったものですから、いろいろ議論になりました。これは謝りましたが、公邸はいろいろな、集会などもやることはございます。

例えば、私が議長のとときに、各国の大使を呼んで夕食会、中南米、アラブ、ASEAN、アフリカ、EU、中央アジア、大洋州、バルカン諸国の各グループに分けてまして、集まって、大使並びに奥さんと呼んで夕食会や懇談会をやるということも、大体一通り、みんなやったのではないかと思います。

もちろん秘書官もおりますし、それから、公邸自身の運営もあります。震災の後に、公邸にも太陽光発電をつけようといつて上に太陽光発電をつけて、電気はそれで賄っています。

私は、副議長のときもほとんど議員会館には顔を出さなくて、副議長公邸に通っていましたが、議長の場合もほとんどこちらに来ていて、人と会う。そして、主な点は、かなり外国からのお客さんを迎え入れるということが公邸の重要な機能です。

○小石川 副議長公邸時代と比較して、衆議院議長公邸の使用頻度は上がったのでしょうか、それとも変化はなかったのでしょうか。

○横路 両方ともよく使っていました。私はほとんど毎日通っていましたから。そこから本会議や議運に行くということをやっていました。それから、お客さんも大体こちらが迎え入れる方ですから、公邸の使用頻度は非常に高かったんじゃないかと思えます。だから、公邸の職員の皆さんには大分迷惑をかけました。

《議員立法と「政府・与党一元化」》

○横路 次に、鳩山内閣時代の小沢幹事長のことについて話をして、

それから、鳩山内閣全体の総括をして、菅内閣に入るところまでいけばと思っています。

鳩山内閣の出発に当たって、政府、政策の方は内閣で責任を持って自分がやる、国会のことと党の運営、党の人事にしても選挙にしても、それは一切、小沢さんは、任せられたと本人は言っておりませんでした、鳩山さんは、いや、最後は俺が決めるので一切任せたくはない、と言っていたこともありすが、結局は任せたとという形になったんですね。

スタートしたときに閣議で二つの方向を決めたことをこの前お話ししましたが¹⁷⁸、小沢さんの方も、スタートした9月18日に、「政府・与党一元化における政策の決定について」という、いわゆる小沢ペーパーを出しまして、これが問題になったんですね。一つは、まず、議員立法を原則として禁止する。それから、政策調査会を廃止する。したがって、部会も廃止だと。私は、これを見て、本当にびっくりしました。140人を超える新人が当選していて、政策の議論や勉強する機会がこれじゃ全くなくなるんじゃないかと。

前にもお話ししましたが、民主党は立ち上げのときから、議員立法をみんなでもってできるだけやっていこうというスタンスでした。議員立法をやるためには、日本の現状で何が問題なのかということをよく知らなければいけないから、それをまず調べる。そのためには、地域の中でNPO、NGOとして活動しているたくさんの方

人の多彩な活動があるから、それを聞いて、今の日本の体制がそういう声にちゃんと応えているのかどうか。法律を作る、法律を修正する、法律の規定を削除するというようなことを含めてやろうというので、市民政策議員懇を作りました。

本当に、特に最初の2年間、スタートしたときの民主党時代というのは、もう毎週、週に何回も勉強会をやって、本当にみんなよく勉強して、鍛えられたんですね¹⁷⁹。そういう人たちが、大体は鳩山内閣の最初に大臣や政策担当になったメンバーです、前原さんにしたって枝野さんにしたって。

それを、議員立法を原則禁止にするとは、一体国会の役割を何と考えているんだろうかと思ひまして、私はその後、札幌でこれを批判したんですね¹⁸⁰。

すなわち、日本は独裁国家ではないんだ。独裁国家というのは政府が決めたことを国会はただ通すだけなんだ、そういうのが独裁国

¹⁷⁹ その具体的な様相をうかがえる資料として、初期民主党の国会活動をまとめた『チャレンジファースト 民主党国会レポート97』（民主党政策調査会、1997年）も参照。

¹⁸⁰ 「独裁国家」引き合いに政策一元化を批判 横路衆院議長（朝日新聞2009年10月11日付記事）は、以下のとおり報じている。

「横路孝弘衆院議長は10日、札幌市で開かれた民主党北海道連の会合で「独裁国家では議会は政府が決めたことをただ追認する。日本は民主国家だから国会の自主性を持っていききたい」と述べ、鳩山政権が進める政策決定の政府への一元化を強く批判した。民主党出身の衆院議長が小沢一郎幹事長の党運営に苦言を呈する異例の発言だ。

政策決定の一元化は9月中旬、小沢幹事長が党所属議員にメールで

家なんで、形は議会があるように見えても、それはもうないと同じなんだ。民主国家というのは、国会の自律性と主体性があって、そこで三権分立というのがあって、国権の最高機関としての国会の役割が非常に重要なんだ。国民の多彩な声をやはりしっかりと受け止める。行政府、政府だけでもって全て受け止められるわけないんだ。だから、我々が、地域の中で生活している人たちの声を聞いて、それを政府に反映させるためには、まず政策の議論が必要だ。ただし、政策の議論というのは、その委員会にかかった法律を議論するだけではないんだ。その官庁に関連する全体のことをしっかりと議論して、何が問題なのか、何をどうしなきゃいけないのかということを決めるのが委員会だから、政調を廃止して、おまけに議員立法も禁止するなんていうことは、全く何を考えているんだ、ということをやったわけですよ。

小沢さんは、それに対して反論して、いや、今は議院内閣制なん傳達。「自民党政権でみられた族議員の跋扈（ばっこ）」（小沢氏）を排除するとして、党の政策関連会議を廃止し、議員立法も基本的に認めないとした。

横路氏は「一体化の名の下に議員立法をやらなないと」の発言が聞こえる。国会活性化の柱として、今日まで（議員立法を）進め、先の国会では臓器移植法のような形で国民の声に「応えた」と強調。「三権分立で立法府の役割は非常に重要だ」と述べ、法案提出権を政府が独占することに対し警戒感をあらわにした。

なお、横路孝弘「議員立法の制限は慎重に 衆院定数削減、政治主導に逆行」週報Weekly 2009年10月19日号4頁以下でも同趣旨の主張が展開されている。

だから、せつかく誕生した内閣をしつかり支えてやるのが大事なのであって、わざわざそこにまた議員が新しい法律を作ってぶつけるということは必要ない、と弁解しておりましたけれども¹⁸¹。そこから議論が始まったわけですね。私は、まずこれが非常に大きな間違いだったと思います。

実はその後、完全に議員立法を禁止したわけじゃないんですね。というのは、肝炎の問題について、長崎出身の福田〔衣里子〕さんという女性代議士が肝炎基本法を作ろうということで、ずっと各議員と話をして、やはりこれを何としても通したいということで頑張ったんですね。それで小沢さんも折れて、これは成立しているんですよ¹⁸²。

だから、超党派である程度まとまるものについては議員立法もやむを得ないというように、小沢さん自身もそこは、特にこの肝炎基本法については変わっていったと思いますし、原爆症の認定の問題も、そういう側面があったと思います。

○原口 議員立法の禁止に関して、その時期、新人議員は何か独自に勉強会などをしていたのでしょうか。また、そのような、議員立法の禁止等に関して、横路先生が内閣や党に対して働きかけをした

ことはありましたでしょうか。

○横路 いやいや、党のことについては働きかけはしていません。していないけれども、政策的勉強会はみんなやった方がいいと思っ
ていて、私も議長のとときに、研究会を作って、個人的に何人か集めて研究会をやったことはありますね。ただ、別に1年生を集めたわけじゃありません。

それはみんな、その気のあるのはやはり勉強していますよ。個人的に知っている学者と議論したり、NGOやNPOと議論したような人たちだってもちろんいるわけです。しかし、党の全体の体制として、部門会議で議論するような場をなくしてしまったら、それは委員会で質問するのだから大変でしょう。

もちろん、委員会にかかった法案の自身について官僚から説明を聞くということは普通ですよ。それをどうしたのかというのは各省で違うと思いますが、いちいち政務3役が出ていって法案の自身を説明するといったって大変じゃないですか。1本ならともかく、何本もかかっているような場合はどうしたのかなと思いますよ。

だから、そこら辺は結局、やはり官僚を呼んでやるようになるんです。一人で全部はできやしないでしょう。だから政務官を増やすと与党は一体だ」と反論した。

小沢氏は「政府と国会が対立するのではなく、政府・与党と、野党の意見が対立する。大統領制とは違うので正確にご理解を」と説明。大統領制とは異なり、国会議員から行政のトップが選ばれる議院内閣制では、政策決定は政府に一元化されるべきだとの持論を展開した¹⁸²。

¹⁸² 第17回記録を参照。

¹⁸¹ 「政府・与党は別「旧来の考え」 民主党の小沢幹事長、横路衆院議長に反論」(朝日新聞2009年10月13日付記事)は、次のとおり報じている。「民主党の小沢一郎幹事長は12日、山梨県昭和町で記者会見し、鳩山政権が進める政策決定の政府への一元化を横路孝弘衆院議長が批判したことについて「政府が与党のものでないという意識に立つと、おかしい」となるが、旧来の考え方だ。議院内閣制では政府

提案をしました¹⁸³。

議員立法の制限に加えて、政府が「政・官の在り方」というのを決めましたよね¹⁸⁴。政と官の接触の仕方、お互いに接触を規制する、それから、官の勝手な記者会見は許さないという。この二つと相まって、国民の声をどう政治に反映させるかという基本のところ、こういう規制を、あしき運営を更にやれば、なおさらのこと駄目になっていくんですね。小沢幹事長の下の国会運営では、そういう側面が非常に色濃く出てきたと思います。

政策論争については、各省の政策会議で行うことに改められました¹⁸⁵。しかし、政策会議といたって、結局政府が主宰しているわけです。副大臣が中心になって、その管轄の委員会の委員を集めて、委員会にける法律の説明をするという話ですからね。そこで、もって何か変えようということにはならないわけです。

ですから、そこで聞いたことを副大臣は大臣に報告するという仕組みになっているんですが、政策調査会があつての部会の議論とは全く違う構造になっているので、これは余りうまくいなくて、内閣に入った議員、副大臣や政務官として入った議員はいいんですけども、そうでない人にとっては、本当に勉強する機会が、自分で積極的にやらない限り、なかなかそういうチャンスが生まれない、

¹⁸³ 第174回国会提出「国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外6名）」が提出されたが、第177回国会で撤回された。

¹⁸⁴ 2009（平成21）年9月6日閣僚懇談会申合せ。

というような状況だったんですね。

小沢さんは、彼らを集めて、要するに、1回生というのは次の選挙に勝つのが大事なんだということで、選挙区をしっかりと回つて固めるという話をされていたようですが、私に言わせれば、一年生は、国の全体の仕組み、外交安全保障から国の財政金融や税制の問題まで含めて課題はたくさんあるんですから、社会保障を含めて。そういう勉強をしっかりとやるいい機会だったのに、という思いが非常にいたしました。まず、それが小沢さんのスタートですね。

《国会法改正問題と小沢幹事長》

○横路 その次に、10月には国会法の改正を言い出しました。

国会法の改正というのは、政府参考人の答弁を禁止する、国会答弁に官僚は要らないということを中心として国会法改正をしようというわけですね。

小沢さんは、この国会法の問題には非常にとらわれていまして、随分若いときからこの国会法の改正の問題について、1993年です、『日本改造計画』という本の中で話をし、また1999年の「旧自由党党首としての」自民党との自自連立のときに国会審議活性化法という法律を作りまして、政府委員の廃止、党首討論・クエスチ

<https://www.cas.go.jp/jp/siryuu/pdf/090918siryuu.pdf>

¹⁸⁵ 例えば参照、「小沢新幹事長インタビュー」プレス民主218号（2009年10月9日）。

ヨンタイムの実現と、副大臣・政務官ポストというようなことをそこで決めたわけです。

しかし、官僚は答弁できなくなったかというところ、それはそうはならないで、政府参考人として説明を聞くということで、名前は変わったけれども姿は全く変わっていないのが実態だったんですね。それは、やはり官僚を呼んで、今までの経緯、経過とか官僚が押さえている事実を議論するのは、全体の政策論争をする上で絶対必要なのだと思います。

ともかく、今から思うと、小沢さんはこの国会法の改正に非常に固執していました。それにカネの問題がずっと続きましたから、国会の運営に非常に影響したと思います¹⁸⁶。

その上に、さらに、2009年10月、その国会法の改正の後には、内閣法制局長官の国会答弁を禁止するということを言い出したわけです。これにもびっくりしました。

内閣法制局長官というのは、ある意味でいうと、民主主義を支える三権分立のうちの一つの機能なんですね。政府が提出する法律が今の憲法に合致しているかどうかということ、過去の議論などと点検をしながらしっかりチェックするのは本当に大事なことで、そ

れを禁止するというのは一体何を考えているんだろうかと。

小沢さんは、何かイギリス議會を想定して、議員同士の議論にして、官僚も細目的・技術的事項についての答弁はできる（政府参考人制度）としながら、官僚の中でも別格の存在として特に答弁が認められてきた4名の政府特別補佐人から内閣法制局長官だけを除外するといつて、それをまた、官房長官〔平野博文氏〕がオーケーしたわけです。これまでの法制局長官の憲法解釈に政府は縛られない、政治主導だから政治判断で解釈してやればいいんだと言いつつ出したわけです。どうしてそんなことを突然言ったのか、私には全く分かりませんが、鳩山さんもそれに同調しちゃったんですね¹⁸⁷。

これはもう本当に、こんなのでいくと、一体どんな憲法解釈になつていくのか、非常に不安になりまして、私は鳩山さんのところの、荒井聰さんという北海道の出身の議員に、そんな憲法解釈を勝手に政治判断でできるということをやってもらっちゃ困るというて、注意をしたことがあります。

いづれにしても、その後、鳩山さんは、政治判断とはいっても、やはり過去のいろいろなものを踏まえてやるんだと答弁を変えましてけれども、しかし、非常に問題だと思いました。

186. 例えば参照、『小沢』法案、視界不良 政治とカネが逆風 国会改革関連・外国人参政権（朝日新聞2010年3月18日記事）。
187. 一般には、1990年の湾岸危機に際して、自民党幹事長時代の小沢氏が自衛隊の海外派遣を可能にする国連平和協力法案の成立をめざしたところ、内閣法制局が自衛隊の派遣条件を厳格に解する憲法解

釈を曲げず、廃案に追い込まれたことが原因となつて、いわばその意趣返しとして、内閣法制局長官の国会答弁を禁ずる運用及び法改正が小沢氏によって主導されたと考えられている。「法制局長官の答弁、復活へ」小沢氏が「禁止」主導、野田政権の官僚活用路線を反映（2011年9月21日付朝日新聞記事）を参照。

そういうようなことで、小沢さんは自分の考えを通しながら進めてきまして、10月になると、民主党の役員会、週1回ですね、これはもう政府、党務と完全に分けるということで、鳩山代表もほとんど出ることはなく、小沢さんの支配というか、小沢王国が完成したのがこの民主党の役員会だったと思います。

その後、新しい日本を作る国民会議、佐々木毅さんという元の東大総長に、国会改革の提言を取りまとめられてという依頼をします〔平成21年10月15日〕。その依頼をした結果が、その後一か月ぐらいたって、「国会審議活性化等に関する緊急提言」〔平成21年11月4日〕として出ています。国会の会期を、会期制から通年国会にすることとか、党首討論を週1回しっかり行うこと、あるいは議員立法を活性化させるべきことなど、小沢さんの意思とはちよつと違うものが出てきて、彼は、これをもう全く無視したというようなこともございました。

そのうちに、今度は、陳情を党本部〔の幹事長室〕に一本化するという仕組みをつくり上げたんですね。しかも、地方の組織を通して、ということなんです。

議員にはいろいろな要請があります。要請されて、それを役所に調べてもらうこともあれば、役所に頼むこともありますよ、それは。

¹⁸⁸ 野中広務が会長を務め、森喜朗、青木幹雄が理事を務めるなど、自民党との関係が深い全国土地改良政治連盟（全国土政連）が、参院選比例区の組織内候補につき、政権交代後の2009年11月に自民党の公認を得たことが小沢氏の逆鱗に触れ、全土連の「政治的姿勢が悪

あるいは役所に事情を聞くこともあります。そういうのは政と官との接触で規制されるわけでしょう。そうして、それらの要請はみんな幹事長室で扱って、幹事長が判断したものについては政府に届けます、というような仕組みにしちゃったわけです。

だから、非常に幹事長の意向が入りまして、ある意味でその犠牲になったのは、土地改良の問題で、土地改良の団体の責任者は京都の野中広務さん。野中さんと小沢さんとういうことがあったのか分かりませんが、ともかく、これは要求予算を半分にカットしてしまっただけです¹⁸⁸。

要するに、そこで自分の判断で、特に小沢さんの判断は、選挙に役立つかどうかということを考えている。どちらかというと、やはり田中派で活動されてきた経験というのがこういうときに生きているのかもしれませんが、そうやって陳情の選択が行われたこともありまして、この陳情を党本部、特に幹事長室に一元化したというの、いろいろな問題を含んでいます。

つまり、鉄の三角形を壊すということを主張したにもかかわらず、業界と政との関係でいうと、陳情の要請、見返りで選挙というようなことになりかねないんですね、むしろ一本化することによって、それが非常に大きな問題だと思えます¹⁸⁹。

い」として、土地改良予算は概算要求段階から半減されることとなった。（地殻変動）土地改良、追い込む民主 小沢氏「だめだ。政治的態度が悪い」（朝日新聞2010年2月1日付記事）。

¹⁸⁹ これが政府与党の二元化を招いたことにつき、「（社説）陳情改革

○赤坂 21世紀臨調の話ですけれども、これと小沢氏との関係はどうなるのでしょうか。

○横路 余りよく分からないんですよ。依頼をして提言は出てきた。提言の中には議員立法もありますしね。

しかし、会期についての提言は議員同士の議論を盛んにすることを目指しているもので、特に小沢さんが主張してきたわけではなく、官僚依存からの脱却というようなことで彼はお願したんだと思うんですけども、別に、彼が提案した国会法の改正は、この佐々木さんの提言の中に入っていないんです。

だから、彼が頼んだと思いと、結局出てきた結論とは違っていたというんじゃないでしょうか。

○赤坂 そうしますと、小沢氏の依頼を離れて、この21世紀臨調の提言自体に対して、横路先生はどのように受け止められましたか。

○横路 私はやはり、国会の会期の問題は、これは問題だなと思って、それでいろいろとそれから会期の問題を調べ始めまして、年間国会はどれだけやっているのか、実際の姿というようにことを調べて、野田内閣のときかな、平田さんが参議院議長のとときに、このことをやろうというので、議長、副議長と、それから議会の事務局の方も入って、会期制度をある意味ではやめる。一定の期間を決めて、休会するときは休会を事前に決めて、例えばお盆とか夏休みとかです。会期制度をやめることを検討しました。これは野田内閣のと

きになりますので、そのときに話をしますが、会期問題というのは、いつも会期は与野党の攻防戦の的になるんですね。

例えば、会期の中では同じことは2度やっちはいけないとかいろいろな要素がありまして、会期制度というのはプラスマイナスがあります。別にマイナスばかりではないんですが、そのところを、野田内閣時に、平田さんと相談して、2012年8月にまとめているのがありますので、これは発表に至らず終わっちゃっているんですがね。そのときにはもう野田内閣の不信が出るといった。

21世紀臨調の提言の中では、議員立法の活性化や、国会の会期の問題、クエスチョンタイムは週1回やる必要はないかもしれないけれども、少なくとも月に1回ぐらいはやるべきだと思っていまして、提案そのものは受け入れて、それをやった方がいいというような内容が十分ございました。

国会法の改正については、その後、民主党の政治改革推進本部を2009年11月に立ち上げまして、脱官僚をスローガンとして、政府参考人制度の廃止、内閣法制局長官の答弁の禁止、あるいは質問通告の改善、大臣や政務官の増員というようなことを党内でまず決めまして、それをさらに与野3党で合意して国会法改正法案を決めたんですね、12月になって。これがずっと尾を引きます。

その尾を引いた理由は何かというところ、国会法の改正というのは議

政府与党二元化への懸念」(朝日新聞2009年12月8日付記事)、及び「民主党幹事長室、小沢氏の『城』 陳情に応じ対応者に差 党議員

会の運営に関することから、議会制度協議会に諮って、そこでいろいろ議論して、与野党で一致したことを実行するのが従来の慣行だったわけです。

ところが、小沢さんの記者会見の中で、議会制度協議会でやってまとまらない場合は多数決で決めるしかないという発言がありました。野党はかんかんになりました¹⁹⁰。もう本当に余計なことというか、今までの慣行を破るような発言を堂々としたわけですから、これが2010年の1月、2月、3月、4月の国会を揺さぶり続けた大きな原因になっています。

法律は、この頃、インフルエンザの副作用の被害補償法案であるとか、原爆症の認定法案、中小企業の金融円滑化法案など、大体、各党賛成の法案がかかっていたわけです。ところが、山岡賢次国対委員長が、会期末までに全部上げるためには急がなければいけないといって強行採決したわけです。国会はもうそれで、自民、公明は欠席する。新型インフルエンザ法案なんかもそうですけれども。

私は、小沢さんに、これはもう自民党と同じことをやっているよと言ったのですが、その後、はっきりしたのは、小沢・山岡会談のときに小沢さんが「会期内に処理しろよ」と言ったと、それをもう、すぐ採決しろという具合に受け止めたというか付度して山岡さんが走ったというんですね。強行採決をやったのは11月20日です

¹⁹⁰ 2009年12月7日の記者会見における小沢氏のこのような発言につき、野党・自民党の大島理森幹事長は、「数で押し切るものではない。国会のルールであり民主党のルールではない」と反発したとい

けれども、会期は11月30日までだったんです。結局会期延長するわけですけども、そこで一応は与野党合意をして、正常化になって、党首討論をやるということ合意したわけです。

何でそんなことになったのかなと考えてみますと、やはり、一つは、野党との根回しというか、コミュニケーション不足が非常に大きいと思います。

議院運営委員会、国会対策委員会、各党の幹事長・書記局長会談、こうあるわけですよね。小沢さんの時代は各党の幹事長・書記局長会談は一度も開かれませんでした。つまり、本人のカネの問題がずっとありましたから、本人はやはりそれに出たくないで、野党から声がかかっても、もう全然出ると言わなかったんですね。一度も出ていません。これは非常に異例なことです。そのうえ政策調査会長がいらないから、政策協議を与野党間でやる手段がないのです。

それから、議院運営委員会、国会対策委員会でコミュニケーションを取ることがやはり十分じゃなかった。

私は、自分が初めて知事になって、議会対応に苦労したのですが、日本社会党・道民連合の道会議員の西本美嗣さんという、僕の友達なんですけれども、彼が議会対策をやっていたときは、毎朝ともかく、まず自民党の控室に顔を出して、みんなと挨拶をして、そして追い出されるまでそこで日々いろいろと話をすると、そういう

う。「海外視察でファーストクラス使いません 与党、見直し提案へ」
(朝日新聞2009年12月8日付記事)。

努力をずっとやってくれましたし、それから知事部局の方も、役員
の皆さん、議員会長とか議会運営委員会の責任者だとかというのにコ
ミュニケーションをしつかり取ってくれていました。

しかし政権交代後の民主党は、まだ与党慣れしないというか、何
かあるとすぐ自民党の国対委員長や野党の国対委員長が私のとこ
ろに来るわけです。それで、あるとき、山岡国対委員長に、あなた、
少し野党の方を回ってくださいよと言ったら、いや、俺のところは
は何も言っていないよと言うんですね。野党のときは与党の自
民党の方から言っていくわけです。でも、今度は民主党が与党に
なったんだから自分から行かなきゃいけないので、だから、頭下げ
て回らないと駄目でしょうと言ったことがあるんです。

そういうような感じで、まだ与党としての覚悟と対応が不十分で、
それはもう最初のことだから、その後の内閣によっては改善されて
いきましたがね。この最初の鳩山内閣のときの国会対応は問題がい
ろいろあったと思います。

この2009年は、終盤に鳩山さんのお金の問題で秘書が起訴さ
れて、鳩山さんは不起訴になって終わったというところで、新しい年、
2010年を迎えます。

《陸山会事件》

○横路 2010年が明けて、私の方は、新しい年は予算が最大の

¹⁹¹ 例えば参照、「土地取引、民主・小沢氏が指示 石川議員「直接や
りとり」 陸山会の土地めぐる問題」(朝日新聞2010年1月1日付

問題ですから、予算の国会という思いでいたんですが、12月に、
鳩山さんの秘書が偽装献金事件で起訴されました。それから、元旦
の新聞記事を見てびっくりしました。小沢さんのカネの問題がどん
と出ているんですね¹⁹¹。「いわゆる陸山会事件」。土地をかうお金に
ついて企業から献金を受けたとかいうような、政治とカネの問題が
ぼんと出てきて、これでどうなるかなと思っていたんです。

まず、1月は補正予算だったんです。補正予算は1月28日に成
立しました。これは、民自公の国対委員長会談で、党首討論と政治
とカネの集中審議というようなことを前提にして、補正予算が成立
したんですね。党首討論がその後行われます。

2月になったら、今度は本予算の審議です。そのときに、小沢さ
んの秘書をやっていた石川知裕さんが起訴されるわけです、2月の
4日に。自民党からは石川さんに対する辞職勧告決議案が出されて、
これがずっと尾を引いていくわけです。

2月に党首討論が行われたときに、公明党の山口さんから、公明
党としては政治資金規正法の改正の問題と企業・団体献金の廃止、
これを検討していると。これは非常に大事なことで、鳩山さんに、一
緒に協議会を作ってやりませんか、という質問をしました。そのと
きに鳩山さんは、それは大事ですねということで、協議をやること
を了解したんですね、与野党の協議をですよ。

確かに、民主党の中でも、そのとき企業・団体献金の問題につい

記事)。

ては議論して、もう法案を出す準備をしているということも聞いていました¹⁹²。

しかし、辞職勧告決議案がずっと出て、普通、起訴されたら、議員は大体すぐ離党するものなんですけど、どういうわけか、石川さんはずっと離党しないで、2月15日になって離党したんですね。その後、たしか裁判で有罪になっても辞めないで頑張っていました。それはやはり、小沢さんのことを考えた結果なんだろうと思います。

その2月17日の党首討論、これはある意味では非常に大きなチャンスだったと思うんですね。これでうまく動いていけばいいけど、民主党の中だって企業・団体献金の問題でいろいろ議論があるわけだし、と思っていたんですが、実は、その党首討論を受けた与野党の協議会、これが、3月10日に国対委員長会談がありまして、野党から政治とカネの問題について協議をしようと求められて、民主党は、協議はやらない、参考人を呼ぶとか政治倫理審査会に出るということは一切行わないと言って、全部蹴っ飛ばしてしまいました。これはもう本当にびっくりしましたね。総理大臣が与野党協議をやりまうと言ったのに、どうしてそんなことをやったんだと言ったら、いや、党の運営のこと、国会のことは俺（小沢氏）が任されている、だから、鳩山さんが何を言おうとも、別に鳩山さんからやってくれとも言われていないよ、という話がありまして、結局これが、

¹⁹² 民主党はマニフェストに企業・団体献金の3年以内の全面禁止を盛り込んでいたうえ、鳩山首相・小沢幹事長の政治とカネをめぐる疑惑が浮上したため、自浄能力をアピールする狙いから、政治資金規正法の

ある意味では、その後の運営をうまくやる非常に大きなチャンス逃した。やはりカネの問題をずっと引きずってしまったと言えます。

この間、いろいろな、議員辞職勧告決議案の扱いなどを含めて、議長不信任決議案が2月25日に出されまして、賛成したのは自民党だけで、反対が民主党と共産党など、公明党とみんなの党は棄権するというところで、そういう一つの形を作って審議に入るというように教えられましたけれども、いや、そんなものかなと思いました。予算は3月2日に衆議院で可決し、3月24日に参議院でも可決されます。それから各法案の審議に入っていくわけですが、郵政法の改正が非常に大きな課題になりました。

要するに、予算の方は、補正予算も本予算もすうっと通ったわけです。そして、カネにまつわる問題だけごたごたして、与野党はいつもそれでぶつかっていて、ある意味ではどうしようもない状況だったんですね。

小沢さんは政倫審に出るチャンスというのは幾らでもあったわけですよ。そこでしっかり説明すれば良かったのですが、ずっと断ってきました。最後まで断ってしまった。

しかし、最後は裁判で無罪になりましたからね（2012年4月26日）。それならなおのこと、ちゃんと政治倫理審査会に出て、しゃべればいいじゃないかと思うんですが。

改正案を議員立法で提出しようとしたもの。参照、「企業献金全廃、民主が提案へ」（朝日新聞2010年1月29日付記事）。

ともかくそういうことで、予算だけはうまく成立しました。

4月になると、国会法改正が問題になりました。それと議会制度協議会の関係がやはり問題になりました。4月8日、予算が通った後に民主党から審議入りの提案があり、自民党から議会制度協議会で協議すべきだということで、与党国対は4月13日、国会法の審議入りを三党で確認したと。これは特に亀井さんのところは積極的なわけですから、それで確認をしたということなんです。

山岡さんがそのとき来まして、その報告をしていきました。私は、議会制度協議会でちゃんと議論しなきゃ駄目だよ、という話をしていたんですが、そうしたら、山岡さんが記者会見で、国会法の改正の提案を、つまり、議会制度協議会に諮らないで提案することについて議長も了解したということ、記者会見でしゃべったわけですよ。記者会見というか、記者のぶら下がりというか。そんな事実は全くなかった。うそなんです。

山岡さんもそういうところがあって、それがまた今度は大騒ぎになるわけです。何だ、議会制度協議会にかけてやると議長は言っていたのに、何で国会法改正案の審議入りを了解したんだということで、非常に激しく怒られました。これは結局、申入れも受けまして、私も、山岡発言は事実じゃないので、事実じゃないということを野党各党の国対委員長を呼んで話をいたしました。説明をして、納得してもらったと思っています。山岡さんの周辺も否定しましたからね。

そんなようなことなどもありまして、ごたごたしておったんです

よ。5月になって、連休に入るわけですね。連休の間は全然動きがなかった。うまく話がついているのかなと思っていたら、そこから一連の強行採決、国会法の強行提出、政治とカネの問題というのが、2010年5月、大荒れに荒れるわけですよ。

《鳩山首相の退陣》

○横路 私は、そのさなかの3月27日に足を折って入院しているんです。左の大腿骨の骨折で、前にもお話ししたかと思いますが、中学2年生のときに交通事故で、乗っていた自動車がひっくり返って骨折したんですね。複雑骨折だったので一年半入院して、学校は一年遅れているわけです。

昔のことですから、折れたところを何かでつないでいるんです。3月27日の1週間ぐらい前に、議員宿舎の周りを歩いていて、段差のところまでひっくり返ったんですね。そのときは、ああ、痛いなと思ったけれども、別にそのときは、1週間は何ともなかったんです。そして、27日は多分土曜日から日曜日なんですが、ちょうど娘と女房とどこかにちょっと出かけようかといって出かける用意をして、私が先に下りて、一階の廊下を歩いているときにぐんとなつて、要するに、骨が折れちゃったわけですよ。昔つけたところがばらばらになっていたんですね。だから、弱くなっている、骨も弱くなっていた。

それで、ともかく入院をしました。4月28日まで1か月入院しました。今の技術ですからギブスも何もしないで、前のときは胸ぐ

らいまでのギブスですよ。それは何か月もしてたんですから、もう大変だったんです、床擦れや何かができましてね。今は、骨の間にチタンか何かを通して、そして、もう手術した次の日から、歩いてくださいですよ。

それで、訓練して、国会の方は1回だけ本会議を休みました。けがをして手術した、多分土曜日だと思ったな、その日曜日からの週の、火曜日を欠席して、木曜日からもう出席しました。

その出席するときに、前にもお話しした、八代英太さんがいたときに参議院で使っていた、階段を車椅子であることができるように作ってあるのを借りてきて、衆議院議長のところの段を下からさっと押し上げてもらって、あとは本会議も議院運営委員会もみんな出て、仕事をしました。仕事はしましたが、そういう状態だったものですから、私の方も、動きはちょっと鈍かったかなと思います。本会議が終わったらまた入院して、退院したのが4月28日なんですよね。

自民党の方は、その後、議会制度協議会にかける前提として、鳩山さんの秘書の参考人招致だとか、政倫審に小沢さんを呼ぶことだとか、そういう条件が付きましましたから、議会制度協議会も開くことができない状況になったんです——与党の方が了解しませんから。しかし、いづれにしても、そういうことで連休を迎えて、その後次から次へと法律を強行採決しまして、余りにもそれがひどいものだから、藤村修さんという厚生労働委員長が辞任したんですね。辞任は、一応は健康上の理由となっていますけれども、彼は私のところ

ろに来て、国対委員長から強行採決しろ、強行採決しろと。何も強行採決する理由がないので、自分はそれで嫌気が差して辞めますと行って、体調不良ということで辞めちゃったんですね。

あるいは、総務委員長（近藤昭一氏）は、本来、議会では理事懇や理事会を少なくともちゃんと呼びかけをして、欠席される場合はあるにしてもちゃんと呼びかけをしてやるようになってる。それを全く無視して、ばんとやっちゃったんですね。これはもう完全に議会運営としては差戻しのケースです。

ところが、どういうわけか、次の日に自民党と民主党と、国対が話をして、審議に入るのを1日延ばすというようなことで妥協しちやっただんですね。これも、経緯、経過はよく分かりませんが、そんなような関係になりました。

その直前の4月27日に、第五検察審査会で、小沢さん起訴相当ということが政治資金規正法違反で出ました。

それから、鳩山さんが辺野古の移転について、これはもう県外は諦めましたと沖縄に行つて知事に言うわけですね。それが5月23日です。

だから、ちょうどこのときは、小沢さんのカネの問題や、鳩山さんがずうっと主張してきた彼にとつての一番の柱が、もう諦めたというような状況なんですね。そして、参議院選挙が7月に迫っていました。

それで、5月26日、参議院の議員総会で、もう鳩山、小沢の体制だと選挙も戦えないと行って、噴き上がったわけですよ。輿石さ

ん自身も選挙だったですから、選挙区の状況も大変だということで、そのときはみんなに、自分にもう任せてくれと言って収めたというんですね。その心は何かというと、輿石さんから、もう鳩山、小沢じゃ参議院選挙を戦えないから、そのことをはっきりと鳩山さんに言うよと、こういう話がございまして、ああ、そうなのかなと私は思っております。

そして、5月31日に、輿石さんは鳩山さんと会談して、辞めるべきだということを言って、鳩山さんが了解して、発表を待つってこれと行って、また次の日に会って、小沢さんも一緒に辞めるということにすると。6月1日に会って、表明は6月2日になりました。

5月31日は、郵政の問題がかかった本会議ですね。31日というのは、中国の温家宝さんが来ておったりして、国会を出たり入ったりしながら本会議をやっていたんですが、自民党も公明党も、議連の理事会にも委員会にも欠席だということで、2時に本会議だということなので、国対委員長が抗議に来たんですよ。それは1時40分ぐらいかな、来て。でも、そういう状況が背景にありましたから、もう民主党国対は機能していないし。

それで、やらないとダメでもないというので、私は、もうこの際、多分鳩山さんたちはすぐ辞めるから、郵政法案だけはちょっと形を作っておいてやった方が連立にもいいんじゃないかというようにも考えて、国対委員長の意見は承りましたということにして、ベルを押して、そして本会議を開催したんですね。

193 「とことんクリーンな民主党に戻そう 首相の議員総会発言（要

初めのうちは野党は出ていませんでしたが、途中で出席して、そして、温家宝の件があったものですから、休憩にしてそっちに出て、また戻ってきて本会議というようなことで、5月31日は混乱した国会運営になってしまったんですね。そこで終えて、そして、いよいよ、鳩山さんが6月2日に辞めるわけです。

鳩山さんは、辞めるときは、とことんクリーンな民主党に戻そうという演説をぶちまして、小沢さんは、渋々彼と一緒に責任を取る形になりました¹⁹³。

《特例会見問題》

○赤坂 ところで、その少し前、2009年の10月に、小沢さんとの関係で、天皇と習近平氏の会見をめぐる問題がありましたね。

○横路 習近平氏が日本に来るということは、前から中国からは予告がありましたけれども、訪日予定が正式に決まったのは11月23日かな。そして、外務省から宮内庁の方にお願いしたのですが、1か月ルールというのがあるからといって宮内庁は断ったんですね。外務省の方もそれから中国に話をして、中国も、まあそういうことならやむを得ませんねということになったんです。それが12月の9日といったかな。

小沢さんが訪中国を引っ張って行ったのがその前後、12月10日ぐらいですね。向こうで胡锦涛に会ったんですね。向こうの国家主席とも会って話をしたわけです。

旨)」（朝日新聞2010年6月2日付記事）を参照。

習近平さんは、割とこう、かっとならず、非常に冷静で穏やかで、ゆっくりと話をされる人で、いろいろな話をされました。私も、1月24日に、中国文化センターのオープンがあつて呼ばれていて、その後、議長公邸で習近平さんと会つてお話をしているんです。それは一般的な内容のお話です。

いづれにしても、天皇陛下と習近平国家副主席との会見が問題になったのは、内閣からも宮内庁長官にはいろいろお願いしたようなのですが、結局は、12月15日に天皇と会見するんですね。そのときに、宮内庁長官〔羽田信吾氏〕もよほどその1か月ルールを無視したことについて怒つたんだと思いますが、記者会見でそのことをわざわざ発言したんですね¹⁹⁴。その発言に今度は小沢さんが食いついて、そこで議論、論争になりました¹⁹⁵。

論争になって、その1か月ルールや何かを含めて国会で議論になったときに、平野官房長官が答弁できなくて、やはりそういうときは内閣法制局長官が必要だという話になったわけです。天皇の行為、公的行為についてそれはどうあるべきかというような議論になったときです。

結局、あのは、枝野さん〔法令解釈担当大臣〕が法制局長官みないな役割を果たして答弁することになったと思いますが、それから

¹⁹⁴ 例えば参照、「天皇会見、鳩山首相が特例要請 期限後に宮内庁へ習・中国副主席訪日」(朝日新聞2009年12月12日付記事)。

¹⁹⁵ 「民主・小沢氏、政治利用を否定 羽田・宮内庁長官を批判 天皇特例会見」(朝日新聞2009年12月15日付記事)、及び「最高権

野田政権になって、法制局長官の答弁はできるようになりました¹⁹⁶。

問題は、どうしてこういう表に出たの議論になってしまったのかですね。1か月ルールについては中国も説明を受けて分かっていた。そこからは別に、特に何かあったわけじゃないんですが、やはり小沢さんは、中国へ行つてきて、せっかく次の国家主席と言われている副主席が来たときに、「胡锦涛氏の前例に倣って天皇との会見を設定しないのは」どうしてなんだといって宮内庁にプレッシャーをかけて、そして、その結果実現したわけですけども、宮内庁長官が記者会見をやるということになるわけですね。

1か月ルールというのは、前は何となくあったのをはつきりしたのは1995年なんですね。宮内庁式部官長と外務省の儀典長との間でもって、陛下が御病気をされたということもあって、その後、特に厳しく1か月ルールをやっていたということなんです。

官僚がその1か月ルールを勝手に決めるな、けしからぬというのが小沢さんの論理だったんですね。それに対して、内閣は、公的行為であっても憲法の趣旨に沿ってちゃんと配慮をしなきゃいけないということになっていますが、私も一度、増原防衛庁長官が天皇陛下との会談の中身を外に漏らして責任を取らされたときに、宮内

力・小沢の「急所」 「二役人」羽田が刺した一撃」(同2009年12月28日付記事)。

¹⁹⁶ 「法制局長官の答弁、復活へ 小沢氏が「禁止」主導、野田政権の官僚活用路線を反映」(朝日新聞2011年9月21日付記事)。

庁長官と国会で随分議論したことがございます。

国事行為、公的行為と私的行為とがあつて、内閣の責任がどこまで、どういう行為に係るのか、が問題になるわけですね。公的行為といったつて、随分、国会の開会式とかいろいろありまして、範圍が結構広いですね。ですから、それも結局はどうなのかということ、宮内庁の長官のところで判断されていたわけですよ。

ただ、しかし、小沢さんの発言によると、いや、そういうのはみんな内閣の責任においてやるんだから内閣が判断できるんだというところで、二人で議論、論争になったということですよ。こんな論争が表になったのは、本当に恥ずかしいことだなと思つて聞いておりました。

習近平さんとはばつちりを受けたみたいで、あの人はそんな、かっとなるような人では全くありませんので、今回のケースは、まさに日本の国内の問題ですよ。

宮内庁長官も、記者会見で言っちゃつたところですが、小沢さんに手厳しくやられた一つのきっかけにはなつてはいるんですね。しかし、天皇陛下の健康も考えて1か月ルールをしっかりと守ろうと頑張るのが宮内庁長官の役割ですから、記者会見でお話をされたんじゃないかと思つています。

○赤坂 小沢氏が習近平・天皇会談をここまで、何としてでも設定しないとイケないと思つたのはなぜでしょうかと。

○横路 いや、分かりません。

たまたま、中国に国会議員を143人も連れていったんですよ。

そして、向こうの国家主席と会つて、みんなと握手させたんだと、写真を撮つて。そういうことが背景にあつたんじゃないかと思つます。自分の顔を潰した、メンツを潰したレベルの話じゃないですか。余り理屈の通る話じゃありませんので、説明ができないですね。

○赤坂 宮内庁長官が憲法の精神を理解してないとか、いろいろ反論されましたけれども、実質的な理由はそこではなかった、ということでしょうか。

○横路 そう思つますね。憲法の話は後からつけた理屈だと思つますよ。

《鳩山政権下の国会運営》

○小石川 2010年前半の衆議院の運営につきまして、当時のメディアでは、民主党政権の採決の強行が、政治とカネの問題と並んで批判されています。

このように、与野党が対決姿勢ばかり強めて、ある種の政策協議が弱まつている状況におきまして、先ほども横路先生自身から大変だつたというお言葉がありました。衆議院議長として、仲裁や仲介的な活動というのは、ある種限定的にならざるを得なかつたのでしょうか。

○横路 いや、やれる範圍ではやつてきたつもりで、例えば、山岡国対委員長が逃げてさっぱり会つてくれないなんて言うから、それは国対委員長に言つて、会談を実現させたりだとか。

しかし、ともかく、鳩山内閣の方も、一つは、非常に官邸機能が

弱くて、国会対策というのはもうほとんど、全くと言えるほど、鳩山内閣のときはなかったと思いますね。

そして、党の方は、ともかく幹事長がでんと座っていて身動きがつかないわけですから。私は、多分、小沢幹事長とは全然会っていないと思います。何かやるとしても電話で、それでも、電話しても必ずしも本人が出てくれるというわけでもなかったですし、周りに話をするしかなくて。

そういう意味では、本当にコミュニケーション能力全体が、議運のレベルでもそうですし、それから国対のレベル、幹事長レベルは全くありませんし、なかなか動きようがなかったです。

予算の一番大事なところはさっと通っているんですから、あと問題になったのは国会法の改正の、小沢さんの自己主張を通すためのものと金の問題、これに鳩山さんの辺野古の問題が絡んじったというのが、5月に行われた強行採決の背景にあると思います。

だから、国対委員長も一生懸命やったと思うんですが、ただ、自分の上にいる幹事長がカネの問題で起訴されていますし、みんな訳が分からなくなっていた状況だと思います、この5月の強行採決は。理屈じゃ説明つかないんですよ。

こういう状況の中で、私もなかなか動けなかったのです。各党の幹事長会談も、開けば必ず小沢さんのカネの問題が野党から提起されるので、もし本人が政倫審に出席することを決意されるのであれば、私も開催〔を呼びかけることが〕できたのです。しかし本人はどうしても出席しないと云っている以上、各党に呼び掛けることがで

きませんでした。

私のところへの情報は、民主党の国対からはほとんどなかったです。三井〔辨雄〕さんという代理の方が私の部屋を訪ねてくる。山岡国対委員長が進んで来ると言うことはほとんどありませんでした。その情報といっても、小沢さんはどう考えているんだといっても余りよく分かっているなくて、小沢さんの気持ちをみんなが何か付度しながら動いていたというような状況でした。そうになると、情報源としてはやはり衆議院の事務局です。衆議院の事務局はよく情報が分かっている、やはり、4月に小沢さんが起訴された、5月には鳩山さんがもう辺野古を諦めたということが重なって、そして、山岡国対委員長は、もう最後とばかり、鳩山さんと亀井さんに尽くそうとしたこともあるんでしょうが、郵政法案処理に、ともかくハッパをかけてやっちゃったということ。

国会の運営も、各委員会の委員のメンバーの自主性はほとんどなく、上からの指示だけでした。各委員会の理事の人たちにも、みんな不満はたまっていたと思います。理事会で話をして修正の協議をするとか、そういう自由度はほとんどない状況でした。

それはちょっと信じられない、あのときの状況は、特に5月は。

当時の小沢幹事長、山岡国対委員長の下における国会運営は、本人は非常に一生懸命だったと思います。小沢さんにしても、国会法の改正ということで、イギリス型議會をモデルに、官僚の答弁ではなくて議員同士が議論してやっていたいこうと、いろいろな政策を打ち立ててやってこられたと思います。特に国会法の改正に非常に

固執をされた。

しかし数の力を頼りにするだけで、やはり野党とのコミュニケーションが不足していた。

それから、民主党の首脳会談が、政府は、鳩山総理、菅副総理に平野官房長官、党の方は、小沢、輿石、山岡、このメンバーで会議が開かれています。そんなに頻繁ではないですが、2010年4月あたりは何回か会談をやっています、一応はそういうのがありますけれども、十分、事前にそこで打合せをしてやるという感じにはなっていないかと思えます。山岡国対委員長からの報告は何もありませんでした。

それから、各委員会の主体性と自主性というのが全くなく、指示を受けて動くだけじゃなくて、議会はやはり委員会が中心なわけですから、委員会が理事会中心にいろいろ議論して、かかっている法案について修正するというのも、それは与党であっても議論して、必要とあればやっていくことが必要だったのではないかと思えます。

ただ、いずれにしても、お金の問題でずっと動いていって、小沢さんは最後は無罪になるわけですからね。そういうことならば、もうちょっと早く何とか、みんなが合意できるようなことがなかったのかなど、それは非常に残念に思っています。

《鳩山政権の評価》

○横路 私の中から見た鳩山政権についてですが、鳩山内閣が組閣

され、藤井裕久さんが財務大臣に就任して、やはり安心感が生まれたいと思います。

マニフェストというのがありました。いろいろ批判が随分ありましたけれども、ともかくマニフェストの実現に向かって各大臣共に非常に頑張ったということは言えます。民主党政権がこれまで主に取り組んできたことについてまとめたものが、菅内閣のときの2010年参議院選挙のマニフェストに載っています。

どういふことかという点、2010年6月11日現在ですが、鳩山内閣のマニフェストの政策が179、そのうち実施済みが35、一部実施が59、着手済みが70、未着手が15で、例えば、子ども手当とか、高校の授業料の無償化、生活保護の母子加算の復活、父子家庭にも「児童扶養手当を」つけたんだな、それから、社会保障年金の2200億円カット政策の廃止、消えた年金問題の処理、インフルエンザ対策、障害者福祉、特に障害者の政策参加、事業仕分けによるムダづかいの根絶、それから、独立行政法人や公益法人の見直し、租税特別措置の見直し、天下りあっせんの廃止、スクールカウンセラーの配置というようなマニフェストの事項を実現しているのは間違いないですね。

鳩山内閣の予算を見ますと、前にも述べたように、カットとしたのが公共事業予算と防衛予算、増加したのが文部科学予算と地方自治体関係とはっきり内閣の姿勢が出ています。

もちろん、リーマン・ショックの影響がありましたから、世界経済の影響を受けて税収が減ったということが、マニフェストを進め

るに当たって、財源の問題が予算編成のときに出てきた背景にあります。もちろん、自民党の負の遺産も大きいわけで、鉄の三角形というような構造の中でのものでした。

やはりマニフェストがあったから、ある程度それを軸にして政策の遂行に当たることができたということで、しかも、マニフェストの方もだんだん、選挙のためにマニフェストを作っていると、財源のこともちゃんとやらなきゃいけない、という方向にも目が向いておりました。

そういう、マニフェストの財源の問題の議論もやりながら、将来の人口減少や高齢化を見た上で、社会保障をどうするかというときに、やはり消費税の問題を考えざるを得ないということに底流ではなっていたんですね。マニフェストを作る、財源が問題だ、財源をどこに確保するか。それは一応、優遇税制の廃止とか、いろいろな問題はあります。ありますけれども、一つはやはり消費税の問題。それで社会保障を担うというような考えがやはり底流にあって、次の菅内閣で突然消費税が出てきて、みんなは突然だと思っておりますが、実は突然ではなくて、マニフェストを議論をした人々の中では大分共通の認識になっていたと思います。

○赤坂 お話にあったリーマン・ショックの負の影響の中で政策運営をせざるを得なかったわけですが、これが民主党政権の運営に与えた影響について、間近で見えていらっしやうってどのように受け止められましたか。

○横路 マニフェストの中身を実行するに当たったの財源の問題

ですよね。やはり税収が減少しましたから、それが一番大きな問題でした。

それは、実は前回お話しし忘れましたが、12月16日に小沢さんが総理官邸に乗り込みまして、財務大臣を前にして、民主党としての予算要求を提出したときに、その中で、いわゆる減税措置を取ることになっていたガソリン税について、マニフェストと違う方針で、これはもう収めなさいということになって、それに従ったんですね。その結果、予算編成がうまくいったということが言われています。あの減税はしないで、暫定税率を維持すればいいですよということ。

そういう苦労はしたけれども、しかし、実際問題として国民の消費費はどうかというのを見ると、例えば消費や何かについては、あるいは総雇用者所得なんというのは多分、今よりもよかったんですね。民主党政権のとき。

日本はサービス経済が中心になっていますから、例えば高校の授業料の無償化とか子ども手当とか、ああいうお金は消費に回っているんです。

公共事業投資の効果というのは今落ちていきます。昔は公共事業投資は社会保障的な福祉的機能を持っていて、工事現場で事務所を作ったり、そこで地元から人も雇用し、物も買って、そして道路を整備したり、港を整備したりしていました。今はもうそんなことなしにやっていますからね。大きな工事だって、みんな大企業に行っちゃうわけですね。昔はみんな地元にお金が落ちて回っていたんです

よ。公共事業が福祉的機能を持っていたわけですから¹⁹⁷。

それが今なくなって、経済そのものがサービス経済になっていいますから、社会保障を充実していく、あるいは子ども手当や高校の授業料を無償化することは、むしろ地域経済にとっては絶対にプラスなんですよ。地域にお金動くんですから。地域にお金が下りないような仕組みは、もうかるところがあっても地域は潤わないわけです。

だから、安倍政権の政策の批判をすれば、どんどん円安誘導みたいな形でやって、そして、輸出企業は非常に伸びたけれども、ということになっちゃうんですね。

だから、民主党政権のときの経済の指標そのものを見ると、そんなに悪くなっているわけじゃない。というのは、農業者の所得補償方式というような形のお金の流れ、あるいは地方自治体に回すお金を増やしたというような流れの方が、絶対に「地域にお金が」動いていっているんです。防衛予算と公共事業予算を増やしたって、地域に恩恵はなかなか行かないんですから。

今、もう中間層は減少しちゃって、金持ちに集中しちゃっているという格差社会になったのも、それはやはり日本の経済の実態を見ないで経済対策を行ったのが原因だと思います。

リーマン・ショックに対する政策という意識があったかどうかは別にして、やった政策そのものが結果的には地域の経済を潤したと

いうことで、消費の動向と総雇用者所得を見ると、むしろ民主党政権は自民政権よりよくなって、政権が替わってからは下がっていつているような状況ですよ。総雇用者所得は今でもほとんど変わらないんじゃないですか、民主党政権のときと¹⁹⁸。

《「政・官の在り方」の実際》

○横路 それから、官僚の関係で言いますと、事務次官等会議を廃止しました。これはこれでよかったと思うんですよ。ただ、問題は、政府としての情報を各省で共有することがものすごく大事なんですね。ですから、閣議が終わった後で官房長官が事務次官を集めて報告をするということはやはりしっかりとやるべきだったんじゃないか。当時廃止しただけで終わっていたのが問題だったと思います。だから、菅内閣になって、震災が起きて原発事故が発生したときに、震災対策をどうするか。各省庁分かれて、情報が全く分からない。だから、事務次官を集めて会議をやらざるを得ないんですよ。原発はやはり別だろうというので、原発は副大臣を集めて会議をやったんですね。

また、各省は政務三役で運営するんですが、政と官の接触の制限と記者会見の制限はやはり大きかったですね。

官僚からの情報の提供とアドバイスは、何をやるにしても、現状がどうなっているのか、今までこの政策ができた背景には一体どん

¹⁹⁷ 第7回記録を参照。

¹⁹⁸ 民主党政権の前後、安倍政権発足後、および2022年11月現在

在の各種指標の対比表（横路孝弘氏提供）を参照。

な現実があったのか、それに関係するような団体とか、どういう業界があつて、どんな意見を持つているのかということなどの蓄積がない人たちが集まって議論したつて、それは無理な話です。

それから、各省庁の調整、ほかの省庁との調整とか、それから各政党間の調整、場合によっては与党内の調整とか、いろいろやらなきゃならぬことがあります。それを今まで官僚がやってきたわけですね。それを、じゃ、政務三役でやれといったつて、なかなか難しいと思います。

うまくやったところは、前原さんのところの国交省は、役所の中の政策のメンバーを若手中心に集めて政策会議をつくり、それと政務三役の会議とが互いに議論するという場を作つたんですよ。そうやってコミュニケーションを図つたというケースもあります。

私も知事るときに経験したんですけども、各部はあつても、その部の中の意見は部長を通して入ってくるだけなんです。そうすると、どうしても財政、金を握つているところが強くて、政策が出てこないわけですよ。それで、各部の代表的な若手を集めて組織を作つて、そこから政策提言をしていくというので、財政と政策とぶつけるといふような仕組みを知事るときにつくりましたけれども、この前原さんの考えは、非常に上手に対応したと思います。

これは、各大臣それぞれ、うまくみんな官僚を使つたところもあるし、なかなか、官僚から嫌われて、もうあの人いいよというような人も中にはおりましたけれども、まあ、みんな頑張つたと思いません。

ただ、そういう状況ですから、官僚の方が萎縮しちゃうんですね。進んで何か情報を提供しようということにならなくなる。官房副長官の瀧野欣彌さん、総務省の事務次官をやつた方ですが、情報が官邸に集まらないのもう本当に困つたと言つています。彼はそういう情報を集めて管理して、そしてある程度調整を図るために、官僚組織の代表みたいな形で入つていられるわけですからね。そういう役割なのになかなか情報が入らず、何が原因かといつたら、政と官の接触の禁止が非常に大きかつた、と言われてます。

官邸の機能も確かに弱かつた。官房長官、内閣官房副長官、副長官も政治家から二人ですね、これは松野頼久さんと、松井孝治さんという旧通産省の役人をやつた議員の人です。

それから、総理大臣補佐官が四人いるんですが、四人のうち三人が北海道出身なんです。大体、補佐官は、当選回数や、地域の配置も考えてやるわけでしょう。つまり、新人はたくさん当選したけれども、鳩山さんは余り御存じなかつたんじゃないかと思うんですね。そして、大体、知っているのはみんな政府に入つちやうてますから。

だから、補佐官として四人のうち三人も北海道というのは、まあ、北海道から入つたのはみんな優秀な人間ですよ。優秀な人間ではあるけれども、一つの地域、しかも自分の地元の人というの、やはり官邸の機能を強め、総理大臣を補佐する役割としては問題ですね。

この中で余り国対をやつた人はいないんじゃないかな、議会の運

営に携わった人はいないと思います。荒井聰さんが一番当選回数が多い人です。この人は、私が知事のとときに知事室長をやった、農林省から来た人です。あと逢坂誠二さんはニセコの町長をやって、議員をやった人ですから、政策には非常に詳しい。もう一人は、鳩山邦夫さんの秘書をやっていた小川勝也さんという参議院議員です。だから、みんな優秀ではあるけれども、どうもそういう仲よしグループで官房長官以下官邸を固めてしまったところに、鳩山さんの弱さがあったんじゃないかと思います。

もう一つは、国家戦略局。戦略室ならば自分たちで判断してやるんだけれども、戦略局はちゃんとした法的手続が必要なのに、それをやらなかったんですね。本当にやる気であれば、最初の国会のときに作ればよかったです。

この国家戦略局が、予算から何から、財政、金融、税制、トータルを見るといって、経済を含めて。そういうところで、一応、菅さんがその任務ということだったんですが、鳩山内閣ではこれは余り機能しなかったと思います。

その下に行政刷新会議ができて、それを仙谷さんが担当し、事業仕分けをやったわけです。事業仕分けは非常に大きな意味合いがあって、その後、行政事業レビューにつながっていくわけですし、中身としても非常にいいものがあったと思います。

官僚との関係については、また、鳩山内閣発足直後の「基本方針」の中で、国家公務員の天下りあっせんについて、これを全面的に禁止するという方針を9月16日に出したんですね。

すぐ問題になったのが、10月1日付で前の内閣で決められた人事が動きますがどうしますかという問合せが各省の大臣から来たわけです。それで、これは仙谷さんが行政刷新の担当でしたから、彼が協議して、結局、前の内閣のときに決められたものはそのまま認めることにして、しかし今後、現在の大臣の承認が必要なものは認めない、つまり、天下りを前提とした早期の勸奨退職は認めないというのがその心としてあるわけなんですけれども、当時はそういう対応を一時的にしました。

その後、これについては、9月29日に「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」という閣議決定が行われ、9月16日の「基本方針」からいうと大分変わった中身になっていますが、方針の出し直しをした。つまり、天下りでなくて、必要な人材を確保しなければいけないところについては公募する、という方法に変えていきました。

《障害者政策の成果》

○横路 鳩山内閣でとお話しすべき問題は、一つは障害者政策のことです。

鳩山内閣の一番の成果は、私に言わせるならば、障害者の人たちの要請（に応えたことです）。

当時、国際障害者権利条約の批准が問題になっていたんですね。障害者団体から、その批准前に、国内政策を条約に沿った内容に変更してもらいたい、こういう要請があり、12月になって、じゃあ、

そのことを進めようということで、障がい者制度改革推進本部を作
って〔2009年12月8日閣議決定〕、本部長が鳩山さん、そして
障がい者制度改革推進会議〔2009年12月15日推進本部長決定
により設置〕のメンバーは25名いるんですが、そのうち14名が
障害当事者なんですよ。

この障害者の人たちの要求の一つは、当事者のことは当事者の手
でやろう、自分たちも参加して、自分たちの手でできるだけやりた
いんだというものでした。今までもいろいろな審議会に一人、二人
は参加していました。しかし、会の運営の半数、過半数以上、25
人のうち14名を障害当事者にして、これは2010年1月から2
012年3月までやったんですが、38回、みんな公開で議論しま
した。

そして、これが障害者政策委員会に改組されて、2012年7月
から続いています。やはり30名のうち16名が当事者なんです。ね。
これが成果を上げて、一つは、障害者基本法が改正されました。
「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性
を尊重し合いながら共生する社会を実現する」〔第一条〕ということ
で、事物や制度、慣行、観念などの制約も障害とすることとされま
した〔いわゆる社会的障壁。同法第2条第2号〕。障害にもいろいろあ
るんだということです。

障害のない人々との地域生活を妨げないこと、手話を言語と認め
て、手話通訳などの確保に努めること、可能な限り障害のない児童
生徒とともに学べるよう配慮すること、医療、介護を可能な限り身

近な場所で受けられるようにすること、司法の場で障害の特性に応
じた意思疎通の手段を確保するよう配慮すること、災害などの情報
が速く確実に障害者に伝わるようにすること、こういうことが今度
の障害者基本法に盛り込まれました。

障害者から不満があったのは、このうちの幾つかの点について、
例えば、「可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる」、「可能な限
り」という限定が入っているんですね。そこがやはり、障害者から
は非常に意見が出て、それは後でできるだけ直しましょうというこ
とになりました。

それで、民主党政権下における障害者政策の3年間で、まず障害
者基本法を改正したわけですね。それから、障害者虐待防止法を成
立させました。虐待と言っても、身体的な虐待ばかりじゃなくて、
心理的な虐待やネグレクトなども含めて虐待行為を禁止して、気が
ついた人は市町村に連絡しなきゃいけないということで、家庭で子
供がいじめられているのを通報した、通報したけれども、何かその
後対応が悪くてその子供が死んじゃったというケースが今年にも
何回か出てくるじゃないですか、そういう問題です。

それから、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推
進等に関する法律という法律も作りました。

障害者自立支援法の大規模改正を目指した障害者総合支援法。これ
は応益負担から応能負担への理念の変更、重度訪問介護の対象の拡
大〔知的障害・精神障害を対象に含めた〕、それから、障害者の範囲の
拡大〔難聴などの追加〕、ケアホームのグループホームへの一元化な

ど、いろいろなことを実現するとともに、3年後をめどにその他の事項についても検討することとされました。

それから、障害を理由とする差別的禁止に関する法制、これもいろいろ差別禁止部会で議論して、国会への提出を目指すことになりましたが、最後の野田内閣のときに国会提出まで行きませんでした、次の安倍内閣のときに成立しました。これには合理的配慮の問題が含まれています。

それから、障害者雇用の問題についても、例えば、民間企業の法定雇用率を1・8から2%へと引き上げる。地方自治体は2・1から2・3、教育委員会も2%から2・3%に引き上げる。これはごまかしが国にあったといつて前に問題になりましたでしょう¹⁹⁹。

それから、インクルーシブ教育。その当時、特別支援学校と特別支援学級、それから通級指導で合計8万5000人いましたが、就学先を柔軟に決める仕組みに変えることとされました。

それから、社会保障と税の一体改革（障害者年金の引き上げ）などがあります。特に、障害当事者が内閣府に責任者として入って仕事をすることにしたことが高く評価されましたし、自立支援法に代わる総合支援法、これもいろいろと議論がありました。私のまてめた、「障害者政策のこの3年——政権交代後、何をどのようにやってきたかを明らかにする」というペーパーを作っていますから、後

¹⁹⁹ 2018年、内閣府や総務省、国土交通省など国の8割の機関において、障害者合計3460人分が水増し雇用され、実際の雇用率は公表値の2・49%ではなく1・19%であることが判明した。たとえば

で関連資料と同時に見ていただきたいと思います（資料後掲）。

それから、障害者の権利条約の推進議員連盟というのがあります。私は議長のとときにその会長になりました。これ（資料として配付された「国連障害者の権利条約推進議員連盟総会次第（案）」）は2011年の2月3日ですから次の菅内閣になっていますが。

この障害者の問題は、そうやって鳩山内閣のときにスタートして、その後の内閣もこの趣旨をずっと生かしてやっております。障害者の人たちも、自分たちが頑張ればいろいろやれるんだということ、ただ、まだまだいろいろな問題を抱えています。

《新型インフルエンザ対策》

○横路 次に、新型インフルエンザ対策なんです。麻生内閣のとき、2009年3月にメキシコで新しい型のインフルエンザが発生したということで、そのうち5月に、成田でカナダから帰国した留学生がそれに感染して、多分、大阪の方の人間だったんですね。このときに関西で拡大していきます。

国内にはなかなかワクチンがないので、輸入しなきゃいけない。海外から緊急輸入するために、輸入の事業者からはワクチンの接種による健康被害について免責とするという条件が必要だということとを強く言われまして、それが民主党政権のときに最初に作った法

参照、「障害者雇用水増し3460人 国の機関の8割、雇用率半減」（日本経済新聞2018年8月28日付記事）。

律で、あの強行採決絡みで続いた、これは中身はみんなが賛成していた法律なんです、それが成立したということです。

このインフルエンザについては、世界保健機関が6月にパンデミック宣言をしまして、日本でも、11月、12月と、ずっと広がっていったんですね。結構、100万人を超える人たちが感染しました。民主党も、これができたとき、すぐ、4月に新型インフルエンザ対策本部をつくりました。

私もよく覚えているのは、国会見学に来る人たちに対してどうするかということ、結局、消毒の容器を今みたいに用意するとか、それからマスク。結局、マスクと消毒なんですね。それを、委員会の中でどうする、議員はどうする、義務化するかということ。それが、私が副議長のとときに、結構議運で一生懸命議論して、ガイドラインを議運でも作って、段階によって国会見学をどういう具合に制限していくとか、委員会の審議でマスクをするのはどうするかとか、そういうようなことを議論するぐらい熱心に検討されたんですよ、副議長のととき。

それで、マスク、手洗い、うがい、消毒を議院運営委員会でも決めているんですね。ガイドラインを決めて、症状のある議員は登院しては駄目とか、国会参観や傍聴を制限する、出入口に消毒薬を設置する、警備担当者はマスクを着用するとか、いろいろ2009年のときに決めてやっております。

そして、鳩山内閣に替わったのが9月でしょう。そのときも、前の厚生労働大臣が舛添要一さんで、彼は非常に熱心で、当時の岡田

幹事長に、このインフルエンザとか、これから将来いろいろなものが出てくるから、対応、対策、感染症法とかいろいろ法律はあるけれども、今の状況に対応するようにちゃんとやってくれという話をして、長妻さんがそれを引き継いだわけです。

それで、一応収まったことは収まったんですが、2009年10月に「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」を決めます。必要な医療の確保、それから、接種事業における国や地方自治体との協力、医療機関の役割分担、それから、優先的に接種する対象者及びその順序、輸入ワクチンを含めたワクチンの確保の方針。今から10年以上前に、今度ばたばたしたけれども、もう方針をこういうように決めていたわけです。

そして、2009年10月、医療従事者からワクチンの接種を行うということ、11月ピークで、2010年3月に第一波が沈静化、それが一般の季節性インフルエンザに移行したのが2011年の3月です。

この間、厚生労働省は、インフルエンザ対策総括会議を開いて、6月に報告書（『新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書（平成22年6月10日）』）をまとめます。そして、感染症の法律や予防接種法の見直しをしようということ、いろいろと検討して、2012年、これはもう野田内閣になります、新型インフルエンザ対策の総合的な推進について、新型インフルエンザ等対策特別措置法が2012年4月に成立します。

これも中身は先ほど申し上げたようなことと大体似ているんで

すが、新型インフルエンザ発生時における措置として、国、都道府県に対策本部を作ること、それから、特定接種の実施の指示、検疫、発生国からの航空機等の運航制限、医療関係者への要請並びに指示ができるようにする、インフルエンザの緊急事態の場合は緊急宣言を行って、市町村にも対策本部を作る、不要不急の外出の自粛要請、学校や県庁などの管理者に施設の使用の制限を要請、指示することができ、予防接種の実施、都道府県知事は臨時の医療施設を開設して土地などを使用できるということを、2012年にも決めています。

今回のコロナ発生で、大体これを使ってやっているんですね、緊急事態の宣言とか。だから言葉まで、不要不急の外出の禁止などというのは、もうこのときからの言葉であったわけです。そういう意味でいうと、国会での新型インフルエンザに関する法案になぜ自民党が抵抗したのかよくわかりません。一応、インフルエンザの問題はそういう形で、これは引継ぎがちょうどうまくいって、実行したということになります。

あと、ちょっと付け加えるのは、鳩山さんが言った温室効果ガス排出量の削減の問題なのですが、一応あの問題については、2011年3月の東日本大震災の状況で目標の見直しを行っているんですね。そこで、2005年度比で3・8%減とすることで2013年に国連に登録したというところで、2020年度の日本の温室効果ガスの排出量は、2005年度比で16・8%という最近のデータになっています。しかし、鳩山さんが国会でやったほどには、中の

体制はできていないということだと思います。

それから、農業者戸別所得補償制度。これは外国、ヨーロッパやなんかではみんな普通にやっているんですよ。アメリカでも実施されています。これは今も機能して、ちゃんと行われています。

そんなことで、鳩山さんの方も先ほど言ったような状況で、主に辺野古での問題が彼にとっては大きかったと思いますが、責任を取る形でやめざるを得なかった。

《菅内閣の成立と参議院選挙》

○横路 続いて、菅内閣の最初のことぐらいをちょっとだけお話ししますと、一つは、まず、鳩山さんと小沢さんが辞めて、すぐ代表選挙になって、このときは菅直人さんが出て、樽床伸二さんが対抗馬で出て、菅さんの方が、主要メンバーがほとんど支援したということで、291対129で当選しました。

2010年6月8日に内閣が成立したんですが、総理が議長公邸に來られまして、どういう体制でやろうかと相談があって、何か気がついたことがあったら言ってくれと言うものですから、一つは、やはり官房長官はあなたにはつきりと物を言える人にした方がいい、官房長官で成功した人は中曽根康弘さんだ、後藤田正晴さんという官房長官で、やはり、意見が違ってもしっかりと意見を言っていて、それを中曽根さんも最後は聞いたと。うまくいかなかったのは、悪いけれども森喜朗総理と中川秀直官房長官だ、仲のいい二人で、結局、いろいろな問題、日本の水産高校がハワイ沖で事故に遭った

とき、あのときの対応なんかそうですよね²⁰⁰。だから、まずやはり官房長官はそういう人がいいと。

それから、官邸機能はしっかりしなきゃ駄目だと。官房長官、官房副長官、それから総理大臣補佐官という体制をしっかりと取りなさいということ。また野党とのコミュニケーションも大事だということと、各グループのバランスを考えなきゃ駄目だよという話をしました。

そして、結局、幹事長は枝野幸男さんで、代理が細野豪志、官房長官は仙谷由人で、官房副長官が福山哲郎と古川元久、これは二人ともなかなか優秀な人間です。古川さんは大蔵省出身かな。それから、補佐官もなかなか、前の小川勝也さんと逢坂誠二さんも入っていますけれども、四人選定されています。そして、彼は全員参加型の運営をするということをやりました。

菅さんと小沢さんの関係は、元々菅さんは新党さきがけに所属しているわけですよ。そして、細川政権までは、もちろん武村さんが官房長官をやっていたわけですから全面的に応援していたわけですが、羽田政権のときに、小沢さんの一・ラインとの関係もあって、さきがけが閣外協力へと一歩距離を置きます。社民党とともに

に、結局は自民党との連立でいくというような経緯、経過があるんですね、菅さんと小沢さんの間には。

だから、菅さんは、総理大臣になったときに、「小沢さんは問題があったので辞職することになった、しばらく静かにしていた、だくこととが、本人、民主党、日本の政治にとっていいのではないか」という発言をしたんですね（代表選への立候補記者会見での発言）。これで小沢はかんかん怒るし、小沢外しで、まああそこまで外さなくてもいいぐらいに露骨に外したわけですね。それで、党政調査会を復活すると。これは、玄葉光一郎を会長とし、同時に内閣に入ってもらうというものでした。

それから、仲よしグループも結構外したから、菅グループからも不満が出たりしていました。荒井聰さんという補佐官は菅グループだったですね²⁰¹。

そして、すぐ参議院選挙なわけです。それで、参議院選挙で消費税の話が彼がするわけですね。6月17日、7月の参議院選の公示の1か月ほど前に、2010年度内に消費税のあるべき税率や逆進性対策を含む改革案の取りまとめを目指したい、当面の税率は自民党が提言していた10%を参考にしたい、これから少なくとも2年、

²⁰⁰ いわゆる「えひめ丸事件」。2001年2月10日、ハワイ沖で実

習中の日本の水産高校の練習船「えひめ丸」が、アメリカ海軍の原子力潜水艦に衝突されて沈没し、高校生九人が死亡した。その報せをうけた森喜朗首相はゴルフ中であったが、そのままプレーを続行したため、危機管理上の問題が指摘され、支持率のさらなる急低下を招くこととな

った。

²⁰¹ 鳩山内閣で首相補佐官を務めた荒井聰は、菅直人新内閣で経済財政政策担当の内閣府特命担当大臣に抜擢されたが、参院選後の菅直人第一次改造内閣では事実上更迭された。

3年、いやもつとかかるだろう、という発言をするわけです²⁰²。

彼は、ちょうどサミットから帰ってきて、そのサミットの中でギリシャの問題なども議論されて、要するに、財政健全化の取組の必要性がサミットで合意されているんですね。

そういうこともあり、それから、財務大臣をやっていますから、財務省の意向も相当あったと思いますが、そういうことを含めて、この消費税、先ほど申し上げた、これからの高齢化社会を考えて、社会保障を考えれば、財源の確保として消費税というのは欠かせないということもあつたと思うんですよ。

ただし、これには党内からの猛反発がありました。

最初の2009年の衆議院選挙のマニフェスト、これは消費税増税には触れていません。鳩山さんは各党党首の議論や何かの中で、消費税はこれから私の政権内では考えないということを発言しておられたんですね。

しかし今回、菅内閣のときの2010年参議院選挙のマニフェストの中には、先ほど私が言った消費税の項目が入っています。消費税をやるということが約束されています²⁰³。それから、この中に、先ほど申し上げました民主党政権で2010年6月までに何をやったかということがまとまって入っています。

そういうことで、この選挙の結果、負けるわけですよ。負けた

原因としては、どうもこの消費税の問題があるんじゃないかと言われていています。

しかし、7月段階の朝日新聞の世論調査を見たら、当時はまだ民主党の支持率27%で、自民党21%です。それから、消費税アツプは賛成が35の反対が54%。消費税について議論を進めるべきかどうかでは、進めるべきというのは63%、駄目というのは29%です。じゃ、菅ではなくて自民党政権に任せた方がいいというのは17%で、それは駄目だというのが64%もある。総理大臣は責任を取って辞めるべきかと思ったら、それは辞めるべきじゃないというのが73%、辞めるべきが17%ということだったんです。参議院選挙の結果、消費税の問題も含めて。

消費税の問題は、これからスタートして、ずっと議論していくことになります。

国会の方も、菅内閣で参議院選挙後、初めての臨時国会を迎えまして、まず、国対委員長会談で樽床さんから、5月の国会運営では様々な問題があった、その点は反省しながら円滑な国会運営をやりたいと発言していますし、私も、7月28日に野党の七人の幹事長と会談しまして、このときも、さきの国会については一定の反省をして、今後の与野党のコミュニケーションについて、前国会はそれが必要しも十分ではなかった、与党も慣れていなかった面もあって、を含む税制の抜本改革に関する協議を超党派で開始します。」との文言がある。

²⁰² 「菅首相「消費税10%」検討 年度内に税率改定案 「自民案、参考」自ら言及」(朝日新聞2010年6月18日付記事)を参照。

²⁰³ 同マニフェストには、「早期に結論を得ることをめざして、消費税

私も度々話を進めてきたけれども、十分でなかったというのは謙虚に承るといふように反省の意を表して、鳩山内閣にけりをつけて菅内閣の国会運営に入っていた、こういうことになっております。

この後で、さつき話した堤清二さんの公邸利用の話でクレームがつきまして。要するに、堤さんが「時代に求められる政治家像」ということで講演をします。大平正芳の生涯を書いた本（辻井喬『茜色の空』（文芸春秋、2010年））を書かれたんですね。辻井喬というペンネームで。

堤清二さんは、私が知事するとき、札幌に五番館というのがありまして、北海道のいろいろな物産の販売とか、あるいは北海道の冬のための帽子や長靴、手袋という、冬の衣料関係を作ってくれたり、地元で作らせたり、いろいろ協力してくれたものですから²⁰⁴、堤さんの講演だよというから、ああ、いいよと気軽にオーケーしたんですが、クレームが野党から出まして、はい、それは申し訳ありませんでしたと。みんなを対象にして、これからやるときはやりましょうということにいたしました。

○赤坂 2010年の参院選では121の改選議席があって、そのうちの40何議席かしら取れなかったんですね。だから、与党は当然過半数を割って、衆参……

○横路 過半数は取れないけれども、まだ第一党だったんですよ。ただ、選挙の後に、議長が江田五月さんから西岡武夫さんに替わることになります。

²⁰⁴ 第10回記録を参照。なお、小樽運河の保存運動との関連で第7

○赤坂 ……その中で、衆参のねじれがまたここで発生しますね。

○横路 そうです。そうなんです。そうなんですよ。

○赤坂 しかも、民主党の中もごたごたする中で、いろいろねじれて割れていうことで。この後、菅内閣の国会運営は大変だったのではないかと推察されます。

○横路 民主党代表選挙があり、それから不信任の問題があり、というような問題がありますし、APECなどの問題もあるので、次は、菅内閣のことで何とか終えるようにしたいと思います。

ただ、やはり議会の関係は大分替わっていくので、国対委員長も樽床さんから鉢呂吉雄さんに替わって、非常にコミュニケーションがよくなりました。やはりお互いよく知っている人間同士の方が何でもうまく機能するんですね。

ですから、その後は、そんなにひどいことじゃなくて、鳩山さんから菅さんに替わって、大変は大変だったんですよ、状況は。日本を取り巻く状況としては大変だったし、対立もなかなか大変でしたけれども、しかし、国会運営については、前のときの方が一番大変だったと思います。

【第20回関係資料】

○国会法改正問題と小沢幹事長

・新しい日本をつくる国民会議宛て依頼

回記録も参照。

- ・新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調） 政権選択時代の政治改革課題に関する検討小委員会「国会審議活性化等に関する緊急提言」政権選択時代の政治改革課題に関する第1次提言」（平成21年11月4日）

<http://www.secj.jp/pdf/091104-1.pdf>

○ 陸山会事件

- ・横路孝弘事務所作成「2010（平成22）年 通常国会の主な動き」

○ 鳩山政権の評価

- ・各種指標（民主党政権前、民主党政権、安倍政権発足後、2022年11月現在）

○ 「政・官の在り方」の実際

- ・独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について（閣議決定）（国立国会図書館によるアーカイブ）
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042913/www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/0929doppoujinji.pdf>

○ 障害者政策の成果

- ・「国連障害者の権利条約推進議員連盟の発足とこれからへの期待」月刊ノーマライゼーション 2005年4月号（公益財団法人日

本障害者リハビリテーション協会 情報センター）

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n285/n285016.html>

- ・障害者制度改革推進本部の設置について（閣議決定）（国立国会図書館によるアーカイブ）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1025343/www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/kettei.pdf>

- ・国連障害者の権利条約推進議員連盟総会次第
- ・横路孝弘「障害者政策のこの3年——政権交代後、何をどのようにやってきたかを明らかにする」（講演レジュメ）

○ 新型インフルエンザ対策及び地球温暖化対策

- ・厚生労働省「新型インフルエンザ対策総括会議 報告書」（平成22年6月10日）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/dl/infu100610-00.pdf>

- ・国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣演説（国立国会図書館によるアーカイブ）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1042913/www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0922.html

- ・環境省「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」

<https://www.env.go.jp/content/900518252.pdf>

○菅内閣の成立と参議院選挙

・菅直人新政権の顔ぶれ 閣僚・党役員（2010年7月26日現在）（民主党アーカイブ）

<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=18326>

・菅直人改造内閣の顔ぶれ 閣僚・党役員（2010年11月8日現在）（民主党アーカイブ）

<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=18872>

・菅第2次改造内閣の顔ぶれ 閣僚・党役員（2011年6月27日現在）（民主党アーカイブ）

<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=19595>

・民主党 マニフェスト（2010年参院選）（民主党アーカイブ）

<http://archive.dpj.or.jp/special/manifesto2010/data/manifesto2010.pdf>

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第21回）

《日韓併合100年》

○横路 私は、時代とともに大体お話ししているので、最初、日韓併合、それから、尖閣諸島、APECというような感じで2010年の話を終えて、2011年の冒頭から、国会改革などのいろいろな、私が動いたことをお話ししたいと思います。それが終わった後に、今度は大震災、原発。これは結構話することがたくさんあります。

まず、日韓の併合100年ですが、北海道は炭鉱や何かがたくさんあって、韓国や中国から強制連行で連れてこられた人がいるというの、実は、あれはいつだったか忘れましたが、その炭鉱から逃げて札幌近郊の当別という町ですと潜んでいた人（劉連仁氏）が発見されたということが大々的に報道されたことがあるんですね。この人は中国人ですが、多分、私が中学生ぐらいの頃じゃないかなと思うんですが、そんな記憶があるわけです。

政治家として韓国と向き合うようになったのは、実は、国会議員のときに、韓国の政治犯の徐勝という青年がいるんです。その徐勝の救援活動をしていた平井久志さんという、当時は学生でしたが、卒業後共同通信社に入り、韓国、朝鮮半島問題を専門に活動している人と、その友人で除勝さんの弟の除京植（ソ・キョンシク）さん、彼はその後、東京経済大学の教授をしていてつい最近辞められたよ

うです。このお二人の話を聞いて、私も支援をして、国会の事務所を拠点として頑張っておられました。彼の本が岩波新書から出ていまして、『獄中19年²⁰⁵』という本ですけれども、それでまず韓国のことや、韓国の政治について触れたのが、ある意味では初めてのことです。

そして、知事になりました、板垣（札幌）市長が、札幌に総領事館があるアメリカ、中国、韓国、ソ連と会って、韓国とソ連は国交がないから、四人一緒に呼んで交流を深めようということで、韓国の総領事と親しくなったんですね。

そういう中で、日本と韓国の漁業問題という、太平洋の日高沖合に韓国の漁船が来ているいろいろな操業をしているというので、それに對して抗議と是正のお願いに韓国を訪問したことが、韓国の最初の訪問です。

初めのうちはぎくしゃくして、お互いに何となくよそよそしく会談して終わったんですが、その後、2回目ぐらいに行つたときに、札幌の総領事もいろいろと助言してくれたようで、夜一緒に飯を食いましようと言って招待してくれたわけです。

そのときに、途中で向こうが、韓国流のおもてなしですと言って、まず自分の器にお酒をついでぐっと飲んで、それを私に渡して、ついでくれたわけです。ぐっと飲めと言うから飲んだら、今度は、一緒にいた六人のところ、一人一人とそれをやるわけですね。法酒だと思えます、そういうお米のお酒でした。だから、6回ずつやる

わけですよ。

そうしたら、今度は私にやれと言うわけですね。とてもじゃないけれども、この調子だったらもうぶっ倒れてしまうと思っ、いや、ちよつと私は弱いから、酒の強いのがいますからと、それに代わってもらうのを許してもらったんです。

そんなことで、いろいろな習慣とか風俗は、韓国と日本ではかなり違うんだなということを、そのとき非常に感じましたね。

その後、サハリンを訪問したときに韓国の残留の人たちがいて、しかも日本人と結婚しているということを知ることになったんですが、そのときに、原文兵衛（1913～1999）さんと五十嵐広三さんから手紙を預かっていまして、それは、ソ連と韓国は国交がないので、ふるさと訪問として、韓国を訪問することができるよう何とかならないか、という手紙を渡されて、フョードロフ（サハリン州）知事に渡しました²⁰⁶。北海道人会を作って、韓国の人も含めて交流が始まりました。

あとは、BC級戦犯の問題もあつたわけですよ²⁰⁷。

議長になりました、最初に第3回世界議長会議で朴熺太（パク・ヒテ）さんという議長と会談したんですね、これが2010年7月20日です。日韓併合の談話が出たのは2010年8月10日ですから、そのときに朴議長といろいろと話をしたわけですよ。その中に、向こうから、日韓併合から100年ですね、この点について日

本の外務大臣から何らかの発言があるんですかというような質問が出たんですね。

もちろん私も、今年は両国にとって非常に節目の年であつて、この100年の総括が必要だ、この問題について政府もきちんと考えていると思えますよという発言をしました。新聞の報道で、仙谷さんが中心になっていろいろと動いているというのは聞いていました、具体的なことは分かりませんが、だから、何らかの形の表明はもちろん必要であるということ。

そのときに、在日韓国人の地方参政権やBC級戦犯の問題というのですね。そうしたら、朴熺太議長から、BC級戦犯の問題というのは何ですかと聞かれたんですよ。それで、私は説明して、NHKのいろいろな、放送されたいい中身もあるから、後で資料を大使館を通じてお届けしますと言って、大使館にそのことを頼んだんですね。それが最初の朴熺太さんとの会談でした。日韓併合100年の談話のちようど1か月前です。

その後、朴熺太さんを招待したわけですよ。招待したのは2010年10月12日ですけれども、ちようどその直前に平城遷都1300年の記念祝典というのがあつたんですね。そこで天皇陛下が初めて、自分の祖先に韓国の人がおられる、「桓武天皇の生母となった高野新笠は続日本紀によれば百済の武寧王を始祖とする渡来人の子孫とされています。」と、韓国から、奈良時代以前から百済

²⁰⁶ 第18回記録、および内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』（岩波現代文庫、2015年）を参照。

²⁰⁷ 第18回記録を参照。

を始め多くの渡来人の人が来て、我が国の文化、技術が大きく発展したんだというお話を紹介されたんです。

そして、2011年になって、今度は私が招待されて韓国に行つたわけですね。

2012年12月にはAPECの朝食会がありました、朴燧太さんは御夫妻で来たものですから、私の妻も出て朝食会をやったわけですよ。そのときに、私から、「妻はソウルで生まれたんです、「妻の」父親は設計の技師で随分いろいろな建物を設計したんですよ、妻のお姉さんはソウルの小学校に通っていたんです」という話を初めてしたら、朴燧太さんが初めて、実は自分の妻は北海道の小樽生まれだということを言われたわけです。

だから、私は心の中で、いや、意外とやはり、皆、日韓のそれぞれの歴史の中に生きているんだなと。植民地時代、それから強制連行、いろいろなことがあって、奥さんに詳しくは聞きませんでしたけれども、生まれたのは大体私なんかと同じぐらいのときだったと思います。戦争中に生まれておられるんですね。戦後の生まれではなかったと思います。

そんなことで、特にお互い加害者、被害者の立場にあるから、両国の関係をより強くしていかなくやいけないと思ひまして、できるだけ韓国から来る要人に会つていこうということ、それはその前の朴燧太さんに最初に会つたときからそうなんです、BC級戦犯について分かつていない、じゃ、韓国から来た議員の人にできるだけ説明しなきゃ駄目だという思いで、私は韓国の要人と随分会いま

した。

そういう形で、朴さんとも短い期間に4回も会つて、お互いの友好を深めたということでした。

そんなことがあって、いよいよ日韓併合の菅さんの談話〔2010年8月10日〕になるんですが、菅さんの談話は、いや、しっかりと内容だと思ひますよ。「韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。」「この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」ということをはっきり言っているわけです。

その直後に、8月27日かな、向こうのラジオ、MBCラジオの孫石熙という人のインタビューを受けたわけです〔実際の放送は8月30日〕。そのインタビューでは、いろいろと突っ込んでくるわけです。一つは、「民族の誇りを深く傷付けられました」という表現について、「傷つけました、でないだろうか、ということはいわげです。いや、僕は、しかしこれはちゃんと閣議に諮って決められた談話だから、もちろん主体は日本なんだよということは言いました。

菅首相は、これから未来志向の日韓関係を構築しますと、在サハリン韓国人の支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援、そして『朝鮮王朝儀軌』等の朝鮮半島由来の貴重な図書について返還するということを併せて発言しているわけですね。

大体これは、各党、公明党や何かも含めて、いいんじゃないかと

いうことすし、その時の李明博大統領とも菅さんが電話して、一応認めてもらったということなので、この談話そのものは私はいい談話だと思っておりますが、自民党は、何でまた謝るんだ、それから民主党の中にも若干そういう意見はあったようです。そういうところをラジオのインタビュウでは聞かれました。民主党の中も反対が相当強かったんじゃないかなんて言われましたけれども、そういうことです。

この『朝鮮王朝儀軌』ですけれども、これは李氏朝鮮時代の祭礼や主な行事の内容を、例えば、結婚とか国葬、葬儀などについて絵画や文書で表現されているものらしいですね。

私はこの話を聞いて、そういえば、昭和天皇の葬儀、非常に寒いときでしたが、あるいは奈良における1300年の記念祝典の行事のときのいろいろ出てきた衣装というのが、もしかしたらこういう朝鮮の王朝儀軌などを参考にしているのかなと思ったり、日本、日本の我々の目から見たら、本当に何か違う、異なる文化といますか、そういう、葬儀のやり方だったり、記念祝典の進め方の中に出てきた一群のものは、そんな感じを非常に強くいたしました。

いずれにしても、全部で1205冊返還になったようですので、これは大変よかったですと思います。この日韓併合100年の談話については、私は非常に評価をしています。

《韓国訪問と韓国との関わり》

○横路 その後、私は、今度は招待されて韓国を訪問するわけです。これが2011年10月ですから、この短い期間に割と行ったり来たりして交流を深めています。

韓国に行った場合、最初に、いわゆる安山アパート、これは日本が協力して造ったんですが、サハリンから帰国した人たちのためのアパートがありまして、そこを私は訪問いたしました。みんなに歓迎していただいて、中にはサハリンに訪問したときに通訳をしてくれた人もおられまして、大変うれしい再会でした。

このときにいろいろ言われたのは、やはり家族や子供さんたちがサハリンにおられて、離散家族になっている人が結構おられるというんですね。というのは、その時帰国できた人というのは、1945年以前に移住した者、あるいは以前に生まれた者に限られて、かつ一緒に来る家族も1名までという制限があったんですね。サハリンに強制連行というか、向こうに行ったり、あるいは2度の徴用みたいに遭った人が大体5万人ぐらいいたと言われています。その中に日本人と結婚した人も結構たくさんいる。そこでもってばらばらになっているので、何とか一緒にになりたいというわけですね。

それは大いに分かるわけですが、ただ、多分いろいろと、仕事の関係とか言葉の関係とかいろいろ問題があるのかなと思いますが、それにしても、行ったり来たりが自由になっているんだから、もっと自由にできるようにしよう、その応援などもお願いをされました。

それから、サハリンにいる韓国人が強制的に貯金させられたというんですね。その郵便貯金の支払いの未払いが1億8千万あるというんですよ。それを何とかしてくれと。日本政府の方は、例の日韓の協定で請求権を放棄しているんだというけれども、個人にしてみれば、とてもそれは、せっかく働いてためていたものを、という思いがあるんだと思います。そういうような要請なども受けました。ほかに、療養院や高齢者施設を作ってほしいという要望も受けました。

その後、金滉植という国務総理にお会いしていろいろなお話をしましたが、この総理は非常に温和で、静かな感じの人でした。

両国関係は今よりもよくなってきているんだ、という話をしておられました。王朝儀軌を返してもらった、大変よかった、だから環境はよくなっていますと。両国間の問題で関心を持っているのは、やはり従軍慰安婦の問題、それからもう一つは原爆被害者の問題だと言われました。

韓国におられる原爆被害者に対しては、その後、多分日本政府もかなりの対応をしたはずなんです、いろいろな問題がきつとあるんじゃないかと思えます。

未解決の問題はあるけれども、必ずいつかは解決するということで、国民感情も敏感ないろいろな問題があるので、政治家同士、政府間でちゃんとやっていきましょうという、ごもっともな話でした。

その後、朴議長を訪問してお話をしたんですが、そのときに、やはり何人かの議員が同席されました、従軍慰安婦の問題などがどう

しても中心になって、意見交換をいたしました。

そして、私の日程に、三菱銀行の跡地、これは私の妻の父親が設計に関与したという、その銀行はなくなって、何か代わりの建物ですが、三菱銀行の跡地と、それから妻の姉が通っていた小学校なども案内してくれまして、至れり尽くせりの歓迎をいただきました。

日本と韓国とは、昔から日韓議員連盟、向こうでは韓日議員連盟というのがあるんですが、初めのうちは自民が中心で、その後だんだん超党派的組織になって、支援をしていたのですが、国会としての交流はなかったものですから、朴燧太さんが来たときに、じゃ、まず国会議員の女性の議員の交流をしようというって、最初の交流が日本から韓国に行った後だったものですから、その辺なども話題になりました。

ということ、韓国の問題はこれで話は終わりなんです、もう一つつけ加えると、私の息子が滋賀県の長浜にいたことがありまして、雨森芳洲記念館というのが長浜の高月町にあるんですね、そこへ行っていろいろな資料をもらいました。

資料をもらって初めて知ったことがたくさんありまして、豊臣秀吉が朝鮮に行ったわけですね。私は豊臣秀吉の朝鮮出兵と覚えているんですよ、子供のときの教育の結果だと思えますが。まあ出兵は出兵なんだけれども、中身は何かというと、やはりあれは一種の侵略です。

それまでは、韓国との間で平和的な交流もあったんですね。それで、その後の徳川家康は、これが途絶えているからというので、朝

鮮のいわば国王に書簡を出しまして、自分は豊臣秀吉の始めたあの戦争には加担していない、何の復讐や恨みの気持ちもない、むしろ私は日本に連れてこられている朝鮮の人々が早くお国に帰ることができるよう諸大名に伝えていんだという話をしまして、1607年に国交が回復するんです。そして、第1回の使節団が来て、それ以後、いわゆる朝鮮通信使が、1607年から1811年まで、12回にわたって、500人ぐらいの人が来ています。

この雨森芳洲はなかなかしつかりした人で、対馬に派遣され、この仕事に当たった人なんです。彼は朝鮮語学院を設立し、藩で通訳の養成制度を作ったんですね。質の高い通訳が必要だ、それには朝鮮の政治や文化に通じ、深い教養と交渉力を持った人材が必要なんだと言って、そのことに一生懸命努めたわけです。

そして彼は、いろいろな本に書いていっていますが、日韓関係において、一方的な優位を主張するのは駄目だ、対等な関係の中で、外交を通じて両国は友好的になれるんだ、お互いに欺かず争わず真実をもって交われる誠信の交わりであるべきだと。「誠信の交わり」というのは雨森芳洲の有名な言葉で、『交隣提醒』という本にあるようです。

彼の話していることは本当に具体的に分かりやすく、外交にあつては、国や民族によって風儀も思考も異なるので、こちらの尺度だ

208 本聞き取りの実施中、2022（令和4）年2月24日より、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始し、同年6月段階でウクライナ東部を中心にウクライナ領土の2割を占領する事態になっていた。プー

けで相手を測ってはならず、相手の風儀がこちらと違っているからといってそれを低く見てはいけない。そして、相手の国の歴史、風土、考え方、言葉、習慣、人情や作法などをよく理解し、お互いに尊敬し合えるつき合いをすべきだということを主張しているわけです。これは本当に、今の日韓関係に全く通用する言葉だと（思います）。

私も、徐勝さんの問題から始まって、いろいろな形でつき合ってきましたが、後に対馬に家内と二人で行きました。対馬には朝鮮通信使の記念館があるんです。それからお墓もあり、参拝してきました。

韓国の大統領が来たときに、皇居の晩さん会で雨森芳洲のことを紹介したことがあるようですが、今、日韓関係が必ずしも良くないときに、これは本当に大事なことだと思います。

話が飛ぶんですが、最近の教科書検定で、従軍慰安婦の「従軍」はやめる、強制連行の「強制」はやめるという、また言葉でごまかすことをやっているんですね。こんなことを何で今頃やるのか。各教科書をチェックして、政府見解と違うとかいって、教える方はどうやって教えるんでしょうかね。

この日本人の、言葉の表現を変えらるというのは本当に悪いくせだと思つたら、最近のプーチンもやっていますものね²⁰⁸。本当に、

チン大統領は、侵攻開始当日の演説で、この軍事侵攻は禁止された「戦争」ではなく、国連憲章51条に基づく「特別軍事作戦」であると主張した。

言葉を言い換えて中身をごまかすというのは、やはりそれは悪いことをしたときですよ。いいことをしたときにはそんなことはないと思います。

○赤坂 議長あるいは議員引退後、現在に至るまで、韓国や韓国の政治家の人たちとの関わりはどのように続いていらっしゃるのでしょうか。

○横路 遺骨収集の返還問題がありまして、これは知事を辞めた後からずっとやっています。なかなかうまくいきそうでもうまくいかない点もあるんですけどもね。

それから、あともう一つは、知事るときに、これはちょっと言い忘れましたが、朝鮮からの強制連行者が、北海道は大体13万から14万人ぐらいいるんですね。調査をしていなかったもので、統一的な調査を道が中心になってやりました、私の次の堀達也知事るときに、非常に厚い報告書ができています。「北海道と朝鮮人労働者 朝鮮人強制連行実態調査報告書」という、約600頁に及ぶ詳細な報告書です。随分時間が長くかかりましたけれども、やっております。

韓国の問題は、特に議員を辞めてからも含めて、BC級戦犯ですね、前にもお話ししましたけれども²⁰⁹。彼との交流を通じて韓国社会を見てきています。亡くなられたのは本当に残念だなと思っています。

○赤坂 李鶴来さんは一番若いといいますが、一番最後まで残られた方になるのでしょうか。

²⁰⁹ 第8回記録を参照。

○横路 そうですね。生き残りですね。あとは遺族の方だけだと思います。

○赤坂 死刑になられた方や亡くなられた方についての補償問題はまだまだ続きますね。

○横路 そうですね。それは今もまだやっているといます。

ただ、こういうのはやはり個人の議員の力によるので、一生懸命やっていた人が引退したり辞めちゃったりすると、それで関心度が低くなったりを繰り返しています。一番中心だった石毛さんが辞められてからは、この問題も「低調になりました」。

ただ、日韓議連では補償しようということに、韓国の方も日本の方も合意してやっているんですけども、なかなかやはり、一番抵抗しているのは今の総務省だと言っています。それを補償したら、空襲（被害への補償）問題など、次々と広がるとか言って、別にそんな関連は特にはないんですけども。

しかも、これは台湾からの人に対しては補償は終わっているんですけどね、台湾からのBC級戦犯の人々には。だから、本当にそれはやはりちゃんとしてあげなきゃ。今でもそう思っています。

《尖閣諸島漁船衝突事件》

○赤坂 次に、尖閣の問題についてお願いします。

○横路 尖閣諸島では、2010年9月7日に中国の漁船が海上保安庁の巡視船と衝突し、8日に中国人の船長を公務執行妨害で逮捕

しました。逮捕した後、船も船員も、みんな石垣島に連れていったんですけれども、13日には、船は返し、船員も釈放はしたんですが、船長だけは、19日に勾留を延長して、調べた上で、24日になって処分保留のまま釈放したということです。

国会では、これに関連して、衝突事案の映像の問題について、いろいろと検察庁の方ともやり取りし、委員会の方ともやり取りし、というのは、国会が中心になりますので、私のところが、要求した予算委員会の方とも連絡、それから政府との調整をやりまして、映像を提出してもらったわけです。

このときも、これは犯罪の事実に関連するということで、一部だけの映像公開になったんですね。ところが、ある海上保安官がインターネットの動画サイトに投稿してしまったんです。それでまた騒ぎになりました、ほかの部分も全部もらって、映像記録のうち、流出した一部と同じ記録を議院の方に渡したということになっております。

このいきさつの中で、仙谷官房長官に不信任決議案が衆議院で出されて、これは否決されたわけです。

この問題は、一つは、これは代表選挙のさなかだったんですね、この事件そのものが。代表選挙は、9月1日告示の9月14日投開票ですから。しかも、それが菅と小沢の決戦だったわけですよ。

結局、そのときに菅さんが勝って、勝った上で内閣の改造をやったわけですね。外務大臣も国交大臣も、この紛争のさなかに替わっちゃったわけです。前原さんは国土交通大臣から外務大臣になった

んですが、外務大臣は岡田さんで国土が前原さんだったのが、外務が前原に、国土が馬淵さんに替わったんですね。だから、結局、官房長官が中心になって対応したわけです。

中国側の反応は、すぐ報復といいますか、日本との閣僚級の往来停止で、全人代と議会との往来もみんな中止になった。航空路線についても、増便する交渉をしていたのをやめてしまう。日本への中国人観光客の規制を行う。SMA Pのコンサートも延期になってしまふというようなことをばんばんやって、レアアースの輸入も止まってしまう、向こうからいえば輸出も止めてしまうということになったわけです。

どうしてそんな具合になったのかというと、やはりこの問題が起きたときに、すぐ中国と緊急事態に対話、活動できる、そういう関係がないからじゃないかと。実は、緊急事態に対する対応は、この年の6月ぐらいにある程度まとまっていたんですね。2010年5月に温家宝総理が来日されて、鳩山総理と会談して合意したものです。ただ、実行する前の段階でこれが起きたものですから、機能しなかった。

あるいは、衝突の映像を大使館員なり相手に見てもらって説得するということもできなかったのかな、なんて思いました。

政府と政府の間に危機管理のときの対応の枠組みができていない、特に軍事的な問題の場合にできていないというのが、一番大きな問題じゃないかと思えます。

前に、自民党内閣のときは、尖閣諸島に上陸した人間を逮捕して、

すぐそのまま釈放しちゃったんですね。だから、すぐ釈放すればよかったですんじゃないかという批判もありました。しかし、漁船が巡視船にぶつかってきて、2隻の巡視船を壊したわけですから、完全にこれは犯罪なわけです。したがって、逮捕して捜査するというのは、ある意味では当然だと思います。

鄧小平が、我々にとつて解決するのが難しいのは後の世代に任せようと言っていたという、その曖昧にしておいたところに触れて、それは特に、国有化問題のときに更に問題が大きくなって出てくるわけですけども、いずれにしても、この問題について野党から大いに批判をされて、特に仙谷さんがやり玉に上がったということです。

私も、これは2010年の話ですから、この仙谷さんの問責決議は、官房長官だから、これを理由にいろいろ審議拒否されたのでは大混乱になるなど思いながら2011年を迎えました。

尖閣諸島のこの漁船の問題は、一応釈放して、それはそういうことで形ができたわけですが、この釈放にもまた政治が介入したのだ、仙谷けしからぬというような話が出ていました、真相はよく分かりませんけれども。

いずれにしても、検察庁の方だって、中国がすごい対応措置を取っていることを知っていますから、起訴して実際に裁判にかけるということをやめて、処分保留にして²¹⁰、いずれにしても釈放した

²¹⁰ 那覇検察審査会が2011年4月18日と7月21日に起訴相当の議決を2度行い、漁船船長は強制起訴されることとなった(2012

ということ、それはそれでやむを得なかったことだと思えます。

これが起きた2年後になるのかな、2012年、野田内閣になってから、4月16日に石原都知事がワシントンで、ヘリテージ財団主催のシンポジウムで行った講演で、尖閣諸島を持っている所有者から買い取ることで合意しているという発表をするわけですね。それは、魚釣島と北小島、南小島という三連の私有地なんですけれども、東京都で募金活動を始めたわけです。これがまた随分たくさん、その半年後に14億を超えるお金が集まったんですね。

これで一体、石原さんが尖閣諸島を所有して何をやるんだ、あそこを拠点にして、それこそ港の整備とか、あそこには何か施設でも造ってとか、できる余地があるのかどうか分かりませんが、いずれにしても、何か始めたら、これは更に日中との間でトラブルになると大変だということで、地権者と話をして、2012年、石原発言からほぼ半年たった9月11日に、地権者から買い上げて国有化したことを明らかにしたわけです。

これは、更に中国は、さっきの鄧小平じゃないけれども、国有化したというのは、はっきりさせちゃったわけです。私有しているというのとやはり違うということで、大キャンペーンが張られたわけです。

私は、石原さんの発言をそのまま黙っていたんじゃない、紛争がどこまで広がるのか、始末がつかなくなるから、国が買ってそれを止め年5月17日、那覇地裁は本件控訴を棄却)。

るといふのはやむを得ないと思いましたが、そのことを中国側にきちんと事前に話をしていただけたらどうかですね。どうも、余り話をしていなかったようなんですね。それも一つは大キャンペーンにつながったのではないかと思います。

その後、外務事務次官の河相周夫さんが中国へ行って、そのときはなかなか話がかなかかったんですが、安倍さんに政権が替わって、緊急事態における対話手続の整備が、そこで再開されることになるわけです。

そういうことで、尖閣諸島の問題は、尖閣諸島における中国漁船の衝突、そして尖閣諸島の国有化ということの後には、この周辺への中国の軍隊、海軍も含めて、航空機の領空侵犯なんというのも一度ありましたし、射撃の照準を合わせたということもあって、安倍政権のときですが、それで彼も中国へ行っていろいろと話をつけるわけですが、そういう厳しい環境になって、今も依然としてそういう状況が残っているということです。

○小石川 尖閣諸島の衝突動画につきまして、結局のところ、最終的に動画が流出してしまいました。その前段階では、提出された動画を公開するか公開しないかでかなり議論が分かれていたかと記憶しております。

この動画につきましては、国会法の第104条、国政調査権に基づいて提出されたものでして、検察から提出されたものと存じま

す。このとき検察権と国政調査権との衝突という問題もありました。横路先生自身は国政調査権につきましてどのように位置づけていらっしゃるのでしょうか。

○横路 まず一つは、これは犯罪を構成している事実なんですね、この映像そのものは。だから、予算委員会からの要求に基づいて私が検察庁の方に、政府の方にお話ししたときには、向こうから条件が付きまして、これはやはりそういうものであるから、できるだけ限定して見せるようにしていただきたいということで、一般公開じゃない、やはり議員の人、予算委員会ということで、初めは理事ぐらいが見ていたんですが、一般の予算委員の議員も見るということにたしかなかったはずですよ²¹¹。

国政調査権といっても、やはり犯罪に関わること、あるいは裁判に関わることというのはなかなか難しいですよ。それがよほど、国政にとってどういう重要性があるのかということとの関わりなんです。基本的にはやはり司法権は独立しているということ、立法権との関係でぶつかったときにどう調整があるのかというのと、やはり一つは、基本的人権が尊重されるとかいうような憲法の原則がどうなのかということもあるし、それを公開することが司法権の行使の妨げになる、大体検察はいつもそういう主張をするんですが、そうじゃないケースも随分たくさんありますが、そこら辺のところの判断が問題だと思います。

²¹¹ 「尖閣諸島中国漁船衝突事案を巡る衆議院予算委員会における対応」及び「国会法第104条による記録提出要求 尖閣諸島沖での我が

国巡視船と中国漁船との衝突事案の映像記録（平成22年10月27日記録提出）」（いずれも横路孝弘氏提供資料）を参照。

また、国政調査権の行使は、国会（各議院）の権限ですから、（各議院が資料提出要求について）判断してやる。その判断をするときには先に言ったことを踏まえなきゃいけない。それで、要求したときに条件がついてくることもあるということですね。それを受け入れるかどうかというのもまた国会の判断だ、基本的にはそう思います。

○小石川 この動画というのは、記録上は、横路先生に一度手渡されて、それから予算委員会の委員長に渡されたとなっております。予算委員会委員長に渡す際、横路先生自身の意見というものを付してお渡しになったのか、それとも、ただ検察からこう言われていると伝えただけなのか、でしょうか。

○横路 それは、検察から言われたことを伝えて、渡して、慎重に扱ってくれということだけ言って渡しました。それがその後、全部出ちゃうわけですからね。びっくり仰天しました。

《中国訪問と日中関係》

○横路 中国の問題が出てきましたので、中国の訪問の話も。ちょっと先の野田内閣のときになります。

中国を訪問したのは2012年5月3日から5月6日までで、尖閣諸島の後、特に国有化問題の直後ですね。

中国を訪問して、最初は国際問題研究所で北朝鮮の問題について話を聞きました。中国を訪問したときに、一つは、その後も何回か行ったり来たりしているときに六者会合に出席していた人の話を聞いたり、やはり朝鮮問題をどう中国が見ているのかというのは非

常に大事なので、話を聞きました。

そして、習近平国家副主席とも人民大会堂で話したんですが、彼はいつも非常に落ち着いた、風格のある、物静かな人物で、話も具体的で明確でした。ほかの何人か会った人と比較しても、そういう点はやはり際立っていたんじゃないかと思います。

私がその中で言ったのは、そういう尖閣の問題もありましたから、両国の国民感情の問題だと。政治家は国民感情を大事にしなきゃいけないけれども、政治がおおったんでは駄目だよ、どこに向かって走っていくか、止められなくなりますよということ、やはり過去にはそういうこともあったんじゃないんですか、世界でも。そして、日中関係においても。国民感情を考える場合、問題の根本はやはり歴史問題にある、だから、基本は教科書作りだ、歴史的な事実をできるだけお互いに確立することが大事なんじゃないかということ、こちらとしては、いわゆる中国の愛国教育について、非常に疑問を持つ中国の専門家も結構知っているものですから、そんな話も聞きました。

それから、安全保障の分野では、東シナ海と朝鮮問題があるから、ASEAN地域フォーラムと六者会合、これもしっかりお互いに協力して、これに参加してやっていきましょうと申し上げました。六者会合はちょうど中断しておりましたけれども。ASEAN地域フォーラムというのは、信頼醸成促進、予防外交、紛争解決という3段階をたどっていくことなんです。これは非常にアジアの安全にとって大事な問題だと思いますので、それには非日中で協力

しようというお話をしました。

それに対して習近平副主席は、日中両国の関係はもう2国間の関係を超えてアジア全体のグローバルな平和に関わる問題だから、協力は非常に大切である、自分は日中間の前途には自信を持っている、危機感を持って両国をマネージをして、これを守っていかなきゃいけない、問題を解決する方法は常に問題の数より多いんだということ——彼は「正しい歴史観」という言葉を使っていました——正しい歴史観を持って歴史の重荷から解放されるんだ、という話をされて、日中には依然として矛盾が存在し、中には核心的利益も含まれているということで、鄧小平の言葉を引用しました。知恵のある次の世代に任せ、どのようにして目の前のものをマネージしていくのか、適切に対応しようじゃないかという話を習近平さんはしました。

私は、尖閣諸島のときにもいろいろ「負の影響が」ばあつと広がって、全人代との交流まで止められたものですから、個別の問題が起きたときに全体の問題にしてはいけない、それはやはり危ないですよと。そのためには、政府間で危機管理のためのメカニズムを作ることが必要だ、また、あらゆるレベルのパイプ、それが危機のときに機能するようにしていかなきゃいけない、こういう話をしたんです。

それで、私が言ったその個別問題や危機管理の問題については、それから外交のところも答えはなかったんです。まあ、時間が1時間ですから、なかったんですが、その後に、呉邦国という全人代の委員長と会談して、夕食をしたんです。そのときに彼は、日中関係

で五つの原則として話していただくんですね。和すれば共に利し、争えば共に損す、友好関係をちゃんとしましょうと。発展のパートナーであって、戦略的に互恵協力を深化しなきゃいけない。多国間協力も大事だ。それから、日中間の友好と伝統を受け継いでいかなきゃいけない。それから、重大な敏感問題を適切に処理しなきゃいけないということ、結局、私が言った多国間協力だとか国民感情の問題というのを、表現は違いますが、彼の発言を見ると、午前中に習近平に私が言ったことを思い描きながら日中のこれからの関係の原則というのを彼は述べたんだな、そういう具合に思いました。

なかなかこの危機管理というのは非常に難しいんですが、元々は、2007年に安倍さんと温家宝のときに交渉が開始したんです。そして防衛当局者の協議も2008年から開始したんですが、それが中断しまして、2010年5月の鳩山内閣、そして2012年6月、野田内閣のときに、ホットラインの設置などで基本合意をして、しかし、それがまた、9月に尖閣諸島を国有化したので中断して、その後、中国の軍隊が日本の海上自衛隊の護衛艦にレーダーを照射したとか、東シナ海上空に防空識別圏を設定したとか、いろいろな問題があるものですから、安倍さんが、2014年に再開をして、そして、一応、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムが2018年に作られたんですね。

2012年、野田内閣のときに言われていたのは、自衛隊機と中国機が接近した場合の直接の通信のルール、それから防衛当局間のホットライン、局長、課長級の年1回の会合を相互に開催するとい

うのが、2012年6月に合意された内容です。それを踏まえて、後は実務的に話を進めていったということです。

そんなことで、まだまだ十分ではないですね。何かあったときにばつと本当に連絡するような体制になっっているかどうかについては、若干まだ疑問が残っております。

ということ、もう一つ話をすると、実は、ちょっと戻るんですが、2010年11月に横浜でAPECの会議があるんですね。これは、いわゆる尖閣諸島の中国漁船問題が起きた後ですから、初めは胡錦濤〔国家主席〕が来るかどうか心配していたんですが、横浜に来られたんですよ。横浜で菅さんと会談したんです。

中国漁船問題を教訓として、やはり中国との間のそういう連絡体系をしっかりとすることが大事なのに、その話は余り出なかつたようです。外務省からもらった記録を見ますと、尖閣諸島は我が国の領土であると日本が主張し、中国側も自分たちの領土であると主張したということで終わっちゃっているんですね。だから、この会談のときにお互いの主張で終わってしまったのは、本当に残念に思いました。

そのときにやはり危機管理の問題をちゃんとやっていけばよかったのにと思います。まあ、危機管理はその次の年の、2012年に、野田内閣のときに話が一応は進んだからいいんですが、もっと早くできなかつたのかなと思います。

菅内閣のときの中国との関連の話は大体以上です。日中関係はやはり微妙な問題を、韓国との関係と同じように抱えておりまして、

主に歴史問題ですね。韓国も歴史問題、プラス竹島、中国も歴史問題、プラス尖閣諸島と言えるのかどうか知りませんが、ともかくそういう問題を抱えていて、本当に微妙な問題だから、特に政治家は発言を注意しなきゃいけないということですね。そのことを非常に痛切に感じました。

《2010年民主党代表選挙》

○横路 ちょっと戻るんですが、2010年、その尖閣諸島のときに、代表選挙に入ったわけですね。

小沢さんがなぜ出たのかということなんですけれども、やはり、菅さんの下で参議院選挙に敗北した、選挙は俺がやっていたら勝てたのに、という思いが御本人にあったと思います。それから、消費税の増税の検討ということを菅さんが進めた。

大体、考え方としてはいつも、財政健全派と、景気回復、景気優先派と、二つの流れというのはどの政権でも中にあるんですね。財政健全派というのが、仙谷、野田、枝野というところで、景気回復派というのは、小沢さんとか亀井さんはこっちですよ、こういう流れがあります。

問題は、菅さんが総理大臣になったときに、まず小沢さんを外し、また、小沢グループも外し、小沢批判のメンバーばかり登用した。まあ、ばかりと言っていますが、必ずしもそうでもないんですが、普通、代表選挙をやると、勝った方が負けた方を必ずどこかのポストに就けていますよね、これは極めて日本的なやり方ですけれども。

それがなかったから小沢さんは更に。小沢グループというのは、大体160人ぐらいいたんですよ。あのときは圧倒的に、小選挙区の比例で当選した人は、もうほとんど小沢グループでしたから。

あの代表選挙のときには鳩山さんが小沢さんを支持したんですね。そして、鳩山さんが菅さんに要求したのは、小沢さんの処遇と、仙谷さんと枝野さんを更迭しろということなんです。まあ、これはまたひどい要求だと私は思いました。

菅さんの方の推薦は、岡田さんや長妻、野田、鉢呂、前原といったところ、小沢さんの方は、赤松、海江田、松野というようなどころだったんですね。

国会議員の票は400対412だったんですが、地方議員や党員票、特に党員票が圧倒的に差がついたんですね、51と249ですから。地方議員は40と60ですよ。

この結果、小沢と反小沢の亀裂は更に大きくなったんですね。それが更に、この尖閣諸島の中国漁船への対応をめぐって、小沢さんを中心に仙谷批判が強まっていく流れになっていきます。

しかし、党員の票が圧倒的に菅さんに有利だったのは、やはり小沢さんのカネの問題なんですね。

というのは、このとき、東京第五検察審査会が起訴議決をしているんです。これは、代表選挙のさなかぐらいに決めたいのですね。秘密にしておいて、発表したのは10月4日なんです。民主党のクリーンなスタートには小沢さんではやはり駄目だという

国民の声もあったと思います。

このときには、幹事長が岡田さん、国対委員長が鉢呂さん、国対委員長代理が齋藤勤さんになったんです。この二人がなってくれたので、私自身と国対のコミュニケーションは非常によくなりました。特に齋藤さんは、野田内閣でも官房副長官でしたので、フットワークよく、よく議長のところの話しに来て情報を伝えてくれました。情報というのは、大体衆議院の事務局からいろいろな情報が入ってきて、特に各野党の動きやそのほかの動きはそうなんですが、さらに齋藤さんからいろいろな情報が入ったというのは、その後の私の議会対応には非常に大きくプラスになりました。

ということ、代表選挙が終わって、そして小沢さんが第五審査会で起訴相当（2回目の起訴相当議決＝起訴すべき旨の議決（起訴議決））ということになった。まだ起訴するまで若干時間はありますけれどもね。

《仙谷官房長官の問責決議》

○横路 それで2011年になるわけですが、2011年のスタートに当たって何が心配かと思ったら、やはり仙谷さんの問責決議案が参議院で可決されたことでした。

ちょうどこの頃、議会制度120年というのが、2010年11月にありました。私も8月31日に森山真弓さん（元法務大臣、当時尾崎財団理事長）と対談しています²¹²。

²¹² 「議会開設120周年記念対談」世界と議会550号（尾崎行雄

記念財団、2010年）6～10頁。

新年の状態、状況を見て、与野党の壁を越えて十分な協議をしていけるかなということで、私の新年のメッセージの中では、120年記念ということで、尾崎弴堂さんの言葉を引用して、「立憲政治によって開かれた議会は、打ち解けて国家全体のために懇談熟議する場所であり、お互い譲り合って力を合わせて国家全体の利益を図らなければいけない」と。衆参の多数派が変わってしまった、こうしたときだからこそ与野党の壁を越えて国民のために議論すべきだという話を1月1日、元旦にしているんですね。

その心は、参議院で問責決議が可決されたから、野党の皆さんは、問責を受けた官房長官が辞めなければ審議に入らないと言っている。これはもう、ちょっと大変だななど。それで、何とかうまく話し合いをして解決しなければいけないというのが、2011年スタートに当たっての私の基本的な考え方なんです。

というのは、官房長官が問責決議を受けると何が大変かということ、常会の召集日の閣議決定前に、官房長官が衆参の議連の理事会で召集日を報告するのが慣例なわけです。その報告を拒否されたら、身動きがつかなくなっちゃうんです。内閣は国会を召集する権利を持っていきますし、国会の常会を毎年1回召集するというのは憲法に決められているわけです。その憲法上の義務が果たせなくなっちゃうわけです。

じゃ、どうしたらいいんだろうか。みんないろいろな考えを出されましたけれども、要するに、官房長官から衆参の議連委員長に説

明に行きたいと申し出ると、参議院は拒否すると。衆議院の理事会で説明する、場合によっては総理から参議院議長に、あるいは衆議院の議長から参議院議長にお願いをする。それでも断った場合どうなるかとか、これはもう考えると大変なんです。本当に拒否されてしまったら。従来の慣行を破ってやるというわけにも、簡単にはいかないわけです。そういう状況の中で新年を迎えました。

そこで、私は、いろいろ相談をいたしました。結局、1月初めから少し動き出しました。1枚は「今後の日本の政治について」というペーパー、それからもう1枚は「今後のスケジュールをどう考えているのか」という都合2枚のペーパーを作りまして²¹³、与野党みんなには「今後の日本の政治について」、それから与野党の方、特に民主党の方には「今後のスケジュールをどう考えているのか」というペーパーをお渡しして、1月にずっと人と会ったんですね。

1月4日は菅総理、1月6日は公明党の山口代表、1月7日衆議院の事務総長、1月11日は民主党の岡田幹事長、それから、自民党の逢沢一郎国対委員長、川端達夫議連委員長、参議院の西岡議長、13日は共産党の穀田恵二議員、社民党の照屋寛徳議員、14日には民主党の安住淳議員というような人をたずねて、今後の日本の政治については、政権交代の可能性が多くなるよ、衆議院と参議院で多数派が異なるという状況が生まれますねと。

その場合に、衆議院と参議院との合意形成をどうするかというと、やはり問題は両院協議会の在り方ですね。今までの与野党の合意し

た事項を再確認して、それを点検しましょう。副大臣などの活用や予算委員会などの審議の在り方、議会制度協議会や今日までの様々な提案についても考えましようとして申し上げました。

もう一つは、与野党の協議について。社会保障制度改革と国民負担の在り方について、これには子供支援の問題や求職者支援を含んでやりましよう。どのようなスケジュール、体制で行くべきなのか。

それからもう一つは、参議院の問責決議の扱いについてです。問責が成立したときに閣僚が辞めるということを前例としていくこととでいいのか、憲法の二院制の下における衆議院と参議院の役割について、問責決議という参議院の意思についてどう対応すべきかというようなペーパーを、自民党、公明党を含め、各政党全部に配りました。

それから、民主党の方には「今後のスケジュールをどう考えているのか」「というペーパーを配りました」。問責決議の扱いについて、問責が前例となることは避けるべきだ、しかし、自公が冒頭から欠席した場合どうするのか。私としては、強行は避けた方がいいと思います。また、国会の運営について、今までの与野党合意の確認、

与野党の協議のあり方について「検討しましよう」と申し上げました。そして、党大会の円満な運営。野党と話し合うためにも党内の団結が必要だ。大会対策をちゃんと進めていますか、と。

かなりこれは、従来と違いました、1年間議長をやってきて、与野党の中の状況を見ていると、これはもうとても、本当にびっくりす

214 副題は「政策を実現し国民の期待に応える『熟議の国会』のため

るような状況でした。震災でみんなが対応している間に、もう内閣打倒の話が出るような状況でした。それで、議長としての職権は越えています、党の方にも要請をしました。

あと、与野党の協議について、子供支援や求職者支援を含むとか、社会保障制度両院合同会議の例などを含めてどういうスケジュールでやるかというのも、ちょっと、従来の姿勢からいうと介入し過ぎなんですから、やはり今やっておかないと、また同じことを繰り返したんじゃないかという思いがありましたので、そのことを話しました。

そうしたら、一つは、民主党の方が、1月18日に、「今後の国会運営のあり方に関する提案」ということで、両院協議会の在り方の見直しと、それから参議院の問責決議の位置づけというようなことをまとめてくれました²¹⁴。

それから、西岡議長と話をして、結局、両院協議会の機能強化に向けて、これは国会法を改正しなきゃいけないんだから、何とかスムーズにいくようにやりましよう。そのためには、自民党から選ばれている衆議院の副議長、参議院の副議長にも根回しをして、結局、通常国会の召集に併せて、両院の議院運営委員会や各党派、代表者を集めて国会法改正のための検討会の設置を求める方向でどうでしょうかということ、西岡さんとも一致して、その作業をずっとやっていたんですね。

元々、両院協議会というのは、河野・江田時代に、両院を超えて

に」（横路孝弘氏提供資料）。

やっついでいこうと決まっていたわけですし、それからまた、両院協議会の議長、衛藤さんなんか議長をやったことがありますが、議長の国会報告の中で、問題があるからいろいろと環境を変えていこうという話をしているわけです。衆議院の方の両院協議会の議長も参議院の方の議長もやっているわけですから、西岡さんの了解も得ていたんです。

ただ、西岡さんもああいう人ですから、その後、岡田幹事長が問責決議や何か持っていったら、今どきそんなことを言うものではないと、叱られたか、不機嫌になったという話があります。

しかし、一方、党内的には、2月17日に、小沢系の16人が会派離脱を表明しました²¹⁵。これは小沢さんの秘書だった人が中心ですから、まさに小沢さんの意思として、なったんでしょう。つまり、こっちはいろいろと、何とか国会をスムーズにやっついでいこうという中で、党内では小沢グループが依然として活動していたということになって、これがつまるところ、6月2日の内閣不信任決議案の採決、菅降ろしと言われるところまでずっと続いていく流れになるわけです。

²¹⁵ 強制起訴された小沢一郎氏を党員資格停止処分とした執行部の方針に抗議したもの。これにより、ねじれ国会の状況下で、仮に民主党を取り込んで衆院再可決に必要な3分の2の多数を確保できないこととなり、2011年度予算関連法案の成立が困難となり、菅政権に大きな打撃を与えることとなった。

《西岡参議院議長と予算案受取》

○赤坂 今の話に関連して、西岡参院議長が、予算の受取については参院が受け取ったときだと述べたという話がありましたね。

○横路 あれは2011年、2月28日に予算委員会で総予算が可決されて、本会議は翌日になったんですね（3月1日午前2時2分本会議開会）。3月1日の午前3時40分頃に可決しましたので、参議院に送付したわけです。そうしたら、西岡参議院議長が、予算の受領日を3月2日にしようと言ったんです。私の方は、予算の受領日を何らかの意思によって変動させることは政治的にできるようなことではないということを、3月3日付の談話として発表しました²¹⁶。

これはやはり、何らかの意思によって左右されるものではない、機械的に行われるものだ。何らかの意思によって変動させると法的な安定性を害することになる。しかも、予算の自然成立というようなこと、あるいは参議院が否決した場合は、参議院送付の日を起算日として期間の計算が行われているんですよ、そんなことを政治的な判断をされたら困ります。彼は、すぐれて政治的な決断だと言ったんですね、延ばしたのは。

²¹⁶ 横路孝弘氏提供資料の中に、同談話の全文が残されている。2011年3月3日付日本経済新聞記事「横路衆院議長、参院議長見解に反論談話 予算案日付巡り」、翌3月4日付朝日新聞社説「参院議長発言 二院制をかき乱す浅慮だ」も参照。

なぜそうなったのかは余りよく分かりません。ただ、この当時、民主党の中の党内対立が激しくなっている、自民党もそれを狙って一気に攻勢を強めているということ、予算関連法案、本当は一括して採決するのが一番いいわけで、普通はそうするわけですけれども、取りあえず、まず与党が予算だけを先に強行したために、野党側を少し緩和する目的で1日遅れるようにしたんじゃないか。すぐれて政治的な決断だと説明していますが、これはちょっと間違った判断をしたと思っています。

○原口 西岡議長とは、ふだんからどのような御関係を築いていらっしたのでしょうか。

○横路 ふだんは余りつき合いは、今まで僕はしたことがありません。

西岡さん自身とは、彼が参議院議長になる前にほとんど交流はありませんでした。議長になって初めていろいろとお話をしたというような関係にあります。非常に個性のある方だなというように、おつき合いましたけれども。

○原口 その個性の強いというのは具体的にどのようなところ、どうお感じだったのでしょうか。

○横路 だから、こういうところに表れていますでしょう。何にもやる必要が全くないところで頑張りますが、そういう点では、自己主張はしっかりされる方です。

○原口 となると、先生から見ると、議長という職位にある人間は、自己主張というものに対して一定程度制約をかけなくちゃいけない

職位であるというふうにお考えだと拝察……

○横路 いやいや、それも程度ですからね。そんな、個性を消せと言ったって消せるものじゃない。みんな、人それぞれです。

ただ、仕事を通じて、まあ、この辺が落としどころでいいんじゃないかというようなことを、議長としてはやはりある程度考えなきゃいけないと思うんですけども、そこを、いや、そうじゃないんだということ、一つの理屈の上に御主張されるということがある方だなと思った程度です。

○原口 その予算案の受取の解釈といいますか、運用の問題については、横路先生との間で事前に御相談があったとか、そういうわけではなかったのですか。

○横路 そうです、突然の話です。みんなびっくりしました。

○原口 ついでもう一つお伺いしたいのですが、2011年初頭の「今後のスケジュール」のお話になったときに、社会保障制度とか与野党の協議に関して、議長としての職権を越えるのではないかと思った、というお話を一言添えていらっしたんじゃないか。

議長と党との関係について、先生はどういうつき合い方といいますか、向き合い方をすべきだとお考えだったのでしようか。

○横路 なぜこれを挙げたかという点、これからの国会運営の中でもめそうな点だからなんです。

というのは、従来から野党の方が、子ども手当について名前を変えろとか、いろいろな要求がずつとありましたし、社会保障制度、これは消費税なんかも、いわゆる社会保障と税の負担の問題という

のもいろいろ議論があるところでしたから、こういう点を与野党はちゃんと協議してくださいということを、ここでお願いをしたわけです。それについて各党は、いやいや、それはごもつともな話でということ、みんな認識している問題ですからね。

だから、改めて指摘しなくてもいいことではあるんですけども、この年のこれから後の国会の運営、特に、仙谷問責決議、国会の審議拒否ということになっていくのを何とか防ごうと思って、こういうペーパーを作ってお示ししたということです。

○原口　ということは、先生はもう、この当時、2011年の初頭にかけて、国会運営といえますか議論が困難なことが予想されると議長として感じになられていた、あるいは、それによって政権交代が自民党と民主党との間で、それが二大政党制になっていくのかどうかはともかくも、今後頻繁に行われ得るのではないかというふうに、その当時はお考えだったのでしょうか。

○横路　ええ。政権交代はやはり可能性がだんだん多くなる、そういうような日本社会の状況にこれからますますなっていくというふうに思っていましたよ、その頃は。

だって、実際に経験してきましたからね。何回か、1回だけの話じゃなくて。そのたびに問題になりましたので、やはり、ここに書かれているようなことはできるだけ解決するという方向で、一応、解決するルートに乗せつつあったところで震災が起きてしまったということ、野田内閣に替わって、野田内閣からやり直しをするんです、この問題も。

それはまた野田内閣のときに、どういう具合にやり直したかというのをお話しします。

《参議院による問責決議の位置づけ》

○横路　この際ですから、関連して、参議院の問責決議について。この問責決議はその後も、仙谷さんと馬淵さんが尖閣諸島問題への対処を理由に問責されたでしょう。問責理由というのは、いろいろ挙げて、結局何かといたら、最後は辞めろという話になっていくんですよ、決議案は。一川保夫さんという防衛大臣は、自分は安保は素人だと発言したのが、そんなのは防衛大臣は辞めなさい。山岡賢次国務大臣は、マルチ商法に関連したから辞めなさい。前田武志国交大臣は、公選法違反だと。何か推薦文書を出したんですね、自分の名前で、知っている友達に。それを捉えて、辞めなさい。田中直紀防衛大臣は、大臣の資質が全く不十分であるということ。それから野田さんには、消費税は公約違反だといって問責決議を出したわけです。実際は、消費税は自民党も賛成したんですけれどもね。いずれにしても、この参議院の問責決議というのは、前に額賀防衛庁長官に対して、いろいろな事例があつて、問責決議をした結果、1か月後に辞めたんですね。あしき前例になっているんです。

問責決議というのは、法的な責任か政治的な責任かといえ、やはりこれは政治的な責任だと思っただけですね。つまり、その人のある行為に対して反省してほしいとか再考してほしいとか責任を取るべきだとかということ、一つは政治的なスキャンダルですよ、

汚職、贈収賄事件など。それから、大臣の憲法観を中心に、憲法に反するようなことを堂々と主張するというようなことや、あるいは、失政や国会軽視の責任というようなことが、問責の中身としてはあるわけで、過去の事例も大体そういうことになっています。

決議の中で、ほとんどは辞めろということを行っています。具体的な政治的な責任の取り方は、本来、本人の自発的な判断に任せられるということになっているわけです。

中には、参議院で問責決議が可決されたけれども衆議院は信任決議したというのがありますよ²¹⁷。そうすると、衆議院の信任決議と参議院の問責決議はどうなるんだというような問題もあるわけです。審議を拒否した場合どうなるのか。大体、これが提出されると、審議拒否をやっているわけですね。審議拒否した場合、大臣の審議を拒否したら副大臣で答弁すればいいじゃないかとか、いろいろな意見、議論がありますけれども、しかし、なかなか、審議そのものにいろいろな問題を生ずるんじゃないかと思えます。

これはどういうように落としどころをつけたらいいのか、というのはあるんですけども、それは参議院で責任が問われているので、本人が参議院で弁明、弁解するということはやはり最小限必要だと思えますが、そこで辞めるということではなくて、いろいろな責任の中でも、政治的な責任とか道義的な責任（の自身はいろいろ考えられ）、道義的責任が重ければそれは責任を取って辞めなさいよとい

うことになるわけですけども。

今までの可決された問責決議の中身を見ると、かなりこじつけなものもあって、ブータン国王の晩さん会に欠席して、どこかの誰かの議員のパーティーに顔を出して挨拶していたということを不信任の理由に挙げられている人がいますけれども、別に、宮中晩さん会は出席が義務づけられているわけじゃありませんから、出欠は自由なわけです。まあ、大体はみんな出席しますけれども。しかし、それにしても不信任の理由として挙げるようなことではないと思います。

どうも中身は余り、選挙違反の話でも、確かにそれは公選法上まづいといったらまずいとは思いますが、何か激励の文書を書いて渡してやったということで大臣が責任を取るということ、どこかの町長選挙か何かの話だったと思えますけれども（岐阜県下呂市長選挙）、町長選挙だからどうということではありません。

ともかく、何でもかんでも何か理屈を立てて辞めさせる、あるいは、それによって、与党を追い詰める手段の一つとしてこの問責決議を使うということは、やはり趣旨に反するんじゃないかと思えますので、問責決議についてもやはりもう一度しっかりと与野党で議論していかないと、次から次へと連発されてやられたんじゃ、本当にとんでもないところで国会が止まってしまつて動かないということになりかねないので、問責決議については、是非早く、今のうち

²¹⁷ 平成20年6月11日、参議院で内閣総理大臣福田康夫君問責決議案が可決されたが、同日、衆議院に福田内閣信任決議案が提出され、

翌12日に可決された例がある（第169回国会）。

にある程度の整理をした方がいいんじゃないかと思えます。

《東日本大震災の発災》

○赤坂 では、時系列でいきますと、そろそろ大震災のお話になりますね。

○横路 3月11日の午後2時、私は議長室で仕事をしていまして、大きな揺れにびっくりいたしました。ちょうど週末、札幌で集会を予定していたので車に乗って外に出てみると、大勢の人が不安そうに外に出ておられました。羽田に着くと欠航でしたので、20時頃に宿舎に戻りました。高速は車は全く走っていませんでした。職員はみんな議長公邸に泊まりました。

翌日、参議院とも協議しなければいけないということで、衆議院事務局に国会対応をどうするかスタンバイするようにお願いし、西岡議長などと連絡して、議長、副議長、それから議連の委員長、六人で会談するということが、事務総長ともこうした事態についてどうしたらいいのかということも相談しながらそのことをやりまして、3月13日の日曜日に六者で協議いたしました²¹⁸。

今回は本当に大変な事態なので、衆参は連携を密にしていかなければいけませんねということ、この事態を踏まえて、各党でよく話し合いをしてほしいと。阪神・淡路大震災のときも、時限立法で対応する法案がたくさん出されたんですね。こういう前例を見ると、

急に対応しなければいけない事態も考えられるから、臨機応変、迅速、柔軟に対応する必要がありますねと。定例日が決まっていたり、大臣の出席がどうこうというようなことはあるけれども、今回はそういうこともみんなうまくのみ込んで、与野党で協力してやってほしいと。

それから、電力不足が現実のものとなるおそれがあるので、国会内部の建物についても最大限の節電をしようということ。それから、特に現場はばたばたしているから、ある程度落ち着く前の委員会の派遣は控えた方がいいよと言って、私の昔話をした覚えがあります。有珠山の噴火（1977年）のときに国会の災害対策特別委員会のメンバーが来たのに現地参加をして、行きましたら、町長にどなられたんですね、岡村（正吉、1922〜2010）という町長。この忙しいときにやってきて何をやっているんだ、聞きたいことがあるなら道の方にも行って聞けばいいじゃないかと叱られたことを思い出しました²¹⁹。

本当に忙しいときに行くのは、ある意味でいうと迷惑なことなので、それをやめましょうということ、それから、少し落ち着いてから、各委員会の常任委員長を集めて、津波や今回の震災について意見交換をやりましょうということ、そのときに決めたわけです。私は、原発の報道を見ておって、3月12日に1号機の建屋が爆発するんですね。3月14日に3号機の建屋も爆発するわけです。

²¹⁸ 「東日本大震災後の正副議長・常任特別委員長意見交換会（概要）」

（横路孝弘氏提供資料）、及び第22回記録も参照。

²¹⁹ 第22回記録も参照。

本当に、こんな水素爆発をして、一体どうなるんだろうかと。そのとき、石原信雄さんが、12日の朝日新聞朝刊に「人命最優先 挙国一致で」という記事を書かれました」。阪神・淡路大震災の時に官邸におられた責任者です。

それで、ふと思いついたのが、未来工学研究所の稗田（浩雄、1945〜）さんです。時々会って話を聞いていた人ですが、その人から昔、今危機管理の研究会（国土安全対策委員会）をやっている、石原さんに参加してもらっているんだという話を聞いたものですから、それで、稗田さんに電話して、石原さんにちょっとお願いしたいこともあると言ったら、彼が、3月15日に、石原さんを連れて参加してくれたんです。そのときの私の面会票には会ったことは伏せておきました。

それで、私は、原子炉が爆発したら、つまりチェルノブイリみたいになったら、東京は大丈夫なんだろうかと。というのは、たまたま、私の友人の池田修義さんから電話が来て、知人で東京電力に勤めている人がいて、家族はもう全部大阪に逃げた、そういう話をしてくれたものですから、なおさら心配になって。

この忙しいさなかに政府中枢に電話することもできないので、石原さんは過去に震災対応をされてきているから、自衛隊とか警察とか、防衛省なりに十分にいろいろな関係を御存じだと思つたので、最悪の事態を想定して、東京も避難しなければならぬようになったらどうなるのか、ちょっとその辺のところを対応してただけまかせようか、どうなったか、何をされたかということは私に報告

する必要はありませんからお願ひしますと言って、頼んだんです。そうしたら、3月18日に、瀧野さんという官房副長官が来られて「瀧野欣彌、1947〜）、今のところは落ち着いているから心配はないと思ひますけれども、しかしまだまだ安心はできないのでしっかりと監視していききたいし、何かの場合のことも考えて、いろいろとちゃんと対応しますから心配しないでください、という話があった、ああ、話を通つたんだなと思ひました。

そして、これは関係あるのか分かりませんが、菅総理が、3月15日に、最悪の事態でどうなるのかということ、原子力委員会の近藤駿介委員長に頼んでいます。そして、回答が3月25日に来ているんですね。それを見ると、各原発が大爆発を起こしたときには東京を含めて避難しなきゃいけない、そういう事態になるよということでした。

ある意味で言うと、あの状態であの原発が収まったのは本当に奇跡みたいなものだという人もいますよ。チェルノブイリみたいな爆発が起きる危険性があったというわけです。それは東電が全部撤退しちゃつたらそうなんだじゃないでしょうかね、どうなんでしょう、ということに話はつながっていくわけです。

そういうことで、3月17日に正副議長、常任・特別委員長との意見交換で、松本防災大臣を呼んで話を聞きました。それから、3月18日には、原発について枝野官房長官を呼んで意見交換をしました。

このときに枝野さんはどういう話をしたかというところ、今のところ

は大丈夫ですと。今のところは安定していますが、熱が上がって徐々に燃料が溶けているみたいなお話をしているんです。それはメルトダウンの話をまだはつきりは言えないからそういうことを言ったのかなと思いますが、最近になって、というか後で分かったのは、メルトダウンという言葉は使うなということをお電の社長が指示をしていたということが、新聞で報道されておりました²²⁰。

この間、4月5日に海江田さんと呼んで、いろいろ話を聞きましたが、その話は次回にいたします²²¹。

《震災対応と国会の状況》

○横路 原発の方は原発としてまとめてお話ししますが、そういう、4月のどたばたしている中で私は、「横路孝弘活動記録」の2011年5月1日のところに、こんなことを書いていますね。

いろいろと災害のことを書いた後に、

「その時に本当に残念なのは、民主党の中で菅内閣を打倒しようという動きが出ていることです。信じ難いです。

菅総理に対するいろんな批判はあると思いますが、しかし今その責任者を代えるというところで、一体誰がやってどうなる

²²⁰ 東京電力の第三者検証委員会（委員長・田中康久弁護士）による報告書（2016年6月16日）によれば、当時の清水正孝・東電社長は「（首相）官邸からの指示により、この言葉（炉心溶融）は使わないように」と社内に指示したとされ、むしろ官邸からの圧力があつたこと

んでしょうか。そのための時間が非常に無駄になるということはどう考えているのでしょうか。信じられません。世界の物笑いのタネにならないことを祈るばかりです。

そしてこの菅内閣の中の政務三役、副大臣とか政務官、こういう人の中にまで菅内閣打倒ということで夜な夜な赤坂に集まって若い議員を集めて議論をしていると、こういうような人もいるというのには本当に見るに耐えないことです。

野党もいろんな言い分はあるのでしようけれども、しかし本当にこの時、まず与党がしっかりして、与野党でもって合意をしながら、今のこの時期、これからの復興計画、原子力発電そのものの安定、そして今後のエネルギー政策と、議論しなければいけないことがたくさんあるわけですから、そのためにみんなが力を合わせるべきだと思っております。」

と、怒って書いているんですね。それぐらい党内の亀裂というもの、ひどかったですね。

みんなは新聞記事は読んで知っているんですけども、担当してやっているひとりひとりが、1週間、夜も寝ないで奮闘して、どれほどやったかというのは知らないんですよ。私は海江田さんから話

が示唆されている。同日付の日本経済新聞記事「福島原発「炉心溶融使うな」、清水東電元社長が指示 第三者委が報告書公表」も参照。

²²¹ 第22回記録を参照。

を聞いたし、それから枝野さんが来たときにも、いや、ようやく布団の中で寝られたとか言ってる、1週間ぶりだみたいなことを言っているのを聞いていたものだから、みんな、11日からあの後1週間というのは、本当に、布団の中でゆっくり休んだ人なんか誰もいやしないですよ。来た松本防災大臣は顔色が悪くて、あんた大丈夫かと言ったぐらいです。だから、みんなやっているときに、そこからまるっきり関係なしに菅内閣打倒の議論をしているというのは本当に信じ難い。

野党も野党で、そのとき、打倒なんということを考えて、内閣不信任決議案を結局出すわけですからね。それだって、あれだけの大きな震災と原発の事故を考えたらとてもそんなところじゃなくて、やはりもうちょっと協力してちゃんとやるべきだったと思います。それで、この間、3月19日に菅さんが谷垣さんに、「協力してくれ、入閣してくれないか」と頼む電話をした。何か少し事前に調整してやったのかどうかという点を聞いてみたのですが、どうもやったのかやらないのか、仙谷さんと大島さんが話をしたという話もあるんですけども。

いずれにしても、党内はびっくり仰天の話だし、自民党の方も「そんなのは駄目に決まっている、それはもう生き延びるための菅の作戦だ」とか言って、ともかく断られてパーになっちゃったわけですね。まあ、もちろん、協力するところは協力しますよということでも谷垣さんは断ったわけですけども、大連立というようなことがち

らほら頭にあつたのかなと思います、これはうまくいきませんでした。やはり党内の方ががたがたしておったというのが非常に大きな問題だと思います。

それで、この震災については、大体どんな被害で、どれだけ法律を作って、どうしたか。

法律は、2011年に4本、2012年に20本、合わせて6本の法律を作っています、原発も含めて。予算は、第1次補正が4兆153億円、第2次補正が1兆998億円、第3次補正が9兆2438億円、2012年度予算は3兆7754億ということでお金も入れて、新聞報道を見ると²²²、損害賠償で大体2022年までの間に7兆円のお金がかかっています、7・1兆円。それから、除染などに3・9兆円、中間貯蔵施設に1兆円、汚染水の処理や廃炉のための対策に1兆6千億円ということで、これが大体2020年、21年ぐらいまでにかかったお金です。お金はもちろんかかりますが、どういう負担をするかはこれから後の議論になってきますが、国会議員も歳費を削ったり、公務員全体として給与ダウンだとか、いろいろな措置がこのときに取られています。割と早めに取られています。

被害状況は、各警察だとかそのほかの資料によってズレがあるんですが、警察で把握している東日本大震災の死者と行方不明が、令和4年段階で、死者、関連死は含みませんで1万5900人、行方不明者は2523人となっています。被害の状況も、全体的に、人

的被害、住宅被害、非住宅の公共の建物、そのほか火災の件数などについては資料にある通りです²²³。

そして、こういうことについて海外からも非常に関心を持たれておりますので、2011年にウクライナに親善訪問したのは、元々、フランスで開催された第10回のG8の下院議長会議に出席した際だったんですね。第1セッションで東日本大震災、第2セッションで原子力発電の事故について報告しています。世界各国の支援に、本場に世界各国から、もう貧困国と言われている国からも含めて応援をいただいていますので、感謝し、日本の現状、特に原発の状況などについて報告をしました。

それから、第125回のIPU会議で、これはスイスのベルンで開催されたのですが、このときもやはり原発と大震災の状況について報告をしています。

原発もそうですが、震災を経てもみんなで一緒に思ったことは、日常普段の生活、帰るべき家があって、家族や友達がいて、やるべき仕事もあって、見慣れた住み慣れた町並みがあって、たまには帰りに居酒屋で一杯やるというような普段の生活がいかに大切かということをみんなが確認をした2011年だったのではないかと思えます。「幸せがどこにあったか思い知る」、という歌が出ていますけれども、そうだなと思います。

震災後、あるマスコミの調査で、震災後、特に大切にしたいと思うようになったことは何かという質問に、1番が家族で、2番が地

域でした、家族とのつながり、地域とのつながりなんです。よく無縁ということがずっと言われましたが、今回の震災を目の当たりにして、みんなが何を大事にすべきかが分かったのではないかと、2012年に感想として述べております。

震災というのは、これと原発があるので、原発は原発でまとめるとして、お話しは一応、震災の方に関しては以上です。

○赤坂 震災から数日間の議会の中の様子はどうだったでしょうか。

ちまたでは帰宅困難者が多数出たり、あるいは食事を取る場所がないとかいろいろあったんですが、議会の中はいかがでしたか。

○横路 議会の方は、みんな選挙区がありますから、特に選挙区関連のところは、どうしているか聞いたり、あるいは行くことを試みたり、いろいろなことをみんなやっていましたね。情報を取るために必死だったと思いますよ、みんな。

しかし、情報がどうも入ってこない。全部の町村の様子が分かるのに3日ぐらいかかったんじゃないですかね。それで、政府が担当者を決めて、原発と震災対応とに分けて、人を派遣して情報集めを直接やりました。

この間、これ幸いと何かほかのことをやっていた連中もいるようですが、大体は自分の選挙区のことを心配して、だって、範囲が広いわけですからね。そのうち、また地震が、続いて起きたじゃないですか、新潟かどこかで。そんなこともありましたから、みんなば

たばたしていたというように思います。各委員会のこともありますからね。

○赤坂 これはちょっと原発の話になりますけれども、当時、放射能が東京にどう影響するのか未知の段階で、そういった不安と問題もあったかと思いますが、議会の中ではそういったことは問題にならなかったのでしょうか。

○横路 議会の中でというか、私は議長公邸におりましたから、自分のことをやるのに精いっぱいです、議会の中の雰囲気というのはちょっと分かりません。皆から聞いた話だと、ともかくみんなばたばたして、情報を取るために必死だったということですよ。

それは東京を逃げ出したの中にはいるかもしれませんけれども、それは知りません、私は。

【第21回関係資料】

○日韓併合100年

・宮内庁ウェブサイト「平城遷都1300年記念式典 天皇陛下のおことば」

<https://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/okotoba/okotoba-h22e.html#D1008>

・外務省ウェブサイト『平城遷都1300年記念式典』が奈良・平城宮跡で開催！〈海外賓客の招聘及び接遇〉

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/pdfs/heijo_1012.pdf

・韓国MBCラジオインタビュー書き起こし
・内閣総理大臣談話（日韓併合100年）

<https://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

○韓国訪問と韓国との関わり

・韓国要人の横路議長（副議長）訪問リスト（横路孝弘氏提供）
・大韓民国親善訪問衆議院議長一行報告書（平成23年12月）

○尖閣諸島漁船衝突事件

・国会法第104条による記録提出要求（衆議院事務局作成）
・尖閣諸島中国漁船衝突事案を巡る衆議院予算委員会における対応（横路孝弘氏提供）

・政府による尖閣諸島の国有化に関する質問主意書（衆議院議員浅野貴博君提出）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a180423.pdf?File/a180423.pdf

・政府による尖閣諸島の国有化に関する質問に対する答弁書（上記質問主意書に対する答弁）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a180423.pdf?File/a180423.pdf

○中国訪問と日中関係

- ・横路孝弘・衆議院議長中華人民共和国親善訪問議員団報告書（平成24年6月）
- ・2012年5月2日新華通信社（オンライン）「日本の横路孝弘衆議院議長、3日から訪中」、2012年5月4日日本経済新聞（オンライン）「横路衆議院議長、中国副主席と会談 歴史共同研究の活用提案」同時事通信（オンライン）『政治家同士の交流重要』 習中国副主席、横路衆議院議長と会談、2012年5月5日新華通信社（オンライン）「習近平国家副主席 日本衆議院議長と会談」、2012年5月6日人民網日本語版（オンライン）「呉邦国委員長が日本の横路衆議院議長と会談」、同「習近平国家副主席 日本衆議院議長と会見」
- ・2018年5月9日日本経済新聞（オンライン）「日中防衛当局間の海空連絡メカニズムの概要」、2018年5月10日付毎日新聞「日中、10年越しの『成果』 衝突回避策 実効性に疑問も」

○仙谷官房長官の問責決議

- ・横路孝弘衆議院議長作成「今後の日本の政治について」
- ・横路孝弘衆議院議長作成「今後のスケジュールをどう考えているのか」
- ・民主党「今後の国会運営のあり方に関する提案」（民主党アーカイブ）

http://archive.dpj.or.jp/news/files/110118reian_1.pdf

○西岡参議院議長と予算案受取

- ・横路衆議院議長談話「衆議院送付案の扱いについて」等

○東日本大震災の発災

- ・東日本大震災後の正副議長・常任委員長意見交換会（概要）（横路孝弘氏提供）

○震災対応と国会の状況

- ・第125回IPU会議報告書（2011年11月）

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第22回）

《福島第1原発事故の発災》

○赤坂 前回の続きということで、東日本大震災関係のお話、この辺りから再開したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○横路 はい。原発の方は野田さんのときにも関わってくるんですが、事故調のを含めて原発関連の話は一通りお話をさせていたでいて、その後、ウクライナの話もさせてもらいたいと思っっています。これから1週間の状況は3月17日、18日に正副議長、常任・特別委員長との意見交換での松本防災大臣、枝野房長官の話、海江田大臣からの話と衆議院事務局からの情報、官邸の中の人と電話交換をして得た情報によるものです。

震災が起きて、被害がだんだん分かってきたわけですね²²⁴。津波による被害などが、映像も随分流されてきた。その上、考えてもみなかったことですけれども、原発の事故が明らかになったということで、当日から原発の話に、みんなの関心もかなりそっちに向いていったとありますが、震災は、被災者の人命救助、それから復興復旧ということで進んでいくわけですので、原発につい

て、最初の1週間ぐらいのことをお話ししたいと思うんです。

東京電力の福島第1原発は六つ、第2原発には四つの原子炉があるわけですね。最初は、3月11日の夕方（19時3分）に、原子力緊急事態宣言が出されました。それはどうしてかというところ、第1原発の全ての交流電源が喪失してしまっって、冷却機能が停止したというわけですね。これは大変だということになったわけですね。

本来ならばオフサイトセンター（事故発生敷地（オンサイト）の外に設けられる、緊急事態応急対策拠点施設）が機能しないといけないんですね。原発事故への対応は、原発の敷地の中のこととは東電がやって、外のこととは保安院（経済産業省原子力安全・保安院（NISA））がやるというように、事故対応の原則はそうなっているわけなんです。そのオフサイトセンターが機能しなかった。そこで、政府の方は原子力災害対策本部を設置したということです。

すぐ、次の日から問題になったのは、交流電源が喪失したからそれをどうするか、電源車をセットしなきゃいけないというので、その手配で、みんな大慌てでやって、ばたばたしちゃったんですね。大体7時間か8時間ぐらいで冷却装置を回復しなければならぬというところだったわけですね²²⁵。

あちこちみんなで頑張って確保したわけなんです、うまくいっ

²²⁴ 令和5年3月時点で判明している東日本大震災の被害状況について、総務省消防庁のHPも参照。

²²⁵ <https://www.fdma.go.jp/disaster/higashinohon/items/163.pdf>

各原子炉において外部電源・非常用電源の使用の可否や、炉心な

どの冷却機能の維持・喪失の状態は異なる。その詳細については、「東日本大震災の被害状況及び県内の原子力発電所事故の概要等について」を参照（2023年8月22日最終アクセス）。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/444550.pdf>

ているのかなと思ったら、どうも機能しないと。ケーブルが短かったとか、接続プラグのスペックが合わなかったとかいうようなことでした。後から考えてみると、大した練習というか、事故を想定した訓練をやっていたということが、このことで明らかになったと思います。

あのときは、渋滞になってあちこち交通も止まりましたから、帰宅困難な人々が街にあふれていました。議長公邸にいた人も、ほとんどみんな議長公邸の中に泊まりました。私は赤坂の議員宿舎で泊まっていました。

そういうことで、冷却装置が機能しない、電源車も来ないということになると、電源の停止によって冷却装置が作動しなければ、原子炉格納容器の中の圧力が高まって爆発のおそれがあるということで、圧力を逃すためにベント弁を使ってガス抜きをしなければいけないということになったんですね。これがいわゆるベントというやつです。そのベントは、手動でなきゃ駄目なんだ、行って手でやらなきゃ駄目なんだ、機械じゃできないんだと。しかも大量の放射能が出るということで、大量の放射能が出るなら住民の避難が必要だということになったわけですね。これが3月12日の話です。

そして、最初の住民避難は3キロでしたね。それが半径10キロになり、20キロになり、だんだん事故の中身が明らかになるに従って避難する半径が広がっていったわけです。これも後でいろいろな議論になりました。

それで、指揮を執っていた菅さんがいらいらして、現地がどうな

っているのか見に行かないとさっぱり分からぬ、ということを出して、3月12日、つまり、事故が発生した翌日の午前7時から10時半までの間ですけれども、現地に飛んでいったということでした。

その間に、やはり冷却装置が停止したということの影響もあって、3月12日は1号機が爆発し、それから3号機が14日に爆発するということになりました。

その中で問題になってきたのは、炉心を冷やすために注水しなきゃいけないと。その注水の水がなくなってきたから海水を引かなきゃいけなくなったとあって、これが、後で聞いた話ですが、大分議論になったところのようです。ただ、東電は、海水を入れちゃうともうその原子炉は廃炉にしなきゃいけないという躊躇があったんじゃないか、ということも言われていました。

その後、3月14日に、東電が事故現場から撤退するという話清水（正孝）社長が海江田大臣へ持ってきたということで、この辺の話は海江田さんから聞いたんですが、菅さんが、それはもう絶対撤退は駄目だと言って、東電へ乗り込んでいったわけですね。

それと同時に、福島原発の事故対策統合本部というのを作って（3月15日）、本部長は菅さんになって、副本部長が清水社長と海江田さんになったんですね。海江田さんの話によると、これができたので、ようやくいろいろなものがスムーズに機能するようになった、この統合本部ができることによって初めて情報共有ができたん

だということでした²²⁶。

その後、避難区域の見直しとかいろいろな要素があるんですが、この間、いろいろな情報はもちろん衆議院事務局からも入りますし、私自身は、原子力資料情報室、当時亡くなっておられた高木仁三郎さんに知事の時代非常に世話になったので、あそこに話を聞いていったわけですね²²⁷。

そうしたら、彼らから、1号機爆発、3号機爆発で、これはチェルノブイリみたいなことになったら東京も避難しなきゃいけないよ、大変だという話を聞きまして、それで、友人に頼んで石原信雄さんに来てもらった。この前お話ししたとおりです²²⁸。

《海江田経産相の事故対応》

○横路 それからもう一つは、海江田さんを4月5日にお招きしたんです。彼は忙しいと思っただけでも、4月5日頃は、一段落したわけじゃないけれども、布団に入って寝られるようになっていました。そこで、あなた、昼、どうせ御飯を食べるんだらうから、ちょっと議長公邸に来て話を聞かせてほしいということを頼んで、彼に来ていただいて、いろいろと話を聞きました。

それは、一つは、原子力資料情報室の人から、海江田さんが担当してやっているけれども、多分周りみんな推進派ばかりで、この

問題についてチェックをする、そういう人の意見を聞いているんだらうかと言われたものですから、海江田さんを選んでいろいろとお話をしました。

それから、原子力被災者生活支援チームというのを作って、海江田さんが担当なんですね。避難区域の設定とか、被災者の健康、食品の規制、暫定規制値をどういう具合にするかとか、農業や漁業をどうするか、放射性廃棄物の処理をどうするかというようなことをやる支援チームが、3月29日にできています。その責任者が海江田さんで、これは各省の副大臣を集めてやっています。

同じ時期に、大震災の方の生活支援チーム（被災者生活支援各府省連絡会議。被災者生活支援特別対策本部（のちに被災者生活支援チームに改称）の下に設置された。）、これは官房副長官の仙谷さんを菅さんが呼んできて、仙谷さんが副議長、松本大臣が議長になって、こちらの方は、各省の事務次官を呼んで、各省庁間の調整と情報の共有をして、よりスムーズに問題の処理をしよう、対応していこうとしたのです。あの頃は、物を運ぶのに高速道路が通れないとか渋滞しているとか、いろいろな不満がわっと出てきたときですので、そういう調整をやりましょう、ということでも対応しようとしていました。海江田さんのお話ですと、ともかく東電は事故を想定した訓練をほとんどやっていなかったのではなかったかと。それから、保安院

²²⁶ 後出の原子力被災者生活支援チームなども含め、東日本大震災への対応のために設置された政府組織を事項別・時系列に整理したものであるとして、三瀬佳也「東日本大震災における政府の組織編成」立法と調査

2011年6月号（通算317号）33頁以下を参照。

²²⁷ 第9回・第12回記録を参照。

²²⁸ 第21回記録を参照。

の人がそばにいるんだけど、事故の最初の1週間ぐらいは、要するに院長が人事の関係で経産省から派遣された人で〔第5代院長の寺坂信昭氏〕、経済の専門の人であって、原子力のことは何も分からない人だったというんですね。後で菅さんが、分かるやつをよこせと言って、次長〔平岡英治氏〕が来て、それは専門家でよく分かる人だということでしたが、そんな状態だったということで、電源車を見れば分かるように、ほとんど事故というのを想定していなかったのではないかなど。

その話を聞いて思ったのは、私が知事るとき、北海道の泊原発がスタートするというので避難訓練をしました。これは全国で初めてだったんですね。そのとき、通産省から反対を受けたんですよ。せっかくみんなが安全だといってこれを造ったのに、何でいきなり避難訓練をやるんだ、危機感をおおるだけじゃないかと叱られました。原発反対派からは、大きな事故なんか起きたらそんな避難訓練なんかやったって何も意味はないと、みんな避難訓練に反対だったんですね。そういうことを思い浮かべて、ああ、やはり電力というのは、非常に日本の技術、科学技術を過信していたなと思いました。

それから、海江田さんから聞いてびっくりしたのは、そのとき、東電の会長〔勝俣恒久氏〕は中国にマスコミを連れて視察に行っていて、いなかったんですね。それから、社長も家族と一緒に奈良に旅行に行っていなかったと。会長も社長もいないところで事故が起

²²⁹当時、連日連夜記者会見に立った枝野官房長官に対して、「writer (現：X) ²³⁰は、[#edano_nero (枝野寝ろ)]²³¹といったハッシュタグが

きたから、結局いろいろあって、常務が当面指揮を執るということになったようなんですが、やはり最初、事故が起きたときに、大物で仕切っていた二人ともいないというので、相当東電の中は混乱したんだということが一つ。それは偶然そうだったんですけども、そういうことも言っておられました。

それから、チエルノブイリの教訓はほとんど何にも学んでいなかった、ということでした。

《菅首相の原発対応》

○横路 それで、結局、みんな初めて、そういう状況の中で頑張ったわけですよ。津波だけでも大変なのに、原発事故が起きた。全員必死で、1週間前後はほとんど寝ないで頑張った。枝野さんを17日、18日に国会に呼んだとき、前の日ぐらいは布団でちゃんと休みましたと言っていましたけれども²²⁹、それぐらいの状況でみんなよく頑張ったんだと思うんですが、彼らの頑張っている姿というのは外に映らないわけですよ。我々が知るのはマスコミ²³⁰だとか、中で知っている人の話を聞かない限り分からないわけです。

だから、菅は一体何をやっているんだ、何も対応しなかったんじゃないかというような批判が出てきたけれども、それはちょっと違うんじゃないかなと、僕は、海江田さんの話を聞きながら、そういう当時の状況を見て思いました。

あらわれ、枝野氏に対する気遣いの声が多くあがっていた。

総理大臣の現地視察の話ですけれども、私もその話を行ってから聞いたのかな、ああ、こういうときに最高責任者がすぐに行くよりは誰か担当者でも行けばよかったのと思って、官邸の荒井さんか誰か²³⁰に電話して、あれはどういうことだったんだと聞いたことがあります。

菅さんの主張は、当時、現地の情報が全然入ってこない、情報もちぐはぐだし共有されていないというので行ってみた、行ってみてよかったのは、要するに、吉田所長〔吉田昌郎・福島第一原子力発電所所長〕は非常に信頼のできるしっかりした人間だということを知ったことと、ヘリコプターから見えて今度の津波の被害の大きさというものを実感したということを言われていました。

確かに、こういうとき総理大臣が現地に行くかどうかというのは、いろいろあると思うんですね。現地の方でいうと、もう作業で忙しいときにそんなのが来て、手配するのが大変だということの不満も大きいのです。

しかし、考えてみれば、奥尻の地震のときなんか、行って現地の人の話を聞く、被災者の話を聞く、現地で救援活動をやっている人の話を聞くと、組織的に上がってくる話だけじゃなくて、いろいろな話が聞けることは聞けるんですね。これはやはり両面あって、そのときの状況によるんだなと思いました。

いずれにしても、こういう災害のときに指導者がどういう行動を取るかというのは一概にはやはり言えないな、そのときの状況、周

りの体制によるんだなと思いました。

《東電の撤退報道について》

○横路 それから、東電の撤退ですけれども、海江田さんの話によると、絶対に清水社長は一部などとは言っていないと。電話がかかってきて、その後来るんだけれども、電話がかかってきたそのときに、そばにいた保安院の専門家に、一体、全部撤退したらどうなるんだと聞いてみたと言うんです、今時点で全員撤退したらどうなるんだと。そうしたら、原子炉は次々と爆発して取り返しのつかないことになりますよと言われたと言うんですね。

それで、夜中の3時です、3月15日。菅さんや海江田さんや枝野さん、福山さん、あと細野さんやなんか、班目さん〔原子力安全委員会の班目春樹委員長〕とかが集まって、撤退は絶対に認めないこと、東電と政府との間の統合本部を作るということを決めて、東電に乗り込んでいったんですね。

このことがいろいろと言われています。言われていますけれども、私はともかく、一部か全部かというのは、後の事情聴取、事件についての調査が始まってから言われてきた話であって、あそこには内閣危機管理監の伊藤哲朗さんも、一部という話は聞いていない、と言っています。

それは、まあどうでもいいとは言えないけれども、しかし、各調査、民間の調査、東電の調査、みんな、この一部か全体かといって、

²³⁰ 荒井氏は当時内閣委員長。なお、総理補佐官は細野豪志、芝博一、

辻元清美、藤井裕久で、官房副長官は仙谷由人、福山哲郎であった。

全体撤退なんてあり得ないから一部だろうというような調査報告書もあるんですけども、いや、私は、そうではない、大分混乱していたから、海江田さんによると、一部なんて言わないで撤退だと言われたというので乗り込んでいったんだと、撤退をやめろと言って。

菅さんは、非常に危機感を持っていたわけです。原子力委員会の近藤駿介委員長に、最悪の事態はどうなんだということ言っていて、その答えをもらっているわけです。最悪の事態、東京も避難しなければいけないことになるかもしれないと言われたわけです。

原子力資料情報室の人によると、ともかく、テレビで最初の頃のコメントを見てみると、出てきてコメントしているのは、もうみんな推進派の人ばかりだと言ってますね。压力容器と格納容器は燃料を多重に封じておりまして絶対大丈夫です、検出されている放射線量は、1年間そこにずっと住んでいても自然に浴びる放射線よりちよつと高い程度で、健康に問題が生ずることはありませんというようなコメントばかりだと言っていますよ。

それで、是非海江田さんに言ってほしいということで、海江田さんにもそのことを言いましたら、その後2回にわたって、4月20日と28日に、原子力資料情報室の人（西尾漢氏）や、それから、プラント設計技術者の後藤政志さんなどを呼んで話を聞いてもらい

ました²³¹。

4月5日に海江田さんに会ったときに、前に見た黒澤明の「夢」という映画の話をしました。それに「赤富士」という原発の話が出てくるわけです。これが浜岡原発だったらしいんですね。海江田さんに、見る暇はないだろうけれども、こういう映画があるよという話を教えたことがあります。

この映画は、日本の電力会社というのはものすごい力を持っていますので、黒澤明も、日本からの金集めは失敗したんです。できなかったんです、原発を扱っているといったそれだけで。だから、アメリカ資本ですよ、その黒澤明監督の「夢」という映画。あれは全8話かな。なかなかいい映画ですから、是非一度御覧ください。皆さんにもお薦めします。

海江田さんに、後で、あれを見たよ、あれは実は浜岡原発なんだと言って、後で海江田さんが浜岡原発を止めた話をいろいろとしてくれました²³²。

原発事故の重大性についての認識はみんな持っていたと思います。

《被災地への訪問》

○横路 あと、お話ししなきゃいけないのは、3月23日に綿貫元

²³¹ 海江田万里『海江田ノート』——原発との闘争176日の記録』

(講談社、2012年) 206〜207頁も参照。

²³² 同前212〜230頁も参照。

議長と河野前議長が私のところに来られて、いろいろとアドバイズや激励をいただきました。こんなときは大変だから、国会は、余り定例日がどうかなんとか言わないで、「東日本大震災への対応を」最優先にして、それから、費用のことはきつといろいろと問題になるから、それも財務省の方と相談しなさい、また必要な法律と
いうのは山ほどあるよと言われて、本当に山ほどあったんです。それをやはりてきばきと、もちろん、ちゃんと議論はする時間を取ってやってほしいと思うけれども、できるだけ、必要なものはスムーズに通してやったらいいんじゃないかという話がありました。私は、一応、3月13日に、衆参の議長、副議長と議運委員長で集まって、国会運営について柔軟、迅速に対応するということを決めて²³³、そういう方向でやっていますということをお報告したことがあります。

あと、やはりテレビで見ただけじゃなくて、私も現地に行ってみなければと、4月19日に宮城県と福島県に行っただけです。ちょうど仙台空港が再開しまして、飛行機に乗って行って、あそこ出身の今野東という代議士がいるんですが、その秘書の人に案内してもらって、役所に言うといろいろとまた面倒だから、誰にも言わないで、地元の人に案内してもらって、いろいろと見てまいりました²³⁴。やはり現場はすごいですよね。そのとき非常に印象に残っている

²³³ 第21回記録も参照。

²³⁴ その時の写真が横路孝弘氏提供資料の中に残されている。

²³⁵ 宮城県知事からの4月8日・5月20日付の各要望項目一覧（横

のは、仙台に行ったときに、仙台の川の橋のほとりに車が止まっています、そのときに、女性が一人、泣いていたんですね。そこを見ながら通り過ぎて、ずっとその辺を見て、帰りに見たら、まだ涙を流しておられました。多分、子供か夫か親を亡くした人なんだろうなというように思っています。この悲惨な状況を見て、津波の被害はすごいということを本当に痛感いたしました。

国会の方も、その後本会議で世界からの支援への感謝決議（などをしました（4月21日提出、4月22日決議）。もう本当に、世界中あらゆるところから、それこそ貧困国と言われるような国からも支援とお金を送られてきて、本当にありがたいことでした。

正式には、5月6日に宮城県庁、5月9日に福島と岩手に行きまして、県知事や県議会議長からいろいろとお話を聞いて、要望書を受け取りました²³⁵。受け取った要望はまた各省庁に連絡して、各省庁からも説明に来てくれましたので、それでお願すべきことはお願いしたということです。

震災の対応は、先ほど言いましたようなことで、原発関連以外にも、震災の津波の方の関係でいいますと、やはりインフラの整備、交通機関とか、水道から電気から、あらゆるインフラの回復ということが一番大きな問題になりますね。

それから、だんだん時間がたつと、今度は仮設住宅、みんな家を

路孝弘氏提供資料、後掲）も参照。横路氏はまた、同年6月18日に衆議院議長として石巻市慰霊祭に出席し「議長追悼の辞」を述べている（横路孝弘氏提供資料、後掲）。

なくしてありますから、仮設住宅の建設をどうするかということ、これはちょうど、奥尻の災害があったときも、仮設住宅で当時の建設省といろいろと交渉したことがありましたので、やはり土地の風土に合ったような、みんなが快適に過ごせる仮設住宅をできるだけ早く造るようということ、お願いをしました。

《避難区域と東日本大震災関連立法》

○横路 結局、原発のこの事故と後を見ると、やはり原子力を推進している経済産業省の中に保安院を置いたということが間違いないだと思いますね。

保安院は、原発の安全体制について様々なチェックをして事故のときの体制をちゃんとすべきなのに、どうもそれができなくて、結局、全体的に見ると、アクセルとブレーキが一緒だったというのが当時の原発全体の体制。安全対策を同じ組織内で一緒にやっちゃったというのが大きい問題でして、その後大きな問題になっていくわけです。

それから、政治の介入ということがいろいろと調査の中で言われているわけですが、しかし、じゃ、あの状況の中で、東電と保安院だけで何ができたんだろうかという、情報は必ずしもスムーズに流れてこないし、違う情報が流れてきたりする、共有ができていな

い。やはり情報の共有ができていないというのが一番大きな問題だと海江田さんも言っていましたね。

結局、3月18日に、最悪の事態として、政府が想定しているのかどうか、最悪のときは何が考えられるのかという質問に対して、枝野さんの答えは、最悪の事態ということについてのお話を申し上げるのはなかなか難しい。最悪の事態は今動いている万全な原子力発電所でも何が起こるか分からない、とまず一般的なことを言って、それからチェルノブイリは稼働した原子力発電所が一気に爆発したというものが、今は燃料棒が徐々に温度が上がって行って溶けていってという状況で、それが溶け出してとまらなくなる状況をいかに防ぐかということで、冷却をしっかりとやってそれを改善していく方向で努力しているという趣旨の答弁をしています。苦しい答弁ですね。しかしわかるんです。メルトダウンとも言えないし、全く心配ないとも言えないし、苦しい心の内が示されている答弁でした。だから、本当は専門家に説明していただくべきだと思いますとも話されています。私のみるところ、これはもうメルトダウンなんだということだったんですが、後で、1年ぐらいたってから、東電が、メルトダウンという言葉は絶対に使うなという指示を出していたことが分かりまして²³⁶、電力会社の隠蔽体質なんです。

その後、東電はほかのケースでも随分そういうことをやっており、ように」と社内に指示したとされ、むしろ官邸からの圧力があったことが示唆されている。同日付の日本経済新聞記事「福島原発「炉心溶融使用」な」、清水東電元社長が指示 第三者委が報告書公表」も参照。

²³⁶ 東京電力の第三者検証委員会（委員長・田中康久弁護士）による報告書（2016年6月16日）によれば、当時の清水正孝・東電社長は「（首相）官邸からの指示により、この言葉（炉心溶融）は使わない

非常に信頼を失っている状況にありまして、その後の、原子力規制委員会の原発再稼働に対する厳格な姿勢にも、それが表れているように思います。

4月には少し落ち着いてきましたから、避難区域の見直しなどをやっています。20キロ圏内は警戒、立入禁止。それから、緊急避難準備地域は20キロから30キロ。計画的避難区域というのは、20キロの外で1年間の積算の放射能が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域ということなんです。

この中で、避難かどうか自分で判断してやりなさいという指示が出たことがあるんですね。屋内に退避するか避難するか、自分で判断しなさいと。これは指示としていかがかと大分みんなに指摘されましたが、私もそう思います。

ただ、だんだんに広がっていくのではなく最初からやった方がよかったです、要するに対応が十分でない、という意見もあったんですが、一遍に何十キロとやっちゃったら、結局、原発から遠いところから避難していった、近いところが後になるおそれがあるんですね、車が渋滞したりなんかして。だから、結果的には、少しずつ広がっていった、少しずつといったって、日にちはそんなに、1日、2日の話なんですけれども、それはそれで結果としてはよかったんじゃないかなと思います。一遍に20キロ圏内の人は避難しなさいということ大混乱になって、原発に近いところの方がむしろ逃げ遅れちゃうと

いうような危険性もありましたからね。

枝野さんの記者会見もずっと読みましたけれども、彼も、国民にいきなり心配を与えるわけにはいかないし、そうかといって隠すわけにもいかないしということで、非常に苦労して、言葉も選んでやっているのがありますね。あれは本当に大変だったと思いますよ。しかも一人でやらなきゃいけない、周りにはもちろんいますけれどもね。本当にいろいろな情報が、あれは爆発したんじゃないかとテレビで映像が出てから東電から上がってくるまでに4時間も5時間もかかったなんていうケースもあるみたいで。

それから、菅さんも、東電に乗り込んで行ってやるなんということは、あれは菅さん以外にできないですよ。総理大臣を鳩山さんがやっていったって、そんなことはしないでしよう、きつと。それはやはり効いていると思いますよ、何だかんだ言って。それは非常に大きなことだったんだなというように思います。

それで、震災の立法なんですけど、5月19日に衆議院に東大震災復興特別委員会が設置されました。これはたしか黄川田徹さんが委員長だね。黄川田さんは家族が震災の被害で亡くなられた方なんです。

どのぐらい法律を作ったかというところ、全体で特別立法64本です、2011年から2012年までの間に。そのうち原発関連は9本です²³⁷。本当に様々な法律を作りましたので、一つ一つ挙げませ

²³⁷ 例えば参照、衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室『東日本

大震災関連立法 平成23年・24年成立法案の概要』(2013年3

んけれども、基本的に大事なところをしつかり作ったと思っております。

世界各地から大変な支援がありましたので、2011年のフランスのG8下院議長会議、それから第125回IPU総会に出席して、そのときの地震による被害と対応について、また原発の状況についてもくわしく説明し、また感謝の気持ちとお礼を申し上げました

238。

○赤坂 当時、東日本大震災への対処として、通常とは違ったいろいろな動きが必要になったと思いますが、事故が起きて数日、1週間、1か月ないし数か月といったそれぞれの段階で、議長として、通常とは異なるどういった対処が必要だったでしょうか。

また、それと関わるかもしれませんが、60何本かの対処法案を審議する必要が出てきて、これは、通常こなさなければならぬ法案に加えて、これだけ大量の法案の処理が必要になったわけで、そうしますと、それだけふだんとは違った議事運営が必要になったのではないかと推測されるのですが、どういった点に配慮して議事を運営されましたでしょうか。

○横路 関連の法案は、特別委員会ができて、そちらの方で処理をしたわけですね。これはやはりもう超党派で、震災のための割と細かいことをごいまして、そんなに与党だ野党だといって対立するようなものはほとんどありませんでした。対立があるのは後の野田内閣の方に流れていっていますので、スムーズな運営でした。

238 『第125回IPU会議報告書』35～39頁。

みんなやはり、できるだけ早く、地方自治体も困っているからこういうところは応援しようとか、住民の方も、例えばローンの支払いが来ているけれども今こういう状況で払えない、どうしたらいいとかか、本当にいろいろな問題がたくさんあるんですね、こういうときに。

ですから、そういう問題についての対応は、黄川田委員長の下で、超党派、理事は、藤村修さんという、その後、野田内閣で官房長官をやった人が筆頭理事でおられたと思いますが、国対の方も連絡を取って、国対の方は齋藤勁さんという人がおられて、うまく国会の方とも連携取れて動いていったというのが、前の鳩山内閣のときとはちよつと、菅内閣になって、特に震災という問題があつて変わってきたかなと思います。

この前もお話したように²³⁹、2011年は、災害の直前までは、例えば両院協議会をどうするかとか、各党といろいろな話をする、西岡さんとも衆参でやろうねという話もして、動き出すうとしたときに震災が起きちゃった、そんな経過の中にあるものから、各党みんな、そこは踏まえておやりになったと思います。

自民党の谷垣さんは、せっかく菅さんが、入閣してやっていただけませんかというのに踏み込まなかったのは、私から言えば、ちよつと谷垣さんも惜しかったんじゃないかな。あれを踏み込んでやつて成果を挙げれば、谷垣さんがそのまま次の総裁、次の年でしたからね、これを逃しちゃったんじゃないかなと「思います」。まあ、他

239 第17回・第18回記録を参照。

党のことながら、彼もなかなか立派な人ですからね、惜しいことをしたなと思います。

それから、最初は何でしたか。

○赤坂 事故が起きて数日、1週間、1か月といったいろいろなタイムスパンで、議長として、通常とは異なる対処を求められたことはありましたか。

○横路 対処を求められるというよりも、みんな一生懸命やっていますから、議長のところこういう問題がこうだと持ってこられるようなことはほとんどなかったですね。

お話ししたように、事故の直後、最初に財務省の香川官房長が来て、それは予算、費用がかかりますから頼みますよという話でした²⁴⁰。国会の方は、初めに、正副議長と常任・特別委員長、松本龍防災担当大臣や枝野幸男官房長官も含めて、17、18日とみんなが集まって議論しました。その中でもいろいろな議論が出たんです。衆議院としても何か対策本部を作るべきじゃないかという提案もあったんですが、余りそんな、二重にやらないで、政府が一生懸命やっているんだからそっちの方でやろうよということで、特に何かこうだというようなことはなかったですね²⁴¹。

²⁴⁰ 平成23・24年度の復興関連予算について、復興庁のHPも参照。
²⁴¹ https://www.reconstruction.go.jp/topics/120611_hukukouyosan.pdf

(2024年2月21日最終アクセス)

なお、「原発事故処理費底なし」毎日新聞2022年3月5日付記事

ただ、私は、見ておっていろいろと心配になって、特に原発の事故のことについては、これがもし爆発したらというような思いがありましたから、毎日非常に気にしながらやっていって、それで、海江田さんは一番の中心だし、本当の中身を聞くには彼に話を聞くのがいいなと思って海江田さんを選んで話をしたということにして、それはよかったなと思っています。

《浜岡原発の停止と菅降ろし》

○横路 これだけの事故があつて、菅総理は、5月6日に浜岡原発の運転停止要請の記者会見をやるんですね。これは、準備したのは完全に海江田さんなんですよ。海江田さんが経産省の次官などとも相談しながらですね。

なぜ浜岡原発なのかというと、内閣に配付された資料があつたそうです。何か中央の会議があつたときに、その資料の中に浜岡原発の危険性を言った資料、東海地震は30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生する確率が87%だという資料があつて、87%というんじゃないかこれはもう大変だなというので調べて、現地にも行って、そして、これは停止を要請しようと。停止を命ずる権限はない

も参照。

²⁴¹ 「平成23年3月11日(金)に発生した『東北地方太平洋沖地震』に係る正副議長、常任、特別委員長会議後の正副議長記者会見概要」(横路孝弘氏提供)も参照。

んですね、だから要請ということになる。海江田さんが、やろうと
いうことで菅さんに言ったら、菅さんが、いや、俺がやると言って、
菅さんが自分で記者会見をやったということなんです。

この浜岡原発の停止というのは、実は非常に原子力村を刺激しま
して、いろいろな反応が内外に非常に大きくなりました。つまり、
浜岡だけじゃ済まないで、結局は全部一旦停止したわけですからね。
そうなつていったわけです。

それから、5月10日には、再生可能エネルギーの利用、省エネ
ルギーということで、従来のエネルギー基本計画は白紙にする、こ
れも菅さんの記者会見です。つまり、原発のいろいろな状況を経験
した上で、方向性、将来どうするかというところ、取りあえず原発を停
止し、再稼働の要件の問題（を考える）。それから、原子力を止めた
場合に必要となる再生可能エネルギーを導入しよう、それともう一
つは省エネを進めようということで、今までの基本計画——原子力
エネルギーというのは一定程度を決めていますから——それを白
紙に戻しましょうという話をして、7月13日には原発依存社会か
ら抜ける脱原発社会宣言というのを菅さんがやるわけですよ。

そして、こういう発言の中で、党内ではだんだん菅さんに対する
いろいろな批判が出てきました。菅さんに対する不満というのは、
一つは、参議院選挙の敗北で、消費税の問題を何でいきなり言った
んだという話、それからもう一つは、菅内閣ができた後の小沢さん
の処遇の問題というので、これは内閣不信任のときに鳩山さんが言

ったというんですけれども、ともかく小沢の処遇と、仙谷と枝野を
更迭だということをやったというから、大分みんなおかしくなって
いるなと思って話は聞いていました。聞いた話ですが。

2011年2月、つまり地震の始まる前に、小沢グループの16
人が党派離脱を表明しているんですね²⁴²。それは、だんだん消費
税の問題が表に出てきそうだということでですね。あと、何人かが政
務官を辞めたりするのです。4月26日、まだみんなが災害復旧を
一生懸命やっているときに、反菅の集会を山岡さんなんか中心に
なってやるわけですよ。そして、党首討論があつて、谷垣さんの方
からは内閣不信任というような話になっていったわけですね。

浜岡原発の停止というのもそういう動きに非常に大きな影響を
与えたんじゃないかと言われているわけです。

例えば、参議院議長の西岡さんが菅さんの辞任要求を新聞に発表
しているんですね。それを見ると、要するに、原発事故の初動の判
断と対応に失敗したと言っているんですね。しかも、何の準備もせ
ずに脱原発を唱え出したということ、それから浜岡原発の停止とい
うこと、それから再稼働を止めたことですね。これは、九電の玄海
原発の再開について、海江田さんたちは、浜岡は止めたけれどもど
うしても必要があるところは認めようかということでも動いていた
ところ、突然、菅さんがストレステスト、ヨーロッパでやっている
耐性検査の必要性を言い出して、これは中止になったんですね。

西岡さんは九州ですから、九州全体が、労働組合の方も企業サイ

²⁴² ただし、会派から離脱届は提出されなかった。

ドの経済界の方も電力の影響が非常に強いところですので、あるいはそういう影響があったのかな、これは私の勝手な推測ですけども、それで、西岡さんも、菅は辞めろ、内閣不信任を出せと。

その際、一つの国会で2回も内閣不信任はおかしいじゃないかとか、いや、理由が変わったから、最初のとくと状況が変わるんだからいいんだとか言って、これが問題になりました。内閣不信任決議の同一会期中の再提出についてです²⁴³。

一事不再議の原則というのは、会期制に付随する原則として会期制を決定している憲法に内在する原則ですから、限られた会期中で各議院の意思が変動することは、やはり効率性の観点から信頼性の観点からも望ましくないということで、そういう意見で、西岡さんの意見はちょっと違いますねということを申し上げたところです。

菅降ろしがずっと進んでいく中で、民主党の中でも心配した人がおられて、これは直接私は知りませんが、話を聞くところによると、防衛大臣をやった北澤俊美さんが心配して、せっかく作った民主党政権を壊してしまっているのか、政権を自民党に渡しているのか、大震災のさなかでそんなことは駄目じゃないか、やはり大震災の復興・復旧を責任持ってやらなきゃいけないんじゃないかと

いうことで、鳩山さんと菅さんと話をして、一応話をつけて内閣不信任は乗り切ったんですね。

震災からの復旧復興、原発事故の収束に一定のめどがつき、やるべき役割を果たした段階で若い世代に引き継ぎたいということを本会議前の民主党の代議士会で発言をして、それで一応鳩山さんたちは、分かったということになったんですね。

しかし、元々、この内閣不信任を提案しようといったのは無理があったと思うんです。前に5月1日の記録をちょっと御紹介しましたけれども²⁴⁴、震災対応が急務である中で、内閣不信任を出すべき状況なのかと。政治家は一体何を考えているんだということになりますし、自民党、公明党だって、そのためにもっと今の政府に協力すべきだったんじゃないだろうかと思えます。辞めさせて誰がやるのか。小沢さんは、いや、真つ平だ、自民党も、それは嫌だねというような状況だったわけですね。

私は、ともかくこれで落ち着いてほっとしました。この問題は、私はいろいろと話だけあちこちから聞いて、知っているだけの話ですが、それで、一応この場合は収まったということです。

○赤坂 知事時代に、例えば高レベル放射性廃棄物の処理場の問題やその基準の在り方をめぐって、かなり批判的な立場に立っておら

²⁴³ 赤坂幸一・奈良岡聰智編著『近藤誠治オーラル・ヒストリー 立法過程と議事運営——衆議院事務局の三十五年』（信山社、2011年）319～322頁も参照。
²⁴⁴ 第21回記録を参照。なお、「横路孝弘 活動記録 2011年」

（横路孝弘氏提供）における2011年5月の「今月のメッセージ」でも「復興に向けて、今こそ与野党協力を！」として、与野党の内閣打倒運動を批判している。

れました。また、お仕事仲間である上田文雄先生は脱原発というところで以前から活動していらっしやいますし、また、事故直後の「プレス民主」では、原発ゼロ社会を正面から打ち出して、脱原発の方へと大きくかじを切っています。

以前からの原発政策に対するお考えというのが、今回の東日本大震災を経て影響を受けたところはありませんでしょうか。

○横路 私が知事になったとき、泊原発は手続は終わっていたわけなんです、1号機、2号機。ですから、それをまた蒸し返してやることは、これは混乱して、行政を動かすのは無理だろうと思ったから、それを前提にして避難訓練や安全確保のためのいろいろな手段を講じてやろうということになったわけですね。

しかし、今回のこの事故と、それからチェルノブイリの事故後の状況などを見て、菅さんも小泉さんも同じだと思うんですけども、やはり原発というものを避けたらどうだろうか。

実は、再生可能エネルギーの問題については、知事ごときに熱心な民間の人が一人おりました、その人に誘われていろいろと見学に行ったりして、一応は知っていたんです。しかし、事故になって、ヨーロッパの再生エネルギー開発の現状を耳にして、つまり、原発ゼロは可能性があるんだということ、やはりこれを踏まえた上で、考え方を変えたと思いますね。

「原発ゼロ社会」という講演のメモがあるんですよ²⁴⁵。これは多分、作ったのは、議長を辞めてから、2015年ぐらいの話だと

思うんですけどもね。

この中で、その当時いろいろと調べた結果、例えば、この夏の電力の余裕はどうかとか、自然エネルギーでどれぐらいのエネルギーが日本の場合確保できるのか、非常に豊かな、風力発電や何かの発電可能性を潜在性として持っているという環境省の資料なんかをまとめて講演の資料にしたものです。

欧州を中心とした世界の動き、原発事故の重大な影響、自然エネルギーの開発などを考えると、原発ゼロは、政治の目標として大切なことであると思いますね。

これはみんなそうだと思いますよ、原子力村を除いて。あの村の人たちは、余り意見を変えた人は聞いたことがないんですけれども。**○赤坂** 先生のおっしゃる「静かなる改革」というものの一環であったということですね。将来の理想と現実の対処というのは別であるということ。

エネルギー安全保障の観点から見た場合の原発についてはいかがお考えでしたか。すぐに廃止ないし脱原発は難しいけれども、将来の目標だということ、そういうお考えですか。

○横路 いやいや、現実の対処と理想は別であるわけではありませぬ。理想を見ながら現実へ対処することが大切です。実際問題、ああいふ事故が起きて、みんな原発が止まったんですから。全然原発なしで、北海道なんかは今だってやっていますよ。

だから、原発をやめることはできるわけですよ。ただし、同

²⁴⁵ 横路孝弘氏提供資料の中に、この題名の講演メモが残されている。

時に、それは石炭や石油、天然ガスなどを使ってやることになりま
すから、今問題になっているのは、そこをまたどうするかという話
と、もう一つはウクライナの問題が起きて、エネルギーの構造が世
界的にどうなるのかというので、EUみたいな動きも一部あるわけ
ですよ。だから、確かにエネルギー安全保障の問題というのはな
かなか難しいですけども、しかし、日本の場合は、今だって、稼
働しているのは幾つぐらいあるのかな、再稼働は大分厳しい審査で
抑えられていますし、しかも、直後は原発ゼロのときもあったわけ
ですから、それはみんなほかのエネルギーで代替してやってきてい
ますのでね。

しかも、脱原発という政策を出す省エネルギーが進みますよ。
これは大企業の省エネの実態の数字なんかを見ていると、大変大
きいですよ。自分たちのところで独自の発電能力を持つとか。この
「原発ゼロ社会」は大体そういうことを全部網羅した講演録でござ
いますので、是非これも資料として残していただければと思います。
○小石川 先ほど、東日本大震災の関連立法につきまして、与野党
対立が起き得ることは野田政権での立法になったとおっしゃられ
ました。

3月の震災発生直後につきましては、例えば菅内閣の大連立構想
や、また与野党の休戦状況があったと思いますが、先ほどおっしゃ
られましたように、4月ぐらいからは、東日本大震災関連立法は協
力しつつも、その他の部分で与野党の対立はかなり激しくなってい
たかと記憶しております。

このような状況におきまして、衆議院議長としまして、当時の与
野党がもう少し協力すべきだったのか、若しくは、与野党ですから
これがあるべき形なのか、それとも別の枠組みがあったのか、どう
考えられていましたか。

○横路 それは、与野党はもうちょっと協力すべきだったというこ
となんです。

ただ、それが、できなかったことの一つは、民主党の中が割れて
いたことです、小沢グループの人たちが。あのさなかに、菅降ろし
の集会をしたり、政府の役職に就いている人間が辞表を出して辞め
たり、ともかく考えていることは権力奪取だけの話でしょう。そう
いう党内の状況が、やはり野党の方にも、これはチャンスだと〔受
けとめられた〕。

だから、後々、例えば消費税の問題に谷垣さんがのめり込んでい
ったのも、これをやれば民主党は割れる、抵抗するんじゃないって消
費税に乗っかってやれば民主党は割れる、というような戦略でやっ
ていきますからね。私もこのような政争の真ただ中にいたことがな
いから分からないんですけども、すさまじいものだなと思いまし
た。

だから、3月11日に事故が起き、それが4月になって菅降ろし
で、それに乗っかるうなんという野党の方も、それを進めようとい
う民主党内も、全くこれはどうしようもないですね。しかも民主党
内の反菅グループの中心は小沢さんのグループですが、小沢さん本
人がカネの問題を抱えていて、身動きができない状況で私が割り込

むことはできなかつたのです。

自民党の首脳陣の中にも、いや、今はそんなことを言わないで、ちゃんと協力するところは協力した方が国民の信頼を得られるよということを言った人もいます。

しかし、自民党は民主党内のゴタゴタに目をつけて、政権奪取の機会に利用しました。菅さんが谷垣さんに協力を要請したことも大事なことでしたが、やはり思いつきでちよつとやったという側面もあったのかなというふうに思います。よく分かりません。

しかし、いずれにしても、谷垣さんもまたあっさり断つたもので、自民党の中は断つてよかつたという意見の方がどうも多かつたように聞いていますけれどもね。

○原口 今の小石川先生のお話に関連してですが、もし今の、政争のところは複雑だったというときに、議長じゃなかつたらと思つたことはありましたか。要は、与党と野党が混乱のときに、議長職にいるがゆえに何もできないもどかしさみたいなものというのはありましたか。

○横路 いや、全然なかつたですよ。議長になつた以上、夢中になつてやっていますから。今まで経験のない仕事なものですから、それはやはり私にとつても大変だったんですよ。最初の鳩山内閣で随分いろいろと勉強しましたからね。それをもつて少しずつやつたので、そのときに、何かほかがよかつたなんという、そういうのは全然思つたことはないです。こういう全面的に対立し、しかも与党内がバラバラのときは、動こうとしてもなかなかきつかけはつかめ

なかつたですね。

《国会事故調の意義》

○赤坂 次に、福島原発に関する事故調のお話と、それからチェルノブイリ訪問についてお伺いします。

○横路 事故調査特別委員会の話なんです。政府は、2011年6月に、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会というのを発足させて、活動を始めるわけです。

国会でも、第三者機関たる事故調査委員会を設置しようという動きが出てきました。主に自民党の塩崎先生なんか中心になつて提案があつたんですが、そのとき民主党サイドは、政府の事故調があるから必要ないんじゃないかという声があつて、政府周辺にいる人、民主党全体としても消極的だったんですね。

私は、その話を聞いて、いや、しかし、政府がやればどうやっても役所ベースになる、やはりそういう弱さがあるので、完全な第三者専門家による分析が必要ですよ、そのためには政治的な中立性、独立性の担保が必要であつて、人選が非常に重要だ、しかし、やつた方がいいという意見を議連の民主党の人たちに申し上げました。山井（和則）さんとか松野（頼久）さんが中心になつたわけです。

結局、これは作ることになつて、2011年9月30日に国会事故調査委員会法を成立させて、委員長、委員の任命が12月8日、報告書が2012年7月5日提出と、割と手早く、ぱっぱぱつと進んでいきました。

設置の目的は、原子力政策に関する事故を所管する行政組織の在り方、つまり、経産省の中に保安院があつて、ブレーキとアクセルが一緒だったという問題ですね。それから、事故をどう防止するか。あるいは、事故が起きたときの対応をどうしたらいいんだろうかということ。それから同時に、今回起きた事故について、直接又は間接の原因、また、被害の直接間接の原因（「について究明すること」）。それから、関係行政機関その他関係者の事故への対応はどうだったのか。被害の軽減のための措置の内容はどうか。それから原子力政策の決定など、そういう政府の対応を含めて対応はどのようなか〔調査する〕ということが、設置の目的だったわけです。

これが成立するに当たって、私としても、これは自民党が提案してやっていますから、菅内閣や政府に対する批判をこの際という思いが強いな、というのは何となく感じていましたので、幾つかのポイントを指摘したんですね。

2011年9月の私のメモがあつて、それは、政府事故調との関係はどうなるのか、国会の事故調と結果が異なったら何か調整でもやるのか、委員長、委員の任命方法、それと、事故調の独立性、中立性の確保はどうするか、国会議員を構成員としない事故調査委員会に、国会議員としての権利、国政調査権を認めるとはどういうことか、それから、国会職員は関与するのかしないのかというようなことを、設立する前に問題提起しました。

それで議院運営委員会の中で自民党と話し合ってくれて、その結果、答えが出まして、政府事故調との関係で別に調整はしません、

どちらが優先されるということではありません、それから、人事については各党派が一致する、賛成する人を委員とすることで申合せをします、各党派の一致、それから、資料の提出は、できる権限を与えることが大事だと思つています、というようなことでした。

12月8日に、任命式で黒川清さん、学術会議の会長（2003〔2006年〕をやられたんだったかな、それと、委員9名で、みんなそれぞれ専門家の人たちです、確認事項として、「事故調査委員会においても、与えられた使命の重大さに鑑み、客観的な原因等の究明に努めるとともに、その調査活動の遂行に当たっては、いささかも政治的中立性に欠けることの疑念を持たれることのないよう留意すること。」という確認をいたしました。

それで、いろいろなことが大体決まって動き出していったわけです。ただ、途中で、2012年に入って2月に、黒川委員長から、政府は2012年1月に、原子力安全調査委員会を設置する原子力組織改革法案及び原子力安全調査委員会設置法が閣議決定されたということ、事故調はその行政組織の在り方の見直しのために今活動しているのに、これはおかしいじゃないかという声明を発表されたものですから、私は慌てて黒川委員長に会つて、今回の事故調は国会の行政監視機能を充実強化するために国会に置かれているものであつて、報告書をどう扱うかというのは国会の判断であるし、政府に提言するのも国会なので、政府の政策決定の在り方を批判し提言することはあり得るけれども、まずは事故調査を行うことが先じゃないんですかということ、政府が決めたこととこの事故調査

の設置目的とは別に矛盾することじゃないんですよというお話を
して、黒川さんには了解してもらいました。

非常に熱心に審議をしていただいて、海外を含めて視察、参考人
も30人ぐらい、審議は約20回²⁴⁶にわたって行って、7月5日
に報告書が提出されています。

今の経緯、経過については、事故調ができるまでの、今私が言っ
たような経緯、経過をちよつとまとめた文書にしたものがあります²⁴⁷。

それで、報告書ができてちよつと問題になったのは、衆参の議長
でその報告書を手渡すセレモニーをやってほしいということで、要
約版ができたので平田〔参議院〕議長にお渡ししたら、平田さんは
できないと言うんですね。どうしてと言ったら、参議院の自民党が
今回の報告書に極めて批判的で、それは衆議院でやってくれと言っ
て、どうも抵抗したらしいんですね。というのは、思惑が違ったか
らだと思うんですよ、彼らが狙った事故調査の報告の中身が。

それで、私は、じゃ、衆議院でやろうというので、総理大臣と公

²⁴⁶ 委員会が19回、タウンミーティングが3回開催されている。

²⁴⁷ 「国会に置かれる東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に
関する論点」(2011年9月26日)、「黒川委員長と面談の際のメモ」
(2012年2月8日)、国会事故調に関連した横路議長の言動ほか
(すべて横路孝弘氏提供)。

²⁴⁸ 「国会事故調で問題とされた政府や東京電力等の事故後の主
動」(横路議長作成(総理への手交資料)、後掲)。

なお、この国会事故調報告書取りまとめ資料は、①国会への提言、②

式的にセレモニーで受けてもらいたいと齋藤副長官に言ったら、公
式セレモニーは受けられないというんですね。国会が国権の最高機
関として全会一致で決めて設置した委員会の報告書、しかも、これ
はまさに政府の政策に関わる、政府への提言なども入っている報告
書を何で受けられないんだと。まあ、これは当時の国会全体の状況
とも関連があるんですね。つまり、自民党の反発を買いたくないと。
やはり野党に配慮し過ぎだったんですね。

それで、やむを得ず、本会議散会后に議長室に〔野田〕総理大臣
がやってきて、私は、政府への提言を着実に実施するように努める
とともに、事故の責任の所在を明らかにすること、原子力発電の再
稼働を慎重に対応することを議長として発言してお渡しをいたし
ました。そのとき、「国会事故調査委員会の事故に至る主な指摘」と
書いているペーパーと、あとは、「国会と政府に対する提言」という
のがあります。それから、事故の前と事故の後に分けて問題点を指
摘しているのがありますので、そういうのをお渡ししたんですね²⁴⁸。

政府への提言、I事故前の主な行動(詳細版)、II事故後の主な行動(詳
細版)からなり、I、IIは概要版も作成された。上記の手交資料はII(詳
細版)である。野田総理には、②に表紙を付して手交された。

なお、I、IIに続くIII主な指摘、IV原子力再稼働を途中まで作成した
が、最終段階で手交しないこととなった。その限りで本文の記載は誤り
である。

あわせて、「国会事故調報告書の総理への手交関係」(横路孝弘事務所
作成、2022年2月21日、後掲)も参照。

報告書に対する自民党の態度は、初めはどうも、菅内閣の政治介入によって原発への対応が十分でなかった点を明らかにして菅内閣打倒の一助にしたいと考えていたようなんですね。ただ、結果はどうかというところ、国会事故調の報告書は、今回の事故は人災であって、事故は防げた、組織的、制度的な問題がこのような人災を引き起こしたと、むしろ歴代自民党政権の政策を批判したんですね。それから、非常に大きかったのが、規制する側が規制される側のとりこになったということで、原子力村の力で原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きてしまった、そのため事業者が規制当局を骨抜きにして、既設の炉の安全性や過去の規制の正当性を疑うような意見や知見は、それを下げていったというようなことが指摘されています。これで参議院の自民党はかっとなったんですね。それで、こんなの受けられるか、ということになっちゃったわけですね。

皆さんもう既にお読みになったと思いますが、原発の事故は終わっていない、原子炉の現状はまだ詳しく分かっていない、今後また地震や台風が来たときに大丈夫なのか、環境汚染を防ぐことができるのかと。だから、事故は継続しているんだ、というのが事故調の考察でした。

政府の方は、冷温停止状態に達して発電所の事故そのものは収束に至ったと判断されるというように、12月16日に発表しているんですね。

菅さんのときにも、収束に至ったとは言っていませんけれども、

低温状態を維持しているというような第一次的な発表があって、この原子炉の処理をする工程に踏み出していきましようというようなことで、菅内閣のときは発表になっています。

やはり、人災であるということと、耐震バックチェックや津波の評価検討、シビアアクシデント対策の関係など、保安院が、寝た子を起すなということで、例えば、欧州辺りで決まったような要素について日本もやろうよということ、まあ、そこまでやるのは無理だから先に延ばしてしまえ、無理してそんな騒ぎを起すことはないと言ったり、津波の評価についても、貞観津波（貞観11年（869年）7月）の評価から見ても高さがどのぐらいになるかというのは、東電が見たのは甘く見ちゃっているよということなどの指摘があるわけです。

是非、これらの資料は一括して資料として添付をしておいた方がいいと思います。

国会への提言は全部で7項目ありまして、それは、規制当局に対する国会の監視をどうするか、政府の危機管理体制の見直しをどうするか、被災住民に対する政府の対応、電気事業者の監視、新しい規制組織の要件、原子力法規制の見直し、独立調査委員会の活用というように、政府、それから国会へと提言されています。

その提言を受けて、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」というのが政府によって毎年発表されています。この提言を受けてこういうことをやりましたよというのは、一応、後はフォローアップされているんですね。ただし、

あの資料をもうちょっとしっかりと利用することができればと思いますね。

結局、政治的に言うと、50年にわたる一党支配があつて、政官財一体となって進めてきた、その上に原子力村が成立して、おごり、自信過剰、慢心になっていったということじゃないでしょうかね。

いろいろなところに問題がありますね。人件費から広告の費用から何から全部電気料金に上乘せができるという仕組みそのものが電力会社自身を墮落させていると思いますので、野田内閣になっていく中で議論されていくわけですけども、この報告書をもうちょっとしっかりと確認することができていれればいいと思います。あの膨大な資料は、今、国会図書館にあるのかな、もうちょっと活用できればいいなと思つて、それがちょっと残念です。

結局、事故が起きて、事故調の報告書も出て、今現在どうなっているかというところ、事故前の商用の原子炉は54基、稼働中は今9基ですね。それから、廃炉を決めた、解体中は26基、研究所も含めて。点検などで休止しているのが24基ということで、これが再稼働可能で、再稼働の申請をしているものもあります。

原子力緊急事態宣言というのはまだ解除されていないんですね。現在の政府の方針は、2030年度、電力の20%から22%を原子力発電に頼るということになっていくわけですね。

IAEA（国際原子力機関）の報告書もありまして、この報告書も、巨大地震や大津波は想定外とする東電と国の主張を否定して、対策を怠ってきたということ、日本の原発は安全との思い込み、建

屋地下の非常用発電機や配電盤は水没の危機があるとの警告は出ていたということですね、既にそのことは出ていたのにやらなかったということ、想定外だと言うのは違いますよと否定している。

そういうことで、原発について、原発ゼロにするためにはどうするか。稼働中の原発をどうするか、エネルギーの確保をどうするか、それと同時に、ごみの処分をどうするかというような問題がありますから、これは長い時間がかかる問題ではあるんですね。そう簡単にはいきません。

しかし、どうしても必要なのは、原子力安全神話から脱却して、隠蔽や損得というような今までの体質はどうもまだ変わっていないようですから、それは変えていかなきゃいけないですね。

それから、リスクコミュニケーション。リスクについて正確な情報や意見の交換、これの共有をして合意形成を図ることが、政府と専門家と企業と国民との間に必要ですね。それが今でもなお全然できていないんですよ。

避難についても、判断を国民に委ねる自主避難は無責任だと思います。

それから、放射性物質の影響について、例えば甲状腺がんについて、どうも科学者間の合意形成ができていないみたいですね。福島島についてももめていますものね。発見されたけれどもこれは原発に関係ないと一部外してしまったりするようなことをやっています。後でチェルノブイリの話をしますが、チェルノブイリだって、相当後になってから甲状腺がんが子供に出てきたんですね。

それから、日本のエネルギー。やはり電力構成を見直して、自然再生エネルギーを重視するほか、地方分散型の供給システム、送配電システムの機能強化とか、蓄電池の機能、燃料電池の普及や技術開発、これがどうしても必要になってくるんですね。これは今、電気自動車などで開発が進んでいくと、蓄電池が安くなりますから、そうすると、太陽光発電なんかも蓄電ができるようになれば随分違ってくると思いますね。コストは、原発は安いものじゃないということはおもうはつきりしたわけです。

私の個人的な体験なんですけれども、私の自宅を、2011年7月から、パネルを12枚入れて太陽光発電にしました。そうしたら、費用は、札幌市からの補助などがありました。総額で320万ぐらいでしたかね。昼に発電した電力は電力会社が買ってくれますから、大体それで間に合うような状況だったですね。ただ、冬は雪が積もりますから、パネルに降った雪を下ろせばいいんですけども、ちよつと我が家でそれはできなかったもので、12月、1月、2月は、やはりかなり発電量が落ちます。雪が降って積もっちゃうと駄目になりますので、解けると大丈夫だというようなことになるわけですね。だから、結構有効性はあるなと思いました。

あともう一つ、生活クラブが北海道にもありまして、そこで風力発電を北海道の浜頓別というところに造ったんですね。みんなから出資を募ったので50万円を出資したんですね。もう今、その50万は全部返ってきましたね。大体20年ぐらいで出資金が返ってきました。発電したものを電力会社に買ってもらい、出資者に

対してお金を年間1万とか2万ぐらいずつ返してきました。

太陽光発電というのは、ある意味で言うところの有効というか、やはり自然エネルギーはいいですよ。これからもっと、もう既に、ドイツは2022年までに原発全廃を当時決めましたが、再生可能エネルギーは2020年までに35%、そういう方針を決めていますよね、なかなか苦労しているように思いますが。

私は、原発では、再稼働を野田内閣で結構進めたというのはどうもよく分からなかったですね。

それから、この事故に関して誰か責任を取ったのかというと、責任を唯一認めたのが菅さんなんですよ、政府としての責任を、今までの政策について。あとは誰も責任を取っていないんですよ。

国会の事故調やほかの報道でもそうですが、結構、原子力委員会や原子力安全・保安院などの関係者、専門委員や審査委員が電力関係会社から寄附や報酬を受け取っているというようなこととか、核燃料サイクルの見直しを議論している原子力委員会の報告書を書き換えるために推進派だけを集めた秘密の会議を20回もやったとか、これは国会の事故調で明らかになっています。

やはり全体のシステム自身をしっかり変えなきゃいけない。特に、やはり大学が関連しているんですね、就職先で。優秀な人間は、最初は大学で、その次は国に行って、最後は地方自治体とか、何かそんなふうな話があるぐらいです。

やはりこれからの道筋を、例えば、初めは、40年以上の原発は駄目だとか、もう終わったら駄目にするとか、耐震性に問題のある

ものは、活断層、こういうのは駄目だとか、いろいろ議論されていましたが、もう今や曖昧になっています。

ただ、再稼働の要件について、これも変わってはきたんですけども、原子力規制委員会の方は結構厳しくチェックをかけていますので²⁴⁹、それでたまたま止まっているのがありますが、そのうちこれは、わっと一斉に再稼働されそうなのも幾つかありますので、ちよつとこれからどうなるのかなと思っています。

まあ、ウクライナの問題で、ロシア軍がウクライナに対して攻撃を加えたというような話もあり、日本列島の原子力発電所も大体海岸沿いにありますからね。いろいろなことを考えてやらなきゃいけないのかなど。だから、やはりやめたほうがいい、こういうことになります。

いずれにしても、そう簡単ではないけれども、着実にやっていかなきゃいけない問題が原子力の問題、原発の問題だということははっきりしたんじゃないかなと思います。

《チェルノブイリ（チヨルノービリ）への訪問》

○赤坂 ウクライナ・チェルノブイリを訪れたのは、すぐこの後ぐらいでしたね、東日本大震災があった後。

○横路 2011年の9月です。それをお話しします。

たまたまフランスで第10回のG8下院議長会議があったのを

²⁴⁹ 例えば参照、「原子力規制委員長『安全に妥協は許されない』：原発早期再稼働求める自民議連決議に対し」読売新聞オンライン202

機会に、チェルノブイリの現状を是非見て、事故後の対応を特に知りたいと思って日程を組みました。

ウクライナでは、ヤヌコーヴィチ大統領やリトヴィン最高会議（下院）議長と会談しました。

このヤヌコーヴィチという人は、親ロシア派と言われる人で、後に汚職問題などで国民の追及を受けてベラルーシかロシアに逃げた人で、もし今ロシアが（ウクライナに）勝利をしたらこの人をもう一度大統領にするんじゃないかと言われています。

この人は、2011年の、まだ震災の前の1月に日本にやってきて、菅さんと会談しています。共同声明を出していますが、少なくともウクライナの教訓や何かの話は触れていません。お互いの経済交流などの話合いとなっています。

私は、チェルノブイリの事故の教訓を我々は本当に受け止めていたのだろうか、日本の科学技術に対する過信があったのではないか、という反省の下に、福島を経験した我々は、日本も、そして世界も、もう一度、チェルノブイリは過去のこと自分たちは関係ないと考えないで、福島も含めて考えるときではないだろうか、そのためには日本とウクライナの協力が必要だと思って、ウクライナを訪問したんです。

そのことを訪問した先でいろいろとお話ししました。これに対して、それぞれ、そうですね、お互いに協力関係をもっと強めましょ

2年3月16日付記事。

う、今までも日本から随分いろいろな援助をしてもらったんですよという話をそのとき聞いたわけです。

チェルノブイリの原子力発電所は、キエフ、今はキーウと言うように、チェルノブイリも何か読み方が変更されたようですが²⁵⁰、チェルノブイリはやはりチェルノブイリという読み方にした方が、もう歴史的な名前ですからいいんじゃないかと私は思っています。

1986年にあの事故が起きましたね。4月26日でしたか。行ったときからちょうど25年前ということになります。

キエフから大体、車で1時間半ぐらいです。30キロから立入禁止で、そこにまずチェック口があるんですね。そこから中に入っていくと、チェルノブイリの事故で閉鎖された村や地域は100か所あるんですね。プリピャチなど、15万人が避難したと言われています。

汚染は風に乗って西から北西へ行って、汚染地域の50%は10キロ圏内だそうです。広島型原爆の500個分の放射能が外に出たと言われております。現在でも事故前と比べて原発付近の放射線量は3倍あるそうです。原則立入りなどを禁止して強制移住したのは、年間5ミリシーベルト以上のところはもう駄目ということです——日本はこれを緩めているんですね、日本は20ミリシーベルト以上。それから、自由意思による移住奨励地域、年間1から5ミリ

²⁵⁰ 外務省は、2022年3月31日、ロシア語に由来する「チェルノブイリ」を、ウクライナ語の「チョルノービリ」に変更した旨を発表

シーベルト。放射線監視地域が年間1ミリシーベルト以下ということとです。中には、40キロから80キロ圏内に強制移住した地域もある。やはり風によって、汚染地域というのは、1か所ではなく、集中的にできるんですね。だから、随分離れたところでも生まれています。

いろいろ聞いた話ですと、事故後にヨードを、特に子供たちに投与できなかったことなどから、甲状腺がんの多くが因果関係の調査対象となったということで、「児童の甲状腺がんの発生は」大体4千人だそうです。そのうち15名亡くなっていて、あとの99%は手術で治ったそうです。

30キロ圏内で農業は禁止になっています。それから、動物、植物、事故直後には異常があったということで、外見上の異常はないけれども、遺伝子学的にはいろいろな問題もあるということです。

原子力発電所そのものは、私どもは、4号炉の展望パビリオンと、プリピャチの市内を視察させてもらったんですが、そのとき、外に出るときは必ず道路上から〔建物の〕中に入らないでくれ、舗装道路の上だけにしてくださいということを強く言われましたね。

チェルノブイリの人たちの話も聞いたわけですが、日本政府が原発の新規建設を認めないという政策をしていると言うと、彼らは賛成できないと。人類は原子力から撤退することはできないと言って、彼らはやはり原発推進ですね。その当てもみんなそうでした。現に、

した（共同通信2022年3月31日配信記事）。

事故を起こした原子炉以外は動かしていたんですからね、チェルノブイリの中で。



[チェルノブイリ原子力発電所視察]

今回、ロシア軍がこのチェルノブイリを攻撃して、周辺で塹壕を掘ったということですが、多分あの周辺は、プリピャチ市含めて、

プルトニウムやストロンチウムで汚染されているんです。あの辺は、いろいろなものを埋めたりなんかしたので、そこを掘って塹壕にしたら、相当被爆した兵隊がいるはずですよ。

キエフという町は非常にきれいな町です。行ったときはものすごくいいお天気で、すばらしい青空で、澄み切った空気、緑豊かな、歴史もある町だと思いました。無名戦士の墓もお参りしたんです。

大体60万人の放射能を浴びたあの辺の人たちのうち10%くらいが亡くなったというニュースもあるということです。チェルノブイリから100キロ離れたところでも、事故から10年たって、汚染がひどいので避難の指示を出したところもあるようです。だから、今の福島も、みんな入れていきますけれども、周辺の森や何かは、多分放射能でいっぱいだと思いますよ。

ウクライナでは二つのグループから話を聞きました。一つは消防の人たち、チュマクという「チェルノブイリの消防士たち」基金代表。それから、「チェルノブイリの人質たち」基金理事。それから、日本人で竹内（高明）さんという人が、チェルノブイリの救援ということで駐在しておられて、いろいろ話をしてくれました。日本の草の根無償資金協力の実施団体がこの竹内さんのところなんです。いろいろな支援、小児病院への支援などをしていて、それから、学者が随分あそこを訪問して、一緒に研究した人たちもたくさんおられるようです。

ただし、どうも原子力村の人たちは余り行ってないんですね。政府の方も事故のことについて参考にした気配が全くありません。

ん。

消防士の人の話によると、最初消火に当たった28人の消防士は全員亡くなったと。その人はジトーミル州というところの消防団長で、14日以内の消防に参加した300人中、2011年で77人が既に死亡していると言っていました。だから、初めは本当に、防護服も余りなくて、もう突撃みたいにして消火活動をやったんだと思います。当時の事故処理活動に従事した若手の消防士は90%が50歳までに死亡しているというデータがある、というようなことまで紹介してくれました。健康診断は毎年行われているということ

です。
それからもう一つは、放射線医学研究所の人たちと懇談しました。放射線医学研究所の副所長、医学アカデミーの副総裁、内分泌学研究所の所長、放射線医学研究所の人たち、細かいところはお渡しした資料を御覧ください。いろいろなお話をお聞きしました。

そして、彼らは福島との間の協力をしようというところで、今までの25年分の資料を何でも提供しますというお話をいただきました。

そのときに、チェルノブイリ博物館を視察したんですね。そこで日本に向けての詩がありました。「あなたの兄弟、キエフの栗の木より」、日本の桜の枝へという詩です。

桜の枝——煙の美女。

この枝に歩み寄って、

優しく抱きしめる。

チェルノブイリから
宜しくと伝えておく。

桜が息で返事をする。

全世界が悲しみにくれ、
皆が心配になり、

祈りが天国まで響く。

その中に私たちの声…

「私たちはあなたとともにいる。

桜——私たちの姉妹。

傷が癒されるように

祈りを捧げている。

諦めないで！」

あなたの兄弟、

キエフの栗の木より

そういうことで、いろいろとお話を聞いて、これは本当に大事だなど。これからいろいろな被災者たち、それから消防に関与した人たちについて検討するためにということ、私は帰ってきてから、

議院運営委員会の小平（忠正）委員長に話をして、あなたたちも行って、見てきたらいいよというと、彼はすぐ行かれたんですね、その直後に。

私が2011年9月に行って、その直後に小平さんも議運として超党派で行って、それからリトヴィン下院議長を2012年3月に議長招待したんです。そこで交流を進めて、バローハ〔Victor Baloga〕という非常事態大臣の一行が日本に来てくれて²⁵¹、そこで、日本とウクライナの協力に関する協定が初めてできたんですね。これは私どもが行ったことが一つのきっかけになってできました。

そのときに、本会議で日本ウクライナ友好関係の増進に関する決議をやりました²⁵²。

そして、その非常事態大臣が来て、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定というのができたんですね。これは、行ってきてから官邸や外務省にもお話しして、みんな協力して、割とスピーディーにできました。

そして、現実に、2012年7月から「日ウクライナ原発事故後協力合同委員会」というのが、2012年、13年、15年、16

²⁵¹ 外務省発表「バローハ・ウクライナ非常事態大臣の来日」（平成24年4月17日）も参照。

²⁵² https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/4/0417_03.html

²⁵³ 「日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する

年、17年と、計5回会合が行われています。それは、除染や復興に向けた取組とか、原子力の安全規制の基準とか、環境の放射線モニタリング、リスクマネジメントというようなことで行われています。

ともかく、そういうことで日本とウクライナとの政府間協定ができました。それに基づいて対応もしています。

チェルノブイリには、チェルノブイリ法という法律があるんですね。これは事故の5年後にできました。被曝線量が1ミリを超える地域を被災地として、住民の移住権を認めるという中身になります。これもなかなか興味深い。

ウクライナに関して、今のロシアの侵略の話なんですけれども、プーチンの側近の四人の一人として紹介されたのは、エフゲニエヴィチ・ナルイシユキンという人なんです。情報機関の親玉として、四人の一人。この人は国会の議長をやっています、2012年6月に下院議長として日本にやってきて、私は昼食会談をやっているんですね。ロシア文化フェスティバルのロシア側の委員長を務めておいて、これまでに日本に9回も来ているという人なんです。何かほかの資料を見ると、どうも余り日本に対してそんなに好感を持

る決議」。第180回国会 衆議院会議録 第16号 平成24年4月17日。

²⁵⁴ https://www.shugin.go.jp/internet/idx_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g18017003.htm

っているわけではないみたいです。

いずれにしても、今、情報機関のトップになっているわけですよ。つまり、プーチンの支配というのは、それで国会自身を抑えているのかなど。だって、大概スパイの親分みたいなものですから。それが国会の下院議長をやっていたんですよ。代表団を率いて来ているわけですからね。私の国会報告の中に写真も載っていますから顔も見えていただと思いますが、これも本当にびっくり仰天ですね。結局プーチンが自由にあのような行動をとれるのは、国会のチェックがないからです。国会のチェックがなくなると行政権力が独裁化する例です。

ウクライナの話でいうと、ブダペスト覚書²⁵³というのがある。これは、1991年にウクライナが独立をするわけですよ、あのときはベラルーシや何かもそうですけれども。そのときに核兵器を持っていったんですね。核兵器を持っていたのが、ウクライナとベラルーシとカザフスタンかな。

そこで、核兵器を放棄してロシアに返す、NPT体制に加入することと引換えに、ウクライナはロシアからの武力攻撃を受けない保障として、独立間もないウクライナの主権を守ることを目的として、1994年にブダペスト覚書というのできるわけですよ。ウクライナとロシア、イギリス、アメリカの4か国が署名しました。ブダペスト覚書の中身をはっきりさせますと、ウクライナの独立、

²⁵³ 原文は以下参照。

<https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/Volume%203007/Part>

主権、現在の国境を尊重する、ウクライナでの領土的統一性や政治的独立を脅かしたり、あるいは武力行使は行わない、ウクライナの主権を脅かすような経済的強制は行わない、ウクライナが武力攻撃を受けたり核兵器による攻撃の対象となったりした場合には、ウクライナに対して支援を行う、核兵器保有国は核不拡散条約の締結国に対して核兵器は使用しないというような中身なんですね。

だから、完全にウクライナ・クリミア半島侵出はこの違反なんですよ。ところが、余り大きな声で言わなかったんですね、アメリカも欧州も。

ロシアの方は何と言っているかというと、この覚書の法的義務は限定的であって、ウクライナに核兵器を使用しないこと、使用することとして脅すことをしないこと。使用したり脅かしたりしないよということはこの中身だけれども、それだけなんだと。そして、元々はヤヌコーヴィチ体制のときにできた²⁵⁴ので、彼がいなくなることによってこの覚書は無効になったんだ、こういうばかなことを言っているわけですね。クリミア併合後に、今度はジュネーブ合意とかミンスク合意1、2というようなことをやった。

ブダペスト覚書というのは私も余りよく知らなかったんですけども、今回のことで、これで読むと、全く今回のことに関して、どこからどう見てもひどい話なので、このブダペスト宣言はもうちょっとみんなによく知ってもらいたいと思いますし、この覚書で

²⁵⁴ /volume-3007-1-52241.pdf

²⁵⁴ 1994年ブダペスト覚書署名当時はクチマ大統領。

は、ウクライナが武力攻撃を受けたときは、アメリカやイギリスがウクライナを支援することは明らかです。どうしてこの覚書を使ってアメリカはロシアを牽制できなかったのか。何でこの問題についていろいろ触れないのか。約束違反で、完全な違反もいところですよ。しかも、クリミア併合の後の話ともまた違ってきているわけでしょう。今更そんなことを指摘したって、ロシアはそういう国だと言えればそれで終わりですけれども。

いずれにしても、今回のウクライナの問題、これは、これからの日本の安全保障にも非常に大きな問題をたくさん投げかけたということですね。

ただ、アメリカのバイデン大統領も、情報公開はしたけれども、情報公開したらやめると思ったんですかね、あれですますますプーチンというのは怒り狂ったんでしょう、きつと。実際に抑止する行為としては何かできなかつたのかね、アメリカも。だから、バイデンの行為もちよつとよく分かりません。

今は、ウクライナが武器が欲しいというから、武器をどんどんやるだけやっています。これで最後はどういう具合に決着をつけるつもりなのかですね。武力で始末はつかないと思いますから、結局どこかで何か話し合いをしなければいけないだと思っんですね。それを見るとどうも、ちよつとバイデンさんの対応にもよく分からないところがあります。

いずれにしても、今回のロシアによるウクライナ侵略というのは、いろいろな問題、エネルギー問題もみんな含めて議論をしつかりし

ていかなきゃいけないというように思いますし、私なんかは、まさにそれで更に日本の憲法の価値というのが高まっていると思います。

【第22回関係資料】

○福島第一原発事故の発災

・近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』（2012年3月11日）

・国立国会図書館調査及び立法考査局「ISSUE BRIEF 東日本大震災の概況と政策課題」708号（2011年4月26日）
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050441_po_0708.pdf?contentNo=1

・衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室『東日本大震災関連立法 平成23年・24年成立法案の概要』（2013年3月）

○被災地への訪問

- ・宮城県知事要望項目（4月8日、5月20日）一覧（横路孝弘事務所作成）
- ・東日本大震災関係写真資料（横路孝弘事務所撮影）
- ・石巻市慰霊祭関係資料（日程案、式次第、議長追悼の辞等）

○浜岡原発の停止と菅降ろし

- ・菅内閣総理大臣記者会見（浜岡原発運転停止要請）
<https://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/06kaiken.html>
- ・菅内閣総理大臣記者会見（エネルギー基本計画の見直し）
<https://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201105/10kaiken.html>
- ・2011年7月12日付読売新聞「西岡参院議長 民主が不信任、問責を」、「西岡議長の論文要旨」
- ・「原発ゼロ社会へ」（横路孝弘氏講演メモ）

○国会事故調の意義

- ・国会に置かれる東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する論点他（横路孝弘氏提供資料）
- ・国会事故調に関連した横路議長の言動他（横路孝弘事務所作成、2022年2月21日）
- ・国会事故調報告書の総理への手交関係（横路孝弘事務所作成、2022年2月21日）
- ・2012年7月27日東京新聞「規制委機能まで再稼働慎重重要請衆院議長、首相に」、2012年7月29日朝日新聞（オンライン）
「民自そろって抵抗 国会原発事故調の委員長招致」
- ・「国会事故調で問題とされた政府や東京電力等の事故後の主な行動」（横路議長作成（総理への手交資料））

- ・内閣府ウェブサイト「令和2年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置（概要資料）」
https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/fu_koukai/pdf/06_r2_fu_naiicgaiyou.pdf

- ・内閣官房ウェブサイト 第1回事故調フォローアップ有識者会議 資料4 「国会事故調及び政府事故調の概要」

- ・https://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/intellectual_meeting/first_intellectual1/handout4.pdf

- ・国会事故調報告書（ダイジェスト版）（国立国会図書館アーカイブ）
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naiic.go.jp/blog/reports/digest/>

- ・2014年8月5日「再起動に躍起だが、原発ゴミの問題がある「モンゴルで処分」くすぶる」、2015年3月14日「最終処分場で先行 スウェーデンの街」、2015年7月28日朝日新聞「冷戦 隠された核汚染」、2016年1月31日読売新聞「燃料1300トン取り出し困難」

- ・「IAEA福島事故報告書『想定外』否定」（2015年6月12日付東京新聞）

○チェルノブイリ（チヨルノービリ）への訪問

- ・原子力委員会『昭和61年 原子力年報』第三章 安全の確保、安全の実証及び環境保全 1. ソ連チェルノブイル原子力発電所事故と我が国の対応」

- ・(社) 日本原子力産業会議『原子力年鑑 61年版』「ハイライト
ソ連原子力発電所事故で影響」
- ・原子力安全委員会月報 1987年5月号「資料 ソ連原子力発
電所事故調査報告書」
- ・官公庁公害専門資料 1989年3月号 「短報 安全解析研究
報告書(要約) チェルノブイリ原子力発電所事故の日本人への
影響」
- ・1986年5月5日付日本経済新聞「ソ連原発事故放射能検出」、
1986年5月6日付同「放射能検出、18都府県に広がる」、1
986年5月9日付同「人体への影響ない」、1986年5月18
日付朝日新聞「日本国内の放射能汚染は減少」、1986年6月6
日付日本経済新聞「ソ連原発事故放射能、38日ぶり安全宣言」、
1989年6月21日付朝日新聞「シイタケだけに目立つ放射
能」、1986年7月12日付日本経済新聞「日本での年間被ばく
量許容量二ケタ下回る」、1989年7月21日付中日新聞「日本
人の体内蓄積量、元のレベルに戻る」、1986年7月26日付日
本経済新聞「原発事故では放射性物質の経路も分析」、1988年
11月17日付朝日新聞「チェルノブイリ事故、日本の被ばく派
米の倍 放射線解析」、1987年1月9日付毎日新聞「トルコ
から輸入のナッツ類、水際検査で放射能を検出」、1989年12
月12日付日本経済新聞「エフコープ、食品放射能検査」
- ・七沢潔『チェルノブイリ食糧汚染』(講談社、1988年)
- ・「積み戻しされる放射能汚染食品」食べもの文化 154号 (芽
ばえ社、1991年)
- ・外務省ウェブサイト「原子力発電所における事故へのその後の対
応を推進するための協力の関する日本国政府とウクライナ政府
との間の協定」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/4/0418_07.html
- ・東野篤子「ウクライナ危機とブダペスト覚書」グローバル・ガバ
ナンス学会『グローバル・ガバナンス学Ⅰ 理論・歴史・規範』
(法律文化社、2018年)

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第23回）

《菅内閣の退陣と野田内閣の成立》

○赤坂 菅内閣、野田内閣につきましても、まだ政策項目ごとにお話しされるべきことがあるということでした。

○横路 まず、菅内閣が退陣するわけですけども、やはり特例公債法案を武器に迫られたというのが、まあ、後の野田内閣のときもそうですが、一つ大きかったのかなと思います。

そして、震災、特に原発の対応について、これはマスコミの影響もあったと思いますし、特に、浜岡原発を止めた、更に再稼働を規制したというようなこともあって、原子力村の大きな力もこれあり、西岡参議院議長の発言などもあって退陣を余儀なくされたわけで、さらに、それと同じように大きかったのは、党内の小沢グループの打倒菅という、ある意味では醜い動きだったと思います。

今回、ある意味でいうと初めてこういう政争の場を見ておって、むかし、檜崎弥之助先生から、九州の福岡の出身の、まあ私の兄貴分なんですけど、先生からよく、「横路君、組織というのは、外とのけんか、外との対立で潰れるということはないんだ、大体、どんな組織も潰れるとしたら内部からなんだ、だから、そこを一番注意しなきゃ駄目なんだ」ということを何回か言われたことを思い出しております。

菅さんも一生懸命やりましたが、彼が主張した、例えば社会保障

と税の一体改革、これはある意味でいうと突然出てきたこともありましたが、消費税のアップの問題、それからTPPの推進といった問題、そして震災と原発に関する様々な問題、そういう問題が整備されることなく彼は退陣しなきゃいけなくなってる、その課題が次の野田内閣に全て残ったという状況なんですね。

じゃ、菅内閣はどういうことだったんだろうか。私は、やはりあそこで浜岡原発を止めて、原発の再稼働を、もう中部電力がすいとやる気になっていったのを規制をかけたというのは、その後、原発全体を再点検して、太陽光や風力発電といった自然エネルギーに国民の目を向けさせたという意味では、彼の行動には大きな意味があったと思います。

それから、やはり、一部撤退か全部撤退かという議論はあるにしても、どうもはつきりしないなか東京電力に乗り込んでいって、これはもう、ともかく、大爆発をしてチェルノブイリみたいになっただけの大変だからといってみんなで頑張った。それは、もちろん菅さんだけの力じゃない、みんな多くの力がそこにあっただけですが。

そういう、彼が危機意識を持って、原発は事故事故になったら大変だという危機感を持った、それがやはり大きかったんじゃないだろうかと。後ほど政治的な介入だと言われましたけれども、当時の東電と保安院に任せて一体どうなったのか、それを考えると、簡単に、政治介入だからけしからぬというようなことではないんじゃない

か、私はそう思っております²⁵⁵。

それで、野田さんですが、野田さんと私は、ほとんど直接のつき合いはなかったんです。一度、代表選挙を、鳩山、菅、野田、横路と四人で戦ったことがあります。野田さんはなかなかの雄弁家で、しかも、非常に落ち着いて話をされる人だなど。毎日街頭演説をしていたということを聞いていますが、なかなかの論者でした。

新進党から流れてきたというか、新進党が潰れてしまったからその後一緒に来たんですが、そういう人が民主党に入ってきて、幅は更に、非常に広くなりました。幅が広くなつた中で、ある意味でいうと、四人の中では一番労働組合に抵抗感があるのかなと見えた一人でした。

私は、保守とか革新とかと区別するのはいかがかなと思っている一人なんです。私も、民主党時代には左派だと言われ、社会党の当時は右派と呼ばれていたんですが、一体何を基準で右派といい左派というかという、それぞれ言っている人の基準があつて発言しているんだろうなど。だから、よく分からない。

前にもお話しましたが、私は、民主党の新しいスタートのときに、公的セクター、これは政府や自治体のことです、それから、市場セクター、これはもちろん、市場ですから、経済とか、あるいは個人の活動も入るんでしょう、それに市民セクター、NGO、NPO、市民が協力をするという、この三つのセクターが、お互いに協力し合つて、競争し合い、あるいは補完しながら国を運営していく

という在り方を考えて、進めてきたわけですよ。

公的セクターを重視するというのはどちらかというと革新系なのか、市場セクターを重視するのが保守系なのかというようにも思いますけれども、余りにも大きい政府は国民の負担が重くなるわけで、なかなかそれは大変だ、じゃ、市場セクターはどうなのかといえ、力のある人にとっては問題ないけれども、弱い立場の人々をどう助けていくのかという問題があつて、市場セクターを重視していくと、やはり中間層がどんどん崩れていってしまうんじゃないか、というようなことを考えておりました。

民主党政権3年間で残念なことの一つは、もつと市民セクターとの連携協力の姿ができなかったのかな、弱かつたなど。

全然やらなかったわけじゃありません。寄附税制の問題とか、予算のたびに、ちゃんと事前に全国のNGO、NPOを集めてヒアリングをしたり、報告をしたりしてはしましたから。ただ、みんな初めの政権で、政権運営に必死で、しかも、そこにいろいろな問題が起きるといふこともありまして、どうしても、市民政調とか市民政策議員懇といった活動がほとんど見られなくなつたというのが非常に残念な気がいたします。それが野田政権のスタートに当たつて思っていたことでもあります。

菅さんが辞めて代表選挙が行われまして、前原さん、海江田さん、野田さん、鹿野さん、馬淵さんと、みんななかなか力のある人たちが立候補したと思いますが、小沢グループが海江田さんを支援する

²⁵⁵ 以上につき、第22回記録も参照。

ということを表明しちゃったんですね。これがやはり結果としては大きかったと思います。それで、聞いている話ですが、菅さんなどが中心になって、2位3位連合を作ろうというので、前原さんと野田さんとの間で2位3位連合が成立して、最後に決選投票で逆転をした、こういうようなことになっています。

野田さんが代表になって、役員が決まるわけですが、幹事長に輿石東さん、国対委員長に鳩山内閣のときに官房長官をやった平野博文さん。それから、小沢さんのときの国対委員長をやっていた山岡賢次さんが国務大臣として入閣し、各グループに配慮したということなのでしょう。特に、幹事長に輿石さんというのには私も驚きました。しかし、逆転している参議院がやはり要だと考えた結果だと思えます。

特徴の一つは、震災組を登用したことですね。復興担当大臣には平野達男さんという岩手県の出身、財務大臣は安住淳さんという宮城県の出身、それから、外務大臣は玄葉光一郎さんで福島県の出身、農林水産大臣は鹿野道彦さんで山形県の出身と、なかなかいろいろなことを考えての体制だったなと思います。

先ほども言いましたように、鳩山、菅積み残しのいろいろな問題があります。

まず一つは、第3次の補正予算。補正予算はすぐ成立するんですが、特例公債法案の問題が残りました。

それから、大震災の復旧復興。この復興財源をどうするかということも非常に大きな課題でした。それから、原発の規制の在り方。

電力会社の方からは再稼働の声がだんだん大きくなっていましたし、その再稼働をどうするのかということが一つ。それから、原発の汚染水、汚染物。放射性物質によるこういうものを、除染をちゃんとしなきゃいけないという問題ですね。これは非常に大きな問題でした。

それから、復興復旧というと、インフラの整備ですね。人々の健康、避難民の生活をどうするか、食べ物や水、地域の安全性と、もう数え上げたら切りがないぐらいたくさん課題が、震災の津波による被害と原発による被害によって生じているのをどうするのか。これは、既に菅内閣のときからいろいろ取り組んできています。取り組んできていますが、ますますそのことが大事になってきて、特に、その一つの柱である復興財源と、それから、今後の復興庁をどうしていくのかということが大きな課題でした。

あと、社会保障と税の一体改革。これはまた後でお話ししますが、野田さんは、特に財務副大臣と財務大臣をやっていて、これは絶対やり抜こうという固い決意であったというのが、その後の動きでだんだん見えてまいります。それから、TPP。TPPについても、参加したいということです。たしか、所信表明演説でも話をし、その後、ハワイのホノルルのAPECで関係のお話をしました。ただ、この二つの問題、消費税とTPPについては、党内で、小沢さんたちのグループを含めて反対論がかなり根強くありました。

それから、菅さんが辞めるときに、岡田幹事長が中心になって、いわゆる3党合意といいますが、マニフェストの見直し、これが自

公の非常に大きな要求だったんですね。子ども手当の支給と高校の授業料の無償化（の見直し。2011年8月9日合意²⁵⁶）。どうして自公両党が非常にこだわったのか、メンツだけの話じゃないかと思えますが、ともかく菅内閣からの引継ぎ事項みたいなものですから、野田さんはまずそのことを、自公の方からどうするんだと問われることになりました。

彼は、就任して、やはり官僚ともつとやまぐやらぬといけないと思っただと思うんですね。それはまあ当時、みんなが考えていたことだと思いますが。

それで、彼は、8月30日に総理大臣に就任して、役員を31日に決めて、その後、各党と話し合いに入っていくのですが、まず官僚との関係だけお話ししますと、9月6日に各省の事務次官を首相官邸に集めて協力を要請したんですね。事務次官会議は廃止になっています。これは鳩山内閣のときに廃止して、ただ、廃止しつ放しじや本当は駄目なので、閣議が終わった後に、何を決めたかということとを官房長官が事務次官にちゃんと伝達するということが必要だったと思います。それはなかったんですね。

それで、菅内閣になって、大震災が起きて、各省いろいろな問題を抱えるわけです。これは、ばらばらじゃどうしようもないんですね。物資を輸送するという問題一つ取ってみても、いろいろな省庁が関連してくる、調整はどうするんだということで、菅内閣のときに大震災対策で事務次官を集めた会議を開きました。それはもうそ

256。そのほかに、高速道路無料化と農業個別所得補償制度の見直しに

うせざるを得なかったんだと思いますが、今回は頭から、事務次官会議を各府省連絡会議として、閣議後の毎週金曜日に各省庁の連携強化ということで会議を開いて、そこで報告を受けるということをやっただけですね。これはごく普通のことですが、それがやれたということですよ。

あと、法制局長官の国会答弁は、年が明けて2012年の1月になってできるようになりました。

官僚組織をうまく活用するというのが何としても大事な点で、その点が欠けていたというのが、特に鳩山内閣のときに言えるわけですが、そこを整備して、いよいよスタートということになったわけです。

彼は、8月31日の夜、非公式に谷垣さんと会った、そして協力を要請したということが言われています。結局、何を話したのか。やはり野田さんは消費税にこだわる、それから谷垣さんの方は解散・総選挙にこだわる、この二つがずっと今後、野田内閣の最後の最後まで物事を引っ張っていくんですね。

それで、9月1日に正式に谷垣さんと山口さんと会談をするわけです。そして、菅さんが辞めるときに3党合意——3党合意というのは、東日本大震災の復旧復興対策、税と社会保障改革、それから後はマニフェストの見直しも入っています——について確認をしました。

自民党の方からは、総理と会う前に興石幹事長と会って、彼が一つについても、合意の対象となった。

体何を考えているかをまず確かめなきゃ駄目だということ
を言い出して、最初に幹事長会談をやって、そこで輿石さんが、ち
ゃんと3党合意を守ってやりますよということを言って、総理大臣
と各党首との会談が実現したという背景がございます。

谷垣さんはそのときも、これらの3党合意の中身が終わったら解
散・総選挙というのが基本的なスタンスだったと思います。

鳩山内閣のときの欠陥の一つは、政調会長をなくしたでしょう、
だから政調会長会談というのが各党との間で行われないうです。よ。
そうすると、幹事長会談か国対委員長会談でしょう。幹事長会談は、
本人はカネの問題があるから逃げた、国対委員長は国会の運営です
よね。だから政策の論議をする場を持てなかったんです。

政策の論議をする場があれば、国会の運営だってそれを反映しま
すよ、国会というのは、各党が政策論争して合意形成する場です。か
ら。しかし、政調会長がないから政調会長会談がなくなつたとい
うことで、そこも、あのときの小沢体制の大きな問題の一つなんで
すね。

政調会長は菅内閣で復活しまして、皆さんにも、幹事長会談など
3党協議をまとめた資料が行っていると思います〔後掲〕。鳩山内閣
のとき、菅内閣のとき、野田内閣のときに、幹事長や政調会長それ
から国対委員長の会談がどのように行われたかというものです。

それを見ると、野田内閣になって、いよいよ本格的にちゃんと整
理されて始まっているなということが分かります。

○赤坂 3党合意で、税と社会保障の一体改革について、これ自体

は大変評価の高い合意であったわけですが、その後、様々な
事情で消費税の増税が何回か先送りされるということになったと
思います。この経緯を横路先生はどのように御覧になっていたでし
ょうか。

○横路 ともかく、自民党だって、消費税、本当は賛成なんですよ、
公約に掲げているんですから。しかし、これをつぶすんじゃないくて、
消費税を進めれば進めるほど民主党の中に亀裂が生じる、だからこ
の問題のハードルは高くするんだ、というのが自民党の谷垣執行部
の考え方だったようです。

だから、いつもこの問題は、賛成しているならすぐ賛成すればい
いんじゃないかということにならないんですよ。いつもそこで国会
の解散という問題、退陣に追い込むということなわけです。そ
うやって菅さんを追い込んだわけでしょう。それで野田に替わっ
ちゃった。じゃ、野田はどうするか。野田さんの方はそれを見ている
から、もうちょっと一緒に、いろいろと協議してやりましょう、我々
のマニフェストも、皆さんの言うように、変えるところがあるのな
らば変えましょう、こういうことをやってきたわけですね。

だから、もう腫れ物に触るように野田さんの方は対応し、自民党
の方はこれを武器に、ともかく党利党略、政争の具にしたというこ
としか言いようがないですね。

《衆議院へのサイバー攻撃》

○横路 そこで、いよいよ物事が少しずつ動き出していくわけです。

その中で最初にぶつかったのが、野田内閣ではなくて衆議院の方でして、朝日新聞が10月25日に、「衆議院にサイバー攻撃」というでっかい記事を載せまして、詳細にわたって、衆議院にサイバー攻撃がかかって、サーバーがウイルスに感染してしまった、公務用のパソコン、それから衆議院のサーバー、こういうものが、結局、議員なんかのIDとパスワードが盗まれてしまった。そういう疑いがあるんだという、でっかい記事がほんと出ました²⁵⁷。

みんなそれぞれ、行政関係者あるいは党とか議員同士のメールのやり取りとか記録とか、後援会の名簿とか、あるいは会計監査の問題とか、献金リストとか、いろいろ持っているわけですから、これはもう大変なことになって、大騒ぎになったんですね。

衆議院の方では、すぐ議院運営委員会の庶務小委員会で議論をすることになりました。私も、10月25日に朝日新聞で記事が出て、翌日の26日にNTTから報告を受けました。更に事務総長からも報告を受けまして、そのときは副議長も同席をして話を受けました。その後、調査をし、10月28日と11月14日に、いずれも事務総長やNTT担当者から話を聞いて、問題点がはっきりしました。実は、この問題、私には何の報告も上がっていませんでしたし、事務総長も知らなかったんですね。そこでいろいろな問題点があることが分かりました。

結局、事務局の方では、8月29日にサーバーをチェックしていつて感染に気がついたというんですね。パソコンにはウイルスを防

ぐためのソフトが導入されて、不正な侵入を防ぐためのファイアウォールで守られているということなんです。そういう不審な通信があれば検知するシステムもあり、サーバーを保守するNTT東日本も監視をしていたという状況だったんですね。

気がついたんだけど、その情報がずっと上の方に上がっていつて対応するということはなかった。これまでも、何か問題が起きたときに、どこに連絡すべきなのか、参議院に連絡するとか、国立国会図書館とか官庁とか各議員に知らせるような体制そのものできていなかったんですね。非常に体制が不十分だったということが分かりました。

サイバー攻撃に対する正しい対処は、何といっても、被害を隠さないで公表することなんだそうです。欧米では、サイバー脅威インテリジェンスというサービス、ダークネットで飛び交ういろいろな危険情報を監視して、攻撃前に把握して対策を行うようなことから、あるいは、なかなかどうしても防ぎようのないような攻撃もあって、その場合には、それが拡散しないようにどうするかとか、いろいろな工夫と知恵が行われていたらしいんですね。

ところが、どうも衆議院の場合、それがなかった。NTTは、何かあるとトラブルレポートを作成して、それが衆議院の方に報告されて、衆議院の方でもちゃんと記録が作られることになっているんだそうです。本来は上の方に上がっていかなきやいけないのが、まあ、みんな甘く考えたんでしょうねということでした。

そして、いろいろと調査した結果、やはり今回の処理については事務局が間違っただと。それで、そのときの教訓も踏まえて、組織の再編や職員の能力向上、意識の改革や参議院との連携の推進をしていこうというようなことで、問題点を整理して、それに向けた取組を行うことにしました。

まず、事態を正確に判断しうる専門的知見の不足。この後、技術系の若い人もコンサルタントに採用するようにしているようです。担当者及び管理職との間における情報流通の不足。現場と管理する方との間の連携、これが十分じゃなかったということですね。それから、知識・情報の不足による楽観的、希望的判断。つまり、軽く、またこういうあれが来たのかという程度に考えてしまった、これは往々にしてあることです。それから、ウイルスの被害防止措置を優先し、議員などへの注意喚起をしつかりしなかったということ。それから、参議院や内閣官房情報セキュリティセンター、そういうところとの連携が不足だった。

ということ、連絡・報告体制を整備することや、職員の能力向上のための研修を行うこととか、参議院との連携とか、いろいろなことを対応措置として取りました。

これは、野田内閣に替わってすぐ、朝日新聞に本当にでっかくぼんと載って、事務局の方は、報道があるよというのはその直前で分かっていたようだけれども、いずれにしてもびっくり仰天したということ、それが一つの教訓になって体制が整備され、今は問題

なくなっただということでは。

これがまず、衆議院という大きな組織の中で起きた問題の一つとして、私も全くの素人で何にも分からないところ、一生懸命NTTや担当者に話を聞いて、最後はこういう結論になって整備されたというので、発覚してから2か月後ぐらいに、12月7日に最終報告が出て一件落着、こういうことでした。

○赤坂 野田内閣に替わってすぐにサイバー攻撃があったというお話でした。たしか2016年あたりにも、衆議院だけじゃなくて省庁にもサイバー攻撃がまた起こって、ホームページが見にくくなったことがあったように思います²⁵⁸。

技術的なことはちょっとよくわからないのですが、そういう問題を受けて、様々な改革、研修やら専門的知見の重視、人材育成等が行われたそうですが、こういった改革がどういうプロセスで、すなわち衆議院の内部の改革はどういうふうに進められていくのか、一例として教えていただければと思います。

これは技術的なことも多いので難しいのかもしれませんが、やはり議運の中で、あるいは議長がある程度リードして決まってくるのか、それとも、ある程度もう改革案というのが出てきて、それを政治の方で少し綱さばきをしてまとめていくという形なのか、ちよつと外部からはよくわからないので、教えていただければと思います。

○横路 (議院運営委員会) 庶務小委員会の議事録は行っていない

²⁵⁸ 例えば参照、「省庁・国会にサイバー攻撃か 官房長官『警察が確

認中」 2016年2月1日付日本経済新聞記事。

ですか。庶務小委員会で、議連の方でもいろいろ議論しています。その議論している中に、こういう攻撃に対応する専門の会社も参加しているんですね。NTTと、それからもう一つ、ラックという会社のサイバー救急センターというのがあるんですね。

そういうところなども入って、そして、さっき言った問題点の整理と、何をやるべきかと決めて、やるのは衆議院の方で責任を持ってやるわけですから、それは事務総長の下でもって物事を、問題点と、どうこうするというのは決まりましたから、担当するところと進めていく、こういうことになったんだと思います。

確かに、2000年ぐらいに各省庁一斉にやられているんですよ。科学技術庁や何かを含めて中央省庁のサイトがやられたんですね。多数のパソコンから一斉に大量のデータをばあっと入れてシステムをダウンさせるというようなことなどもやられたり。

ですから、大いに警戒をして対応策を取るべききっかけになる話はあるんだと思いますよ、周辺に幾らでも。それがやはりちよつと甘かったということで、今回のことでそれをやったということ。中心は庶務小委員会で議論をし、その議論の中にはNTTと、サイバー救急センター、そういうところのメンバーも入って議論をし、問題点を整理して、それで決まったことは、後は衆議院事務局の主導でもって実行していく、こういうことだったと思います。

《復興施策の継続》

○横路 それで、野田内閣ができて、要するに、ある意味でいうと

民自公なんですね。結局、野党の大きいところ、自民、公明と話を付けてやらなきゃいけない。菅さんのときはやや公明党にポイントを置いて、公明党は、実は鳩山内閣には非常に好意的に、ずっと見てくれていたんですね。ただ、そこがこちらの方の対応のまずさでうまくいかなかったということで、それは、自民党の方がよっぽどうまく公明党を引っ張り込んだと言ったら叱られるけれども、連携してきたかなと思います。

それで、まず大事なものは財源の確保ですね。与野党の協議を行って、まず、第3次補正予算は11月に成立しました。それから、同じ11月に復興庁の設置法を提出しまして、これも12月に成立します。

復興財源としては、所得税、法人税、それから住民税、たばこ税ですね。自民党、公明党は、どういうわけか知らぬけれども、たばこ税の増税に最後まで反対したんですね。これもよく分からぬですね。今から考えると不思議な気がします。あれから10年ぐらいたつて、やはり世の中も感じが変わるんですね。今だったら、たばこ税の増税といったら、反対する人もいるかも知らぬけれども、まあ、やはりできるだけという感じだと思っただけでもね。

自民党等との話合いから、修正がありました。まず、所得税については、期間を2013年から2037年、25年間、これは延長することにしました。税率は少し下げたんですね、4%、100分の4から100分の2・1へ修正することにしまして、所得税の中に、復興特別所得税という名前にする。

それから、復興住民税。これも、従来の税率に、2014年度から2023年度の10年間ということにして、加算額を5000円としようなことで適用することにしました。合計で10000円かな。

それから、法人税。法人税の方は、復興特別法人税というのをつくりまして、当初2015年末まで3年間適用するものとされましたが、自民党が1年前倒しで廃止しました。まずこの三つの財源をそこで確保しました。

それから、除染の問題についても、これも関係閣僚会議を開いて閣議決定を行って、その結果、中間貯蔵施設を造って、仮置場は3年、中間貯蔵は30年、それで汚染された土と水を処理をする。今、このたまりたまった水がどうしようもなくなって、どうするかというところが、政府の方は海水へという方向で、ただ、漁業協同組合は反対していますし、これからどうするかという問題が今も残っています。

それから、警戒区域を明確化する。警戒区域、計画的な避難区域と緊急時の避難準備区域ということでもって基準を決めるということのようなことをやりました。2011年12月に野田さんが、第1原発冷温停止状態ができたということを発表しました。菅さんのときも、もう停止したということで冷温停止状態が続いているということを発表しましたが、いよいよ原子炉の廃炉をどうするかという工程表を作って、スタートすることができたわけです。

また、原子力規制委員会設置法が2012年に成立します。環境省の外局として、つまり、経産省の中に保安院があって、アクセル

とブレーキを一緒にやっているのはおかしいじゃないかというので外すことにしたんですね。それは環境省の外局として作って、事務局は原子力規制庁、原子力安全機構は廃止することにして、原子力規制委員会が2012年の半ばにスタートすることになりました。原子力防災会議を内閣総理大臣を長として設置すること、それから、事故対策の強化、バックフィットの導入というようなことをこの中で決めていきます。

ですから、一応、原発の後のいろいろな体制整備、復興税と、それから規制する仕組みは、野田内閣のときに一応整備されたということです。

《野田内閣の諸政策》

○横路 野田内閣がスタートして、党首会談をやって、幹事長、政調会長、国対委員長などの会議を頻繁に行って、たまっている課題を解決するため、民主党としては、マニフェストの中で譲ることができるものは譲って処理をしようということをやってまいりました。野田さんにとっての一番の関心は、先ほども言いました消費税と社会保障改革ということです。

それで、2012年になって、1月に、与野党の幹事長・書記局長会談で、消費税と社会保障の一体改革について与野党の協議をやるうと、協議機関を作ろうというのを呼びかけたんですが、そのとき野党は、いやいや、国会で議論しようということ、協議機関は作らないで、じゃ、国会で議論しようということになって、こ

の間、2月には、高校の無償化検証3党協議をしようということになりました。

高校の無償化の方は、これは3党協議も、検証した結果、非常にいい結果が出ているんですね。高校への進学率が上がったたり、辞める人が少なくなったり、どこをどう見ても問題は余りなくて、これはこのまま、いいということになりました。

それから、2月17日には、国家公務員の給与について7・8%減ずることに合意。大体これで6千億円ぐらいなんですが、復興財源の一つですよ。復興税は復興税で、それとは別に国家公務員の給与を削減しました。

それから、この後お話ししますが、「1票の格差について」最高裁の判決が出ましたでしょう。判決が出たのがちょうど震災の直後だったんですね。ですから、それはしばらく何も手つかないでいたんですが、一応、2011年の10月ぐらいから、ともかく、これはもう大変なんだから何とかしようということで、動き出していました。それが、2012年の2月には不調に終わったということがあります。

それから、福島復興再生特別措置法というのを作りまして、これは、原発事故による損害に対して国の責任を明確にする、国に責任もあるよという法律です。

それから、3月15日には、子ども手当を児童手当へと名前を変えます。まあ、メンツだけだったと思います。3歳未満は1万5千円、3歳から小学生、第2子までが1万円、第3子は1万5千円、

中学生は1万円。所得制限制度が導入されたんですね。民主党はそこには反対していたので、ともかく妥協して、その代わり、所得の基準を上回る人でも一人当たり5千円を、お金は減額して差し上げますということ。一応全員に対して給付するんだという建前はおして、名称は変えて自公の顔を立てるといふ、もう、何か中身と経過を見てみると、何となく気恥ずかしくなるような内容でした。

それから、郵政改革法案を民主党の方が撤回しまして、3党による合意案を提出して、それが成立しました。

どうしたかという、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の、金融に関する株式を完全に売却するというのが原案だったんですね。そういう売却を義務づけていたのを、売却するのは努力目標にすると。義務から努力目標に変えたんですね。そういう郵政改革法案が通りました。

それから、前半の国会では8本の法案につき、3党で合意して成立をするということで、野田内閣がスタートしてこの辺のところまでは、いろいろたまたまっていた問題処理を順調に行ってきたということです。

それで、もう一つ、TPPの問題なんですが、野田さんは、所信表明演説で、TPP参加に向けて努力する旨を表明して、12月になって関係閣僚会議を開きました。

関係閣僚会議というのは、菅さんの時代に閣議決定をしております、そのときには、玄葉国家戦略担当大臣、官房長官、財務大臣、農林水産大臣、四人で関係閣僚会議を開いてやっていたんですね。

しかし、これはそのまま結論が出ないで終わって、一応、TPP交渉参加に向けて関係国と協議を開始する、中身についてはこの四人の大臣でいろいろと話をしなさいという段階で終わっているところを引き継いで、野田内閣で関係閣僚会議をスタートした。

しかし、これもいろいろと議論があつて、結局、野田さんは、協議するといいながらも、日米首脳会談やAPECでも正式表明に至らず、これは次に持ち越しになりました。野田内閣で決着がつかないで、次の自民党政権になってから実現するということになったわけです。

《一票の格差と議員定数配分》

○横路 それで、ずっとこの間、問題の一つは、「一票の格差をめぐる」最高裁の判決でした。

2009年の衆議院選挙についての判決なんですけど、それまで九つの高裁で、違憲状態だとか、合憲の判断もありましたし、違憲の判断はどうだったかな、そういうような状態が続いてきたところを、3月23日に最高裁が違憲状態判決を出したわけですね。

小選挙区の定数を最初に都道府県に1議席ずつ割り振る一人別枠方式が定数の人口比例配分をゆがめているということを指摘し、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止する必要があるとして、区割り見直しなどの立法措置を国会に求めた判決になっております。合理的期間内に是正されなかったとは言えないということでは違憲の宣告は見送ったけれども、違憲状態だと。小選挙区導入以降は格

差が2・17―2・47倍を合憲として、それを超えるものは駄目という従来からの扱いでした。

しかし、震災、原発事故のため、衆議院における各党協議のスタートは基本的には10月からになります。私も最高裁判決を受けて、当時談話を発表しています。

そして、その談話の中で、衆議院としても早く対応しなければいけないということで、「各党協議会の開催実績と主な議題（メモ）」〔後掲〕という資料に示しているように、2011年、野田内閣成立後の10月6日に各党で協議を行うことを確認しました。

実は、この衆議院の選挙の区画というのは、衆議院議員選挙区画定審議会というのがあります。国勢調査を基にして10年ごとに新しい区割り案を決めるということになっていて、2010年の調査をベースに2012年2月25日までに勧告しなければならぬということになっていました。しかし、それが過ぎちゃったんですね、2月25日が過ぎちゃったんです。

それで、私も、過ぎちゃったので慌てて、このままじゃいけないということ、やはり議長談話を発表しまして、これをしっかりやってもらわぬと駄目ですよ、各党協議の一層の深まりを期待しますと、2月の24日、25日の前の日にそういう談話を発表して、当時の山田正彦さんが委員長を務めていた政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会、もうちょっと積極的に議論して結論を出してもらいたい、ということをお願いしたりしたわけです。2011年3月23日というのが最高裁の判決。談話は、一つは

24日に出しています。

それから、2012年2月25日が区画審の方の勧告の期限なので、それが切れたものですからまた談話を発表しております。「後掲」、与野党各党とも努力してきたことは敬意を払うけれども、やはり違憲状態と評価されることは非常に残念なので、更に一層頑張っしてほしいということで、実際に委員長にも声をかけて話をしたということになっています。そこで、2月24日以降も協議はずつと行われています。

座長の取りまとめ私案というのが2012年2月15日に発表されています。「同年4月25日に新たな「座長とりまとめ私案」が発表されている（後掲）」、これは「小選挙区が」0増5減で、比例の部分で定数を削減するという話です。

座長の取りまとめ私案は、衆議院の定数を80削減する、小選挙区が五つで比例が75というものです。そして、比例には並立制と連用制を入れると。

連用制という新しい言葉が出てきましたけれども、小選挙区で当選した数をカウントするときに、それにプラス1でもって整理していくというやり方で、結局、小選挙区で勝利したところに余り割り当てられないというやり方です。

例えば、あるケースの場合に、比例の得票数によって、普通にやると、A、B、C、D、Eで4、2、1、1、0になるのが、連用制を入れて同じことをやると0、3、2、2、1というように、比例でたくさん票を取っているところにほとんどいかななくて、ほかの

方に割り当てられるという、中身は少数派に非常に配慮した、公明党に配慮している案なんです。

いずれにしても、この衆議院の座長取りまとめ案もまもらず、さらに、これをどうするか。一応、この各党協議会、2011年10月の与野党幹事長・書記局長会談でもって衆議院の選挙制度について各党で協議を行うということを確認してできた各党協議会の開催というのは、その間、16回行われました。2011年の10月から11月、そして、年明けての1月、2月とずっとやってきて、2月25日は超えてしまっただけで、それでも我慢強くやってきまして、座長取りまとめ案を出しましたが、これでは話がまもらず、与野党の幹事長・書記局長会談を2012年6月に開き、輿石私案というものを申し立て、比例が40減という新しい案を出しましたが、協議は物別れして、法案の単独提出ということになりました。

6月に法案を提出ということになりました、これは8月、つまり会期延長になってからだと思えますが、民主党案は衆議院では通過しましたが参議院で廃案になる。自民党案は0増5減です。民主党案は0増5減、比例を40減らす、全部で45減というようなことで、成立しないまま、自民党案の方は一応衆議院で継続になっています。国会の方はそれです。一区切りということですね。そして、11月の最後のときに、結局、解散を表明することによって、みんなに文句のない0増5減でもって妥協して成立させた、こういうことになっています。

選挙制度というのは、それぞれみんな自分のことにも関係するか

ら、大変は大変ですね。

ただ、私も、最高裁の人口比例をある程度は認めるけれども、人口比例といって、これをやっていくと、これからますます都市部にだけどんどん議員の数が増えて、地方の議席がだんだん減っていくわけですね。今の流れから見ると間違いなくそうなっています。

もちろん国会議員は、東京から出たから東京の議員ということじゃなくて、それは全国民を代表する議員だから、全国のことを考えなきゃいけないんです。いけないんだけど、やはり地域の声を直接訴える議員がそばにいてもいいじゃないかと思うと、どんどん人口比例だけでやっていいののか。

しかし、今まではそれでやってきていますから、それに代わる考え方をちゃんと整理しなきゃいけないと思いますが、これはなかなか難しいことですので、こういうような限りなき議論になって、これは議論としては非常に熱心にやっただけですよ、16回も開いてやっているんですから、みんなそれぞれ案を出して。しかし、やはり最後のところはなかなかまとまらなかったということです。

○赤坂 参議院のことをひとまず度外視し、衆議院の選挙制度に限って見た場合、この人口比例という要素以外のものを憲法の縛りの中でどういう形で入れていくことがあり得るのかについて、何か具体的な考えはありますか。

○横路 いやいや、もう具体案はなかなか出てこないですね。地域によって差別するわけにいきませんし、同じような状況というのはみんな大体続いているわけですからね。

それは、人口の要素が大きいのは間違いのないだけでも、どうしたらいいんですかね。何か特別割当てをするといったって、それがまたどうなるのか。法の下の平等という原則もあるし、それに反しない限りで、特に国民の投票権というのは、政治参加、民主主義の一番の基本のところですからね。基本のところですから、自分の1票が全然ほかの人と違うということになれば、やはり不安も出てくるだろうけれども、しかし、東京や人口の多いところにはばかり国会議員がいたって、どうなりますかね、本当に地域のことを考えますかね。

やはり、地域性というのは非常に大事ですよ。沖縄出身の議員が沖縄を考えると我々が沖縄のことを考えるというのは、やはり差がありますよね。沖縄の歴史や文化というものを踏まえていると国政について注文をつける立場と、そうじゃない、東京で育った、北海道で育った我々がというのと。それから、北海道のもので育って、すぐそばにロシア、北方領土を抱えてやっている、漁業などが大きい産業であるというところの声というのが、じゃ、どれほど都会の人間が、議員が分かってくれるのか。

それはみんな理解しないとは言いませんけれども、しかし、そんな意味では、地域の代表性という側面もあるので、いや、国会議員は違うんだといってもやはりあるので、そこをどういう具合にするかですよ。

○赤坂 そうですね。憲法上、衆参両院どちらも全国民の代表であるという規定になっているので、そこをいじるのか、それとも、そ

の中で、何か両院制の中で対応が可能なのか、私も答えがあるわけではないのですが、先生の御経験を基に何かございましたら。

○横路 いやいや、全然私も答えは出てきません。何かうまい方法があれば別ですけどもね。

○赤坂 そうですね。この問題をめぐっては、違憲の主観化といえますか、議会が最高裁の言ったことを受けてどれぐらい頑張ったかを評価するようになり、そこには、客観的な憲法上の基準をもとに明快な判断を下すことの難しさがあるように思います。

○横路 最高裁の方も分かっているんですよ。だから、違憲状態というのと違憲というのを分けて、わざわざ違憲状態で。その違憲状態が長く続くかどうか、ああいう概念を持ち出したのは、やはり、人口比例ということにも意味があるということを分かっているから、違憲状態が長く続くか続かないかで、続いたら違憲という、何かその辺のところを誰かが考え出したのではないかなとふつと思ふこともありますけれども。

○赤坂 そうですね。部分違憲とか選挙の一部無効とか、そういうことができるようになればまた違うのかもしれませんが²⁵⁹、ひとまずここでは以上にいたします。

《再審無罪者に対する年金給付問題》

○横路 野田内閣時代には、社会保障と税の一体改革の問題もありますし、いろいろと諸問題が出てまいります、その前に一つ、私

²⁵⁹ なお参照、長谷部恭男「投票価値の較差を理由とする選挙無効判

が衆議院議長として日弁連から警告を受けたことがあるんですよ
〔後掲資料を参照〕。ちょっとその話をお話ししたいと思います。

それは何かというと、免田さんという、再審で無罪になった元死刑囚の話なんです。

これは、2009年11月26日に日弁連と朝食会をやっています、その朝食会に出たときに聞いた話です。元死刑囚は再審で無罪になったわけですね。でも、年金の給付がされないわけです。彼が刑務所に入っている、裁判しているさなかに年金法というのができたわけですから。何の連絡も受けていないし、もちろん保険料を払うことができない。それで、弁護士会の方の弁護士の人たちが、年金保険料の給付特別法というのを作ろうとしていて、この問題について厚生労働大臣宛てに2002年に勧告を行ったというんですね。しかし、それがもう全然、そのままほってあって、このままだったら警告を出さなきゃいけないという。

話を聞いて、すぐその日のうちに、藤村修さんが厚生労働委員長だったから彼を呼んで、そして、厚生労働省の山井政務官や法務省の中村哲治政務官と、瀧野官房副長官も呼んで、これは何とかしようというようにして、〔厚生労働副大臣の〕細川さんにも話をして、いろいろと打合せして、日弁連の人も入って大体法律案ができたんですよ。

しかし、なかなか法律案が実行されなかった。それで、2010年12月に、内閣総理大臣と厚生労働大臣と衆参の議長宛てに警告

決の帰結」法学教室380号(2012年)38〜41頁。

が発せられたわけです。

警告を受けるとするのは、日弁連の方も、自分たちと一緒に一生懸命やった人間に対して警告を出すのは非常に恐縮ですとか何とか言いながら警告書が「来ました」。

何が問題だったかという点、年金の保険料ですね。保険料の納付を国が行うのか、再審無罪になった本人が支払うかでもめて、それで法律ができなかったんです。

作った案なんですけれども、実は、こういう例で国が納付するというのはもう、中国の残留孤児の問題とか拉致問題の被害者の人には国が納付して、やっているわけです。自民党が、再審無罪はやはり本人が行うべきだ、そういう主張をして、なかなかこれは成立しなかったんですね。どうして再審無罪の人がだめだというのか、私には理解ができなかった。

これは、2013年、安倍内閣になって全会一致で成立しました。それは、やはり納付は一応本人が行うことにして、そして、納付された場合には特別給付金を支給するというような法案にして、全会一致で成立したということがあります。

こういう問題もあったということだけちょっと、議長のとときの仕事として、衆議院議長が警告を受けるということはそうあるわけじゃないので、御紹介をいたしました。

²⁶⁰ その経緯の概観と評価については、中村秀一「社会保障と税の一体改革は何であったか——社会保障の充実・安定化の側面——」社会保

《社会保障と税の一体改革》

○横路 社会保障と税の一体改革²⁶⁰に進んでよろしいでしょうか。社会保障と税の一体改革は、野田さんが、これはもう本当に必ず実現するんだという強い決意を持って当たっていました。

一応、菅内閣のときに、2011年に一体改革の成案を決定しています。これは、2010年代半ばまでに段階的に消費税を10%に引き上げる、そして、社会保障改革に関わる安定財源をそれで確保し得るんだということを決めているんですが、野田さんになってこれを本格的に実現していこうということで頑張りました。

私自身も、日本の社会は高齢化、少子化も進んでいるし、家庭でかなり面倒を見てきた、まあ、3世代家族も多かったですし、それから、企業も、企業の社会的責任ということで、働いている本人に対して家族手当を出したり、いろいろな支援をしてきたんですけれども、そういう要素もだんだんなくなっていった。社会保障を本場に維持していくためには、もちろん税制全体を見なければいけないということ、負担は現役世代で給付は高齢者世代というような時代はそんなに続かないから、やはり全世代が負担する消費税が必要なんだ。それから同時に、やはり税制は、公平性や透明性が重要だから所得の多い人ほど負担もそれに応じてやること（所得税、相続税、金融所得税ほか）などトータルに考えていかなければならない。特に、日本の経済もサービスが中心の経済になっていっていますの

障研究5巻4号（2021年）435〜448頁を参照。

で、そんな意味では、消費税は非常に大切な財源だと私も考えていました。

だから、野田さんは、自民党はさっき言ったような戦略でしたし、小沢さんはもう反対ということで、そういう中で、非常によく頑張ったなど思っています。

それで、2012年1月になって、政府・与党社会保障改革本部というのを作って、2014年に8%、そして2015年に10%に消費税引上げと。それで、社会保障の一体改革の中で、更にそれに関連したことをどうするか、やはり身を切る改革という意味で、国会議員の定数の削減、これは最高裁の判決絡みでもありますが、そういうものもしっかりやっていこうとすることを決めて、それぞれ担当者も決めて進めてきたわけです。

それで、1月になってそういう方針を決めて、与野党の幹事長会談で一体改革の協議を提案しました。野党からは、国会で議論しよう。

定数の削減と、もう一つ、社会保障制度の改革というのは、もちろん消費税のときのもう一つの非常に大きな柱です。だから、この消費税の話を進めるに当たっては、定数の是正をどうするかということ、社会保障制度の改革をどうするかという二つが非常に大きなポイントになったわけです。

²⁶¹ 野田氏は、2012年「2月25日には、自民党側との地ならしのため都内の日本料理店で谷垣禎一総裁との極秘会談が報じられました」と水を向けられた際、「会ったとされる話ですね」と含みを持たせ

その後、野田内閣は、「社会保障・税一体改革大綱」というのを閣議決定します。その内容は省略しますが、基本的な方向性としては、消費税の社会保障財源化ということ、それから、税制全体を通じた改革として、高齢者医療制度や年金制度など、社会保障についての改革を進める、そのための法律とそれのための体制を作るということがもう一つです。

それで、これを決めて、2月に新聞で報道されて、私も全く知らなかったんですが、野田さんと谷垣さんがこの大綱を決めたその後、二人で話をし、その中では小沢さんの問題も出たらしいのです。²⁶¹ つまり、谷垣さんの方から、消費税をやるといふならば小沢さんをどうするのか、反対するぞ、それでもそれを乗り越えてやっていくのかという決意を試されたというように聞いております。しかし、決意を述べたということなんです。

それで、二人は9月にそれぞれ代表と総裁の任期満了を迎えるんですね。野田さんは9月、それから谷垣さんも同じ頃。そういうような状況もあって、両方も、これをどうするかと。野田さんにとっては消費税を通したい、谷垣さんとしては国会の解散を勝ち取りたいというのが非常に重要な問題だったわけです。

私は輿石さんに聞いたんだけど、輿石さん本人も知らなかつ

た回答にとどめている。日本経済新聞2015年5月24日付朝刊記事「野田元首相『決めたら密約になる、と言った』」。

たようです。ただ、輿石さんは、小沢グループの動向もあり、はっきりしたことは言わなかったけれども、分裂を避けるには無理をしたくないという考え方があるということをちらっと、お伺いをして、意識として聞いたというようなことでした。

そういうこともありましたが、特別委員会ができます。社会保障と税の一体改革に関する特別委員会が4月にスタートしまして、5月17日から6月26日まで、これも熱心に議論され、地方公聴会も行われました²⁶²。

それが、大体6月半ば、審議が大体終わって、地方公聴会が開かれた後に、修正協議をしようということをして3党の幹事長で決めます。そして実務者協議に入るんですね。6月7日に決めて、そして、その実務者協議の中で、消費税関連法案の3党実務者協議で合意をし〔同15日〕、その合意を6月21日、幹事長の3党確認書として確認します〔後掲〕。それがもう会期末なんです。そのときに、会期を79日間、6月22日から9月8日まで延長します。

ということ、国会の特別委員会で議論する、その議論がずっとあった頃に3党協議をして、修正で協議しようということで、これに自民党、公明党も乗りまして、実務者で協議をして、それがまとめられ、そのまとまったのは、「社会保障と税の一体改革 政府案と三党合意の主なポイント」という1枚物のペーパー、これは、例えば所得税や資産課税については来年度の税制改正でということ、

²⁶² 5月16日趣旨説明聴取、5月17日から実質審議入り、6月5日地方公聴会報告（6月4日実施）、6月12日・13日の公聴会を合

民主党案そのものは、このときにそういう形で修正されています。

そのほか、短時間労働者への年金の適用拡大の問題だとか、幼保一元化の問題とか、低所得者対策だとかいうようなものについて、自民党、公明党の案を受け入れた形で修正案を作ります。そしてそれを、輿石さんと、石原伸晃さん——当時の自民党幹事長、それから公明党の井上義久さんで、6月21日に3党確認書ということで、6月15日の一体改革に関する実務者協議の合意を更に確認をするということになりました。これで消費税の問題は、一応3党間合意ができたわけですね。

さて、3党間で合意はできたものの、当時の民主党は、両院議員懇談会を6月20日に開きます。そして、これは首相と幹事長に一人、もちろんたくさんの反対意見や何かがありました。

そして、6月26日に本会議を開きます。この本会議で小沢さんや鳩山さんたちが反対をして、反対が57、棄権と欠席が16〔体調不良による欠席者1名含む〕、民主党の中は真つ二つということになるわけ、自民党の狙いどおりになりました。

その後、小沢さんは7月に新党を結成して、「国民の生活が第一」という政党をつくります。どうもこれは、国民の生活じゃなくて自分たちの生活が第一みたいには見えませんでしたけれども。国会は会期延長をして、ここで輿石さんも小沢さんと決別をするという形になります。

めれば、審議入りから6月13日までに19回、その後、採決まで、6月14日から26日までに4回開会された。

《「近いうち解散」と選挙区画問題》

○横路 問題は、それから参議院がどうなるかという話なんですよ。これに選挙制度が絡んでくるわけです。

選挙制度が絡む前に、まず、参議院の方の話で、自公を除く野党7党派が問責決議案を提出するんですね。それで、2012年8月8日の夜に野田、谷垣、山口で、野田さんが必死に説得をして、社会保障と税の一体改革を早期に成立をしようということで、何を約束したかという、法案が成立したときは「近いうちに」解散しますということを言ったわけですね。近いうちに解散しますという、近いうち解散の約束をして、この消費税法は8月10日に参議院で成立します。

その後、8月27日に民主党が、いわゆる公職選挙法の関連法案、すなわち公選法及び区画審設置法改正案を、国会で強行採決したわけです²⁶³。この法案は、8月28日に衆議院の本会議で可決したんです。自民党はたちあがれ日本と欠席したんだ。そして、強行したものですから、自民と公明は、3党合意はもう破棄だと言って、8月29日に野田首相の問責決議案が可決されちゃったわけです²⁶⁴。そして、9月8日に国会は閉会してしまいました。

このときに、何とか選挙法のところをもう少しうまく対応できな

かったものか。それから、谷垣さんの方も、何もここでもって問責決議に賛成するということはどうだったのか。結局、解散に追い込むどころか、これでもって国会は終わっちゃいましたので、解散は先送りになっちゃったんですよ。

そのことをめぐって谷垣さんは、自民党の総裁選挙に特に自分の相棒である石原幹事長が立候補を宣言したものですから、本人は出られなくなっちゃったわけです。

結局、消費税が通ったから、あとは選挙法、これは何とかしなきゃならないというのは誰もが思っていることです。だから私も、もう委員会をやったものは本会議で早く決着つけちゃおうと思ってやったわけですが、本会議、これは結構、各政党からやらないでくれという要請を受けていました。しかし、問責決議まで出す必要とというのがあったのか、それがちよっと、今になると。

谷垣さんも本当は、僕はずっと、この間付き合ってきて、総理大臣を一度くらいやってもいいなと思ったのは、自民党では谷垣さん、民主党では岡田さんだな。この二人は一度総理大臣をやってもいいんじゃないかなという人材だと思いましたが、谷垣さんはそんなことで足を引っ張られてしまった。野田さんは再選した。

こういうことになって、その後、臨時国会が10月末に開会し、

²⁶³ これをうけて、野党会派から連名で、衆議院議長・横路孝弘氏に対し、本会議の議題としないこと及び与野党協議の斡旋を求める旨の申し入れが、8月27日・28日の両日にわたって行われている（後掲資料参照）。

²⁶⁴ 当初提出されていた問責決議案は撤回され、修正を加えたものが2012年8月29日に提出され、これに自民も賛成し（公明は棄権）可決された。

「近いうちに解散」という約束をしていますからね、これを破って延々と来年度予算も云々といってやるわけにもいかないから、野田さんも決意したんじゃないんですか。

輿石さんには11月11日あたりに覚悟したというようなことを言ったようで、それで党首討論をやって、定数の削減と、社会保障と税の一体改革ということで、最後にあれだけ作ったんですね。社会保障制度改革推進法に基づいて、社会保障制度改革国民会議とこの8月に、国民会議としての報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋^{2,5}」を発表しています。これがいわば置き土産というようなものでした。

この社会保障制度改革国民会議は、宮本太郎さんとか神野先生などが入っていて、慶應の清家さんという塾長が会長になって、報告書が出たのは平成25年ですから、2013年、安倍内閣になってからの8月に、国民会議としての報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋^{2,5}」を発表しています。これがいわば置き土産というようなものでした。

このときはもう大きな流れができていて、とても直接その紛争に介入できるような空気ではなかったですね。そんなことで、野田さんは社会保障・消費税と、それから社会保障制度改革と、二つ達成したということで、あとは解散・選挙だ、こうなったわけです。

○赤坂 いろいろな人物評を大変面白いなと思いつつながら拝聴して

2015

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/0808/sankou_02.pdf

いたのですが、今、この問題についてはとても直接関与する余地はなかった、というお話でしたが、小沢氏や谷垣氏、野田氏、あるいはその関係者と、何らかの形で、横路先生が議長として何らかの感触を得る、というような機会はございましたか。

○横路 小沢さんとはないですね。谷垣さんや山口さんとは何度か食事したりはしていますけれども、この問題ということではなくて、○赤坂 では、今いただいたお話は、いわば、ちょっと外から聞いて、この間の動きを見ていらっしやって、それについて御感想をいただいた、そういう位置付けになるでしょうか。

○横路 もちろん外から眺めていたわけではありません。国会の運営そのものにかかわる話ですから、紛争の中には入り込みませんが、官邸や党から情報をとり、意見交換もしていました。しかし、問責決議案が突然出てきて、それに自民党が賛成してびっくりしましたよ。だって、野田内閣は近いうち解散と言っているのに、これだったら解散を先に延ばすような話ですからね。問責決議案が出て辞めるような人じゃないですし、まだ話が全部決まっていますからね。だから、その見極めが谷垣さんの方もちょっとできなかったんじゃないかなと思います。やはり、解散・総選挙するには、「近いうちに」ということの中身としては定数は正の最高裁判決関連と社会保障制度改革が非常に大きいポイントとして二つあったわけですよ。この二つについて余りあの人は考えないで、ともかく解散の

(2023年8月20日最終アクセス)

方にだけ行っちゃった、けしからぬということになったんだと思いますね。

だって、選挙制度というのは、野田さんはもう前からずっと言っていることです。消費税の最初の大綱を決めるときから、何が必要なかといったら定数は正が必要で、国会議員も自分たちの身を切らなければいけませんねということで、もちろん国会議員の歳費減額とかいろいろやってきましたけれども、やはり定数をどうするかというのは、最高裁判例もあって、それをやらなきゃ次の選挙できないでしょうというのが思いですよ。それは野田さんばかりじゃなくて、私なんかもそういう思いでした。何とかこの最高裁判決だけはちゃんとけりをつけなきゃいけないと。それは、最小の試算というのは0増5減なんだろうけれども、それだったら、やはりもうちょっと、定数は正という本来のところの、やはり何か形をちゃんと示さないといけないんじゃないかということで、やったわけですね。

本会議の採決の際は自民党も公明党も欠席していました。だって、連用制なんか入れている話ですからね。

○小石川 横路先生が、当時はまだ選挙法改正前のため、選挙法を改正して更に区割りをしなければ、解散によって違憲状態になるとおっしゃられたとの報道がありました²⁶⁶。この点につきまして補足いただければと存じます。

○横路 ええ、それはそう思っていました。ともかく、次の選挙を

やる前には何とか最高裁判決に沿った形をつけなきゃいけないというように思っていましたから、ちゃんとやるならばそこまでやらなきゃ駄目ですよ、次の選挙を。

○小石川 では、もし解散をするならば、それをやってからというのが筋であるということでしょうか。

○横路 そうです。それは私もそういう考えでした。

それはもちろんみんな、話は野田さんの周辺にもしゃべっていましたし、官房副長官は齋藤勁さんで、しょっちゅう私のところに来ていましたから、私の意思は伝えてあります。

しかし、野田さんはやはり、「近いうちに解散」と言ってしまったから、それをやって、しかも、違憲じゃなくて違憲状態だから、違憲状態のうち少し何とかすればいいな、少しぐらい時間があるんじゃないかと思ったのかもしれませんが。それは私の勝手な推測ですが。

私の方は、やはりちゃんと、ともかく選挙区画定まで行くような段取りを進めなきゃ選挙にならぬからと思って、委員会で決まりましたから、本会議にかけて、通したということです。

《「熟議と決定の国会」に向けた改革提言(案)》

○横路 次に熟議の国会について。「熟議と決定の国会」に向けた改革提言(案)策定経過」(後掲)に経緯、経過が書いてあると思いますが、ずっと頭の中にあっただのは、副議長のとときに、一つは両院

²⁶⁶。「吹き荒れる解散反対 民主党顧問「百人が百人、同意見」」首

相、閣内にも火の手」(『朝日新聞』2012年11月14日朝刊)。

協議会の話で、ともかく、当時は自民党が〔衆議院の議席の〕3分の2を持っていましたから、ほとんど処理をしようというところで、結局、7月、最後になって江田参議院議長と河野議長が話をし、両院協議会の方の議長をやった人から、これはやはりちよつと変えなきゃ駄目だという意見が、大体どこをどういうようにという意見も含めて出ていましたので、両院にまたがる仕組みを作って検討しようというようなところに来ていました。しかし、選挙になって、民主党政権になってねじれが解消しちゃった。

しかし、その後また再びねじれがあったということで、特に、前にもお話ししましたが²⁶⁷、2010年に菅内閣になって、仙谷官房長官が問責決議を受け、これは大変だということになって、悪くすると国会も開かれなくなるかもしれないからね。

そして、2010年12月に成田憲彦さんから話を聞いて、もう一度これをちゃんとやろうということで、2011年1月に、各党の皆さんなど回って意見交換しながら、西岡参議院議長とも協議をして、そしてこれを進めていこうと思ったら、今度は大震災になったわけです。まあ、そのまま流れていけば、話はそれなりにあったのだと思いますが。

そのときに、「今後の日本の政治について」というペーパーと、「今後のスケジュールをどう考えているのか」という二つの点、これがその当時の私の問題意識でした²⁶⁸。それを各党に示してやっていったわけなんです、震災になってしまつて、それもちよつと一段

落しているうちに、野田内閣ができて、また、西岡参議院議長がお亡くなりになって、平田健二さんが新しい参議院議長になったというのでした。

そのときに、公明党の議員から、国会のいろいろな運営について意見が出まして、それに基づいて、2012年の2月になって初めて議会制度協議会が開かれました。議会制度協議会の中ではいろいろ、両院協議会の話も含めて、議運の機能の強化と両院協議会の在り方というようなことなどがテーマになりました

それに基づいて、議院運営委員会の理事会で機能強化小委員会というのが提案されまして、これが2月1日。機能強化小委員会というのは議会制度の活性化を主に扱う、メンバーは庶務小委員会という、先ほどのサイバー攻撃の件を取り扱った小委員会、こと同じにするんだということで、2月3日、機能強化小委員会が設置されて、国会の特別委員会の新設・廃止だとか、議運の国政調査権や総合調整機能についてという、専ら国会と議運の特に機能強化について2回ほど議論をして、これは松野頼久さんが小委員長だったんですが、彼が辞めてしまつて渡辺周さんに代わったんだ。自民党は余り積極的でもなくて、4月11日に2回目をやって、そのまま終わっちゃっているんですね。

私の方は、平田さんとも、前の江田さんと河野さんとの合意もあるし、ねじれ国会への対応ということで、参議院と衆議院でしっかりと、意思、心合わせをしようじゃないかということ。

それで、両院の正副議長が参議院の議長公邸に集まりまして、両方の改革案について意見交換をしたわけです。

違っていたところもあります。例えば、両院協議会の定数を、衆議院と参議院の数を2対1にしたかどうかというのは衆議院の提案で、参議院は同数にしようということなどの違いがありました。

あと、各会派の所属議員数の比例による選任であるとか、3分の2以上を過半数にするとか、特に、合意形成を重視して、両議院の議決事項を超えて審議できるようにしよう、つまり、国会における修正をもうちょっとしつかりできるようにしよう、ということなんです。協議員の人選も、幹事長とか国対委員長とか政調会長とかというような実力者を充ててやったらどうかというような案などが衆議院の方から出されて、そのほか、私の方からは、民主党が作った案も含めて、成田憲彦さんに2010年に作ってもらった案なども提供いたしました。

参議院の方からも、議長の決裁権の廃止とか、議長になったときの補充人員の問題とかというところなど、少し違った観点からの議論もございましたけれども、要するに、現在のように各々の立場から政治宣伝の場にするのではなくて、実務的な調整、妥協のために有効に機能する作業機関となる必要があるということ、そのためには各派の責任者も〔協議委員として加わる〕ということ、やはり修正協議をちゃんとやるというような方向性は同じように参議院からも出されてきたわけでして、一致できる話だと思えました。

そして、3月27日には、成田さんと大山礼子さん、大山礼子さんもなかなか国会の運営について詳しい方でございまして、意見交換をいたしました。

特に大山さんから、両院協議会以前の問題だとして提起されたのが、各議院における建設的、実質的審議の必要性がある、双方が修正案を出して議論するのだから、両院協議会の成功はおぼつかない、内閣の修正権の位置づけが必要だ、そして改革のルーティン化が必要だ、両院の議院運営委員会の中に国会法規改正に関する小委員会を設けるか、国会改革特別委員会のようなものを設置して、そして両院協議会など両院に係る問題については合同審査会を開いて協議すべきでないか、というような意見が出されました。

私は聞いていて、この辺のところも本場に大事なんだな。大体、議論して、この辺でもってみんなもう一致してきているんですよ、両院協議会の中身とその機能、役割についてどうするかというようなことについて。

そして、4月18日には、衆参の正副議長で、ねじれ国会の現状と両院間の合意形成についての説明、意見交換を行いました〔資料後掲〕。これはなかなかいい資料です。ねじれ国会の審議状況も、閣法の提出案件、成立案件共に下落傾向、しかし、修正は大幅に増加しているというようなことなど。衆参両院の関係、参議院の機能・役割、そのほかの、実績がどうなっているかというようなこと、制度改正によるもの、両院間の合意形成のための方策についてというのは、やはり両院協議会の活性化ということいろいろ指摘され

ているようなことですが、それに会期不継続の原則の見直しと一事不再議の原則の緩和と会期に関する規定の改正というような、国会の会期制度をどうするかという議論がここで出されて、私は、これに非常に関心を持ちました。

ただ、国会の会期は憲法で決められていますから、そこをどうするのかという問題はそのとき思いましたけれども、結局、通年会期制又は立法期の制度の導入など、工夫すればできるよということ。

それからもう一つは、両院による合同会議の活用。議運合同理事会で両院に関わる制度などについて協議をするというようなことですね。各委員会の合同小委員会で修正内容を協議する。

この各委員会の合同小委員会で修正内容について協議するというのはなかなかいいなと思いました。国会議員は、ある程度やっていくと自分の専門分野を持ちますから、各委員会には本当にその道一筋というような議員も党派を超えているんですよ、非常に詳しい人が。ただ法律に詳しいということじゃなくて、実情がどうなっているかというようなことも含めて詳しい人たちがおられます。

それは、一度年金問題についての合同会議を開いて議論しましたよね²⁶⁹。あのとき、年金問題に詳しい人たちが各党みんな出てきて議論していきまして、それはなかなか、うまく整理できればいいなと思って聞いていました。整理する前にあれは解散になっちゃったんですけれどもね。

それから、会期を実質的に通年化する、この場合、休会制度を活

用するということ、このときの説明が、なかなかこれはいいなと思いました。

それで、私は、5月25日に衆議院の議事部長と相談をして、28日に参議院の議長と会談するということに、これは衆参の両議長だけでやろうということにしています。特に会期の問題についてやろうということにしましたので、そのとき、議事部長と会って相談をして、そして作ってもらったのが、「実質通年会期制にするための制度改正について(案)」「(後掲)」です。これが5月28日付です。

常会の召集は現行のとおり1月中として、会期を300日間とする、ただし、議員の任期が満了する場合には満了日の30日前とするということ。特定期間を休会として会期当初に決める、例えばゴールデンウィークだとか夏の期間だとかですね。特別国会及び選挙後の臨時国会の会期は、実質通年会期であることを踏まえて、両議院一致の議決で決めましょうと。

ということ、実質的に通年国会としても、会期の定めを設けているわけだから、会期制度の問題はないよということ、その場合のメリット、デメリットはどんなことがあるだろうかということ、そこでいろいろと議論をしました。

与党にとつてのメリットは何かという、いつも、国会での日程闘争や会期末をめぐる対立・思惑は緩和されて、与野党協議の時間も十分に取れる、緊急時の国会対応も迅速にできるといような点がいいんじゃないかと。

ただ、与党というか政府の中には、会期は短い方がいい、長いのは嫌だというのもありましたから、それはメリットなのかデメリットなのか分かりませんが、国民から見るとメリットの方が多いのだろうと思います。

デメリットとしては、行政が長期に国会に拘束されて、行政の動きが低下したり、海外出張も影響が出るんじゃないかというようなことなどが言われていました。

だから、どうするかというと、1年間の立法計画を立てることが最初に必要になってくると思うんですね。前半はどうしても予算や何かが中心になりまして、後半は予算関連の法案などが中心になるということですから、それをどういう具合に区別していくかということですね。

野党にとってのメリットは、やはり国会の自律的な活動範囲が高まりますよね。行政チェックの機会が増えるということです。

ただ、会期末廃案、抵抗手段が減るというデメリットがあるというのは野党側の意見になるね。与党と野党でやはり若干意見が違ってきます。それから、長くなると地元に戻れなくなるんじゃないかという反対意見も出ていました。

問題は何かというと、国会が長期化するるので、一事不再議の原則の取扱いをどうするかということです。内閣不信任とか各大臣の不信任みたいなものは、一度出したら終わりなのか、いや、300日の中では状況が変われば再度提出できるのかというのは、ちょっと詰めなげやいけない、大変大きい問題だと思いました。

それから、政府演説がどうなるのか、代表質問ですね。長い間でもって。しかし、これは時々、総理大臣が海外に行ってきたときの報告をするとか、それから、重要法案については本会議で審議をすとかいうようなことをやればいい話ですが、そういう諸問題もあります。

こういうことで、平田さんとは、やはりこれは問題提起する必要がありますねということになりまして、それで、じゃ、衆議院の方でそれをまとめますということと、『熟議と決定の国会』に向けた改革提言(案)という、これは幻の改革提言ですが、表に出ることはなかった。一応、そうやって本人の了解を得て、衆議院でこれをまとめたものです。

このときは、国会がちょうど選挙制度の話もあり、それから原発の事故調査報告の問題などもあり、いろいろなものがぐちゃぐちゃになって動いているようなところでして、何か外に向かつて問題提起をするという機会がなく、その後、社会保障の問題などに話がいろいろと移っていき、結局、これは幻の提案に終わりました。

いずれ、日本の国会は、会期制度のところをちゃんと議論しなきゃ駄目ですよ、きつと。初めてのことをやるというのは大変苦労を伴うものですし、これはもう、メリット、デメリット、完全に与野党で違いがありますから。多分、行政、官庁は、それは困ります、そんなんじゃない困りますという方が大きい声になるかもしれません。

しかし、本当に、尾崎行雄さんが言うように、国会というのは懇談と熟議の場であるという原則に基づいて国会の運営を考えるか

どうかという基本のところの問題は立ち返るといふように思いま
して、私も、会期制度について、このとき改めて考えるきっかけに
なりました。

だから、衆参の両院、議長、副議長でやって、事務総長も入って
やったりして、自民党の方も、両院協議会の問題については大体、
そうだね、そのうち機会を見てという感じで終わっています。こ
の問題は、やはりなかなか、機会を見てやるというわけにいかない、
何か厳しい環境になったときにまた出てくるのかなと。そうすると、
また同じ議論を繰り返して、できないのかなという悲観的な意見に
もなりやすうございますけれども、やはり、もっと時間を持ってし
っかり議論する国会活動にしなきゃ駄目ですね。

というように思っています、この「熟議と決定の国会」というのは、
国会の運営を3年間、私も初めて、こういう議会運営の仕事は本当
にやったことがなかったですからね。内閣委員長として1回だけ内
閣委員会の運営をやりましたけれども、全体のことをやったのは初
めてです。

しかし、国会、議会制度というのは本当に大事で、プーチンが自
由勝手にああいうことをやるのも、国会による行政統制ができてい
ないからですよ。やはり権力を規制する力というのを国会はしっか
り持たないといけないですね。そして、それには、やはり国民が
しっかり支援しなければいけない。それがプーチン政権で全くない
からですね。大体、議会に、スパイの元締めみたいな男が議長をや

っていたわけですからね²⁷⁰。

今のウクライナを見てみると、やはり国会というものの重要性、
選挙が大事だということを改めて思いますね。

○赤坂 前回と今回と、横路先生が議長として国会運営に関わられ
たその背後の問題とか、政治状況とか、あるいは具体的な資料の裏
づけをもって説明していただきまして、私たちも知らなかったこと
がたくさんありますし、また、そういうものが、内部の人でない
と分からないような資料面の裏づけといったものができまして、大変
意義深いものであったと思います。

その点で、先ほど御説明いただいたときの、「熟議と決定の
国会」に向けた改革提言(案)策定経過」という、ところどころ赤
字になっている資料を送っていたらいいんですが、これは事務
局が作成した資料ということでしょうか。

○横路 いやいや、衆議院事務局じゃなくて、横路事務所です。今まで
やったことを整理してもらったものです。だから、話をしているこ
とが大体載っていると思いますよ、2011年ぐらいまでは。

○赤坂 そうですね。前回の事故調の話等も含めまして、これで複
数のテーマで語られてきたことが時系列でびたっと整理されると、
より相互の関係がよく分かるということ、大変役に立ちました。

これは、オーラルの資料として残す、あるいは本文の参考資料と
してつけるということはよろしいですか。

○横路 ええ、是非そうしてください。

こういう資料は、例えば、幹事長・書記局長会談がどれほど行われたかという資料とか、そういう資料も、構いませんので使ってください。

ごんごん、今まで提供した資料は、そのままお使いいただいて、駄目なのは駄目と言いますので、あとは自由にしてください。

○赤坂 最近出たあるオーラルヒストリー『一所懸命四三年 保科弘氏談話速記録』の中で、こういう関連資料が併せて掲載されているものがある、もちろん、全部じゃないんですけども、こういって、特に重要なものについては、可能であれば資料として掲載することで、大変オーラル自体の価値が高まる。いつも言うことですが、けれども、今分かっている、50年、100年たったらもう誰も分からなくなってしまうので、こういったものをしっかり残していきたいなと思っております。

○横路 資料も、ずっといろいろな資料を添付されていますし、「通年国会は可能か?」とか、「実質通年国会(常会三〇〇日)とした場合の論点(案)」とかいろいろいると、「会期制度改革の補足メモ」とか、これもなかなかいい資料ですよ〔資料後掲〕。

【第23回関係資料】

○菅内閣の退陣と野田内閣の成立

・民主党役員一覧(2011年9月5日)、衆議院常任・特別委員長候補

・鳩山・菅・野田内閣の幹事長会談など(横路孝弘氏提供)

○衆議院へのサイバー攻撃

・第179回国會議院運営委員会庶務小委員会会議録
第1号

<https://kaigi.ndl.go.jp/-/detail?minId=117904037X00120111025>
第3号

<https://kaigi.ndl.go.jp/-/detail?minId=117904037X00320111027¤t=30>
第6号

<https://kaigi.ndl.go.jp/-/detail?minId=117904037X00620111208¤t=27>

○一票の格差と議員定数配分

・横路衆議院議長談話(一票の格差関連)(平成23年3月24日、平成24年2月24日)

・小選挙区0増5減関係資料(16枚)
各党協議会の開催実績と主な議題(メモ)

4・25座長とりまとめ私案

自民案・民主案(横路議長メモ入り。作者不明)

※興石私案についての資料は含まれず。

・2012年10月18日付日本経済新聞「異例の衆参『違憲状態』」
・第1 平成24年の国会の動き 2 国会の主な動き (10) 衆議院選挙制度改革関係『平成24年 衆議院の動き』43〜47頁
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/

[ugoki/h24ugoki.pdf/\\$File/h24ugoki.pdf](http://ugoki/h24ugoki.pdf/$File/h24ugoki.pdf)

- ・一票の格差に対する政府の見解に関する再質問主意書（衆議院議員浅野貴博君提出）

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a177232.pdf/\\$File/a177232.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfs/a177232.pdf/$File/a177232.pdf)

- ・一票の格差に対する政府の見解に関する再質問主意書に対する答弁書（上記質問主意書に対する答弁）

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdft/b177232.pdf/\\$File/b177232.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdft/b177232.pdf/$File/b177232.pdf)

○再審無罪者に対する年金給付問題）

- ・日弁連勧告書（厚生労働大臣宛て） 2002年1月17日
- ・日弁連警告書（衆議院議長宛て） 2010年12月24日
- ・「死刑再審無罪者への年金保険納付特例法経緯」（横路孝弘事務所作成）

・死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案・概要

- ・2013年6月19日付産経新聞（大阪夕刊）「元死刑囚に年金受給資格 特例法成立 再審無罪に限り救済」、2013年7月16日付朝日新聞「免田さん「死刑廃止を」 初の再審、無罪から30年 【西部】」

・死刑再審無罪者に対する国民年金保険料納付特例法に関する日弁連会長声明

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2013/130619_2.html

○社会保障と税の一体改革

- ・社会保障・税一体改革に関する3党確認書（社会保障部分） 2012年6月15日
- ・一体改革に関する3党確認書 2012年6月21日
- ・公明党ウェブサイト「社会保障と税の一体改革 政府案 一体改革 政府案と3党合意の主なポイント」

https://www.komei.or.jp/files/santogoi_point.pdf

・野党申し入れ（3党合意反対）

○「近いうち」解散と選挙区画問題

- ・野党申し入れ（定数は正法本会議上程）
 - ・第181回国会 国家基本政策委員会合同審査会会議録 第1号
- <https://kokkai.ndl.go.jp/text/118124293X00120121114>

○「熟議と決定の国会」に向けた改革提言

- ・『熟議と決定の国会』に向けた改革提言（案）策定過程」（横路孝弘事務所作成）
- ・メモ（国会改革・機能強化小委員会（機能強化小）について）（横路孝弘事務所作成）
- ・第180回国会衆議院議院運営委員会国会改革・機能強化小委員

会 第1号

<https://kaigi.ndl.go.jp/-/detail?minId=118004028X00120120322¤t=2>

- ・成田憲彦「ねじれ国会への対応」、民主党「今後の国会運営のあり方に関する提案(案)」政策を実現し国民の期待に応える熟議の国会のために」(2012年3月6日衆参両院議長協議の配付資料)

※民主党資料は同党HPアーカイブで閲覧可能

https://archive.dpj.or.jp/news/files/110118teian_1.pdf

- ・「ねじれ国会と両院協議会」(両院正副議長に対する成田憲彦教授説明資料) 2012年3月27日
- ・「両院協議会の改革について」(両院正副議長に対する大山礼子教授説明資料) 2012年3月27日
- ・『「ねじれ国会」の現状、両院間の合意形成等について(案)」2012年4月18日
- ・「実質通年会期制にするための制度改正について(案)」2012年5月28日
- ・衆参両院議長「『熟議と決定の国会』に向けた改革提言(案)」(未発表) 2012年8月29日

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第24回）

《皇室と衆議院議長》

○横路 今日は最初にちよつと皇室関係のことをお話しして、それから海外へ行ったり外国人とお目にかかった話、それから議長時代の国会運営の話をいたしまして、そして3年間の、経済とか外交、安全保障を含めた政策とか、評価できるところ、駄目だったところなどをまとめてお話をするというように準備してまいりました²⁷¹。

○赤坂 では、よろしく願います。

○横路 まず、議長としての宮中行事ですが、議長に就任したときに、まず天皇陛下に御挨拶に伺うんですね。それは、御座所の鳳凰の間というところに行きまして、議長就任の挨拶と、それから内閣総理大臣の指名議決の結果の御報告を申し上げます。

その後、内閣総理大臣の親任式があるんですね。この親任式には、衆議院議長、参議院議長と前の総理大臣、だから麻生さんと私と江田さんが立ち会って、そして鳩山さんに陛下から任命が行われる、こういうことです。

この親任式では、その1年後には、今度は菅さんが総理になりまして、立会いは鳩山さんと私と、あのときも江田さんが参議院議長ということ、それが終わった後に、久しぶりに三人で、つまり鳩山さんと菅さんと私と三人だけでちよつと話をする時間があつた

んですね。それで、民主党結党時代から大体目標に近い政権になったなあという話をして、そのうち食事でもしようやと言って別れたんですが、それから結局一度もそういう機会はありませんでした。みんなお互いに、ばたばたして忙しかったということです。

それから、宮中で夕食、天皇皇后両陛下にお呼ばれして、前の議長、副議長、それから新の議長、副議長というのが食事をする会があるんです。それは、最初にちよつと食前酒をいただきながらお話をして、食事を食堂でして、終わってから、食後にまたちよつとお酒をいただいてお話をするというようなことなんです。

このとき、9月だったものですから、皇后陛下の美智子さんが気を遣われて、ここから虫の音が聞こえるからちよつと窓を開けましょうと言つて、わざわざ窓を開けて虫の音を聞かせていただいて、聞きながらお話をしたということがございましたし、その食事には、両陛下のほか、清子内親王殿下が御一緒だったんですね。清子殿下は、盲導犬の話がされたんですね。それはなぜかというと、私の妻が盲導犬協会の顧問みたいなことをやつていて、地元で盲導犬のことをやつているのを多分知られて、そういう食事の話題にしたんじゃないかと思えます。

まあ、その後の話題はお話ししませんけれども、本当にいつもよく知つておられて、合う話題をしつかりと、食事をしながらお話しできました。

あとは、出席する行事は副議長のとくと大体一緒なのですが、議

²⁷¹ 以下、議長時代を通じて、「議長時代の主要行事（一覧）」（後掲資料）を参照。

長になると挨拶する機会が増えまして、例えば、元旦のときとか、天皇誕生日とか、あと、豊かな海づくり大会と全国植樹祭という、両陛下が出られるんですが、これは私が大会長になっておりまして、これも毎年行つて御挨拶をさせていただきました。あと、2009年には天皇陛下下の在位20年の記念式典がございました。これも、前にちよつとお話ししたとおりです²⁷²。そのほか、戦没者の追悼式で御挨拶、沖縄の式典での御挨拶というようなことがございます。



〔全国戦没者追悼式挨拶〕

追悼式の御挨拶についてはまたお話しする機会があるかと思いますが、最初は2010年になるんです、2009年のときはもう

終わった後でしたので。やはり緊張して、前の御挨拶なども拝見しながら自分で原稿を書きまして、知っている友人にちよつと見てもらいました。

もつとも、北海道でも大体9月1日前後に戦没者の追悼式をやっていましたので、追悼式そのものは経験しているのですが、そういうことがございました。

あと、行事としては、衆参両院の役員の拝謁とお茶会というのがあるんですね。これは、両院の議長、副議長と常任委員長、特別委員長、それから、両院の事務総長、あと、憲法調査会の会長や参議院の調査会長も入って、正殿竹の間で拝謁があつて、お茶会はどこでやったかな、それがあつたというようなことも、毎年行われております。

それから、国会が終わつた後に、国会のいろいろな行事そのもの、国会の自身を御報告申し上げる、「国会審議経過奏上」というのがあつたんですね。これも御座所の中で、これは陛下と二人だけでも、国会でどうということが決まって、どうということが問題になつて、どうなつたかということをお話をします。大体30分から1時間の間ぐらいで、毎国会終わった後、お話をします。

退任の挨拶もするんですが、そこで退任の御挨拶もして、最後の国会の内容、経過、こういうことで解散になつて選挙になりましたというようなことを御報告申し上げることになっております。

宮中の行事は、議長になつてから、やはり副議長の時よりは増

えました。

○赤坂 宮中のことだけでは不いんですけれども、先生の挨拶文です、知事の時代からずっといろいろ拝見させていただいたんですが、随分、先生独特の表現や理念がかなり色濃く反映されているものが多いように感じております。

こういった挨拶文は、先生が御自身で一から起草されるのか、それとも、ものによっていろいろで、例えば国会審議経過奏上というもの、ある程度議長秘書の辺りで作ったものに最後に手を入れられるという形なのか。いろいろあるかと思うんですが、その辺り、具体的にどのように作成しておられたでしょうか。

○横路 実際問題としては、やはり事務局あるいは議長秘書で作って持ってこられるものが多いです。それをベースにしながら書くので、やはり、あるとないとは書きやすさが全然違いますね、挨拶文にしても。

それから、一回挨拶すると前の挨拶とか、前の人の挨拶なんかもちろん参考にしながら話をしますが、できるだけその場に合った雰囲気とそのときの時代状況を見て話をしようと。例えば、全国豊かな海づくり大会だったら、行った地域の漁業との関係とか林業との関係、そういうようなことを考えます。

そのときのそういうアイデアは、私が何か読んでいて気がついたものもあるし、体験したことや、あるいは、ちょっと何かここでこれに関するような話がありますかと言っておくと探してくれるから、

273 「慰霊の日」。沖縄全戦没者追悼式が行われる。

そういうのを使って話をすることもあります。

それは、やはり組織の一員としてはやりやすいですよ。一人で全部、最初から考えてやるよりは、やはり前の人の挨拶だって参考にします。ああ、こういうことを言っているのか、これは中身は十分だなとか十分でないなと思いつながらしゃべったりしていました。

特に、8月15日〔終戦記念日〕とか6月23日の沖縄²⁷³とかというの、やはりそれでも心配だから、知っている人に、ちょっとこれをチェックしてよと言ってやってもらって、アドバイスをもらって書き直したこともあります。



〔沖縄全戦没者追悼式挨拶〕

○赤坂 特に重要なものについてはそういった配慮を周到にされているということですね。私が読んだ中だと、震災関係のものなどに胸を打つような表現がありまして、どのように作成されているかと思っております。

《皇室制度に関する有識者ヒアリング》

○横路 それからもう一つは、皇室制度に関しての話ですが、2012年の1月6日、野田内閣のときに、藤村官房長官が、皇室制度の在り方に関する検討の進め方についてという記者会見を行いました。

政府としては、今後、皇室の活動を安定的に維持して、天皇皇后両陛下の御公務の負担を軽減していくことについて、緊急性の高い課題であるということで、野田総理からの指示に基づいて、これから検討していきますと。女性皇族の問題に絞って、皇位継承の問題とは切り離して行う、つまり、女性天皇や女系天皇の問題は外して、それに触れないで行いますよと。内閣の官房において行いますというようことが発表されました。

そして、2012年の10月5日に、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理について」という形で、やはり藤村さんから発表がありました。

女性皇族の婚姻により皇族の数が減っていく、他方で皇室の活動を維持していかなければいけないということで、有識者ヒアリングにおいて出された意見を踏まえつつ今後の検討の基本的な視点を

明らかにすることによって発表されたのは、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とするという案と、それから、女性皇族が皇籍を離脱後も皇室の御活動を支援していくことを可能とするという二つの案に分かれて、皇族の身分を保持するという場合には、配偶者及びその子にも皇族としての身分を付与する案と、そうではなくて、配偶者及び子供には皇族としての身分を付与しないという二つの案に整理したということで、どの案を採用するかということとは、これから国民の意見を聞いて更に検討を進めることといたします、という発表がございました。

私は、この経過については直接は知っておらないんです。ただ、聞いたところによると、宮内庁長官から、やはり皇族の数が減っていくので、特に女性皇族の問題について何とかしてほしいというようなお願いがあったと聞いております。

私は、この経緯、経過と発表を聞いて、小泉内閣のときには、女系天皇、女性天皇を認める案をまとめて、それを法制化すればいい話じゃないかと。これはちょっと中途半端な考えだなというように思いましたが、野田さんに言わせると、それは女性宮家を創設するというのが一番の本音なんだというところでしたが、これについてもいろいろ案が出て、やはりなかなかまとまらなかったんですね、結局は。

これから後はその後の話になるんですが、皇族の制度について、私の考えも少し述べさせていただきたいと思えます。

2012年のこの発表の後に、2021年に、岸田内閣に対して、

皇族の在り方についてという案が発表されましたよね²⁷⁴。その案が今までと非常に違う点は、旧皇族の男系男子を養子とすると。一旦、皇室を離れた旧皇族の男系男子を、法律によって皇族にするという案が入っているんですね。

私は本当にそれでびっくりしまして、結局、何が問題なのかというところ、よく天皇、皇室の歴史と伝統という話があるんですが、少し調べてみると、明治時代を境に違っているんですね。明治までは、割と中国や朝鮮半島の儀式や仏教というものを中心としたいろいろな儀式、儀礼になっていて、しかも、別に、万世一系の男系継続なんというのは、そんな伝統があったわけじゃないんですね。なかったわけですよ。明治維新になって、富国強兵と廃仏毀釈という路線が出ましたよね。あの廃仏毀釈で、国家神道というところがどうもそれ以後のことを変えて、皇室の歴史と伝統を強調する人は、この明治以後のことを皇室の伝統と「言っているようです」。安倍晋三総理なんかそうですが、そんな考えじゃないかなと思います。

大体、歴代総理大臣で女性天皇や女系天皇を駄目だとはつきり言っている人は安倍さんぐらいなんです。あと、ちょっと曖昧な人は二人ほどおりますけれども、ほかの総理大臣はほとんどみんな女性天皇、女系天皇を認めているし、世論調査をやったって、そっちが多いわけですよ。だから、皇室の問題になるといつも非常にイデ

オロギー的な議論をされるは大変残念に思っております。

私は、今の皇室というのは、戦後の新しい憲法に基づいて、特に今の上皇さま、上皇后さまは一番憲法をしっかり踏まえて守られてこられた方だと思うし、やはり戦争の反省がベースにあるんですね。だから、何としても平和であるということと、戦争の犠牲者を何とか追悼したい、そういうお気持ちがあるということ、そして国民と寄り添った存在になって、私は、それが今の象徴天皇を圧倒的に国民が支持している理由だと思うんですね。これで、旧皇族のよく知らない人たちがばたばたと皇族になったら、しかも、自民党の憲法修正案は天皇元首論ですからね、元々の修正案は。そんなことをやったら、またいろいろな争いが起きて、どうしようもないですよ。だから、この2021年の「報告」は、全く世の中に混乱をもたらすだけのものだと思えます。

私は、やはり最初の小泉さんのときの考えがベースです。それから、せめて当面の措置として、野田さんのときのような、女性皇族が減るから、じゃ、それに皇族の身分を与えましょうという考え方が次善の策、当面の策で、しかし、将来的にはやはり女性天皇、女系天皇を認めるということで、世界中を見たって大体そういう方向に行っているわけですから、そういうことで考えるべきではないかと思えます。

²⁷⁴ 菅義偉内閣において、「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議の開催について」（令和3年3月16日内閣総理大臣決裁）に基づき、安定的な皇位継承を確保するた

めの諸課題、女性宮家の創設等をテーマに有識者会議が設置され、13回の検討ののち、令和3年12月22日に岸田首相に報告書が提出された (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/taii_tokurei/index.html)。

それは、野田さんから、突然、皇室の問題を議論すると言われて出されてきた案というのは、したがって、本当はもう一歩踏み込んで、女性天皇、女性皇族をどうするかというようなことの法制化まで行ければよかった。あるいは、次善の策としては、女性宮家の話についても、何か法律を作って出せるところまでは行かなかつたわけですが、これは非常に強い反対論というのがありますからね。そういうことで今日まで来ているんじゃないかと思っております。

《世界議長会議》

○横路 今日はこの後、第3回の世界議長会議、IPUの総会、それからG8の会合に入っていきたいと思えます。

第3回世界議長会議は、2010年の7月19日、スイスのジュネーブで開かれました。これは、世界135か国・地域から120名を超える議長が参加しています。

この中では、国際問題に対する議会の関与ということ、国際レベルにおいて民主主義をさらに発展させること、それからIPUと国連の関係の強化とか、いろいろな報告もございまして、ミレニアム開発目標の達成状況とかいうようなことが議題の会議になりました。

これは、7月19日から21日まで、スイスのジュネーブで開かれたんですが、そういうときには、やはりいろいろな国と話をしま

²⁷⁵ 人間の安全保障基金と、それに基づく支援案件一覧については、
外務省のHPを参照。

す。

私は、パキスタンとか韓国、UAE（アラブ首長国連邦）、モンテネグロ、ドイツ、フランス、カナダ、アルメニア、イラン、メキシコ、キューバ、中国の人たちと会談をし、それから同時に、朝食会や昼食会が開かれますし、こちらでも開催します。朝食会は、メキシコ、キューバ、中南米と開催し、中国の朝食会に呼ばれて参加しました。それから、アフリカ諸国との昼食会を行って、14か国の人々がこれに出席してくれました。

この世界議長会議で初めて潘基文国連事務総長とお目にかかりまして、ちょうどこの年、初めて広島、長崎を訪問してくれたんですね。潘基文事務総長からは、日本からミレニアム開発目標や気候変動への取組、テロ対策、平和構築などで協力してもらっていますよと「言われました」。

特に、人間の安全保障ということについて、これは、日本が基金に相当お金を出して、200件ぐらいのプロジェクトをやっているんですね。このことは余り知られていないんですが、日本の海外活動の中で、この人間の安全保障に基づく支援というのは、本当に地域のためになる、様々なプロジェクトが行われています。学校を造ったり、いろいろなことですね²⁷⁵。

それから、アフガニスタンの問題はこういう状況にありますよというお話がありました。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/kikin.html>

それから、会談の中でいうと、パキスタンのミルザー議長〔Fahmida Mirza, 1956-〕という、女性なんです。この人は衆議院議長として正式招待をしたんですけれども、パキスタンの国内事情で取りやめになったんですね。

私としては、アフガニスタンの安定と復興のためにはパキスタンの協力が絶対必要だと。どうもパキスタンの中の人間がタリバンを応援しているんだという意見が非常に強くなりました。そこで、そういうことを申し上げましたら、議長から、おっしゃるとおりだ、そのためには、やはりパキスタンは大いに協力しなきゃいけないと。いって、特に、国会で大分議論になっているのが対テロの決議、テロに対する決議を行って、これが全会一致で可決されました、テロ対策を強化していますという発言がありました。これは、国際社会から、パキスタンがどうもタリバンを応援しているんじゃないか、そういう声に対して、国内からそれに応えるために、ということだと思えます。

また、日本に対しては、この人からペシャワール会と中村哲先生の話があって、パキスタンとして非常に感謝しています、という話がありました。

あと、ちょっと気がついたのは、UAE（アラブ首長国連邦）から、日本は、石油を輸出している、非常に重要なパートナーであって、友好的な関係であるけれども、中国や韓国やインドと比べてビジネスパートナーとしての努力が足りないと言われたんですね。何ですかと言ったら、意思決定が遅い、ジェトロの動きが遅い、スピード

感をもうちょっと出してやってくれと言われたので、後でジェトロには伝えておきました。2 国間会談でこういう批判をされたのは初めてなのでびっくりしましたけれども、まあ、きっとそうなんだろうと思ってお話をしました。

それから、モンテネグロのクリボカピツ議長〔Ranko Krivokapić, 1961-〕からは、複数の民族、言語、文化が共存していて、独立して4 年になりましたと。セルビアの隣の国なんですね。友好的なんです。

セルビアは、単一民族国家を目指したセルビア正教会があって、これが大きな力を持って、混乱を巻き起こしている一つの要素だというお話がありました。この人から、セルビア、特にコソボなどの話について、詳しいお話をお伺いしました。これは、また後にお話をします。

そういうようなことで、この第3 回議長会議は、各国と、日本に來られるお客さんとは会う機会があるけれども、そうでないとなかなか会う機会がないので、できるだけ多くの人と話をするという機会として出席し、その行った帰りにトルコに寄ったわけですね。

《トルコ訪問と中東問題》

○横路 トルコに寄って、シャーヒン議長〔Mehmet Ali Sahin, 1950-〕と、エルドアン首相〔Recep Tayyip Erdogan, 1954-〕——この方は今、大統領になっています。それから、ギュル大統領〔Abdullah Gül, 1950-〕にも会いました。

ちょうど日本・トルコ友好120年なんです。2003年が日本におけるトルコ年、2010年がトルコにおける日本年で、日本とトルコの協力関係が重要だということで、特に、中東和平、イランの核保有問題、アフガニスタンの問題、パレスチナとイスラエルの平和共存というような問題について、トルコ側からお話がありました。

特に、エルドアン首相からは、テヘラン合意——テヘラン合意というのは、オバマ大統領の呼びかけで、トルコとブラジルが相談をして作った、一つの和解案なんです。低濃縮ウランをトルコが預かって、その代わりにT R R燃料〔医療用アイソトープを製造するテヘラン研究用原子炉（T R R）への燃料〕の支援を保障するということでまとめたんだと²⁷⁶。しかし、まとめたにもかかわらず、アメリカが経済制裁をそのまま継続しちゃったので、話が壊れたんだというお話がありました。

そのとき、10%だったんですね、濃縮ウラン。私は、20%の濃縮ウランの製造停止ということをしつかりやれば世界は受け入れてくれるんじゃないですか、更にお願いますという話をしまし

²⁷⁶ 2010年5月17日のテヘラン合意では、①イランが1週間以内にIAEAにウラン搬送の用意を通告すること、②アメリカ、フランス、ロシアの合意を得られれば、1カ月以内に濃度3・5%のウラン1200kgをトルコに移送すること、および③IAEAの監視下で一定期間トルコで保管し、濃度20%の医療用実験炉（T R R）の燃料120kgと交換すること、がIAEAとイランとの間で合意された。日本経済新聞2010年5月18日付記事「イラン、低濃縮ウラン」トルコ移

た。

トルコは、御承知のように、エルトゥールル号事件というのが1890年にありました²⁷⁷。オスマントルコが日本に使節団を派遣したんですね。明治天皇に謁見した帰りに和歌山県の串本の沖で遭難したんです。台風に遭って。これは、いろいろ調べると、台風だから今の時期はやめた方がいいよと言うのに、いや、帰るんだと言って出て行って、587人が亡くなって、69人が助けられたんですね。日本は、日本海軍の巡洋艦で国に送り届けたわけです。

そのことがあって、実は、イラン・イラク戦争のときに、日本の航空機がその上空を飛ばないということで、トルコ大使に日本の大使がお願いしたら、トルコが飛行機を出してくれて、イランにいた日本人215人を救出してくれたんですね。中学校などの教科書、日本の教科書にも出ているし、向こうの教科書にもこの話は出ています。

そういうことで、トルコと日本の間では、非常に友好的な関係が続いています²⁷⁸。

送」合意 ブラジル仲介」を参照。

²⁷⁷ 詳細については、災害教訓の継承に関する専門調査会『報告書（1890 エルトゥールル号事件）』（2005年3月）を参照。

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeshou/rep/1890_ettugrul_jiken/index.html

²⁷⁸ もちろん、トルコやブルガリアが日本の明治維新をモデルとして近代化を図ったという歴史や、ロシアの南下政策に苦しんだトルコが

トルコも、内政は、やはりクルド人²⁷⁹。

クルド人というのは、トルコ、イラク、イラン、シリアに分かれているんですね。ともかく、中東の問題は、あちこちにいろいろな民族が一緒になって生活しているのに、国境をヨーロッパの国が勝手に決めちゃって、それに伴って起きている紛争というのが、大体、ほとんどそうなんです。

うまくやっている国は、いろいろな民族が一緒に学校にも行っているし、結婚もしているしというような感じで、例えば旧ユーゴスラビアという形でそれをやっていたわけですね。ところが、どこか強い勢力が、自分たちの民族の勢力範囲であると主張したり、この宗教とかと決めると、紛争が起きるんです。

トルコの中のクルド人には、トルコからの分離独立を求めている武装勢力がいます、PKK問題とっていますけれどもね。イラクのクルド人自身は、クルド自治区で生活しているわけでしょう。

日露戦争におけるバルチック艦隊の撃破に歓喜したという歴史的背景も重要である。というのも、1875年のミドハト憲法は、1878年、ロシアとトルコ戦争の激化の中、緊急事態により議会が停会されて終焉し、以後30年間、議会が開催されることはなかったが、1908年の青年トルコ革命後、日露戦争に勝利した日本への関心が増大し、1909年に、スルタンの権限を抑制し、議院内閣制を導入する憲法改正が行われるとともに立憲制が復活したのである。1922年にはスルタン制廃止、24年にはカリフ制が廃止されて、1924年以降、トルコ共和国憲法が成立した(新井政美『憲法誕生——明治日本とオスマン帝国 二つの近代』(河出書房新社、2015年)203~219頁)。高嶋泰二『伯林日誌』(求龍堂、1994年)188頁も参照。

これは、しかし、独立はしていない。自治区を認めて、トルコの国内、トルコ国民なわけです。これの独立を求めている、そういう過激派がフィンランドとスウェーデンで活動しているんだ。したがって、NATO参加の問題で、エルドアンが、フィンランド、スウェーデンは絶対認めないと言っているのは、そこなんです。今度、何かフィンランドとスウェーデンの代表がトルコに行ってエルドアンと会って話をしようですが、どんなことになるかわかりません²⁸⁰。

結局、中東問題というのは、後でボスニア・ヘルツェゴビナの話をちょっとしますけれども、なかなか分かりづらいけれども、アフガニスタンもそうです、どの国も、いろいろな民族が複数いて、それぞれ、言葉を持って、文化を持って共存しているんですね。しかし何かちょっと起きて、民族問題が表に出てくると、もう国がまとまらなくなるというようなところが、中東、中央アジアの国々、

²⁷⁹ なお、トルコの外政面においても、トルコからのクルド系住民の難民申請がトルコのEU加盟を妨げていることにつき、森井裕一『現代ドイツの外交と政治』(信山社、2008年)180頁を参照。

²⁸⁰ 2022年6月28日のトルコとスウェーデン・フィンランドとの覚書では、2国によるトルコへの武器輸出制限の解除、トルコがテロ組織として敵視するクルド系組織への支援停止などが取り決められた。ただし、2022年6月末の段階で、トルコがクルド系活動家らの引渡しを求めてなお交渉が続いている。参照、日本経済新聞2022年6月30日付記事「トルコ、北欧2国NATO加盟で実利 米はF16配備支援も」。

みんな共通している問題なんだと思います。

《IPU（列国議会同盟）》

○横路 もう一つ、IPUの方も話をさせてもらいます。

125回のIPU会議は、もう本当に行つてすぐ帰つてきたようなもので、これは10月に開かれたんです、2011年の10月16日から19日。国会の開会が10月20日だったんですね。

その16日からのIPU会議に出たのは何かというと、世界159か国・地域が集まるんです、このIPUというのは。いわば、国議員の会です。この年、3月に震災がありましたから、その震災のときには本当に世界中から支援を受けたので、やはり行つて、報告をして、感謝をし、それから現状報告をしなければいけないというところで、これは急遽行くことになりました。震災と原発事故についての現状の報告、どういう具合に対応したのか、現在どうなっているかというようなことなどの報告をしました²⁸¹。

IPUの会議は、私、前に一度、議員のときに、東ドイツで開かれたIPUの総会に出たことがあります。今回は2度目で、短い期間でしたけれども、そのときに、モンゴル、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イラン、スリランカ、カザフスタン、リヒテンシュタインというような国と2国間会談をやり、昼食会は、アフリカ諸国と多く行いました。アフリカの国はなかなか日本に来られないですから、こういう機会にできるだけ顔つなぎをするという意味です。

このときにいろいろな報告があるんです。議題が決まっています。例えば、平和と安全保障とか、富や権力の再分配とか、女性及び子供の健康とかいうような議題が決まって、それを担当する国のレポーター（報告委員）が報告するんですね。

この中で、これは2011年10月の会議ですから、アラブの春の話がこの平和と安全保障という議題と富や権力の再分配という議題で問題になりました。

そこで報告されたのは、結局、問題になった国のそれまでと現在の体制の抑圧的な性質、国民に対して行った抑圧など、いろいろな要素があつて、特に、平等に経済的な配分を提供できなかった政府に大衆が幻滅をした結果であると。つまり、二分化していったということですね。そして、抑圧的だと。

報告で強調されたのは、多くの外国勢力がそういう前体制を支援した、それによってチュニジア、エジプトなどの民主化の発展が遅れたんだと。アラブの春が起きて、国民のいろいろな反応があつたとなつていったときに、ヨーロッパがその政権を倒れないように支えるというようなことになったんだというのが、このIPUの報告でした。

報告するのはそれぞれの国で、もちろん意見を言うわけです。報告者は、たしかアフリカや中南米などいろいろな国の人たちがやっています。まあ、それぞれの国が分担してやるわけですから、これもね。

その話は面白いなと思いましたが、本当に行つてすぐ帰つてくるということ、実際、向こうに2泊ぐらいしたのかな、あとは飛行機で行きと帰りと1泊ずつしたような感じで、強行軍でしたが、ともかく、震災でみんなに支援してもらつたお礼をしたというのがIPUの会議でした。

《G8下院議長会議》

○横路 次に、第9回のG8下院議長会議、これはカナダで開かれました。2010年9月6日から9月14日までですが、カナダは9月8日から14日で、その前にメキシコにお邪魔してからカナダを訪問しました²⁸²。

下院議長会議に行く途中でトロントに寄つたときに、大使館で日本人を五、六人紹介してくれた中に、二人、被爆者がいたんですよ。一人がサーロー節子という人、もう一人が、大堀ジョーという男性、広島で被爆した人です。

このサーロー節子という人は、平和と、それから原爆の問題、核兵器の問題について、核兵器廃絶運動をカナダでも非常に熱心にやつた人ですし、核兵器禁止条約が国連で通つたときも、そのメンバーの一人として一生懸命やり、それに、核兵器禁止条約のあの団体「ICANN」核兵器廃絶国際キャンペーンがノーベル平和賞をもらったときも彼女は行っています。今回、核兵器禁止条約の第1回の締約国会議が開かれていましたよね(2022年6月21日〜23日、

於ウィーン)。これにも彼女はオンラインで講演しています。

そういう非常に熱心な、もう満90歳なんですけれども、大変熱心な人とトロントで大使館の配慮で会わせていただきまして、ほかにも、いろいろと活動をしている人たちと簡単な食事をいたしました。カナダ訪問の印象は、非常にそのときの印象が強かったです。大変熱心な人でした。

彼女は、13歳で被爆して、そしてアメリカに留学したんですね。それからカナダに行つて、ソーシャルワーカーとして働き、専ら原爆の被害と核兵器廃絶を訴えたということで、カナダ政府から、民間人に与えられる最高の勳章のオーダー・オブ・カナダをもらうぐらい、カナダの中でも認められた活動家です。こういう人がいろいろな活動を支えているんですね。

それで、カナダにおけるG8下院議長会議ですが、そのテーマは、国際的な議会の役割、それから議会に附属する機関の役割ということで、私も、日本のことを報告し、大体、会計検査をどうしているかというようなこと、それから選挙についてお話ししました。

これをそれぞれ報告した中で、ちょっと面白いなと思つたのは、カナダが、プライバシーコミッショナーと情報コミッショナーという制度を議会に持っているんですね。プライバシーコミッショナーというのは、国民の権利を守る、個人情報保護ですね。それから、情報コミッショナーというのは、情報アクセス法の下で権利を否定された国民からの苦情を受ける。今の情報化社会の中で、両方あり

²⁸² メキシコとの交流については、第2回記録を参照。

ますよね。個人の情報が明かされるというのと、また、いろいろな情報が発信されて影響を受けるといふのがあります。そういう点について議会でやるコミッシヨナー制度というのがある、ということが非常に面白いと思いました。

これらの役員は、上下両院の全ての政党の党首と協議した上でメンバーを決めるんだそうです、メンバーが大事だということで。これは、全ての党の党首と協議して、その了解を得て決めるということですね。

こういう決め方というのは本当に難しく、悪くすると、多数党だけで決めてしまったら、本当にチェックする機能がなくなってしまうと思うんですね。だから、国会で原発事故の事故調査報告書を作るときも、メンバーはどうするかというので、あれも各党の了解をつけて、それでうまくいったんですね。

それから、ドイツには、連邦議会に、軍人の基本的人権が侵害された、あるいはそのおそれのある場合に、軍についての監視活動を行うという機関があります。これはどういうものなのか。日本国内でも、上官にいじめられたり、セクハラを受けたりという話は随分ありますよね。何かそんなことも含めているのかもしれない。

各国、みんなそれぞれ議会の機能というのは、大体、会計検査、プライバシー、人権の問題と倫理問題、あるいは選挙の問題、こういうような問題について、議会に附属する機関を作ってやっているというようでした。

カナダは、帰りに飛行機が飛ばなくて、民主党の代表選挙の投票

日に間に合わなかったということがありました。



〔第9回G8下院議長会議（カナダ）〕

○赤坂 今回のドイツの議会の軍事関係の監視機関は、ベアウフトライクテと違って、まさに議会オンブズマンで、国防受託者などと訳されるんですけども、先生がお話しされていたとおりの役割を持った、ドイツ特有の制度です。

○横路 特有の制度ですね。そういうお話までしました。

第11回のG8下院議長会議は、アメリカ・ワシントンで、2012年の9月7日から9日まで行われました。

かなりの人が替わっちゃって、昔からいた人はドイツとイギリスぐらいになっちゃったかな。あと、みんな替わってしまいました。やはり、1年、2年で替わるものですか。

これで面白かったのは、経済と人口問題についての報告があったんですよ。人口問題で、人口減に悩んでいる国はロシアと日本だけだったですね。あとは、みんな人口増で悩んでいました。移民です。

イギリスの人口は、当時、6230万だったんですが、2035年には、7320万。約1100万人、人口が増えるだろう、3分の2は移民による人口増だと。フランスも、やはり人口が増えていて、もう大変だということで、特に、移民の人たちは死亡率よりも出生率の方が多いのでどんどん増えてしまうという悩みでした。アメリカは毎年100万人以上の移民を受け入れているし、イタリヤでも、全人口の8%が移民で、500万人いるということでした。

ロシアは、このときは、出生率の増加が、2011年に少し増加したというようなことを言っていました。ともかく、このウクライナの戦争で、外に出たのが300万ぐらいいて、亡くなった人間

もいるわけですから、人口減なんですよね。それでウクライナの人間をロシアに連れていっているんですね、きっと。人口減だから。元々、北方領土とか極東はウクライナの出身の人間が多いんです。北方四島は。ウクライナにおける日本との友好関係の幹事長というのは、私はこの間まで国後にいたんですよと言っていましたから。それから、コサック。これも極東に多いんですよ。

だから、プーチンはまさかそれを目的にやったのではないとは思うんですけども、ともかく、どんどん人間をロシアに連れていっているのは、絶対、人口問題が頭の中にあってやっていることですね。最悪ですね、これは。

しかし、日本も、この頃、このまま人口が減っていったら日本はなくなるぞという話が出てきていますけれども、じゃ、移民を受け入れるかということになるわけですね。ともかく、出生率より死亡率の方が高いわけですから、人口がどんどん減っていくのは当たり前の話ですね。

私が知事的时候は増えましたよ、約3万5千人ほど。人口というのは何が要素で増えたり減ったりするのかというと、その国そのときの社会・経済状況など複雑な要素があります。

《南アフリカ訪問と真実和解委員会》

○横路 また、2012年の9月18日から9月22日に南アフリカ、帰りにシンガポールを9月22日から25日で訪問しました。

私は、意外と、各国の議長の中で5、6回会っている人が三人い

るんですよ。一人は韓国のパク・ヒテさん、もう一人はイランのラリジャーニさん、それからもう一人が南アフリカのシスルさん〔Max Vuyisile Sisulu, 1945-〕。

○赤坂 たとえばドイツのラマート議長〔Norbert Lammert, 1948-〕とはそんなに会っていらっしゃいませんか。

○横路 ラマート議長とは会っています。もちろん国際会議で会っていて、お話もちろんしているけれども、まあ、そうですね。そう言われればそうですね、G8の関係ではドイツの議長と毎回会っていますので。そういえば、ナンシー・ペロシさんは2回だけか。

それで、南アフリカですが、南アフリカの議長が日本に来られたり、また、国際会議でお目にかかったりして、議会としても正式に招待をいたしました。

やはり、マンデラさん〔Nelson Rolihlahla Mandela, 1918-2013〕、アパルトヘイトの。そして、アパルトヘイトのその後の和解というようなことについて非常に関心もありましたので、お邪魔しようと思いました。

また、私が観た「インビクタス」という映画の、和解と団結の象徴として、ラグビーの代表チームが南アフリカにいるわけですね。白人だけなんですよ、この選手。それで、それをそのまま存続させるかどうかというのが、マンデラさんが大統領になったときに、黒人の間からは反対だったんですね。黒人の中では全然人気のないスポーツだったんですよ。ただ、マンデラさんは、選手一人一人の名

前と写真を一生懸命全部覚えるわけです。覚えて、合宿しているところに行つて、一人一人に声をかけて、そして激励するわけですね。これは本当に感激的な場面でした。

南アフリカ訪問との関係でお話をしたいのは、真実和解委員会なんです²⁸³。これは本当にすばらしい試みだったと思います。

1994年にマンデラ政権ができることなんです。アパルトヘイトの後の民族の和解を目指すわけで、1998年に最終報告書が出ます。アパルトヘイトというのは人類への罪だと。そして、犠牲者に対する補償とリハビリの実施を勧告します。政府は、犠牲者2万人に補償金を支給しています。

この組織は、ツツという大主教〔Archbishop Desmond Tutu, 1931-2021〕が中心になって、準司法的な権限を持って、召喚、捜索、逮捕等の権限があるわけです。アパルトヘイト下での政治的な抑圧とか人権弾圧ですね、まず、事実関係を調査して、そして、それに対して加害者が真実の告白をした場合に、引換えに民事と刑事の法的責任を免除するという、これが大きいですよ。

被害者に対する補償内容を提案するために各小委員会を設けて、人権侵害委員会、これは3万8千件も調査したと言っています。それから、恩赦委員会、補償・社会復帰委員会が作られるわけですね。それで、もう3千回以上のいろいろな公開の聴聞会を行っています。こうした紛争解決の平和構築に向けた取組は、これをきっかけに

²⁸³ 永原陽子「南アフリカの真実和解委員会」アフリカレポート28

号（1999年）34頁以下も参照。

そのとき調べたら、世界に21以上もあるんですね、真実委員会というの。びっくりいたしました。

国連にも平和構築委員会というのが2005年にできて、日本もその副議長を務めたことがあります。これも、加害者が特定の犯罪の事実関係について真実を述べ、それと引換えに恩赦が与えられる、そういうことが特徴なんです。これには、人道に関するような戦犯の不処罰というのは許されないという意見などもあって、国連の方はいろいろと議論もあるところです。

真実和解委員会の場合は、何も白人だけを調査したわけじゃないんですね。黒人の団体がありましたでしょう。そういう団体の幾つかでやった行為も同じように調査対象にしたんですね。マンデラが参加していた団体などからもそういうメンバーが出てきたわけで、この問題にしっかり取り組んだ委員会だったと思います。

和解というのは本当に大事ですよ、紛争をする中で。

日本でも、前にもちょっとお話ししたけれども²⁸⁴、カンボジアと平和東京会議というのを開いているんですね。これは1990年の6月です。

というのは、1978年に、カンボジアはポル・ポト派政権ですよ、これに対してベトナムが侵攻して、倒すんですね。倒すけれども、親ベトナムの政権——これは最初がヘン・サムリン〔Heng Samrin, 1934〕政権で、その後、フン・セン〔Samdech Akka Moha

Sena Padet Techo Hun Sen, 1952-〕ですよ——に対して、反ベトナム3派連合〔クメール・ルージュ、王党（シアヌーク）派、共和（ソン・サン）派〕が対抗し、シアヌーク殿下〔Norodom Sihanouk, 1922-2012〕がそれを率いて、内戦が続いたんですよ、ポル・ポトの後に。

そのときに、タイのチャチャイ〔Chaijai Choonhavan, 1920-1998〕という首相が、カンボジアに和平が必要だから日本が仲介役をやってくれないかといって、海部総理に頼みます。中山太郎というお医者さんが外務大臣で、このお二人に外務省も乗って、渋っているシアヌーク殿下を口説くわけです。天皇陛下にまで会わせて、口説いたんですね。ともかく口説いて、90年に東京会議が開かれて、そして、91年に、パリでもって、反ベトナムの3派とベトナム、四つのグループが集まって、パリ会談で合意したわけです。合意して、選挙になったものから、宮沢内閣のときに、その選挙を支援しようというので、ボランティアで行った人間と警察で派遣された人間がいて、二人が亡くなったんですね。

背景にはこういうことがあって、日本がこのとき和解をしたわけですよ、90年、カンボジアと平和会議で。これは余り知られていないですけども、海部政権の非常に大きな成果です。

やけどした坊やを救うために飛び立つというときも、ちょうど海部政権で、中山太郎外務大臣だったですね²⁸⁵。

○赤坂 先の南アフリカの真実和解委員会は、どこが設置主体でし

²⁸⁴ 第18回記録を参照。

²⁸⁵ 第11回記録も参照。

たでしょうか。

○**横路** 南アフリカは南アフリカ政権じゃないんですか。マンデラ政権のときに法律に基づいて設置したと言っていましたよ、政権が真実和解委員会を設置したと。そして、調べる中心になったのは、11名の委員がいます、委員長がツツという大主教で、そのメンバーによって運営していったんですね、真実和解委員会そのものは。

○**赤坂** 今、いただいた資料で確認しましたが、設置主体も世界中では様々ですね。南アフリカは、議会が設立主体だとあります²⁸⁶。

○**横路** 真実和解委員会はそういうことでしたか。南アフリカでは最初にロベン島に行きました。

ロベン島。アパルトヘイトの関係で、アパルトヘイトそのものは、白人社会から黒人排除ということで、1911年、鉱山・労働法というのができて、その後、ずっとそれが進んでいって、反対運動が、ANC、アフリカ民族会議、そういうことに今度はロベン島が、最初はハンセン病の隔離施設だったようですね、1836年から1931年。そして、1960年代に政治犯収容になって、96年に閉鎖されました。現在は、博物館、ユネスコの世界文化遺産に指定されています。

ここに、シスルさんのお父さん〔Walter Max Ulyate Sisulu, 1912-2003〕が、1963年に逮捕されて、1964年に終身刑の判決を受け、1989年まで26年間、マンデラさんは、1962年に逮

²⁸⁶。プリシラ・B・ヘイラー『語りえぬ真実 真実委員会の挑戦』436〜439頁「表1 21の真実委員会」(2006年10月、平凡

捕されて、同じく1964年に終身刑の判決を受け、1990年までの27年間。刑務所の中では、石切り場で働かされたそうです。部屋は、隣同士だったようですね。しかし、30年近く、自分たちの夢や希望を失わずに、本当に強い精神力ですね、理想を求めたということ。ちょっと私には考えられないですね。30年間近くです。そこを見せられました。

シスル議長が日本に来られたのは、議会運営や予算の仕組み、人材の育成について調査するためで、ベトナムからも同じ目的で調査団が来たことがあります。

南アフリカでは最初、ケープタウンに行ったんだな、ヨハネスブルク経由で。経由地のシンガポールから深夜便で行って、ヨハネスブルクに着いて、ヨハネスブルクからケープタウンへもまた結構時間があって行って、帰りはケープタウンからヨハネスブルクに行つて、ヨハネスブルクでは、日本の商社やジェトロ、JICAの人たちとの夕食会がありました。

そのときは、アマディ〔Bethel Nnaemeka AMADI, 1964-2019〕というパン・アフリカン議会の議長と会談しました。そこで、アフリカの国内紛争について、そのパン・アフリカン議会が何をしているのかということいろいろと聞いたわけです。

議員を派遣している国は47か国で、アフリカ国内の紛争は、マリとかスーダン、南スーダン、マダガスカル、もう本当にたくさん社)を参照。

あって、そのいろいろな仲介役を、議員を派遣するなど、解決に努めているということでしたけれども、実際問題、なかなかそこまで行っていない。そこでTICAD、日本が開いているアフリカ開発会議に対する期待が表明されました。



〔南アフリカ国民議会議長との懇談〕

これが南アフリカの大体概要です。

アパルトヘイトの問題は長い間かかっていますから、今もいろいろ大変なようですけれども、ともかく、真実和解委員会、これが今本当に世界でまだまだ必要なんだということを考えて、日本の果たす役割もあるなと思いました。

いろいろな紛争があるところに軍隊を送ったって、軍事的に解決はしないんですから、大体こういう紛争というのは。やはり、最後は話し合いで和解することが必要じゃないかなと思っています。

《シンガポール訪問》

○横路　そして、南アフリカ共和国からの帰りにシンガポールに寄ったわけですね。

シンガポールは、最初に行った日に、国立博物館を視察しました。その展示の中に、日本による占領期という、1942年から45年の間があったわけですよ。このときに、シンガポールでいわゆる抗日分子の処刑のために日本軍による掃討作戦が展開されて、多くのシンガポール人が殺されたんですね。日本軍による虐殺事件です（いわゆるシンガポール華僑虐殺事件）。これは、イギリス軍が、シンガポールで、戦争が終わった後、裁判を行って、多くの人間が死刑にされたりしています。

1942年2月に日本がシンガポールを占領するわけです。山下奉文司令官、第25軍団ですね。中国系住民を、2月21日までに指定地へ集合せよという命令を出して集め、そして虐殺対象者を選

別したというんですね。氏名を英語で書いた者、眼鏡をかけた者は知識人で抗日だと、殺されたんですよ、眼鏡をかけているだけで。子供や女性もいます。5万人の処刑計画があった。このとき実質的に活動した人間が辻政信参謀です。だから、逃げ惑ったわけですよ。マレーシアでも同じことがあったということが言われています。

記念碑があるんですね。1960年代に、開発が進んで、人骨が出てくるわけです。それで、そういう人たちを集めた慰霊碑が、これは日本占領時期死難人民記念碑という、血債の塔とも呼ばれています。教科書には非常に詳細に、憲兵隊の話も含めて出ているそうです。

シンガポールがマレーシア連邦から独立したのが1965年8月9日です。

これは、村山内閣総理大臣が1994年に行つて、この慰霊碑に参拝しているようです²⁸⁷。私は、残念ながら、この事実を知らなかったもので、この記念碑に行つてお参りすることができなかったんですね。これも、ベトナムに行つたときに、飢餓で亡くなった人たちの慰霊碑にも行くことができなくて、やはり事前調査不足ですね。1962年にシンガポールから日本へ補償の要求がありまして、1967年にシンガポールとマレーシアにそれぞれ5千万ドル支払ったそうです。5千万ドルというと50億円ぐらいですか。

本当に、掃討作戦という、こんなようなことを何でやったのか、

全く分からぬですよ。華僑が支配しているということで、シンガポールの人口を半分にするつもりでやれ、というような形で処刑した。処刑した人の数ははっきり分かっています。しかも、見つかったというのが、日本の企業がシンガポールに工場を造成中におびただしい白骨が出てきて、それがきっかけで表に出てきた話なんですね。日本の占領時期に行方不明者が多かったということで、それがこの虐殺事件だったということです。

こういうのも、日本の教科書にも出ていません。知らないから、本当に問題ですね。アジアの国というのは、みんな、日本軍が出ていつているところは、それはちゃんと、少なくとも国会議員や外交官は知らなきゃ駄目ですね。私も反省したのは、このベトナムとシンガポールにおける日本軍の行動について、やや勉強不足だったなと思います。

是非、そのことを忘れないで。日本の企業はたくさん出ていますから、企業はシンガポールを拠点にして東南アジアに展開していますからね。生活するには治安がいいということが要素になっているのだと思います。

シンガポールでは、向こうの議長（マイケル・パーマー（Michael Palmer, 1968-））ともお話ししまして、日本の商社の活動の問題とか、それから、住宅不足なので、住宅の供給会社みたいなもの（住宅開発庁（Housing & Development Board: HDB））を作つて多くの住宅

²⁸⁷ 村山富市著、梶本幸治・園田原三・浜谷惇編『元内閣総理大臣村山富市の証言録——自社さ連立政権の実相』（新生舎出版、2011年）

183〜184頁を参照。

建設をしたというところで、それを案内してくれました。

○赤坂 南アフリカやシンガポールなど、どちらかというと英米法圏に属する国に行かれたわけですが、その議会制度を御覧になって、比較の観点で面白いと思われたことは、何かございましたか。

○横路 いや、特にはないですね、シンガポールも南アフリカも。ただ、議員の人たちについて、別に枠を決めているわけじゃないと思います、シンガポールはやはりいろいろな系統の人間が議員として出ておられて。夕食会をやってくれたので、そのときにお目にかかっていますけれどもね。

南アフリカは、そうだな、白人の姿というのは余り見なかったかもしれませんが、議員の中で、いなかったことはないと思うんですけども。出席者が出ていますから、見てみると、どうなっているでしょうね。シンガポールのメンバーはみんな出ていますね。南アフリカで出ている人は全員黒人ですね。お目にかかったという人は黒人です。

○赤坂 いただいた資料を見ますと、シンガポールの議会の本会議場はイギリス議会そっくりで、大分日本とは雰囲気が違うなど思っただけですけれども、実際に議会が開かれているところには行けなかったのでしょうか。

○横路 行ってはいないですね。時間がもうほとんど1日しかなかったですからね、実質的には。

○赤坂 ご報告の中では、ペーパーレス化とか電子投票装置の在り

方、議場内の設備、立法過程等について印象的だったということでしたが。

○横路 記憶には今は余り。申し訳ないです。議会の視察もやっていまして、ちゃんと報告書もあります。

言葉があれなんです、公用語がいろいろあるので、なかなか大変だ。だから、通訳のブースが設けられていて、通訳するようになっていました。それだけ多民族、多様な言語ですが、それでもやれるわけですよ、こういう形で。

《議長外交と表敬訪問》

○横路 外国とのいろいろな話なんです、一つは、大体、表敬が多いですよ。議長に就任してから表敬を受けたのが145か国、360件で、副議長のときは82件の外国の首脳、議会関係者と会いました。

それから、議長として招待したのは13か国です。2010年がイラン、スウェーデン、大韓民国、トルコ、カザフスタン、2011年はメキシコ、インド、南アフリカ、セルビア、2012年がウクライナ、タンザニア、ロシア、ナイジェリアということです。

それから、各国の大使御夫妻を呼んで、夜、夕食懇談会を行いました。これは、8回にわたって108か国、中南米、アラブ、ASEAN、アフリカ、EU、中央アジア、太平洋諸国、バルカン諸国。

なかなか出席も、それぞれ外務省も苦労したようです。どういう組合せで、どういうメンバーで声をかけるか、例えば隣国でも非常

に關係が悪化しているところはどうかするかなど。ただ、アメリカとカロシア、中国などは個別にやるということでした。

○赤坂 外務省の方で主に対象を選んでいくということですか。

○横路 そうです。ともかく、やりましょうという方針だけ決めて、空いている時間帯に。これは、連絡だつてちょっと早めにしないとイケませんからね。

そして、議長招待の場合は、向こうの希望と陛下の日程が合えば、皇居を訪問して、天皇陛下ないしは皇太子殿下とか、ときには秋篠宮殿下と話をすることができるということです。

その代わり、年間2、3回ぐらいにというようなことだと思えます。

○赤坂 先ほどの訪問先の決定等に関しまして、外務省と、それから衆議院の国際部と、あとは議長周辺のスタッフとの関係といいますか、協力関係というのは、どういうふうに進められるのでしょうか。

○横路 私はすぐ国際部長に、大体外務省から来ておられますから、その人と話をして、ともかく、方針として、各国の大使の奥さんをお呼んで夕食会をやる。そのときは、こちら側は、議長、副議長と、それから友好議員連盟があればその友好議員連盟の役員、それに、あと、外務省の担当局長を呼んで、相手はそれぞれのお国の、例えば中南米なら中南米のところにやってもらいたいということ。今は大使招待の方です。

それから、議長は誰を呼ぶのかというのを、外務省から来ている

衆議院の国際部長と相談をして、タイミングを見て、イランはどうだろうかと言ったら、いや、イランはちょっと、呼んだらアメリカが何と言ふかな、でも私は中東でイランは欠かせないから呼びましょう、というようなやり取りがあったんです。

それで招待するときは、広島か長崎に行っていない人は必ず行つてもらうようにしようということで、希望を聞いて、日程を聞きますから、これも大変だったと思いますよ。

だから、かなり事前に、呼ぶ大体の日程、国会の日程をいろいろ見て、空いていて、絶対に東京にいるときで、というようなスケジュールをやるから、秘書課と、国際部長と、それから大使館を通じて相手の国、日本に大使館のあるところはそっちの大使館ともやるんでしようしね。

だから、なかなかこれをセットするのは、夕食懇談会も大変だし、議長招待はなおさら、日程をちゃんと、スケジュールを組んでやらなきゃなりませんから、大変だったと思います。私のときは国際部は非常に忙しかったんじゃないかと思えます。秘書課も忙しかったでしょう。

○赤坂 今でも国際部長は外務省からの出向ポストなのでしょうか。

○横路 そうではありませんが、適当な生え抜きがないときは。

○築山（衆議院事務次長） 今は生え抜きに変えましてですね。

○横路 ただ、やはり海外との関係になると、情報がしつかり、コミュニケーションを取れないと駄目だから。外務省出身といったつ

て、人それぞれだから。ただ、私のときは非常に恵まれたんですよ。副議長のときは城田〔安紀夫〕さん、議長ときは吉田〔雅治〕さん、それぞれ大変熱心にやってくれました。外務省は、知事るときからいろいろと関係がありましたから。

《アルカライ・ボスニア・ヘルツェゴビナ外務大臣》

○横路 あと、個別にいろいろと会った人の中から何人かだけについてちょっとお話をさせてもらいます。

まず、2009年10月に日本に来られたボスニア・ヘルツェゴビナのアルカライ外務大臣〔Sven ALKALAJ, 1948-〕と会って、詳しくユーゴ崩壊後の状況と、その背景にあるものについてお話いただきました。もちろん、今までも、セルビア、モンテネグロ、スロベニア、クロアチア、マケドニア、コソボの外務大臣や首相とかと会ってはいるんですけども、この人に詳しく話を聞きました。

1992年のボスニア・ヘルツェゴビナ紛争では20万人の死者と200万人の難民・避難民が生まれたと言われています。背景は何かというと、民族は三つなんです。クロアチア人、セルビア人とムスリム系ボスニア人、ボシュニャク人といいます。宗教も、カソリック教会、イスラムのモスク、セルビア正教、ユダヤ教のシナゴグというように、これらはいずれも、500メートル以内の距離で建てられて、15、6世紀から今日まで残っているそうです。

²⁸⁸ ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争末期の1995年7月、セルビア人勢力がスレブレニツァでイスラム教徒系の男性約8千人を殺害し

だから、教会が、長く共に生きてきた歴史があるので、融和は可能だけれども、やはり正義も大切だと言って、スレブレニツァ虐殺²⁸⁸という虐殺事件があったんです。これはセルビア正教会の指導者〔ラドバン・カラジッチ (Radovan Karadžić, 1945-)〕が単一民族論を主張してやった結果です。

旧ユーゴは多民族国家で、宗教も様々でした。さっき言ったボスニアの内戦は、セルビア人による虐殺だったんですね。私、それによる映画を見ました。「サラエボの花」という、なかなか重い映画でしたが、何が必要なのかというと、やはり民族の和解なんですね。

そこで、日本では、犬養道子さんが難民支援のために基金を創設して、ボスニア・ヘルツェゴビナにコンピュータースクールを支援したんですね。異なる民族が同じクラスで同じ教科書を使用して授業を受けるといことなんです。2011年9月には、JICAが、仲よし幼稚園〔を作りましたが〕、民族和解のためですね。

日本として、この取組、民族和解のための取組というのが非常に素晴らしいんですね。

しかも、犬養道子さんの難民基金は、私の妻が、札幌、北星学園の人々と共に一生懸命募金活動をやっていたんですね。それは知っていたんですが、その募金がこういところで使われているというのは、今回初めて知りました²⁸⁹。犬養道子さんも北海道に2、3回来て、よく私の妻とも一緒に話をするのがあったんですが、あ

たとされる事件。

²⁸⁹ 第3回記録も参照。

のときのお金がこういうところに使われていると私が知ったのは、アルカライ大臣の話聞いてです。

日本のやれることはこういうことですね、本当に。これは素晴らしいですよ、JICAの仲よし幼稚園というようなものも。こういう話は余りマスコミによって報道されませんから、みんなが分からないわけです。

しかし、本当に、民族と宗教が分かれている中で、ボスニア・ヘルツェゴビナ、今はコソボの問題もまだありますし、早くみんな落ち着いてもらえればいいと思います。

《アッバース・パレスチナ大統領》

○横路 それから、次に御紹介したいのはパレスチナのアッバース大統領〔Mahmoud Abbas, 1935-〕です。パレスチナの現状と和解のプロセス〔を象徴する人物です〕。2010年が3回目の訪日で、このときに初めて広島に行ったようです。

最終的には、パレスチナとしては、2国間共存の形でパレスチナとイスラエルの和平が何とか実現してほしいけれども、イスラエルの入植活動によって妨げられている、ということでした。直接交渉がなかなかうまくいかないのです、アメリカを介した間接的な交渉を進めたい、オバマ大統領は和平プロセスの推進とイスラエルの入植活動の凍結要請を表明している、今後もっと積極的にやってもらいたいと願っていますと。

ただ、パレスチナの中には内部対立があって、勿論本人も十分に

承知していることですが、ハマスが武力行使をしているわけですね。エジプトの懸案もあつたんですが、アッバース大統領の方のファタハはすぐ署名したんですが、ハマスはそれをしていない、ハマスの背後にはイランがいるのではないか、というのが、アッバース大統領の話でした。

したがって、内部対立の解消とイスラエルとの和平交渉を並行的に行っていくきたいというので、是非それはもう、私も日本も協力します、という話をいたしました。

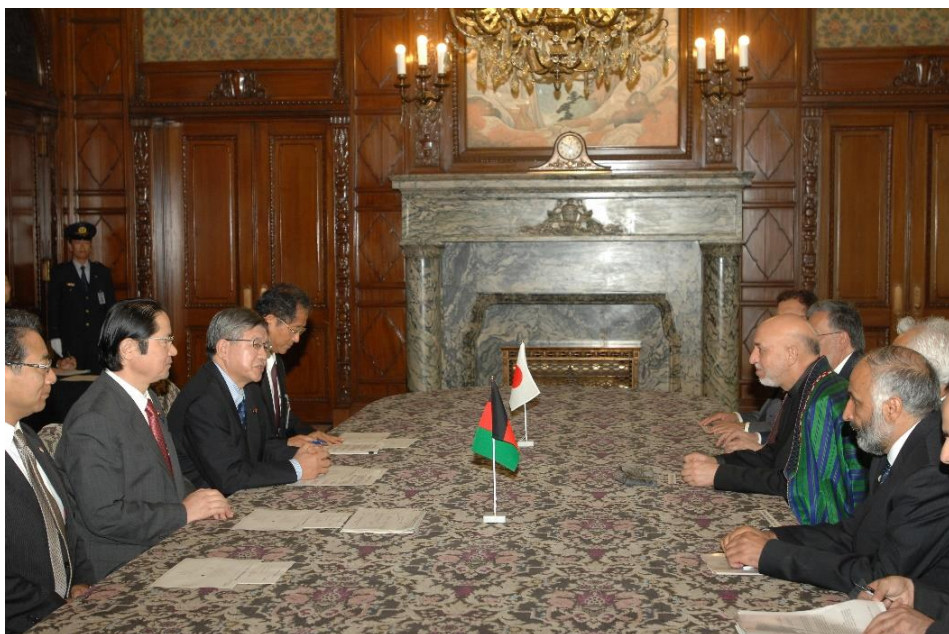
この問題も、中東の問題というのはなかなか難しいですね、パレスチナ問題は。何かどンドン、トランプ大統領のときに、むしろ解決から遠いような方向を選んでいきます。今度、今のバイデン大統領が中東を訪問するようですが、どうなりますか。

《カルザイ・アフガニスタン大統領》

○横路 次に、2010年6月に、カルザイ・アフガニスタン大統領〔Hamid Karzai, 1957-〕と話をしました。

アフガニスタンの和平問題についていろいろとお話をお伺いしました。何といってもアフガニスタンが平和で落ち着くことが非常に大事だということで、是非治安の回復に努力されたいということ

と、和平ジルガ——タリバンとの和解交渉——をしているんですね、



[カルザイ・アフガニスタン大統領との懇談]

それを日本は支持しています、という話をしたわけです。

カルザイ大統領からは、アフガニスタンに支援をありがとうという話があつて、自分は、タリバンについては、アルカイダなどテロ組織と関係している者と関係していないタリバンの人たちを区別してやっているんだ、そのことを日本が認めてくれたことは非常にうれしい、テロ組織と関係のないタリバンについて、市民社会に復帰することを望んでいると²⁹⁰。

最近、カブールで、和平ジルガがあつたのですが、全国から1600人以上も集まって、そのうちの21%、400人は女性であつたと。アメリカも、こうした動きに理解を示しています。ただ、アメリカは、パキスタンのタリバンがちょっと問題だろう、パキスタン政府はしっかりしているのかなという疑問を提示していました。パキスタンの話は、さっきちょっと御紹介したとおりです。

カルザイに言わせると、パキスタンとの関係は改善してきている、いろいろ問題はあるけれども、最大限努力していきたいと思つている。しかし、パキスタンはいまだにタリバン勢力を訓練し、支援を与えている状況だ、ということでした。

僕がパキスタンのミルザー議長と会つたのは、これよりちょっとあとだったと思います。多分、パキスタン議会の中でもめて、来られなかったというのは、反テロ支援を全会一致でやつたと前にミルザー議長が言っていました、それを実行していく段階でむしろテ

²⁹⁰ 同大統領が日本国際問題研究所で行った講演「第2期カルザイ大統領政権——これまでの取り組みと課題——」の要旨も参照。

<https://www2.jia.or.jp/report/kouenkai/2010/100613j-karzai.html> (2024年2月17日最終アクセス)。

口が増えてきているというから、それをパキスタンの議長は、いや、政府の取締りが厳しくなっているから出てきている一時的な現象だと説明していました。

《温家宝・中華人民共和国國務院総理》

○横路 それから、2010年5月に、中国の温家宝総理が来ました。

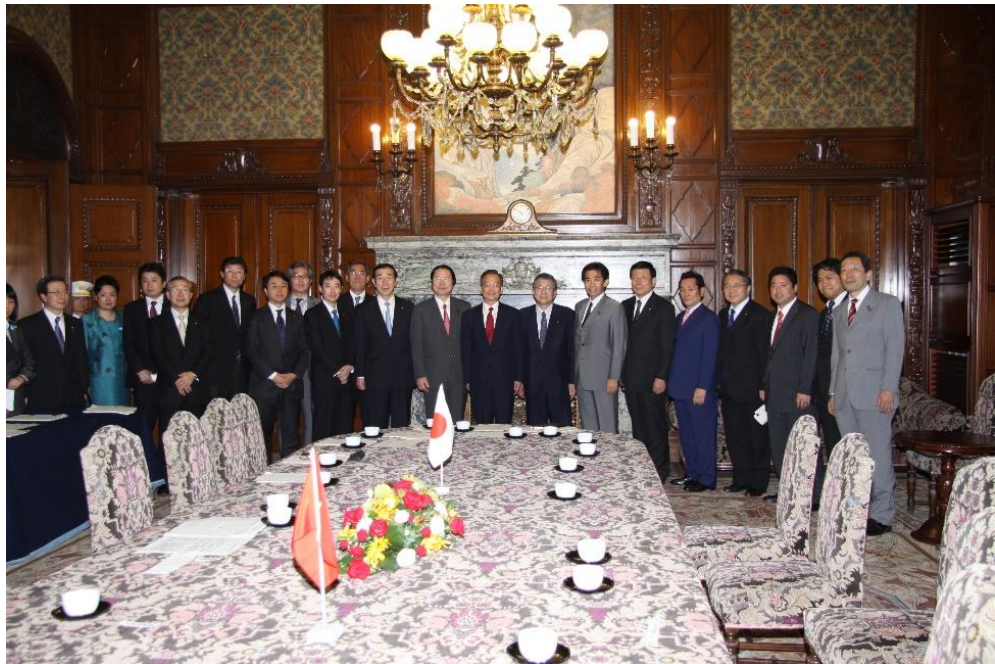
温家宝総理は、2007年に来て、衆議院の本会議場で演説をしたんですが、彼は、総理大臣と会ったことをこういう具合に表明してくれました。

まず、総理大臣同士のホットラインを強化することで一致しました。鳩山さんに会った後だったんですね。それが一つ。

東シナ海の問題をめぐる双方の合意に関する国際的な交渉を早期に開始することも一致したと。東シナ海をめぐるお互いの合意と、それから、関連する国もありますから、そういうところで合意することを一致したと。

それから、海上の安全を守るための防衛当局者間の海上連絡メカニズムの早期創設、搜索救難協定の早期締結でも一致したということ、をこのとき言っているんですね。

この東シナ海の問題をめぐる双方の合意に関する国際約束締結交渉を早期に開始するというところで、このときに、中国との間でホットラインを作ったり、それから防衛当局者間の海上連絡のメカニズムなどを作るということを決めているわけですね。これが201



〔温家宝総理との面会〕

0年の5月です。鳩山さんは6月に辞めちゃいますから。これは5月31日です、私が会ったのは。だから、「温家宝総理が」鳩山さん

に会ったのはその直前だと思います。

だから、菅総理に受け継がれているはずですが、震災が起きちゃった。野田さんになって、これの具体的な内容について一応合意するわけです。その途端に、今度は尖閣列島国有化の問題で、これまた先になって、安倍政権になって、中国との間で軍事的な問題が起きて、ようやく話がついたということになっています²⁹¹。時間がかかるものですね、これは。タイミングが大事ですよ。

《カリモフ・ウズベキスタン大統領》

○横路 その次、ウズベキスタン共和国のカリモフ大統領(Karimov, Islam, 1938-2016)。

中央アジアの幾つかの国の中で一番親日的である、ソ連からの影響もカザフスタンほど強くない、中央アジアの中の大いなる国だと思います。

ソビロフ (Ilgizar Sobirov, 1959-) という上院議長が日本に來られて、福島県を訪問しているんですね。旧ソ連時代に、2万8千人の日本人の抑留者がウズベキスタンで建設工事に携わったんですね。その結果、ウズベキスタンの人との温かい交流ができたんですね。そういう交流の縁で、福島の人たちとのつながりができているわけです。

²⁹¹ 第21回・25回記録も参照。なお、その後2023年3月31日、日本と中国の防衛当局を緊急時に結ぶ「ホットライン」の設置が完了したことが防衛省から発表されている。2023年3月31日付日

それも本当にうれしい話ですが、彼によると、交流は、奈良時代に、ウズベキスタンのホラズム王国というのがあって、その首都ヒバと奈良が交流していた。1300年前の話。多分、仏教でいろいろ来る、そういうルートであったんだと思うんですね。

だから、意外と中央アジアの国との関係について我々は知らないのですよ。

ソ連に抑留者といったら、ロシアだけだと思っていますが、カザフスタン、ウズベキスタン、この辺に随分たくさん連れていかれているんですね。ウズベキスタンには第2次世界大戦後に2万8千人がいたということで、彼に言わせると、当時のソ連体制はウズベキスタンの伝統とか、それからイスラムを完全に無に帰してしまったということもあって、ウズベキスタン人と日本人との間には友好的な関係が作られたんだと。

ウズベキスタン13都市に800の日本人の墓地があります。これはしかし、ウズベキスタン人の墓地のところにあるんだ。日本人墓地を造ってくれているんですね。

この時代に造られたオペラ劇場、1944年です、これは今も使われているそうですね。

ウズベキスタンには、周辺に、五つの国境を接している国があり、「イスラムとの関係などは」非常にこれからも大事なんですよとい

本経済新聞記事「日中防衛「ホットライン」設置完了 今春から運用めざす」。

うことを、ウズベキスタンの人たちが話していました。

アフガニスタンの問題は、そのウズベキスタンの人が言うには、軍事的な方法では解決しない、アフガニスタンのコンセンサス抜きに平和は達成できないということを考えないと、アフガンには、最も人数が多いのはバシュトウン人だけでも、様々な民族がいるから、それを考えなければ駄目だということを言っていました。

ウズベキスタンは、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アフガニスタン、トルクメニスタンというように、周りの国がずっとあるわけですね。そういうところにいるわけですから、非常に大事な中央アジアの国だと思います。

今、中央アジアでプーチンに反旗を翻していると言われています。みんな、積極的に、これらの外務大臣がウクライナ支援を発表して、その後、辞めさせられてはいるんですけども、そういうようなベースがあるんですね、これらの国には。

それから、イランのラリジャーニ議長〔Ali Larijani, 1957-〕の話はしたかな。彼によれば、アフガニスタンについては、アメリカが言っているような民主主義の押しつけでは解決しないと。イランの核エネルギーは平和利用のためでもって、絶対これで核兵器は我々は持たない、それはイスラム教の教えなんだ、ということを彼は強く調っていました。

北アフリカ、中東の、アラブの春もあったので、2010年にイランを招待しています。そして、IPUの総会でイランとも再会して話をしています。

要するに、中東の問題、アラブの春、これはやはり、この地域の独裁者は、西側の大国にそれぞれ依存してきたんだと。シリアの現況は、人々は改革を求めており、ちゃんと改革が行われるべきだと自分たちは思っている。

イランのラリジャーニに言わせると、シリアとほかの国（チュニジアやエジプトなど）のアラブの春との違いは何かというと、シリアには様々な国から武器が援助された、大国から。つまり、抵抗している方にも政府の方にも武器が輸送されて、ロシアがシリアのアサド政権を支持したということですね。これは、ああ、そうかなと思って聞いていました。特に、武器が過激派に渡って、ロシアが介入していったということでした。

それから、冒頭で触れたトルコとブラジルの提案（テヘラン合意）も、我々は受けるつもりでいたけれども、アメリカが了承できなかったという話です。

《サバーハ・クウェート首長》

○横路 それから、最後に、クウェートの首長サバーハ〔Sabah Al-Ahmad Al-Jaber Al-Sabah, 1929-2020〕の話です。

これは、やはり中東問題についての話です。クウェートは、御存じのように、イラクによって侵略された国です。中東和平、中東全体の平和と安定、それから、イラン、北朝鮮、核問題などのお話をしました。

彼に言わせると、現在、シリアがアラブの春ではなくてアラブの

秋だということを言って、政府軍が市民を殺しているんだと。湾岸協力会議というのがあるんですね、GCCとって、サウジアラビア、カタール、オマーン、クウェート、バーレーン、アラブ首長国連邦ということが、いろいろと介入しているけれども、話はなかなかまとまらないということでした。イラク国内はやはり宗派対立の問題が残っている、イラクとはホルムズ海峡をめぐる問題がずっと従来からあるんだ、という話でした。

この人が来たから、ちょっと、第1回のアジア冬季競技大会が来たときに、この人の弟になるのかな、ファハド・アル・サバーハ〔Sheikh Fahad Al-Ahmed Al-Jaber Al-Sabah, 1945-1990〕という殿下がアジア・オリンピック評議会〔OCA: Olympic Council of Asia〕の会長をしていて、1週間、札幌にいたんですね。その間にいろいろなお話ができた。イラク侵攻のときに、しかし、ダスマン宮廷で抵抗して、彼は亡くなっちゃったわけですね。その人のお兄さんでした。今は、この人の息子〔Sheikh Ahmad Al-Fahad Al-Sabah, 1963-〕がアジア・オリンピック評議会の会長をやっているようです²⁰²。

ほかにもたくさんの人と会っていますが、今言った話は、大体、議長応接室に來られて、私と副議長、それに議連のメンバーも参加して会談を行ったということでした、これの記録は、前にもお話ししたように、このままそっくり上げても何の問題もないと思うんで

すけれども、非公開になっています。

【第24回関係資料】

○皇室と衆議院議長

- ・「議長時代の主要行事（一覽）」（衆議院事務局作成）
- ・「議長としての宮中行事」（衆議院事務局作成）
- ・全国戦没者追悼式、沖縄全戦没者追悼式 衆議院議長追悼の辞

○皇室制度に関する有識者ヒアリング

- ・内閣官房「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成24年10月5日）（国立国会図書館アーカイブ）
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3754331/www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/pdf/121005koushitsu.pdf>

○IPU（列国議会同盟）

- ・第125回IPU会議報告書（2011年11月）
- 南アフリカ訪問と真実和解委員会
- シンガポール訪問
- ・南アフリカ共和国及びシンガポール共和国親善訪問衆議院一行報告書（平成25年1月）

²⁰² 2021年9月10日にスイスの裁判所で詐欺罪に係る有罪判決を受け、アジア・オリンピック評議会の会長を辞している。Emma Farge, Kuwait's Sheikh Ahmad convicted of forgery in Geneva trial, Reuters:

<https://www.reuters.com/world/kuwait-sheikh-ahmad-convicted-forgery-geneva-trial-2021-09-10/>

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第25回）

《特別国会と委員長の指名》

○横路 今日、民主党政権3年間のことについていろいろとお話ししたいと思います。まず最初に、国会についてです。

2009年の衆議院選挙が終わりまして、政権交代が実現したわけですが、開かれる国会は御承知のように特別国会（第172回）です。

特別国会の会期は、召集が9月の16日で、19日までの4日間と非常に短いものでしたが、最初に、議長、それから副議長の選挙が行われます。その上で、会期が決められます。次に、議院運営委員会の委員長の選出を行って、それから内閣総理大臣の指名ということになるわけです。

総理大臣が指名されたら、総理大臣が組閣するので、1日置いて、17日は本会議がありませんが、次の9月18日に常任委員長の選挙を行います。それから特別委員会の設置も行いまして、本会議を休憩にして、開会式を行い、その後、本会議を再開して各委員会から申し出のあった閉会中審査を行う件なども議決して、9月19日は会期最終日ということになるわけです。

最初に問題になりましたのは、外務委員長に鈴木宗男氏を選任することについてです。つまり、常任委員長の選挙のところですね。

鈴木さんは、2審で実刑判決を受けて上告中でしたし、さらに、2002年6月に議員辞職勧告決議案が全会一致で成立しているんですね。

委員長の選挙というのは先例がありまして、選挙手続を省略して議長に一任して、議長が指名するということになっています²⁹³。議長が指名する場合は、各会派があらかじめ申し出た候補者を指名するということになっているわけです。つまり、そこでもって議長がこの人はいいとか悪いとかという判断ができる仕組みじゃないんですね。申し出のあった者を指名するということになっています。

そこで、当日の議院運営委員会、まずその理事会で、自民党、公明党、共産党などから、鈴木宗男氏は刑事被告人であって、委員長としてふさわしくないという意見が出されます。これに対して民主党は、選挙で信任を受けたんだ、事件というのは推定無罪だというような主張をして、議論になって、議運の協議が一旦決裂してしまったわけです。理事会がそういうことで紛糾して、松本剛明さんが議院運営委員長だったわけですが、一括採決を宣告しようとしたところで自民党、公明党が退席して、紛糾してしまったわけですね。そこで、議長室に議運委員長や自民党そして民主党の理事などが出入りしまして、議長のところまで收拾について協議をしたわけです。協議をして、指名を外務委員長とほかの委員長の2回に分けようということにして、最初にまず外務委員長を議長において指名するかにつき採決をして、それからあとの人については議長に一任という

ことで話がまとまりました。

つまり、民主党から、一括指名を取り下げ、外務委員長だけは指名を行うかにつき採決をするということです。しかし、民主党の方が多数ですから、鈴木さんをそのまま委員長とすることになるわけなんですけれども。

そういうことで収まったわけですが、会期も短いものですから、会期を延長してやろうという意見が出てきたわけじゃありませんし、成立した後は、鈴木外務委員長の下で委員会が開かれて、各党みんな出て、議論もしていたわけですね。

しかし、やはり問題が若干残りまして、本当にそういうことではないんだろうかと。問題は、鈴木宗男さんを委員長として推薦した民主党の責任なんですね。その場合に、そういうことについて何らかの制約があるのかといったら、何にもないわけですね。それぞれ各政党に任せられているわけです。それを議長長の判断でもって云々するというのもこれまたおかしな話なので、本当はその適否を検討することを課題とすべきかなと、私はそのとき思いましたけれども、各党、そのやり方で了解して、終わって、その後も、その点について検討することはありませんでした。

常任委員長長の決定というのは、その国会はそれですと通りますので、取りあえず鈴木宗男さんはそうだったんですが、最後に、最高裁で確定して、本人は議員を辞めるということになりましたから、結果としては、そのときの民主党の対応が問われる問題だと思いましたが。

これが、まず、特別国会の初めでした。

《臨時会の位置づけ》

○横路 次に臨時会を迎えます。

臨時会は、御承知のように、憲法53条で、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣はその召集を決定しなきゃいけないと書いてあるわけですね。これは、やはりある意味では国会における少数派の権利の一つなわけです。

民主党政権のときには1回だけ臨時国会の召集要求がありました。2009年10月8日に臨時国会の召集要求書が提出されました。10月20日に召集決定通知を受けまして、10月26日に173回の国会が召集になった。要求から18日目でした。

私のときはこの1回だけです。別に何の問題もなかったわけですが、実はその後、自民党と公明党の連立下で、4回、要求を出されたのに応じなかったというのがあります。ついでに申し上げますと、2015年10月には、要求があったけれども、翌年の常会まで召集しなかった。それから、2017年6月には、臨時会の召集要求から98日間ほって置いて、召集していきなり解散したということですね。それから、2020年7月には、臨時会を召集したのは要求から47日経ってから、2021年7月には、要求から80日経ってからで、その後、解散をしたということです。

やはりこれは非常に問題だということで裁判にもなりました。那覇地裁で判決があって、内閣には召集する憲法上の義務がある、それ

は政治的な義務ではなくて法的な義務である、違憲と評価される余地があるというような判断をしたケースがございます〔那覇地判令和2年6月10日裁判所HP（判時2473号93頁）。福岡高裁那覇支判令和4年3月17日も、この点については同旨〕²⁹⁴。

自民党の憲法改正案を見ると、何日以内に召集をしなければいけないというのを入れた改正案が、元々、谷垣さんのときに作った自民党の改正案の中には明記されています²⁹⁵。だから、自民党も、問題があると知りながら、98日といたら3か月以上ですからね、国会をこんなに長い間無視したということとして、この辺のところは、それぞれ、やはり憲法に沿った運営をしなければいけないんじゃないかと思っております。

○赤坂 臨時会の要求が少数派権としての意義を持つというお話でしたが、現在の日本のシステムでは、召集された後の臨時会の運営は、多数派が決めていくわけですね。

○横路 はい。

²⁹⁴ のちの東京地判令和3年3月24日（裁判所HP）では、内閣に臨時国会の召集義務があるか否かについては、判断が回避された。他方、岡山地判令和3年4月13日（裁判所HP）は「内閣は合理的な期間内に召集を決定する憲法上の義務があり、違憲と評価する余地がある」としている。

²⁹⁵ 自由民主党の憲法改正草案（2012年4月27日）第53条は、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない」としていた。

○赤坂 臨時会の召集の点だけは少数派権への配慮があるけれども、しかし、それをベースにして開会された場合の当該臨時国会を多数派が主導権を握って運営したとすれば、余り少数派権として意義がないのではないかという考え方もあり得るところですが²⁹⁶、議長として運営しておられてこの点について何かお感じになられたことはございますか。

○横路 国会の機能は行政チェックが大きいわけですから、そして、その行政チェックの方法というのは、例えば証人喚問とか参考人を呼ぶとか資料請求するということで、基本的には委員会の議決が必要ですよ。そうすると、委員会の議決になると、いつも、多数派は与党ですから、否決されてしまうということがありますから、権限の行使としては、こういう場合、憲法の臨時国会召集要求は4分の1以上になっていますよね、だから、そういう国政調査権の行使について、例えば3分の1とか4分の1で要求できるという形にすることは、国会法を変えればできるわけですから、そうすることは

自由民主党の憲法改正草案については、第16回記録、及び次のURLを参照。

[https://jimin.jp-east-](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf)

[2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf)

²⁹⁶ なお、少数派権として明確に位置付けられるドイツ連邦議会の調査委員会が、運営レベルで少数派権への配慮を欠いている問題につき、クリスチャン・ヴァルトホフ「近年のドイツにおける議会法の展開…『加重された大連立 qualifizierte Große Koalition』を踏まえて」法政研究82巻4号（2016年）37頁を参照。

やはり必要だなど、私はいつもそれは思っていました。

与党から見ると、それは困ることになるのかもしれないませんが、国会の行政チェック機能や、少数派の権利を考えれば、行政チェックの機能というのは、どっちかという我们与党より野党の方に大きく、与党にももちろんあるんですけども、やはり野党の役割の大きな一つは行政チェックになっていくわけですから、それでよりよい政治を作ろうということなので、一つはそういうことだと思います。

ただ、しかし、そういうことであっても、国会を開会して委員会を開いて議論するということは、全然委員会を開かないで頼かぶりをして過ごしてしまうということよりは、問題をより明らかにして、国民の前に本当の姿を明らかにするというためにも必要だと思います。

ただ、今言った、いろいろな権限を行使する際の状況と、あともう一つは、政府の方は情報を公開することが大変大事なわけですね。この二つがやはり相まっていい議論というのは行われるわけで、行使の仕方は課題だと思います。

政府の情報公開について、黒塗りの文書を見ていると、あれで通るようなことがあったら、本当に情報公開法なんかがあっても意味がないなと思います。最近、2015年の統一協会が名称を変えたことについての文書というのを要求して、それが出てきたのを見ましたが、全く黒塗りで、何にも書いてないんだ、全部潰している

わけですね。申請した側の理由のところは全部黒塗りになって、認めるところも黒塗りになっていて、あれじゃ全然公開したことになりませんよね。

だから、この二つ。権限行使をもうちょっとしやすくすること、同時に、政府の方はやはり情報公開をいろいろな文書について行うということ。そもそも、内部でやった、検討したものはちゃんと文書として残すこと、こういうことがやはり大事だと思います。

《一事不再議と会期制の問題》

○横路 それから、随分たくさん不信任や解任決議が出ています。大体は、強行採決を理由とした運営上の問題についてです。狙いとしては、いろいろあるんだと思います。審議を遅らせるとか、自分たちの主張を国民に明らかにしていくとか、専ら政治的な駆け引きで使われるというようなこともあるわけです。

私も、議長不信任というのは2回出さされて、1回目は、賛成したのは自民党かな、あと、野党はそれぞれ棄権したり反対したりという対応でした。2回目は、いわゆる一事不再議の原則をもって、これは議運のレベルで終わったわけです（2010年6月1日、議運で本会議に上程しないことに決定²⁹⁷）。

どういふ点が不信任の理由になっているかという点、主に強行採決ですけれども、中には、えっ、こんなものが不信任の理由に、というふうなものもございます。例えば、国賓を招いての宮中晩さん

会に欠席をして何か他の議員のパーティーに出ていたということ
を理由として挙げられた人がいました²⁹⁸。それから、個人の問題。
例えば、違法な行為を行っている企業の顧問だとか、応援をしたと
かというような理由も、不信任の理由として挙げられたことがござ
います。

ただ、主には強行採決を理由として行われていまして、私のとき
の、3年間の民主党政権の中でも10回ぐらい来ていますか。一応、
出されたのが、常任委員長が9回、内閣不信任が3回、菅さん2回、
野田さん1回、それと国務大臣が3回、ですから、3年間の件数と
しては結構多いんじゃないかと思えます。

こういうようなことは、本当に、駆け引きで行われるということ
には問題もあります。与野党のコミュニケーションが問題だと思
います。

もつとも、委員長の採決も問題があるなと思ったのは、前にお
話ししましたけれども²⁹⁹、2010年5月の総務委員会で総務委
員長が、いろいろと理事懇や何かを開くという手続を全く無視して、
ぽんと委員会をセットした。委員長が理事懇や理事会を開催するこ
となく委員会をセットできるかということで、法規上は、これはで
きないとは必ずしも言えないんですけれども、手続としてはやはり
おかしいので、これは差戻しのケースなんですけれども、このとき
は自民党と民主党で話をつけちゃいましたので、そういうことにな

²⁹⁸ これは参議院における一川保夫防衛大臣の問責決議（2011年
12月9日）の事例だと思われる。

らないで終わってしまったというケースもありました。

それからもう一つ、内閣不信任決議の同一会期内の再提出につ
いて2011年の菅内閣のときに問題になりました。

これは、別に内閣不信任に限らず、ほかの法案にも応用されるわ
けです。会期制に伴う原則として、会期制を設定している憲法にい
わば内在する原則だと言われています、限られた会期中で意思が
変動するというのはやはり信頼性、効率性の面からも望ましくない
ということ。

内閣改造をしたことなどが理由として挙げられていましたが、内
閣の改造が不信任の理由になることはないんじゃないかと思っ
ています。慣習法とも言える原則ですが、これによって、大体、今回
のことも、参議院の議長が、それはもう状況がいろいろ変わったん
だ、変わったんだからできるという話をされていたわけですが、同
一会期再提出は通らないというので、議運で、それは扱わないとい
うことを決めて、それで終わりになっています³⁰⁰。

これは、じゃ、もし会期制を実質的になくしたときにどう扱うか
というところでこの点は問題になってまいります。しかし、当面、
今の議会の中では同一会期内の再提出については認めないとい
うことで、このときもそういう扱いになっています。

それから、一度びつくりしたのは、2011年4月に、私宛てに、
憲法審査会の設定などを、超党派の衆参対等統合一院制国会実現議

²⁹⁹ 第200回記録を参照。

³⁰⁰ 第222回記録も参照。

員連盟というのがあるんですね、そこからの特別決議が送られてきてまして。2011年4月といったら大震災の後ですよね、そんなのが送られてきてまして、しかも、これの会長は副議長の衛藤征士郎先生でした。民主党からも鳩山さんが名前を連ねているということでした。

それは、そのときは要請だったんですが、2012年の4月27日に、議案を提出するといって。超党派の10名ほどの名前で、それには民主党からも海江田さんが入っているんですが、賛成者120名ということで出されてきました。中身は何かというと、二院制をやめて一院制にするという話ですよね。

つまり、議員立法の扱いをどうするかということになるんですが、機関承認の問題もありますし。これについては、自民党からも、今までの原則に基づいて、これは自民党として扱っているものじゃないから対応してもらいたいというようなこともありまして、各党も、これは党内で決めている話じゃありませんから。一応、議長室にやってきましたので、事務総長が仮受けという形で受けて、後は各党でということ、これはそのままになっています。各党の中で意見が一致しているわけじゃありませんし、参議院では、いいというものもあるけれども、駄目だという意見が大体多いわけですから、衆議院と参議院を一本にするという憲法改正案については。

しかし、これがこのとき出てきたというのは、いろいろとねじれ国会などを見ながら、衆参の対立というものをこの際なくそうとい

うような意味なんでしょうけれども、二院制には二院制の意味がもちろんあるわけで、やはり多様な国民の意見、複雑化する中でそういう意見も聞いていこうというのが二院制の役割だといって、前に、G8の広島の会談のときの、議院の二院制についてのイタリアの代表の話を御紹介しましたけれども³⁰¹、ああいうことだと考えておりますが、こういうことが突然出されてきてびっくり仰天したということもありました。なかなか簡単な問題ではないと思っています。

○赤坂 会期制と一事不再議原則の問題に関連して、これまでのオーラルの聞き取りの中でも、憲法が会期制を取っているということに内在する問題として会期不継続の原則があるとおっしゃっておられたように思います。会期制を取ることと、会期の間で案件が継続しないということとは、厳密に言うとは違うようにも思われますが、ここは会期制をどう捉えるかという話だと思いますが、会期制を憲法で採用しているということは、当然に、会期間で案件が継続しないということを憲法上含意しているのでしょうか。

○横路 継続する場合は、継続の議決をするということになっていきますからね。

○赤坂 でも、それは憲法で決まっているわけじゃなくて、そういう運用になっているということですよ。

○横路 まあ、運用ですよ。

しかし、いわば憲法上の慣習みたいにして、国会法で決められているということですから、そこはどうでしょうか。憲法の改正が必

要なのか、あるいは国会法を改正すればできるのか。長いこと積み重ねてきた慣習というのはやはり大事ですから。

○赤坂 もし国会法を改正すればできるといふのであれば、憲法上の問題ではないということですね。

○横路 まあ、そういうことですね。

○赤坂 国会法だけの問題であれば、憲法改正なくして国会法改正で〔会期不継続の原則の廃止が〕できる。ないしは、国会法があつても、運用で法律と違う行き方をするということもあり得るのかもしれない。

となると、憲法上の、会期が採用されていることに当然伴う内在的な要請として会期不継続の原則があるとはまでは、必ずしも言えないような気がします。

○横路 国会の運営上の扱いとしてはそういう慣習になつていますよということ、一応みんな、各党ともそれを了解してやっているとということ。

基本的には、今の会期制ということのプラスマイナスはあることはお互いにみんなそれぞれ承知していますから。民間の提案でも、今の会期制をやめて、実質的な、それは憲法上の規定もありますから、それにのつとつた形で、しかし、実質的には今のようない会期の扱いを変えていこうということは議論としてあります。私も、会期末の攻防戦というのを見ていて、そこにいつも無理がかかっているから、それよりは、もうちよつとゆつたりと長い時間でやつて、臨時国会の召集や何かの問題もそんなことじゃなくてできるよ

に、議論ができるような機会を作るといふ意味では、実質的な運用というものを決めることが非常に大事じゃないかなと思います。

《議事進行における慣習》

○赤坂 運用や慣習で議会の運営の在り方を変えていく方途について御示唆がありましたけれども、原口先生の方から議会運営についていろいろ慣習面等でお尋ねになりたいこともあつたかと思ひます。

○原口 慣習というか、一般論みたいな形になりますけれども、先生が議長をされていたときに、議場からいわゆる議事進行係の動議であつたりということに関して、具体的に、議長と議運とかの間で、誰が「ギチョー」といふような声を出すとか、そういう細かいことが実際に決まっていたんでしょうか。それとも、各党派の中で、そういう役割を誰がどうするかというのが勝手に決まつて、議長は、そういう声が出てきたら、おつ、対応しなくちゃいけないのかといふふうになつたのか、そこら辺の具体的な動きを教えてくださいなだけばと思います。

○横路 私の記憶では、議長が関与したことはないと思います。それは議運のレベル、議院運営委員会のレベルであつて、動議の出し方について、今のようない形でやるということを決めて、発言者は与党の方で選んで、やるということだと思ひますね。それについて、私がこれはいいとか悪いとかということについては全くありません。

○原口 例えば、事前に○○という議員から声が上がりますというような報告というのはあったんですか。

○横路 いや、報告は受けたことないですよ。議事進行の中でもって、誰がこういう形で発言しますというのが、議会の運営のときに議院運営委員会を開きますから、それに私も副議長も出ますので、そこで了解する話です。

○原口 それは、動議が上がると、事前に議運で話があった方針にのっとって、議長が次に議事を進めていくという形を取っていたということですか。

○横路 そうです。それ以外に、勝手に「ギチョー」と言って、議院運営委員会で決まらないで発言を求めたというケースは、ちょっと私は知りません。

だから、議院運営委員会で決めたとおりに議事は大体運営するというのが原則ですね。

○原口 そういう議会の運営とか慣習の中、実際に運営していく中で、議長や副議長が、やはりここはこうした方がいいんじゃないかとかいうような提案をするということは意外と難しいということなんですか。

○横路 普通の運営をされて、何も問題ないときはそれでいいですよ。ただ、問題があったときにどうするかということになるわけです。

だから、議院運営委員長の判断でいろいろ採決したりなんかする

ことはありますよね。それに対して、議長が、やめなさいと、あれは議院運営委員会の際は、副議長とともに委員長の後方に座っているんですけども、そういうことはどうなのかな、今までやったこととはあるんですかね。ないと思いますね。

○原口 それは、戦後の国会が70年以上たって、その中で、徐々に、議運の方で決めていくという慣習ができていったという理解になりますか。

○横路 そうだと思いますよ。

《民主党政権下の経済政策》

○横路 次に、民主党が3年間で何をやって、何をやらなくて、どんな間違いを犯したのかということを総括的にお話します。

最初に、経済の問題について。民主党政権の3年間の経済はどうであったのかということで、先生方にペーパー【後掲の「各種指標（2022年11月）】を渡してあります。それを見ながらお話をしたいと思うんです³⁰²。

経済の流れというのは、全体にずっと継続されて、続いているわけですよ。だから、まず見てもらいたいのは、麻生政権のときの数字と、民主党3年間で何をやったのかということ。それから、民主党は3年間ですから、その後の安倍政権はずっと続いていますけれども、安倍政権は3年間で何をやったのか。それから、安倍政権の新しい数字でどうなっているのかというのを流れとして見てい

³⁰² 後掲「安倍政権3年間の日本の姿」（横路孝弘事務所作成資料）も

参照。

きたいと思います。だから、民主党3年間をまず安倍政権の3年後と比較し、安倍政権全体と比較するという事です。

もちろん、日本の経済も世界の大きな流れの中にあります。だから、民主党政権でいうと、リーマン・ショックの影響で、税収が非常に少なくなったという影響を受けて、財源の確保に非常に苦労したと言えますし、安倍政権も、コロナ以降はやはり世界的なコロナの影響をいろいろ受けたということもあるわけで、しかし、同時に、その時々々の政権の経済政策によってやはり非常に変わってくる景気の状態ですね。

経済政策として一般的に言われるのは、財政によって、公共事業が中心ですね、消費というか需要を拡大するという政策。それから、金融緩和。金融を緩和することによって、企業も個人もお金を借りやすくなって、それで経済が回っていくという考え方。それから、個人への所得移転。年金制度や社会保障制度がそうですけれども、そういうことで個人への所得の移転によって経済を動かしていくということが言えると思います。

民主党3年間の数字を後で詳しく見ていきますが、公共事業は減っているんです。減らしているんですね。防衛予算も減っています。子ども手当や高校の授業料の無償化、それから生活保護の母子加算、これだけで年4兆円を超えるお金なんです。

家庭に移るお金というのは、地域で使われるわけですよ。公共事業というのは、必ずしも地域で使われるわけじゃありません。大きな公共事業であればあるほど、地域に回るのに相当ずうっと、いろ

いろなところをぐるぐる回って使われるということになります。日本はサービス経済の時代が変わっていつていまして、公共事業が持っている経済への波及力や雇用吸収力というのは変わっていつています。そういうところを見てもらわなければいけないと思っています。

民主党政権のときは、やはり大震災、原発事故ということがあって、これだけで、もう大変大きな経済的な影響を受けています。

安倍政権の場合は、円安を誘導して、そして、いわば公共事業、財政出動と、それから金融政策、これが中心になったわけですね、アベノミクスと言われているものは。大幅な金融緩和をやってお金を借りやすくして、それを企業が借りて、設備投資をして、そして、それによって需要や雇用が生まれて経済が回っていくという考え方だったと思うんです。

実際に、円安を誘導して、特に、アメリカとの金利差が大きくなると円安はずうっと進行していきますから、それによって輸出産業が非常に大きく伸びたんですね。

それから、彼は、企業が世界で一番活躍しやすいようにするという事で、規制緩和と法人税の引下げとか、あるいは租税特別措置による引下げなども行って、大企業に大変な利益を生み出したわけです。

しかしながら、その辺がなかなか賃金には反映しなかったわけですね。どこに行ったかというところ、内部留保と株主の配当と役員賞与が増えたんです。しかし、給料は上がらなかったということで、国

民にはなかなか還元されなかった。

それで、ちょっと数字を見ながらお話をさせていただきたいと思
います。

この資料は、国会図書館にお願いをして作った資料です。数字の
統計は、確定と、それから、大体こうなるだろうという結果、概算
の数字みたいなものがありまして、その辺のところは若干いろいろ
とあるかもしれませんが、いずれにしても、国会図書館でまとめて
もらった資料です。

まず、国の予算で見ますと、公共事業予算が大幅にカットダウン
されています。7兆円から4兆5千億ですから、それだけ大幅にカ
ットになって、安倍政権3年後にはそれが増えて、そして、現在に
なると更にそれから増えているということで、公共事業が大幅に伸
びたということですね。

それから、消費税のところを見てもらいますと、民主党政権のと
きが5%です。安倍政権になると8%になっています、3年後。だ
から、その分、増えていますよね。3%でどのぐらい増えるかとい
うと、大体1%で2兆3千億とか4千億とかいっていますから、
3%増えればそれだけ増えるということになります。そして、安倍
政権は2019年に10%に上げました。それで、消費税がこのよ
うに非常に大きく増えているというのはどこに原因があるのかと
いうと、民主党がいわば身を切って、身を削って消費税と社会保障
の改革を野田内閣のときに実現したという結果の数字です³⁰³。

³⁰³ 第23回記録も参照。

雇用のところを見ていただきたいと思います。

給与のところ。給与は、麻生政権から民主党政権でも1000円
ぐらい下がっています。3年後は大体横ばいで、それが安倍政権
後の今日になると下がっているんですね。

大体、給与は1997年がピークです。97年がピークで、ずう
っと下がりが放しで下がっています。この間、岸田政権で新
しい経済の在り方の中に「もう30年間下がりが放しで日本の給与
は世界で安い」と記載してあって、安倍さんがかっとなって、それ
が最終文書からカットされたという経緯がありますが、このこと
ろです。

ずっと見ていって、非正規従業員というのがあります。非正規従
業員を見ると、麻生政権から民主党政権でちょっと増えています。が、
その後ずっと増えていって、2020年は2千万人になっていま
す。1800万人から、200万人ぐらい増えている。

それから、総雇用者所得。総雇用者所得というのは、雇用されて
いる全ての人の所得です。これは、民主党政権になって、これが最
高ですね。安倍政権の3年後も減らして、その後また民主党政権の
ときの方が良いのです。これが、アベノミクスが何をもたらしたの
かということをはっきりと示している一つの数字です。

エンゲル係数も上がっています。
労働分配率も、私どものとき、72%だったのが、安倍政権の3
年後には、69・5%。今は、また71%になっています。

年収200万以下の方というのが、麻生政権で1300万人だったのが、民主党政権になって減っているんですね、1100万人に。それがずうっと増えています。

つまり、働く人々の環境が厳しくなっているということで、それが次の貯蓄のところ。

貯蓄ゼロ世帯の40代を見ると、貯蓄ゼロが22%から25%と、ちよつと民主党政権3年間でも増えています。それが安倍政権になると10%増えて、ずつと今日までそういう状況が続いているということ。貯蓄ゼロ世帯が特に安倍政権3年後には非常に大きく増えています。

そして、日経平均株価は、これは上がっていますね。安倍政権でどんどん上がっています。

それから、企業の経常利益。これも、32兆円、48兆円、64兆円、さらに、62兆円ということになっているわけなんです。大体、民主党政権のときも、その前の麻生政権から見ると増えていますよね、16兆円。同じぐらい増えているんです、安倍政権の3年間も。だから、そんなに企業の利益そのものが民主党政権になつてから下がったということではないわけです。

内部留保も、268兆円から304兆円、そして342兆円、そして507兆円と、アベノミクスで安倍さんのときには非常に大幅に増えていっています。民主党政権のときも、減っているわけじゃなくて、内部留保はやはり同じように増えていって、同じように、3年後は安倍さんのところも増えているということです。

それから、倒産件数。これも減っています。大体同じようなペースで減っています。しかし、企業の休業・解散は大幅に増えています。麻生政権から民主党政権へ、これが3000件ぐらい、それから安倍政権の3年後も更に3000件ぐらいと減っています。

負債総額も、7兆円から、4兆円、2兆円、1兆円と減っています。

経済というのは、そうやってつながっているわけですね。

問題は、成長戦略のところの数字を見ていただきたいと思うんです。

円安が進んでいっていますからね。一人当たり名目GDPというのは、民主党政権では19位から17位に上がって、その後、27位、24位と下がっていますよね。為替はその時々によって動くわけですけども、12年ですと90円前後、80円台も結構あったと思うんです。それが、120円台、今はもう137円だったですかね。ドル換算すると、非常に大幅に減っているんですね。だから、ドル換算すると、日本の働く人々の給料そのほかというのは、世界の中で、何か初めのうちは3番だ、4番だと言っていますが、もうそんなものではなくて、多くの国に抜かれていっているということです。

その下の方の個人消費を見ますと、やはり個人消費が減っているんですね。民主党政権で少し増えて、後はずつと、安倍政権下で減っています。

これが、この数字を見た概略なのでございますけれども、つまり、大きな企業にとっては、非常に内部留保も増えて利益も上がったけれども、働いている人には本当に還元されていないというのがいわゆるアベノミクスの結果なんですね。

だから、何か民主党政権が経済をめちゃくちゃにしたということの間違って言う人がいますけれども、そんなことはなくて、消費を中心とした経済で、公共事業は抑えたけれども、普通に企業は内部留保も上げ、それから利益も上げています。ただ、給料そのものにはなかなか回ってこなかったということです。これを、まずこの3年間の経済の状況として見ていただきたいなと思っております。悪夢のような民主党政権と言いますが、数字そのものを見てみると、ちゃんと経済としては動いている。あの震災、原発があったにもかかわらず、非常に頑張ってやっているということが分かります。

○原口 民主党政権のときに貿易収支のマイナスが大きかったのは、なぜだったんでしょうか。3ページ目の成長戦略の貿易収支、12年のところですが、ここだけかなりマイナス（マイナス4兆2719億円）があつて、大きく引き下がっている。これは民主党政権のどのような特徴だと読み取ればよいでしょうか。

○横路 マイナスになったのは、東日本震災と円高の影響が大きく、さらに世界経済の減速で輸出が減り、火力発電所の燃料を中心に輸入が増えた結果です。貿易収支はその年によって大きく変わっています。例えば2014年にはマイナス10兆4653億円になっています。その後2016年からプラスに変わっていています。

民主党から自民党への政権交代後に貿易収支が黒字に戻ったのは、円安でもって輸出が伸びたためです。円安の最大の効用は、輸出が伸びたことなんですね。逆に、輸入価格が上がりますから、物価は上がっていく。しかし、大企業が中心の、当時は経済構造もそういう経済。輸出企業が伸びることによって経済が非常に伸びたということですから、特に経常収支はそういう関係でよくなったんだと思います。

○赤坂 先ほど、貯蓄ゼロ世帯のお話がありました。

この数字を見る限り、確かに、40代というのは、民主党政権時代の25%というのが、安倍政権の退陣時には35%ということで、数値的には大分悪化しています。しかし他方で、単身世帯、20歳代につきましては改善しているというふうに数値上は見えるんですけども、このような……

○横路 ほとんど横ばいですね。

○赤坂 横ばいというか、安倍政権時代に途中で一旦数値が上がっているんですけども。

○横路 上がって、下がっていますね。

○赤坂 この政権最後の段階に至るまでの施策でもって民主党政権時代よりも数値は改善したとも評価できるんですが、世代間でこれほど大きな差が生じたのはなぜなのでしょう。

○横路 それは、今の日本の姿だと思えますね。例えば雇用でいいますと、今、非正規労働者が働いている人の40%で、これがほとんど増えていますから、貯金するという余裕が若い人になんじや

ないでしょうか。ますますそれが厳しくなっているんだと思います。

前から言っていますけれども、終身雇用、年功序列制では、ある程度将来の見通しがありますから、そういう中で貯蓄がある程度はできるんだらうと思うんですけども、それがなくなると、やはり不安で、不安だったら貯蓄に回るだろうと思うんですが、やはり若い人たちの、非正規社員の給与は非常に低いので、非正規が増えれば増えるほど、人の所得は増えないんですよ。横ばいか、下がっていくんですね。

しかも、雇用そのものが不安定で、いつ解雇されるか分からないというような、不安定労働で低収入ということ、そういう感じが増えていっているのが20代の貯蓄率に表れているんじゃないでしょうか。

それから、その下を見ると、年金の支給は減って、保険料が上がっていますよね。医療や介護の保険料が上がっているというのは、負担が相当、40代、50代と上がっていくほど負担が大きくなっていますよ。びっくりするぐらい取られますよね、医療の保険料なんというのは。取られると言ったらまずいか。納めていますよね、みんな。

○赤坂 先ほどのご説明ですと、特に民主党政権より後の段階において若年層の非正規雇用が拡大し、その分だけ所得が減ったということなのですが、そうであるとする、40歳代の貯蓄ゼロ世帯がこれだけ数値的に悪化しているのに対して若年層の方がむしろ数値的には改善しているのは逆になぜなのかという疑問が生じるわ

けで、そこをちょっとお聞きしたんですけれども。

○横路 それはやはり、負担が増えているからじゃないですか。給付が減って、負担が増えているからじゃないですか。

○赤坂 40歳代の負担が増えているという。

○横路 ええ。40歳代という、この統計でいうと、負担が、介護や何かの保険料や、みんな上がっているじゃないですか。まだ子供にもお金のかかるときです。やはりいろいろな負担が増えているんですよ。

○赤坂 若年層にはその影響が出ていないと。

○横路 まだまだそこまで行っていないんじゃないですか。

医療保険や何かについても、あると思いますよ。

○赤坂 となると、非正規雇用の拡大の影響があると。

○横路 大きいですね、それは。給料が上がらない理由のかなり大きいのは、非正規雇用の拡大にあると思いますね。

それは何かというと、やはり新自由主義的に、人件費をコストとして見る考え方が徹底して行って、コスト扱いになったわけですよ。従来の日本のいわば人本主義とは違うんですよ。やはり資本主義なんですよ。こういうところにその結果が表れている。

これは、これから給料をどうやって上げていくのか。岸田内閣も、ともかく給料が上がらないで、ずっと30年間上がっていないで、国内では横ばいですけども、世界的に見るとどんどん下がっているわけですよ。ほかはどんどん上がっていているわけですよ。それは何なのかということを目に議論しなきゃいけないと

きなので、そのときに、こういう貯蓄だとか、あるいは年金や医療なんかの支給と保険料の動きをトータルで分析しなきゃいけないんじゃないか。

それから、一番トータルに分かるのは、総雇用者所得ですよ。総雇用者所得が上がらないで下がっているんですから、それが何を表しているかというと、それは、とにかく、働いている人、雇用された人のトータルの所得ですから、一番これが概括的には分かりいと思うんですね。

だから、そこを見て、この間の状況をしっかり分析して、今、やはり所得を増やすことが課題だと思うんですが、例えば、労働組合も、この間、安倍政権になってからのスローガンというのは、給料を上げるとのことよりも、雇用を確保すると。雇用に重点を置いているんですね、春闘の要求なんかを見ても。賃上げの方はほどほどに抑えて、雇用確保を優先している。雇用確保を優先するというのは、正社員優先ということですよ、結局は。

だから、やはり今日の状況を全体的に、しっかり考えなきゃいけない問題はたくさんあると思います。そういう論争を国会でしっかりやってもらいたいと思います。

《民主党政権の諸成果》

○赤坂 今、経済の面から民主党政権の成果についてお話しただきましたけれども、その他の側面についてはいかがでしょうか。

○横路 次は、ちょっと個別の話をした後に、外交と安全保障の話

を最後にしたいと思っています。

民主党政権は、官僚主導の政治から政治主導の政治へというようなことをメインにしてやってきたわけですね。じゃ、具体的にどういうこと、つまり、今までの政権じゃできないことで何か手をつけたことがあるんだろうか、ということ、ちょっとピックアップしてお話ししたいと思うんです。これも、今まで話してきた鳩山政権からの話の中と重複するところがあるかもしれませんが。

ともかく、民主党政権が誕生した後、一番大きな変化は、国会見学が増えたことですね。土曜、日曜かわらず、たくさんの方が国会を見に来て、それだけ政治に関心が集中したことなんです。それに対して、党内がまとまらなくて抗争を繰り返したということが、この政権3年間の一番の大きいマイナス点ですね。これは本当にどうしようもなかったと思います。

しかし、政務三役を中心としていろいろと仕事を進めたということの中で、いろいろと挙げていきたいと思えます。

まず、予算編成というと、シーリングの廃止ということですが、マニフェストを実現するやり方というのは、地方の自治体などではやられていましたけれども、なかなか、こういうことを発表して、それを行い、全ての予算の組替えを行うということ、これは非常に苦労したわけですよ。

予算の組替えをやるということになると、官僚の協力なしには一切できません。だから、民主党の政権も、政務三役中心に意思決定するんですけれども、大いに官僚の協力を得ながらやったというこ

とに結果としてはなっています。仕事を始めたら、官僚の意見を聞かないとできないんじゃないんですから、予算の組替えなんというのは。それから、税制調査会も一体化して、租税特別措置についてメスを入れたということです。これはやはり民主党政権の成果です。171項目のうち59項目を廃止したり、軽減したりしたのもあります。

それから、財務省がずっと非常に抵抗してきましたんですが、NGO、NPOを育てるための、いわゆる寄附税制。寄附税制の実現というのも、これは大変大きな点です。市民運動を展開していく上で、これは非常に大きな要素になっています。

それから次は、無駄をなくすということで行われた事業仕分けです³⁰⁴。

事業仕分けを行って、予算面というと、公共事業と防衛予算が減少して、文部科学予算と地方自治体の予算が増えるんですけども、コンクリートから人へというスローガン、いろいろと批判される方もいますけれども、当時の状況からいうと、このスローガンは非常に大事な意味を持っていたと思います。

事業仕分けは、各省による無駄遣いの根絶を目指して行ったということで、確かに、その目的としたのは、一つは、各省庁間で重複している事業がないか、それから、各省庁と自治体との間で重複している事業はないかということでした。

それから、独立行政法人や公益法人の基金ですね。一体、これで

本当にいいんだろうかと。

それから、特別会計の事業。

あるいは、試験的モデル事業。従来は、大体、地方に対して、何かがモデル事業を作って、これをやらせるといふパターンだったんですよ。しかし、私が知事の頃からそうではなくなつて、地方で成功している事例を取り上げて、それをいわば補助金化して、地方にどうぞと示すように、この試験的事業の内容は変わってきていますけれども、いずれにしても、そういうような点について。

要するに、何がよかつたかという点、本当にこの事業は国民のためになつているのか、今本当に必要な事業なのかという点をチェックしたという点なんです。

ずうっと同じ政権が長く続いていましたから、その長く続いていく中で、やはり惰性でもって、その事業に関連するいろいろな業界団体や、もろもろのことの中で継続してやっている事業があるんじゃないか、今になつてみたら、今は必要ないよ、もうそんなことは何も国がお金を出さなくても民間で十分できることだし、やっていますよという判断をするということが、この事業仕分の目的でした。今までなかなか、政権がずうっと継続している中でメスを入れられなかったところに手を入れた、ということです。

それは本当に一部ですよ。しかも、確かに、批判があるように、財務省が選んだものが中心じゃないかという意見もあります。そういう面もあったでしょう。しかし、いずれにしても、これによ

って、もう一度、予算、税金を基本に戻ってチェックをした、これを、議員と、民間の人も入れて一緒にやった、というのがよかったと思います。

したがって、これは、その後、行政事業レビューとして、自律性と公開性と外部性、つまり、公開することと、それから外からの人間を入れてやるということが重要で、それが事業レビューとして継続していったことになるんだと思います。

その結果、例えば、新たな埋蔵金として、公益法人などの基金です。そんな基金でやらなくなったって、補助金でやればいい話で、その基金がどんな具合にして、本当に生かされているのということになると、どうも人件費に回っているんじゃないかということ、これは全体で7千億以上が国庫に納付されています。

それからもう一つは、公益法人や独立行政法人への天下りの実態ですね。

例えば、役員が22人いて職員が一人という団体があったというのは、全然知られていなかったことですよ。こういうようなチェックはやはりちゃんとやっていかなきゃいけない。同じことは自治体にも言えます。

私も、知事るときに、補助金をチェックするというのは、これは一番苦労しました。削ろうとすると、必ず関連する議員がいて文句を言ってきますから。

それが国だったら、規模もでかいし、大きいところで、しかも、

そこに天下りしている。一つの国の事業を9つのそういう法人で分割してそれを請け負う。分割して請け負うわけですよ、一つの事業を。それで、53人の天下りが行っている。どんどん天下りが行っちゃっているというような実態も明らかになったわけで、天下りの省庁のあっせんの禁止なども決めたわけですけども、この事業仕分というのはその後もしっかりやっていかなきゃいけない。それは地方の政治についても国の政治についても言えることだと思います。

《公共事業の改革》

○横路　そして、そういうチェックの中で、公共事業です。

公共事業は、ともかく経済波及効果や雇用吸収力が現在確実に落ちていくんですね。社会保障の方が吸収力があるんです³⁰⁵。しかも、人口が減っています。だから、少子化でしょう、高齢化が進んでいます。だから、いろいろ問題があって、どっちかというと、新規よりも、既存のいろいろな公共事業のものをどう直していくか、改善していくのかということの方に実は重点がかなり移ってきているわけです。地方で見ると。河川に架かっている橋や何かについてもですね。

しかし、公共事業というのは、いずれも長期計画があるわけです。それからまた、そのための審議会もあるわけですね。そして、公共事業の配分。河川だ空港だ道路だ、いろいろあります。あ

の配分のシエアもほとんど変わっていないんです。初めの予算で変わっているなと思ったら、補助金が後でついたら大体元のバランスに戻っているんですね。

地方でも、必要なものは変わるんですよ、少子化がどんどん進んでいったら。だから、私が知事のととき、網走管内か何かから、北海道のオホーツクの方です、もう道路はいいからほかのことに金を出してくれというようなことができました。

そういうところは、従来から議論はあったけれども、なかなかメスを入れることはなかったんですね。その後、これは前原さんですよ、最初の国土交通大臣をやった。彼とそのスタッフ、辻元さんをはじめ副大臣や政務官など協力して頑張りました。

例えば、ダムというのは、毎年、国が直轄ダムと地方の補助ダムを一つずつ新しいものを決めていったんですよ。だから、直轄ダムは、56のダムがあって、未着工のが28もあったんですよ、あのととき。何でそんな、56の直轄ダムをやるよと決めていて28も未着工があるのかといったら、そうやって毎年一つずつ決めていくからですよ。必要性が本当にあるのかということになるわけですね。地方の補助ダムについても、補助ダムは大体87と言っていました、このとき。北海道でも、実は、ダムをめぐって国と大げんかしたことがありました。まあ、それは今日はちょっとしゃべりません。それから、河川の在り方ですね。これも、コンクリート河川をや

³⁰。廃止法案は、第174回国会提出、第176回国会で審議未了、廃案か。国幹会議は2009年を最後に開かれていないが、現在も存在

めようと言っている一つは、災害復旧事業は3年間でやるわけなんです。元に戻すこと、元に戻すのが災害復旧だという考え方がずつとありました。今、これは変わってきています。コンクリートのあれも、蛇籠をやったりして整備する方が魚や何かが増えるわけですよ。コンクリートは全然駄目ですからね。そういうようなことなど、河川の在り方を変えていこうと。

空港は、空港特別会計(社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(2007年度までは「空港整備特別会計」)がある。これの見直しをしようじゃないか。

高速道路は、国土開発幹線自動車道建設会議、国幹会議というのがある。これを前原さんのときに廃止の提案をしたんですよ³⁰。

これは、議員と有識者ということで、有識者といってもみな道路関係やそういう関係の人たちですから、これは何の議論もなしに、会議が開かれて、ぱっぱつと次から次へと決めていったわけですね。したがって、審議会の改革、中央社会保険医療協議会とか社会資本整備審議会とか食料・農業・農村政策審議会とか、いろいろな政策審議会があるのを、公共事業の中で特にチェックして、これはやめようということ、これは国土交通省が先頭になってやりました。

《地方分権改革》

○横路 それから、地方分権ですね。

はしている模様である。

地方分権は、地方分権改革推進委員会がずっと進めてきました。進めてきたけれども、最後の方になって役所の抵抗があつて、それは、国の直轄事業負担金の話など、うやむやになっていたので、一つは、国と地方の協議の場をちゃんとこのとき法制化しました。

それから、国が法令によって自治体の事務や事務処理方法を縛る、義務づけ・枠づけというやつですね、これを見直して、関与を縮小するというのを2回にわたって整備しました。

それから、国の地方へのひもつきの補助金を廃止して、地方が自由に使える一括交付金制度を創設しました（2011年）。しかし、これは安倍政権になってなくなりましたけれどもね（2013年）。

これらのことについては、第30次地方制度調査会の西尾さんが、政権交代があるといいことが起きるいい例である、というような発言をされています³⁰⁷。

元々、地域主権ということ考えた民主党の政策からいうと、はるかに及ばないことは及ばないんですが、従来議論はされてきたができなかったことを、ここで実行したということは言えるんじゃないかと思います。

《新型インフルエンザ対策》

○横路 それから、医療については、インフルエンザ対策というの

で、コロナですね、今日のような事態を想定して、これは、麻生政権のときにインフルエンザの新しいのがメキシコから入ってきて、舛添大臣から、民主党政権、特にしっかりやってくれと言われて引き継いだものです。

まず、インフルエンザワクチンの接種の基本的対処方針を2009年10月に決めました。実際に協力してもらう必要がある医療機関の役割、輸入ワクチンの確保、また、優先的に接種する対象者を決めなくては駄目ですよ。医療関係者とか高齢者とかということですね、決めて、やらなきゃいけないですよ、というワクチン接種についての基本方針を、ここで決めているわけです。

そして、ワクチンは輸入しなきゃ駄目だということになったときに、その輸入したワクチンを打った人に被害が出た場合に我々が責任を持つんじゃない、そんな輸入はできませんよと、輸入業者の非常に大きな声があつて、じゃ、そういうときは、その被害の責任は別に輸入した業者にありませんよ、国が責任を持ちます、というような法律を作ったんですね³⁰⁸。

それからさらに、いろいろと調べて、新型インフルエンザ等対策特別措置法を作るわけです。

これは、まず予防接種ですね。それから、検疫をしっかりとすること。発生国からの飛行機などの運航を制限する。それから、医療関

³⁰⁷ 「住民参加へ地方議会も変革を（西尾勝）」（平成23年9月15日付朝日新聞）。

³⁰⁸ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）。

係者への要請とか、国や都道府県に対策本部を作ること。緊急事態の宣言もして、どうするか。市町村にも対策本部を作って、不要不急の外出を自粛すること、施設の利用の制限をちゃんとしなきゃ駄目ですよ。それから、知事は臨時の医療施設を開設して土地などを使用することができ、臨時の医療施設を開設して、ちゃんとやりなさいよと。

ちゃんとこのとき方針として決まっているわけですよ。ただ、一言申し上げますと、安倍総理は、そんな民主党が作った法律なんか使えるかと言ったそうです。

いずれにしても、このとき決めた方針に基づいてコロナ対策はやったわけです。しかし、輸入ワクチンの確保だとか、発生国からの飛行機などの運航制限だとかいうようなことは、今回十分行われなかったということもまた事実です。

このときの対応策は、もちろん麻生政権から引き継いでいる中身ではありますけれども、民主党政権で3年間でやったということですよ。

《医療報酬制度改革と障害者政策》

○横路 それから、医療の報酬です。中央社会保険医療協議会というのがあるんですね。これがいろいろ決めているわけですが、大体、医師側は日本医師会の指定ポストだったわけですよ。これは、支払側が七人、医師側が七人、それから有識者が六人、合計20名で

309 障がい者制度改革推進本部及び同推進会議の議事概要・議事録・

決める組織になっています。しかし、医師側はほとんど日本医師会の推薦だったのを、変えました。一つは、病院の関係者を一人入れる、それから一つは、地方の医師会の代表を二人入れるということで、三人の人を、ちょうど替える時期だったので、替えたんですね。

日本医師会は開業医が中心ですから、開業医の処遇改善には力を入れるけれども、病院の勤務医をもうちょっと大事にしていこうじゃないか。それから、公立の病院もバックアップしていこうと。公立の病院は赤字で、救急車がなかなか来ないとか、いろいろ不満なんかがあったところですから。

そこで、10年ぶりに報酬改定を行いました。地域医療と病院経営を改善する、公立の病院経営のところですね。それで勤務医の労働環境の改善を図るというようなことも、大きなことじゃありませんけれども、しかし、こういうところを変えることでやはり変わっていくんですね。

それから、障害者政策。

これは、障害者団体から、国連障害者権利条約を批准する前に国内政策を条約に沿った内容にしてほしい、そのような、「当事者のことは当事者で」という声を聞いて、2009年12月の閣議決定で障がい者制度改革推進本部を作って、その推進会議は、25名中14名が障害当事者で、これは、2010年1月から2012年3月まで、38回、全部公開して議論しました³⁰⁹。

こんなことは、かつてないことなんですよ、実は。しかも、内閣

資料等については、内閣府の関連HPを参照。

府に障害当事者が責任者として入って仕事をしているというのも今まではなかったことなんです。

その後、この会議が終わって、2012年、障害者政策委員会に改組されますが、それも30名中16名が当事者で、これからの審議会のメンバーは障害当事者が必ず過半数を占めて、やるという流れになっていっています。これも非常に大事なことじゃないかな。

そうした議論の下に、障害者福祉、障害者基本法を改正したり、障害者の虐待防止法だとか、あるいは障害者総合支援法を作るとか。それから、差別解消法、これはできたのは次の政権になりましたけれども、基本的には民主党政権の時にその土台を作って、やったものでして³¹⁰、障害者基本法も含めて、その後も改正していけばいいように、基本のところはしっかりできたと言えます。

《その他の政策の成果》

○横路 それから、エネルギー政策です。

これはやはり浜岡原発を停止したということが大きくて、全体の原発の安全の再確認、再稼働の規制というようなことから、あるいはエネルギー政策の見直し、省エネルギー政策や自然の再生エネルギーの推進、脱原発社会というようなことが事故を契機に言われたのも、その後、大分、原子力村の巻き返しがありますけれども、し

かし、今も、再稼働のチェック、そういう規制をやはりヨーロッパにちゃんとやっていこうということになったこと、これも非常に大事なことだったと思います³¹¹。

それから、教育でいうと、高校授業料の無償化というのは、あれは自民党も、検証と一緒にやった結果、中途退学が半減したことと、再入学が増えたんですね。つまり、それだけ日本の社会というのは格差があつて、その格差が拡大していつている。今も、子供の貧困だとか、いろいろ問題があります。貧困の問題はもういろいろなところに影響していきますから、大変大きな問題を今も抱えています。35人学級を目指しましたけれども、本当は5年間で中学生まで全部やろうとしたんですけども、政権交代でこれは実現化できませんでした。1年生と2年生ぐらいはやったのかな。

それから、社会保障と税の一体改革で、10%を段階的にといて、結局、2014年、そして最後は2019年ということになりました。そういうのはやはり自民党の方がうまいですね。選挙の前に、上げないよとわざわざ発表しちゃって、選挙をやるとかね。

それから、沖縄密約の解明ということで、核の持込みだとか、基地跡地のいわゆる原状回復費用の肩代わりの問題だとかいうようなことについて、十分ではなかったですね。外務省にはなかった資料がアメリカから出てきたり、否定したものを当事者が法廷で証

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html> (202

4年2月17日最終アクセス)

³¹⁰ この間の経緯と、差別解消法の立案にDPIが与えた影響につい

ては、第14回記録を参照。

³¹¹ 詳細については、第22回記録を参照。

言して、いや、ありましたよ、私が署名しましたという証言をしただけです。必しもあの調査報告も正しくはなかったけれども、しかし、ある程度のことば調査して明らかになったということ、これなどはいろいろと前例にして調べてほしいと思います、この検証や何かも含めてですね³¹²。

《租税透明化法の制定》

○赤坂 これまでいろいろなところでお話しいただいたことを一括して、まとめて概観してくださいということだと思わんですが、その中で、租税特別措置のお話がありました。この租税特別措置に対してメスを入れられたという話です。

たしか、平成22年、2010年、民主党政権下で租税特別措置の透明化法が成立したかと思うのですが、これが民主党のマニフェストや政策とどう関係にあったのかということと、それから、なお残された課題があれば教えていただきたいと思います。

○横路 ちょっと具体的には分かりません。

ただ、租税特別措置というのはいつも議論になって、国会でも議論になっていましたから。長くずっと続けられてきたことなんです。が、今までは、自民党の場合は、党と政府と別々になっていました。租税特別措置というのは、逆に言うと、必ずバックにいろいろな業界団体がついています。だから、政府の方がこれをカットしたいと思っても、なかなか党の方はうまくいかないというようなことがあ

ったんですね。だから、それを何とかしたいという考えは、自民党の中の、政府の中にはあったと思います。特に、大蔵省、財務省にはあったと思うんですね。

それを、今回は、その二元制がなくなって、一体としたものでやるということで、当時の藤井財務大臣でしょう、それから仙谷行政改革大臣でしょう、原口総務大臣なんかと、あと副大臣でやって、これは中心になってやったのが峰崎直樹さんという北海道出身の、彼は財務副大臣をやったのかな、彼が中心になってやったんですよ。

それまでは、党の側で、租税特別措置の恩恵を受けている関連団体の抵抗があったからなかなか進まなかったのを、今回の政権交代でそれが実現できた。特に、そういう意味でいうと、二元制を一元化してやったことがうまくいった理由らしい。民主党はそういう業界団体との関係というのは余りありませんでしたから、租税特別措置は、業界の利益ということじゃなくて、本当に日本にとって必要なかというようなこととして扱ったんだと思います。

○赤坂 それが、2010年の租税特別措置の透明化法の制定に結びついているということでしょうか。

○横路 そうだと思いますけれどもね。ちょっとその透明化法のこととはよく分かりません。

○赤坂 どうも租税特別措置のうち法人税関係だけが透明化法の対象になっていて、所得税法その他についての租税特別措置の実績については透明化法の対象から外れていて、どういった背景がある

³¹² 横路孝弘氏と沖繩密約問題との関わりの詳細については、第5回

記録を参照。

のかと思っていました。

○横路 やりやすいところからやったのかもしれないね。ゼロからやるわけですからね、中心になる議員団の方は。

○赤坂 法人税関係で透明化措置を取ることが、例えば自民党の財政的なバックに対して何かメスを入れたりアタックになる、そういう関係があるのでしょうか。

○横路 余りそこまで考えてやったわけじゃないと思いますよ。民衆の政権の流れで、要するに、官僚政治から政務三役主導でどうするかということ、それが本当に国民にとって必要なことなのか、一部の業界団体や何かの利益になっていくだけではないのか、今、世の中で本当にそんな租税特別措置をやる必要があるのかということを検討して、やったんだというように私は聞いていますけれども。

この制度ができたことでその運用状況が調査して報告されるわけでしたから抑制効果はあると思います。

《外交・安全保障の成果》

○横路 次は、外交、安全保障の話をしたと思います。

外交というのは、やはり今までのいろいろな関係があります。それから、安全保障というのも、日本を取り巻く環境、あるいは、大きく言えば、世界的ないろいろな諸問題もあります。

そういう環境の中で、継続してやってきている日本政府の方針を大きく変えるということは、相手があることですから、そんなに簡

単にできることではありません。対外関係でいうと、やはりそれは難しい点もあるわけですね。だから、どうしても継続ということがベースになります。継続がベースになって、それぞれの国との現状をよく見て政策を打ち出す、というものだと思うんですね。

だから、辺野古をめぐる問題などは、1995年からの、子供に対するあの事件からずうっと経緯、経過があつて来ている。そこで、日米と、沖縄との関係を見ながら、どう対応すべきなのか。それを変えたいというならば、変えるために何から始めたらいいのか、どういう手順でやるべきなのかということ。簡単ではありません、これは。したがって、まず、やるとしたら、内閣でしっかりと意思確認をして、そして世論のことも考えながら進めていかなきゃいけないと思うんですね。

民主党政権で、本来、そういう総括的なことをやるのは戦略局だったはずなんです。ところが、戦略局をすぐ作ればいいのに、何かできなくて、戦略室になりました。戦略室も、最初の方は、外交、安全保障というよりも、経済に特化した話になっていました。だから、そういう意味でいうと、全体的な、トータルな外交の姿というもの、そのことについての政策的な一致は、どうも余りできていなかったんじゃないかという感じがします。

鳩山内閣になって、東アジア共同体構想を打ち出すわけですね。しかし、これはアメリカを排除しているわけです。確かに、朝鮮半島や東南アジアの状況、中国の問題を含めて、これをもうろろ、アジアを中心にしていこうとするならば、まず大事なものは、一つはや

はり日米関係なわけですよね。

日米関係でいうと、継続的なことも考えながら、何からやるべきかというところ、やはりそれは地位協定なわけです。まず地位協定から進めていくべきだと思いますし、朝鮮半島には六者協議というのがあります。それから、東南アジアにはASEANとASEAN地域フォーラムがあります。この朝鮮半島の六者協議は、ASEAN地域フォーラムをベースにして、そこにどうやって日本がより積極的に関与していくのか、そこでどういう意見を言うのか。この六者協議にはアメリカも入っていますからね。

そういうことが大事だったのではないかと思っておりますが、残念ながら、そこではなくて、辺野古への移転という問題に鳩山内閣は集中してしまったということで、しかも、事前の外務や防衛との意思確認がないから、どうも、外務省は、特に事務レベルの方たちはアメリカに走って、むしろ、首相には応じるなみたいな話を外務省の幹部がやったということが言われています。

当時の状況からいうと、外交は岡田さんを中心になってやりました。そういう意味でいうと、当時、この外務・岡田、防衛・北澤というのが鳩山内閣から菅内閣にかけてやっています、外務大臣は菅内閣の途中で替わりますけれども、やはりこの二人が軸になって、それがしっかりと事務局をまとめて、外務省当局とか防衛省の当局をまとめて、できる限りの支えをしたというように私は評価しています。

313 第21回・24回記録も参照。

そして、鳩山内閣は、当時の状況でいうと、北朝鮮がミサイル発射や核実験をやったり、哨戒艇の事件みたいなものが起きていたわけですね。しかし、そのほかは特に大きい問題があったわけじゃなくて、岡田さんは、むしろ、密約問題の指示をしたりして、またアメリカのクリントン国務長官ともうまくやりましたね。あと、この間の出来事としては核セキュリティ・サミットとかいろいろありますが、問題はさっき言ったことに尽きるわけで、ちょっと辺野古に中心を置いちゃったというのがまずかったのではないかと思いません。

菅内閣では、中国の漁船問題が起きたわけですね。緊急時の対応が十分ではなかったということと、菅内閣成立の直前に、中国の温家宝首相との会談の中で、ホットラインを作るとか、それから海上における連携体制とかという話が合意されているわけですよ、この合意がどうなるのかというのが問題なわけなんです³¹³。

というのは、APEC、アジア太平洋経済協力会議が2010年の11月に開かれるんですね。このときに、胡錦濤が出てくるわけです。中国の漁船問題の後ですよ。だから、中国と日本の関係が悪くなったときに、出てきたのですから、そこをつかまえて、何も尖閣列島の領土権の問題みたいな話をしないで、鳩山さんと温家宝が合意した事項について話を進めればよかったわけですね。

つまり、緊急事態にどう対応するかという、せっかく温家宝総理との間に3項目の合意があって、総理同士のホットラインの強化、

東シナ海の問題をめぐる国際約束締結交渉を早期に開始する、海上の安全のための防衛当局間の連絡メカニズムの早期創設、搜索救難協定の早期締結、そして経済、貿易関係を強化しようということに一致したというから、この中身を、せっかくの機会に、これを更に具体化しましょうということをやればよかったのが、外務省の想定したものに従った会談だけに終わっちゃったんですね、結局、お互いの主張でもって³¹⁴。

メドベージェフが国後を訪問したのも、それに対する抗議だけで終わっちゃっています。

このときも、本当は、新しい内閣がメドベージェフとやるわけですから、今までの北方領土に関する両者の合意文書というのはたくさんありますよ、その合意文書を再確認すればよかったですね。本当は再確認させる必要があったわけですよ。これは、安倍さんとプーチンのときもそうなんですよね。やはり、どこから話をスタートさせるかというのを、せっかく今まで積み重ねてきた合意文書、いい文書がたくさんあるわけだから、そのことを前提にしてやりましょうねというのを再確認すべきだったが、どうもそうじゃなくて、国後を訪問した抗議に終始したというようなことが残念だったんですね。

このときはメドベージェフ、胡錦濤、オバマさんとみんな来たわけですから、いい機会を逃したんじゃないかなと思います。

あと、彼のときは、いわゆる漁船問題ですね。漁船問題が起きて、

³¹⁴ 第21回記録も参照。

これは確かにこっちに攻撃したんですから、しかし、こういうときは、ある意味でいうと、またお互いがいろいろと協力し合うチャンスでもあるんですね。ある意味でいうと、そのチャンス逃しちゃって。

次の野田内閣で、この温家宝との合意事項を更に具体化するんです。具体化して、中国と合意するんですが、その後、国有化問題でまた吹っ飛んじゃうというのを繰り返して、安倍政権になってから何年か後に、いよいよ軍事的にちよつとぶつかり始めたときに合意に達した³¹⁵。それまで時間がかかっているんですね。本当に外務省や何かその気になって、それぞれの政府の中で頑張つてやれば、こんなのは早くできていたんですよ。早くできて、避けることができた問題が幾つもあるというように私は思っています。

せっかくの温家宝と鳩山さんの会談の中身がその後実現するまでに数年かかったというのには誠に残念ですが、その間、政党もそうですけども、外務省や防衛省が何をやっていったのかを、むしろ知りたいですね。何でこんなに遅れてしまったのか。

菅さんはTPPの問題などを打ち出したわけですが、やはり自分の思いつきで出しているところがあって。批判するわけじゃありませんけれども。

これも、一応、関係閣僚会議まで作ったんですよ。それ以上は進まなかったということですし、消費税と相まって、TPPの問題が、いわゆる反菅というか、党内を二分する、そういう党内紛争の種に

³¹⁵ 同前。

なっちゃったわけです。それが残念ですね。もちろん農林水産大臣はこのとき反対しましたから、小沢グループが反菅グループへ結集していく、その一つの要素を与えちゃったのがこのTPP参加問題です。それと、その後の消費税の問題で、野田内閣の時に分裂してしまうということになったわけです。

それから、鳩山、菅の時の防衛大臣は北澤俊美さんです。非常に慎重な方で、防衛省の意見などもよく聞いていたから、役所の信頼も厚い。それから、大震災のときの自衛隊、なかなか動員数も、菅さんに言われるままに出してやったから。自衛隊は随分頑張りましたよ、このときは。

ところが、野田内閣になりますと、防衛大臣の二人、一川保夫さんと田中直紀さんが途中で辞めさせられるわけですよ、発言で、問責決議が通って。その後、森本敏さんという民間の専門家を持ってきたんです、防衛大臣に。それに、その後自民党に行ってしまった人〔長島昭久氏〕が副大臣になりました。

ここで、ちよつといろいろなことで、私から言うと、何でこんなことをやったんだろうなというように出てきます。

それが、一つは、外交から防衛の話になりますが、武器輸出3原則を緩和したということです。

それまでは、3原則は、1967年に、共産圏の諸国と、国連決議で駄目だよといって禁止されたところとか、国際紛争の当事国やそのおそれのある国へは駄目ですよという話だった。その後、少しずつ拡大しようという動きはあったんですけども、2011年の

安全保障会議で決定し、武器輸出3原則の緩和に関する官房長官談話を発表してしまいました。これを、国会の議論もほとんど、党内の議論も全くしないでやっちゃったんです。

どちらかというと今まで経済界や何かが望んでいた、防衛省の中のそういうグループがやった基準は、アメリカや友好国との防衛装備品等の共同開発、生産をする、平和貢献、国際協力のための防衛装備品等の供与を包括的に可能とするものということで、結局は、国際テロや海賊問題への対処、そういうのも供与の対象にするというところで、国際テロの名の下に、世界中に軍事的な援助を日本が行うことをできるようにしたんですね。

ですから、軍事産業の開発もアメリカばかりじゃなくて、ほかの国ともできるようにしたという意味では、非常にこれは経済界からは評価された方針なんです。私に言わせると、党内の議論もしないで何でいきなりこんなものが出てきたのかというと、それはそのときの防衛省の中の、政府の対応、体制にあったのではないかと思えます。

あと、また、南スーダンへPKOを派遣したんですね。あれは、派遣後に、政府軍と反政府軍の衝突がありまして、それが自衛隊の宿营地というか自衛隊の本部のあるところの周辺で起きて、死者400人ぐらい、300人ぐらいかな、亡くなるような状況があったんです。それで、PKOには参加5原則というのがありますよね。その参加5原則に反するんじゃないかというような議論もありました。

その辺のところはちよつとはつきりしないんですけども、私も国会で議論をちよつとしたことがあります。この紛争のときの自衛隊の日報を隠したという問題がありまして、国会で議論したことがあります³¹⁶。

このときの流れでいうと、一つは、2010年に有識者会議を開いて防衛計画大綱を作るわけですね。「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」というのを9回にわたって開催して、報告書は、2010年8月ですから菅内閣に出されます。菅内閣は、これを受けて安全保障会議において検討しまして、防衛大綱の閣議決定をし、それに伴う次期中期防衛力の整備計画、すなわち、どういふものを持つかというようなことも決めたんですね。

このときには、我が国の防衛の基本方針がありますけれども、何が一番大きいかというと、それまでの基盤的防衛力整備というところから、動的な防衛力、抑止するよと。基盤的というのは、基礎的に侵攻を防ぐ力を持ちますよ、したがって、専守防衛だし、攻撃的な兵器を持ちませんよというのがベースだったわけですが、それに対して、動的防衛力ということで、即応性と機動性と柔軟性と持続性と多目的性とかいって、要するに、アメリカとの関係を強化する

ことになるんですね。日米同盟についても、戦略目標や役割、任務、能力に関する戦略的対話とかいって、どうも米軍との協力関係が一层強くされちゃったんですね。

こういうところで、民主党の政権でしたら、例えば、人間の安全保障の問題とか、それから軍縮の中の信頼醸成措置——防衛部局同士の対話を進めて、お互いの持っている軍事力、移動や何かについて公表するというのが信頼醸成措置ですが、そういう問題や考え方というのは、それは森本さんに民主党の政策を理解しろといったって無理な話なので³¹⁷。

防衛問題について言うと、その後の安倍内閣にずっと広がっていきような心配な点も一つございました。特に、中国に対する警戒感を強めて、南西地域を含めた警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処の機能を重点的に行う、という話になっていまして。

結局、このときは、もうほかのことにみんな目が向いていますから、防衛の問題はちよつと誰も関心がなく、それを見ている統括司令部がなかったわけですよ。本来は国家戦略局がやるべきところが、それが無いから、どうも防衛省に任せちゃったんですね。

それで、野田さんの考えもあつたと思いますけれども、私として

³¹⁶ 「第193回国会 衆議院安全保障委員会議録」第4号、2017年3月16日、第27回記録も参照。

<https://kokkai.ndl.go.jp/cxt/119303815X00420170316>。

³¹⁷ 民主党が政権交代に際し防衛政策についてはほとんど準備をしていなかったため（マニフェストにも記載なし）、有識者会議の人選も含

め、官僚主導で防衛計画大綱の策定準備を進めざるを得ず、そのため自民政権時代からの連続性が濃厚に認められるようになったことを指摘するものとして、細谷雄一「防衛大綱改定」竹中治堅編『二つの政権交代——政策は変わったのか』（勁草書房、2017年）225～233頁も参照。

は、最後の野田内閣のときの防衛省の体制は、どうも防衛省とアメリカの考え方を割と受け入れるような、そういうにおいのする中身に防衛計画大綱もなっているな、と感じております。

そういうことで、外交あるいは安全保障の問題は、民主党政権3年間の中ではそのことが特に問題になって党内で議論されるとかいうようなことが余りなくて終わったわけなんですけれども、しかし、実はそういうような問題が内在していたということは、私も後になって分かりました。民主党政権の3年間はほとんど何か、そこで日本の防衛問題を議論するという機会は残念ながらありませんでしたからね。

民主党政権3年間を見ると、そういうことで、外交、安全保障はちょっと十分ではなかった、もっとやれることがあったんじゃないかという気がいたします。

《「政・官の在り方」の反省》

○横路 それで、民主党政権のことなんです、ちょっと繰り返しになるところもあるんですけども、最初は、官主導から政治主導へということできましよう。じゃ、官主導から政治主導って何なのかということになると、官僚政治からの脱却だ。官僚政治というのは何かというと、政党内調整、政党間調整、各省庁調整、各業

界団体などとの調整、地方自治体との調整、こういうことを実質的に官僚が中心になってやっていったのを変えるんだ、各省の政務三役によって意思決定するんだと。そして、政府・与党の意思決定はもう一元化してしまうんだということ、事務次官会議の廃止だとか閣僚委員会の活用、それから国家戦略室の設置、行政刷新会議の設置、政と官の在り方、政と官の接触の仕方というようなことを決めたいわけですね³¹⁸。

ここからやはり間違えたのは、政府は鳩山、党と国会は小沢というふうな二元化、これはもう完全に、一元化じゃなくて二元化になってしまったということでした。

政務三役が意思決定を行う、それにはどうしたって官僚の、そのときの状況や過去の議論なんかを、国会の議論などを踏まえる必要があるところ、そういうのを官僚は持っているわけですね。そうすると、政と官の在り方で、政と官の接触に大臣の許可が要るとか、こんな余計なことを何で決めたのかと思いますね。官僚には協力してもらわなきゃいけないんだから、何でこんな接触の仕方を決めて、しかも、大臣の許可が要るみたいなばかなことをやったのか。これは本当にそう思いましたね、そのときから。

そして、あともう一つは、国家戦略局が設置できず、国家戦略室という、何かちょっと訳の分からぬことになったのも、統一的な司

³¹⁸ 第20回記録を参照。また、鳩山内閣における政治主導確立法案の提出と、菅内閣における法案撤回について、藤井直樹「撤回された『政治主導確立法案』をめぐって」御厨貴編『政治主導の教訓——政権

交代は何をもたらしたのか』（勁草書房、2012年）157～185頁も参照。

令部を作れないことになったと思います。

そうすると、官僚がやっていた役割をどうするかといったら、総理大臣がリーダーシップを取って「やらないといけない」。

党内調整は、党の幹事長が中心になってしつかりやらなきゃいけないわけでしょう。

それから、政党間調整。これは、幹事長と政調会長、国対委員長。

大体は、政党間調整というのは政策が中心になってそれに関連する国会の運営が問題になるので、政策調査会長なんです。後の野田さんのときを見れば分かるけれども、政調会長同士の話し合いでもっていろいろ決めていきますよ、修正するとかなんとかというようになことを。それをやめちゃったわけですから、それもまず間違いだったんですね。

それから、各省庁間調整というのは、一つは、官房長官、副長官がやりますし、主に副大臣会議というので。閣僚委員会というのをつくりましたよね。閣議というのは割と形だけのもので、事務次官会議をやめましたから、閣僚委員会で問題の議論をしていたんですが、大体、その前提として副大臣会議をやって、そこで調整していたらしいんですね。いきなりぼんと持って行って、議論して解決するということになりませんから、やはりそういう手続を踏むことになるわけですよ。これはよかったと思うんですね。したがって、各省庁間調整はもちろん政務三役の大きな仕事なわけです。

それから、あともう一つ大事なものは、業界団体などの各団体、労働組合など含めて、NGO、NPO、地方の自治体、そういう国民

の声を聞く。こういうのも政務三役の大きな仕事です。

そうすると、日常の業務以外、政務三役で全部できるわけがないんですよ。官僚の協力が絶対必要なんだから。必要になって、協力してもらってやったわけです。結果としてそうになりました。ただ、政と官の接触禁止というのはおかしな話ですよ、誰が言い出したのか分かりませんが。

だから、総理大臣のリーダーシップというのが大事なんです。非常に。そのリーダーシップというのは、やはり内閣をまとめる力ですよ。それから、党内をまとめる力です。それが総理大臣としてのリーダーシップ。それから、やはり官僚を動かす力が必要ですよ。

だから、事務次官会議を廃止した後に、閣議で決めたことを官房長官あたりが伝えるような、代わりの会議をやればよかったですね。事務次官会議で全てを調整するというやり方は、本当に官僚主導になるから、それはやめて、ただ、各省の事務次官に政策を伝えるというのは大事なことで、それをやらなかったというのはやはりミスだったですね。だから結局その後改めたのです。

それから、総理大臣には国民の代表、顔としての存在感がありますよね。総理大臣というのは国民の代表であって、何も支持しているグループだけの代表じゃないんですから。やはりそういう顔としてアピールする力が大事だったと思います。

それから、総理大臣の下には補佐官と秘書官がいるんですが、この体制がやはり弱かったですね。だんだん後の内閣、菅内閣、野田

内閣と、そこはやはり目配りが利いて、そつちに力も行くようになりました。

やはり、総司令部の機能を作る。経済財政諮問会議というのは森内閣・小泉内閣のときですか、何かやはりああいうようなもので。国家戦略は大体菅さんがやっていたわけけれども、最初、初代は、戦略局にならないで、戦略室でした。しかし、菅さんのところで外交、安全保障まではやらなかったでしょう。手が回らなかったんだと思いますね。やはりそういう問題があったんだと思います。

《マニフェストの功罪》

○横路 それから、マニフェストなんですけれども、マニフェストはやはりよかったと思います。あれがあったから、あれをよりどころにして、各大臣が動いたわけですよ。マニフェストと財源というの、確かに税収が減ってきましたから大変苦労したと思いますけれども、しかし、マニフェストというのはやはり大事で、これからはますます重要になるだろうと〔思います〕。

4年間で実施するわけですが、時間のかかるものもありますから、本来、やはり政策の優先度を見てやるべきだったと思うんですね。すぐやるもの、それから、これはやるんだけれども、手続が必要だね、審議会だとかなんとかですね。外国との関係だったら、交渉も絶対必要です。それから、すぐにはなかなかやれないな、これをやるにはよほどみんなの協力が要るなということ、これはちょっと手をつけるのはこのマニフェストの4年間では無理だ、継続してや

ることにしようというような優先度を考える。それは総理大臣が考えてもよかつたんですけれどもね。何かそういうような議論は余りなかつたような気がします。

そういう意味でいうと、時間のかかる、例えばTPPなのは、それはなかなか無理ですよ。説得して、時間がかかりますよ。

税の本格的見直しという、消費税の問題。私は絶対に消費税は必要だと思えますが、これをもつと次の、2期目の民主党政権で、ということを考えて人がいるのかというと、いなかたかもしれませんが。政権を継続して、やるということ。政権を継続してやってもいかなきゃいけないということになれば、消費税をあそこで無理して採決しないで、それはちょっと先送りするというようなことも考えとしてはあったのかもしれませんが、そういう戦略があれば。

つまり、優先順位をしっかりとさせるとのこと。政権を継続させて順序を追ってやっていくものと、これはすぐやろう、早くやろうというようなもの、そういうような見定めが、やはり政権が初めてのことですから、なかつたのかなと思います。

ただ、マニフェストを作る過程ではいろいろ議論があつたんですよ、財源の問題を議論していますから。これはすぐできるけれども、これはもうちょっと時間がかかるな、しかし、約束としてマニフェストの中に入れておこう、というようなことはありましたから。ただ、今言つたような点がやはり問題だつたんじゃないかなと思います。

それと、いろいろな国民の声を聞くというのが非常に大事なんですね。ところが、これも、陳情は党に一元化して、しかも幹事長室に一元化するというようなことになって、おかしくなっちゃったんですね。国民の意見を聞くというのは議員の基本的な役割ですから、別に、いつ、どこでだって聞いていいんだし、役所に対して意見を言うならば、いつだって意見を言ったっていいわけです。だから、鳩山内閣で政調会長、そして部会をなくしましたが、後でまた復活しています。そうすると、党内の議論ができるわけです。最初はそれができなかったというのは、やはり問題があったと思います。

結局、政務三役でも大変だから数を増やしたでしょう、政務三役、副大臣も。初めは48人で、そして63人になったのかな、途中で15人増やしていますものね。それはやはり、何をやるにしたって、国民の声を聞くにしたって各省庁間の調整をするにしたって、政務三役が大変だったと思います。本当は、その政務三役で経験したことが次の民主党政権で活かされていけばいいんですが、また安倍政権に戻ってしまいましたからね。残念なことだったと思っています。

《与野党協議形成への課題》

○横路 結局、議長として考えてみますと、与野党の論戦をどう作るのか、これがなかなかできなかったですね。それには、法案を修正する協議の仕組みを作る。法案の審議、修正協議の仕組み。各党

の協議が成り立てば、修正は行われるわけですよ。

私、実は、厚生労働委員会のために、介護保険の修正か何かで議論をずっとしましたでしょう。議論して出てきた問題点の最後に、我々野党の理事、私と、それからもう一人、五島正規さんという専門家を入れて、それと自民党の理事と厚生労働省の官僚を入れて、議論してきたことを整理して、最後に、やるかやらないかはつきりさせよう、見解をはつきりさせようというので、総括的な確認質問、確認答弁というのを行ったことがあります。最後の最後に、こういうことについてどう思いますかという。今までいろいろな質問があったのをちよつと整理して、そして、必要、大事な点は、こうでしょうというような確認をし、そうですと答弁をするわけです³¹⁹。

だから、これはもう完全に、与野党と、それから官僚も入って、そのときの質問、答弁を作っちゃうんですよ。総括的な確認の質問と確認の答弁というのを行って、そして、その結果、修正する、あるいは、今はできなくても次の修正につなげるというようなことを、厚生労働委員会でやりました。こういう方法もあるし、与野党の協議でやるのもいいし。

それから、役所の方はなかなか修正すると言いませんが、国会での追及によつては、後は国会にお任せしますという答弁があるんですね。私もそういう答弁を2、3回もらったことがあります。後は政党間で協議してくださいということ、役所が答弁するんです。これはお互いのコミュニケーションの問題なんですね。

そして、国会は行政監視、国政調査が任務ですので、さつき言った少数派の権利、多数決で採決するんじゃないなくて、3分の1や4分の1の要求があれば行使できるようにするということ、これが本当に大事なことです。

それから、国会の事故調査委員会というものをつくりましたよね。あれも、作って、いろいろありましたけれども、参議院の方はどうも不満が多かったようなんですけれども、結局、あの後、政府の方でも、ちゃんとあそこで提案したことについてチェックして、実現する努力はしていますからね³²⁰。例えば、コロナの検証というのは、いずれちゃんと必要になってくるわけですよ。もう既に政府がやったというのはどうも余り検証になっていないという意見が多いんですが、原発事故のときの国会の事故調査委員会のような、第三者による総括が必要ですから、これを参考にして、活用することが大事ですね。

それから、両院による合同会議。社会保障、年金の問題で前にやったという、小泉内閣のときです³²¹。議連の合同理事会とか各委員会の合同小委員会というのも、やればできるんですね。

だから、いろいろと議論になった問題について、どこかそういうところで決着をするというような仕組みも、会期中であつたら無理かもしれないけれども、実質的な通年会期制に変えると、そういう

こともできるのかなと思います³²²。

それから、党首討論が、鳩山さんが3回、菅さんが3回、野田さんが4回、これは大体1年間で3、4回なんです。安倍さんは8年8か月で14回ですからね。一番よくやったのは小泉さんのときです。小泉さんは5、6回やっています、1年間で。安倍さんのときが一番やっていますよね。

あと、原発や何かの事故のときに、政治介入だという批判があったんです³²³。政治主導と政治介入と。まあ、あのときの状況からいうと、これは政治介入じゃなくて政治主導でやったんだと思っと思っていますけれどもね。東電と保安院に任せておいたら一体どうなったのか分かりません。

結局、何かの事態が起きたときに、やはり総理大臣を支える体制をしっかりとしなければいけないということで、これはだんだん最近では整備されつつあると言っていると思いますね、緊急事態に対する対応みたいなものは。

議長というのは私も初めてでしたから、なかなか大変でしたけれども、反省点としては、もうちょっと積極的に介入してもよかったのかなという気もしないわけではありません³²⁴。

ただ、鳩山内閣の最初るときはなかなか難しかったですね、それを言うと思痴になってしまいますが。ただ、もうちょっと何か積極

³²⁰ 第22回記録を参照。

³²¹ 第15回記録を参照。

³²² 第23回記録を参照。

³²³ 第22回・23回記録を参照。

³²⁴ 第21回記録も参照。

的に介入をしてもよかったのかなという気はします³²⁵。介入の仕方は非常に難しいと思いますけれどもね。

だから、その後の菅内閣ではコミュニケーションは十分取れていましたからよかったですね、ともかく、コミュニケーションが最初は取れなくて、それには苦労したんですね。周りにいた人たちは、みんな、苦労して一生懸命情報を取ってきたけれども、肝腎の大きい流れがどこに向かっていているか分からないようなところがありましたから。

【第25回関係資料】

○一事不再議と会期制の問題

・横路孝弘事務所作成「2010（平成22）年 通常国会の主な動き」

○民主党政権下の経済政策

・横路孝弘事務所作成「各種指標（2022年11月現在）※第20回資料と同一内容」

・横路孝弘「安倍政権3年間の日本の姿」（講演資料）

○民主党政権の諸成果

・民主党広報委員会「民主党だからこそ実現した政策」民主党政策

シリーズ 2012年秋号

・横路孝弘「民主党政権時代に実現した主だった政策」（講演資料）

○地方分権改革

・岩崎忠「民主党政権『地域主権』改革の評価と検証」自治総研418号（地方自治総合研究所、2013年8月）

・内閣府ウェブサイト「義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要」（平成24年4月）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/gimuwaku-tyousa2.pdf>

・2011年9月15日付毎日新聞「西尾勝 住民参加へ地方議会も変革を」

・民主党政権下における地域分権一括法改正の概要資料（内閣府地方分権アーカイブより）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/01ikkatsu-gaiyo.pdf>

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/02ikkatsu-gaiyo.pdf>

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/11129gimuwaku-gaiyo.pdf>

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/03ikkatsu-gaiyo.pdf>

○ 外交・安全保障の成果

・ 2011年12月27日付日本経済新聞「政府、武器輸出三原則を緩和 共同開発可能に」

・ 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話（平成23年12月27日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/20111227DANWA.pdf>

f

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第26回）

《沖繩問題と遺骨収集事業》

○横路 議長を辞めたときの衆議院の総選挙で民主党は敗北しまして、民主党がスタートしたときと同じ数になってしまいました³²⁶。

それで、選挙の後に、委員会の希望をどうするかと来たので、厚生労働委員会と出したら、議長をやった人は委員会に出て質問なんかしないものだ、大体は懲罰委員会か政治倫理審査会に収まっているものだよと言われたんですが、私は、そんなこと言たって「（民主議員の）数が少ないんだし、大事な法案がたくさんかかっているから、是非、質問できるように委員会に配置してくれということ、希望した厚生労働委員会にまず配置になりました。

当時、厚生労働委員会には、生活保護法のいろいろな見直し、それから精神障害者の、特に、本人の同意していない強制入院の要件などについての、非常に大事な法案がかかっていました。

厚生労働委員会に1年弱いまして、それから、法務委員会に少年法と少年院法がかかったので、是非、あなたは法律の専門家なんだから法務委員会をやってくれと言われまして、厚生労働委員会から

法務委員会に替わりました。そのうち、集団的自衛権の行使を安倍さんがやりましたので、その関連の特別委員会とか安全保障の委員会をやって、2017年に引退したということになります。

まず最初は、沖繩における遺骨収集、遺骨の問題についてちょっとお話をしたいと思っています。

沖繩には、ガマフヤー（「ガマを掘る人」の意）というボランティア団体、具志堅隆松さんという、40年間、遺骨の収集をしている人がおられます。ガマフヤーというのは、ガマというのは洞窟ですけど、でも、戦争中は、特に南部の戦跡において、日本軍の陣地でもあり、それから野戦病院でもあり、なおかつ住民の避難場所にも使われたところですね。戦争の末期の状態です。中で自決が行われたり米軍の火炎放射器を浴びて人が亡くなったたりという、大変悲惨な現場なわけですが、そういうところを中心に、この方は遺骨の収集を、毎年、沖繩全体で100体から150体の遺骨が出ると言われていますが、遺体並びに遺品を収集してこられた方です。

彼が、2012年に、沖繩県の西原町というところで13柱の遺骨を発見されたんですね。陸軍の24師団歩兵隊第22連隊の人たちがいたところから発見されて、そこは、通称どさんこ部隊と言われている、北海道出身の人間が7割で、愛媛県が3割というところだったんです。

『二〇一二年衆院選政権奪還選挙——民主党はなぜ敗れたのか』（ミネルヴァ書房、2016年）49〜76頁を参照。

³²⁶ 当該選挙で民主党は惨敗し、民主党王国と呼ばれた北海道の12小選挙区でも1議席すら獲得できなかった。背景分析として、浅野一弘「第1章 横路孝弘は、なぜ負けたのか——北海道一区」白鳥浩編著

それで、実は、北海道の遺族から、その13の遺体についてDNAの鑑定をしてほしい、まだ遺族が元気なうちに是非やってくれという要望を受けたということで、私のところに具志堅さんから連絡がありまして、私にも会って話をしたいし、是非、厚生労働大臣の田村憲久さんに会って話をするようにスタンバイしてほしいというのを頼まれたんですね。

そのとき、ちょっと調べてみましたら、旧ソ連地域では既にDNA鑑定をやっています、埋葬者の資料なども残っていますので、それで856の遺体が家族のところへ戻ったというような実績もあるようです。

田村大臣に話をしましたら、田村大臣は快く、具志堅さんと会ってくれて分かったよと。ただし、北の方の遺体は割とDNAが検出しやすいんだけど、南方の方の遺体はなかなかDNA検出が難しいんだという話をされましたが、しかし、検討してみようということになりました。

そこで、私は遺体の状況を更に詳しく調べてみました、前に硫黄島のことでちょっと調べたことがあるんですけども。

それで、海外で収集した遺骨は大体127万柱。海外での戦没者の数は240万人です、軍人軍属。まだ収集していないのが112万3千柱あるんですね。そして、海で亡くなった人が大体30万柱。それから、収集することがいろいろな事情でできない、例えば、中国とかミャンマーというようなところ、あのインパール作戦のどこ

ろですね、ああいうところで亡くなった方が23万。残り59万柱は、これは見つければ収容することが可能な地域ですというお答えを厚生労働省からいただきました。

硫黄島は日本の領土ですが、実は、そこで2万1900人亡くなったうちの半分、1万1360柱がまだ未収容なんですね³²⁷。

それで、私は、2010年8月の全国戦没者追悼式で、追悼の言葉の中でこの硫黄島の問題について触れたんです。国家の責任で動員して亡くなった兵隊は、国家の責任でやはり日本の国、ふるさとに戻すべきではないか、何でこんなに未収容なんだということ、ちょっと追悼式のお話ししました。

菅さんがこの年に特命チームを作りまして、アメリカの国立公文書館などを調査したところ、2か所、埋葬したところが分かったというんですね。どこかというところ、自衛隊の滑走路があります、硫黄島に。その滑走路と周辺の地下ごうにたくさん遺骨があることが分かったんですね。それで、現在、更にいろいろと収集しています、その後、まだまだあることが分かったんです。

これを質問しましたら、委員会でも聞いていた各党の皆さん方も同じ思いだったと見えて、その後、2015年に、厚生労働委員会の委員28名で、慰霊のために硫黄島に行って現状を見てきたんですね。そして、彼らは、後でお話ししますけれども、遺骨の収集がこんなに遅れているというのは本当にびっくりしたというので、厚生労働委員会でも新しい法律を作って対応することを決めたというよ

うな経過になっています。

結局、厚生労働委員会の報告を聞きますと、全長18キロの地下ごうがあつて、滑走路の下に、まずはリーダーで大体101か所ぐらい、そのうちの医務科ごうというところでは54柱が見つかつて、三人の御遺骨が自宅に帰られました³²⁸。

地域別の資料を皆さんのところにもお渡ししてあると思います³²⁹、この地域別の死者の数ですね、これを見ると、本当に広いところに、しかも点々としてある島に、随分兵隊を派遣したものだなど。意外と、未収容のところというのは玉砕した地域が多いんですね。私は、玉砕したのならなおのこと、その遺骨、どこかに必ず埋めてあるはずなんだから、分かるんじゃないかと。そして、主に、アメリカの自治州というんですか、管理下にあるような地域が多かったですけれども、いろいろと各地域を調べていったら、本当にいろいろと、北海道にも関係のあるところがたくさんありました。アツ島というのがありますよね。あれは、武器を送ってくれというのに、大本営の指示で、送らないからもう潔く死ねといって玉砕指示をしたところですね。これが第1号です、玉砕の。2638人おられたんですよ。亡くなった方は、ほとんど北海道出身者です。これは、余りにもひどいので記憶しているんですが、アメリカの

³²⁸ 厚生労働省のウェブサイトを参照。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido12/photo-iwotou02.html>
(2024年2月17日最終アクセス)

³²⁹ 「地域別戦没者遺骨収集概見図(令和4年6月末現在)」。なお、

資料によると、数百人残った日本兵が、みんなで足をお互いに結んで、わあっと声を上げて突撃してきたと。しかし、もう弾薬も打ち切られて、ないから、くわと棒を持ってアメリカの兵隊に突撃してきたということが、アメリカのこのときの報告の中にあります。

この中で、当時、2600人以上亡くなって、遺骨は320人だけ収容されているというような実情にありました。

そのほか、パラオだとかギルバート諸島のいろいろな島々。特に、メレオン島というのがあるんです、この地図の中にも小さく出ていますけれども、そのメレオン島で亡くなったという、戦死した人の弟さんか妹さんから、衆議院に出た直後にちょっと挨拶回りをしていたら、実はメレオン島で亡くなったんだ、しかし、遺骨収集はどうも生き残った人間が時々行ってやっているだけで、本格的に遺骨収集してくれていないんだ、どうなっているんだろうかということで、厚生労働省で調べたところ、確かに遅れているんですね。

このメレオン島というのは、6800人がいて、5200人が亡くなったんです。最初の空襲で亡くなった人もいますが、あとは餓死です、ほとんどが。そういう状態で、しかも、その亡くなった人の3分の1が北海道の出身者なんです。

アツ島といいメレオン島といい、北海道の兵隊は、満州に派遣

厚生労働省・戦没者の遺骨収集に関する有識者会議の配布資料「戦没者遺骨収集事業の取組状況について」も参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-enggo_496627.html(2024年2月17日最終アクセス)

された、旭川の当時の第7師団が、もうほとんど沖縄や南方に回されて、本当にほとんど亡くなっているという状況なんですね。

こういうところで非常に遺骨の収集が遅れているということで、私もあのとき、厚生労働省に問合せして、いやいや、不十分ですがやっていますよという答えをいただいて、それを報告しただけで終わってしまったって、あの後、熱心に調べて議論を続ければよかったですって、そのときに反省した次第です。

それから、中国は、中国人の遺骨もたくさんあるので、それを放ってそんなことはできないとあって、これはもうずっと断られています。

それから、インドネシアも、何か文化財との関係があって、その調整がつかないということだったんですが、質問した後、話がついて、遺骨の収集ができるようになったと言っていました。

それから、ミャンマーですね。あそこも、白骨街道とか靖国街道と言われている、亡くなった人がたくさんいて、遺骨の収集が十分でないところです。

そういうこともあって、厚生労働委員会で戦没者の遺骨収集推進法という法律を作られたんです。

その中ではどういうことを言っているかという点、2016年以降、交戦国の国立公文書館に所蔵されている、交戦国陸軍、海軍、

³³⁰ 厚生労働省・前掲「戦没者遺骨収集事業の取組状況について」1頁、および、厚生労働省社会・援護局「第1回 戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 資料」（令和元年5月23日）48頁の「海外資

空軍の軍隊などが作成した、第2次大戦中、戦後直後の戦闘の報告書など、日本人の戦没者の埋葬等に関する記述を抽出、取得、分析することにより、有効な遺骨収集作業をすると³³⁰。

ここで初めて、アメリカの国立公文書館を調べて硫黄島の遺骨の場所が分かかって調べ始めたというように、ほかもともかくそういうことをやろうと。だから、それまでやっていなかったんですね。

そういうことで、この法律ができました。戦後大体70年たってからの規定ですからね。そして、2019年に関係省庁連絡会議戦没者遺骨収集推進戦略というのを決めて、2020年に遺骨収集などの抜本的見直しを図るということで、実に、戦争が終わってからこんなに長い間。なぜこうなったんだろうか。

アメリカは、朝鮮戦争やベトナム戦争も、あのとき、ベトナムや北朝鮮と話をしても、もちろんそれはギブ・アンド・テイクで、何か与えてはいるわけですが、しかし、遺骨の収集を熱心に行っているんですよ。日本は全然熱心でなかった。一つは、どうも靖国神社に魂が帰ってきているから遺骨はいんじゃないかという考えがあったのかなど、これは私の勝手な推測ですけども、そういうように思います。

そして、実は、この遺骨の問題は日本国内にも、多くの朝鮮人が戦前に日本に連れてこられて、日本において亡くなった人の遺骨の

料調査」を参照。

<https://www.nhlw.go.jp/content/12201000/000511660.pdf> (2024年2月17日最終アクセス)

問題があるんですよ³³¹。これは、山野に埋められたり、あるいはお寺などに安置されている遺骨。北海道は、非常に多くの人が来ましたから、それを調べて報告書を出しています³³²。

そして、2004年に、韓国で日帝強占下強制動員被害真相究明委員会というのができまして、日本にもその要求が来たんです。それで、その年に小泉総理と盧武鉉氏が話をして、じゃ、日本もその遺骨の返還に協力しましょうということ、2004年からようやく始めたんですね。そうすると、意外と全土、各地のお寺に、これは西本願寺が非常に熱心に行ってきました。

そういうような遺骨の問題もこれあり、戦争というのは、やると、実に長い間、それは長い長い間、いろいろなところにいるいろいろな問題が生じるんだなということを、この遺骨の問題を通じて痛感いたしました。

それで、政府は、沖縄では戦没者が18万8千人いて、残っている未収容は600柱ぐらいだと言っていますが、沖縄県の調査では、いや、まだ2700が未収容なんだということを言っています。

そういう状況の中で何が問題になったかということ、辺野古の米軍基地の建設に当たって、埋立用の土砂を取る候補地に沖縄南部を加えたわけですね。沖縄南部というのは、先ほど言いましたように、

³³¹ この問題については、内海愛子ほか『遺骨の戦後 朝鮮人強制動員と日本』（岩波ブックレット、2007年）に詳しい。

³³² 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会・札幌学院大学北海道

日本軍と米軍のものすごい戦闘があったところで、たくさんの方々が自殺した住民やアメリカ兵の遺骨なども残っているわけです。そんな意味で、そこでやるというので具志堅さんなんかが怒って、彼は座り込みを1週間ほどやるとかいうようなことになったわけです。

南部戦跡は1945年の3か月における激戦区で、本土防衛の間稼ぎのために、南部に撤退した日本兵、ここは玉碎なんかしないで徹底抗戦したわけですね。だから、アメリカ兵も、大変多くの人々が命を落としています。大半の遺骨は、家族の元に帰ることはなく、誰かの手で拾い集められるか、土の中にいる。こうした悲しみを抱えて戦後を生きてきた遺族にとって、この沖縄の南部というのは特別な場所なんだ、その土地を一緒に使って埋立てに使うとは何か、これはもうまさに2度死ねと言うようなものだという批判まで出てきました。

要するに、この辺一帯の鉾山開発地区の土砂を埋め立てのために使おう、ということなんです。そこで、新聞記者なんかと一緒に具志堅さんがそこへ行って、土をすくってみると、遺骨のかけらといますか部分が発見されるといような状況だったそうです。

この埋立てに関しては、自民党も含めて、200近い地方議会から反対の決議が送られています³³³。例えば、金沢の市議会の意見

委託調査報告書編集室編『北海道と朝鮮人労働者 朝鮮人強制連行実態調査報告書』（北海道、1999年）。

³³³ 2021年10月24日付西日本新聞記事「沖縄戦の遺骨眠る土

書を見ると、沖縄県糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域では、沖縄戦の犠牲を強いられた住民や兵士の遺骨が残され、遺骨収集が行われております。犠牲になった人々の遺骨の入った土砂を埋立てに使うということは、遺族の心を傷つける、人道上許されないと。こういう決議が全国各地から、これは、自民党も反対しないで、賛成して、全会一致で大体送られてきています。

こういう具志堅さんの話、それから、その後の埋立ての話、いろいろなことをいろいろと聞いておつた上に、実は、このオーラルヒストリーが始まってから、たまたま九段の友達と話をして、おまえ、何をやっているんだと言うから、ちょうど沖縄の話をしたような後だったものですからその話をしたら、横路、おまえ、知っているかと言って、こういう話を友達から聞いたんです。

日本政府が併合したときに、琉球王国が沖縄県になるわけですね。沖縄で独立の動きがある、それで、独立運動が起きたら大変だからというので、そのときの国王を、東京に移住せよと言って、東京に移住させました。その移住して住んだ土地が、靖国神社のすぐ隣接した土地なんです。そこに強制移住させました。そして、その跡地が九段高校。高校が建ったんです、その跡地に。という話を聞きました、私は知らなかったから調べたら、まさにそうなので、びっくりいたしました。

砂、採取しないで 地方議会の意見書1330件超」も参照。³³⁴ 2022年5月6日付共同通信記事「沖縄独立論の草稿見つかる 故上原氏『一国二制度が現実的』も参照。

沖縄というのを考えてみると、たまたま、沖縄で初めて衆議院の選挙があったときに、初めて沖縄を訪問して、上原康助さんと会って、以来、彼とも友達として親しくしてきたし、その上に、今年の何月だったかな、共同通信の記者が上原さんの未発表の論文というのを持ってきたんです。それは、「沖縄独立の志」という論文なんです³³⁴。読んで感想をと言われたので、ああ、上原さん、こんなことを考えていたのかと。独立なんてことは全然思いもしなかったけれども、考えてみれば、琉球王国から琉球処分、琉球藩、1609年の薩摩藩による攻撃だとかいろいろあって、これはやはり少し沖縄のことを本当にもっと考えてみなきゃいけないと思います。

そうしているうちに、これも最近ですが、京都地裁で、琉球の遺骨の返還問題に対して、返還する必要はないという裁判が行われたんです³³⁵。

沖縄のお墓は独特です。一族郎党、みんな入るような形の、大きなお墓になっています。沖縄県の今帰仁村の百按司墓（むむじやなばか）というところに、琉球統一を果たした第一尚氏の遺族が葬られています。そこから26柱分を持ち帰った。1929年と33年といますから、京都大学の学者が全体で50柱以上の遺骨を研究のために持ち帰ったんですね。そのうち26柱がこの墓からだという

³³⁵ いわゆる琉球遺骨返還請求訴訟。京都地判2022（令和4）年4月21日裁判所ウェブサイト。評釈として清水裕一郎「判批」北九州市立大学法政論集50巻3||4号131頁がある。

ので、裁判を起こしました。

判決の中で、原告は琉球民族の人であるというように、琉球民族という言葉が使われております。

そして、判決そのものは、これは駄目だという判決になったんですが、その駄目だという理由は何かといえば、要するに、原告資格があるかどうか。一部は子孫と認められなくても、沖縄の慣習に照らすと、墓を参拝しているからといって祖先の祭祀を主宰すべき者に当たるとは認められないといって、原告は遺骨の返還請求権は有しないと判決したわけですね。さらに、遺骨は、信仰対象であると同時に、学術資料的、文化的価値も有すること、京大側が遺骨を保管している状況についても違法性はないとしたわけです。それが判決の内容です。

これは、原告は琉球民族であるということを認めたわけなんですけれども、実は、もし先住民族として琉球民族を認めれば、先住民族の権利に関する宣言というのが国連で採択されました、2007年に。そして、遺骨について、先住民族は返還に関する権利を有するし、国家は返還を可能にするように努力しなければいけないというところで、アイヌ民族と北大との争いは、お互い和解をしたんですね³³。そういう意味でいうと、沖縄に住んでいる人を琉球民族として認めて、その先住性を認めれば、これはやはり判決が必ずしも妥当でないということになる。控訴していますから、これからこの裁判がどうなるかというのは非常に興味のあるところです。

³³。榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年）552～55

確かに、沖縄は、琉球王国が400年以上続いた歴史を持つており、日本とか中国の明、明とのいわゆる朝貢関係にあるんですね、それからフィリピンや何かの東南アジアと幅広い貿易を行って成り立っていた平和な国なんです。余り武器は持っていません。武装していない国です。

沖縄の言葉というのは日本語の方言としていいのかわるか、ちょっと私は分かりません。言葉は、聞いている限り、全然分かりませんので。一緒に演説して、琉球語で演説される方が時々おられたんですけれども、何を話しているか、全く100%分かりません。だから、琉球語は、日本語の方言というよりは、琉球語ということではないんじゃないかなと思うんです。

それで、上原さんの沖縄独立論なんですけれども、形としては、一国二制度を構想しています。最初に、独立を論ずる理由が書かれ、それから、独立の可能性に触れ、世界で独立を果たした小さな国、幾つかの例を挙げています。それから、上原さんの沖縄の新しい国づくりの試案、基地問題と経済的自立というようなことで書かれた論文です。

皆さんのところにもお送りして、ちょっと長いんですけども、なかなかない、未発表のもので。ただ、遺族の人と話して、オーラルヒストリーで使ってもいいし、資料として活用してもいいですよという御承諾を遺族からいただきましたので、お持ちしました。上原さんの気持ちを考えると、彼は一国二制度と言っています。

4頁。

すが、やはり沖縄問題への関心を何とか持続させる、求心力のある目標が必要なんだということが一つあるのかな。それから、沖縄の諸問題に真剣に取り組もうとしないと上原さんが考えている日本政府へのいら立ちがやはりあるんじゃないかなど。

それから、独立への機運が最も高まったのは、実は、日本に復帰した10年後だそうです。1972年に復帰ですから、1982年ぐらいですね。

日本への復帰を果たす中で得られるはずだったのは何かというと、やはり、一つは経済的な繁栄、もう一つは平和への期待、それが実は幻だった、そういう感じがあると。特に、米軍基地の完全撤退。ただ、上原さんはこの論文の中で米軍基地の完全撤退は言っていないですね。その代わり、半分ぐらい残して、できるだけ縮小してもらいたいと。米軍の基地は必要だという話をされています。

この上原論文というの私は全く想像が付きませんでした、まさかこんなことを考えているとは。よく一緒に酒を飲んだり議論をしました、沖縄独立論という議論はなかったですね。琉球政府、琉球王国の話もなかったです。彼は、むしろ本土復帰に非常に熱心に活動してきて、主席公選の後、復帰運動が盛り上がったときに、その先頭に立っていましたから、まさか独立なんというのとは思ってありません。しかし、最近の状況を見ると、そういう具合に彼が考えなくなるのも、分からないわけではあります³³⁷。それで、ちょっと最近の話に飛んで恐縮なんですけれども、台湾

³³⁷ 上原氏との関係につき第7回記録も参照。

情勢の中で沖縄は一体これからどうなるのか、またまたあそこを日本政府はどうするんだという問いかけがあるわけです。

台湾というのは、独立宣言をしない限り中国が侵攻することはないと一般に言われていますし、アメリカは決して台湾の独立を認めないだろうと考えられています。しかし、戦争というのは偶発的に起きる可能性があるわけで、お互い挑発するのはやはり避けるべきだと思うんですね。

日本の政権は、どうも、沖縄の安全、日本の安全を考えた場合には、いろいろ考えなきゃいけない、やらなきゃいけないことがたくさんあるわけですが、抑止論一本、軍事力にちょっと過度になっっているんじゃないか。敵基地攻撃論とか中長距離ミサイルだとかというので、専守防衛というイメージを非常に変えてきています。そこで中台、中国と台湾が紛争になったときには、間違いなく沖縄がターゲットになるのははっきりしていますね。

皆さん御承知のように、与那国島は台湾から110キロです。そこに、今回、中国の演習で飛んできたミサイルがそばに落ちたわけでしょう。ここに沿岸監視隊を配置してまして、24時間、その辺りの船舶や航空機の監視をしています。1700人の与那国に160人の自衛隊員とその家族が行っていますから、大変です。特に、電子戦部隊というのを今度作るときに、ここに配置すると言われています。そして、奄美大島から始まって、沖縄県、石垣島、宮古島というようなところにミサイル部隊が配置されるということ

を考えれば、それは、中台で紛争が起きたら、まず沖縄がターゲットになる。沖縄のターゲットは米軍基地でしょう。それから、南西諸島のミサイル基地ですよね。こんなことでいいんでしょうか。

最近心配なのが、中国を訪問する政治家がほとんどいないんですよ、大臣も総理大臣も。アメリカは、習近平と今のバイデンはもう5回も会っていますよ（ただし電話会談）。日本は全然会っていないわけですよ。こんなことで本当にいいんでしょうか。今こそ対話が必要だと思います。

そして、ますます、経済安全保障の名の下に、規制をかけるわけですよ³³⁸。紛争の種がたくさんあるわけですね。

私は本当に心配しているわけです。挑発はもうやめた方がいいですね。台湾をアメリカの（ペロシ）下院議長が訪問したり、中国は中国で、大演習をするというようなことで、日本の自衛隊というのは、存立危機事態が認められたら米軍と行動できるわけですし、重要影響事態となれば米軍への補給や救難、救出活動ができるわけです、本当に何をやっているんだと。

今やっていることは、航行の自由作戦ということで、日本も、南

³³⁸ この点については、安念潤司「半導体・アウトタルキー・戦争——経済安保法管見」中央ロー・ジャーナル19巻2号（2022年）35頁以下が示唆に富む。

³³⁹ 2022年1月中旬以降、米海軍の原子力空母エイブラハム・リンカーンや巡洋艦・駆逐艦などと、海上自衛隊の護衛艦等とが、台湾有事を想定して、沖縄南方で数次にわたる共同訓練を実施した。

なお、その後、2022年7月29日から8月3日までの間にも、ハ

シナ海に護衛艦を派遣して、米艦防護ということで。この米艦防護というのも新しい安保体制の下でできたことで、すごいですよ、今、艦艇や米軍の航空機に対する護衛活動をやっているケースというのは。

それから、米軍の空母のリンカーンと海上自衛隊が沖縄の南方地域で共同訓練するということですよ³³⁹。もう皆さん御存じだと思います、米軍と自衛隊は司令機能が一緒ですから市ヶ谷をはじめ、航空は横田、それから海軍は横須賀、陸軍は座間です。そうすると、本当に何かあったときに、まず最初、沖縄ですよ。そうすると、沖縄の人じゃないけれども、我々、一体どうしているんだ、本当に日本人としてあなた方は見ているのかということをお願いいたくもなりますよね。

そんなことで、私は、単に総理大臣や大臣ばかりじゃなくて、外務省や防衛省も何をやっているのか。危機管理だつてまだできていないでしょう、実際問題。防衛省同士の何かあったときの連絡体制というのは、緊急のやつもまだできていませんよ³⁴⁰。そして、軍事力増強ばかりでしょう。増強、増強と言えば周辺の国がどう受け

ワイ沖などでの米海軍主催の多国間海上訓練「環太平洋合同演習（リムパック）」の一環として、存立危機事態が認定されたというシナリオに基づき実動訓練が実施されている。2022年8月8日日本経済新聞記事「海自、存立危機シナリオで初訓練 米海軍主催の演習内」を参照。

³⁴⁰ 日中防衛ホットラインの設置がその後2023年3月に完了したことについては、第24回記録を参照。

止めるかというのと、これはもう完全に安全保障のジレンマになってしましますね。

もう少ししっかりと全体を見て、もっと外交には、野党も含めてですよ、野党の議員だって、今、もっと中国へ行っていろいろと話をする必要が私はあると思いますよ。何となく、みんな、こういう状態になると、世の中の批判を恐れて本当に萎縮してしまうんですね、行動が。もっと自由に、そういうことじゃなくて、大局的に行動することができないものかと思っています。

遺骨の話から飛んでしまいましたけれども、沖縄というのは本当に我々としてもっと真剣に対応しなければいけない大事な課題なんだということを申し上げて、一応この話はこれで終わりにしたいと思います。

○赤坂 今帰仁のお話がちょっと出てきましたけれども、私もその城を訪れたときに、中に御嶽^{うたき}341つてありますよね、その御嶽で、恐らく地元の方と思われる人々がいらっちゃって、何かお話をされていたのですが、神事なのか何なのか、全く内容が分からなかったんですよね。本当に、おっしゃられたように、1%も分からなくて。沖縄独立の話がありましたけれども、そこにお住まいの人たちや、そこで扱われている今の状況を沖縄からの眼差しで見た場合、全くの夢物語というのではなくて、私を含む「本土」の人間は、やはり異質な存在として認識されているんだろうなということを、実感させられました。

341 御嶽とは琉球固有の祭祀施設で、神が存在ないし来訪する場所と

これとは違う機会に、沖縄国際大学の先生と学部の合同ゼミをしたことがあるんですけども、そのときにも、ゼミ生等に対し、日本の内地の人、ヤマトンチュについて、正直「嫌なやつら」だと思っっているという、直截な言葉があつて、少なからぬ衝撃を受けたことが、今の話と併せて思い起こされました。

また、北海道のアイヌ民族の遺骨収集の話もありましたけれども、ウポポイについて以前お話しいただいた際に、そのウポポイの中にも、たしか、遺骨を勝手に大学の研究者が持つていつて研究している、その問題が片づいていないのに、またウポポイでも同じような事業が継続しようとしている、そういうお話があつたように思います。そこに、ウポポイが施政方針演説の中で「先住民の権利保障のためではなく」観光事業の一環として位置づけられて、更に遺族感情、民族感情を逆なでする扱いになっているということでした。

これとの関連で一つ質問があるのですが、2016年の遺骨収集推進法の制定過程で、先生御自身はどのように関与されたのでしょうか。

それからもう一つは、議長をいよいよ退任される時のお話ですね。そのときどういった感想を持たれたのか、そういったことについて、お伺いしたいと思います。

○横路 そうですね。議長を辞めて、すぐ選挙でしたからね。議長は次の議長が決まるまで議長のようなもので、選挙になってからも、たまたま、たしか沖縄で開かれた豊かな海づくり大会にも前される。

議長として出席のため沖縄に行きましたよ、解散になってからも行ったというような覚えがありました。余り振り返ることもなかったんですが、まあ、ほっとしたというのが正直なところでしょうね。

そしてまた、元々、国会の質問というのは私は割と好きだったからかもしれないけれども、国会で質問して政府をチェックするのが仕事だと思っていますから、また委員会に戻れて質問できると。今まで議長で、眺めてきて、少しいらいらしていたところもありますから、自分でやろうというような感じになったのは事実でございますね。3年間、終えることができたというように思っております。

それから、遺骨収集推進法には、私は直接は関わっていません。あの質問をして半年ぐらいは厚生労働委員会にいて、法務委員会の方に回されてしまったものだからね。話は聞いていましたけれども、直接関与は全くしていません。

あれは、超党派で、本当に委員会が中心になって決めたことです。まあ、私の質問がきっかけになったのではないかと思えますけれども、やはり、硫黄島に行かれて実態を見て、ほかの遠い島々のことならともかく、日本の領土の中にこんな遺骨を残して、しかもその上を自衛隊機や米軍機が飛んでいるというのは何だというのが、誰もが持った感情でした。

《議長退任について》

○原口 議長退任に関連して、解散前に議長を退任するということは民主党内で決まっていたのでしょうか。それとも、選挙の結果が

どうなるか分からないので、そこに関しては特に触れられないまま選挙戦に突入したんでしょうか。

○横路 議長になるときも離党はしていません。民主党籍は持ったままです。前の河野議長も、自民党籍を持ったままで、会派を離脱して。会派は抜けるんですね。ですから、解散になって、民主党公認で選挙をやった、当選後は会派に入った、こういうことになります。

○原口 ちょっとイフの話になりますけれども、そのときの選挙の結果が希望どおりだった場合は、また議長を続けられていたというふうになっていたんでしょうか。それとも、別の方……

○横路 いやいや、選挙は1回1回ですから。総選挙後に新しく議長、副議長を選ぶので、持続してやるかどうかは、またその次のときに多数党になって、しかも、例えば就任期間が短いから継続してやろうというようなことが、大島さんとか渡部恒三さんの場合にそうだったと思いますが、それはそういうことで、本人の意思とかそういうじゃないかと、会派間の話になると思います。

○原口 あともう一点。新議長が宮中に挨拶に行くときに、元議長といえますか現議長として一緒に御挨拶に行くということもなかったんですか。

○横路 それはいいですね。

私の場合は、最後の国会の報告に行って、そこで御挨拶するということになりました。もつとも、その後も、豊かな海づくり大会というのが沖縄でありまして、行きましたから、そこでまた両陛下に

はお目にかかっているわけですからね。

○原口 となると、議長、副議長もそうですけども、何か終わり方というのはやや寂しいものなんです。

○横路 それはもう、解散になればすぐ馘ですから。

○原口 そこら辺は、参議院とはちよつと違う感じがするんですよ。

○横路 参議院は任期が決まっていますから。衆議院は解散があつて任期が決まっていないうなものだから、解散で終わりです。

○小石川 議長を退任されて元議長ということになりましたが、元議長として待遇が何か特別になつたりすることはあるのですか。

○横路 車がつきました。これは非常に助かりましたね。

○小石川 そのほかには何かございませんか。

○横路 そのほかには特にはございません。

○赤坂 今の車がつくというのは、議長の間だけではなくて、議長退任後もずっとつくということでしょうか。

○横路 はい、退任後議員である2017年まで。

《ハンセン病問題》

○横路 厚生労働委員会の方は、後で生活保護と精神障害者の問題についてお話ししますが、その前に、もう一つ、ハンセン病の問題をちよつと。これは議会の法務委員会で議論したものです。

ハンセン病患者の刑事事件の審理が特別法廷で行われたということで、これは、憲法の37条と82条、裁判の公開に反するのではないか、その実態はどうなのか、裁判所の検証はということと、また、法務省、警察庁は、刑事事件のハンセン病患者の被疑者、被告人に対する対応についてどうだったのか、反省すべき点はないかというようなことをベースにして質問いたしました³⁴²。

一つは、皆さん御承知のように、らい予防法というのが1953年にできまして、患者を強制的に隔離することを基本として、仕事に就くことを禁止し、その歩いた先は消毒し、外出は禁止すると、さらに、園の中で結婚する場合は優生手術を行ったということで、1959年までに3千件以上あったということです。

らい予防法というのは1931年にできまして、そこから、今のらい予防法、さらに、改正され、1996年に廃止されるまでの間、それが続いたということになるわけです。

そこで、2001年の5月11日に熊本地裁で判決が出まして、画期的な判決です。らい予防法によるハンセン病の隔離自体は憲法違反である、そして、厚生大臣は政策遂行上の違法行為がある、それから、国会議員には立法不作為の違法があるということで、総理大臣、厚生労働大臣、それから衆議院、参議院も謝罪をいたしました。

法務大臣にも責任はあるのです。しかし、法務省、最高裁判所、警察庁は、その扱いについて謝罪をしていなかったし、検証もして

いかなかったということです。

そこで、2013年の11月に全国ハンセン病療養所入所者協議会などから最高裁へ要望書が出されます。ハンセン病を理由にした特別法廷設置許可決定の正当性について、速やかに第三者機関を作って検証し、その結果を公表してくださいということになりました。この要望を受けて、2014年5月に調査委員会が最高裁の中に設置されたんですね。私が質問したのは、その後の、2014年11月になります。

特別法廷というのは、昭和23年から昭和47年、1948年から72年、95件ありまして、最高裁が報告書で裁判所法の違反と認めたのは1960年以後に行った行為なんです。

何で1960年かというのと、国際的に、一つは、第7回国際らい会議というのが1958年に東京でありまして、そこでは、政府がいまだに強制的な隔離政策を採用しているところはその政策を全面的に破棄することを勧奨するというのが、この第7回の東京の会議の結論でした。そして、WHOが第2回らい専門委員会というのを1959年に行いまして、この報告書が1960年に発行されるんですね。多分、だから最高裁は1960年と言っているんじゃないかと思います。

³⁴³ 最高裁判所事務総局『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』（平成28年4月）。骨子及び最高裁判所裁判官会議談話も含めて、裁判所のウェブサイトを参照。

https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/hansenbyo_chousahouk

らい病というものは、一般の保健医療活動の中で対処すること、しかし、他の伝染病と同じように扱うべきで、この原則に適合しない特別の制度はみんな廃止すべきだというのが、WHOの報告内容でした。だから、熊本地裁の判決は2001年ですが、国際的には、もう駄目だよと言ってから40年以上たっているわけですね。隔離は駄目だよ、普通の、一般の感染症と同じように扱いなさいということ。

最高裁の報告が2016年に出るんですが³⁴³、これは、法の下の平等に違反する疑いがあるとして、裁判の公開の原則については違法性を否定したんですね。何で否定したかと思ったら、隔離施設の正門前に開廷を知らせる告示などが出されていたので、家族などがその法廷で傍聴していた、だからその違法性は否定をしたわけですが、裁判所法の原則に反すると言って、そこだけ違法を認めたということになっています。結局、極めて不十分な最高裁の報告になったわけですね。

そして、熊本地裁の判決は、その後、二つありまして、次の判決が2019年ですね。2019年に、家族に対する差別を認めた判決が一つございます³⁴⁴。それからもう一つは、2020年に、菊池事件というものについて、この審理の進め方などを含めて、こう

³⁴⁴ [okusyo_danwa/index.html](https://okusyo.danwa/index.html)（2023年8月18日最終アクセス）
³⁴⁴ 熊本地判令和元（2019）年6月28日判例時報2439号4頁。

いう判決になっています。

これは、審理の進め方について、被告人以外の関係者は予防衣を着用し、裁判官や検察官は、証拠を扱う際、ゴム手袋をはめ、箸を用いるなどしたことが認められ、当時の科学的知見に照らせば、この点も合理性を欠く差別であり、憲法14条に違反しているといえます。裁判の公開についても、菊池恵楓園は一般国民が訪問することが事実上不可能な場所であるから、傍聴を拒否したとも言えて、やはり違憲の疑いがあるといつて、最高裁判所の報告を否定している判決なんです³⁴⁵。

問題は、法務省が謝罪も検証もしていないことです。そして、警察庁も、私の質問に対して、資料はありませんと答弁しているんですが、実は、国会図書館から、昭和22年の、つまり1947年ですか、検察庁と警察と厚生省が協議して、警察職員、検察官は被疑者がハンセン病であるというだけで取扱いに差をつけてはいけないということ、感染のおそれなきときは、捜査上の必要があれば、留置場若しくは普通の拘置所を使わなければならない、こういうような資料が国会図書館にあります、警察に言ったら、そういう古いものはもう処分して、ないんだと言つて開き直つて終わりになつ

³⁴⁵ 熊本地判2020（令和2）年2月26日判例時報2476号4頁（確定）。

³⁴⁶ いわゆる黒川温泉宿泊拒否事件。ハンセン病患者は従来もレストラン、食堂、ホテル、銭湯、美容室の利用を断られることがあったことにつき、高木智子『隔離の記憶——ハンセン病といのちと希望と』（彩流社、2015年）72〜73頁。なお、ハート・オブ・アトラクタ・

て、その後も一切、法務省も警察庁も謝罪を全くしておりません。

実際は何かといたら、療養所のいわゆる重監房に出して、多くの死者を出したケースがあるんですね。昭和38年。国会でも問題になりました、当時。群馬県草津の療養所に特別病室という、重監房というのがあって、23人が亡くなったということもありまして、国民の中の差別意識は色濃く今日まで残っているということが言えるわけです。

2019年の判決に続いていくその前に、2001年の判決の後、2003年に熊本で、元患者の人が熊本県内の温泉ホテルに宿泊しようとして拒否された事例が出まして³⁴⁶、患者は怒りの声を上げて、ホテルは謝罪したんですが、その患者に対して全国から300通に及ぶ手紙とかファクスで嫌がらせが殺到したんですね。それを法務省は全く放置してしまつたわけです。

それで、2019年、ハンセン病患者への差別による被害というのを認めて、国に賠償責任を認めた判決が出ました。特に、偏見や差別解消に適切に対応しなかった、動かなかつた法務省と文部科学省の責任を認めました。この2019年6月の判決ですね。そして、2020年につながっていくわけです。

モーター合衆国事件においてゴールドバーク裁判官同意意見は、公共性をもつ施設への平等なアクセスが個人の尊厳の核心にあること、社会の平等な構成員として受け入れられなければならない侮蔑感、挫折感、羞恥心もたらされることを指摘している。キム・ジへ『差別はたいいてい悪意のない人がする』（大月書店、2021年）125頁。

今日に至るまで、被疑者や被告人をどのように扱ったのか、その取調べの状況や公判の持ち方について、法務省、警察庁から何の検証も何の謝罪もないというように私は承知しております。

この熊本地裁の三つ、2001年の5月11日、ハンセン病についての基本的な判決、2019年6月28日、ハンセン病家族への差別、偏見を認めて国に賠償責任、それから2020年の2月26日、菊池事件について、公判の持ち方についての批判をして、憲法の平等の原則に反するとした内容です。

これは治療すれば治る病気なんだよ、感染力が非常に弱いんだよ、もう今は、薬を3日も飲めば感染力なんか全くなくなってしまおうというような、いい薬がたくさん出ているわけです。それでも、世論調査をした結果を見ると、まだまだ日本の中では、2017年に内閣府が調査して、実際に元患者の3割の人たちが差別をされているというので、家族も、ともかく、患者であった、家族の中に患者がいたということは絶対秘密にしないと就職や結婚に差別があったというようなケースがたくさんあるわけです。

彼らは本当に、患者もそれから元患者も、ふるさとや家族を失って、就職、結婚、子供を持つことまで、人生の様々な時点で被害を被ったということで、熊本地裁の判決から20年もたっていて、本

当に司法の責任、国会の責任も重いと思います。

それで、こういう状況なものですから、今日の状況に鑑みてどうするかということで、2022年ですよ、今年の7月に、ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会による調査の中間報告書というのが出ています³⁴⁷。

この検討会を作ったのは、2021年7月です。いろいろなことをやって、改めてハンセン病に係る偏見、差別の今日的状況の検討、国の施策の現状と改善の方向性を検討すると。

それで、厚生労働省をヒアリングし、法務省をヒアリングし、文部科学省をヒアリングしたんですね。ホテル宿泊拒否事件の資料を集めて、家族訴訟に関する原告の言い分などを聞いて、結局、法廃止をした後の各省の対応をどうしたのかということ、これを調査したわけです。文部科学省に対しては、人権教育やそのための啓発活動をどれほどやったのか、法務省は本当に人権を守るための活動をしたのかというような、まさに役所の基本のところについて、今になってですよ、改めて調査しています³⁴⁸。

この調査は非常に熱心に行っていると思います、読んでみましたけれども。各省、法務省、文部科学省、厚生労働省。しかし、日本というのは本当にあれですよ。2001年に判決が出てから

³⁴⁷ 中間報告書（2022年7月）・報告書（2023年3月）等は、三菱総合研究所のウェブサイトで閲覧できる。

https://pubpic.mri.co.jp/pic_related/kentoukai/（2024年2月17日最終アクセス）

³⁴⁸ この間の経緯について、ある裁判官の回顧が味読に値する。吉戒修一「ハンセン病裁判と私」法曹822号（2019年）2～19頁。同氏については前掲『開かれた扉』204～221頁も参照。

更に時間をかけて、あるいは、もう法律が廃止されてから一体何年たっているんだということを考えてみますと、各役所も、それからこれは国会にも責任があることですけれども、これだけ多くの声が患者、元患者から上がっているのに、我々の対応は非常に遅れたというのは非常に残念に思います。

現在は、13か所の施設に927名おられて、平均年齢87歳だそうです³⁴⁹。1950年代のピークには、1万2千人もここに収容されておられたようです。

なお、私、昔、「モーターサイクル・ダイアリーズ」という映画、ゲバラの映画なんですよ、ゲバラがあちこち回って歩いて、ハンセン病の施設に行って、手袋を脱いで素手で握手をし、その島にわざわざ海を泳いで渡って会いに行ったというようなことが、ゲバラの生涯を描いた映画で、見に行ったらそのくだりがございました。ハンセン病に対する日本の映画で、「あん」という映画³⁵⁰も、私、見に行きました。2015年でございます。

それから、議長のとときには2度ほど集会に出席したことがあります。2009年にちょうどハンセン病隔離100年を問う東京集会というのが九段会館でありまして、そこで御挨拶を申し上げたこともあります。

本当に、もっと早く何かいろいろ対応できたんじゃないかなとい

³⁴⁹ 注347の「中間報告書」3～4頁。

³⁵⁰ オフィシャル・ホームページも参照。<http://an-movie.com> (2024年2月17日最終アクセス)

うことを非常に強く感じましたですね、このハンセン病のことについては。

《アスベスト問題》

○横路 それで、ハンセン病に関連して、簡単にちょっと触れたい問題が二つほどあるんです。

一つは、アスベストの問題です。

アスベストの問題というのも、御承知のように、これは五島正規さんが議員立法で出したのが1992年で、それから禁止したのが2004年になるわけですが、何がずうっと問題になっていたかという、主に建設労働者がアスベストを吸入しているわけですね。すると、建設労働者や一人親方と言われる人々は、あちこちの現場を回るわけです。現場を回ったら、一体どの会社のアスベストが原因なのかと原因を特定することは難しいですね。それではねられていたんですね、ずうっと。

しかし、それはおかしいじゃないかといって、ようやく最高裁が2021年、国と建材メーカーの責任を認めました³⁵¹。それはどうしたかという、個々の因果関係の立証は難しいので、作業の実績、建材の販売実績、地域のシェアなどの高さ、つまりどれほどのウェイトをそれぞれの企業が持っているかということを見て因

³⁵¹ 最1判2021(令和3)年5月17日民集75巻5号1359頁、及び最1判2021(令和3)年5月17日民集75巻6号2303頁。

果関係を認めるという形で認めたんですね。

しかし、これでアスベストの被害者が全員認められているか、国の責任を認めているかという点、そうじゃなくて、例えば、家が壊されるのを眺めていた子供が何十年か後に中皮腫になった、それから、夫が建材、そういうものを扱っている工場で働いていた、その洋服を洗ったとか、そういうような人たちは、因果関係は認めないといつて、駄目だと外されているんですね、まだ今でも。

これも、元々、ヨーロッパ、それからWHOが発癌性を指摘したのは1972年ですから、日本が禁止するまでの間に30年間たっているわけですね。これは何かという点、経済産業省が頑張つて、業界の意向を受けて、厚生労働省が労働の立場からいうと本当は認めなきゃいけないものをひよつてきた結果なんですね。

これも本当に、アスベストの問題もそういう意味でいうと、私もこれは議長の前に質問したことはあります³⁵²。国土交通省に、調査しろと言ったって、いや、厚生労働省がやっていますからとか言つて、実態の把握が遅れたんですよ。そういう役所主義だったんですよ。

もう一つは、スモンです。

スモンもいろいろと裁判になりまして、昭和54年、1979年に初めて国と和解が成立して、国は責任を認めました。そして、和解の一時金とか健康管理手当とかお金を払う上に、恒久対策を

施して、それには国が全責任を持つということをやったわけですよ、ホームヘルパーの派遣とか。

実は、スモン病というのは症状が非常に不明確なんですね。明確じゃないんです。

私は、この被害に遭つて50年間闘っている稲垣恵子さんと知り合つて、スモンの話を聞いておつたんですが、例えば、彼女からあるとき、ちょうど議長のとときですが、この頃、スモンの患者が病院に行つても、医者も病院も、スモンの患者に対する対応策、国が責任を持つてやるために、医療費はこうだとか、みんないろいろ決まつておるわけですね、それを全く知らないところがたくさんある、若い医師なんか全然知らない。だから、スモンですという手帳が欲しいという要望がありまして、厚生労働省に話をしましたら、スモン手帳を作ってくれました。

大変これは喜ばれましたけれども、問題は、介護保険ができたんですね。それで、介護保険のときに、65歳に至るまで長期的に障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢者の人は、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用できますよ、ただでやれますよという話だったんですよ。しかし、スモンの患者の中には、若いときに発症して、そのときは親がいますから、症状も割と初めのうちは軽かったりすると、本当にかかるのは、年を取つてからかかったというのがいるわけですよ、たくさん。

³⁵² 「第162回国会 衆議院厚生労働委員会会議録」第37号、2005年7月29日、

<https://kokkai.ndl.go.jp/text/116204260X03720050729>。

それを国会で質問したんです。いや、そんな実態は知らないとか
なんとか言うんですが、スモンの患者の人は定期的に検診を受けて、
ちゃんと患者ひとりひとりについて、いつ判断し、どう判断したかという記録があるんですよ。それなのに、答弁がそのとき全
然できなかったということですよ。問題は、65歳を超えてから公的
サービスの受けようという人たちにも認めるべきじゃないか、スモ
ンの患者の人については。何も介護保険でやって負担させる必要な
いでしょ、裁判の結果、全部責任持ちますよということも国は認
めているんだからということで議論をいたしました。

この三つ、ハンセン病、アスペスト、そしてスモン。ハンセン病
における患者やその家族に対する差別に関する判決。差別防止とい
うのは、判決を待たなきゃできなかったのか。建設の現場を転々と
した人たちに因果関係を証明しろといったって、それは難しいのは
初めからはつきりしていたじゃないか。アスペストの原因から、ど
ういう症状かというのを見て、判断できるんじゃないの。スモンも、
国が和解で全て責任を持つことが約束されているんだから、それは
何かあったときにちゃんと面倒を見るのが当然じゃないんですか。
全部に関連しているのは厚生労働省ですね。ハンセン病は法務省、
アスペストは経済産業省、文部科学省はハンセン病ということですよ。
こういうことになって、裁判やって負けなければやらないのか、動
かないのかということですね。これは、国会もちろん責任のある
話ですから余り人ごとのようには言えないんですけれども、しかし、
それにしても、各役所、もっと責任を持ってやるべきじゃなかった

のかということ。多分、ほかにもたくさんあると思うんですが、私
は、この三つ、アスペストとハンセン病とスモンを見て、そのこと
を非常に強く感じました。

国会の議論というの、最後に、分かりました、そうしますと確
約を取るのにはなかなか難しいです。これは、役所の方も責任があり
ますから、何とかかかんとか言葉を濁したりなんかしてやるので、や
はり、最後は議員立法でも何でも作って、やるということにしなきゃ
ならないわけなんです、この三つを通じて感じたことは特にそ
のことでした。

やはり役所の責任というのは非常に大きいし、もっともと直視
をして対応していかなければいけない問題を、多分、今、日本はた
くさん抱えていると思います。そういう問題が、これからまたお話
しするような問題にもつながっていきますが、一応ハンセン病につ
いては以上です。

○赤坂 今お話しいただきました中で、最後に、なかなか迅速な対
応がなかった点について御指摘がありました。何年前かに、ハンセ
ン病西日本訴訟の中核になっていてお話を伺ったことが
あるんですけども、確かに省庁側の対応、国側の対応が遅いとい
うことが問題であると同時に、隔離政策に遭っていた人たちの現実
の対応というのの一筋縄ではいかない。それは、原告団をどこまで
拡大できるのかという話でもあるんですが。

「シヨーションクの空に」という映画を引用されて、囚人の心理
分析の中で、「壁を憎み、壁に慣れ、壁に依存する」という言葉を引

用されたんですが、自分の自由を奪ったはずの壁なんですけれども、長い年月を過ごす中で、外部から自身を守る役割をも果たしていて、急に外に放り出されると、それはそれでなかなか酷な話になる³⁵³。

だから、予防法によって社会的差別が助長されたにもかかわらず、その予防法を根拠とする療養所が、後になってみれば一つの防波堤にもなっている³⁵⁴。事実上、外に出られるようになってからもなかなか出られないし、自由を剥奪したということで法律を違憲でもって攻撃するというのがなかなか原告団としてもできなかったのはそういう背景があるんだということだったのをちょっと思い出しました。

○横路 そういふ側面はやはりあると思うんですね。外に出たときのことを考えたら、やはり臆病になってしまふ。

なぜそうなるのかというと、それは地域、国民が受け入れられないからですよ。差別、偏見の感情があるからなんです、外に、非常に深く。だから、それがなくなれば、そういう壁も取れるんじゃないか。

³⁵³ ハンセン病訴訟違憲国賠訴訟弁護団『開かれた扉』（講談社、2003年）118～131頁も参照。

³⁵⁴ 全国ハンセン病患者協議会が、らい予防法の廃止にはあまり熱意がなく、むしろ療養所の改善や予算に関心があった（堀利和『共生社会論』（現代書館、2011年）123頁）とされるのには、このような背景がある。

すなわち、国はらい予防法廃止に至るまで、ハンセン病治療薬を健康保険適用から除外し、療養所以外での治療を事実上不可能な状態においてきたが（前掲『開かれた扉』111頁・153頁、熊本日日新聞社編『ハンセン病とともに——心の壁を超える』（岩波書店、2007年）

だから、それは中に入っている人だけの気持ちの問題じゃなくて、周りにいる日本の国民側の方の偏見と差別をどうやったらなくすることができるとかと思えますね。

日本は、今回のサッカー（2022年1月のサッカーW杯）を見ていて思うのですが、集団的にわっとなって走り出してしまふ国民性があるのではないでしょうか。中国だ、韓国だ、けしからぬという差別意識は国民の中に多くあって、何かのときに表に出てくることもありますね。

じゃ、どうやってそういう差別、偏見をなくすることができるとかということ。多様な社会だとみんな言うけれども、多様な意見を本当に尊重する日本社会になっていくのかなということとはなかなかあれですよ。自分の考えに反対する人は敵だみたいに思う人が総理大臣始めたたくさんいるじゃないですか、日本の国内には。そうじゃなくて、それも一つの考え方なんだということ、しかし、自分はどう考えるよというところの議論が成り立つ、そういう意

25頁）、このような隔離政策による加害はらい予防法の廃止まで継続し、その結果として形成された社会的差別のゆえに、入所を希望する、もしくは退所を望まないハンセン病患者が多数存在したのである。

国はらい予防法さえ廃止すればハンセン病訴訟が終わると思っていたかのようで、入所者の社会復帰支援など、本気で問題を解決しようという意気込み・責任が感じられなかった。そこで元患者たちがハンセン病国賠訴訟に立ち上がったが（前掲『ハンセン病とともに』140頁）、このような政策形成訴訟としてのハンセン病訴訟については、萩原金美『裁判とは何か』（御茶の水書房、2003年）42頁も参照。

識があれば、差別とか偏見というのはなくなっていくんだと思うんですけどもね。

これは世界どこの国でも抱えている問題ではありますけれども、しかし、日本は、島国ということもあったのか、なかなかほかの国の民族の文化に触れることが少なかったということもあるのか。いづれにしても、その辺りがどうなのかなと思うんですね。

例えば、中国、韓国だって、明治以前は全然そんなことないんですよ、日本の国民の中では。だって、みんな、尊敬して、畏敬していて、科学だって文化だって、いろいろなものを全部入れてきたじゃないですか。明治維新になって富国強兵政策が取られるようになって、やはりどこかに敵か何かを求めていったんじゃないんでしょうかね。

何かその辺のところ、本当に日本の社会の将来を考えるときの1つの問題点でありますね。今、先生がおっしゃられた点は、一つ、やはりそこら辺は克服していかなければいけない問題だということのように思います。

○赤坂 まさしく、先ほどアイヌ民族とか琉球との関係で話が出た、異質な他者との共存という、その理念の定着の弱さというご指摘であつたと思います。

³⁵⁵ 社会の中に「他者」を指定し、その身体に侵襲を加えることで次世代以降におけるその縮減・抹殺を図る優生学の思想が、日本でいかに成立し定着したかを描く本多創史『近代日本の優生学——〈他者〉像の成立をめぐる』(明石書店、2022年)も参照。

日本国憲法が制定された後に国民優生法が優生保護法に改正されたんですけども、そのときに、あろうことか、ハンセン病患者が断種の対象としてわざわざ列挙事由に挙げられるということでも、世界一般で見ると、これは感染力も低いし、遺伝病でもないし、薬も開発されてほぼ完治するということが分かっていたにもかかわらず、あえて新憲法下においてハンセン病患者の隔離政策がより明確に規定され、しかも断種の対象として列挙され、そして、事実上、断種や墮胎が強制される時期があつた。まさに撲滅政策というのが日本国憲法下においてもなお取られたというのは、異質な他者との共存、多様性を認めるということについてなかなか血肉化しない、それはなぜなのかというのを考えさせられますね³⁵⁵。

○横路 おっしゃるとおりです。

《精神科強制入院問題》

○横路 次は、2013年6月12日に厚生労働委員会で行った、本人が非同意である医療の強制入院についての要件に関する質問です³⁵⁶。

これが法案として出てきたんですね。そういうとき、私は、全体がどうなっているかという状況を調べるところから始めるんです

³⁵⁶ 「第183回国会 衆議院厚生労働委員会会議録」第20号、2013年6月12日、
<https://kokkai.ndl.go.jp/text/118304260X02020130612>。

が、調べていって、びっくりいたしました。

日本という国は、精神病床の数が世界に比べて圧倒的に多いんですね。病床の数ですよ、医者の数じゃなくて病床の数³⁵⁷。それから、隔離されている患者が多いんですね。身体が拘束されている患者が多いんです。10年、20年、長期に入っている患者が多いんですね。なぜそうなっているのかということも一つの問題です。

そこで、2013年に、私はこれも見て質問したんですが、国連の拷問等禁止条約委員会の日本に対する勧告が出たんです³⁵⁸。それはどういう内容かというと、強制入院に法的コントロールを、有効な不服申立てメカニズムをちゃんとつくりなさい、地域サービスの実で入院患者を減らしなさい、身体の拘束や保護室への隔離を減らすこと、期間も最小とすること、強制入院や行動制限による被害者に対して救済と賠償を行いなさい、独立した監視機関による精神病院の定期的監視を行いなさいということで、勧告があったんです。

これを見て、調べてみたら、先ほどのような数字で、一番新しい、

³⁵⁷ 長谷川利夫「『身体拘束』からみる失われる民主主義」世界969号(2023年)217〜224頁、同「わが国の精神科医療における身体拘束の問題点」精神神経学雑誌122巻12号(2020年)938〜945頁、同「『身体拘束』からみる日本の人権状況」世界921号(2019年)186〜191頁、及び同『精神科医療の隔離・身体拘束』(日本評論社、2013年)を参照。

³⁵⁸ 国連拷問禁止委員会による、日本の第2回定期報告に関する総括所見(パラグラフ22)の外務省仮訳を参照。

最新の数字でも、今、30万人います、精神病床に入っている方が。

そのうちの15・9%が統合失調症、アルツハイマーの認知症が4・9%、躁うつ病が3%、それから血管などによる認知症が2・8%ということ、今もこれは余り変わらないで入っています。

それで、1991年に国連の決議で、精神疾患を有する者の保護及びメンタルヘルスケア改善のための諸原則³⁵⁹というのがありまして、その原則の16に、自傷他害のおそれがある場合(と精神疾患が重篤で入院させなければ深刻な状態の悪化が見込まれる場合)の本人の意思によらない非自発的入院を認めたと、「後者について」可能な場合には医師2名の診察を行うということになっているんですね。

これに対して、日本は、当時は保護者の同意と1名の医師の同意が必要だったわけですね³⁶⁰。今度の改正案は、その保護者の同意をやめて、そこを家族の同意にするということなんです。

実は、この検討チームがあつて、検討チームが何と答えたかという、保護者の同意が必要というのはやめてしまおう。これに対し

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000020880.pdf> (2024年2月17日最終アクセス)

³⁵⁹ 原文及び邦訳(厚生科学研究班の仮訳)について、厚生労働省のウェブサイトを参照。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/29852000001y6gv->

<att/29852000001y6mo.pdf> (2024年2月17日最終アクセス)

³⁶⁰ 日本弁護士連合会「精神保健福祉法の抜本的改正に向けた意見書(2012年12月20日)」7頁も参照。

て、精神保健指定医1名と家族の同意としたのが改正点ですが、この検討チームには、精神保健医2名でやるということで、家族の同意というのはいんですね。家族の同意がなくて、医者2名だと検討チームが報告したにもかかわらず、厚生労働省は、多分、病院側の反発があったんですよ、家族の同意というのを入れちゃったんですよ、入院しやすくするために。それは、医師が足りないとかなんとかということを理由にしているんですけれども、こんなことが本当にあつていいんだろとかということ。前に、保護者の同意というの、保護者というのなかなか大変だということ、いろいろな批判があつて、それを今回はやめようということ、初めはスタートしたんです。そして、やめるという結論になったにもかかわらず、厚生労働省が出した法案の中には家族の同意というのが入っていたわけですね。

私は、それが問題だということ議論をいたしました。例えば、家族の同意といたつて、本人に親権者がいたり成年後見人がいる場合にどっちが優先するんだと言つたら、それはやはり家族は家族ですから、親権者がいたつて成年後見人がいたつて、それよりも家族が同意したときの方が有効ですと言つて、議論は絶対譲らなかつたですね、厚生労働省。そこは、ものすごく残念ですけれども、変わらなかつた点ですね。

本当は、これはみんな、審査会みたいなのを設けているんですね。世界的には、入院の基準というのは自傷他害のおそれなど幾つかあるんですが、フランス、ドイツでは、医師プラス裁判所の判断で

す。だつて、強制入院するといつたら、刑務所に入れるのと同じですからね、考えてみれば。

それから、イタリアは、かつて12万床あつた精神病床が、今、ゼロです。ゼロでどうしているかという、地域の精神保健センターというのがあつて、医師や看護師や福祉士が24時間、365日オープンで見守っています、患者を。そういう体制を取っているんですね。社会の抵抗感みたいなものがそれでだんだんなくなつていったというのがイタリアのケースです。

ほかは、できるだけ、そう簡単に入ることができないようにしよう。

これは、例えば、ソ連や何かで政治犯を精神病だといつてみんな強制的に入れてしまうというようなことをやつたわけでしょう。日本ではそういうことは許されないよということのためにも、やはりちよつとおかしいじゃないかと。特に、家族の中でも、例えば、父母が離婚した場合、母親が反対し、離婚した父親が賛成しているかどうか、同意しているんだから、それでも家族だから、自分の父親なんだから、同意しているんだからいいんですと言つて、厚生労働省は譲らないわけですよ。

それから、成年後見人というもの、ちゃんと弁護士が中心になつていて、法律で選ばれた人が反対しているのに、家族の誰かが、例えば、遺産の争いで、四、五人子供がいる中で争いがあつたというときに、入れちまおうというようなことでやるようなケースも何か中にはあつたみたいなんです、成年後見人が反対しているのに、

誰か家族が賛成したら入れてしまうというのはおかしいじゃないかということですよ。どうもそういうところが役所には通らなかったですね。

この精神病の問題というのは今日日本が抱えている非常に大きな問題だと思います。

北海道では、十勝地方とか苫小牧、日高地方とか、できるだけ減らそうということで、一時期に比べますと病床はかなり減らしています。その代わり、地域での支援体制が本場に必要なんです。

その地域の支援体制があれば、グループホームで生活するとか、地域での生活というのは可能な人はいるんですね。例えば、ほかのことは何でもなくても、妄想を持っていて、その妄想が断ち切れないうような人の中にはおられる。そういう人は、そのところだけちゃんとコントロールできるような人がそばについていけば、地域の中で生活できるんですね。働くこともできる。そういう人などもない、精神障害の問題というのはなかなか本場に難しいです。

これとは別に、法務委員会的时候も精神障害者の人の話をしたんですよ³⁶¹。運転免許の欠格事由の中に統合失調症と躁うつ病というのを入れたんですね。その改正案があって、私はいろいろな参考人を呼んできた。そうしたら、統合失調症や躁うつ病の人の中にも運転免許を持って運転している人がたくさんいるわけですよ。じゃ、事故率は高いのかと調べてみたら、事故率は別に高いわけではないんですね。にも関わらず、統合失調症と判定されたから運転免許を

取り上げちゃったら、それこそ仕事も何もできなくなるじゃないかだから、ここは表現を改めるべきだと。

統合失調症、うつ病、躁うつ病といっても、運転できない状況にある程度基準を設けてやらないと。統合失調症なんていったって、今のところ、一体何が統合失調症かというのは、これは議論をし始めたら本場に各国違うぐらい幅が広がって、違うわけですよ。中には、昔、統合失調症だといいながら、今は有名な映画監督になつている人だっているわけだし、躁うつ病や何かにしても、やはりそのときによって気分が違うわけですよ。そうすると、こういう人たちも、何かそばに医者がいて判断してやれば、運転は何ともない。今はちょっと危ないから休もうかというようなことができればいいわけで、その基準みたいなものを設けないで、報告でいきなり、統合失調症、躁うつ病の人には免許を与えない、欠格事由だと言ってしまふのは、非常に問題があるんじゃないかということを、法務委員会で、この後ぐらいかな、質問したことがあります。

いずれにしても、今、日本はこういう社会ですから、いわゆる精神障害と言われている人たちが非常に多くおられます。しかし、最近、だんだん病院の方も、早めに退院ということ、3か月以内に退院するとか6か月以内に退院するというのが増えています。一方、10年以上、20年以上という人もたくさんおられることもまた日本の現実なんです。

それは、確かに病気によるんだと私も思います。一律にああだこ

³⁶¹ 「第185回国会 衆議院法務委員会会議録」第3号、2013

年11月1日、<https://kokkai.ndl.go.jp/ctx/118505206X00320131101>。

うだとは言えない点がこの問題には含まれているわけですが、ただし、少なくとも、検討チームがこうだと答申したやつをひっくり返して自分たちに都合のいいように厚生労働省が変えてしまうということは許しては駄目だと思っんですね。それで、この問題を取り上げてみた次第です。

本当に異常に病床が多い国ですし、それから、今もまだ電気ショックをやっているんですね。電気ショック件数も1140件ぐらい報告されています。こういうところも国際的にかなり対応が遅れているかもしれません。

イタリアはいいケースだと思います。精神障害といっても、「レイマン」という映画だとか、これも映画はいろいろありますが、その映画を見ていると、確かに、あるところでは能力をものすごく発揮するけれども、あるところは全然駄目という人、しかし、じゃ、地域で生活できないかというところ、そんなことはないわけです。これもまた、日本の社会として今考えるべき、非常に大きな問題ですね。日本は精神科医の数も少ないんですね、ほかの国に比べて。フランスは10万対22（日本は10万対9・4）ということですよ^{3,6,2}。最近も「障害者権利条約」について国連の委員会が日本の取組みを初めて審査し勧告を公表しました（2022年9月9日の「総括所見」）。その中でも、精神科病院の無制限の入院禁止、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくりについて勧告がなされました。この問題も、一応ここで終わりにしておきます。

^{3,6,2} もつとも、韓国（3・5）、中国（1・3）、イタリア（9・8）

○赤坂 この問題は、まさに、先ほど最後に話が出ました、異質な他者との共存というのがなかなか根づかない、受け入れられないことの一つの表れかなと思います。

今お話に出たもの以外にも、例えば、医療観察法という、池田小学校事件をきっかけに制定された法律で、放火など一定の重い犯罪を行った場合に、しかし精神障害のために刑事責任が問えない、それで釈放されるというのなんだからということで、かなり長期にわたって社会から隔離するような仕組みがありまして、この枠組みでもまた、長期にわたって隔離されるケースがあります。その際に、適正手続や権利保障がちゃんと行われていないということが日弁連からも随分前、2010年あたりに問題提起されて（日本弁護士連合会「精神医療の改善と医療観察法の見直しに関する意見書」2010年3月18日）、最近、2021年もまた、入院継続の判断に際しての適正手続保障に関する同じような意見書（日本弁護士連合会「医療観察法における入院継続審判の必要的開催等を求める意見書」（2021年7月16日））が提出されるなど、今いただいたお話以外にも、精神病患者とされる人に対する保安処分的な運用が問題となっています。

一つ間違えば、誰でもうつ病ですとか躁うつ病ですとか、そちら側に分類されかねないのに、健康な間は、自分とは違う、他者の問題であるという意識であって、その「他者」へのイメージションが十分でない点に、御指摘のような問題が含まれているんだろうななどのケースもある。

と思います。

それで、今、ハンセン病訴訟、遺骨収集事業のお話、それから精神病患者に対する対応のお話と、個別のお話をいただきましたが、ここに付け加えることはございますか。

《生活困窮者自立支援法》

○横路 もう一つ、二つあるんですが、一つは生活保護の問題です。

これも、2013年の5月に法案が、生活保護法の改正と生活困窮者自立支援法と、子供の貧困対策ということで出てまいりましたが、

日本の生活保護制度は、私も前にも議論したことがあるんですが、なかなかこれも変わらない制度でして、預貯金も資産も何もかも全て失って万策尽きた困窮者が申請し、衣食住丸ごと面倒を見る仕組みなんですよね。そして、壁になっているのは、親族に問合せをするということがあります。

したがって、日本の場合は平均で大体対象者の2割程度の捕捉じゃないかということで、人口対比というと、ヨーロッパの3分の1から4分の1ぐらいじゃないだろうか。コロナ禍になっても、決してその保護率だとか捕捉率というの上がっていないんですね。増えていないんですよ。横ばいなんですよ。

それは、やはりそういう点があるんですね。親族に連絡して、面倒を見てもらえないのかどうか問い合わせる、そういうのは恥ずかしいし嫌だからということですし、あるいは、地域ではとてもそん

な生活保護の申請はできないからといって、わざわざ地方から北海道の札幌あたりに移ってきて生活保護の申請をする人もいるような状況なんですね。これもやはり周りの関係です。福祉事務所に来て申請に至らなかったという人が年間40万人ぐらいいるということなんです。

日本の社会を見ていると、もう本当にそれは基本のところ、例えば年収200万以下の人が大体2千万近くいるわけですよ、1800万。非正規労働者も40%弱でしょう、今。ニートが60万人。引きこもりが26万世帯。高校の中退者が、あれは高校の授業料無償の政策がうまくいって大分減ってはきているんですけども、2013年段階でもまだまだ多い。ほかの人と比べると、中退者も多いし、大学の進学率はずっと低い。

これは生活保護の大きな問題の一つだったんですね。例えば、高校生がアルバイトをしたバイト代も収入に算入しちゃって、生活保護の対象の基本になる数字からはじいてしまうわけですね。そのときに、大学進学のために貯蓄するというのは駄目だった時期が結構長いことあったんですよ。そんな、生活保護を受けている子供は大学なんか行く必要がないという全くひどい考え方が通用していた時代があったんですね、今はそれはなくなりましたけれども³⁶³。そして、相対的な貧困率というのは、15・7でしょう。特に、ひとり親家庭の場合はもう50%を超えていますよ。そういうような状態ですね。

³⁶³ いわゆる学資保険訴訟（最3判平成16年3月16日民集58巻

3号647頁）を参照。

生活困窮の理由というのは、やはり経済的な要因が多いんですね。今は、特に非正規の人がシフトが減って働くことができなくなっていて、それで収入が減って家賃が払えなくなっていてホームレスになったとかいうような人たちがいるんです。

やはり失業というのは大きいから、就労の支援がどうしても必要です。じゃ、就労支援するためにどうしたらいいのかというのが生活困窮者自立支援法だったわけですね。

社会的な要因としては、やはり生活困窮者の人は、税金だとか家賃だとか電気、ガスを、公共料金を未納している、滞納者の人が多いわけですね。多重債務者も結構おられます。すると、そういう人たちは、生活保護というのは申請主義なんですけれども、そういう人なくて、地域の中で見つけてバックアップすることができるとかどうか、ということですね。

そういうことをやっている地域も全国にはあります。例えば、朝起きて、新聞がもうこれで2日、3日取られないでいるとか、北国であつたら、煙突から煙が全然出ていない、この寒いのにというようなことで、行ってみたら倒れていたとかいうようなケースがあるわけで、そういうことを支援する機能が必要なんです。家計の相談とか、就労の確保とか、あるいは住居の確保、これもまた大変大事なことです。自治体が大変そういう意味では苦勞しているんですよ、生活保護への対応については。

問題は、非常に厳しく絞って、最低限の生活を保護するということが余りにも中心になり過ぎていっているんですね。だから、働けるけれども、あるいは働いているけれども、いろいろな困難を抱えている、病気の子供を抱えているとか、そういうところを手当てして、無理なく働ける環境を作るべきじゃないかと考える人が、最近は大分増えてきました。

生活保護というのは、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、就労を支援する扶助、それから冠婚葬祭の葬祭扶助、いろいろあるんですね。だから、例えば、議論の中には、医療扶助や介護扶助というのは国民健康保険や介護保険に取り込んで、その代わり、負担ゼロという取得区分を設けて対象にしたらいんじゃないかというような意見もあります。この中のどれか一つだけ使って、ほかは、働いて、ある程度収入もあるんだけど、ここを応援してやればいいねというようなことが柔軟にできるようにしたらどうかという意見があります。

ともかく、生活保護の支給では地方自治体が非常に苦勞していますので、その声を聞いて対応してもらいたいなと思って、そんな思いで質問をした次第です³⁶⁴。

特に、非正規の増加でもって皆保険や皆年金から落ちこぼれている人もたくさんいるということで、よく不正受給のことが問題になります。要するに、アルバイトなどの収入については、将来のこ

とも考えることと、それから、働く人のインセンティブが必要じゃないかと思えます。

子供の貧困は、日本の場合、本当に高いんですね。特に、片親の子供というのは54%です。母子家庭の母親というのは、日本ほど働いている母親は世界にいないんですよ。世界で一番働いているんです。しかし、なかなか生活が大変だ。それは何か。やはり最低賃金の引上げが必要です。同一価値労働同一賃金、これも必要です。それから、子供に対するいろいろな手当で。例えば、8歳以下の子供を持っている親とか18歳以下の障害者の子供を持っている親は働き方を企業に要求できるというのはブレア政権の雇用政策です。こういうように、トータルに政策を考えてやっていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

このときにいろいろと問題になったのが貧困ビジネスの問題で、非常にひどい人もいるし、非常にひどく搾取されている人たちもいるということが分かって、ああいうのをもうちょっとちゃんと規制するなり取り締まるなりすることができんじゃないかと思えます。

何といっても貧困の解消がどうしても必要です。それには雇用の格差もできるだけなくさなきゃならない。貧困によって教育の格差が生まれてしまう、これは親の所得によって大学の進学率や何かは本当に違ってきますから。それはもう数字がはっきりしていますね。男女の格差もなかなかなくならないです。健康の格差も、やはり低所得の方が亡くなるリスクが高いんですね。そういう統計もござ

います。

そういうことで、生活保護の問題をこのとき議論しまして、今の日本の現状を見て、まだまだ手をつけていかねばならぬところがあるけれども、なかなか。生活保護が増えていくとお金もかかるというので、国も締めるし地方も締めるということになると、申請に行ったらけれども、あなた、まだ働けるじゃないかと帰されるだけ。それでは駄目なので、じゃ、働くための技術を何か持つために就労支援をしましょう、というようになことを少しやろうというのが、この法律改正の趣旨だったんですが、それが今どうなっているかというのはちょっとチェックしていませんけれども、このときにそういうことで生活保護全般について議論いたしまして、この点もやはり問題ですね。

日本の子供の教育のことがフィンランドなんかと比べて問題になったことがあります。教育の5分位でいうと、1分位から4分位までは何も世界の先進国と変わらないんですよ。5分位のところだけが、20%ぐらいがぐっと成績が下がっているんです。だから、何が必要かと思ったら、その成績が下がっている5分位の子供たちに対する個別指導。フィンランドなんかは完全にそういうことをやっていますでしょう。低いレベルの成績のところのバックアップを主にしてやって、あとは本当にある意味では自由に行っているというようにところですよ。

1分位の、よくできる人のところは、そんなに学校でやらなくても、ちゃんと家でやったり何かやっているわけです。そうじゃない

5分位のところをどうバックアップするか、そういうめり張りをつけた行政というのはやはり一律平等でなければいけないという考え方も一つ基本にはあるわけなんです。しかし、やはり困っているところをバックアップするというのがなければ、それは本当にいい行政だとは言えないですね。生活保護の問題を議論して、そのことを感じました。これが2013年ですね。

○赤坂 生活保護に至る前の生活困窮者に対してできた自立支援法は、最近、コロナで大分支給対象が増えたみたいで、また、期間も緩和されるという形で、大分柔軟な運用になっているようです³⁶⁵。

《少年法改正問題》

○赤坂 厚生労働委員会の後は、法務委員会に移されました。

○横路 少年法の方は、日本の社会も実は犯罪は減少しているんですね。凶悪犯罪も減っているんです。しかし世論調査をやったら、みんな、増えていると言ってますよ。それが、不思議なぐらい違いがあります。何かというと、一つの事件もテレビが各局で一斉にやるでしょう。あの影響だと私は思っています。

今回問題になったのは、少年法の不定期刑、短期と長期がありますよね、その不定期刑を引き上げるといってわけなんです。その引き上げる根拠が余りはつきりしていないんですね。

³⁶⁵ 2022年8月19日付日本経済新聞記事「生活困窮者の支援制度 家賃を給付・子の学習支援も」も参照。

というのは、最近じゃ少年犯罪が増えて、凶悪化しているかといったら、そんなことは全くないんですよ。少年に対する刑を見ても、そんな厳しい判決が増えていくわけじゃ全くないんですね。しかし、それを上げようというのはなぜかということが、議論の一つでした。結局、答弁の結論は、成人との比較で平等に欠けているということだけだったですね³⁶⁶。

しかし、実際の運用としては、大分変わってきているところが幾つかあるんです。

一つは何かというと、短期と長期ですよ。仮釈放の要件というのがあります。要件がこの頃だんだん厳しくなって、ほぼ満期に近ところの仮釈放が少年の場合も成人の場合も増えているんです。つまり、中に入っている短期の方の、初めの、例えば半分消化した、じゃ、仮釈放の対象になりますねと決めてやるというようなのが、だんだん上の方に固まっているという傾向がある。

仮釈放の要件というのがありますよね。その仮釈放の要件が、実は、犯罪をすることか、いろいろな要件があるわけですよ。仮釈放の要件というのは、悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれがないと認められること、社会の感情が仮釈放を是認すること、というのがあるんですね。それで、質問していったら、ほかの要素はみんなかかっている、悔悟の情もあるし、更生の意欲もあるし、再犯のおそれもない。しかし、社会がなかなか、遺族に聞いたら、遺族が

³⁶⁶ 「第186回国会 衆議院法務委員会会議録」第6号、2014年3月25日、<https://kokkai.ndl.go.jp/text/118605206X00620140325>。

許さないとやっている。しかも、どういうわけか、裁判官と検察官の意見も聞くということもあるんですよ。社会の感情というのはどうやって調べるんだといったら、裁判官に聞くとか検察官に聞くとか、おかしな話です。

それで、一体本当にそれでいいのか、本人の意欲がなくなってしまうじゃないかということと、仮釈放した人間と満期出所者で再犯率を見ると、圧倒的に満期出所者の方が多いですよ。仮釈放の人間の方が再犯率は低いです。これももう統計としてはつきりしているんですね。そのところが一つ、いろいろと議論したところですよ³⁶⁷。

つまり、仮釈放の要件が、不定期刑の上限が上がるに伴って更に厳しくなっていくだけの話で、しかし、犯罪そのものが凶悪化して、少年犯罪が増えているのかというと、そうでもないということです。少年犯罪の場合は、とりわけ、どういう環境なのかというのが非常に問題になるんですね。家族の関係がどうなっているか、親の収入はどうか、雇用環境はどうか、虐待はないか。意外と、虐待を受けた子供が今度は犯罪者になるというケースも、家裁の調査官の人の話を聞くと、多いんですね。

そんな意味では、まず、少年の場合には家庭の環境なども見ながらしっかりとやっていかなきゃいけないのに、ただ刑期を重くして、しかも、仮釈放の要件でも、社会の感情がこれを許さないと。さっ

きお話ありました池田事件のことも関連してくるんですよ、この要素でもって、多分、仮釈放をしないで満期、さらに、上限の引き上げということになったんじゃないかと思います。

それから、最近増えているのは、高齢者の犯罪です。男性の場合は、やはり生活貧困です。それと同時に、身体障害者手帳や精神障害者の保健福祉手帳を持っている人が増えているんですね。だから、刑務所というのは、福祉的な処遇プログラムの人が増えているんですよ。更生というよりも、福祉的処遇。

こうして、矯正施設から地域生活定着支援センターに行って、それから福祉施設やグループホームへ行くということになっているんですけども、その中で本当にどうしたらいいのかというのは、長崎県でいいケースがあります³⁶⁸。

これは、もう既に捜査中から、次は検事の段階で、起訴するかどうかということを決める段階、それから裁判の段階で、ある程度の要件を満たした人間について、本当にどういう処遇がいいのかというのを福祉などの関係者も含めて検討するんですね。

例えば、起訴して、刑務所に入れても、そこで何をやるかといったら、福祉的処遇をせざるを得ないわけですよ。そうじゃなくて、起訴猶予か何かにして、福祉施設の方で扱うようにしようとか。しかし、それをちゃんと受け入れてくれるところがなきゃ駄目ですから、そういう福祉施設の人たちと一緒に、長崎県の場合は、地検の

³⁶⁷ 「第186回国会 衆議院法務委員会会議録」第10号、2001年4月8日、<https://kokai.ndl.go.jp/txt/118605206X01020140408>。

³⁶⁸ 2019年6月22日付西日本新聞記事「出所者、官民で向き合う 長崎刑務所、社会福祉法人と協定へ」も参照。

検事が音頭を取ってそういう仕組みを作ってきたんですね。

何でそれを知ったかといったら、長崎地検の検事が札幌地検に移ってきて、私がつき合っている福祉の施設の人が、このあいだ、検察庁に呼ばれたよ。何をやったのと言ったら、そういうことで協力してくれと言われたんだというわけです。それで、長崎のことを調べてみたんです。そうしたら、なかなかこれは面白いと思います。

特に、最近の、何かといったら、作業はしないといけないようになっていってるでしょう、刑務所に入ったら。実際、何をやってるかといったら、リハビリテーションなんですよ。刑務所に入った人が入った人の面倒を見ないといけない、そういう人の割合が大体2割ぐらいにまで達してきていってます。だから、日本社会も、高齢社会になって、いろいろなものが変わってきているんですよ。従来どおりの考えで、窃盗したから、はい、前科何犯、起訴とやって、出たらまたすぐやるに決まっているわけですね。じゃ、そういう人をどうしたらいいのかということになるわけです。

福祉的処遇が必要でない人で再犯しているのもたくさんいますから、それは論外なわけですけども、そうじゃなくて、やはり、今、新しくそういうことを考えなきゃいけなくなっているということです。拘禁刑の新設が決定されたそうですが、今年になって、私、調べていないから、よく実態は分かりませんが、多分、そういう状

況を見て、やっているんじゃないかと思います。

少年院を出てどうするか、刑務所を出てどうするかという社会保護の支援も必要です。そうすると、今、刑務所も、保護観察所や公共職業安定所、それから福祉施設とか、いろいろな人と協力をしながら出所者をどうするかということが必要なんです。

それで、就労支援をするというので、特別観察者というか就労支援の重点支援受刑者を選んで、職業訓練を施したり就労支援をして、そして出た場合に就職をすることなんです。最初は384人選んで刑務所でやったけれども、出てうまく就職したのはたった七人だったという数字なんかもありまして、そう簡単ではないんですね。

これには企業の協力も必要です。企業の協力ということになると、それは法務省だけじゃなくて、経済産業省だって少しは中小企業対策でそういう人を、今、補助金のいろいろな制度がありますけれども、もつとそのことを積極的にやっていかなければいけないんじゃないかなと思います。

そういう意味でいうと、出所者対策については、実は、総務省が、これが極めて不十分であるという勧告を出しました³⁶。出所者のことについて、刑務所とそういう横との連絡が不十分である、住居の確保についていうと、更生保護施設への受入れが不十分だと。地域生活定着支援センター、これが高齢者が出た場合の最初に出会う

³⁶ 総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書」(平成26年3月)。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000280473.pdf (2024年2月17日最終アクセス)

ところなんです、それもやはり福祉的な施設との連携が不十分だということ、総務省から行政評価が出たんです。これは、大体、言っていることはそのとおりだというように法務省の方も認めています。

法務省も、こうして見ると、意外と、いろいろと幅広く、やる仕事がたくさんあって、ただ単に治安を維持していればいいと口では言いますが、その背景は、やはり様々なことを他の省庁と連携してやらなきゃいけない。法務省は他の省庁と連携するのは苦手なようですが、しかし、やはり他の省庁とやらなければいけない問題がたくさんあるんですね。その一つがこの出所者対策であったというように思います。

私の友達で、保護司をやっている人がいるんですよ。保護司をやっている人の365日はどうなのかというのをデータを作ってもらって、質問するときに谷垣法務大臣にそれを見せたんです。365日のうち128日が関係の仕事なんです。それに土日を加えたら、本当に、やらなきゃいけないんですね。保護司というのもなかなか、生活に不安のある人は駄目ですよ。生活が安定していて、ある程度、特に子供なんかと対応したり犯罪者と対応するんですから、そういうような人間でなきゃ駄目だということになると、どうしてもやはり年寄りになってしまいうんですね。しかし、若い人を探しても、なかなかいないということが悩みです。

それから、刑務所の中でも、さっき言ったように、いろいろな、身体障害者手帳とか精神障害者の保健福祉手帳を持っている人も

いるとしたら、例えば精神科の医師の配置が各刑務所でどのぐらいできているかといったら、本当に二つか三つぐらいなんです。そういう意味でいうと、いろいろな専門分野があるじゃないですか、介護やなんか、そういう人の配置が正規職員としてはほとんどなされていなくて、みんなパートで、しかし、それも確実ではないというところもまた、今回調べて分かったんですね。

ですから、刑務所の出所者対策というのも、委員会では非常に熱心に各党の議員の人たちは議論していました。私も、法務委員会はずばらぶらぶらだったので、非常に感心してみんなの議論を聞いていました。しかし、なかなかそう簡単ではない。こういうところにもうちよつとちゃんとお金が回るようにしないと駄目ですね。何か効率、効率なんていうことを考えてお金を配分したって駄目なので、こういうところにお金をしっかり配分することの方がきっと再犯を減らしていくことに長期的にはつながるんじゃないかと思いました。

久しぶりに法務委員会に出まして、出所者の問題、それから少年の問題、仮釈放の問題、少年刑の問題等について議論しまして、法務委員会で1年間のうち6回ぐらい議論しています。

私も熱心に調べて、割と私も質問にのめり込む方ですから、調べ始めると、どんどん問題が広がっていくんですね。若い人たちに言っているんですが、新聞記事片手の質問はやめて、ともかくちゃんと調べてやれ、幾らでも広がると。

人のつながりも広がりますよ、これで少年院を訪問したり、家裁

の調査官だとか。それから、少年院を出て身寄りがいないような人たちのための、弁護士が中心となってNPO法人でいろいろと受入れ機関を作ったりとか、いろいろな活動が地域の中に本当にあるんです、目立たないけれども。そういうところを大事にしていかなきゃいけないと思います。

じゃ、以上で法務委員会の方の関連は終わりにさせていただきます。

○赤坂 先ほどお話に出た拘禁刑は、刑務作業の義務づけがなくなったということで、刑務作業自体は、特別予防といえますか、更生のために残るんですけども、更生を図るために作業させ指導を行うということ、両者のバランスを図るようにしたもののようです。これまでは、刑務作業があるので更生プログラムが実施できないということが多々あったのを、そのバランスを直すという趣旨であるようですね。

【第26回関係資料】

○沖縄問題と遺骨収集事業

・厚生労働省ウェブサイト「地域別戦没者遺骨収容概見図」(随時最新バージョンに更新されている)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144250.html>

・戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)

<https://elaws.e->

gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000012_20230616_505A
[C1000000055](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144250.html)

・「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」概要、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」概要(厚生労働省 第1回 戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議資料(2019年5月23日))

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000511660.pdf>

・故上原康助氏未発表論文「沖縄独立の志」(未定稿)

○ハンセン病問題

・横路孝弘「ハンセン病メモ」(講演資料)
・厚生労働省ウェブサイト「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/4.html>

・国宗直子「ハンセン病家族訴訟の勝訴とその意義」人権と部落問題(2020年6月)

・浅井浩「ハンセン病と元患者家族の集団訴訟」

<http://www.asai-hiroshi.jp/newpage39.html>

・「ハンセン病隔離の100年を問う東京集会」ビラ、横路議長挨拶

○精神科強制入院問題

・日本弁護士連合会「精神保健福祉法の抜本的改正に向けた意見書」

(2012年12月20日)

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_121220_2.pdf

- ・「精神病床質問資料」(横路孝弘事務所作成)
- ・「国連・人権勧告の実現を！」実行委員会『国連人権勧告に従う義務なし』って！——日本の人権政策はどうなっている？ 活動のまとめ(2013年～2016年5月)」「(2016年6月) 47頁

○生活困窮者自立支援法

- ・厚生労働省 第1回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 参考資料「生活保護制度の現状について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000858337.pdf>

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第27回）

《第2次安倍政権の安全保障政策》

○赤坂 今回の、議長退任後の国会論戦、とりわけ集団的自衛権や安全保障の問題についてお伺いしたいと思います。

○横路 まず、安倍政権が進めてきた安全保障政策についてお話ししたいと思います。

安倍さんが再び総理に就任した翌年の2013年の2月に、いわゆる安保法制懇というか、第1次安倍内閣のときに開催された、有識者から成る「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会³⁷⁰」というのを再開したんですね。そして、その報告が「2014年」5月15日に出されました。その報告に基づいて、安倍さんは記者会見をされて、集団的自衛権の行使の方向で研究する、そういう方針であるということをはっきりさせたわけです³⁷¹。

そして、その同じ5月の20日に、早速、自民党と公明党の間で与党協議を始めました。この与党協議の中で、後でお話ししますが、15の事例集というものが提示されたわけです〔資料後掲〕。集団的

自衛権の問題、あるいは、国連の様々な、PKOへの協力などがいろいろと事例集の中に書かれています。

そういうことを踏まえて、同じ2014年の7月1日には、もう早速、（自公両党の与党協議会において）基本方針が了承されました。同時に、閣議決定をして、新たな安全保障法制の整備のための基本方針というのが示されたわけです。

大きな特徴は何かというと、まず一つは、憲法解釈の一部変更によって、いわゆる武力の行使要件を変更して、個別的自衛権にだけ認めていた自衛権の行使を、自衛の措置としての武力の行使の新3要件というものが新たに示されたわけです。これが、いわゆる集団的自衛権の行使、政府は限定的と言っていますが、集団的自衛権の行使を可能にしたものです³⁷²。

さらに、そのほか、他国の軍隊への後方支援活動ですとか、国連PKOにおける自衛隊の活動内容の見直しなどが示されて、そして、その点についてはこれから法整備を進めていくという、いわば基本的な方針が示されたわけです。

そして、安倍政権は、そういう方針の下に、具体的に様々に動き始めました。

³⁷⁰ 安倍首相の私的諮問機関。2007（平成19）年4月17日総

理大臣決裁「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について」を参照。

<https://www.cas.go.jp/seisaku/kondankai/konkyo.html>

³⁷¹ 中内康夫「集団的自衛権の行使容認と安全保障法制整備の基本方

針」立法と調査356号（2014年）23頁以下を参照。

³⁷² この問題については、特に牧原出「憲法解釈の変更——法制執務の転換」竹中治堅編『二つの政権交代——政策は変わったのか』（勁草書房、2017年）245～272頁を参照。

まず、2013年の12月には、アメリカのNSCに倣って国家安全保障会議が作られました。これは、四人の大臣が中心なんですが、その下に国家安全保障局が作られて、保障局の下には文民のベースと軍事的ベースの日米で協議する仕組みが作られていったわけです。

さらに、同じ2013年には特定秘密保護法が成立いたしました。これは、米国との間の協力体制が非常に緊密になっていく中で、その秘密をどう守るかということを決めたものでして、その内容は、4分野25項目、防衛問題、外交問題、それから特定有害活動の防止、これは一種のスパイ活動などを示しています、それからテロリズムの防止といったようなことが示されています。そのためには、例えば防衛省の中では、この秘密を扱える人間をいろいろと調べて、当時、6万4380人が指名されたと言われています。

この特定秘密保護法は非常に大きいわけです。自衛隊の海外出動は国会の承認が必要です。国会の承認で何を対象にするのかというと、もちろん、どういう部隊編成をして、何人で行って、どのような兵器を持っていくのかということが対象になるわけですが、実は、イラクやスーダンに行ったときも、持っていた兵器を必ずしも公表していませんでした。やはりいろいろな心配だと思って、結構大きな兵器なども持っていたようにして、これがこれから、多分、自衛隊出動というときの国会の承認事項に関連して、特定秘密保護法は非常に大きな制約になってくるのではないかと思われまます。

それから、2014年4月には防衛装備移転3原則を閣議決定し

まして、武器の輸出や武器の共同開発を進めるということになりまして、これは、さらに学問との、つまり大学との研究体制などにと波及していく原則です。

それから、6月には憲法改正国民投票法で、憲法改正の手続法をいよいよここで決めたわけです。

そして、7月には集団的自衛権行使容認の閣議決定が行われるというようになりまして、2015年にはODA大綱が閣議決定で変わりました。これは、対象を拡大して、軍事転用の歯止めがちょっと弱くなったのではないかという心配をしております。

それから、4月には新しい2015年のガイドラインができて、これは、集団的自衛権の行使、つまり米軍との一体的な活動というものを具体的に決めた、きめ細かな方針です。こんなのが行政レベルでできるのか、これはまた後で詳しくお話をいたします。

それから、安全保障関連法が9月に成立いたしました。存立危機事態法、重要影響事態法、国際平和支援法、それから改正PKO協力法、武器等防護と、こういった体制がしっかりでき上がったわけです。

さらに、2015年10月には防衛装備庁ができました。

そして、2016年3月には安全保障関連法が施行され、さらに、その上に、2017年6月に共謀罪が成立しました。ここで、いわゆる戦後体制を転換していく、あるいは強い日本を取り戻すという安倍さんの方針がいわば完成したと言っていいと思うんですね。

安倍さんがどうして集団的自衛権の行使に固執したのかという

ますと、安倍さんは前から、アメリカの青年が血を流しているときに日本の青年も血を流さなければ真の同盟ではない、こういう強い思いがあつて、それが安倍さんを集団的自衛権の行使へと動かしたと言われています。

〔安倍氏の〕国葬〔＝国葬儀〕のときに、自宅を出発した車が防衛省に寄りました。防衛省に寄つて、中に入つて、大勢の職員と自衛官が見送る中、直立して見送られたわけですが、ここに象徴されるように、安倍政権はやはり防衛省にとつて一番ありがたい存在だったのではないかなと思います。いわば戦後体制を転換して、軍事力の行使の歯止めがほとんど取り壊されて、軍事力強化に貢献したという意味では、防衛省に寄つたというのは、まさに安倍さんの政策を象徴しているように思います。

それからもう一つ、安倍さんの時代で特徴的なのは、安倍政権下7年半で一番多く会った人は内閣情報官なんですね。この人は、最後は国家安全保障局長です〔北村滋氏〕。そしてもう一人女性ジャーナリストを強姦した記者の逮捕寸前で、その逮捕を止めた人がいます〔中村格氏〕。その人は、警察庁長官にまできました。そして、皮肉なことに、この方が警察庁長官のときに安倍さんが暗殺されたんですね。

警察情報がどうしてこんなに必要だったのかというと、そのベースに、エックスキースコア〔XKeyscore〕という、スノーデンという元CIAの人間が暴露した情報があります。

それによると、2013年4月8日に、アメリカのNSAがこの

エックスキースコア、これはあらゆる日本国民のメールや通信などを情報収集しているわけですよ。だから、これに名前を入れたら、その人のやり取り、どういう人と、いつ、何で会ったとか、やり取りしたことが全部分かる仕組みなんですね。これを日本政府は否定しています。そんなことを認めていないんですが、スノーデンはそういうに言っています。

だから、こういうものになれば、警察は、まあ、これは私の想像ですよ、安倍さんに依頼されれば誰のことでも簡単に調べることができるわけですし、安倍政権のとき、これだけなぜ内閣情報官が会つたのかと。

これは民主党の政権時代の聞いてみたら、総理大臣は、月に1回か2回、官房長官は、週に1回は報告に来たと言うんですね。主に、テロとか、いろいろなそういう動きについての国内と海外の情報の話だつたと聞いています。

そういうことで、安倍政権では、安全保障政策が、ある程度の完結を見たということですよ。

《安倍元首相の「国葬」》

○横路 ちよつとここで、安倍首相の国葬について。私も欠席をいたしました。そのことについてお話したいと思うんです。

安倍さんが、選挙のさなか、街頭演説中に銃撃されるというのは、まさに悲劇で、そんなことは二度とあってはいけなわけでありまして、誰でもみんな、安倍さんの突然の御逝去には御冥福をお祈り

したんだと思います。

ただ、国葬について言いますと、やはり多くの国民が納得していないこと、それから、安倍総理は、私に言わせると、余りにも議会制民主主義を無視したということですね。無視というか、軽視したと言っていると思います。

私が議論した、佐藤栄作総理大臣はじめ、三木武夫さん、福田赳夫さん、大平正芳さん、鈴木善幸さんたち歴代総理は、自民党は憲法改正が基本的な方針ですが、私のときに憲法改正はいたしません、憲法を尊重して職務を遂行しますということを答弁していました。これは、憲法99条でいえば当然のことです。しかし、安倍さんは憲法を軽視してきて、日本の憲法というのはみつともない憲法です、はつきり言って、日本人が作ったものではないのですから、などと発言しています。憲法制定過程についても、どうも十分理解していません。なかったのではないかと思います。

国会は国権の最高機関である、憲法41条、これを無視して、野党による〔憲法第53条に基づく〕臨時国会の要求を何度も無視して数か月放置したというのは、本当に最大の憲法軽視であるということで、これは見逃すことができませんし、やはり立憲主義をないが

³⁷³ 衆議院調査局の公表した調査結果によると、いわゆる森友問題で139回、桜を見る会前夜祭の問題で118回の、「事実と異なる答弁」があったとされる。なお、加計学園問題に関する同種の調査結果は公表されていない。

なお、議会での偽証と政治責任との関係については、プロヒューモ事

しろにしたといえますか、閣議決定が余りにも多過ぎる。閣議決定によって、独断的に次々と、確定した憲法解釈まで変えてしまう。追及されると、最高責任者は私だと、自分が法であるかのごとく振る舞い、必要な法律を作らず、行政府が法の解釈を変更、政令で政治を行うという、これは民主政治じゃないんですね。そういう点があります。

そして、国会における状況を見て、そもそも国会に対する尊敬の念がなくて、総理大臣として委員会の対応も真剣そのものとは言えない場面もあった。国権の最高機関の議論としては十分なものでなかったと思います。

森友学園、桜を見る会での虚偽答弁が100回以上³⁷³。答弁席から野党に対して総理大臣がやじを飛ばす³⁷⁴。ああ、つまらない質問だったと野党の質問者に聞こえるように発言する。誰でも、ああ、つまらない質問だったと心の中では思いますけれども、野党の質問者がまだいる前でそんなことを大きく言うというのはとても大人の振る舞いではない。私は、本当に恥ずかしいなと思っておりました。

総理大臣は全ての国民の代表であって、国民を敵と味方に区別す

件がよく引き合いに出される。同事件につき、後藤田正晴・村山富市・岡野加穂留『若者と語る』(毎日新聞社、2002年)169頁、檜崎弥之助『今、時を追い、政界を斬る』(文芸社、2005年)23ページも参照。

³⁷⁴ 檜崎・前掲『今、時を追い、政界を斬る』72頁。

ることは間違っているわけで、反対の意見など様々な意見を十分に聞くということが第一だと思いますね。

それから、権力は私物化してはいけませんよ。権力の行使は自制するということが大事だと思っています。

そんなことで、本来、議長をやったといえ、国葬には参加するというのが普通かと思えますけれども、今回はそういうことで私は欠席をいたしましたということも、ちょっとお話し申し上げておきたいと思えます³⁷⁵。

○赤坂 私自身は、そもそも、個々人の価値観が多様化している中で、特定の人を半ば象徴化する意味合いのある国葬が、これからの時代にそもそもどうなのかと思うのですが、その辺りはいかがですか。

○横路 おっしゃるとおりですね。

国葬はあれですよ、天皇陛下のときこそ、いわば国葬ですよ。それはもう日本の国家の象徴的存在ですから当然の話であって、誰も反対する人はいないと思うんですけれども。

私は、安倍さんの個々の政策についての賛否を言っているんじゃないんです。土台の憲法のところがこれほど簡単に無視されていいんだらうかというのが、やはり一番大きな問題だったと思っています。

³⁷⁵ 以上につき第6回記録も参照。

³⁷⁶ 「政治家をどう弔うべきか」安倍氏国葬・県民葬終え、識者に聞いた」毎日新聞2022年10月16日朝刊、および「安倍元首相「国

これから何か基準を作るとかいつても、なかなか難しいと思いますよ。誰でも、人それぞれ、私も含めて、いろいろな欠点を持っているわけですからね。それで国葬なんて。

だから、今度の場合は私は安倍さんが気の毒だと思えますよ、国葬なんて言わなければ静かに見送られたものを、こんな議論になってしまったというのは。それは、岸田さんの政治的な思惑でこういうことをやった結果なんですよ。

○赤坂 おっしゃるように、業績に着目した基準を作るというのは恐らく難しく、特に政治家の場合には、毀誉褒貶があるし、反対者も賛成者もいるわけで、しかも、国葬は死後すぐに行われるのが通例でしょうから、そうすると、評価も固まっていない段階で、しかし、国全体としていわば象徴、半ば象徴として扱うということは、負の側面に対して光を当てないといえますか、閉ざしてしまう可能性があるので、先ほど申し上げたように、価値観が多様化した時代には、これから余りそぐわないのではないかと、とりわけ政治家についてはそぐわないのではないかとコメントしたこともございます³⁷⁶。

○横路 そう思いますね。

葬」福岡県庁などに半旗 反対デモも」NHK 福岡 NEWS WEB (2022年9月27日)。

《集团的自衛権とその前提》

○赤坂 続きまして、集团的自衛権の問題をよろしくお願いします。

○横路 政府は、集团的自衛権を、日本の防衛を目的に限定的に行使されるものと他国防衛を目的としたものに分けていて、前者は憲法の枠内としていると言います。しかし、集团的自衛権の本質は何かという点、ニカラグア判決などを見ましても他国防衛であり、歴代政府もそう理解して表明してきたわけです。だから、分離できるものじゃない。

だから、自国防衛と称して武力行使するというのは、攻撃されていないわけですから、ある意味では違法な先制攻撃になるといこうとを宮崎礼壹元法制局長官が言われていますが、私も、全くそのとおりだと思います。国連憲章51条で自衛権が認められているのは、日本が攻撃された場合に個別的自衛権が認められているわけであって、攻撃されていない場合に日本の自衛権は行使できない³⁷⁷。ただ、多国間や二国間の条約があって、その中で相互防衛ということが規定されていれば、それは協力するということになるわけですが、それでも、そうでない場合はできないんだと思います。

³⁷⁷ なお国連憲章第51条には、個別的自衛権と並んで集团的自衛権が規定されている。国連憲章上に集团的自衛権が明記されたことについては、安保理の5大国（常任理事国）に拒否権が認められたことがその背景にある。国際連合全体についても、また地域的共同防衛機構についても、侵略行為に対して強制措置をとるためには安全保障理事会の事前の許可を要件とすることが予定されており、常任理事国に拒否権が認められることになると、5大国（又はその傘下の諸国）による違法

国際司法裁判所は、ニカラグア判決で、集团的自衛権の行使に当たって、必要性と均衡性の要件に加えて、次の三つを集团的自衛権行使の要件にしています。一つは、集团的自衛権の支援を受ける国家が武力攻撃の犠牲国であること、二つ目は、当該国が武力攻撃を受けたと宣言すること、そして、その国からの要請があることというわけですね。

この判決の背景にあるのは、過去のケースが、余りにも大国が自分の都合で軍事介入しているケースが多いということで、それを枠にはめようとしてこの3要件になったと言われています。

判決は、第三国が自らの状況判断に基づいて集团的自衛権を行使することを認めるような慣習国際法は存在せず、集团的自衛権によって利益を受ける国家が武力攻撃の犠牲となったことを宣言するということが期待されていると、しています。

過去のケースでいいますと、例えば、ソ連がやったハンガリーやチェコに対する〔武力介入に関する〕要請を見ると、ハンガリーに対しては、政府からの要請でなくて、共産党の第一書記がやった、つまり反政府の方からの要請に基づいて武力行使したということで、

な武力行使に対して強制措置をとることが不可能になる。そのため、独力で他国からの攻撃を排除しうる大国はともかく、そのような実力をもたない中小諸国の安全・独立が脅かされることから、集団安全保障措置がとられるまでの間の暫定措置として、安保理の事前の許可なしに、場合によっては他国と共同して外部からの攻撃を排除しうる権利（集团的自衛権）が、国連憲章上に明定されることになった。

攻撃を受けたわけでも被害を受けているわけでもないわけです。チエコの場合は、支援要請そのものをしていないということになっています。

それから、主にイギリスやフランスといった国は、昔の宗主国だった関係で、その国の中の政府が反政府勢力によって危うくなったときに要請を受けて出動しているというようなケースもあります。

いずれにしても、被害を受けていないとか、被害を受けたという宣言や要請もないような集団的自衛権の行使事例が多かったわけで、そこが問題だと言われているわけです。

私が国会で議論したのは何かというと、ニカラグア判決に基づいて質問したんです。

アメリカが日本に要請又は同意することが必要である、と政府が主張したんですけれども、これはかなり頑固に主張しました。同意というのはどういふことかというところ、アメリカが同意するというところですよね、日本が軍事力を行使することについて。要請又は同意が必要であると。要請プラス同意ではなくて、要請又は同意なんです。ただ、同意というのはどういふことかというところ、日本は集団的自衛権を行使したいけれどもアメリカはどうですか、同意しますよというような形を取りたいということなのかと追及しまして、最後にはそこはやや表現は緩めましたけれども、本心のところは分かりません。

ただ、ガイドラインによる同盟調整メカニズムを見ると、一番強

固に、各自衛隊と米軍とが結び合っていて、それがベースになって集団的自衛権の行使に至っていますから、もう同意も要請も何か全て一体となっているという感じなんです³⁷⁸。だから、形としてはこういう政府答弁をしましたから、それはおかしいんじゃないかということ議論をしたことがあります。

結局、憲法の解釈を変えて、存立危機事態、これは昔の武力攻撃事態法の改正という形で集団的自衛権の行使を認めたわけですね。

繰り返しになりますけれども、戦後の日本の場合は、憲法との関連で、自衛権行使の3要件というのを決めています。我が国に対する急迫不正の侵害があること、排除するために適当な手段のないこと、必要最小限度の実力行使の範囲で反撃することということであって、したがって、政府解釈としては、他国を防衛することは憲法解釈として認められないというのがほぼ確定した解釈だったと思います。

この3要件を受けて、日本の安全保障政策の基本は、軍事面では次の3点があります。国際紛争に軍事介入はしない、海外での武力行使は行わない、戦争は行わない、参加しないということが原則で、基本的な戦略でいいますと専守防衛なんです。攻撃的な兵器は持たない、空母、長距離ミサイル、爆撃機。非核3原則の堅持。武器の輸出は行わない。軍事大国にならず、他国に脅威を与えない。これが、日本が平和国家と言われてきた大きな原則だと思っんです。それが、今度の武力行使の新3要件で、密接な関係にある他国、

密接な関係にある他国とはアメリカだけかといったら、違うんですね。アメリカ以外にもありますよと言って、幾つか、フィリピンとか、二、三、答弁で名前を挙げています。他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、そして、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵害される明白な危険があると。

従来の自衛権の3要件は、我が国に対する急迫不正の侵害だったんですね。ところが、今度は、〔①〕日本の存立が脅かされるのが一つ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が覆される、つまりこれは二つなんですね。国と国民ということがいわば対象になってきたわけですよ。それに対する明白な危険があるということで、問題は、密接な関係もさることながら、何が明白な危険なのかということですよ。そして、〔②〕我が国の存立を全うし、国民を守るために適当な手段がない、〔③〕必要最小限度の軍事力の行使にとどまるということですよ。

今回の存立危機がどんな事態であるかというのは必ずしもはっきりしませんから、そこで国会でいろいろと議論になったわけです。政府の解釈は、基本的には、集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使、それ自体を認めるものではないんだと。日本の場合は極めて限定的な自衛権の行使であります。国際法上、用語としてはありません、国際法上認められているフルスペックの集団的自衛権のうち、どの部分をどういう形で行使するか、それは、それぞれの国の様々な事情、法律によって認められるものであり、そうした形で限定的に自衛権の行使をするんですとい

う、誠にいいかげんな、曖昧で、はっきりしない概念を持ち出しています。

しかし、要するに、限定的自衛権の行使というのは、日本の都合によって自衛隊の武力攻撃を行うというものです。したがって、国際司法裁判所のニカラガア判決の中で、第三国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を認めるような慣習国際法は存在しないと認めているとおり、この限定的自衛権の行使も認められるものではないと思っています。これはまた後ほどお話しします。

例えばアメリカでいいますと、アメリカが攻撃されたときに、それに対して日本は助けに行くわけですが、例えば、アメリカが先制攻撃をしたことに対して相手国が攻撃したような場合で、それでも要請を受けたら日本は助けに行くのかということで、国会の答弁は、新3要件を満たしていれば可能であると。

つまり、いろいろな状況を想定して質問しても、新3要件に該当していれば認めますよという答弁以外の答弁はなかったですね。

例えば、アメリカを攻撃した国が我が国に対して武力攻撃するおそれもその意思もない場合はどうかという質問に対して、しかし、3要件に当てはまれば、意思がなくても、あるいは、攻撃しないといながら意図を隠していることもあり得るとして、我が国を攻撃することもあり得るんだから、新3要件に当てはまればそれは構わないんだという答弁をしています。

この辺のところではちょっと問題なのは、武力攻撃事態というのは、日本に対する武力攻撃の発生、切迫事態、予測事態とあって、それ

ぞれ自衛隊が出動する要件が決まっているわけですね。存立危機事態との関係でいうと、我が国に対する武力攻撃が切迫してもいなければ予測もしているとは認められない場合でも存立危機が認められるような場合があるんだ、ということをや彼は言うわけです。それはどういふときかという、国民の生命が危機に瀕して、武力攻撃事態と同視すべき事態だといって、要するに、経済的な影響のみでも存立危機事態が設定できるんだというように、いわゆるホルムズ海峡における機雷の敷設などについて、これが封鎖された場合を考えると、それは国民に対して非常に大きな影響を与えるから存立危機事態に当たるんだ（だから戦時に機雷掃海ができる）というように解釈なんですね。

どうもその辺のところの理屈は、全く筋が通らないと思います。一般に海外派兵は許されないとしながら、中東ホルムズ海峡を念頭に置いて、機雷の除去は例外的に、他国の領土内での武力行使を認めているわけですし、それから、敵基地攻撃は可能であるということも今まで認めてきたわけですが、特に、新しいガイドラインでは、米国の打撃力を行使するときは日本の自衛隊は協力することになっている。例えば、これは安倍さんが国会の答弁でなくて講演で挙げたケースですが、北朝鮮のミサイル基地を三沢の米軍F16が攻撃するときに、その警備、援護を、航空自衛隊のF15かな、航空自衛隊の航空機が行うのは当然だという講演もしておられます。

³⁷⁹ 参議院外交防衛委員会(平成26年5月29日)世耕内閣官房副長官答弁。

ということ、存立危機事態なんです、15事例集の中に存立危機事態の八つのケースが掲げられています。

この事例集というのは、元々、自民党と公明党が協議するに当たって参考を示されたものなんです。答弁により、15事例集について、「現在の国内法制の課題が何か、国民に分かりやすい事例を示すための作業の一環として政府が作成したものであります。具体的には、内閣官房が中心となって、防衛省を含む関係省庁と調整しつつ作成したものであり、自衛隊の活動現場における問題意識を踏まえたものでありますと答弁して³⁷⁹、法制局は、「現在、総理が示された基本的方向性を受け、与党協議が進められており、その結果に基づき政府としての対応を検討する³⁸⁰」ということですが、国会の答弁では、新3要件に合致する限り、これらのケース全て、集団的自衛権の行使は可能であるという国会答弁になっています。

例えば、15事例集の中の事例11というのは、米軍に対する武力攻撃が発生した、攻撃国内の発射地点からグアムやハワイに向かう弾道ミサイルは我が国上空を横切ることを想定されている、それで、アメリカから我が国に対して弾道ミサイルの迎撃の要請があったということ、これはどうかと。

これは「迎撃が」認められるという話なんです、やってくるのを撃ち落とせば、撃ち落とされた国にとっては、日本が参戦した、

³⁸⁰ 参議院外交防衛委員会(平成26年5月29日)横島政府特別補佐官答弁。

攻撃したということになりますから、今度は日本が敵になってしま
うわけですね、米軍に対して攻撃した国の方から見れば。つまり、
迎撃するということは、そういう問題なわけです。

しかも、グアムなどの場合でも、飛んでいくのは、あの昨日のケ
ースのように1000キロ上空を飛んでいくわけですから³⁸¹、そ
んなものを撃ち落とせるわけがないわけで、どうしてもグアムのそ
ばに配置して、やるということになりますでしょう。そんなこと、
とても可能だとは思いませんね。

それから、事例12は、これも米軍と、弾道ミサイル発射を警戒
しているときに武力攻撃があった場合に米艦の保護を要請してき
たということなんです。

これは前にもお話したように、アメリカの戦争のときの構成と
いうのは、いわゆる空母打撃群というのが一つのケースなんです、
大型の航空母艦1隻、巡洋艦1隻、駆逐艦2隻、攻撃型の原子力潜
水艦1隻に補給艦1隻の、6隻7千人の体制なんです。イラクの
ときもアフガンのときも、この体制でやっているんですね。そして、
大体、トマホーク型のミサイル3百発ぐらいと、それから、船には
戦闘機や空中警戒機も積んでいるというんですね。

柳澤協二さんという、旧防衛庁の幹部で、内閣官房副長官補をや
った人がいるんですが、この柳澤さんのお話によると、そうなった

³⁸¹ 2022年10月4日、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが、
東北地方上空を通過して排他的経済水域外の太平洋に落下した。最高
高度は1000キロで過去最長の4600キロを飛行したとみられる。

ときは、航空母艦の艦上に打撃群司令部指揮所というのができるん
だそうです。ここに、ワシントンの国家軍事指揮センター直属の統
合同司令官、あるいは衛星放送の回線であらゆる情報を集中させる。
日本の海上自衛隊のイージス艦や哨戒機からの情報もそこに入っ
てくるんだそうです。そこでコンピュータが計算して、司令官が
ボタンを押せば、展開している相手国の飛んでくるミサイルや何か
に対して一番適当な船から飛んでいって迎撃するという仕組みに
なっているんだそうですね。

だから、米艦保護といたって、この仕組みの中に入らなければ
実際は保護することはできないというのが大体軍事的な評価にな
っています。多分、そういう場合には、一体となって、中に入ると
いう仕組みになっているんだと思いますね³⁸²。

これが事例12です。

事例13というのは、これはちょっと核戦争を想定したような話
なんです、アメリカの本土が大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイ
ルによる大規模な武力攻撃を受けたというわけです。例えば、核だ
としますでしょう。そのときにアメリカは何と言うかというと、展
開しているアメリカの艦隊や米軍の基地を守ってほしいという要
請が来るわけですね。

核戦争になったら、核で攻撃されたら、アメリカ側は核で反撃す

北朝鮮のミサイルが日本上空を通過するのは2017年9月以来5年
ぶり、J・アラートが発令されたのも5年ぶりであった。

³⁸² 第14回記録も参照。

るわけでしょう。そういうときに、一体、日本政府はアメリカの基地を守るのか、日本の国民はどうなるの、ということになるわけですね。

ガイドラインの中には、CBRN、Cは化学ですね、Bは生物兵器、Rは放射線、Nは核兵器、それに対する防護という方向が2015年のガイドラインの中で初めて入ってきます。核防護ということですね。これに対してアメリカが協力をすることなんですけれども、自衛隊はそのときに、そんなことじゃなくて、アメリカの基地を守るために配置されるんだというのがこの事例13なわけですよ。

ということ、この事例集をよく見ると、非常にいろいろな問題点がたくさん含まれています。

1から3が、武力攻撃に至らない侵害への対処、そして、4から7が、PKOを含む国際協力、8から15が、武力行使に当たり得る活動ということで、集団的自衛権のケースが具体的に書かれています。

この議論は、国会では必ずしも十分じゃないんです。私もちょっとやりましたけれども、丁寧に、今の状況に合わせて議論することが必要だと思っています。

存立危機事態というのは、ともかく果てしなく広がるということ、地域的な制限もないです。どこまでも広がっていく。

《重要影響事態安全確保法と国際平和支援法》

○横路 その広がっていくことのもう一つが、重要影響事態です。

これは、日本の平和に深刻な影響を与える事態のとき、世界中で、他国軍の後方支援、弾薬の提供や発進準備中の軍用機への給油も可能であるということなんです。

元々、日米安保というのは極東の範囲だったわけでしょう。それが周辺事態に拡大されました。それが2015年の前のガイドラインのときの話です。そして、今回は世界中に枠が広がってしまったということですね。

周辺事態法というのは1999年ですが、今回の重要影響事態法が周辺事態と何が変わったか。我が国周辺の地域における、という地理的制約がなくなったんですね。我が国の周辺における地域というのがなくなったわけです。

周辺事態法、当時の小渕首相は国会で、中東とかインドネシアとか、まして地球の裏側のようなことは考えられないと歯止めを示しているんですけども、安倍総理は国会で、軍事技術の進歩など安全保障環境の変化を理由に、日本に影響を与える事態がどこで起きるかをあらかじめ特定することは困難だということで、国民の命や幸せな暮らしを守るために必要であれば行く、必要なれば行かない、こういうように考えて、果てしなく、世界中でという具合に決められています。

それから、後方支援する対象を合衆国軍隊等として、アメリカ以外にもこれを広げたわけです。オーストラリアなどを含むというこ

とです。

それから三つ目は、周辺事態法では認めていなかった他国軍への弾薬の提供や戦闘に向けて発進準備中の他国軍機への給油もできるようにした。

こういうことで、支援の幅が非常に広がったのが重要影響事態法です。

それから、国際平和支援法。

これは、国際社会の平和と安全などの目的を掲げて、他国軍が戦争をしているときに、現に戦闘が行われている場所以外で他国軍を後方支援する。恒久法なので、常時派遣が可能です。前は、アフガニスタンや何かの場合は特別法を作ってやっていましたでしょう³⁸³。それで、この法律ができましたから、今、どこでも、いつでも、判断のできるようになっていきます。

これは、日本の安全には直接影響していませんが、国際社会の平和を脅かすような戦争や紛争が起こって国際社会が対処する状況を国際平和共同対処事態として、それに自衛隊を派遣するための法律です。地球上のどこへでも派遣が可能であって、物資の輸送や弾薬提供ができるのは、重要影響事態法と全く一緒です。そして、これは国連安保理事会の決議がなくてもできる、国連総会決議でもできるというのですから、多国籍軍の活動なども支援することができます

³⁸³ 旧テロ対策特別措置法（平成13年法律113号）、および旧イラク人道復興支援特別措置法（平成15年法律137号）。

³⁸⁴ 随時更新される最新のデータについては、共同研究「イラク戦争

ということですね。

それで、この重要影響事態法と国際平和支援法で後方支援という形が出てきました。

後方支援というと、何か戦闘行為と余り関係ないようですが、本当は兵站なんですね。その対象となるのは、他国軍が現に戦闘行為を行っている現場では支援活動をしない。しかし、現に行っている場所というのは、ぐっと締めちゃったわけですね。

だから、現実には、「イラク戦争とアフガニスタンにおける後方支援の状況」という、慶應大学の延近充先生の推計があります³⁸⁴。アフガニスタンの場合は、2020年1月27日までの死者数は、アメリカ含む29派遣国及びNATO（国籍不明又は未発表）で、合計3587名でした。多くの国は輸送物資提供の任務に就き、後方支援での死者は588人。イラクも、参加国23か国、死者4804人のうち、後方支援での死亡128人。

こういうことかというのと、輸送中、輸送するトラックが攻撃されるとい場合もありますが、遠隔操作でもって地雷が爆発したり、道路の脇に仕掛けられた爆弾が遠隔操作で爆発するとか、自爆テロとか、そういうことで参加した人たちが亡くなっているわけですね。後方支援じゃなくて本格的に戦闘に参加した韓国は、ベトナム戦争で戦死者4千人ですからね。4千人亡くなっているんだ。日本が

を考える」（延近研究会）のウェブサイトを参照。

<https://web.econ.keio.ac.jp/staff/nobu/iraq/index.html>

参加していれば、そういうことになっているわけです。

結局、どれだけ戦闘行為が行われているかという点、例えば2007年の場合、4万回、1日100回以上やられているというんですね。イラクでもアフガニスタンでもそういうようなことで、トラック輸送というのを後方支援だから安全だと何となく言葉でみんなだまされてしまいますが、実はそうではないんだということ。

さらに、改正PKO協力法で、国連が直接関与しない平和維持などの活動にも参加可能である、検問や巡回などで住民を守る活動や、離れた場所に駆けつけて他国軍や民間人を警護できる任務を遂行するための武器使用が可能になったということで、駆けつけ警護を行うために、今までは、自分を守るための武器は持っていたわけですが、これからは、警護に駆けつける途中に妨害する勢力を排除するというようなことなどでも武器を持つことができるようになったということですね。

それから、武器等防護、これも問題なんです。要するに、これは米軍の艦船や航空機の護衛です。ものすごい回数ですよ、増えているのは、艦船や、護衛という名の下に。これが武器等防護で、平時でも必要、国会承認は全く必要ないということですから。一度調べたことがありますけれども、びっくりするぐらい回数が多いです。航空機に対する護衛も、艦船に対する護衛もですね。

ということ、この集団的自衛権なんかを含めて、日本の軍事力の行使の範囲が非常に広がったということですね。これが一体こ

れからどうなっていくのかということが、非常に問題です。

ベトナム戦争、イラク戦争、アフガン戦争でどうなったかという資料を、皆さんのところにお送りしたと思いますが、これを見ると、本当に戦争というのは大変なものだなということがよく分かります。

岸田さんの答弁なんか、安倍さんの方の、政府の反論ですよ。

国際法上、個別的自衛権と集団的自衛権は、自国に対して発生した武力攻撃に対処するものであるかどうか、この点において明確に区別されており、こうした考え方が国際法上確立していると認識をしています。

本来、国連憲章51条で認められております集団的自衛権に対処すべき事態、集団的自衛権を援用して対処すべき場合において個別的自衛権の概念を我が国独自の解釈をして対処するとしたならば、我が国に対する武力攻撃が発生していない段階で武力行使を行うということになりかねず、結果として国際法に違反するおそれが生じると考えます。さらに、仮に我が国がこのような形で結果として我が国に対する武力攻撃が発生していない段階での個別的自衛権の行使を認めるとしたならば、他国に対しても同様の主張を行うことを認めざるを得ない、こういったこととなります。

そもそも、国連憲章が51条において武力攻撃が発生した場合に限り個別的、集団的自衛権の行使を認めた理由の一つは、各国が曖昧な基準によってこれを行使する可能性を排除する、こういったこと

であると認識しております³⁸⁵。

この答弁は、実は自分たちがやっていることを否定している答弁なんです。中谷元防衛大臣の答弁も、結構そういう具合にぶれて、揺れていますね。

北側さんと当時の横畠法制局長官の答弁を見ると、要するに、集団的自衛権を使うというのは違法性阻却のためだと。つまり、今回の日本政府の趣旨は、要するに、集団的自衛権の名をかりて、日本の国を守るために早めに自衛権の行使を認めたことなんだという答弁になっています。

ただ、そんな、違法性阻却のために集団的自衛権の法理を活用するというのが大体許されるのかどうなのか。いろいろとこのところは議論は残るところでして、認めちゃって、全体的にわあっと広がっちゃって、いろいろな体制、共謀罪ができる、特定秘密保護法ができるとか、通信傍受法ができるとか、もう本当に戦前の戦争

³⁸⁵ 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（平成27年7月8日）における岸田国務大臣答弁。

³⁸⁶ 『令和4年版防衛白書』の資料19「米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係）」を参照。

なお、「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」（平成28年12月22日 国家安全保障会議決定）によれば、次のような情報公開などに関するポイントが定められている。

① 防衛大臣は、警護の実施中に特異事象が発生した場合には、すみやかに公表する。

体系のようなものができ上がってしまったということが非常に残念です。

○赤坂 さきほど、外国軍隊等の武器等防護の話がありました。あれは平和安全法制整備法で追加されたものですが、先ほどのお話では、いろいろな事例があるのを調べたことがあるとおっしゃっていました。それは一般に公表されているものなのでしょうか。

○横路 資料要求して出てきた資料です。例えば艦船だったら、南シナ海に行く米軍の艦船に対して日本の自衛艦が護衛するとかいうようなことですね。

○赤坂 なるほど。では、防衛白書等で公表されているような簡単なもの³⁸⁶ではなくて、もう少ししっかりと。

○横路 各ケースは全部出ていたと思いますね。意外と資料はちゃんと出ているんですよ。これはこれからお話しすることでやりませけれども、例えば、米軍との訓練のケース、それから米軍以外の軍隊とのケース、これらの詳細なデータは全部出てきていますから、

② 重要影響事態において、警護の実施にかかる事項が明記された基本計画を公表する。

③ 防衛大臣は、毎年、前年に実施した警護の結果について、国家安全保障会議に報告する。

この点に関し、逢坂誠二議員提出「自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問主意書」（平成30年1月29日、質問第33号）、およびそれに対する政府答弁（内閣衆質196第33号平成30年2月6日）を参照。

それはもし必要なら後でお送りします³⁸⁷。警護のケースは提出されていませんでした。米中などとの訓練は全てのケースが出されています。

議長のとき要求した資料は割と出てきたですね。ただ、割と、安全保障の問題はずっとやっていますから防衛省の方も分かっています、大体はそんなに文句を言わないで出しています。機密や何かに関するものは別にしてね。

○赤坂 もう一点、2014年の閣議決定の件ですけれども、あれは、文言だけ読むと、日本の存立が脅かされないといけないでありますとか、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合などと限定を付して、これまでの個別的自衛権の延長線上とも取れるような、そういう表現にしているんですけれども、ただ、御指摘のように、この閣議決定の文言自体は相当に抽象的でありまして、そこにどういう内容が盛り込まれるかにつき、歯止めがうまく利くかということの方が問題ではないかとも思われます。

そうであるとする、いわゆる文民統制の仕組みが個別法においてしっかり設けられているのかという点がポイントになるかと思えますが、それぞれの文民統制の仕組みについて、どのようにお考

³⁸⁷ 令和3年10月14日防衛省回答資料「自衛隊が参加した他国軍と行う軍事演習について」・令和4年10月7日「資料要求について」・平成27年8月25日防衛省運用企画局事態対処課「過去5年間の国内で実施した実働による日米共同防災訓練の実績について」。いずれも

えででしょうか。

○横路 一つは、これの具体化が2015年のガイドラインなんです。その中では、随分細かくいろいろと具体的なケースが挙げられています。

そして、国家安全保障会議ができて、保障局ができて、その下にいろいろなものができたと同時に、ガイドラインの中で同盟調整メカニズムというものができます。これもちょっと後でお話しします。

その中で、統合幕僚監部と米軍の司令部との打合せ、さらに、個々の組織同士、陸は陸、海軍は海軍、空は空という調整機能。それから、司令部機能が市ヶ谷の司令部と横田にあるんですね。ここが総括的な司令部です。

だから、昨日のミサイルの話³⁸⁸なんかも多分横田の方で察知した。その情報は、いろいろな、アメリカの衛星や何かも含めて察知して。最初、ずっと上上がっていきますから、どこに向かうか分からないので、どこを通るかというのは、北海道が入ったり外れたり、東京の島々が出てきたりするような混乱があったでしょう。そして、相当遠くまで飛びましたから、日本の上空を通り越して。

だから、そういう軍事的な状況というのは、そこで決められたものを文民統制だといって上でもって覆すことはもうできないよ、と

横路孝弘氏提供。著作権法上の観点からこれらの資料を掲載することはできないが、主な共同訓練の実績は防衛白書において公表されている。

³⁸⁸ 前掲注382参照。

いうのは、僕が石破〔茂〕代議士と話したときに、彼もそう言っていましたよ。今の日米のベースは国家安全保障会議で決めるんだけれども、その決めるに当たっての仕組み、システムというのはもうでき上がっていて、その決定を抜きにして、あるいはその情報を抜きにして決めるということはできないんだと言っていますから、文民統制というのは、もう現実にはほとんど利いていない、いざとなったときは利かないんじゃないでしょうかと思います。これは、後で、ちょっとまた最後に同盟調整メカニズムのところでお話ししますけれども。

○赤坂 例えば、武力攻撃事態とか武力攻撃が予想される予測事態においては、内閣が対処基本方針を閣議決定しないといけないですし、また、それに対して国会の承認が必要ですね。

○横路 必要です。

○赤坂 国会の承認が事前若しくは事後に必要である、ただ、防衛出動については事前承認が原則であると。こういった事柄については法制上明記されているわけですが、今の御教示によりまして、これは余り実効的には機能しないのではないかと、ということですね。

○横路 軍事レベルで実質的に決定されてしまうのではないのでしょうか。

○赤坂 軍事組織の間の同盟調整メカニズムで基本的なことはもう既に決まってしまうっていて、それに対して、いわば後から、基本方針であるとか、そこで重要事項について言及したり、国会承認に

よって文民統制をかけたということは実効性を持ち得ないのではないかと、こういう御指摘ですね。

○横路 具体的な内容は、特定秘密保護法もありますから、一体的にどこまで外に出てくるかですね、基本計画の中でも。例えば、派遣する場合の持つていく武器というのは本当に全部書くんだらうかというのは、過去のケースを見ると、ちょっとそれは心配ですね、いろいろと。

そういうものは特定秘密保護法の対象になりますから。本来は法律の適用になる、では、国会承認のときはそれが外れるんですかということになる、なかなかそこははっきりした答弁は今までもないですね。

○赤坂 なるほど。

今の点、多分二つ御指摘があって、一つは、対処基本方針の中で重要事項を定めないといけないとあるんですが、その重要事項とは何かというところがはっきりしないということ、それがそもそも外に出てこない可能性があるということ、仮にそこに示されたとしても、秘密保護法の規律対象になってしまうと、やはり文民統制をかけることが難しいということですね。

であるとする、国会による承認の仕組み自体が少し検討を要するのではないかと、国会による承認の仕組み自体が少し検討を要するのではないかということになると思われませんが…。

○横路 そのとおりです。

○赤坂 諸外国の場合ですと、国会議員の一部で特別の委員会を作って、そこでだけ情報を開示して、外部に秘密は漏らさないという

形で、いわば特権的な委員会ですね、これを作って統制をかける、というような仕組みがあるんですが、我が国の場合は、そういった何か特別の対応というのはこれまで考えられていないのでしょうか。

○横路 いらないですね。

というのは、特定秘密保護法というのは何かといったら、何が秘密かが秘密なんですよ。

裁判所だつてそれを見ることができないでしょう、別に軍事に限らず、秘密指定したものについて。だから、その開示をめぐって議論があつて、一つそういう法律を、話はまだ全然していませんが、国会に出したけれども、どうも中身も不十分だったし、成立はしなかつたわけですけれども。ああいうものが調査されたときに、どこまで、国会に委員会があるじゃないですか、これ専門に、秘密保護法の（情報監視審査会）。あそこで全部見ているのかというと、どうもそれもそうではないみたいだし。だから、なかなかその辺のところは、やはりあの秘密保護法というのは非常に大きいと思います。情報公開は大事なんですけれども、どうも情報公開に対する今までのシステムそのものは改正して強化するべきところがたくさんあるんじゃないかと思えます。

○赤坂 そうですね。

全て公開することだけがいいわけでは恐らくないと思うんですけども、適切な秘密というのは国会運営において必要だという面

もあると思うんですが。

○横路 あると思いますね。

○赤坂 それが、全く統制が一切及ばないような、秘密が秘密かどうか、何が秘密か分からないというのが一番問題であるわけで、そこが、いつかの時点で、必ず統制がかかるような何らかの仕組みとこののをやはり考えるべきだということですね。

○横路 それはそのように思います。

だから、今、もうここまで来てしまつたら、やはりチェックできる機能を持つのは国会が一つです。あと、もちろん裁判所もありますが。そのところをどう強化するかというのは、いずれにしても大きな課題だと思います³⁸⁹。

《安保法制成立の影響》

○横路 次に、安保法制によって何が変わったのかということ、その変わった点をいろいろとお話したいなと思つています。

先ほども言いましたように、要するに、自衛隊の軍事的役割が大幅に拡大して、活動地域も地球規模に広がったということです。そして、世界中に展開する米軍への支援に積極的になると同時に、米軍が攻撃されているときには自衛隊も参戦し支援することになるといふことなんです。

安倍さんが、安保法制ができたときに、これですます日本のは安全になったという発言をしたんですね。でも、私はどうも、安

³⁸⁹ 以上につき第5回記録も参照。

保法制を見てみると、ますます安全でなくなってきたのではないかとというような気がいたします。

実際にやはり戦争ということ想定しているわけですから、それに対してどう対応するかということを経済省も考えたわけですよ。

安全になったというんですが、実際はどうなのかというと、やはり安全保障のジレンマと言われているように、日本が強化すれば周りの国も強化すること、新しい安保体制で抑止力が高まって日本はより安全になったと主張しているけれども、そうではないんですね。

例えば、スクランブルが増えてきているんですよ。私のところにあるのは2008年と2016年を比較した「資料ですが」、だんだんだん増えています。総件数が、2008年は237回だったスクランブル、それが2016年は1168回と増えています。

一番スクランブルの回数が少なくなったのは、1989年のマルタ島での米ソの和解の直後ですね。数年間は非常にスクランブルの回数が少なくなりました。ところが、安保法制が日本の中でだんだん整備されるに従って増えていっています。

まず、ロシア。ロシアは、2008年193回だったのが、301回になりました。中国が増えたんですね。2008年は31回だったのが、851回ともものすごく増えています。台湾も、2008

年7回だったのが、8回と横ばいですが、ロシアと中国、要するに、スクランブルというのは、やはりお互いの国の間の軍事的状況を反映している数字なんです。ですから、これを見てみると、安全が高まったと安倍さんは言っているけれども、むしろやはり不安が高まったのではないかと思います。

そして、現に、ミサイル防衛を打ち出した後、ロシアの北方領土に対する態度がやはり硬くなったんですね。対米防衛線を千島列島と北方領土に置いたんです、集団的自衛権の行使の後に。この地域の軍事基地の強化とミサイルの配置を北方4島に対して強化しています。軍事基地も強化しているんですね。だから、北方領土の返還というのは遠のいていったわけなので、安倍さんは、プーチンと仲よく、未来を共に見ようなんて言っていましたけれども、今のこういう現実、現状の姿になっているわけです。

要するに、安倍さんの場合の積極的平和主義というのは、日本は国際平和に消極的で、国際平和を受け取るだけだった、そうじゃなくて、日本は積極的に平和をつくるために軍事介入していくんだ、こういうのが積極的平和主義の中身ですから、そういうのがこのスクランブルだとか北方領土における軍事基地の強化といったような中国やロシアの対応に表れているのではないかと思います。

安保法制に伴って最初に防衛省が始めたことは、防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会³⁰でした。そし

て、それをやるに当たって、米軍の戦術的戦傷救護ガイドライン³⁹¹ というのを持ってきて、戦争下の救助活動についてどうするかという検討を進めてきたんですね。

というのは、今までは、専守防衛ですから、日本の領土の周辺なわけですよ。そうすると、何か戦闘行為があったとしても、周辺には医者もいれば病院もあるというわけですよ。ところが、海外へ行って戦闘するということになるようなわけにいきませんから、けがをしたら自分たちで自衛隊員の治療をしなきゃいけないわけでしょう。それで、さあ、大変だということになったんですね。

これが、皆さんのところにも送りました「戦術的野外科救護の基本処置計画」というものです。写真の入ったものは送らなかったんですが、まあ、専門的ですけども、こういうのを作ってやっているということのを是非知ってもらいたいなと思いました。

そして、どういう具合にしたかというところ、拡充の案ができたんです。それは医師法を改正しなきゃいけないことなんです、この検討会の結論は。ところが、今そんな医師法の改正を国会に出したら大問題になるから、出していません。いざ海外派遣ということになったときに、緊急措置としてこの法律改正が出てくるんだと思います。拡充案の中身は何かというと、救急救命士と准看護師の両方の資格を持つ隊員に講習を受けさせ、第一線救護衛生員にして、大量出

³⁹¹ いわゆるTCCC (Tactical Combat Casualty Care) ガイドラインのこと。同ガイドラインについては、本文検討会の報告書(平成28年9月)を参照。

血や顔面の外傷、熱傷による気道閉塞、胸部外傷による緊張性気胸といった致死性の高い状態に対応するために、出血時の骨髄への輸液投与、気道確保のための気道切開、胸にたまった空気や水を抜く胸腔穿刺など、医師にしかできない行為をできるようにする。両方の資格を持つ隊員は、今、800名だということです。

そして、それをやるためには、今言ったことをできるような医療、衛生体制を取らなければいけないということで、やはり防衛省が一番よく分かるわけですよ、今度の集団的自衛権の行使を始め、いろいろな法整備がどういうことかというのは。海外に行って戦闘行為をやるということから。何だかんだ言っていますけれども、結局はそうなるので、じゃ、そのときどうするかということになるわけですね。だから、けがした隊員を見て、これは救うことができるかどうか、もう駄目ならば、それは戦闘行為を続けなきゃいけないしというのが、皆さんのところに送った厚いやつ、これを見ていただければと思います。

ということ、安保法制によって変わった第一は、まず、海外の戦争を想定した医療体制について検討したということ。

《自衛隊と外交問題》

○横路 それから、海外の戦闘を想定した日米合同訓練。砂漠での

https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/kyumei/pdf/houkoku_h2809.pdf (2024年2月17日最終アクセス)。

訓練、上陸作戦、弾薬や食料を最前線の部隊へ補給する訓練、邦人救出作戦というのが行われています。

自衛隊が参加した訓練は、一つは統合訓練というのがあります。指揮訓練ですね。これは、2016年から毎年やっています。陸上自衛隊の日米の共同訓練は、2016年が8回、2017年12回、2018年9回、2019年12回、2020年7回、合計48回。海上自衛隊は、この5年間、2016年から2020年の間に86回。航空自衛隊は75回です。それから、アメリカ以外の国ともやっています。海外で、インドとかオーストラリアとか。それが大体129回ですね。ですから、訓練も実戦を想定した訓練を行っている。

それから、駆けつけ警護の準備。

南スーダンで、陸上自衛隊北部方面隊から任務追加の予定です。従来は道路の補修などを目的とした自衛隊が、今後、他国軍の宿営地の共同防衛や駆けつけ警護を行うように、任務が追加されているんですね、南スーダンなんかの場合。当然、武器を使うことになるので、今までは自分を守るための武器が、今度は任務遂行のための武器使用が認められる。したがって、状況によっては、戦闘行為に参加する現状になる。

イラクへの派遣部隊も、他国に劣る武器しか持てないようじゃ協

^{3.0.2} 第2.5回記録を参照。

^{3.0.3} 「第189回国会 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」第16号、2015年9月4日、

力してもらえないといって、戦車も攻撃できる無反動砲など、従来のPKOにない強力な部隊でもって行った。

南スーダンは治安が悪化して、これも私は質問して、資料を出す、出さないでやったことがあります^{3.0.2}、これまでは、南スーダンへの自衛隊の派遣は施設課の工兵隊が中心だったんですが、最近では、派遣された350人のうち100人が陸上自衛隊の中央即応集団。中央即応集団というのは、日本の海兵隊を目指して2007年に創設された、海外での特殊作戦などに従事する精鋭部隊と言われていますが、これが南スーダンの方に参加しました。

したがって、武器使用の基準を見直したということにして、駆けつけ警護、任務を遂行するための武器使用ということで、武器〔使用〕の範囲も広がりました。

海外における自衛隊の活動が増えるに従って、基地を整備しようということ、ソマリア沖の海賊退治のため、自衛隊の海外基地が設けられたわけですね。そこで、2015年に、中谷元防衛大臣が、海賊対策だけじゃなくて、テロ対策など幅広い活動ができるように法整備をしようということで、〔2013〔平成25〕年〕防衛大綱において、海賊対処のための基地であるジブチを有効活用するということになりました^{3.0.3}、という趣旨の答弁をしています^{3.0.3}。南スーダンへのPKOとか国際緊急援助活動についての中継地として既

<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/118913929X01620150904>。

なお、スーダンの在留邦人の国外退避に自衛隊ジブチ拠点が活用されたことを踏まえ、2022年末閣議決定の国家安全保障戦略において、

に使われています。

だから、ジブチには、自衛隊員が580人、護衛艦2隻、哨戒ヘリ、特別援助船、P3C、整備補給船というようなことでもって、中東からアフリカの拠点としてジブチの基地機能が拡大しているという事です。

しかし、それにしても、海外での戦争を想定してはいませんでしたから、輸送力が弱いんですね。そこでフェリーの借り上げです。一つは兵庫県の相生港の新日本海フェリーの「はくおう」、それから北海道函館の津軽海峡フェリーのナツチャンWorld、この二隻の借り上げをする。72時間以内に係留地を出港できる体制を維持するという事で、海上自衛隊は大型輸送船を3隻持っていますが十分でないので、民間の借り上げも行っていいということです。

ちなみに、太平洋戦争のときは、旧日本軍に徴用された7千隻が沈没して、6万人の船員が亡くなっています。したがって、借り上げのときに、労働組合が、このまま予備自衛官にしよう、船員そのものを訓練して、というのに反対して、むしろ、やはり予備の、海上自衛隊で勤めたことがある人間が運用すると「いうことになりません」。今は国内ですから構いませんが、海外へ行くときはそういう準備をして、人材の養成をしています。

こういう体制で安倍総理も自信を持ったんでしょう。国連で、PKOで自衛隊の任務が拡大したと主張し、今後は人的貢献を果たせる普通の国として集団的自衛権や他国軍への戦闘支援が可能にな

ジブチ拠点を在外邦人等の保護にも活用していくことが確認された。

ったので、国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指すというように表明したことがございます。

それから、私に気になるのは、一億総活躍時代。新しくスタートした安倍内閣の新スローガンですよね。何を思い出すかというと、戦前の、1937年から始まった、一億日本心の動員とか、進め一億火の玉だ、民一億の体当たりとか、専ら戦前はこの一億というのが戦争を遂行するためのスローガンに使われたんですね。それが久しぶりに、安倍内閣になって出てきたということです。そういう具合に連想した人は余りもう多くないかもしれませんけれども、皆さんはいかがでしょうか。

それから、外務省のホームページでも、「歴史問題Q&A」から植民地や侵略（に関する記述）が消えました。外務省は、今まで、さきの大戦に対する認識について、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えましたとした上で、痛切なる反省、心からのおわびの気持ちで常に心に刻みなどと明記していたのを全て削除し、さきの大戦に対する認識の説明を簡略化し、将来世代が謝罪を続ける状況を作ってはならないなどの表現が加えられました。ということですが、過去の歴史をこんな具合に外務省自身を変えてしまっただけで消えてしまうというのが、これは誰かの指示があつてやったのかどうか分かりませんが、どうも。

同じように、防衛省のホームページも、ついこの2014年まで、

集団的自衛権の行使は憲法上でできませんと書いてあったのが、全部消されました。

そういうことが世の中は起きるんです。何かありましたら、一斉に、みんな。

それで、防衛装備庁ができましたでしょう。職員約1800人で、約2千億円の子算をもつ巨大な官庁です。そして、2014年、先ほど言った防衛装備移転3原則を決定しました。

共産圏向け、国連の決議で武器的なものの輸出は禁止、国際紛争などのある場合というのは規制されていたんですが、そういう制限を抜本的に改めたわけですね。

それまでの政府の考え方というのは、例えば、当時の田中角栄通商産業大臣も国会で、「武器を輸出してはならないという法律が明定はございませんが、これは憲法の精神にのっとりまして、国際紛争は武力をもって解決をしないという精神で、日本から輸出をされた武器が国際紛争で使われるということになれば、これは間接的なものにもなると思いますので、武器というものの輸出ということに対しては、非常に慎重でなければならぬ」ということは当然だと思います^{3,4}と答弁しています。

私、印象に残っているのは、山中貞則大臣が、日本は未来永劫外

^{3,4} 「第68回国会 衆議院予算委員会第四分科会」第4号、1972年3月23日、
<https://kokkai.ndl.go.jp/text/106805270X00419720323>。

^{3,5} 「第98回国会 衆議院予算委員会第六分科会」第2号、198

国に殺人手段たるべき武器そのものを輸出しない国にするというように答弁したこと^{3,5}。目の前で答弁しましたから、よく覚えています。

つまり、やはり当時の政治家の、戦争を体験した人たちの気持ちなんです。これは時代遅れなんですか。そんなことないですよ。要するに、戦争の体験が生かされているわけですよ。それがだんだんこうやって外されていって、その上に、ODA大綱を新ODA大綱に変えまして、軍事転用がどうなのか、それから、武器の開発で、大学との研究も見直されてスタートしています。本当に、全体的にそういう流れにずうっと変わっていているということです。

安保法制に伴っていろいろなことが変わりました。やはりこちらが強くすれば周りも強くなるということ、果てしないんですね、行き着くところ。だから、いつになったらこれは収束するのかと思います。

例えば、台湾にわざわざアメリカのナンバーズリーが訪問する^{3,6}。中国は中国で、脅しをかけるように大々的な軍事演習をやる。こんなことを積み重ねていったら、いつかどこかでぶつかりますよね。

本当に、ウクライナでどうなるんですかね。核なんか使ったらど

³ 3年3月5日、<https://kokkai.ndl.go.jp/text/109805274X00219830305>。
^{3,6} 2022年8月2日のナンシー・ペロシ米下院議長への訪台を指している。

うなりますか、これ。アメリカはちゃんと言っていると思うんですけどもね。核を使ったらこっちもやるぞとかなんとか、少し牽制しているんだと思うんですけども³⁹⁷、今のところはあれですものね、アメリカはどうも口だけだという具合にロシアにすっかり思われているから、これはどこで一体終えんするのか。ロシアの国民も気の毒ですよ。

いずれにしても、戦争というのは偶発的なきっかけで起きているのが過去の歴史でたくさんありますから。本当に心配です、今は。そう思います。

これが、新しい安保体制でどう変わったかということの一例です。

《日米新ガイドライン》

○横路 最後にガイドラインの話をします³⁹⁸。1978年にガイドラインができてまして、これは日本の有事対応になっています。97年のガイドラインが周辺事態ということで協力の範囲を拡大し、2015年のガイドラインが日米同盟の強化ということで、いろいろ違いがあるんですが、何点かだけ申し上げます。

一つは、97年のガイドラインには、日本の憲法上の制約の範囲においてこれを作りましたという規定があったんですね。それが、

³⁹⁷ ブダベスト覚書との関連で第22回記録も参照。

³⁹⁸ 聞き取り時には「『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」（資料48枚、横路孝弘氏提供）が示された。これは防衛省の内部資料で、共産党の小池参議院議員が入

2015年は、各々の憲法及びそのときに適用がある国内法令に基づいてということ、憲法上の制約という言葉がなくなりました。それから、情報を共有するという名の下に、要員の交換をする。だから、市ヶ谷の総司令部にも横田の方にも、自衛隊の司令部機能の、スクリーンなんかの前にアメリカの軍人も入って一緒に見ている、ということです。

それから、搜索・救難、これも変わりました。初めは非戦闘地域におけるアメリカ軍の搜索・救難だったんですね。アメリカ軍の戦闘において、救援を求めたり、船がやられたとか、そういう戦闘の搜索救助活動です。その範囲が、初めは非戦闘地域だったんですが、今はもう戦闘地域も構わないようになっていきます。

それから、作戦構想の中で、自衛隊は日本の防衛を行います、これに限らない、必要な行動を取ると。今まで、日本の防衛のために自衛隊はあって、米軍は攻撃だったのが、日本の自衛隊は、防衛もあるけれども、防衛に限らず攻撃にも参加する、というように変わっていったんですね。

さっきのF16に対する支援は、日本のF15でした。それから、初めてCBRNの防護が出たことですね。生物、化学兵器、放射線、核兵器についての防護ということです。

手したとして公開したものと同一だと推定されるが、共産党のHPよりその概要を知ることができる。

<https://www.jcp.or.jp/web/download/data/20150810183700620.pdf>

(2024年2月17日最終アクセス)

それから、後方支援。後方支援の活動の範囲を広げたということになります。

それから、宇宙に関する協力とサイバーに関する協力というのが、新しい協力関係として2015年のガイドラインの中に出てきたということですが。

要するに、自衛隊の軍事的役割が拡大して、活動地域も広がることになりましたので、軍事協力がグローバルな性質を加えることになりまして、世界中に展開する米軍への後方支援に積極的になる、攻撃されたときには自衛隊も参戦するということになりますので、アメリカの戦闘に巻き込まれる危険性が更に増してきます。そこで、そのための協力関係を、更に協力するためにどうしたかという点、同盟調整メカニズムですね。これを平素から、前は緊急の事態だったのが、今度は平素からやっつけていこうということになりまして、しかもそれは、両国の実力組織の運用一体化をますます進めていくために必要だということで、日米の外交、安全保障を担当する同盟調整グループ、それから自衛隊の統合幕僚監部と太平洋軍司令部が運用面の調整を行う共同運用調整所、それから自衛隊と米軍の各軍が連携する調整所で構成されているわけです。

問題は、このガイドラインというのは、別に国会の承認もない、外交上の行政文書だという扱いなんです。しかし、実際には、日本の防衛政策についても日米でもって調整するんですから、安全保障だけじゃなくて外交も入っているわけです。それを事実上決

399 第14回記録を参照。

めてしまうというのは、ある意味でいうと国の主権がアメリカの下に置かれる状況になっているのです。日米安保の極東の範囲というのはどこかに行っちゃっている。こういうことは一体どうなのか、こんなことでいいのかと。本来ならば、ちゃんと条約を改正するか、あるいは法律でちゃんと決めるということでなきゃいけないのが、ガイドラインでもって全部決められて、その下に運用されているということになるわけですね。

だから、政策面の場合は、日本からは内閣官房、国家安全保障局を含んで、外務省、防衛省・自衛隊、アメリカは在日アメリカ大使館、米軍司令部、国家安全保障会議、国務省、国防総省などの局長級、課長級、担当級で行われると。それから、自衛隊と米軍との関係は、統合幕僚監部と陸海空各幕僚監部の代表と、太平洋軍司令部と在日米軍司令部の代表だということです。

これはもう前にもお話ししましたけれども⁴⁰⁰、海上自衛隊は横須賀で米軍と、陸上自衛隊は中央即応集団司令部、米軍キャンプ、座間ですね、それから航空総隊司令部は米軍の横田基地へと、中央指揮所には米軍の幹部がもう常駐しているということですので、実際に、このガイドラインに基づいて全く運用を一体化しているということとして、個々具体的なケースを挙げると時間がなくなりますからちょっと省略しますが、2015年のガイドラインは、ある意味でいうとがちりぢりできているなという感じがいたしますね。

400 同前。

細かく議論していくと、問題がたくさんあります。例えば、後方支援について、民間の協力を求めることができるようにできています。

いずれにしても、これからどうなっていくのかということ。しかし、これだけでき上がったものを変えていくというのも非常に難しいことになりますね。どうなんでしょう。私は、非常に心配ではありません。

このガイドライン、特に同盟調整メカニズム。このメカニズムが平素からいろいろと幅広く機能しているということは、もっと国民にその内容を知ってもらいたいと思います。

【第27回関係資料】

○第2次安倍政権の安全保障政策

・臨時閣議及び閣僚懇談会議事録（平成26年7月1日）（国立国会図書館アーカイブ）

https://war.p.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8833367/www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/07/22/260701rinjigijiroku.pdf

・政府が与党協議において示した集団的自衛権等に関する事例集（15の事例集）

<https://clearing-house.org/?p=1004>

○重要影響事態安全確保法と国際平和支援法

・2021年3月29日付東京新聞「安保法5年、米軍防護、年25件に増」

・防衛省・自衛隊ウェブサイト「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針について」（下記資料3頁目）

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/pdf/20170518.pdf>

・令和4年版防衛白書「資料19 米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係）」

<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2022/html/ns019000.htm>

・「自衛隊法第95条の2に基づく豪州軍の部隊の武器等の警護について」（防衛省HP）

<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2021/11/12c.pdf>

○安保法制成立の影響

・第4回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 参考資料 「戦術的戦傷救護ガイドライン（仮訳）」

<https://war.p.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11623291/www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/materials/kyumei/sonota/pdf/04/sonota.pdf>

・横路孝弘「安保法制に伴い変わったこと」（講演資料）

・横路孝弘「憲法改悪！ 自由と民主主義の危機を語る」（講演資料）

・横路孝弘「存立危機事態等」（講演資料）

・「戦争体制の強化」（横路孝弘事務所作成）

○自衛隊と外交問題

・岩本誠吾「海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書——刑事裁判管轄権を中心に」産大法学43巻3・4号（2010年2月）

○日米新ガイドライン

・1999年2月23日付朝日新聞「有事じわり現実味 要求聞いたことない 運輸省」

・日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000055168.pdf>

・ガイドライン見直しの間とりまとめにかかる想定問答集（横路孝弘氏提供）

横路孝弘氏オーラル・ヒストリー（第28回）

《衆議院議員の引退と思い出されること》

○赤坂 議長退任後の議員活動について順次お話しただいたわけですが、何か補足があればそこから始めていただいて、その他、議員生活全体を振り返って、あるいは心に残った人物について、お話をいただければと思います。

○横路 本当に長い間いろいろとありがとうございました。皆様方のおかげで、ちょうど人生を振り返る機会になったと思っております。

議員を辞めた後は、後継の道下大樹君が当選しましたので、秘書もみんな引き継いでもらい、後援会も、横路後援会は解散したんですが、実質的には道下さんの方に引き継いでもらいました。役職は、参議院議員の勝部賢志さんの後援会長ぐらいかな、残ったのは。あとはみんな辞めてしまいました。

そして、講演をあちこち頼まれて、道内が中心ですが、全国的にも、声がかかれば行って話をしていううちに、コロナ禍になったんですね。引退したのが2017年の夏場、秋になるのかな、その頃です。コロナ禍になったら、このオーラル・ヒストリーが始まりましたので、おかげさまで、ちょうどその時間を専ら資料収集などに充てることができました。

それで、私の人生を振り返ってみると、やはり非常に恵まれた、

多くの人の御支援をいただいた人生だったなと思います。本当にたくさんのお世話になりました。最後にちょっと何人かだけ名前を挙げさせていただきたいと思いますが、やはり人の縁というのはいろいろありますよね。

秋月涼子さん、泉靖一の妹ですが、私の母親と又いとこの関係になるんですよ。その秋月涼子さんの旦那様（秋月孝久）のお兄さん（秋月徹）が福岡女学院の先生をしていて、由美子の姉の瑠美子さんの担任をしていたんですね。だから、私の妻の父親の松岡元三郎さんが、「いやあ、縁というのは不思議なものだね、北と南に離れていて、横路家と松岡家と全く違う別々の道を歩んできて、そういう御縁というのがあるんだね、人生というのは不思議だね」とよく言われたことを、今思い起こしておりますけれども、まさにそういうことだったと思います。

それで、うちの母の回想録（「北極星のもとに」）がありますよね、あれを松岡元三郎さんが読んで、泉靖一との関係を知ったわけです。それで、秋月涼子さんに手紙を書いて、どうもあなたのお父さんの泉哲さんの手紙や何かがあるし、横路美喜さんが詳しいから、元氣なうちに会って話したらどうですかと。秋月涼子さんが、松岡さんの手紙をもらって札幌まで来たんです。それで、私の母親、由美子さんと一緒に支笏湖に行って泊ったりして、資料はたくさんありますから、多分余り今まで秋月さんは見たこともないような資料、しかも、泉麟太郎や泉哲に関する資料がありましたので、そ

れを見て、交流が始まったというようなことです⁴⁰¹。

そういう中で、振り返ってみると、知事のときの12年間、その前の議員活動、そして民主党政権とあるんですが、知事のときの12年間がある意味でいうと自分の人生の中で一番充実していたかなと思います。そして、政権のときの3年間、これが一番苦しいときだったかなと。つまり、私は、質問はよくやっていました。議会の運営そのものに携わったことがほとんどない、経験不足のまま議長になりましたので、3年間、それぞれの政権、鳩山、菅、野田政権を支えて、本当に非常に苦労いたしました。

そんなことをちょっと思い起こしておりますが、知事のときの12年間で、その前、議員としてももちろん道内をあちこち歩きました。ほとんど知らない。当時、212の市町村がありました。今は、市町村の名前が拳がると、誰か個人の名前を思い出します。個人といても、市町村長さんを思い出すこともあります。それ以外の、町おこしをやっていたグループなんですね。この町おこし運動が、私にとっても北海道を知る上での非常に大きな材料になりました。この時代は、北海道を知ることと、それから、自分の祖先、先祖ということを考えさせられたのも、知事に立候補してからの話です。

歴史を調べると同時に、どこへ行っても、自分も炭鉱マンだ、あなたのおじいさんを知っているよ、というような人に出会ったり、あるいは、奥羽列藩同盟で藩取り潰しになって北海道に来たのは片

⁴⁰¹ 第3回記録も参照。

倉とか白石とか、たくさんあるわけですね。そうすると、その話をちょっとすると、いや、うちもそうなんだ、そうやって北海道に流れてきたんだよと声をかけられました。

全ての人がそういう歴史を持っているわけですが、特に、知事選挙という大きな戦いをして、その二つ、北海道をよく知るといふことと、自分の先祖のことについても知ったということが非常に大きく、炭鉱マンと農業開拓者ということですね、この二つが私の知事としての活動の柱になったのかなと思います⁴⁰²。

一村一品運動は、初めは、一品というから、ものづくり、つまり、付加価値を高めない原材料供給型から、付加価値を高めるといふのを北海道の経済を活性化する一つの目標に挙げたわけですが、そういう意味では、700ぐらい、いろいろな産品が生まれました。北海道のものはそれだけでもかなり売れるわけですが、そうして非常に活発に、初めは物づくりから始まって、その後は、文化の活動、福祉の活動、国際的な交流活動と、様々なグループができて、本当に千を超す町おこしグループが道内に出ました。これは、やはり個人が中心なんですね。リーダーがいて、個人です。それが、町おこしということ。声をかけながら集まっていくという過程を取りまして、その結果、縦社会、これはどこでもそうです、政党だって縦社会にある意味ではなっているので、もう本当に、縦社会から横社会へというような、横のコミュニケーションを取るといふのに、この一村一品運動が大変役立ったのではないかな。

⁴⁰² 以上については第7回記録も参照。

これは余りお金はかけていません、道は。

一つは、アドバイザー制度を作って、町おこしの先輩なんかを含めていろいろな人にアドバイザーになっていただいて、声がかかって、誰か講師が欲しいといったときにその人を派遣するというようなこと。あと、道内の各地域から、例えば商工会、青年会議所、農協、漁協、それから役場、NGO、NPOというようなところから人をピックアップして、大体30人ぐらいでもって派遣事業をやったわけですね。最初は大分県、次が熊本県、広島県、長野県と、10年間やりまして、最後の10年目は海外に派遣するというのもやっただけですね。

行った連中は、今まで違う職種の人たちとは、同じ町の中だっただけで、余りコミュニケーションがないのに、道内各地の人が集まって、一緒に1週間ぐらい行ったわけですから、みんな仲よくなって、農協もあれば漁協もあるし、商工会もあれば、中には地区労の役員をやっていたのもありますし、そういうような人たちの横のつながりができたんですね。これが、縦社会から横社会へという変化をこの運動が生み出した、大きなポイントになっています。

どうも日本社会は集団的会社でして、今度のサッカー（2022年ワールド杯）を見ていても、最初のドイツに勝った前後は、ともかくテレビも全部やっているし、みんな、わあわあ言う、同じ映像ばかりばあっと流して。どうも日本人はそういうところがあるんですね。何かかっとなるとばっと走っちゃう。これは非常に危険です

403 一村一品運動については、第7回記録を参照。

ね。危険なリーダーが出てきてあおったときに、わっと走り込むという国民性を持っているんだなということも、一方で非常に強く感じました。

あと、一村一品運動をやったよかったのは、前からこういうことをやっていた人たちはたくさんいたわけですが、でも、いつも、何かあったら役場にどなり込んだり議会に文句を言ったりということでも、どうもそういう人扱いされていたんですね。それが、一村一品運動でもって市民権を得たわけですよ。だから、町の中で評価されるようになって、本人たちも更に張り切って。そして、縦社会から横の、農協の青年部が初めて漁協の人と話をする。信じられないけれども、同じ町の中でもそういうことがあるんですね。それが日本社会の持っている欠点でもあるんですが、それをやることのできたということですよ⁴⁰³。

3年間の議会運営の大変さは前にもお話しましたから省略しますが⁴⁰⁴、あのときは、本当にいつもはらはらどきどきしながらやっておりました。

あともう一つは、やはり妻と家族ですね。

家庭のことは、私はもうほとんど妻任せで。今回、長男の史生が小学生のときの文章が出てきまして、「お母さんへ」というもので、「お母さんは、いつもクッキーやパンを作ってくれてありがとう、これからも作ろうね、クリスマスのクッキーと一緒に作ろうね、クリスマスはどんなクッキーかな、お正月においしいお料理をた

404 第20～25回記録を参照。

くさん作ってね、お母さんの誕生日のプレゼント、楽しみに待っていてください。お父さんへ、たまにしかうちにいないけれども、うちにいるときがあったら四人で遊ぼうね、時々はおばあちゃんのと
きみたくお土産買ってきてね」という。ああ、そうか、お土産は余り買っていかなかったな、そういえばと思ったりして。

「由希ちゃん、朋ちゃん、いつも2階についてきてくれてありがとう」——というのは、彼は、2階で一人で夜はもう寝るようになってきたので、初めは真つ暗い中に行くのが怖くて弟と妹についてきてもらっていたんですね。そのことを言っているわけです。

そんなことで、本当に妻にはお世話になりました。

彼女は何でもできるんですが、自分も高齢社会をよくする女性の会、あれは樋口恵子さんがやっているんですね、その理事をやったりして、自分でもいろいろな会を持ってやると同時に、「新しい風北海道」を作ったときは、事務局を一手に引き受けて10年間活動してくれました。

それから、「北を語る会」とかライオンズクラブに、私が出られないものですから代わりに出て「くれました」。ライオンズクラブの仲間、たまに行ったら、ああ、横路さん、奥さんはそのうちひげが生えてきていないか、と冷やかされるぐらい、私が出られない代わりに出てみんなとつき合ってくれまして、また後援会のバックアップ、いろいろ各地から呼ばれたときに代わりに行くとか、一生懸命やってくれました。

405 第3回記録を参照。

本当に、今回こうやって振り返ってみると、前も次男の手紙を紹介しましたが⁴⁰⁵、選挙って嫌だなという手紙も、ああ、そうだったのかと思って。しかし、嫌だと言いながら、やはりちゃんと氣を遣って、風邪を引かないようになって書いてありますところを見ると、いや、俺の子も大したものだなと思って感心していました。そういうようなことが自分の人生の中になりました。

集団というのでいえば、北海道開拓のときに、学校を作ることと、神社を作ったんですね。

神社というのは、日本人の、やはり農民、農業中心の国民性を反映しているんですね。あらゆるものに神様を見るわけです。太陽でしよう、水でしよう、大地でしよう、草花でしよう、虫でしよう、あらゆるものに神様を見て、拜んでいるのが神社なんです。アイヌ民族とそういう点は同じですよ。彼らは狩猟民族ですけれども、やはり自然と共に生きていくという感じなんです。だから、自然と共に生きていくから、自然のもたらす豊かさも知っていると同時に、自然のもたらす災害、恐れというのを知っているということで、自然をよく知って過ごしてきたのが日本の社会なんです。

これは前にも、東大のある先生が、『もう二つの日本文化』というて、中の文化は取り尽くす文化、北と南の文化は自然と共に生きていく文化という分析をした東大の先生がおられましたけれども、やはりそういう面があるんだ、ということですね⁴⁰⁶。

だから、開拓して入ると、まず神社を作っているわけです。支え

406 第4回記録を参照。

が必要だったと思うんです。その支えは何かというと、やはり自然ということがバックにあるんですね。これが日本の国民性というものです。非常に大事にしていかなければいけない点だと思います。どうも神社本庁は何を考えているのかという気になりますけれども、本来、日本人の一つの支えとして神社は全国各地にあるんだと、このことも思った次第です。

○赤坂 冒頭で御縁とおっしゃいましたが、私の方でも最近、別のところで団藤重光先生の新しく出てきた文書を用いた研究会をしているんですが、その中に、大阪空港訴訟についてのいろいろなメモが残っていて、それを調べている過程で、「泉靖一の弟の」泉靖二氏が政府側の証人として意見陳述を行っている資料があるのに気づきました。こういうのも、この御縁があったから初めて、あっと思つて注目するわけです。

そのように研究の面でもいろいろ結びつくものがあって、資料というのは、何か不思議に、出てくるときにはいろいろ重なって運命のように出てくるもので、御縁というのを私も感じておりました。○横路 あと、この間、振り返ってみて、憲法がいろいろなところで軸になっているというのを痛切に感じました。私が質問したいいろいろな幅広い質問も、大体憲法のことを中心になっているんですね。余りそのことの議論はしないけれども、憲法の表現の自由や何が軸になっているとか、基本的人権が軸になっているとか、平和主義が軸になっているとかいう意味で、日本国憲法はやはりそんな

意味で大したものだなと。

それは近代社会の原則なんですよ。世界には遅れたけれども、しかし、敗戦の結果、それまで世界が獲得したいろいろな権利が憲法に凝縮されていて、それが今を生きている我々の基本になっているんだと、憲法をそうやって捉えることができたかなと思つていまして、それもこのオーラル・ヒストリーのおかげだなと思つています。

《国会活動を振り返る》

○横路 次に、国会全体を振り返ってみて、例えば予算について特に問題があるのは、予備費が非常に増えていることなんです。

どういうところに使っているかといったら、軍事予算とか公共事業なんですよ。なにも予備費でやらなくなつていい、ちゃんと予算を組めばいいような話も、全部、予算のときの枠か何かがあって、その枠を外して予算をぶつ込もうというときに、予備費の名を使って潜らせてあるんですね。予備費というのは何か緊急の事態が起きたときのために用意しているお金なのに、最初から予備費で使うというのが予定されているような中身に最近はなっているんじゃないかということですね。

麻生さんのときに予備費がぼんと増えまして、それ以後、本当に増えていくばかりで、もう何としてもここはしっかり議論し直さなければいけないと思つております⁴⁰⁷。

それから、国政調査権の行使については、やはり少数者の権利と

407 例えば参照、「コロナの次は物価高 『乱発』される予備費、国会

の役割はどこへ」朝日新聞2022年7月8日付朝刊記事。

いうのも認めないといけないから、これは委員会の多数派でなくて、3分の1とか4分の1の賛成で権利を行使できるようにすべきだと思いませんし、臨時国会も、自民党の憲法改正案にもありますように、「しかし」国会法の改正で、臨時国会は要求があつたら20日以内に開催しなければいけないという規定を置いて、やれるんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか⁴⁰⁸。

また、私の経験によると、確認答弁というのがありました。あれが非常にいいのは、今までやってきたことを最後に整理して、そして、これは修正する事項だ、これはもうちょっと先になつたらもう一度検討して出さなきゃいけない事項だ、というようなことを確認することができません、答弁の中身を。だから、曖昧に逃げているようなところを逃がさないで、しかし、すぐ今という話じゃなくても将来的にはこれをこうしなければいけないというようなことも議論の中に出てくるわけですから、それを確認するというやり方もある⁴⁰⁹。

それから、第三者機関による調査ですね。国会事故調、原発事故

なお、新型コロナ禍の下で、従来6千億円以下であった予備費が急激に拡大し、2022(令和4)年度は1兆7600億円に及んでいる(これとは別に各特別会計にも8千億円程度の予備費がある)。予備費は本来、目的・金額を定めて国費支出を内閣に授権する憲法第85条の例外である。使途の定めのない巨額の公金が内閣の裁量で支出され、積算根拠を示す調書(財政法第35条第2項)も開示されず、「次の常会」での事後承諾(財政法第36条第3項)も20年以上行われず、かつ不承諾の場合の措置も定められていない点で、国会の財政統制権を根底

の事故調は非常に立派な成果を収めていまして、今、国会図書館にあの資料は眠ったままになっていきますけれども、大いに活用してもらいたいと思います。皆さん方も利用できるんじゃないかと思いませんけれどもね⁴¹⁰。国会事故調が集めた資料です⁴¹¹。

それから、衆参の合同会議。年金の問題でやりましたよね。あれをもうちょっと頻繁にできないかなという気がします。あれは、円卓でもって座って、そして、みんな自由に発言したわけですよ、一人5分ぐらいの時間で。それを、大体取りまとめをするという過程の最後のところで小泉さんが解散しちゃったものですから、あのままになっていきますが、あれもこれから活用できる制度じゃないかなと思います⁴¹²。

それから、時間をもっと取ることでですね。最初からこの法律は2日で上げるとか決めること自身がおかしいんですよ。自民党は事前審査がありますから、自分たちは議論しなくてもいいということかもしれないですが、野党にとってはまさに国会の議論が中心なわけですから、それに時間をかけるという意味では、私の内閣委員会のと

から掘り崩す危険性を秘めている。

⁴⁰⁸ 第25回記録を参照。

⁴⁰⁹ 第13回記録を参照。

⁴¹⁰ 2023年8月19日時点で、一般国民が閲覧できる状況にはなっていない。

⁴¹¹ 第22回記録を参照。

⁴¹² 第15回記録を参照。

きの議論、一人で最大5時間、あと、4時間半とか。ああいう質問は、今はほとんどできないでしょう、どこの委員会でも。何かもう時間も日にちでもって制限されてしまっていますから。かつては、委員会の中の委員を中心に考えて、質問の希望者がいなくなったら採決という、極めて単純にして明快ですからね。これは、やったらスムーズにいくと思いますし、問題はないと思います。そういうようなことも国会の活動を通じて感じて、まだ解決されないで残っている問題だと思っていますので、是非、現役の人にはやってもらいたいなと思っています⁴¹³。

それから、東京新聞の2017年の6月27日に、鎌田慧という人が、これはちょっと安倍さんを想定しているんですが議員一般に言えるものなんですね、欠如しているものと過剰なものというのを挙げていますよ、漢字を拾って。

例えば、欠如しているもの。率直、自省、反省、謙虚、謙讓、尊厳、公正、信義、信賴、尊敬、高潔、透明、潔癖、恥辱、自由、民主、公明、品性、知性、理性、配慮、思慮、礼節、平和、想像力、愛、国会議員にこれが欠如している。これは一般論として言えることだと思えます。

過剰なもの。傲慢、強引、多数、無知、無恥、無視、軽視、詭弁、曲解、奇計、奇策、欺罔、侮辱、侮蔑、饒舌、罵倒、強引、意向、

⁴¹³ 第3回・第4回記録を参照。

⁴¹⁴ 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が2022年11月22日に岸田首相に手渡した報告書のこと。

付度、身内、腹心、虚言、巧言、秘密、共謀、独裁、戦争、無責任、印象操作、はしゃぎ過ぎ。

この過剰なもの欠如しているものというのは、あらゆる人に、僕ら自身にとっても言えることだと思って、この随筆、「本音のコラム」という鎌田さんの書いた随筆がありまして、「あきらめない」という、その中に書かれています。

《安全保障問題に対する懸念》

○横路 さて、それから、最近の問題で一番困るのは、安全保障の問題ですね。やはり非常に気になります。

最近の安全保障をめぐる問題、有識者会議の提言もありましたけれども⁴¹⁴、一つは、先制的自衛権の行使、反撃能力の強化ですね。反撃能力という言葉に換えていますけれども、中身は先制的自衛権の行使。

それから、軍事予算の増額。

それから、あらゆるものがもうガイドラインで「決定され」、日米共同作戦がベースになっているということ⁴¹⁵。

それから、Jアラート。一体どういう役割を果たしているんだろうか、効果があるんだろうか。

それから、最近の日本の軍備強化に対する周辺国の反応はどうな

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bouei-yoku_kaigi/pdf/20221122_hokokusyo.pdf

⁴¹⁵ 第14回・第27回記録を参照。

のか。昔、総合安全保障論というのがありました。大平さんが中心に言われたんですが⁴¹⁶、これはどうなっているんだろうかということが気になります。

そして、専守防衛。専守防衛というのは、戦後の日本の、憲法に基づいた、ある意味でいうと憲法と日米安保を調和させた一つの戦略なんですね。それを完全に放棄することになっているんじゃないかと思えます。

先制的自衛権の行使の場合、問題は、攻撃される「おそれ」です。すなわち、何をもって明確にこれから我が国は相手の国から攻撃されるおそれがあると判断するのか、という問題です。その判断は、政府が判断するわけでしょう。これは、一体どういうことをもって、そう判断するのかというのも非常に問題になります。明確ではないわけですよ。現在の自衛権の行使では、日本に対する急迫不正の侵害があったということですから、これはまだ明確ですよ。今度は、先制攻撃のおそれということで、これが非常に問題になります。

それで、一体どこを対象にするのか。軍事基地なのか。軍事基地といったって、今の北朝鮮を見ていると、移動して、全国どこからでもミサイルをぼんぼん撃っているじゃないですか。潜水艦もどうするんですか。ちゃんと把握できるんですか。

軍事基地、特にミサイル基地、レーダー基地。軍事基地は、レー

⁴¹⁶ 内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室(編)「総合安全保障研究グループ報告書」『大平総理の政策研究会報告書―5 総合安全保障戦略』(大蔵省印刷局、1980年)所収を参照。

ダー基地は分かるけれども、実際のミサイルの発射基地は分かるんだろうか。どうもそれは分からないようだし、何十か所もあるみたいですよ。そうしたら、その何十か所に本当にまとめて撃つのか。どうも最近の報道を見ると、衛星群を飛ばして、それで察知するんだと。何か50の衛星を飛ばすという記事が出ていましたけれども⁴¹⁷、そんなことにお金を使うよりも、地震対策をもうちょっとちゃんとやった方がいいんじゃないかと思うんです、最近のあちこちの地震だとか火山の噴火とかを見ていると。日本列島は、どうも噴火がこれから、火山活動がますます活発になるという話もありますし、むしろそういうことの方が心配ですね、安全の面からいうと。

それから、北朝鮮や中国が先制攻撃を日本に本当にやるんだろうかということですね。

それから同時に、今度は、先制攻撃をした側も、全部潰さなかったら、一発でも残したら、これだけやられたんだからといって原発に一発落とされたら終わりですよ。みんな原発はやらないものと思つて、ロシアも撃たなかったという人がいるけれども、しかし、そんなのは自国の存続が危なくなったらやりかねないし、「可能性としてあるわけだから、そんな危険なことを本当にやっていいんですか、ということになるわけですね。

中国に先制攻撃したためたためにやられるんじゃないですか、日

⁴¹⁷ 2022年11月28日付読売新聞記事「小型衛星50基で攻撃目標を特定：『反撃能力』へ一体運用、24年度にも打ち上げ」を参照。

本は。特に、沖縄の南西諸島なんか、島ごとにミサイル基地を配置しているでしょう、ミサイル基地とレーダー基地と。あんなの、何か起きたらすぐやられますよ、日本が参加したら。まして先制攻撃をやれば、向こうにとつてみれば理屈は国際法上成り立つわけですから。自衛権を行使すると言われたら、反論のしようがないじゃないですか⁴¹⁸。

結局、アメリカを守ることになるんですね、日本が盾になって。アメリカも、今のバイデン大統領は、自分が表になるといよりは、出ていけるところはできるだけ前面に出させて、バックアップするという姿勢を取るんじゃないですかね。

日本が先制攻撃をするといったら、それは国会の決議も必要です。しかし、安保法制に伴う自衛隊の活動については、いわゆる特定秘密保護法がありますから、どのぐらい本当に言うんですか。本当に先制攻撃するということを言うわけではないでしょう。事前にそんなことを発表して先制攻撃するばかはいないですよ。

先制攻撃というのは、理屈からいくと、先制攻撃をする体制を作ることによって相手を抑止するんだという考えでしょう。しかし、

⁴¹⁸ 例えば松井芳郎は、「いつ相手が攻撃に『着手』したかが重要になる。その判断は客観的事実によって裏付けられたものでなければならぬ。日本が敵基地攻撃をした際、相手からの武力攻撃を証明できなければ、日本が侵略者になってしまう。その危険を十分認識しておく必要がある」と指摘する(朝日新聞2022年12月1日付記事「自衛名目、増す攻撃性 防衛政策を転換 相手の着手認定、当初こたわった公明」)。

そんなことになりませんよ。その攻撃を防ぐためといって、更に対抗する軍事力を周辺の国は上げていくんですから。

だから、専守防衛といって、特に、前に福田赳夫さんがフィリピンのマニラで宣言した東南アジア外交3原則(「福田ドクトリン」というのがあるんですね⁴¹⁹)。戦前、日本は日本の製品とともに軍隊が出ていったけれども、もうそういうことは憲法で禁止されているので、我々はそんなことはやりません、という宣言をしたわけですよ。各国、初めはものすごく警戒心があったんですよ、戦後、日本の品物が出ていくことに。それでまた軍事力が出てくるんじゃないかと。その発言で大分収まったんですね。そういうことを考えると、国会に一体何をどのように諮るんだろうか。それはやはり周辺国に対する脅威を与えることになるんですね。

そして、実は、安保法制を作ったときに国会の決議、附帯決議とこのがあるのを御存じですか。存立危機事態のときなんかも含めて自衛隊の活動に対する常時監視や事後検証のための国会の組織の在り方について各党間で検討を行うという附帯決議があるんですよ。それが全然実行されていないんですよ⁴²⁰。

⁴¹⁹ ①日本は軍事大国にならない、②ASEANと「心と心の触れあう」関係を構築する、③日本とASEANは対等なパートナーである、の3点を内容とした。

⁴²⁰ この附帯決議については、中内康夫「平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する国会の関与——国会承認の在り方をめぐる議論を中心に」立法と調査416号(2019年)28頁以下を参照。

だから、いざ先制攻撃するといった場合に、一応、自衛隊を動かすわけですから、国会には諮らなきゃいけないんですよ。しかし、何と言って諮るんですかね。まさか先制攻撃すると言って諮るわけにいかないでしょう、きっと。

Jアラートも、どうも今までは対象地域を誤っていますよね。何か東京の都下の島が対象になってしまったり、それから、日本海の上空を越えていないのに、つまり日本に来る前に落ちてしまったのにアラートを鳴らしたとか、いろいろあります。

いづれにしても、すぐ近いわけですよ、北海道から見れば、もう北朝鮮というのは。札幌から見れば仙台とユジノサハリンスクが同じ距離なんですから⁴²¹。そうすると、鳴ってからどうやって避難するんですか。大体、避難する暇もないでしょう。そして、鳴ったら、みんな止めているじゃないですか、新幹線から何から。大きいですよ、そういう被害というのは。

最近では、対象地域も何か所も移動するから分からないから、対象地域は特定しないというわけでしょう。書かないでしょう、全然。そして、司令部機能も〔反撃能力の行使対象だ〕と言っていますよね。すると、何も軍事基地ばかりじゃないわけですよ、ミサイル基地ばかりたたくということじゃないんですよ、先制的自衛権の行使

というのは。そうすると、相手の民間の人間だって被害を受けるということになります。

そんな意味で、Jアラートというのも非常に問題です。本当にJアラートが必要なのか、どんな意味があるのか。しかも、北朝鮮がもし何かアメリカと戦争になって狙うのなら、まず米軍基地でしょう。それは日本の基地じゃないですか。(しかし)向こうから見れば、日本のミサイル基地や日本のレーダー基地じゃないんですよ。だから、Jアラートなんてやったって、間に合いやしない話ですよ。それに、今、避難シエルターを国が確保するとか、南西諸島について何かやっていますよね⁴²²。本当にそれでいいんですかということ、もうちょっときちんと議論すべきですよ。

こういうことを専門的に議論する人がいなくなったものな。昔だったら、私とか、檜崎さんとか、上田哲とか、田英夫とか、大出俊もいたし、みんなでぎゃあつとやると相当議論できたんですが。今、全然記事にならないでしょう。しない方も問題ですがね。

それから、軍事予算ですよ。幾ら増やすんですか。何か5年間で40兆円という新聞記事が出ていましたよ⁴²³。1年間で8兆円ですよ。今、5兆3千億円ぐらいでしょう。だから、倍には行かないけれども、倍近く伸ばすということになりますよね。GDPの2%

⁴²¹ 第7回記録も参照。

⁴²² 共同通信2022年9月16日付配信記事「沖縄・南西諸島に避難シエルター 政府検討、台湾有事を想定」を参照。

⁴²³ 例えば参照、2022年12月1日付日本経済新聞記事「5年間の防衛費、40兆円超で調整 現行計画から5割増 政府、与党に指示」。

が目標だと岸田さんも言っているということなので、一体岸田総理も何を考えているんですかね。何を考えて、いろいろ発言して、行動しているのかですね。従来の彼の考え方とは大分違うことを言っているように思えてなりません。

法人税増税については、もう経済界からは反対だと言っているでしょう。じゃ、所得税をやるんですか。この間、安倍政権の下では、法人税を下げて、そして、給料は上がらないで、いろいろな保険料、介護や何かを含めて保険料が値上がりしているじゃないですか。それは個人にとってみると大変ですよ。しかも、働いている人の40%が非正規社員でしょう。今、そういう状況に日本は置かれていますよ。

円安がどんどん進むから、ドル換算した一人当たり国民所得の国際的比較がもう圧倒的に下がっていますよね。日本は2、30番目ぐらいじゃないですか。20番以内には入っていないですよ。ずっと下ですよ。韓国も上に行っているんじゃないですかね⁴²⁴。本当によく現状を見てみないといけないと思います。

それから、外交も、日米基軸。ガイドラインで、ほとんどもう司令部機能は、陸海空みんな、ほぼ一体化していますものね。そして、横田にある航空自衛隊の基地、米軍の空軍基地、あそこのスクリーン、この間、見に行ったんですけれども、断られて、今ちようどもみんなが座って見ているところですから駄目ですとか言われて見ら

れなかったんですが、大きなスクリーンがあって、それにアメリカ軍の兵士も一緒に座っているということです。市ヶ谷の自衛隊の本部のスクリーンにも、米軍から人が行って座っているようです⁴²⁵。

そういうようになっていっていると、敵基地に対する先制攻撃、こっちが攻撃されるおその判断というのは情報が必要でしょう。それは誰の情報ですかということ。国家安全保障会議も、国家安全保障局があつて、文民のレベル、軍人のレベル、それから個々の軍隊レベルまで、一緒になる仕組みが全部でき上がっているじゃないですか。この一番ベースになっているところに情報は行くんですから、そこから上がってきたのを上で否定できるかといったら、前に石破茂代議士と議論をしたんですが、そんなこと、否定できるわけないと言っていますよ。米軍のある意味では思いどおりになる、ということ⁴²⁶。

そうすると、何でもかんでもみんなアメリカの指示がなければできなくなってしまうので、結局、そのためのいろいろな費用を、今大体年間5兆3千億ぐらいのを8兆円にすると。毎年8兆円ですよ。だから5年間で40兆円と言っているんですよ、彼は。

すごいですよ、このお金。それで、国債はもう余り使えないからというんでしょう、ほかに財源を探すといって、財務大臣もいわくありげにしゃべっていますが、要するに法人税と所得税になるわけでしょう。大体消費税2%分ぐらいですからね。あるいは、消費税

⁴²⁴ 2023年8月段階で日本は37位、韓国は33位。

⁴²⁵ 第14回記録、および2022年12月7日付日本経済新聞記事

「反撃能力の運用、日米で共同計画策定へ 標的情報を共有」も参照。

⁴²⁶ 第27回記録も参照。

をまた上げる、20%にするとかいう話になるのかもしれないけれども、そういう話が出てくる心配がありますね。

ただ、増税をはっきり出したら、選挙をやれば負けますからね。そんなことは言わないんですよ、選挙の前には自民党は。選挙の前に言ったのは民主党ですよ。あれは、本当にばかだなどみんなに言われていました、選挙の前にしゃべるなんて。野田政権のときに、消費税を上げるのは、一遍に上げなかつたでしょう。そして、選挙の度に、先送りします、先送りしますと、何回かの選挙をそれで自民党は乗り切っているわけです。

周辺国もどうするかといえば、じゃ、更にその攻撃に対処するよ、うに軍事力を上げようという、いわゆる安全保障のジレンマと言われるやつなんです、こっちが上げれば周りも上げる⁴²⁷。

どうも軍隊同士なんて世界を通じて仲いいようですね、お互いに褒めるんじゃないくて、お互いに批判し合って、自己批判も含めて批判し合って。そして、相手の軍事力が上がったことを理由にして、こっちも上げる。こっちが上げれば、それを理由にして、やる。最初の出発点はどこなんだとよく見ないと、何でこんな軍拡競争が始まったのか分からない、こういうことになりかねないですよ、これは。

北方領土も、今ものすごい基地になっちゃっていますよね。あれも、発端は何かといたら、日本・ロシア会談の前に、2島を返し

⁴²⁷ 南塚信吾・油井大三郎・木畑洋一・山田朗『軍事力で平和は守れるのか——歴史から考える』（岩波書店、2023年）も参照。

たらどうなるんだ、4島を返したらどうなるんだという議論があつて、そうしたら安保適用になるから米軍の基地ができる可能性もあると言つて、それを否定しなかつたんですね、あのときの安全保障局長か誰かがロシアに行つて。それ以来、それからはもうほとんどノンですよ。それはもう駄目ですという話になっていって、彼らの方も、それでもつて、北極海航路のことなどもこれあり、北方4島は軍事的に非常に大事だということ、4島の軍事力強化をどんどん進めていっています、今も。昔の日本の基地の跡で、使っていなかつたところの再開発をしたりしているんですよ⁴²⁸。

そういうことになっちゃうんですね。そうすると、北方領土でいろいろと軍事力を強化したから、こっちも北海道にそれに対抗するものを置かなきゃいけないとなると、だんだんお互いに膨れ上がつていく、そういう仕組みになっています。

専守防衛というのは本当にすばらしい戦略だったと私は思います。あれがなくなると、攻撃は最大の防御なりという軍事論になるわけですから、それしなくなるわけですから、軍事力強化になつて、軍備拡大競争が始まつて、金もかかるからといって金も注いで、じゃ、その金はどうするんだといたら、結局は庶民が負担するということになるんですよ。この問題は大きい国会でやってほしいな、しっかりと調べて。

今の立憲民主党に、誰が安全保障の専門家ですか、僕の持つてい

⁴²⁸ 第27回記録も参照。

る資料も少し渡したいんだけど、と枝野さんに聞いても、さあとか言っただけで首をひねって、福山さんに言ったら、いや、私がいいますなんて言うんだけど、誰か若いのはいいのかなと言っているんです。大変膨大な資料がありますので、ただ焼却するのはもったいないと思っています。

《経済問題と格差問題》

○横路 さて、次は経済問題です。

要するに、2013年から、2%の物価上昇のために、いわゆる三つの矢ですか、金融緩和、強力な財政出動、それから成長戦略、この三つですね。金融緩和と財政と成長戦略ということで、成長戦略はほとんどなくなりましたね。原子力発電所が成長戦略の一つだったんですよ。あれも全て、ベトナムも含めてやめになりましたからね。

そして、ともかく物価が上がれば賃金も上がるということだったわけですが、物価は上がっているけれども賃金は上がらない。それだから金融緩和を続けるんだという理屈になって、全然理屈じゃないですよ。金融緩和したら物価が上がる、物価が上がれば賃金も上がる、しかし、2年間やって駄目だったんですから、本当は方針が変わらなきゃいけないわけでしょう。ところが、日銀総裁の理屈は何かというと、賃金が上がらない、物価が上がらないからだ、だから金融緩和を続けるという理屈になっているんです。これは理屈

とは言わないですよ。

結局、なぜ変えられなかったかといったら、安倍政権が続いたからでしょう。安倍政権が途中で辞めていけば、円安政策もやめたんじゃないですか、日本政府。そのチャンスがなかったんですよ。菅政権から岸田政権になってから少し変えようとしたら、安倍さんが猛反対して、潰されてしまったじゃないですか、この路線を転換しようとして。だから、ずっと今も続いているということです。

一連のグローバル企業だけプラスで、家計やほとんどの中小企業にとってはプラスではなかった。賃金が上がらないから個人消費も伸びないし、法人税は減税して大企業は働きやすくなったけれども、社会保険料が上がって、ということですよ。

それで、財政出動もだんだん利かなくなりました。それは、前にも話したように⁴²⁹、製造業と公共事業の持っている効果がだんだん下がってきて、むしろ、所得移転、社会保障などの政策の方が経済的な波及力も雇用吸収力もあると、SP18が示したとおりの状況になっているわけですよ。しかし、それに反して、財政、財政ということで、国債ばかり増えていって、結局は、国債の発行したやつ、最近では日銀が4割以上持っているんですよ。そういうようなことになっています。

本当は、あれは、国債を発行して軍事費に使って拡大してきたという戦前の反省から、そこはやめようということで、政治と日銀との関わり合いを一応絶って、日銀は独立した組織に変わったわけ

しよう。日銀の総裁だって途中で辞めさせることはできないんですから、本人が辞めると言わない限りは。

結局、最近の数字を見てみると、例えば、今年、2022年の4月―9月を見ると、輸出はプラスですよ、49兆5222億で、21%プラス。しかし輸入はマイナスです。58兆7556億でマイナス42・1%。貿易収支、輸出と輸入の差はもう完全に赤字になっていますね。GDPだって、それに伴ってやはりマイナスになってきています。

円安の影響はいろいろなところであって、最近困っているのは留学生ですよ。留学生が円を受け取って家に送っている、その円の価値が下がっているわけです。

だって、2012年は1ドル80円だったんですよ。民主党政権の最後のときは、1ドル80円、それから90円になりかかるかどうかというところで、まあ80円台だ。今は幾らですか。140円でしょう。それだけ日本の価値は下がったということなんです。やはり世界の中の日本の経済的な位置がどこにあるのかというのはドル表示で見た方がよく分かりますよね、全てのいろいろな数字というのは。

私も、最近の安倍政権について分析、前にいろいろな数字を皆さんにお見せしましたね、麻生政権末期、民主党政権末期、安倍政権3年後、安倍政権最近と⁴³⁰。最近のこの140円下のいろいろな数字をあのときのいろいろな数字の指標に合わせて書き出してみ

⁴³⁰ 第25回記録を参照。

ましたので、ますますそれがはっきりしてきています。もう何か民主党政権の方がむしろ高かったりするわけですよ、総雇用者所得にしても、一人当たりの所得にしても。やはりそれだけドル表示でいうと下がってしまったということなんです。

それから、海外でもサラリーマンが、ドルで給料をもらっているところはいいけれども、円で給料をもらっているところは大変苦労しています。それは、円の評価が下がっているのをまともに受けま

すからね。そして、もう一つは、円安政策と併せて、日銀が株を買っているじゃないですか。大体、全体の8%を占める40兆円の公的マネーの存在だと。これは、東証一部の1945社、これは2016年の数字だな、そのうち980社で日銀が5%を超える大株主、全体の4分の1に当たる490社では事実上の筆頭株主になっているわけです。

世界はみんな見えていますからね。株価はこの頃下がらないじゃないですか。大体2万5、6千円から7、8千円ぐらいのところまで、全然、ほとんど移動なしでしょう。個別の株はもっと減ったり増えたりしているわけですけども、すぐ日銀が助けに出てくると分かっているから、海外の投資家はみんなそれを見て投資しています。

あと、所得税の最高税率も下げてきたんだね。1983年は75%だったんですよ。それが、2015年には45%なんだ。今や何%ぐらいになっていますかね、所得税の最高税率⁴³¹。

⁴³¹ 2022年4月1日段階では45%。

労働分配率も下がってきているし、実質賃金も相当下がってきていますでしょう。2010年が100とすると、2015年は94.69ですね。だから、過去のいろいろな減税とかこの円安で上げた利益は内部留保と株主配当と役員賞与に回っているんですね、前にもお話ししたことがあると思いますが⁴³²。給料に回っていませんよ。やはり給料は1997年がピークですね。そこからずっと下がりが放しです。エンゲル係数も高水準ですし。

いずれにしても、いろいろな格差、地域の格差、東京と地方、雇用の格差、正社員と非正規社員、教育の格差、出た大学、高校、中学とかという格差、男女の格差、死亡の格差、所得の低い人の方が死亡率は高いですよ、それから貧困層の拡大というようなことで、結局、円安政策の結果は、格差を拡大したということだと思っています。この際、本当に今、経済政策と安全保障政策を真剣に、基本のところの議論をしっかり取り組んでいかなければいけないときに来ていると思いますね。大事なときです。

《お世話になった方々》

○横路 それから最後に、全ての人の名前を出すことはできないんですけども、非常にお世話になった人、みんなにお世話になったんですが、その代表格をちょっと名前を挙げたいと思うんですね。小学校の担任の先生は二人です。1年、2年生のときの阿部トキ先生と、3年生から6年までの赤石武士先生。中学のときも二人で

す。杉木敏夫先生は、1年生のとき担任で、けがして戻ったとき、また担任になった。中学2年生のときは佐藤直一先生。

これらの先生、なかなか立派な先生なものですから、クラス会をずっとやっています。大通小学校もクラス会をやっているものだからね。私を取り巻く会の中で野人会というのがあるんですよ、これは大通小学校のときの友達。皆さんにお渡ししている写真の中にはだしの子供がいる。この中に知った顔が二人ほどおりまして、今もつき合って、一人は亡くなりましたけれども、元気なおられます。どうしてそういうことをやっているかというところ、やはり先生がよかったから集まる機会があって、それが今も続いているんですね。

後援会長は、石附忠平先生、戦前からのつき合いです。それから、佐野法幸さんという道会議員、高田治郎先生、兼古哲郎さんと、この四人が後援会長。

東京の後援会長は、竹田厳道さん、阿部武夫さん、阿部武彦さん、三人です。

事務局長は、福田正幸さん、西尾彰さん、岡田勇さん、的場芳男さんでした。

それから、札幌ライオンズクラブ、野人会、新創会という中小企業の経営者の集まり、YG会というゴルフの会。ライオンズクラブと野人会と、そういうような私を取り巻く会合があって、顔を出していたんです。

国會議員でお世話になったのは、やはり安井吉典先生、川村清一

先生、それから檜崎弥之助代議士、土井たか子、上原康助。これは、もう名前を挙げれば切りがないんですが、このぐらいにしておきます。

あと、道会議員では、保格博夫、段坂繁美、西本美嗣、原清重、熊谷克治、青木延男。特に、保格さんは知事交代のときの窓口になってくれた人で、西本さんは、当時の社会党の事務局におられて、いろいろとバックアップしてくれた人なんです。

それから、友達としては、江本秀春、上田文雄、これは弁護士ですが、飯島純、池田修義と松林詔八です。

あと、団体として推薦を受けていたのは、労働組合の全道労協、それから連合になりました。それからあとは、農民連盟という、農協とは違う農業者の組織がありまして、これがずっと我々と良好な関係を持っているんです。それから、商工連盟という中小企業の人集まりがあつて、これも我々と密接な関係がある団体。一応、北海道の場合の民主党は、つき合いが広いですから、それだけ力もあつたということなんです。一時期、例えば、旭川の五十嵐市長とか、北見の市長も釧路の市長も、帯広の市長の吉村さん、釧路の山口さん、北見の宇佐美福生市長、みんなこちらの仲間、先輩が市長をやっていましたから。そういうようなことでやはり大きな歴史的な力というのはあるんですね。そういう関係です。

団体の関係でいうと、兼古哲郎さん、大場昭寿さん、八島一夫、小納谷幸一郎、田村武、後藤森重、相原茂、前仏松二、島竜雄。

秘書では、東京が北岡和義、三田高司、山口修、四方喜代子、齊

藤一枝、佐藤陽子、札幌は森敏捷、斎藤邦明、佐藤克、道下大樹、三浦美知子、佐藤まゆみ、細川美智子の各氏。

そして、副議長、議長の時に秘書としてお世話になり、このオーラルヒストリーでもお世話になった衆議院職員の但野智氏に改めてお礼を申し上げます。

そのほかたくさんいるので、名前を挙げると、ある意味でいうと、何で俺は挙がらないと思われ人がいるかもしれないので、ちょっとちゅうちよしたんですが、やはり非常にお世話になった人、それぞれにおられるので、名前を挙げてみました。

《国會議員の家庭と世襲》

○原口 今日の本筋とは離れるかもしれませんが、ここ数年、議員の定年制や世襲議員に関する問題が話題となっていますが、その辺りに関してお伺いさせていただきます。

先生は、経緯としてはちよつと形は違ったかもしれませんが、世襲といえますか、親子代々議員を務められたわけですが、世襲議員に関してどのようなお考えでしょうか。

○横路 これはそれぞれの党が決めることですね、自分の党で出す議員について。

例えば、2世の問題は非常に大きい問題でしょう、私もそうですけれども。やはりピンからキリまでおられますからね。

また、定年制の議論は余り聞いたことがないし、定年制がいいのかどうか。各政党では決めているでしょう。

要するに、これは何か全体的に決めるものではなくて、立候補する権利は大事な国民主権のうちの一つですから、それは各政党が自身のことを考えてやるべきじゃないでしょうかね。

やはり老中青ですよ、前に周恩来首相に言われましたけれども。老人だけだと進歩、発展がないけれども、若者だけだとどこに向かって走っていくか分からないから、やはり年齢のバランスがそれぞれ必要なんだというお話でした。まさにそうじゃないでしょうかね。

○原口 もう一点お伺いしたいのですが、先ほど、御家族のお話で、お子様の手紙です、お父さんがちよつと「家にいることが」少ないというお話がありました。

日本の国会議員は女性議員が少ないということが度々話題に上がっていますが、長年の議員のご経験上、議員生活と家庭を両立させるためにはどういう支援があるとよい（とお考え）でしょうか。

○横路 特に女性議員の場合、必要でしょうね、やはりいろいろなバックアップが。国会にも一応保育園があるんですが、どういうバックアップが必要なのかということも、これはなかなか制度としてやるというのは難しいから、結局、各政党がどういうバックアップをするか考える、ということだと思います。

女性議員がもっと増えてきたら、やはり変わってきますよ。私だけがをしたときの例をお話ししましたが、やはり、けがをしたり、土井さんが議長になって初めて女性用のトイレができたんですからね、そういうような、男社会の中における女性の議員が増えていく。それから、障害者が、れいわですか、参議院に出てきて、それ

によってやはりまた変わっていますもの、参議院は少なくとも。質問をどうするかというようなことも、工夫して質問していたじゃないですか。だから、そういうようなこと、本当に必要なことというのは、ああいう人たちが出てきて主張する。

やはり国会議員としての議員活動ができるのは、ちゃんとそれは衆議院や参議院として保障していかなきゃいけないわけですからね。それをやるのがどうなるかといったら、それは衆議院は衆議院、参議院は参議院でやはりやるべきことがあるのであって、何か国の法律みたいなもので決めちゃうということは必ずしもなじむわけではないんじゃないでしょうか。

《国会議員の個人文書と保存問題》

○赤坂 最後の辺りで、安全保障関係で膨大な個人資料が残されているということでした。

今はまだいいんですが、何回も申し上げているように、今から何十年かたつと、もう何が何か、記録を読んでもよく分からないということになると思うので、このオーラルとの関係で、うまく関係資料を意味づける形で残せていくと、とても有意義であると思います。全部資料を残すとすると、また事務局の方も大変かなと思いますがお話いただいた中身に関わる事柄を、直接提供していただいたものや、その背景、もう少し背景の分かるようなものまで一式を、オーラル記録として残すという選択肢もあるかなと思います。

本当は、政党文書館みたいなものがあって、そこでちゃんとアー

キビストがいて資料として整理して残していくのが望ましいのですが、我が国の場合、政党の離合集散が多く、また、そもそも文書をちゃんと残すという文化があまりないので、こういう機会に、まだ失われていない資料を体系的に残していくということも御検討いただけたらと思います。

○横路 分かりました。

今、1回から8回までは、この前、先生方からいただいたやつを更にチェックして、それから、1回、2回としゃべるごとに、今まで渡した資料を整理して並べ替えてもらったんです。

まず一つは総論の部分です。総論は総論として、これは資料をちゃんと、例えば『横路節雄伝』だとか私の書いた本だとかいろいろありますから、そういうものをまとめて置いておく。

また、お渡ししていない資料で、知事のときのいろいろな資料が意外とあるんですね、冊子になっているのが。そういうのはみんな、知事の部分の冒頭に持ってきて、資料として残すということを考えています。

それからもう一つは、できるだけ本文の中で引用してもらおうという使い方と本文の中には非書き込んでもらいたい、使ってほしい。

例えば、知事選挙で当選したときに私の妻が書いた「冬のバラ」という随筆があるんです⁴³³。それが当時の空気を非常によく伝えています。それから、人の弔辞を載せるものではないとは思いますが、上原康助先生と五島正規さんのやつは載せてもらっています

ので、あと、ちょっと松林詔八君のときの弔辞が、同じようにどこかに載せてもらいたいなと思っています。

安全保障の問題はあちこちで議論していますけれども、そのたびに、例えば、アーミテージだとか、何とつけたっけ、名前が出てこないんだけど。

○赤坂 ジョセフ・ナイですか。

○横路 ああいう人たちの資料、まだ提供していないのもあるわけですよ。だから、そういうのはやはり資料として、アーミテージ文書なんというのは非常にその後の安倍政権というか日本の安全保障の流れを作った中身になっていますので、是非それはまた記録として残してもらいたいなと思っています。

さっき先生からお話があったように、私の安全保障に関するいろいろな資料というのは、古くはマッカーサーの発言から何から、そんなもので、古いものまでありますので。そういうのは、どこでも手に入るといえば手に入りますが、まとめて見るとまた違ってくるので。日本国憲法との関係、そんな発言なども非常に興味深いものがあります。

特に、国会図書館に要求して出た資料というのは、本当はそのままお渡ししてもいいぐらいにまとまったものがあります。例えばチエルノブイリの事故についてという資料は、非常に厚いもので、いろいろな見解や状況がまとまっているので、これはみんなばらばらにしないで、そのまま資料として残したらいいかなと思います。国

会図書館がせっかく総動員して集めてくれた大事な資料がたくさ
んありますので、それをやはり、是非、安全保障のときには使っ
てもらいたいなと思っています。

○赤坂 そういう方向性が望ましいと思いますとともに、今お話し
いただいたのは、オーラルの中で直接出てきた、あるいは組み込め
る資料をうまく体系的にもう一度整理し直すということでしたけ
れども、その記述の背後にある様々な事情が、関連資料を読めば分
かるということもあると思いますので、直接オーラルの中に引用さ
れるか言及されるか、そうしていかないものであっても、何らか関連
するものであれば一つのまとまりとして残しておくことに意味が
あると思いますので、よろしければ御検討ください。

○横路 はい、分かりました。

○赤坂 さきほど事故調の資料なんかも、今、一般にアクセスして
使うことが難しいというお話でした。たしかウェブ上の記載も削除
されて、これが国会図書館のインターネット資料収集保存事業の一
環としてのみ閲覧できる、ということのようです⁴³⁴。

そういうことから、我々の目から一旦消えてしまうと、後から
意識化してそこにあつたはずの資料や問題を見出していくのが難
しくなるんじゃないかと思っています。その意味でも、図書館の中で、
ああ、こんな本があつたみたいな形で、関連する知の体系を残して
いきたいと思っています。私もあと何十年かしたらこの世に多分いな
いと思しますので、後世に良い形で残していければ、と考えている次

第です。

○横路 いやあ、先生からうまく誘導してもらったので。
確かに、やはり本当に憲法はいろいろ関わり合いを持つてくるん
ですよ。

○赤坂 特に憲法関係資料は、御質問とか答弁とか、資料を法制局
や国会から出してもらって使われたものとか、こういう憲法関係資
料は、横路先生のものには貴重だと思います。

○横路 私の国会で議論した議事録は総論のところに残しておい
てもよろしいんでしょうか。

○赤坂 ええ。逐一引用すると冗長になるかもしれませんが、少な
くとも関連資料として残しておいたり、それに対して言及をする、
引用するというのは大事だと思います。

○横路 引用は大分していただいているんです。ただ、資料として
残してもらった方がいいなと思っています。

もちろん国会に横路孝弘の質問と聞けば出てくるんですけれど
も、一応、今回のオーラル・ヒストリーの中で、かなり国会の質問
もベースになって、野党議員だから、しゃべってきたと思うんです
よね。河野さんのやつも衆議院事務局がやっているんですけれど、
多分、国会の議論じゃなくて、専ら権力の中枢にいろいろな形で関
わってきた方だから、いろいろな秘密もあるんだろうし。ただ、私
の場合は、今までお話ししたとおり、秘密的なことは何もありません。
国会の質問は、非常に楽しくと言ったら語弊があるかもしれぬけ

れども、張り切ってやっていたからね。だから、議長を辞めたときに、大体議長を辞めた人は国会で質問なんかしないものだ。先輩議員に言われましたけれども、そんなことをいったって、数が少なくなっただけから、しかも重要な法案がかかっているんだからやりますよと言って、やったわけですが。

○赤坂 先生から御提供いただいた中で、重要なものと思っていたのは、民主党の初期の頃の資料ですね。民主党草創期の資料等は、失われつつあるところを何とか救ったものもあります。

○横路 民主党の立ち上がりの経緯、経過ですね。

○赤坂 はい。特に、書籍になっていないような、何かパンフレットとかですね。そういう雑多なものはすぐに失われてしまいますので、あればまとめたい。

○横路 あります。もう失われて、なくなる、おっしゃるとおりです。

今度渡す写真の中には非常に珍しいものがあった⁴³⁵。G8の、広島で会議がありましたでしょう、河野さんが議長のとときに。あのとき、前の日の夜、福田首相に呼ばれて、食事があったんですよ、G8の人と。僕も誘われて、私と、あと福田総理を写している写真があるんです。これは福田総理最後の夜ですから。

○赤坂 最後ですよ。

○横路 あんな写真があったんだなと思って。ひっくり返したら出てきましたので、持ってきました。

○赤坂 総辞職を決意されていたときですよ。

○横路 はい、そうなんです。だから、みんなに次の日、何でだ、どうしてだと言われました。そんなことは、全然、誰も想像できませんでしたからね、突然辞めるということは。

【第28回関係資料】

○衆議院議員の引退と思い出されること

・横路史生氏作文

○国会議員の個人文書と保存問題

・松林詔八君の告別式あいさつ